

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 報告書

2023（令和5）年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

序章 認可外保育施設の利用者の 保育等ニーズに関する調査 事業要旨	1
第1章 はじめに	11
1. 調査事業の背景・目的	11
2. 調査事業の概要.....	12
3. 調査事業の体制.....	16
4. 成果の公表方法.....	16
第2章 認可外保育施設向け アンケート調査	17
1. 調査の概要	17
2. 結果のまとめ	19
3. 調査結果.....	23
第3章 自治体向けアンケート調査	229
1. 調査の概要	229
2. 結果のまとめ	230
3. 調査結果.....	232
第4章 認可外保育施設向け ヒアリング調査	282
1. 調査の概要	282
2. 調査結果のまとめ.....	284
第5章 本調査事業のまとめ	299
1. 認可外保育施設が担っている役割や提供している保育	299
2. 認可外保育施設が有する課題.....	304
3. 子育て家庭の支援に向けて求められる取組とは	313
参考資料	316
1. 認可外保育施設向けアンケート調査票.....	316
2. 自治体向けアンケート調査票.....	328
3. ヒアリング調査記録.....	333

序章 認可外保育施設の利用者の
保育等ニーズに関する調査
事業要旨

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 事業要旨

本事業では、認可外保育施設が主に社会福祉的な側面で担っている役割や提供している保育を把握するとともに、当該施設が抱えている課題や課題解決のために求められる取組み整理することを目的として、認可外保育施設・自治体向けのアンケート調査と認可外保育施設向けのヒアリング調査を実施した。

アンケート及びヒアリング調査の実施

認可外保育施設向けアンケート調査

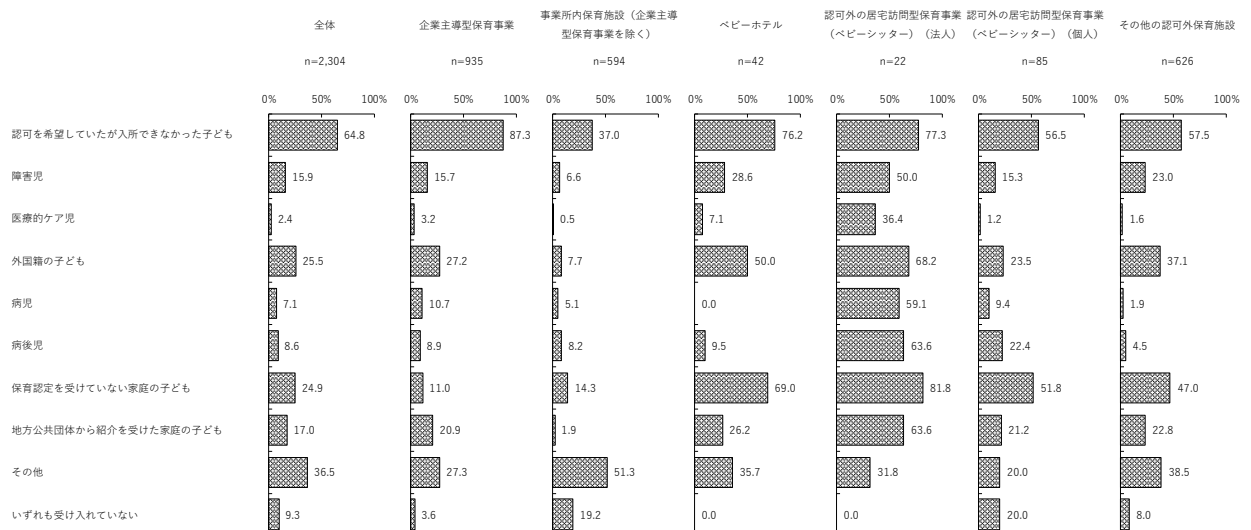
「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、保育の質の確保・向上に向けた取組内容や課題等を把握することを目的として、全国の認可外保育施設を対象としたアンケート調査を実施した。

調査基準日：令和4年10月1日時点
 調査対象：全国の認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を含む）（悉皆）
 有効回答数：2,377件（自治体経由で配布したため、実際の配布数や有効回収率は不明）
 調査項目：認可外保育施設の運営状況／保育内容の特色／今後施設が果たすべき役割／保育の質の確保・向上に向けた取組み、課題／等

【認可外保育施設で受け入れている利用者について】

- ✓ 「事業所内保育施設」「認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）（法人）（以降、「ベビーシッター（法人）」と表記。）を除き、「認可を希望していたが入所できなかった子ども」が5割台半ば～9割程度と最も多い。「ベビーホテル」「ベビーシッター（法人）」「認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）（個人）（以降、「ベビーシッター（個人）」と表記。）」では「保育認定を受けていない家庭の子ども」がいずれも5～8割程度。また、「ベビーシッター（法人）」においては、「医療的ケア児」「病児」「病後児」についても、他の保育類型と比べ受け入れている割合が大きい。

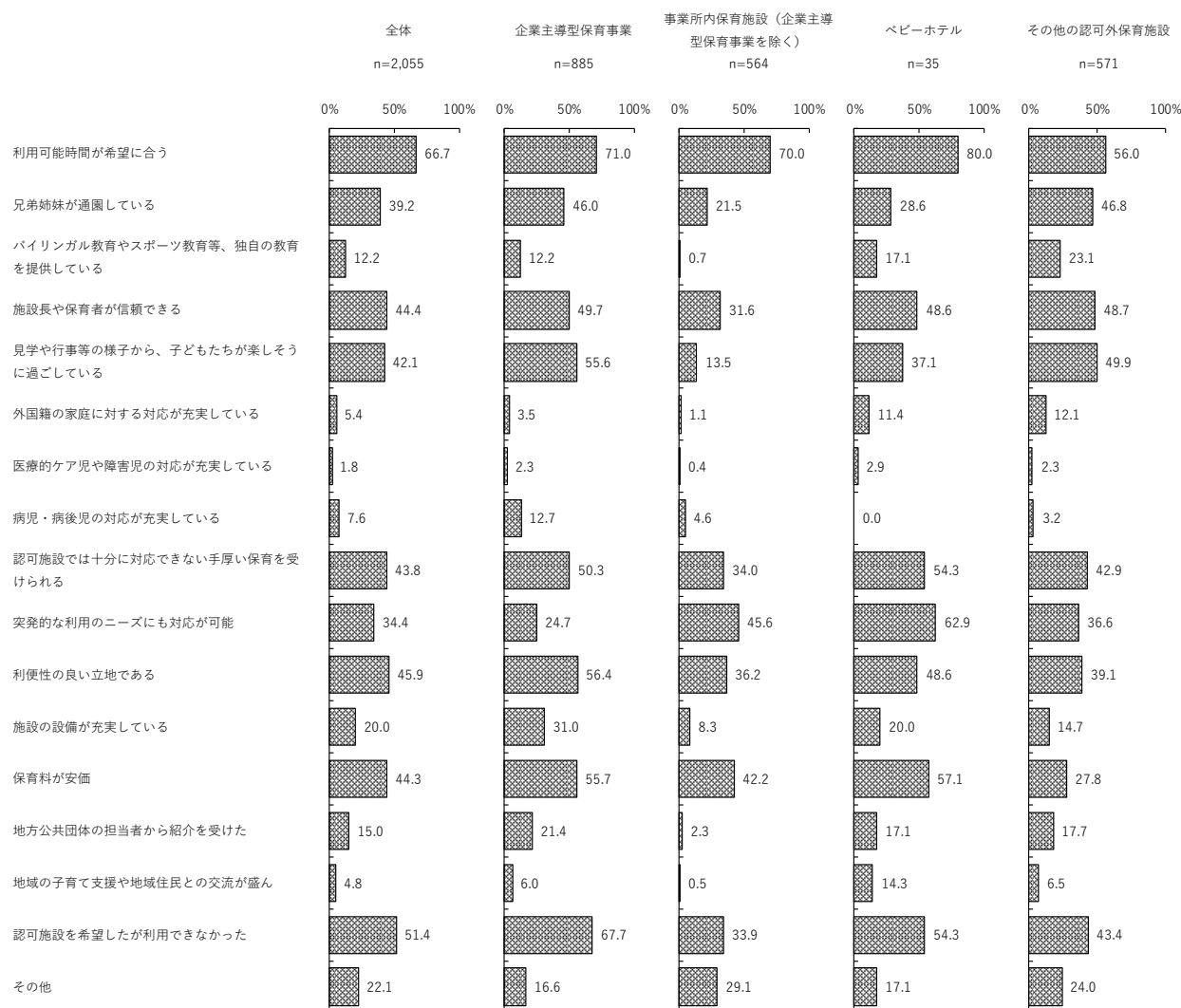
図表 序-1 受け入れている利用者（保育類型別）（複数回答（以降、「MA」と表記。））



【利用者が施設を選択した理由】※保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」以外の場合のみ

- ✓ いずれの保育類型においても「利用可能時間が希望に合う」が最も多い。また、「保育料が安価」も、「その他の認可外保育施設」以外の保育類型においては4～6割程度。
- ✓ 「認可保育所を希望したが利用できなかった」は「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」においていずれも3割程度～5割台半ばと、他の理由と比較して割合が高くない結果となった。

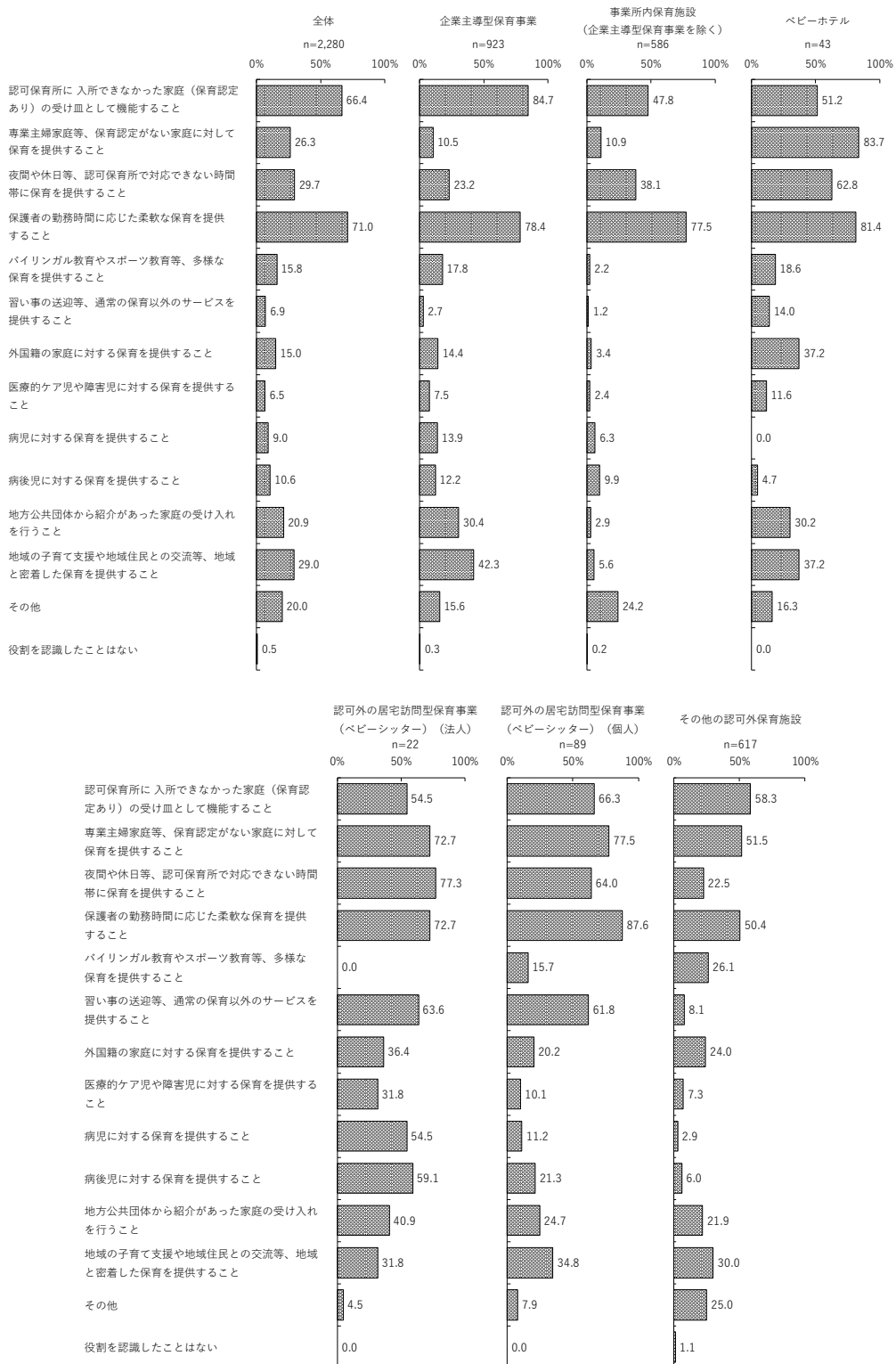
図表 序-2 施設選択の理由(保育類型別)(MA)



【施設が果たすべき役割】

- ✓ いずれの保育類型においても「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」が5～9割程度。「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」は「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」「事業所内保育施設」「ベビーシッター(個人)」において割合が大きい傾向。また、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること」は、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」において7～8割程度。

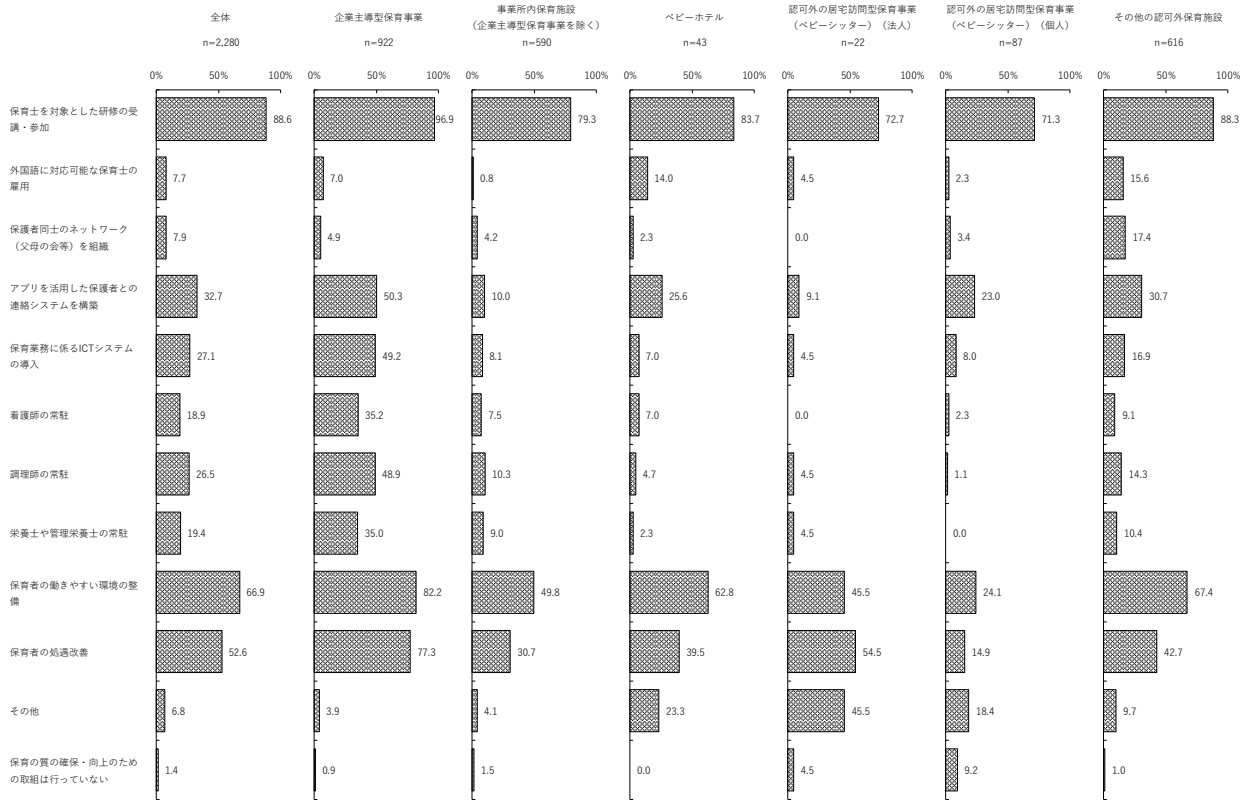
図表 序-3 施設が果たすべき役割として認識していること(保育類型別)(MA)



【保育の質の確保・向上に向けた取組と課題】

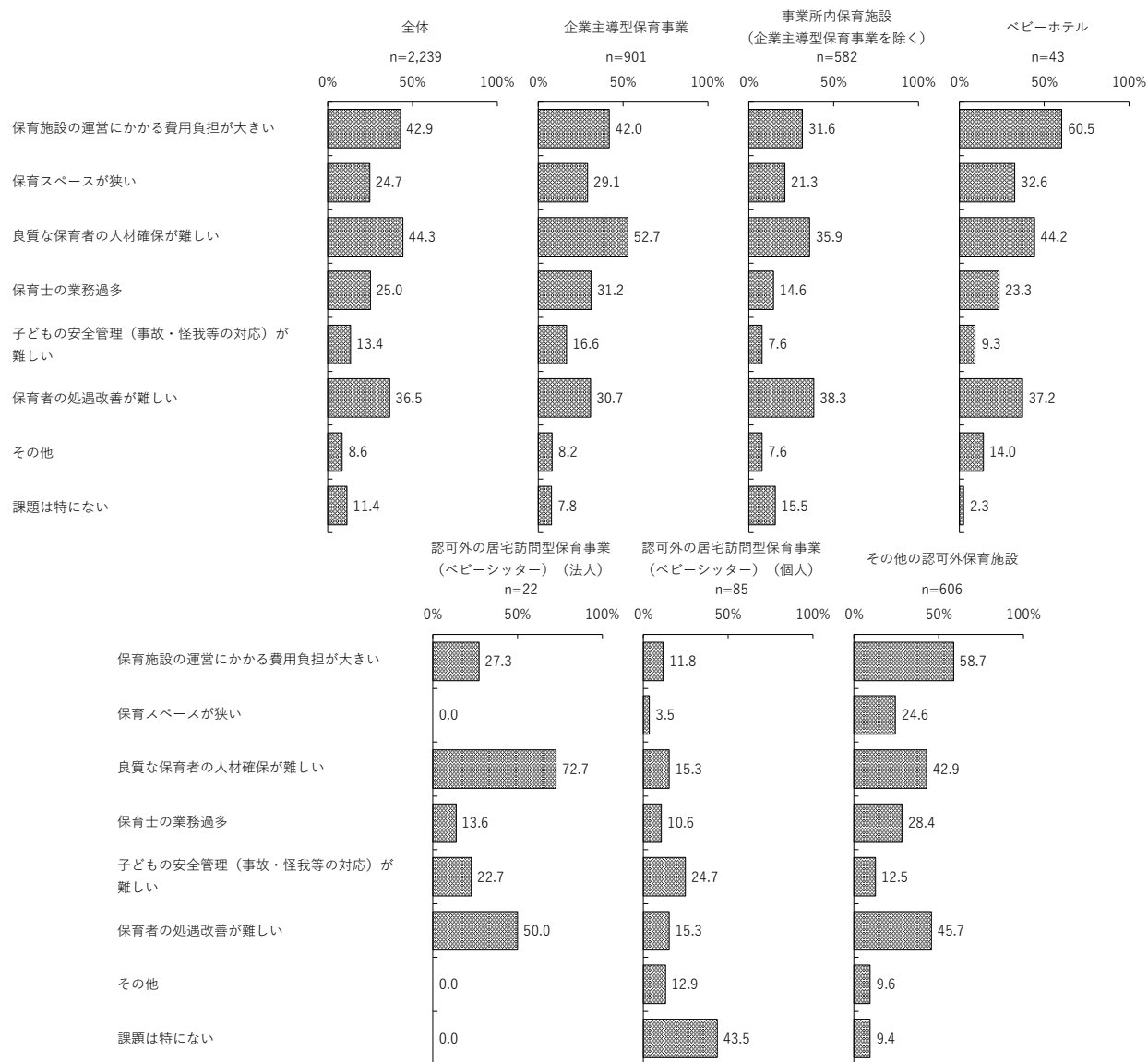
- ✓ 現状の保育の質を確保・向上させるために取組んでいることとして、「保育士を対象とした研修の受講・参加」が9割程度、次いで「保育者の働きやすい環境の整備」「保育者の処遇改善」が挙げられた。「アプリを活用した保護者との連絡システムを構築」や「保育業務に係る ICT システムの導入」等、ICT 活用に関しては、5割程度の「企業主導型保育事業」において取り組まれている結果。

図表 序-4 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること(保育類型別)(MA)



- ✓ 一方、現状の保育の質の確保・向上に向けた課題としては、「良質な保育者の人材確保が難しい」が4割台半ば、「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」が4割程度、「保育者の処遇改善が難しい」が3割台半ば。「良質な保育者の人材確保が難しい」は「ベビーシッター(法人)」で7割程度、「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」は「ベビーホテル」で6割程度。

図表 序-5 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題(保育類型別)(MA)



自治体向けアンケート調査

「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、自治体が認可外保育施設に対して期待していること、認可外保育施設に対する連携・支援状況等を把握することを目的として、認可外保育施設の届出先となっている都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市を対象としたアンケート調査を実施した。

調査基準日：令和4年10月1日時点

調査対象：認可外保育施設の届出先である都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（134自治体）

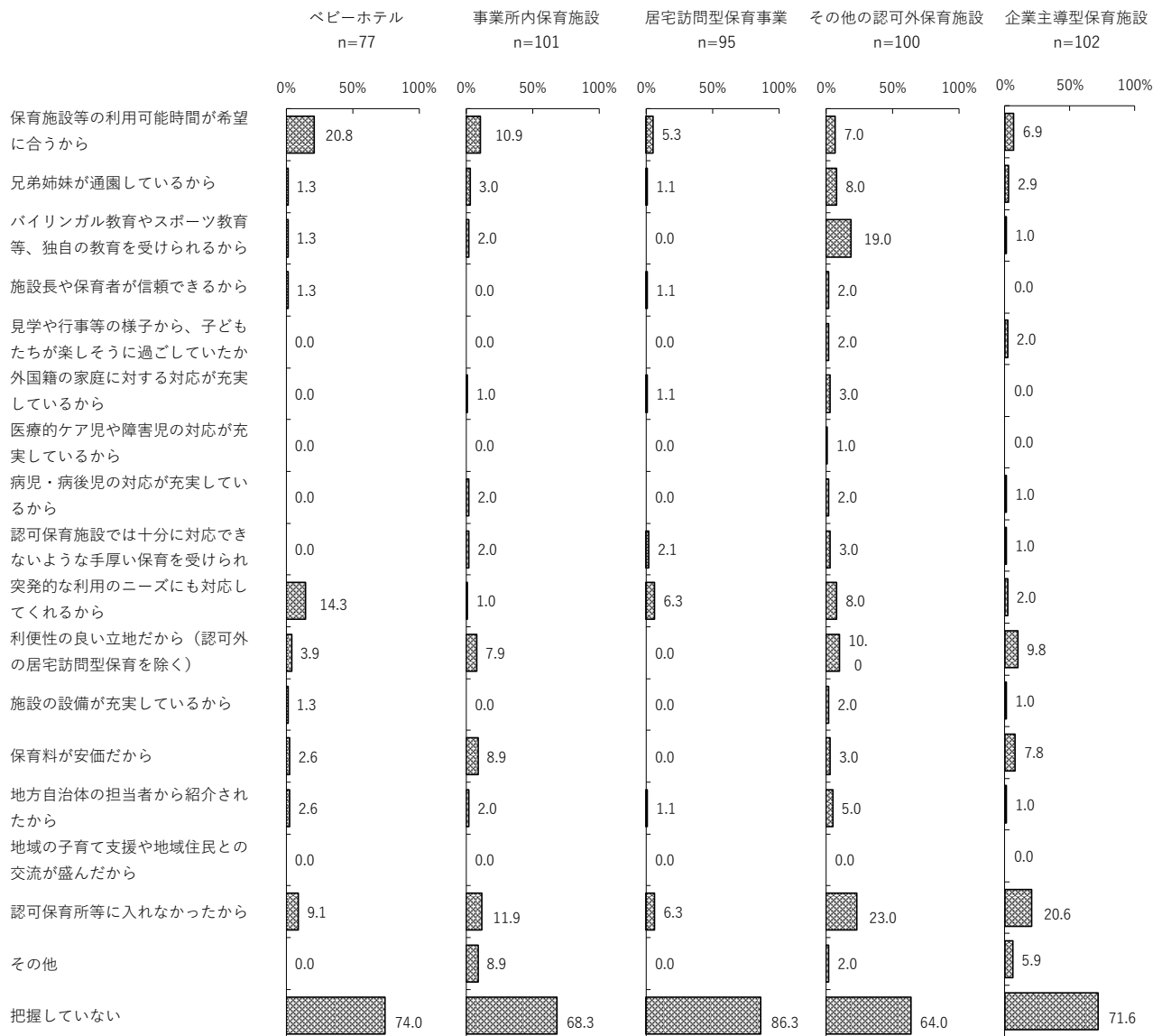
有効回答数：103件（有効回答率：76.9%）

調査項目：認可外保育施設を選択した理由として保護者からよく聞かれるもの／自治体として、認可外保育施設に期待すること／自治体と認可外保育施設の連携状況／認可外保育施設に対する支援の状況／等

【認可外保育施設を選択した理由】

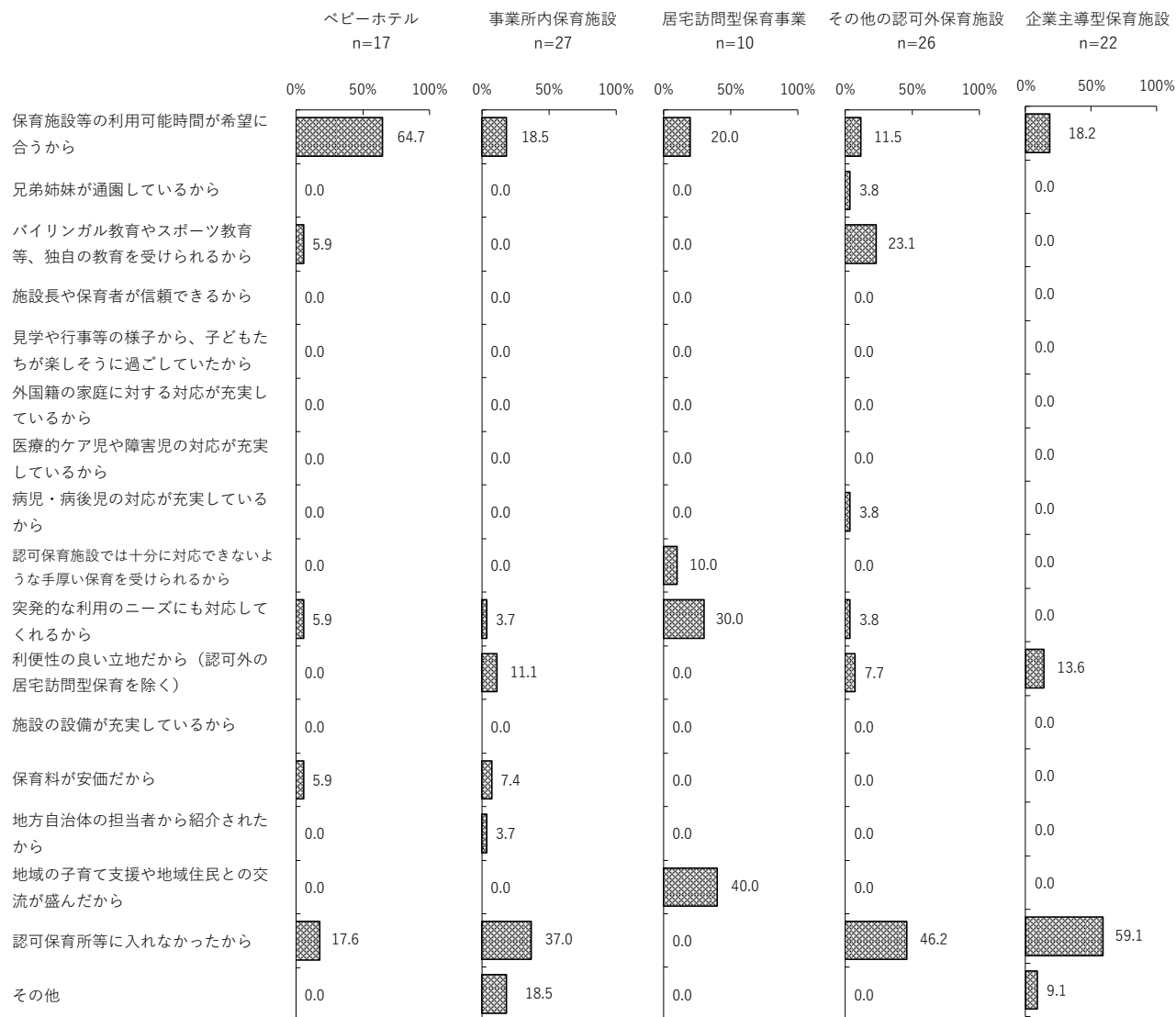
- ✓ 認可外保育施設を選択した理由を「把握していない」と回答した割合は、全ての保育類型において6割以上。特に、「居宅訪問型保育事業」においては8割台半ば。

図表 序-6 認可外保育施設を選択した理由(MA)



- ✓ 最もよく聞かれる理由として「認可保育所等に入れなかったから」と回答した割合は、「ベビーホテル」で2割に満たない一方で、「居宅訪問型保育事業」を除くその他の保育類型では4～6割程度。「ベビーホテル」で最も多く回答があったのは、「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」で6割台半ば。

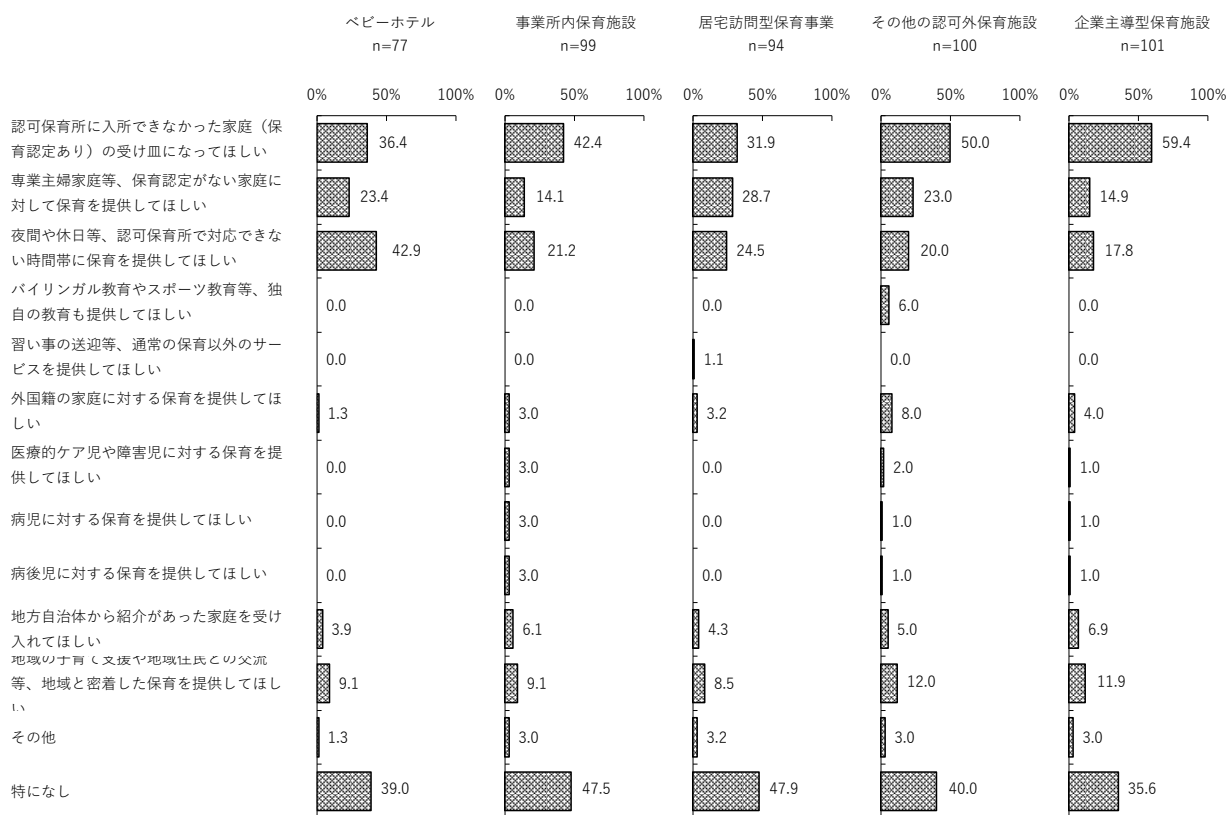
図表 序-7 認可外保育施設を選択した理由(最もよく聞かれる理由)(単一回答(以降、「SA」と表記。))



【認可外保育施設に期待すること】

- ✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」「事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)」「認可外の居宅訪問型保育事業」で3～4割程度、「その他の認可外保育施設」「企業主導型保育施設」では5割以上。
- ✓ 「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」「居宅訪問型保育事業」「その他の認可外保育施設」で2～3割程度。
- ✓ 「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」で4割程度。
- ✓ 一方で、いずれの保育類型でも「特になし」と回答している自治体も一定程度見受けられ、その割合は3割台半ば～5割程度。

図表 序-8 認可外保育施設に期待すること(MA)



【認可外保育施設と自治体との連携状況】

- ✓ 保護者に対して認可外保育施設の情報を提供する、認可保育所で受入れが難しい家庭に認可外保育施設を紹介するケースが多数。定期的な意見交換を実施する、認可外保育施設に求める役割を明示的に示している自治体も見受けられた。

自治体向けアンケート自由記述より一部抜粋

<認可保育所で受入れが難しい保護者を紹介、保護者に対する情報提供>

- ・ 認可保育施設では受入れが難しい家庭を紹介している。
- ・ 認可保育施設への入所不承諾者に対し認可外保育施設を案内している。
- ・ 市ホームページや保育施設利用案内に認可外保育施設の一覧を掲載している。

<自治体と認可外保育施設とで情報共有の場を設定> ※独自の補助等を行っている認証施設に対する取組み

- ・ 保育室連絡協議会と意見交換会を実施するなど連携している。

<施設の役割を明示的に伝える>

- ・ 指導監査時には、適宜保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。

認可外保育施設向けヒアリング調査

認可外保育施設が果たしている役割や、認可外保育施設に対し、国や行政が今後実施すべき取組を明らかにするため、認可外保育施設が受け入れている家庭や提供している保育、保育の質を維持・向上させるための課題・取組や今後の展望等を把握することを目的としたヒアリング調査を実施した。

調査実施期間: 令和4年10月～令和5年2月

調査数: 20件(認可外保育施設)

調査項目: 運営状況／保育の特徴／認可外保育施設として果たすべき役割／保育の質を確保・向上させるための取組・課題／今後展開していきたい保育事業／等

調査結果のまとめ(考察)

本調査の結果を踏まえ、以下の整理を行った。

【認可外保育施設が果たすべき役割】

- ✓ 認可外保育施設では、「保育認定があるものの、認可保育所の空きがなかったり、利用時間や子どもの状況等により認可保育所に入所できなかった家庭」や「保育認定を受けておらず認可保育所を利用できないが子どもを預けたい家庭」の受け皿として機能したいと考えている。
- ✓ 自治体においても、保育施設等の特徴に応じて上述のような役割を期待する一方で、認可外保育施設にどういった役割を求めべきかを整理していないために、認可外保育施設に対して何を期待すれば良いのか明確になっていない自治体もあると考えられる。

【保育施設が有する課題】

- ✓ 保育料を容易に値上げできない、コンスタントに利用者を確保することが難しいこと等から、収益性の確保に苦慮している。
- ✓ 収益性が確保しづらい構造の中で、人件費を増やすことが難しい。
- ✓ 限られた人員で保育を行っているため、余裕を持って保育者を配置することができず、研修に参加する時間的余裕がない場合もある。
- ✓ 経営的な安定のために認可保育所への移行を希望しても、「保育認定がない家庭や特定の層を対象とした保育施設では、認可外でないと特定の層を対象とした保育ができないこと」「認可化を希望しても、立地自治体にて認可保育所を開設する予定がないため認可化ができないこと」等から認可化への移行は難しい。

【今後求められる取組み】

- ✓ 自治体にて、認可外保育施設の利用者が当該施設を利用するに至った経緯や、そのような家庭が求める子育て支援を整理し、認可外保育施設に求める役割等を明確化する。
- ✓ 自治体として期待する役割を認可外保育施設に伝える。認可外保育施設も積極的に自らの強みや特徴をアピールする。
- ✓ 子育て家庭にとって、ニーズにあった子育て支援を選択できるよう、国や行政が中心となってさらなる情報の一元化を進めるとともに、その他関連情報も広く情報提供を行う。
- ✓ 認可外保育施設では働きやすい環境整備に向けた取組みを推進する。そうした事例を行政が取りまと

め広く情報発信する。

- ✓ 意欲はあっても、人員配置等の関係で参加が難しい認可外保育施設のために、eラーニング等による研修を拡充し、スキルアップを目的とした研修の充実を目指す。

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
大西 薫	岐阜聖徳学園大学 短期大学部 准教授
雁瀬 暁子	株式会社マミースマイル 代表取締役社長
真舘 裕子	横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 担当課長
若林 智子	特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット 理事長

【事務局】

氏名	所属
飯村 春薫	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課 主任コンサルタント
佐藤 佑希	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課 コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
井場 佳奈枝	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課
渡部 祥子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課

【オブザーバー】

氏名	所属
田野 剛	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 室長補佐
鶴澤 智美	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 指導係長
中村 知紀	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 指導係
重松 美優香	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 企画調整係
小川 伸子	横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 担当係長

以上

第1章 はじめに

1. 調査事業の背景・目的

- ✓ 認可外保育施設に係る届出対象施設の数は令和3年3月 31 日現在で 20,263 箇所を上り、その数はここ数年で増加傾向にある。これらの施設は、地域の特性や保護者のニーズ等に即した柔軟な保育を展開するのみならず、認可保育所等に入所できなかった場合の受け皿としての役割も果たしていると考えられる。
- ✓ 令和元年 10 月から施行された幼児教育・保育の無償化においては、認可外保育施設をやむを得ず利用する家庭を考慮し、厚生労働省が示す認可外保育施設指導監督基準を満たすことを条件として、認可外保育施設も無償化の対象となった。現在は、経過措置規定によって、施行後5年間は上記基準を満たしていない場合であっても無償化の対象となっている。このことはすなわち、今後経過措置期間終了後に、上記基準を満たしていない場合は、無償化の対象から除外され得ることを意味する。
- ✓ 法施行5年後に特に社会的課題となり得るのは、現時点で基準を満たしているかどうかにかかわらず、例えば以下のような社会福祉的なニーズに対応している施設と考えられる。また、現時点では指導監督基準を満たしていない施設(社会福祉的なニーズに対応している施設)が経過措置期間終了後に無償化の対象であり続けるためには、経過措置期間中に保育の質の確保・向上を図ることが求められる。

- ・認可保育所等に入所できなかった家庭の受け皿となっている
- ・様々な困難を抱えており、認可保育所では対応できない家庭を受け入れている
- ・夜間勤務・祝日勤務等の家庭を受け入れている

- ✓ 上記を踏まえ、本事業では、以下を明らかにすることを目的として実施した。
 - ①認可外保育施設が、主に社会福祉的な側面でどのような役割を担っており、どのような保育を提供しているか。
 - ②認可外保育施設が有している課題は何か。施設としてどのように対応しているのか。
 - ③認可外保育施設が抱えている課題を解決するためにはどのような取組が求められるか。

2. 調査事業の概要

本調査事業の目的に基づいて、以下を実施した。

(1) 検討会の設置・開催

- ✓ 本事業の実施方針並びに、各種調査の設計・分析、調査から得られた示唆等を検討するに当たり、専門的な見地からご意見を頂くため、有識者や自治体職員からなる検討会を設置・開催した。
- ✓ 検討会の実施概要は、以下の通り。

図表1-1 検討会の実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和4年9月30日(金) みずほりサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• 事業概要について • アンケート調査について • ヒアリング調査の進捗状況について
第2回	令和4年12月5日(月) みずほりサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• 認可外保育施設向けアンケート調査結果(速報値)について • 自治体向けアンケート調査結果(速報値)について • ヒアリング調査進捗状況について
第3回	令和5年2月16日(木) みずほりサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• 認可外保育施設向けアンケート・自治体向けアンケート調査結果(確報値)について • ヒアリング調査結果のまとめについて • 本調査事業のまとめについて
第4回	令和5年3月13日(月) みずほりサーチ&テクノロジーズ (オンライン会議)	• 認可外保育施設向けアンケート調査結果について • 本調査事業のまとめについて

(2) 保育施設向けアンケート調査

① 調査の目的

- ✓ 「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、保育の質の確保・向上に向けた取組内容や課題等を把握することを目的とした。

② 調査対象・調査方法

- ✓ 全国の認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を含む)(悉皆)
- ✓ 上記調査対象に対して、厚生労働省より都道府県等宛てに E メールにて調査依頼状、回答要領、調査票(excel 形式)を送付し、各都道府県等経由で調査対象となる認可外保育施設に調査票を配布いただいた。回答した調査票はアップロード専用サイトあるいは E メールを用いて、各保育施設から直接回収した。

③ 調査内容

- ✓ 保育施設向けアンケート調査の主な内容は以下の通り。
 - 保育施設概要(利用者数・開所時間・保育料等)
 - 保育内容の特色(提供している保育サービス等)
 - 保育施設の運営状況(従事者の状況、収支状況)
 - 施設選択の理由として利用者からよく聞かれるもの
 - (認可外の居宅訪問型保育事業のみ)利用形態として多いもの、利用登録者の利用シーン・目的としてよく聞かれるもの
 - 施設が果たすべき役割として認識していること
 - 保育の質を確保・向上するために取り組んでいること、課題
 - 今後展開していきたい保育事業
 - 認可外保育施設指導監督基準の充足状況、基準を満たす上での課題 等

(3) 自治体向けアンケート調査

① 調査の目的

- ✓ 「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、保育の質の確保・向上に向けた取組内容や課題等を把握することを目的とした。

② 調査対象・調査方法

- ✓ 認可外保育施設の届出先となっている都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市(134 自治体)を対象とした。
- ✓ 上記調査対象に対して、厚生労働省より都道府県等宛てに E メールにて調査依頼状、回答要領、調査票(excel 形式)を送付。回答した調査票はアップロード専用サイトあるいは E メールを用いて回収した。

③ 調査内容

- ✓ 自治体向けアンケート調査の主な内容は以下の通り。
 - 自治体概要
 - 自治体における認可外保育施設(認可保育施設)数
 - 認可外保育施設を選択した理由として保護者からよく聞かれるもの
 - 自治体として、認可外保育施設に期待すること
 - 自治体と認可外保育施設の連携状況
 - 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の状況
 - 認可外保育施設に対する支援の状況 等

(4) 保育施設向けヒアリング調査

① 調査の目的

- ✓ 認可外保育施設が果たしている役割や、認可外保育施設に対し、国や行政が今後実施すべき取組を明らかにするため、認可外保育施設が受け入れている家庭や提供している保育、保育の質を維持・向上させるための課題・取組や今後の展望等について、個別事例の収集による詳細把握を目的とした。

② 調査対象・調査方法

- ✓ 認可外保育施設 20 箇所に対し、オンライン、もしくは対面でのヒアリング調査(60～90 分程度)を実施した。ヒアリング調査対象施設・事業者は下記の方法にて選定した。なお、保育類型や提供している保育の内容、地域等に偏りが生じないように留意した。
 - デスクリサーチにより認可外保育施設を選定
 - 認可外保育施設向けアンケート調査の回答施設・事業者から抽出
- ✓ 上記の方法で選定した認可外保育施設における、施設・事業者の運営担当者または施設長に対し、ヒアリング調査を行った。調査を実施した認可外保育施設は以下の通り。

図表1-2 ヒアリング調査対象概要・調査実施日

No.	施設名	所在地	施設区分	調査実施日・方法
1	リラのいえ きょうだい児保育	神奈川県横浜市	その他の 認可外保育施設	令和4年 10 月 12 日 オンライン
2	Petit-Petite	香川県高松市	ベビーホテル	令和4年 10 月 25 日 オンライン
3	子育てシェアスペース Omusubi	宮城県気仙沼市	その他の 認可外保育施設	令和4年 11 月 11 日 オンライン
4	子育て支援ルーム キッズベース	鹿児島県鹿児島市	その他の 認可外保育施設	令和4年 11 月 14 日 オンライン
5	医療法人財団五紀会 室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園	北海道室蘭市	事業所内保育施設 (企業主導型 保育事業を除く)	令和4年 11 月 22 日 オンライン
6	施設A(匿名)	非公表	事業所内保育施設 (企業主導型 保育事業を除く)	令和4年 11 月 25 日 オンライン
7	子育てトータル サポートセンター cotori	神奈川県川崎市	その他の 認可外保育施設	令和4年 12 月1日 対面
8	小さな保育園 ともそだち	東京都練馬区	ベビーホテル	令和4年 12 月2日 対面
9	協栄流通株式会社 キッズルームのだ	栃木県小山市	企業主導型保育事業	令和4年 12 月7日 オンライン
10	ひだまりキッズ	栃木県日光市	その他の 認可外保育施設	令和4年 12 月7日 オンライン
11	株式会社ママメイト	千葉県我孫子市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和4年 12 月9日 オンライン
12	Kids Room ひよこ	高知県高知市	ベビーホテル	令和4年 12 月9日 対面
13	有限会社 ベビーヘルパーPOPO	新潟県新潟市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和4年 12 月 16 日 オンライン

No.	施設名	所在地	施設区分	調査実施日・方法
14	あいあいの家	東京都清瀬市	ベビーホテル	令和5年1月13日 オンライン
15	大館市矢立保育所	秋田県大館市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月25日 オンライン
16	CRECHE DONGURI	静岡県磐田市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月26日 オンライン
17	特定非営利活動法人 わくわくらぶ	福井県小浜市	ベビーホテル	令和5年1月27日 オンライン
18	株式会社 シンクキッズ	福岡県福岡市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月30日 オンライン
19	株式会社アイケア ベビーシッター あいあい	静岡県浜松市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和5年1月31日 オンライン
20	PeaceBabyStation 名東	愛知県名古屋市	その他の 認可外保育施設	令和5年2月10日 オンライン

※なお、No.14「あいあいの家」については、施設利用者2人に対してもヒアリングを実施した。

③ 調査内容

- ✓ 主な調査内容は以下の通り。なお、居宅訪問型保育事業とそれ以外の施設区分では、提供している保育内容等が異なるため、調査の内容もそれぞれ分けている。

【居宅訪問型保育事業以外の施設向け】

- 施設類型、経営主体
- 利用定員数、利用者数、利用者確保状況、開所時間・曜日、保育料、一時保育の実施状況
- 利用者の利用頻度、認可保育所との併用有無
- 保育の特徴、施設が果たすべき役割として認識していること、保育の質を確保・向上させるための取組み・課題
- 今後展開していきたい保育事業・施設が果たしていきたい役割、認可保育所への移行希望、行政への意見・要望

【認可外の居宅訪問型保育事業を実施している事業者向け】

- 施設類型、経営主体
- 登録保育者数、利用登録者数
- 利用登録者の特徴(年齢層、定期利用の多寡、平均利用時間等)、利用目的、保育ニーズ
- 保育の特徴、事業者が果たすべき役割として認識していること、保育の質を確保・向上させるための取組・課題
- 今後展開していきたい保育事業・事業者が果たしていきたい役割、認可の居宅訪問型事業への移行希望、行政への意見・要望

3. 調査事業の体制

- ✓ 本調査研究の実施体制は、以下の通り。

図表1-3 実施体制

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
大西 薫	岐阜聖徳学園大学 短期大学部 准教授
雁瀬 暁子	株式会社マミースマイル 代表取締役社長
真舘 裕子	横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 担当課長
若林 智子	特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット 理事長

【事務局】

氏名	所属
飯村 春薫	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課 主任コンサルタント
佐藤 佑希	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課 コンサルタント
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
井場 佳奈枝	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課
渡部 祥子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 社会レジリエンス推進チーム 社会レジリエンス推進第1課

【オブザーバー】

氏名	所属
田野 剛	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 室長補佐
鶴澤 智美	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 指導係長
中村 知紀	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 指導係
重松 美優香	厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 企画調整係
小川 伸子	横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 担当係長

4. 成果の公表方法

- ✓ 本調査研究の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

第2章 認可外保育施設向け アンケート調査

1. 調査の概要

(1) 目的

- ✓ 「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、保育の質の確保・向上に向けた取組内容や課題等を把握することを目的とする。

(2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 全国の認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を含む)(悉皆)

② 調査方法

- ✓ 厚生労働省より都道府県等宛てにEメールにて調査依頼状、回答要領、調査票(excel形式)を送付し、各都道府県等経由で調査対象となる認可外保育施設に調査票を配布いただいた。回答した調査票はアップロード専用サイトあるいはEメールを用いて、各保育施設から直接回収した。

(3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和4年10月1日現在
- ✓ 調査実施期間:令和4年10月17日～令和4年11月18日
ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

(4) 回収結果

回収数	有効回答数
2,801 件	2,377 件

※有効回答数は、一部調査票の重複提出等を除いた上で算出している。

- ✓ 厚生労働省「令和2年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」に基づく、認可外保育施設の保育類型別の届出対象施設数(令和3年3月31日現在)と、本調査における有効回答数は以下の通り。

保育類型	届出対象施設数	有効回答数
企業主導型保育事業	8,426	947
事業所内保育施設		600
ベビーホテル	1,115	43
認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)(法人)	6,244	23
認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)(個人)	443	90
その他の認可外保育施設	4,035	637
全体	20,263	2,377(うち無回答 37)

※ただし、自治体に配布を依頼したため実際の配布数は不明

(5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について脚注がある場合にはその方法に基づく。

- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。また、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」の保育類型については有効回答数が少ないことから、n数が少ないものも集計には含まれていることに留意が必要。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

(6) 主な調査内容

- ✓ 保育施設向けアンケート調査の主な内容は以下の通り。
 - 保育施設概要(利用者数・開所時間・保育料等)
 - 保育内容の特色(提供している保育サービス等)
 - 保育施設の運営状況(従事者の状況、収支状況)
 - 施設選択の理由として利用者からよく聞かれるもの
 - (認可外の居宅訪問型保育事業のみ)利用形態として多いもの、利用登録者の利用シーン・目的としてよく聞かれるもの
 - 施設が果たすべき役割として認識していること
 - 保育の質を確保・向上するために取り組んでいること、課題
 - 今後展開していきたい保育事業
 - 認可外保育施設指導監督基準の充足状況、基準を満たす上での課題 等

2. 結果のまとめ

「3. 調査結果」のうち、特筆すべき結果は以下の通り。

【回答施設の内訳、利用者確保の状況】

企業主導型保育事業が全体の4割程度。利用者の募集・確保には「ベビーシッター(個人)」や「事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く)(以降、「事業所内保育施設」と表記。)」では「困っていない」傾向にある施設が多い一方、ベビーホテルやその他の認可外保育施設では「苦慮している」傾向にある施設が多い。また、指導監督基準を満たす施設や夜間対応を行っている施設の方が、利用者確保には「困っていない」傾向にある。

- ✓ 回答が得られた認可外保育施設の保育類型は、「企業主導型保育事業」が4割程度、次いで「その他の認可外保育施設」が3割程度、「事業所内保育施設」が2割台半ば。「その他の認可外保育施設」の内容としては、「院内保育施設」が多く見られたほか、「インターナショナルスクール」や「キリスト教会付属」「ショッピングセンター内保育園」等の回答も見られた。(問1・図表2-5)
- ✓ 利用者の募集・確保状況については、「まったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計をみると、「ベビーシッター(個人)」「事業所内保育施設」「企業主導型保育事業」の順で高く、いずれも4～5割程度。一方、「やや苦慮している」「非常に苦慮している」の回答割合の合計をみると、「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」「企業主導型保育事業」の順に高く、こちらはいずれも4割程度～5割台半ば。また、指導監督基準を満たす旨の証明書を保有している施設や、夜間対応を行っている施設等幅広いサービス提供を行う施設の方が、保有していない／行っていない施設よりも「まったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計値が高かった。(問4・図表2-81～2-83)

【受け入れている利用者】

「認可を希望していたが入所できなかった子ども」を受け入れている施設が半数以上。特に、ベビーシッター(法人)では幅広い利用者を受け入れている状況が窺える。

- ✓ 受け入れている利用者は、「事業所内保育施設」「ベビーシッター(法人)」を除き、「認可を希望していたが入所できなかった子ども」が5割台半ば～9割程度と最も多い。「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「保育認定を受けていない家庭の子ども」がいずれも5～8割程度。また、「ベビーシッター(法人)」においては、「医療的ケア児」「病児」「病後児」についても、他の保育類型と比べ受け入れている割合が大きく、幅広い利用者を受け入れている状況が窺える。「事業所内保育施設」では「その他」が5割程度を占めており、具体的には当該事業所で働く職員の子どもや軽度発達障害児、きょうだい児等を受け入れているとの回答が見られた。(問7・図表2-212)

【提供している保育・教育サービス】

提供している保育・教育サービスは施設での預かりのほか、食育を行っている施設も一定数見受けられた。また、ベビーシッター(法人)やベビーシッター(個人)では習い事への送迎を行っている場合も多い。

- ✓ 提供している保育・教育サービスは、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」では「保育等の預かり(施設)」が9割台半ば以上と最も多い。また、「食育」は「企業主導型保育事業」で6割程度と他の保育類型と比べ特に高く、「習い事への送迎」は「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」でそれぞれ7割程度、6割台半ばと、他の保育類型と比べ割合が大きい結果となった。(問7・図表2-214)

【施設を選択した理由】

保育類型にかかわらず、「利用可能時間が希望に合う」ことを理由に施設を選択した利用者が最も多い結果に。また、ベビーシッターの利用シーンはプライベートな用事よりも、「通常の仕事をしている時」が8割程度を占めた。

- ✓ 施設選択の理由としてよく聞かれるものは、いずれの保育類型においても「利用可能時間が希望に合う」。また、「保育料が安価」も、「その他の認可外保育施設」以外の保育類型においては4～6割程度を占めており、インターナショナルスクールやスポーツに特化した教育等、特色のあるサービスを提供する「その他の認可外保育施設」以外においては一定数当てはまることが推察される。一方、「認可施設を希望したが利用できなかった」は「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」においていずれも3割程度～5割台半ばと、他の理由と比較して割合が高くない結果となった。(問15・図表2-336)
- ✓ 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)利用者の利用シーン、目的としてよく聞かれるものは、「通常の仕事をしている時」が8割程度と最も多く、次いで「リフレッシュのため」や「他のきょうだいの用事」。ベビーシッターの利用頻度は「不定期」の利用者が多いものの、その利用理由はプライベートな用事というよりも仕事の場合が多いようだ。(問17、問20・図表2-342～2-344、2-363)
- ✓ 一方、夜間対応の有無別にみると、「夜間対応有」の施設の方が、対応していない施設よりも「残業や会議などにより通常よりも帰宅が遅くなる時」「子どもの病中・病後」「冠婚葬祭、会合等への出席時」「習い事の送迎」等と回答した割合が高く、夜間ならではの保育ニーズを満たしている状況も窺えた。(問20・図表2-365)

【施設が果たすべき役割】

保育類型にかかわらず「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」を役割として認識している施設が多い。また、ベビーシッターやベビーホテルにおいては「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること」を役割として挙げる場合が7～8割程度と多い結果に。

- ✓ 施設が果たすべき役割として認識していることは、いずれの保育類型においても「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」が5～9割程度と半数以上。「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」は「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」「事業所内保育施設」「ベビーシッター(個人)」において割合が大きい。また、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること」は、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」において7～8割程度。(問21・図表2-366)
- ✓ 利用者の募集・確保状況別にみると、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供すること」「病児に対する保育を提供すること」「病後児に対する保育を提供すること」等、特定のターゲットに対しての保育サービス提供を役割と認識している施設が、特に「利用者の募集、確保にはまったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計値が大きい結果となった。(問21・図表2-369)

【保育の質の確保・向上に向けた取組と課題】

保育士を対象とした研修の受講・参加に取り組む施設が9割程度。保育者の労働環境の整備や処遇改善に取り組む施設も一定数見られたが、人材確保や費用負担、処遇改善については質の確保・向上に向けた課題として挙げる施設も多い。

- ✓ 現状の保育の質を確保・向上させるために取り組んでいることとして、「保育士を対象とした研修の受講・参加」が9割程度、次いで「保育者の働きやすい環境の整備」「保育者の処遇改善」が挙げられた。「アプ

りを活用した保護者との連絡システムを構築」や「保育業務に係るICTシステムの導入」等、ICT活用に関しては、5割程度の「企業主導型保育事業」において取り組まれている結果となった。(問22・図表2-371)

- ✓ 一方、現状の保育の質の確保・向上に向けた課題としては、「良質な保育者の人材確保が難しい」が4割台半ば、「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」が4割程度、「保育者の処遇改善が難しい」が3割台半ば。「良質な保育者の人材確保が難しい」は「ベビーシッター(法人)」で7割程度、「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」は「ベビーホテル」で6割程度と、特に大きい結果となった。(問23・図表2-373)

【今後展開していきたい保育事業】

「現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない」施設が4割程度。一方、指導監督基準を満たす旨の証明書を保有している施設においては特に、「地域における子育て支援や交流」「食育」を挙げる施設も見られた。

- ✓ 今後展開していきたい保育事業は、「現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない」が4割程度と最も多いものの、「地域における子育て支援や交流」「食育」もいずれも2割程度～2割台半ば。「地域における子育て支援や交流」は「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」において3割台半ばと特に多く聞かれた。一方、「認可の保育施設・事業への移行」を挙げた施設はいずれの保育類型においても2割未満であり、認可外保育施設のまま、これまで通り幅広い保育ニーズに 대응していくことを希望している施設が多いことが推察される。(問24・図表2-375)
- ✓ また、指導監督基準を満たす旨の証明書を「保有していない」施設の方が、「現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない」割合が5割程度と高く、「保有している」施設の方が「地域における子育て支援や交流」「食育」と回答した割合がいずれも2割台半ばと、純粋な「施設での預かり」に留まらない事業展開への希望が高いようだ。(問24・図表2-376)

【指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況】

証明書を保有する施設は全体の8割に上るものの、保有している割合が5割以下の保育類型も。証明書を保有していない施設については、「経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」が6割程度。一方、「設備基準」や「非常災害に対する具体的計画(消防計画の策定・訓練の実施)」が基準を満たす上での課題となっている施設も。

- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書は「保有している」が8割程度。「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」では8割台半ば、「その他の認可外保育施設」では8割程度、「事業所内保育施設」では7割台半ばが「保有している」一方、「ベビーシッター(法人)」及び「ベビーシッター(個人)」では4割台半ば～5割の保有率に留まった。(問26・図表2-377)
- ✓ 証明書を保有していない施設については、「経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」が6割程度。「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」においては「経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」が7～8割程度なのに対し、「ベビーホテル」では「経過措置期間終了後も指導監督基準を満たす予定はない」が5割となった。(問27・図表2-378)
- ✓ 経過措置期間内に指導監督基準を満たす上で課題になることは「設備基準」が5割台半ばと最も多く、次いで「非常災害に対する具体的計画(消防計画の策定・訓練の実施)」「人員確保の受講」。課題をクリアする上で必要な支援は、「財政面の支援(施設改修費等のハード面のイニシャルコストへの支援)」が5

割合半ばと最も多く、次いで「財政面の支援(保育士資格取得や代替職員の雇上への支援)」「無資格の場合に従事要件となる研修の受講機会の拡大」。(問29、問30・図表2-380～2-381)

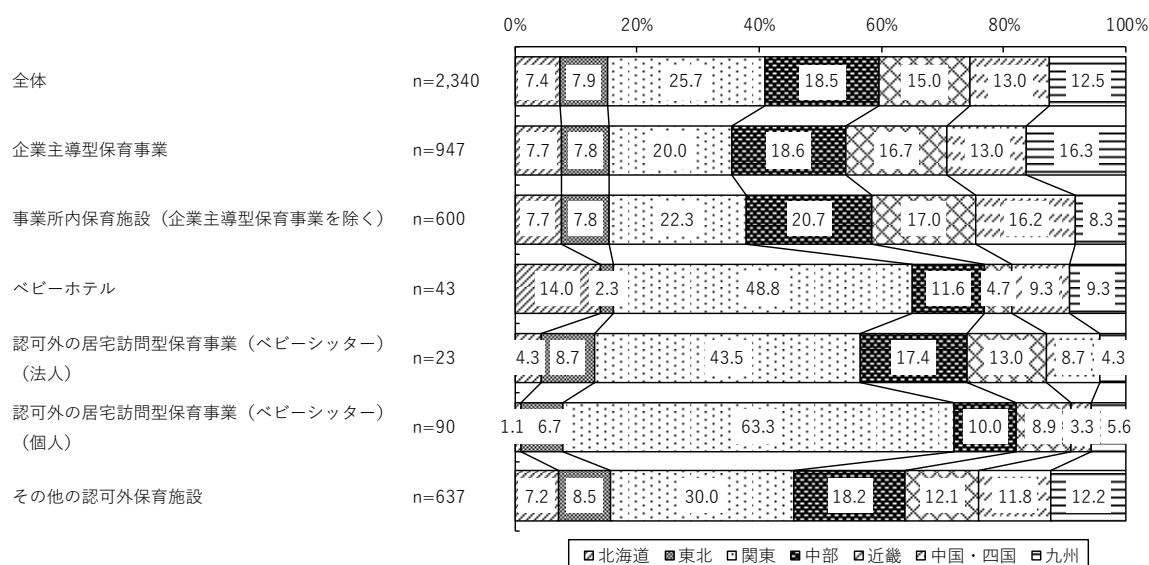
3. 調査結果

(1) 保育施設の概要(問1)

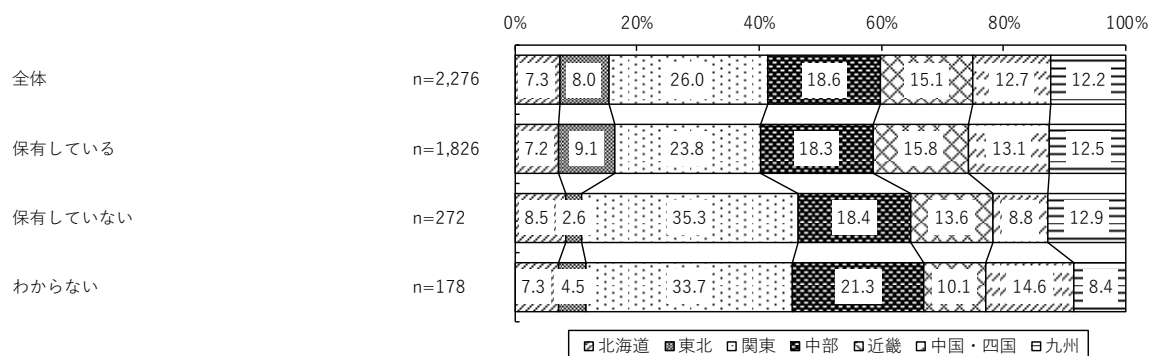
① 所在地

- ✓ 「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「関東」がいずれも4～6割程度と半数近くを占めるのに対し、その他の地域はいずれも1割程度。「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く)」でも「関東」がそれぞれ20.0%、22.3%と最も多い一方、僅差で「中部」もそれぞれ18.6%、20.7%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「東北」「中国・四国」は証明書を「保有している」施設でそれぞれ9.1%、13.1%と、「保有していない」施設よりも4～6ポイント程度多い。一方、所在地が「関東」の施設は、「保有していない」施設で35.3%と、「保有している」施設よりも11.5ポイント多い。

図表2-1 所在地(保育類型別)



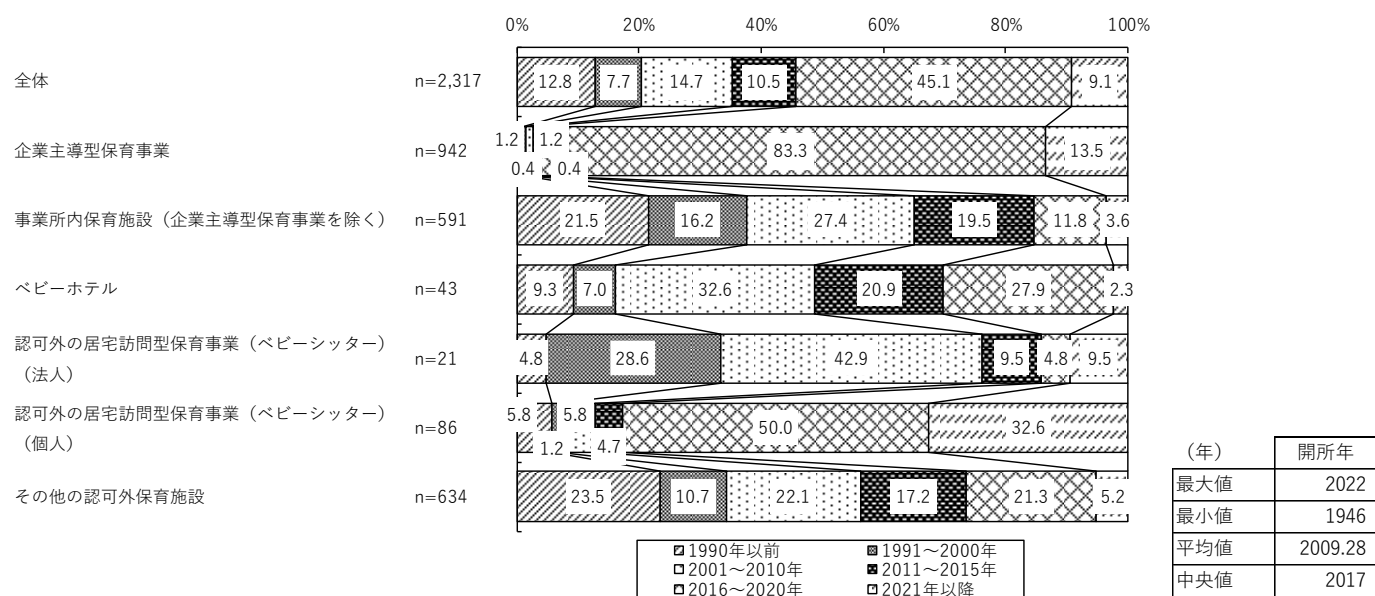
図表2-2 所在地(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



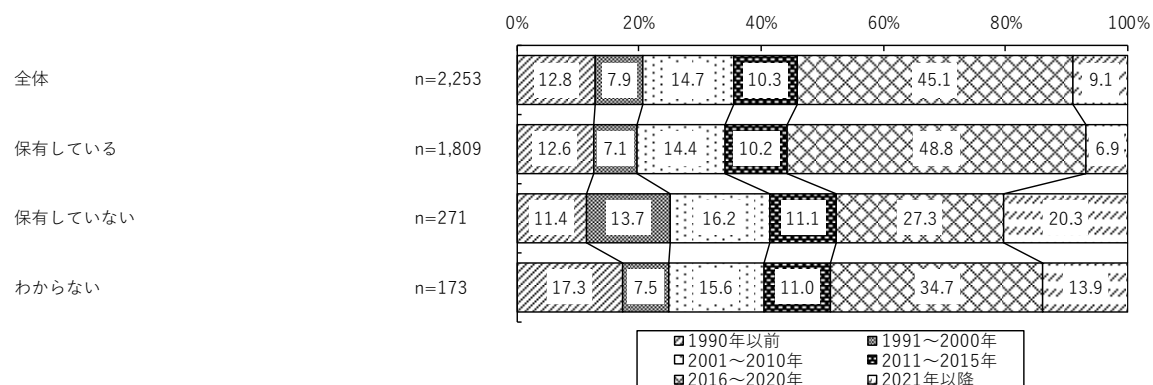
② 開所年

- ✓ 「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「その他の認可外保育施設」では「2015年以前」に開所した施設の割合がいずれも7割程度～8割台半ば。一方、「企業主導型保育事業」「ベビーシッター(個人)」では「2016年以降」に開所した施設が8割程度～9割台半ばと、他の保育類型と比べ比較的新しい施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「2021年以降」に開所した施設の割合は、証明書を「保有している」施設で6.9%、「保有していない」施設で20.3%。

図表2-3 開所年(保育類型別)



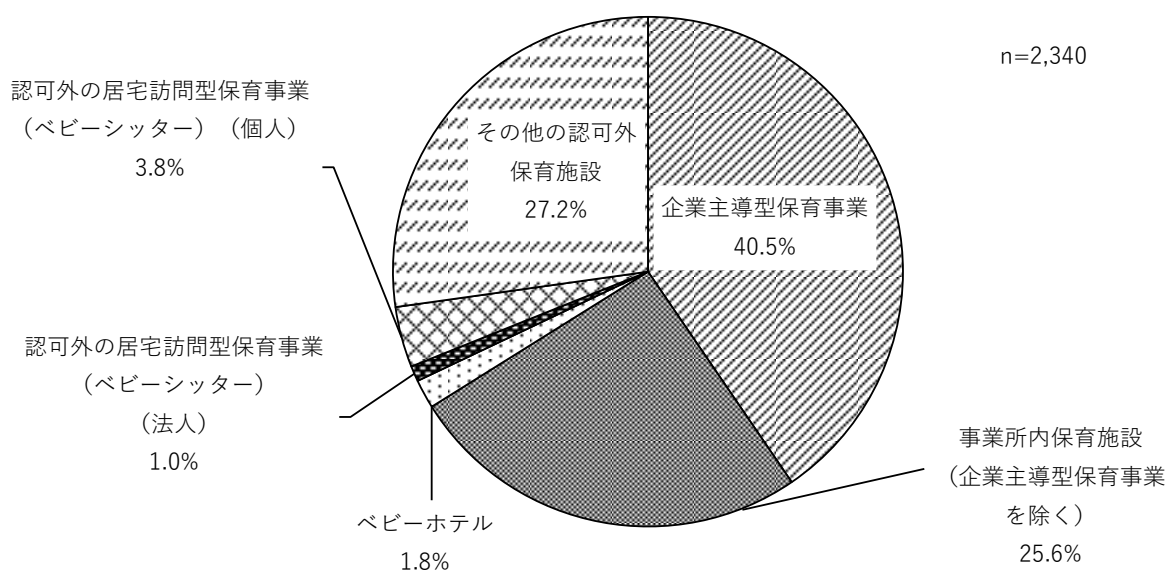
図表2-4 開所年(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



③ 保育類型

- ✓ 「企業主導型保育事業」が 40.5%と最も多く、次いで「その他の認可外保育施設」が 27.2%、「事業所内保育施設」が 25.6%。
- ✓ 「その他の認可外保育施設」の内容としては、「院内保育施設」「インターナショナルスクール」「小規模認可外保育施設」「幼稚園併設」「キリスト教会付属」「ショッピングセンター内保育園」「プリスクール」「個人経営」「私立保育園」等の回答が見られた。

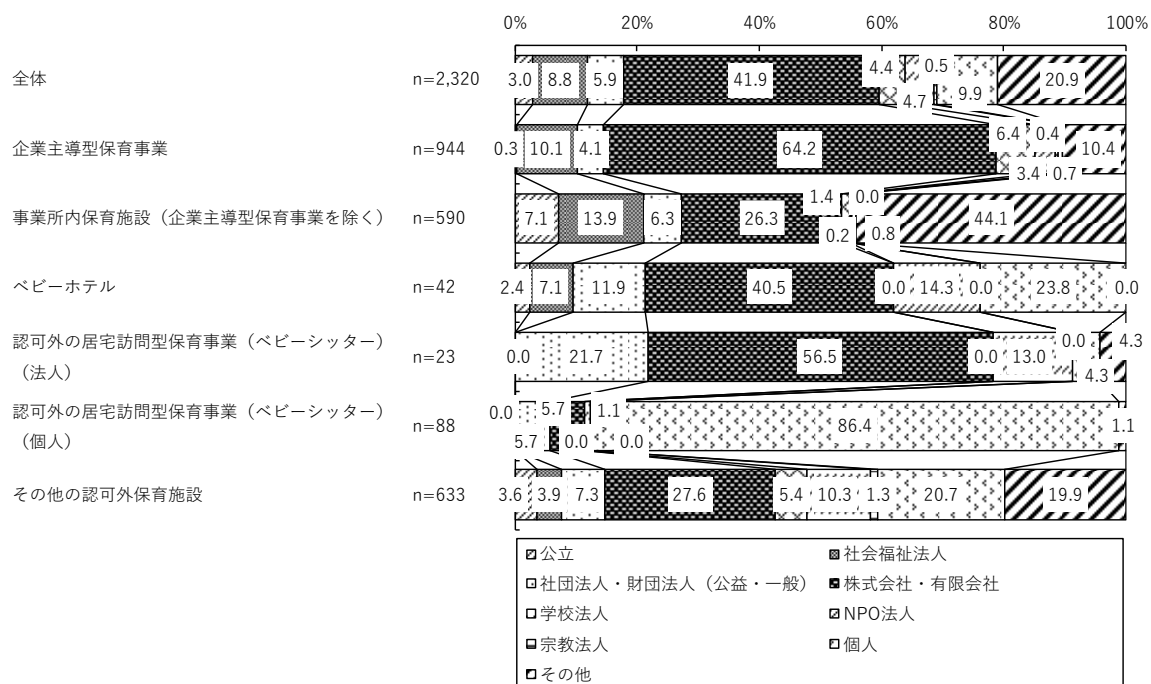
図表2-5 保育類型(SA)



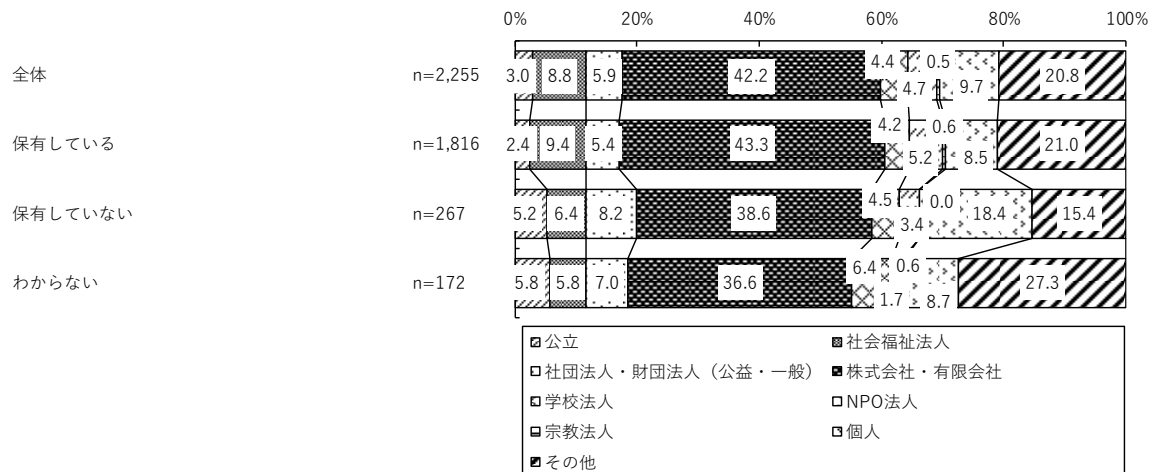
④ 経営主体

- ✓ 「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「その他の認可外保育施設」では経営主体が「株式会社・有限会社」がそれぞれ 64.2%、40.5%、56.5%、27.6%と最も多い。一方、「事業所内保育施設」では「その他」が最も多く 44.1%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「株式会社・有限会社」「その他」は証明書を「保有している」施設でそれぞれ43.3%、21.0%と、「保有していない」施設よりも4～5ポイント程度多い。一方、経営主体が「個人」の施設は、「保有していない」施設で18.4%と、「保有している」施設よりも9.9ポイント多い。
- ✓ 「その他」の内容としては、「医療法人」「独立行政法人」「国立大学法人」等の回答がみられた。

図表2-6 経営主体(保育類型別)(SA)



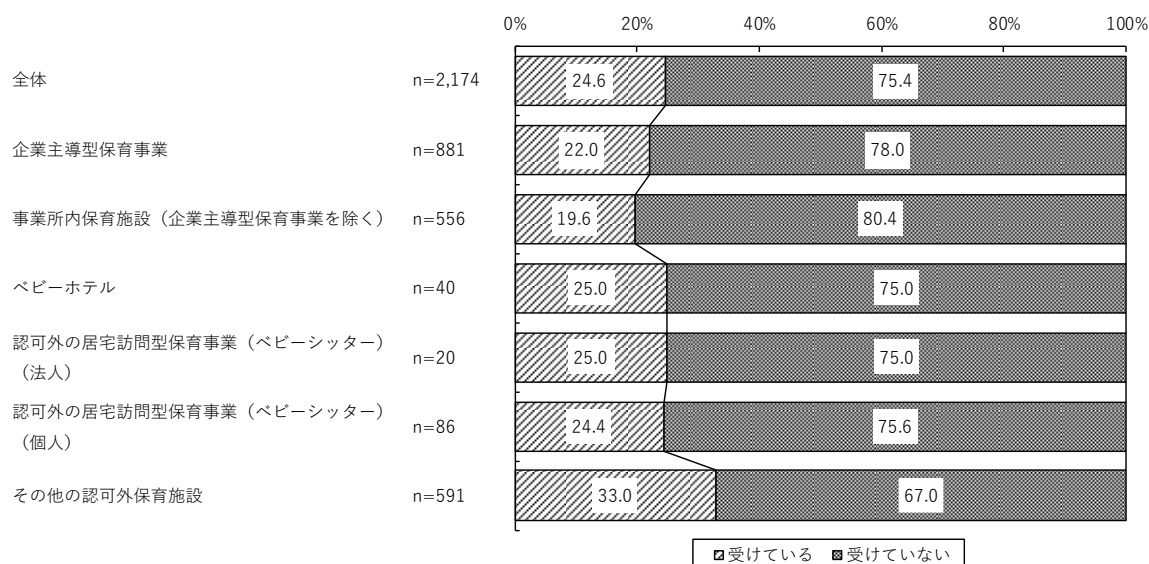
図表2-7 経営主体(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



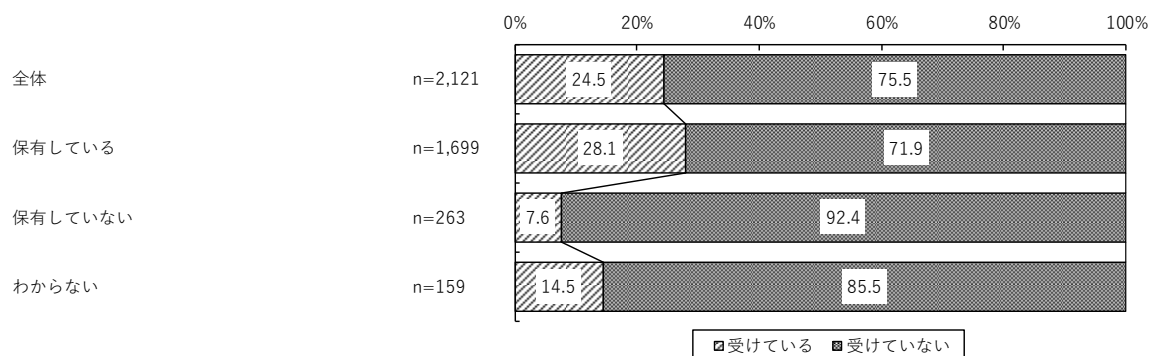
(2) 自治体独自の認証¹を受けているか(問2)

- ✓ いずれの保育類型においても、自治体独自の認証を「受けていない」施設の割合が7～8割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設では、独自認証を「受けている」割合が28.1%であるのに対し、「保有していない」施設ではその割合は7.6%。

図表2-8 自治体独自の認証有無(保育類型別)(SA)



図表2-9 自治体独自の認証有無(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



¹ 自治体が独自で定めた認可外保育施設に関する基準を満たした場合に認証等を行い、運営費等補助を行う「認証保育所」等

(3) 保育施設の運営状況(問3)

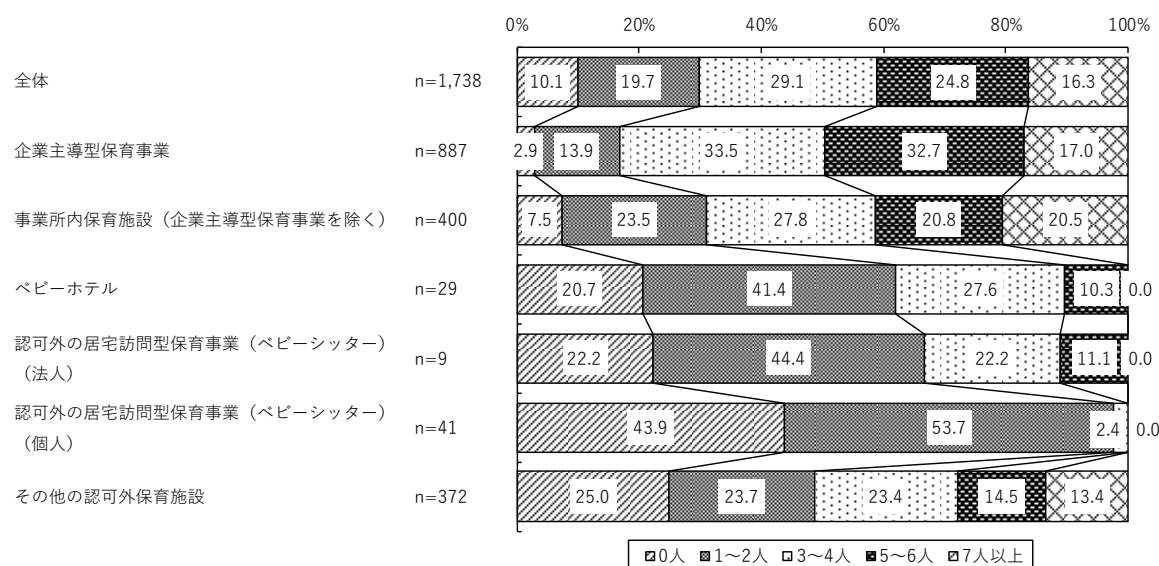
① 利用定員数

- ✓ 利用定員数「0人」と回答している割合をみると、「0歳児」では、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」では1割に満たないのに対し、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」では2割を超えている。「1歳児」になると、「0人」の回答割合が2割を超えるのは「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」、「2歳児」では「ベビーシッター(個人)」のみとなる。「3～4歳児」になると、「企業主導型保育事業」「ベビーシッター(個人)」において定員「0人」としている割合が2割を超え、「5歳児」では「企業主導型保育事業」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」が該当する。
- ✓ 反対に、利用定員数「7人以上」と回答している割合をみると、「0歳児」では、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも0%であるのに対し、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では1～2割程度。「1歳児」以降も、「ベビーシッター(個人)」は0%が続くが、他の保育類型については年齢ごとの多少の増減はあるものの、1割台半ば～4割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「0歳児」～「5歳児」においてはいずれも「5～6人」「7人以上」の回答割合の合計値が、「保有している」施設が「保有していない」施設を上回った。

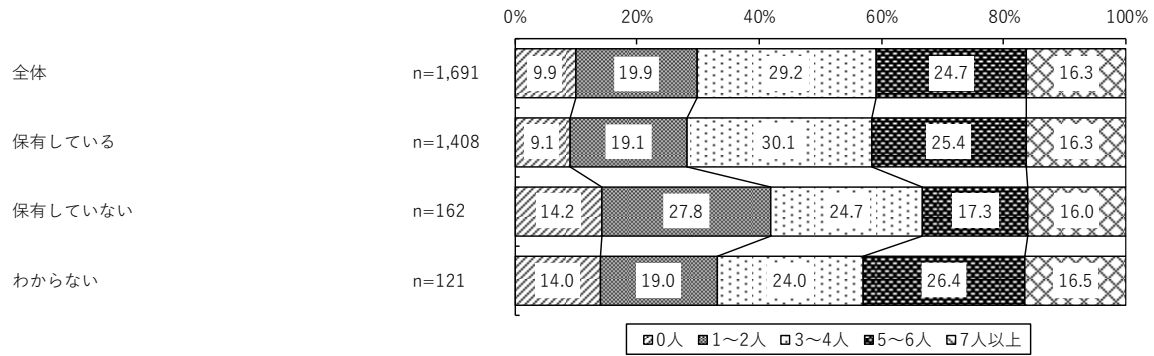
図表2-10 利用定員数

(人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	100	60	120	90	90	90	90
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	4.51	5.97	6.44	5.45	5.27	5.14	1.66
中央値	3	5	5	3	3	3	0

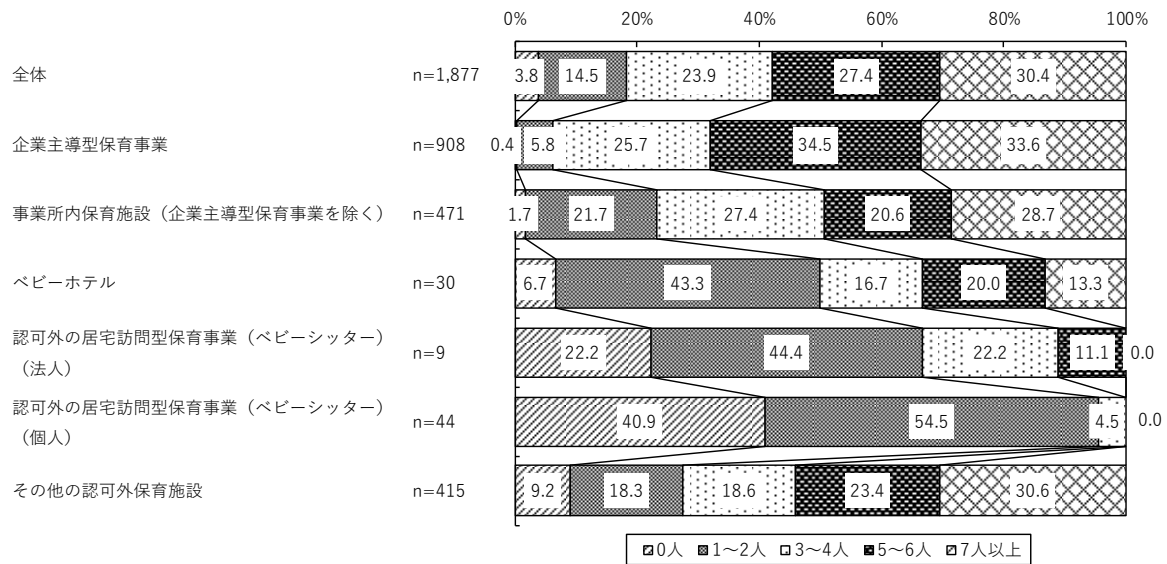
図表2-11 利用定員数【0歳児】(保育類型別)



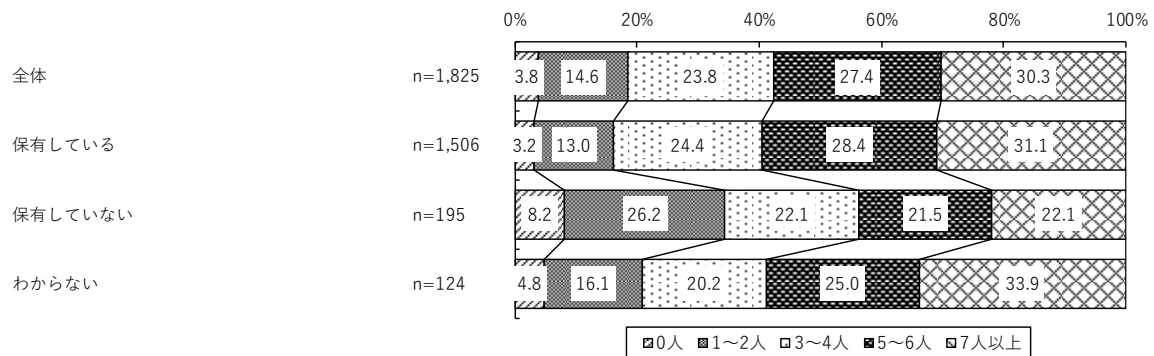
図表2-12 利用定員数【0歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



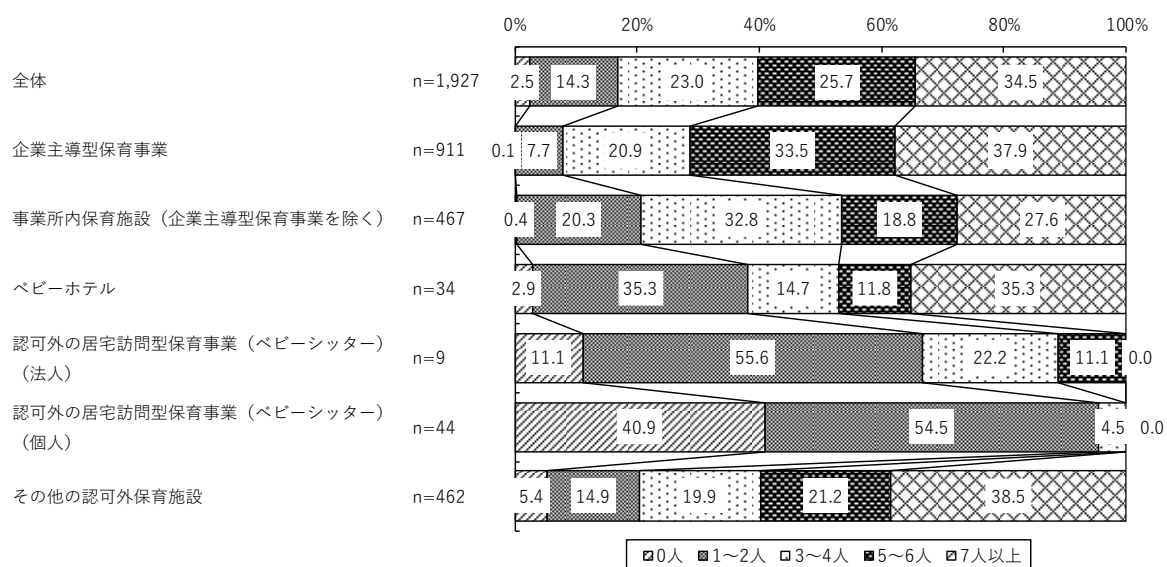
図表2-13 利用定員数【1歳児】(保育類型別)



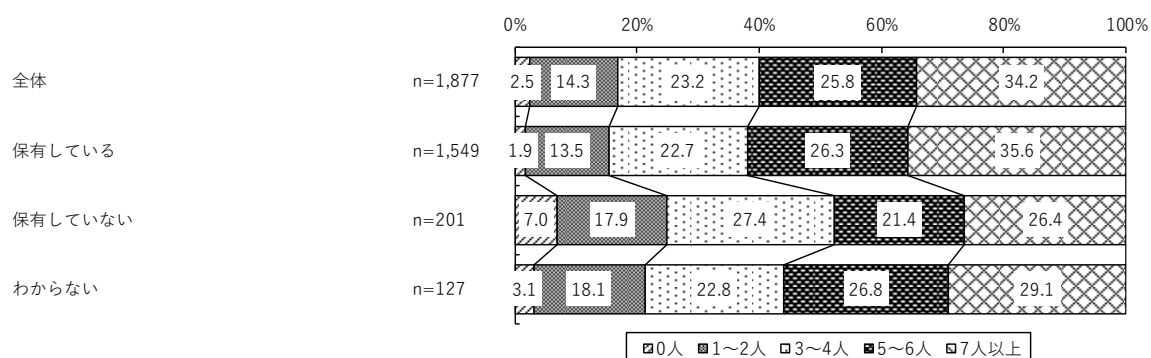
図表2-14 利用定員数【1歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



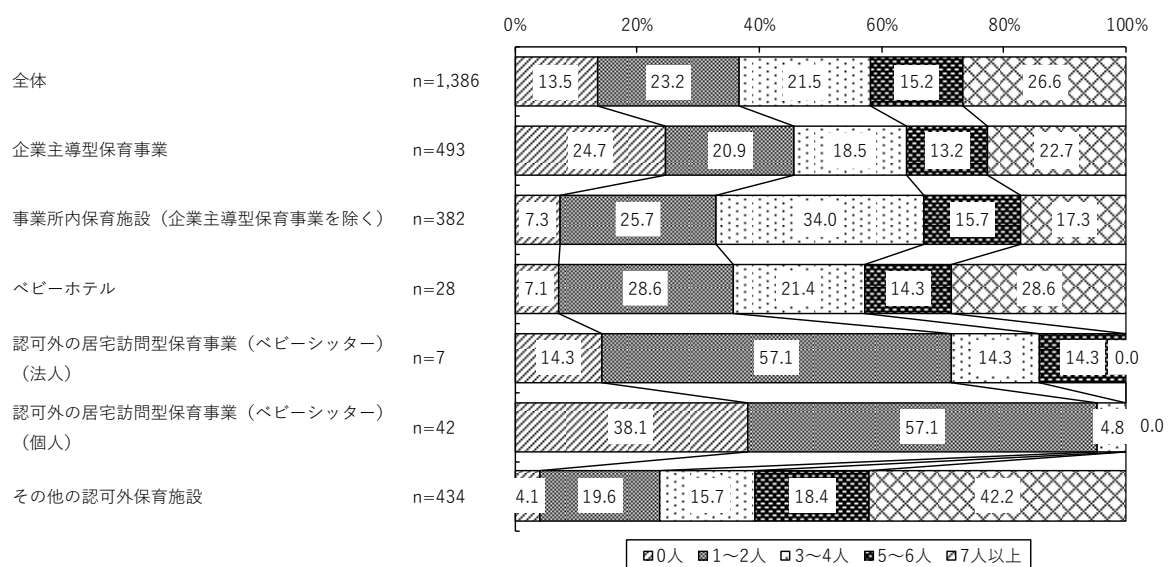
図表2-15 利用定員数【2歳児】(保育類型別)



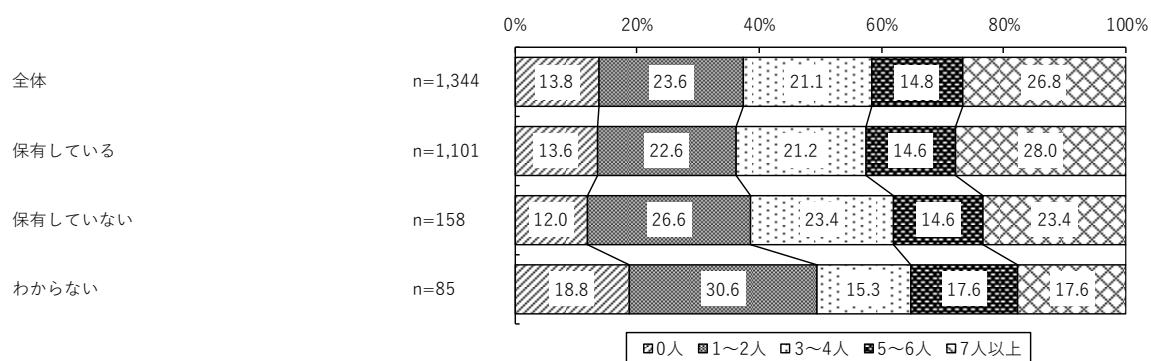
図表2-16 利用定員数【2歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



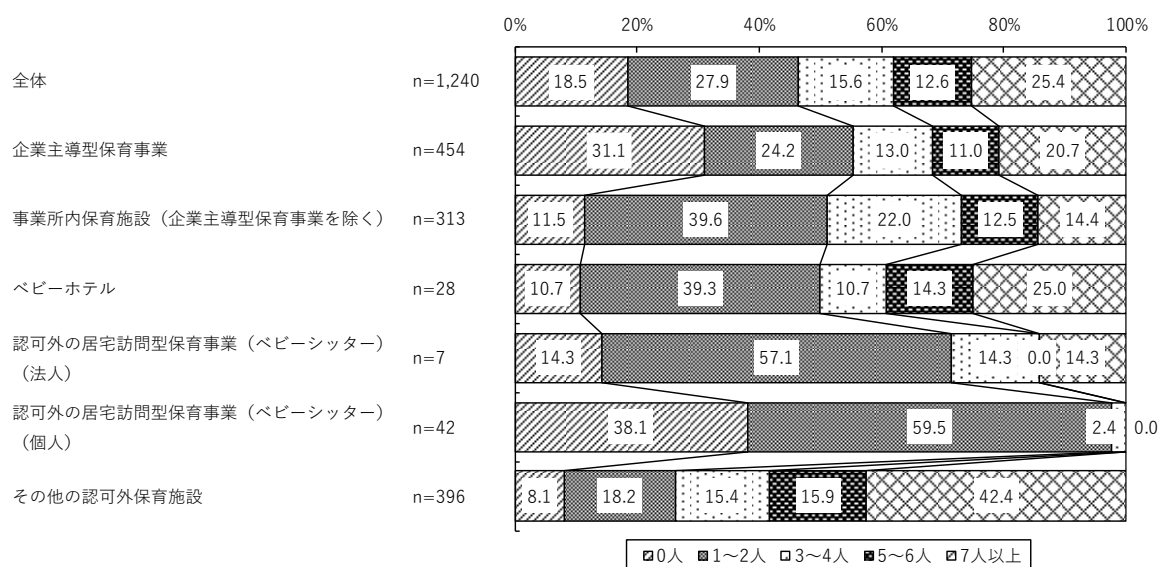
図表2-17 利用定員数【3歳児】(保育類型別)



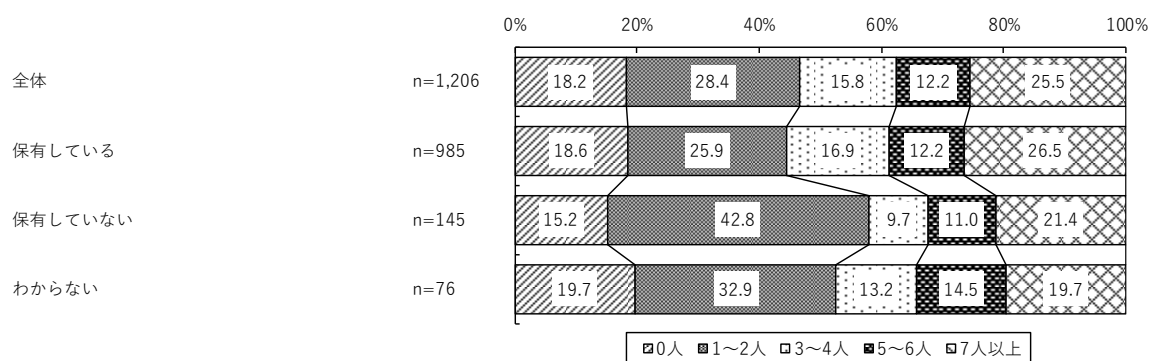
図表2-18 利用定員数【3歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



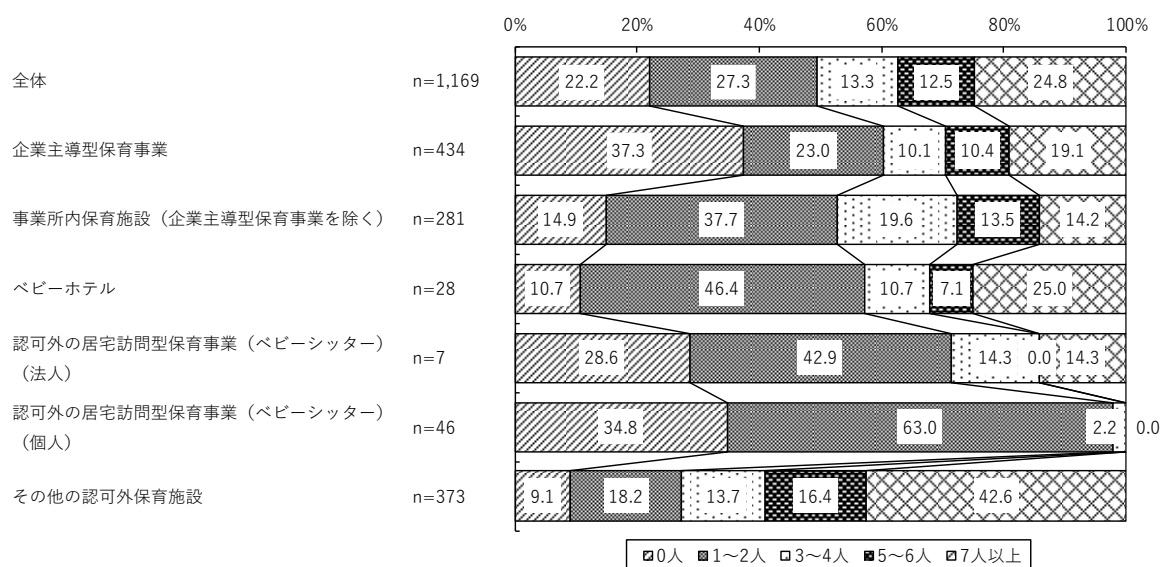
図表2-19 利用定員数【4歳児】(保育類型別)



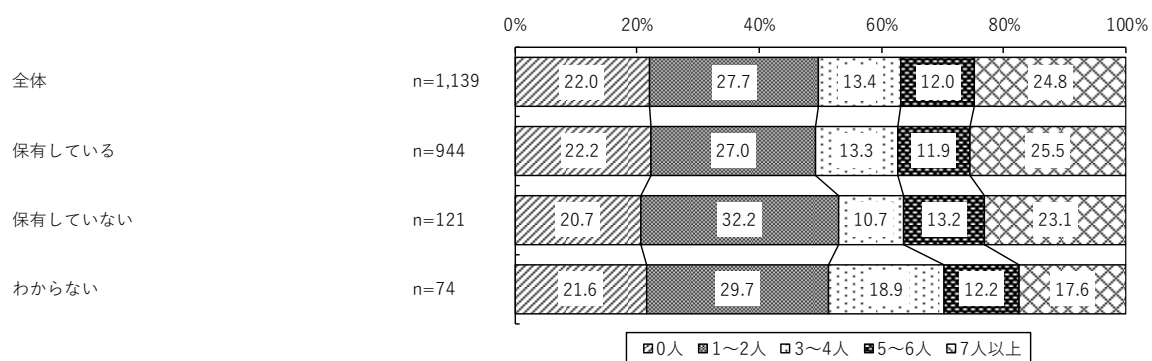
図表2-20 利用定員数【4歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



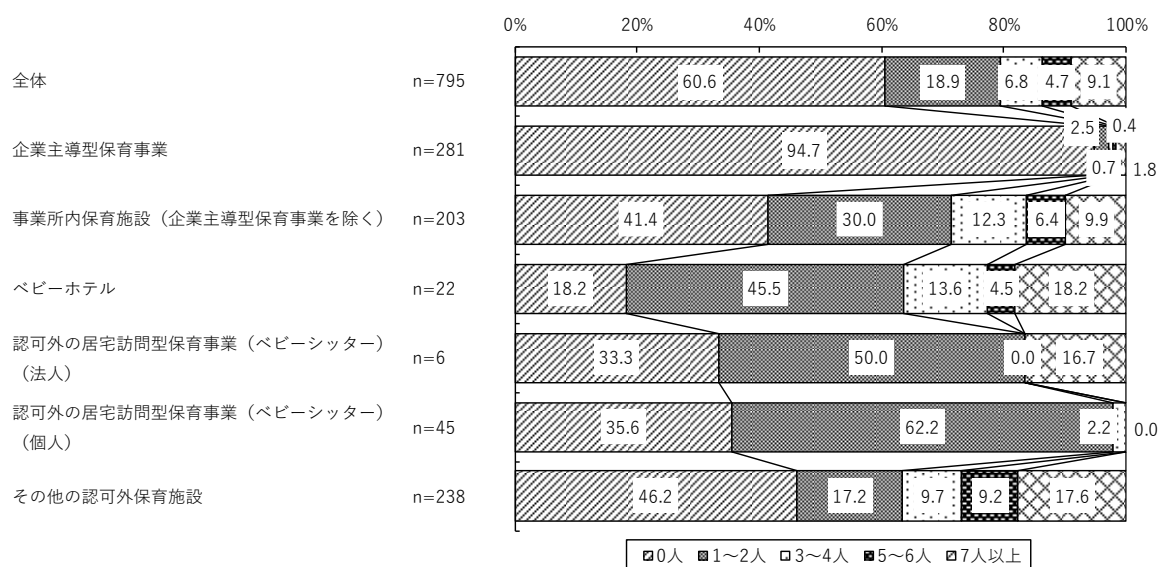
図表2-21 利用定員数【5歳児】(保育類型別)



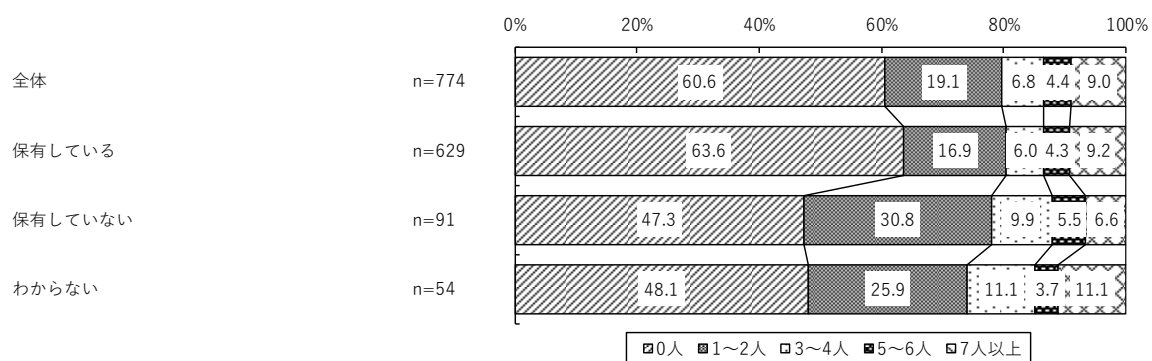
図表2-22 利用定員数【5歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-23 利用定員数【学童】(保育類型別)



図表2-24 利用定員数【学童】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



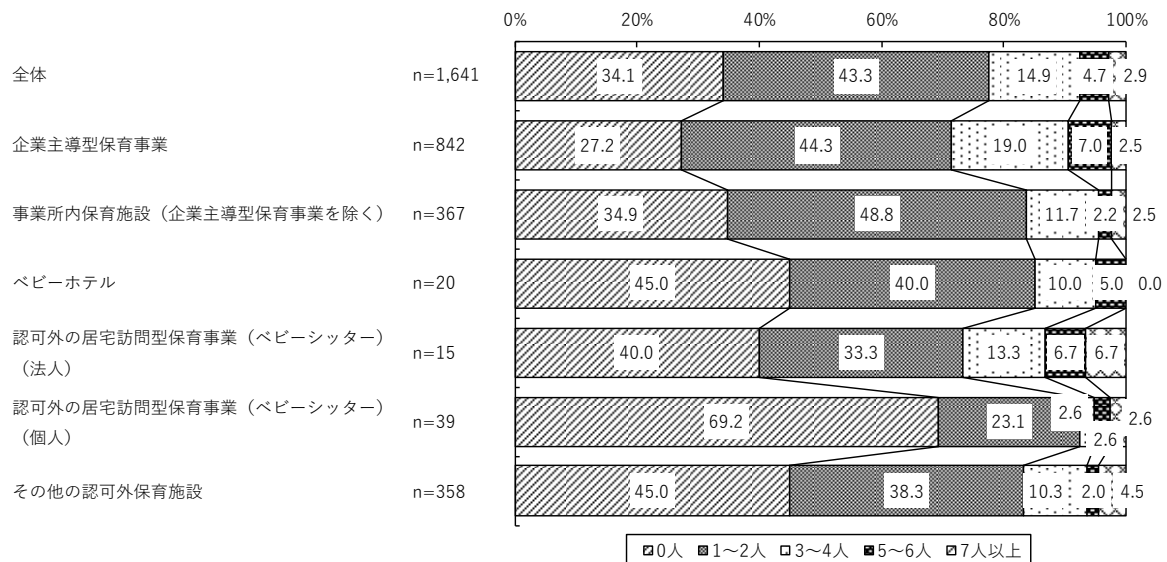
② 利用(登録)者数

- ✓ 利用(登録)者数「0人」と回答している割合をみると、いずれの年齢においても、「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」は他の保育類型と比較して回答割合が大きく、その割合は3割台半ば～7割程度。それ以外の保育類型では、「0歳児」から「1・2歳児」にかけて割合が20ポイント以上減少しているものの、「3歳児」以降になると割合が再び増加している傾向にある。
- ✓ 反対に、定員「7人以上」と回答している割合をみると、「0歳児」では、いずれの保育類型においても回答割合は1割未満。「1歳児」では「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」で、「2歳児」では「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」で回答割合が大きく増加し、2～3割程度。「3歳児」以降では割合が再び減少している傾向にある。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「0歳児」～「5歳児」の各年齢において、「保有していない」施設の方が、「保有している」施設よりも「0人」「1～2人」の回答割合の合計が高く、利用(登録)者数が少ない。

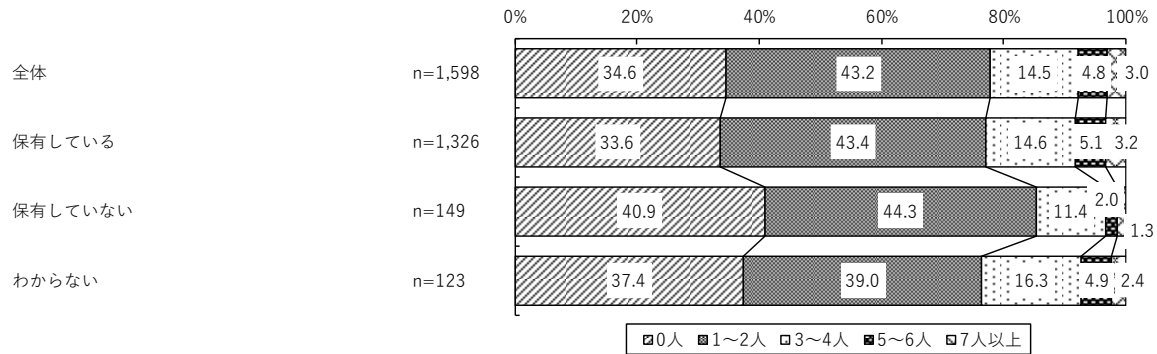
図表2-25 利用(登録)者数

(人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	120	360	240	72	90	90	225
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	1.70	4.93	5.02	3.96	3.94	3.69	1.67
中央値	1	4	4	2	2	1	0

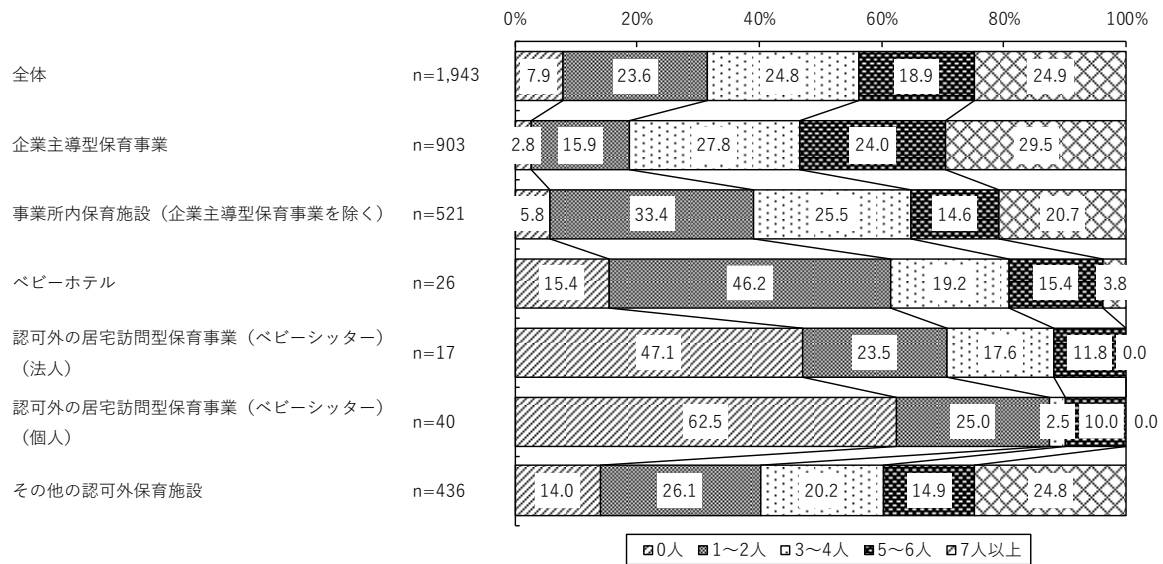
図表2-26 利用(登録)者数【0歳児】(保育類型別)



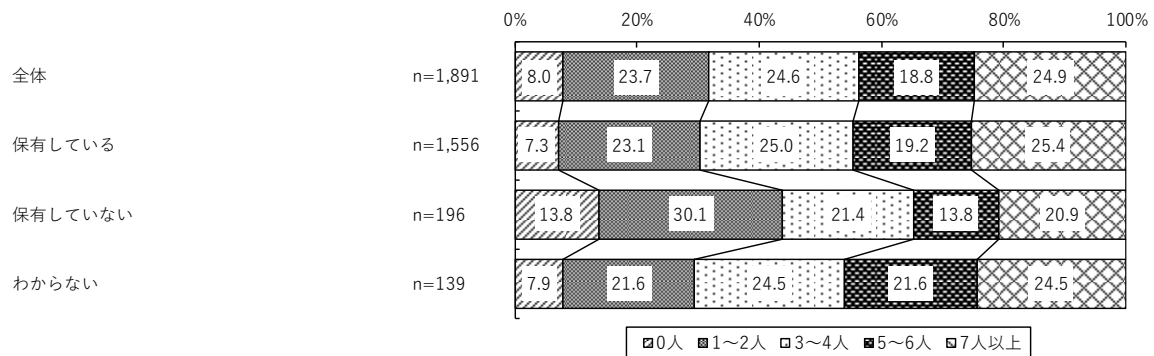
図表2-27 利用(登録)者数【0歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



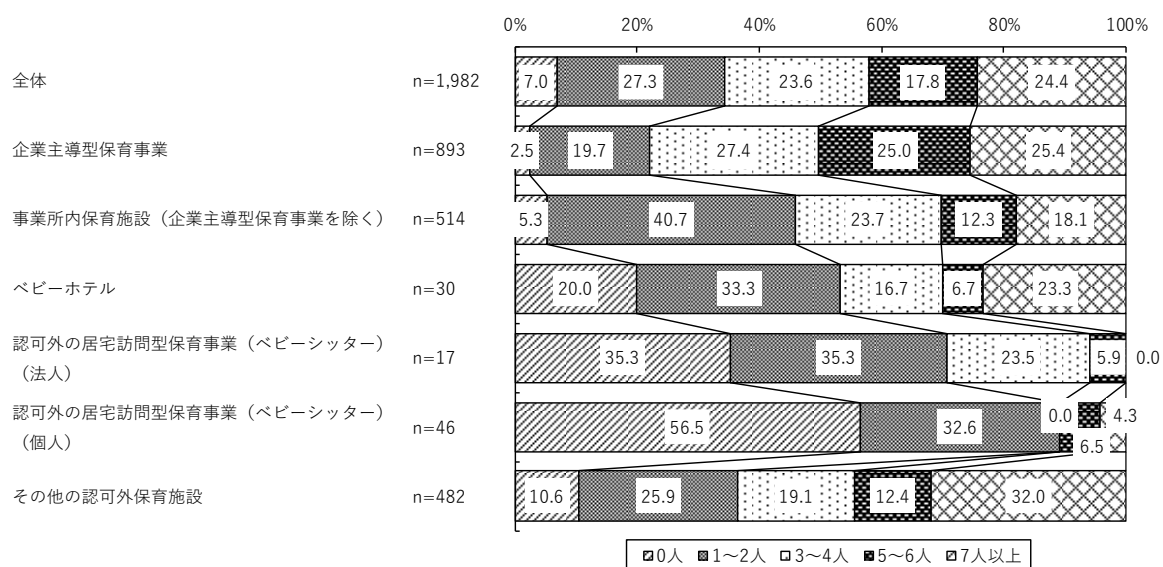
図表2-28 利用(登録)者数【1歳児】(保育類型別)



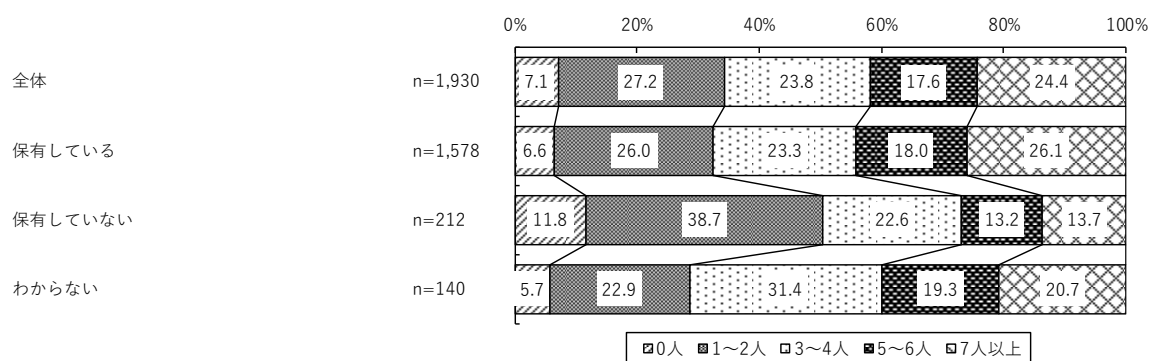
図表2-29 利用(登録)者数【1歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



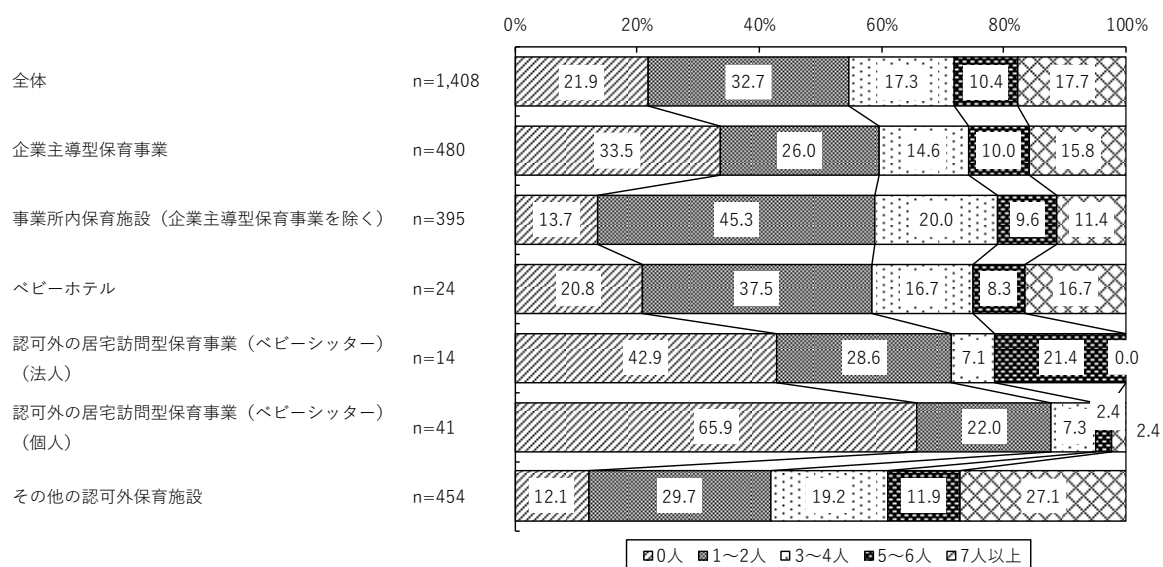
図表2-30 利用(登録)者数【2歳児】(保育類型別)



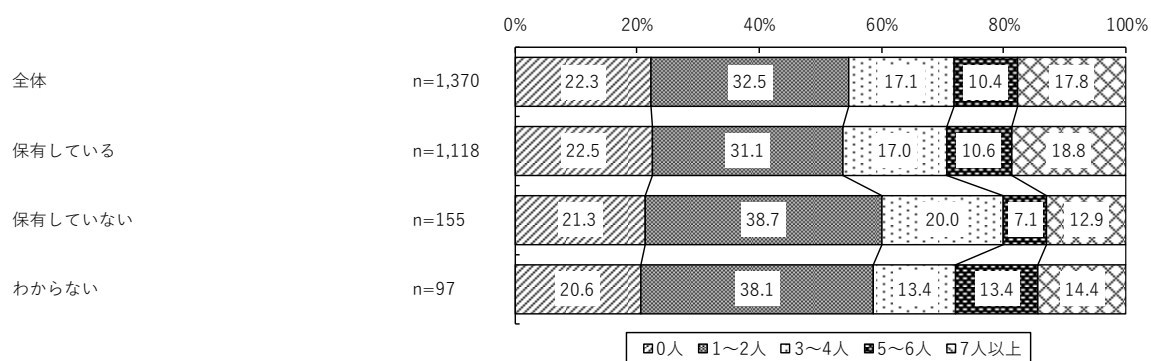
図表2-31 利用(登録)者数【2歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



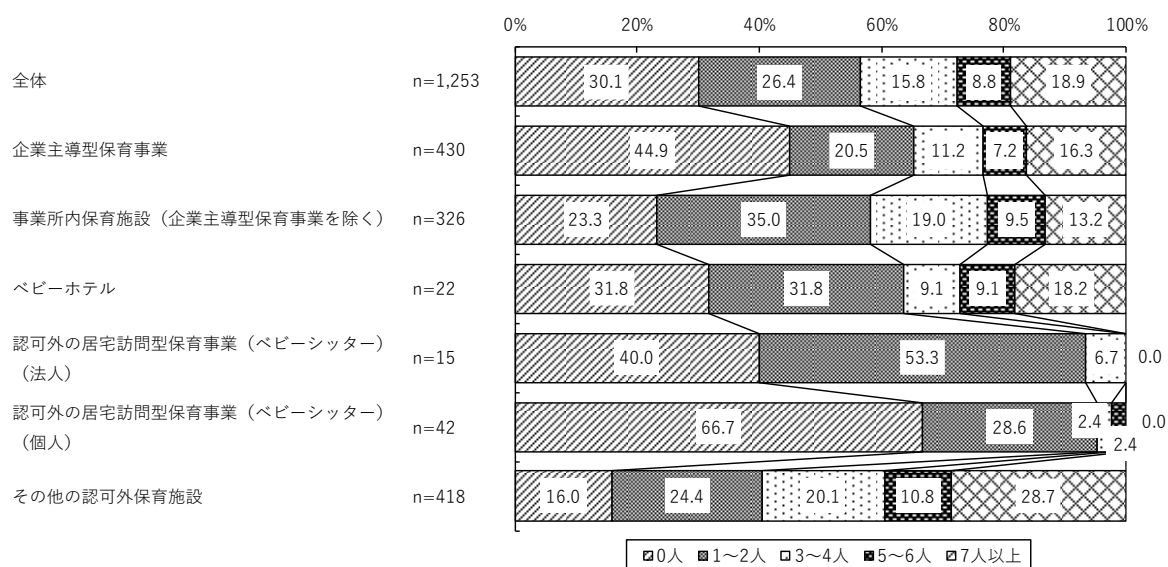
図表2-32 利用(登録)者数【3歳児】(保育類型別)



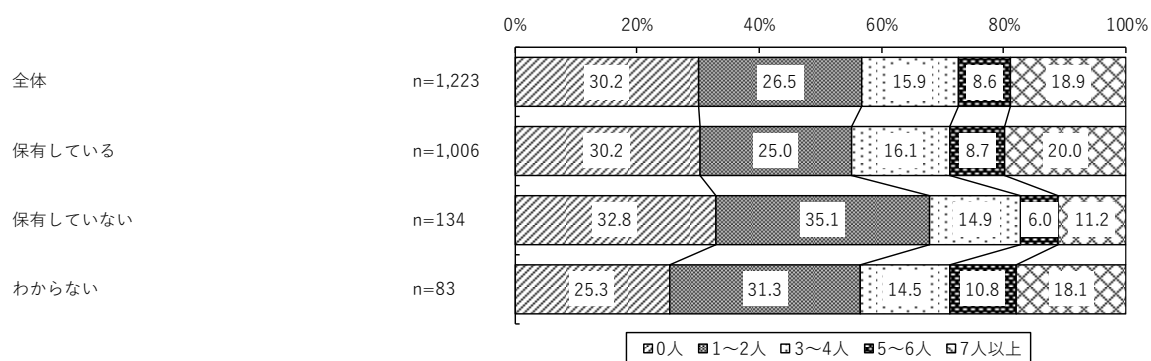
図表2-33 利用(登録)者数【3歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



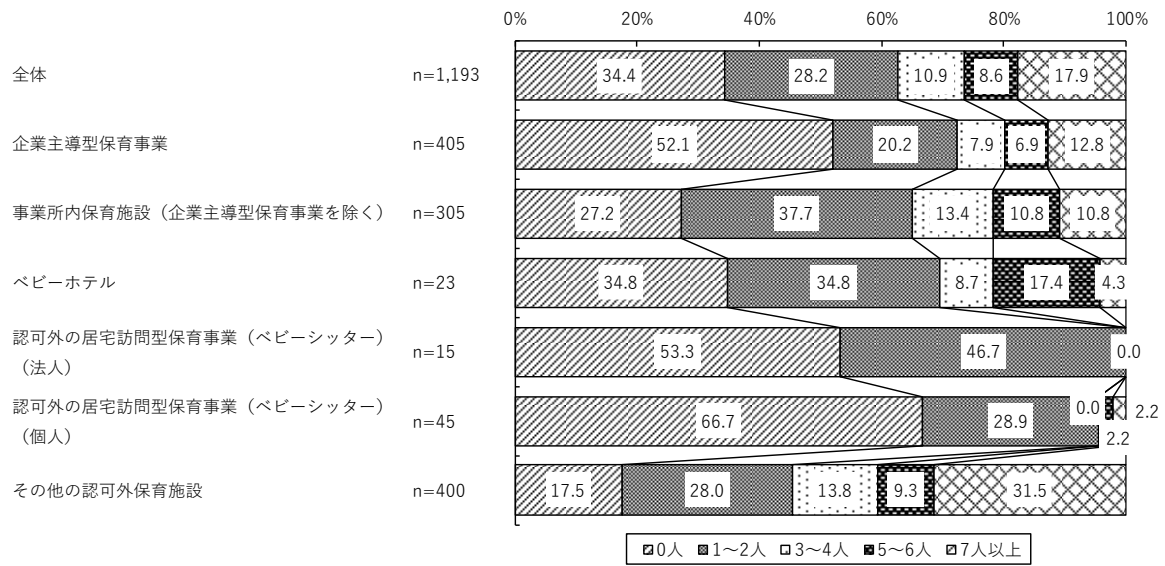
図表2-34 利用(登録)者数【4歳児】(保育類型別)



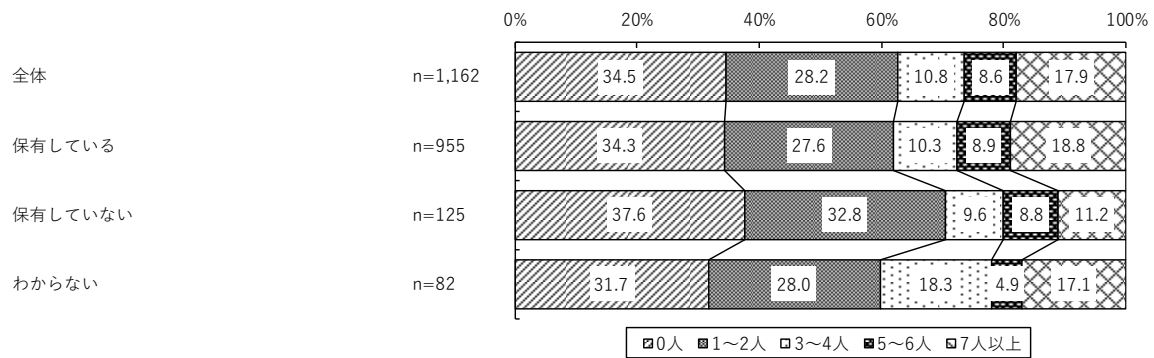
図表2-35 利用(登録)者数【4歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



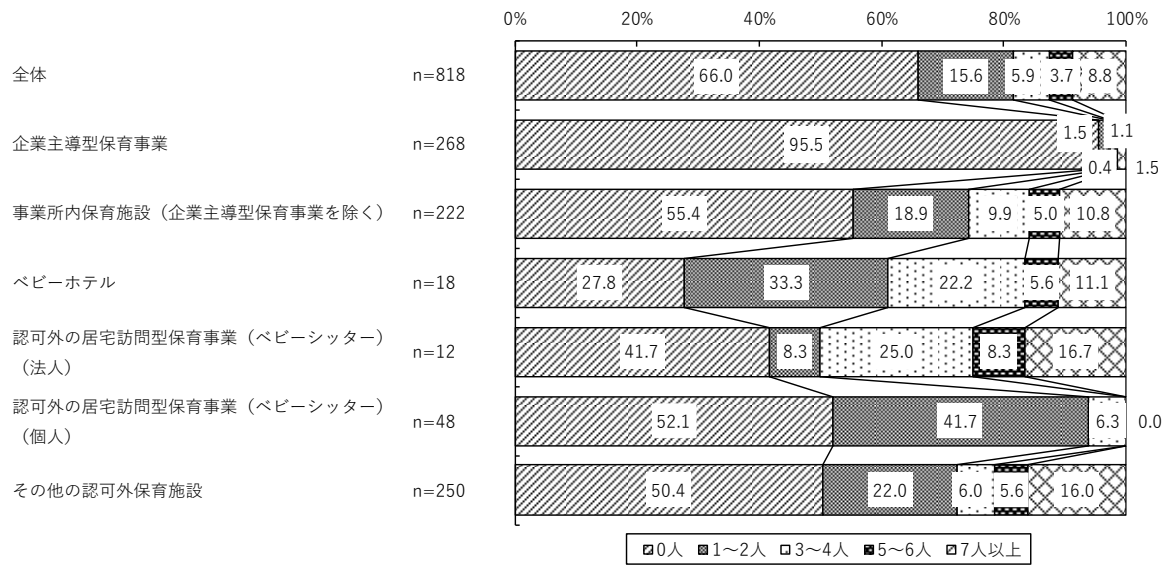
図表2-36 利用(登録)者数【5歳児】(保育類型別)



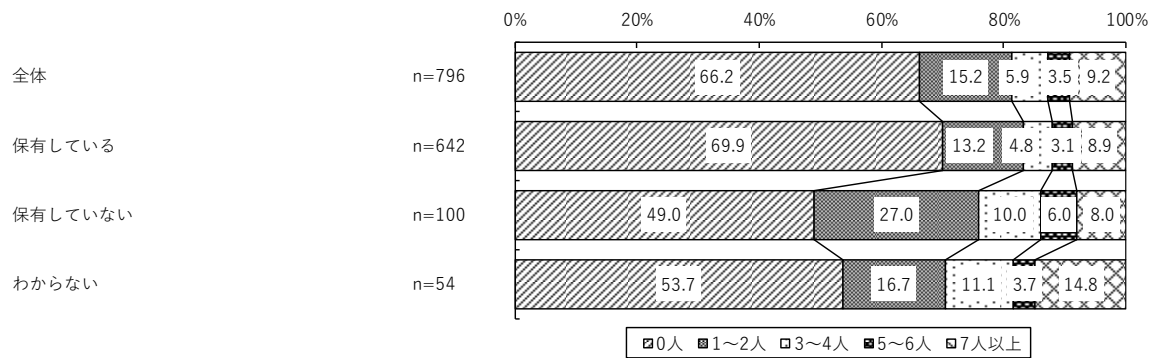
図表2-37 利用(登録)者数【5歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-38 利用(登録)者数【学童】(保育類型別)



図表2-39 利用(登録)者数【学童】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



③ 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合²

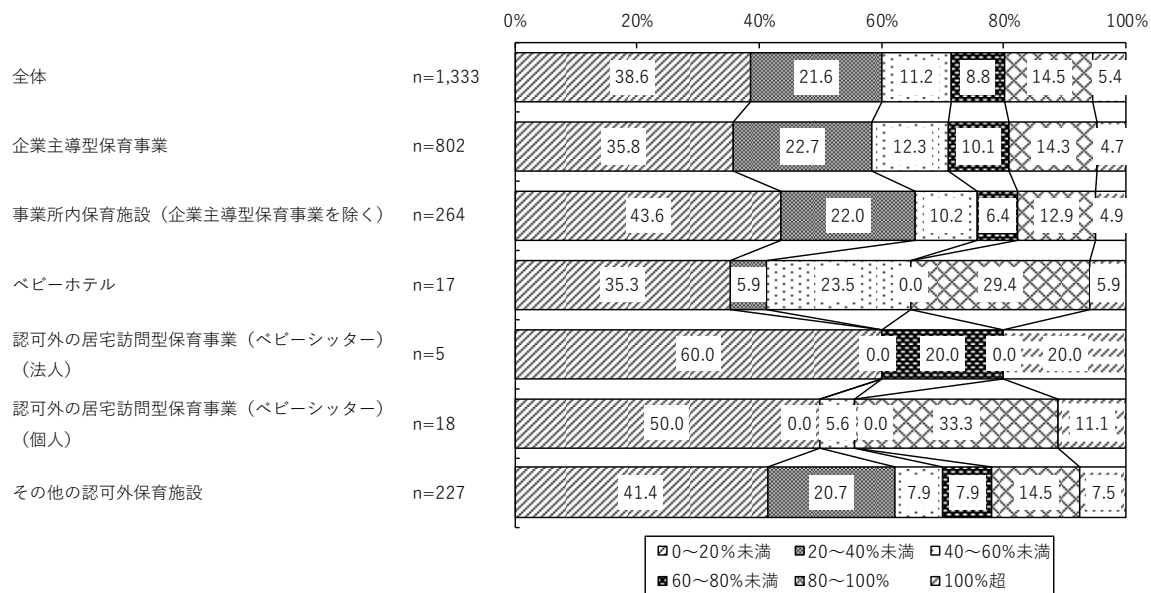
※利用(登録)者数を利用定員数で割って算出している。

- ✓ 【0歳児】いずれの保育類型においても「0～20%未満」が最も多く、3割台半ば～6割。
- ✓ 【1～3歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では「0～20%未満」が1割未満～2割程度である一方、「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では3～6割程度と、他の保育類型と比べ利用定員数に占める利用(登録)者数の割合が小さい施設が多い。
- ✓ 【4・5歳児】「ベビーシッター(法人)」以外では「80%以上」の割合が4～5割程度。そうした保育類型においても、「0～20%未満」は「ベビーシッター(個人)」で6割、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」で1～3割程度見受けられた。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「0歳児」～「5歳児」の各年齢において、「保有していない」施設の方が、「保有している」施設よりも「0～20%未満」「20～40%未満」の回答割合の合計が大きく、利用定員数に占める利用(登録)者数の割合が小さい施設が多い。

図表2-40 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合

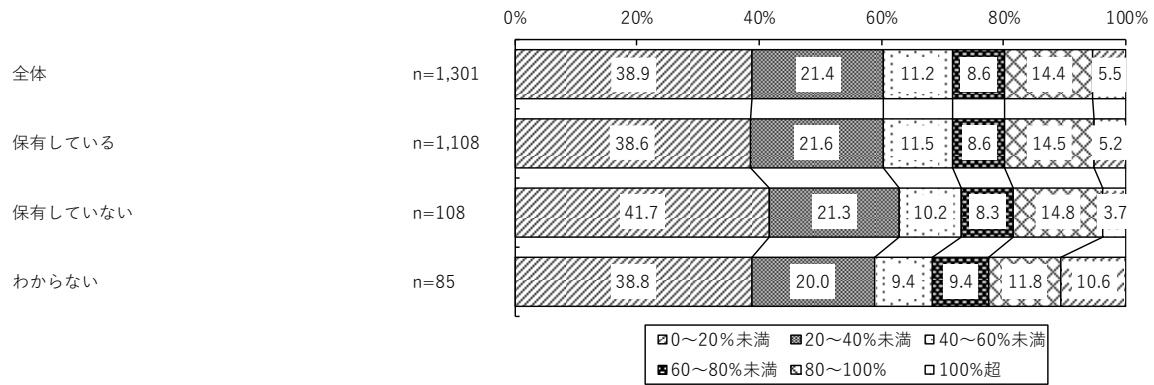
(%)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	6,000	12,000	12,000	1,600	5,300	4,300	13,000
最小値	0	0	0	0	0	0	0
平均値	50.95	98.40	93.07	84.73	94.64	88.54	135.01
中央値	33.33	83.33	80.00	68.75	72.73	66.67	75.00

図表2-41 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【0歳児】(保育類型別)

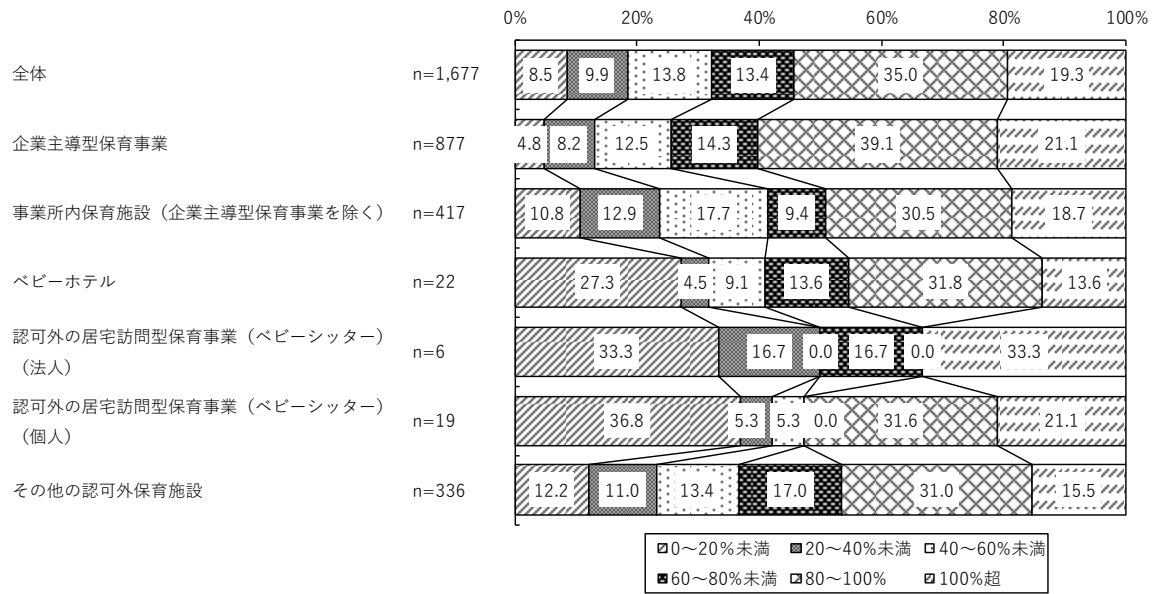


² 一時預かりの利用者が多い場合、利用(登録)者数が利用定員数を上回る場合も想定されることから、ここでは割合が100%を超える場合も集計に加えている。

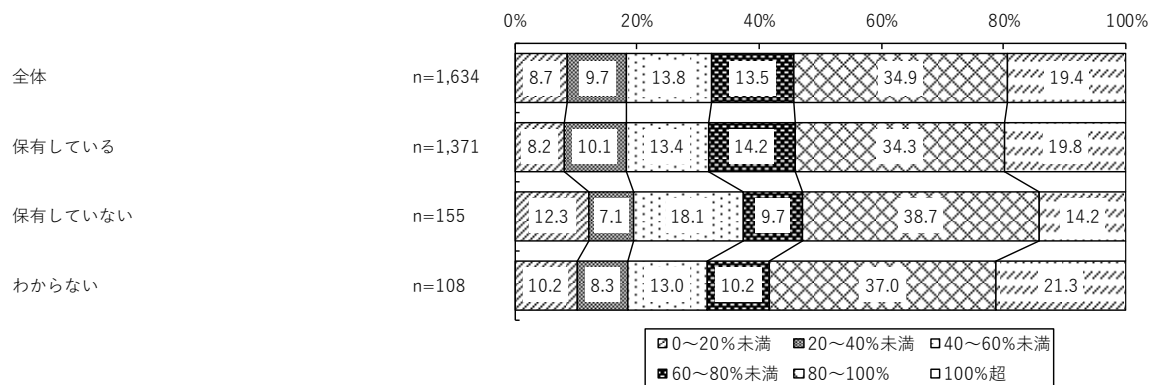
図表2-42 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【0歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



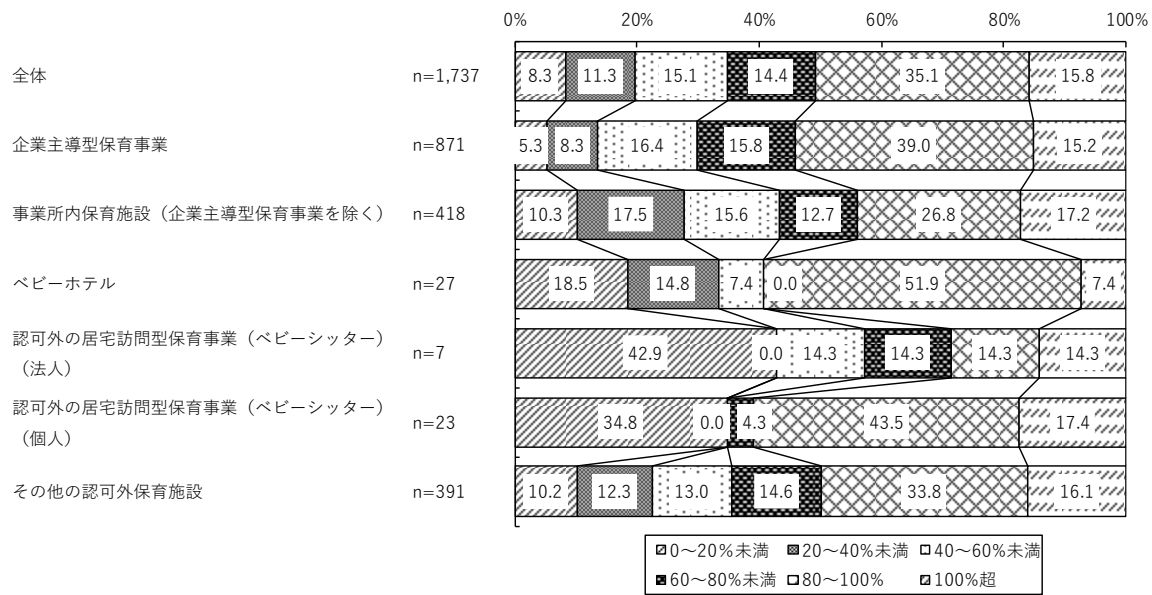
図表2-43 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【1歳児】(保育類型別)



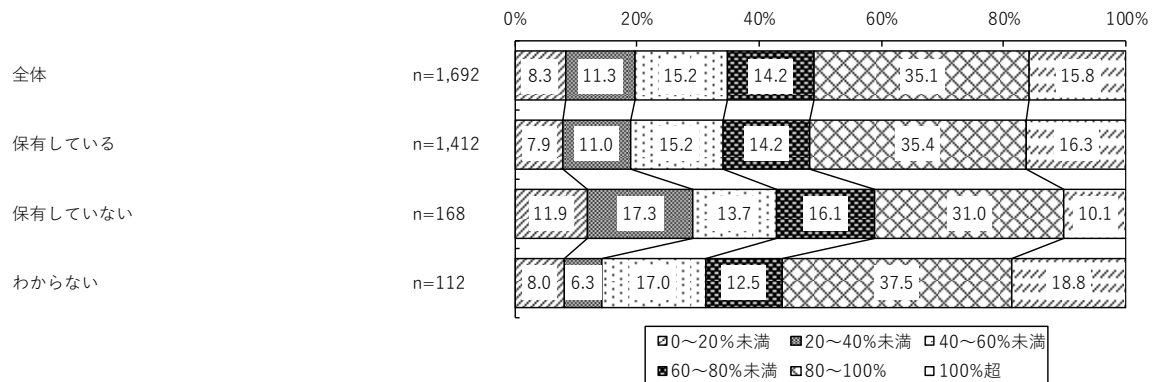
図表2-44 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【1歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



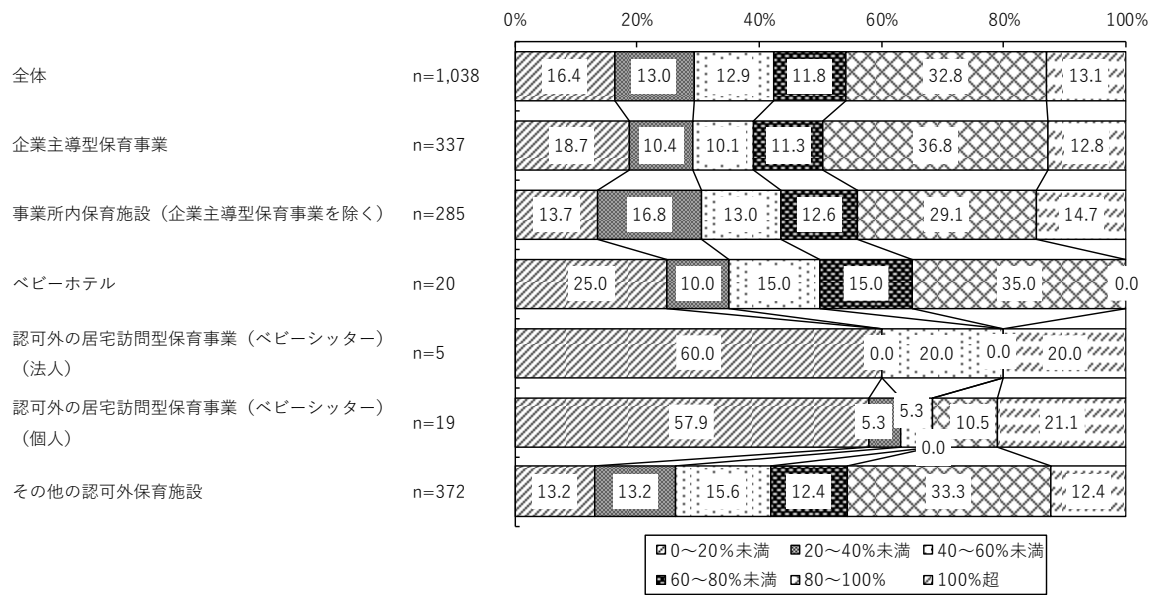
図表2-45 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【2歳児】(保育類型別)



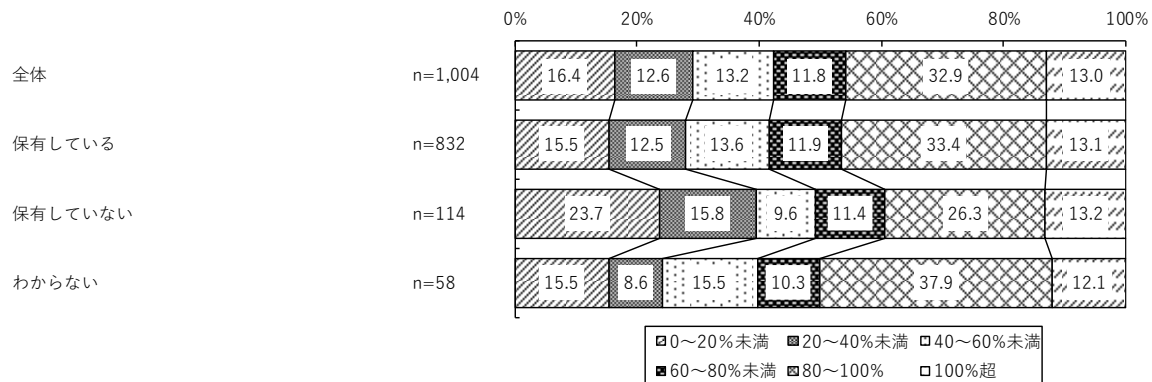
図表2-46 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【2歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



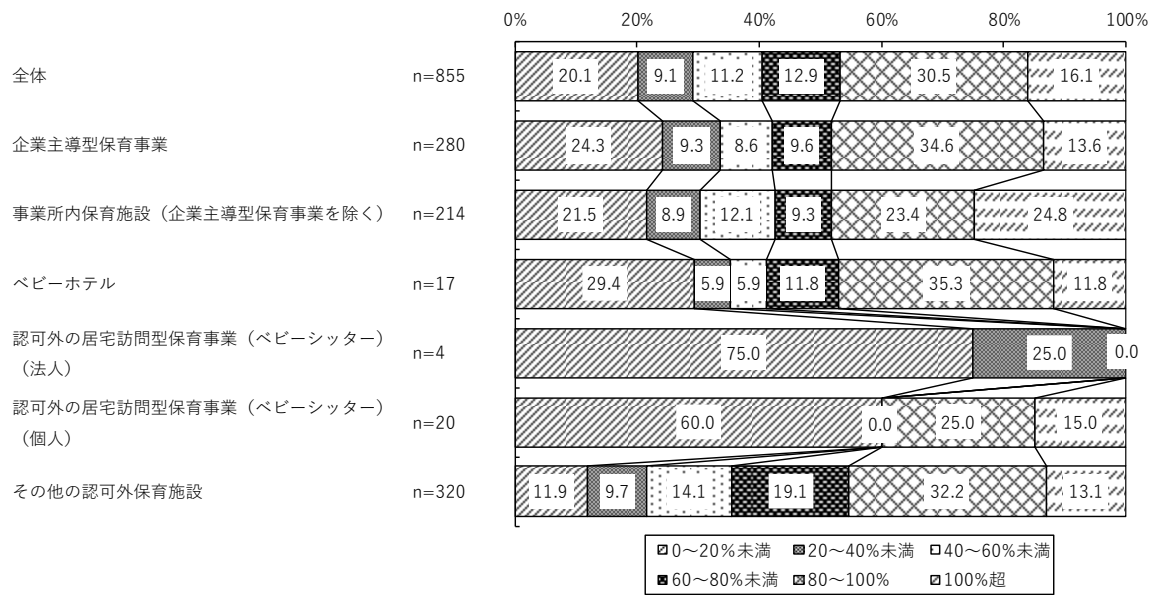
図表2-47 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【3歳児】(保育類型別)



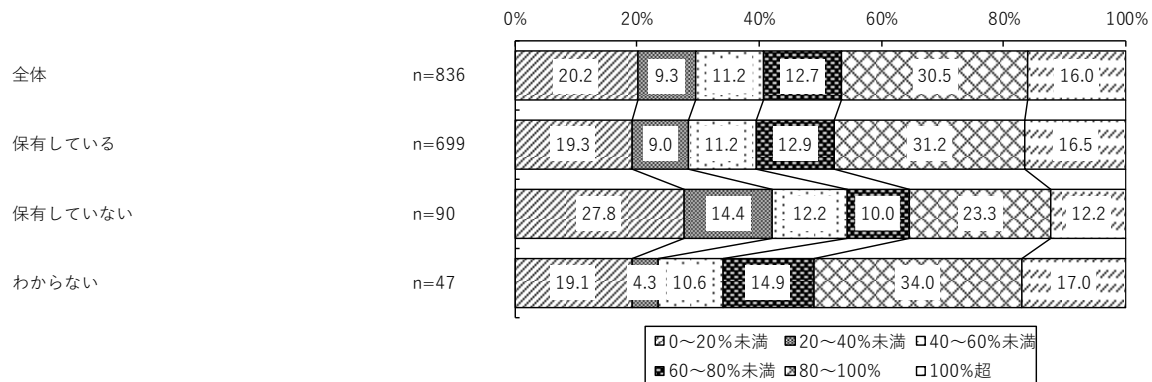
図表2-48 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【3歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



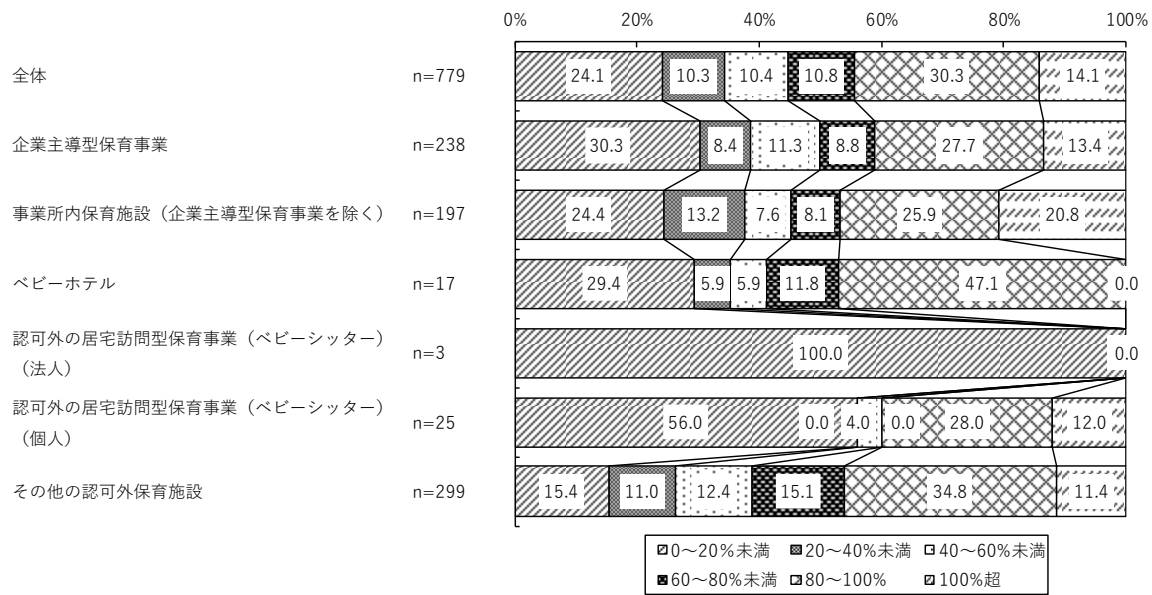
図表2-49 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【4歳児】(保育類型別)



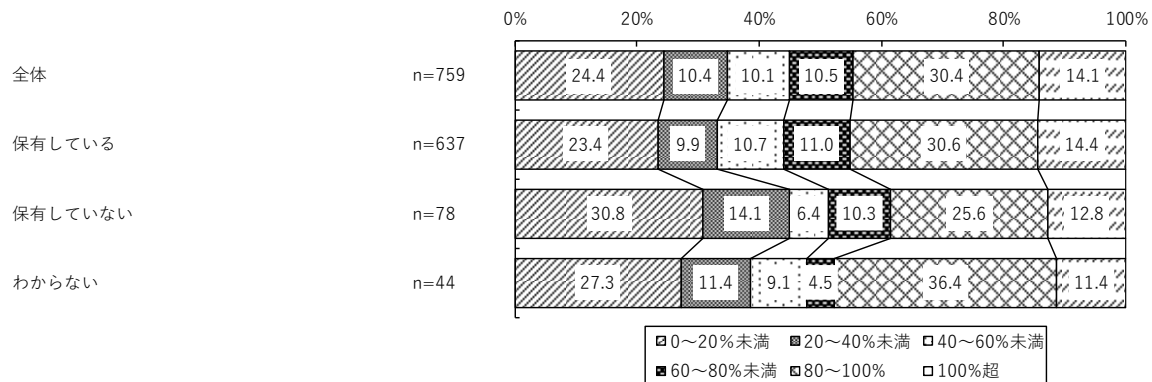
図表2-50 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【4歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



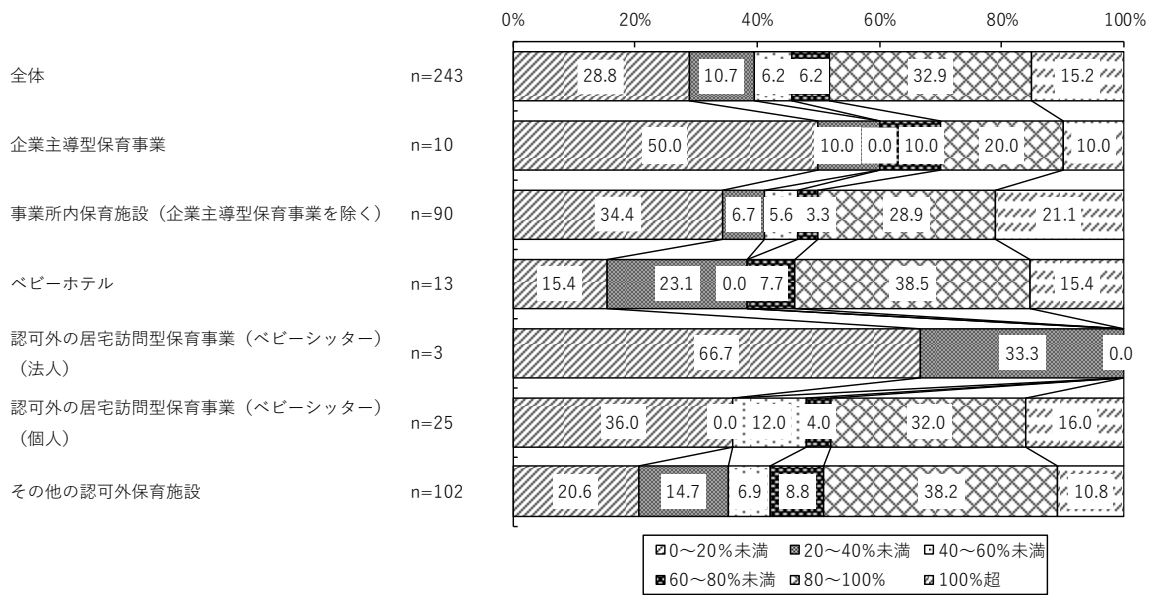
図表2-51 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【5歳児】(保育類型別)



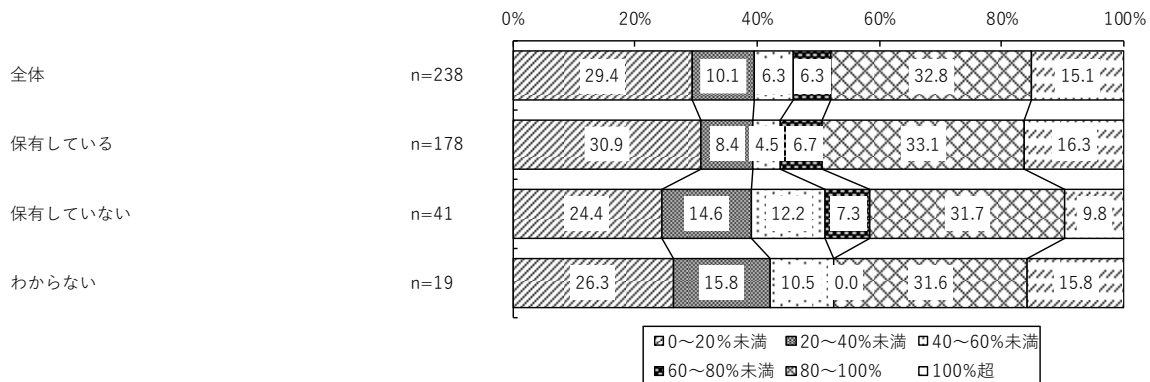
図表2-52 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【5歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-53 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【学童】(保育類型別)



図表2-54 利用定員数に占める利用(登録)者数の割合【学童】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



④ 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合³⁴

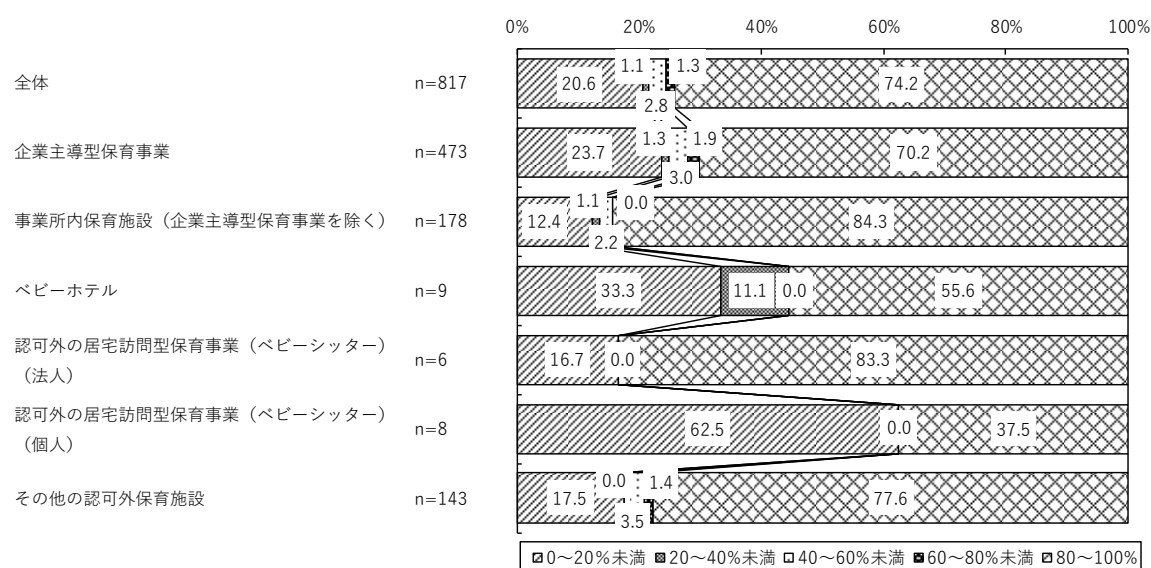
※利用(登録)者数を施設等利用費の対象者数で割って算出している。

- ✓ 「2歳児」以上では、保育類型にかかわらず「80～100%」が最も多く、5割以上。「0歳児」「1歳児」においても、「ベビーシッター(個人)」を除く保育類型では「80～100%」が最も多く、5割台半ば～8割台半ばである一方、「ベビーシッター(個人)」で最も多いのは「0～20%未満」であり、「0歳児」で 62.5%、「1歳児」で 77.8%と、他の保育類型と比べ保育料無償化の対象者割合が小さい施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「0歳児」～「3歳児」の各年齢においては、「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「80～100%」の割合が高く、保育料無償化の対象者割合が大きい施設が多い。

図表2-55 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合

(%)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
最大値	100	100	100	100	100	100
最小値	0	0	0	0	0	0
平均値	76.87	78.35	77.40	80.53	82.62	83.49
中央値	100	100	100	100	100	100

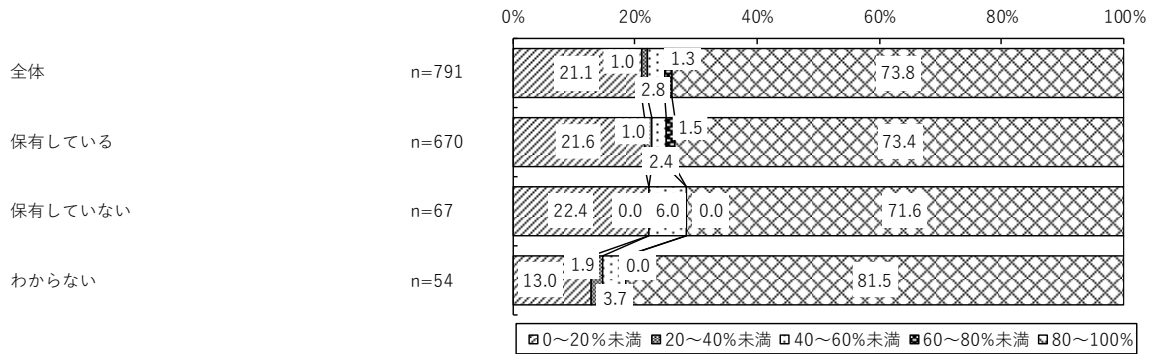
図表2-56 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【0歳児】(保育類型別)



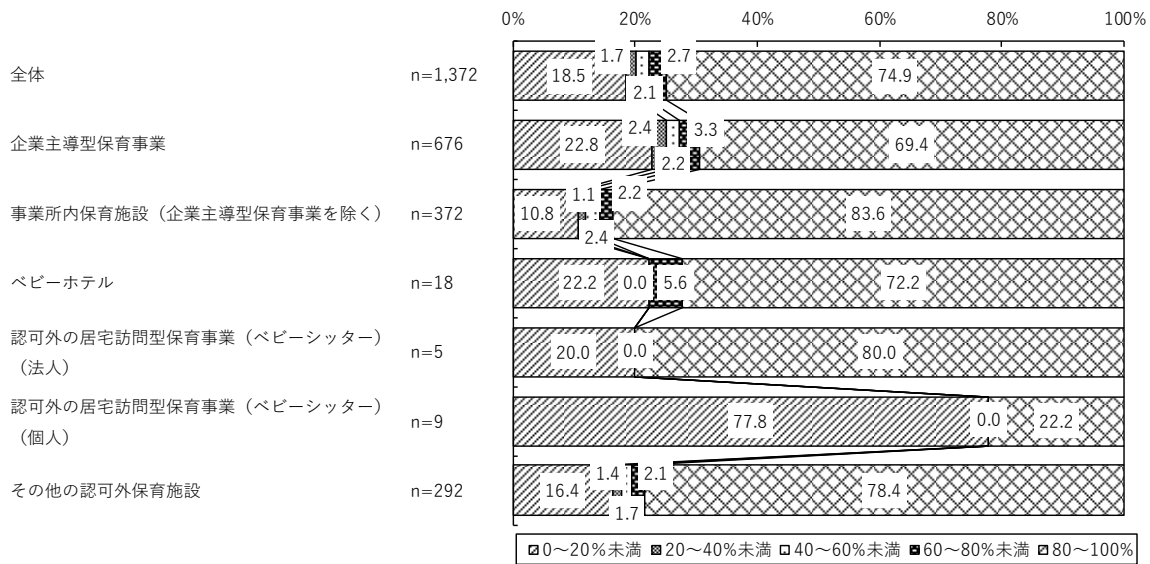
³ 令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化において、認可外保育施設も保育料無償化の対象となった。そこで本設問では、全利用者のうち、現在保育料無償化の対象となっている利用者の割合を算出した。

⁴ 施設等利用費の対象者数が利用(登録)者数を上回っている場合は無回答として処理。

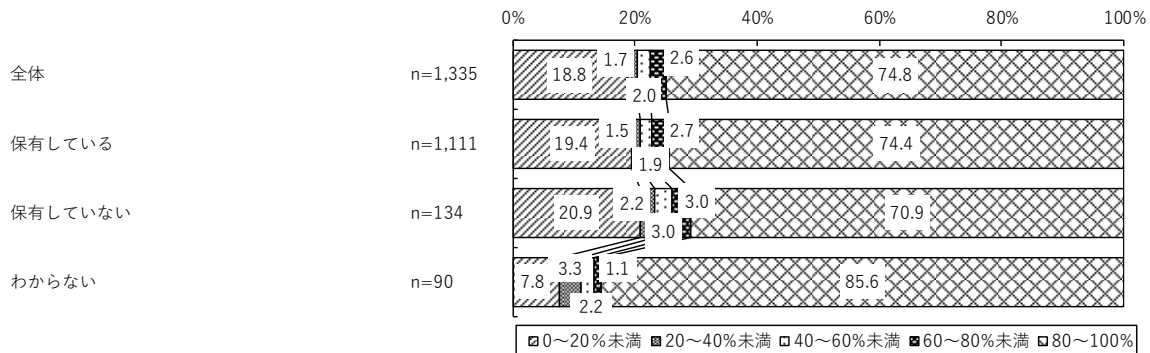
図表2-57 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【0歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



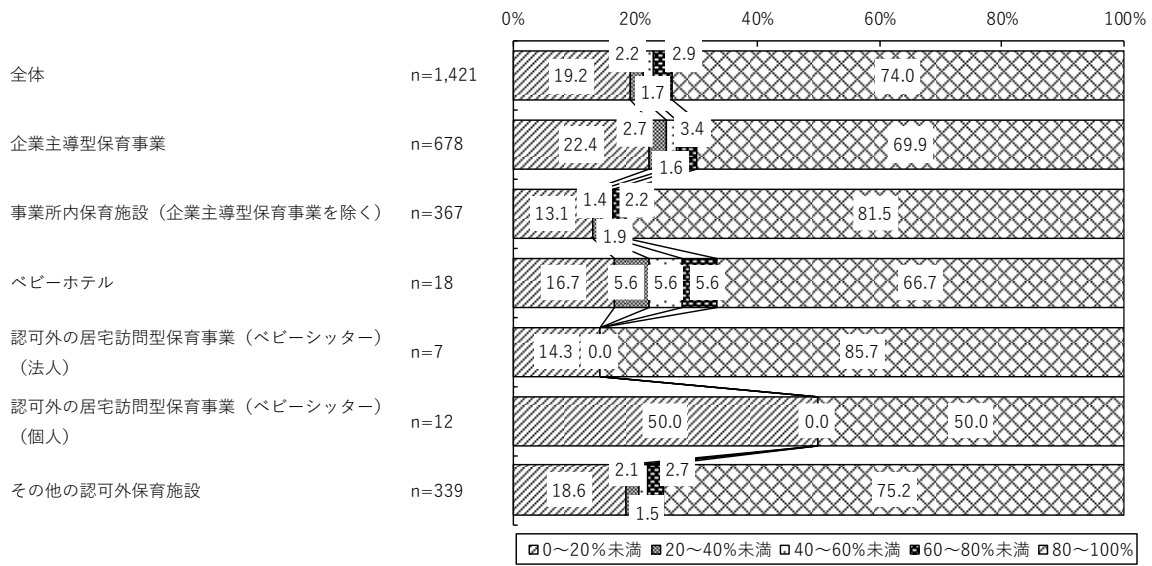
図表2-58 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【1歳児】(保育類型別)



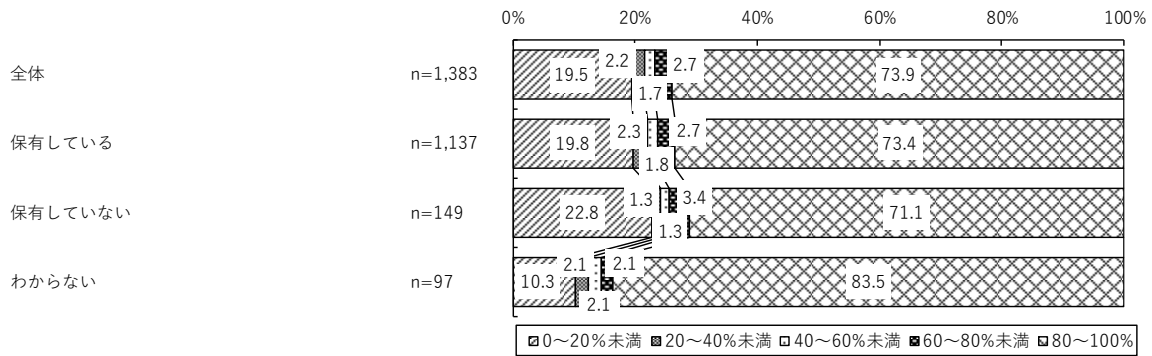
図表2-59 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【1歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



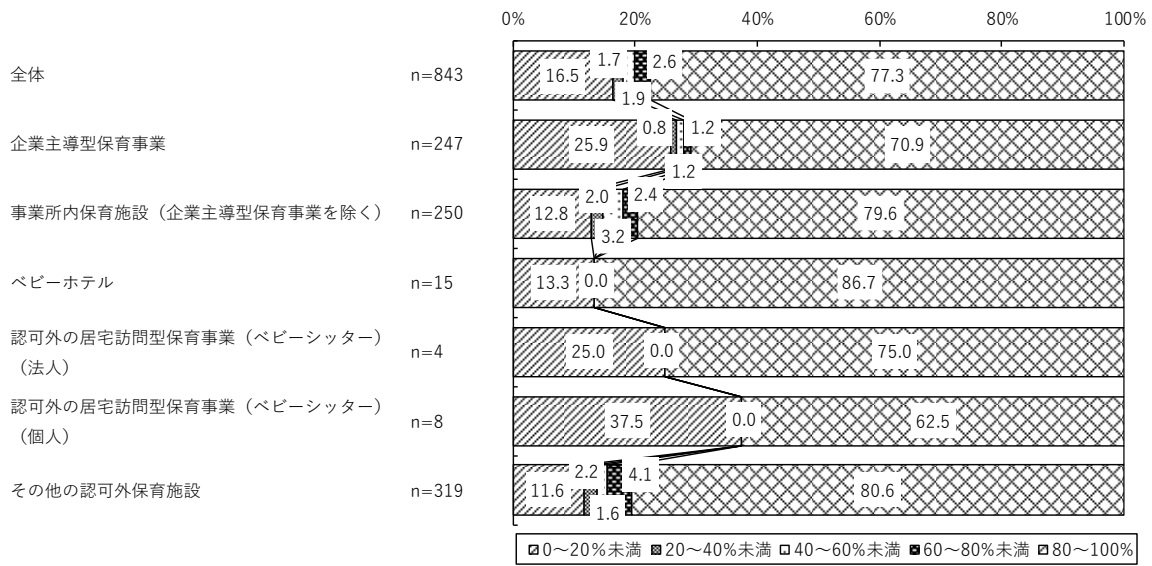
図表2-60 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【2歳児】(保育類型別)



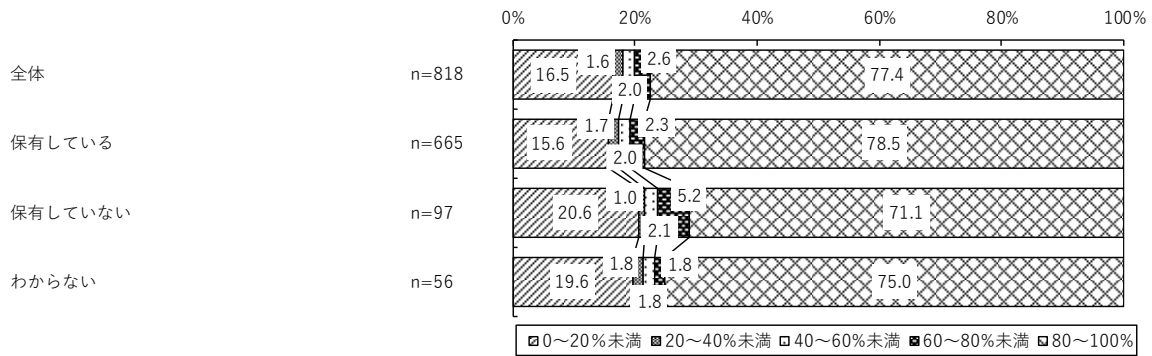
図表2-61 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【2歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



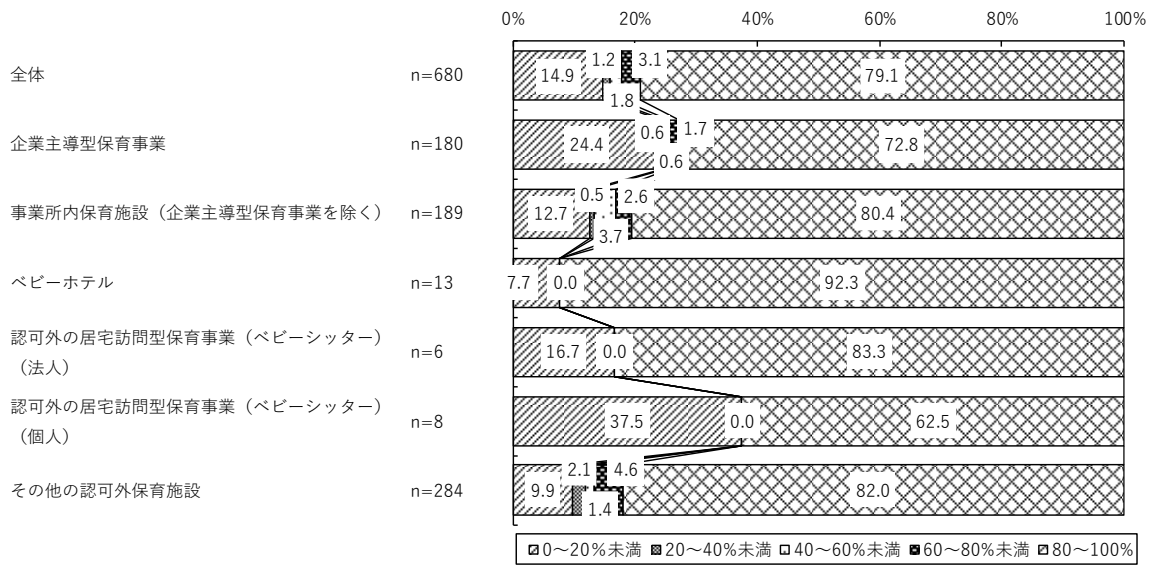
図表2-62 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【3歳児】(保育類型別)



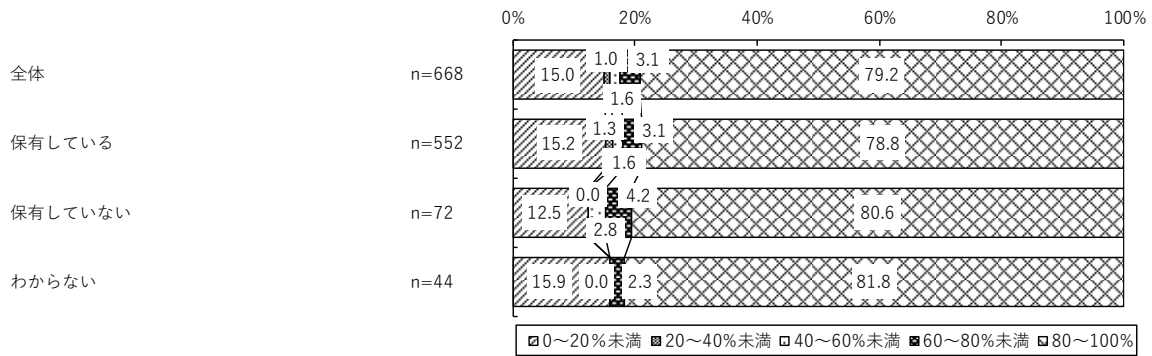
図表2-63 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【3歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



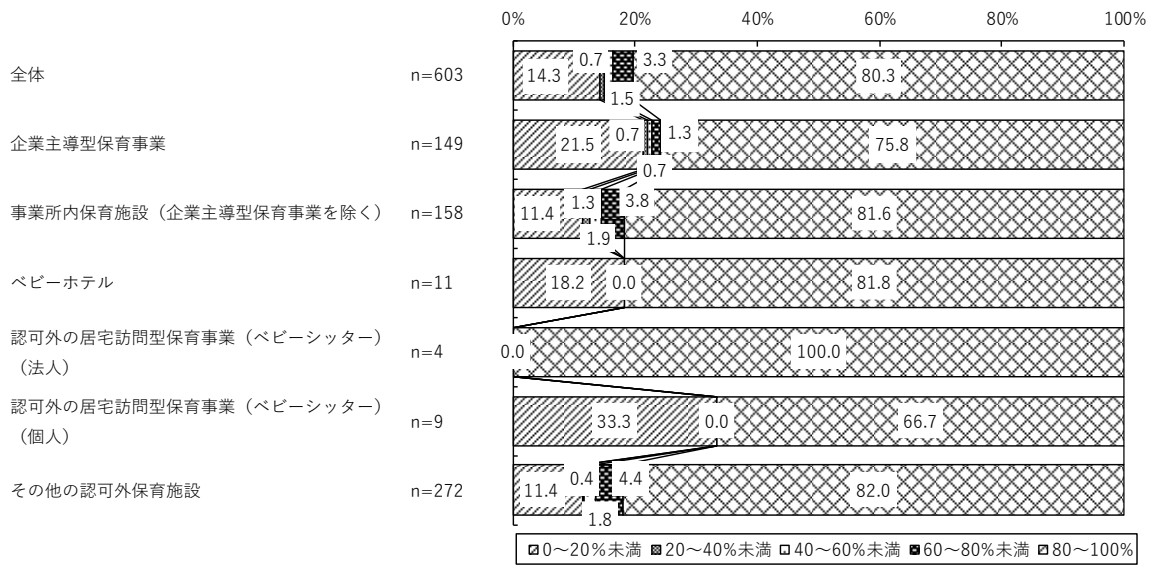
図表2-64 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【4歳児】(保育類型別)



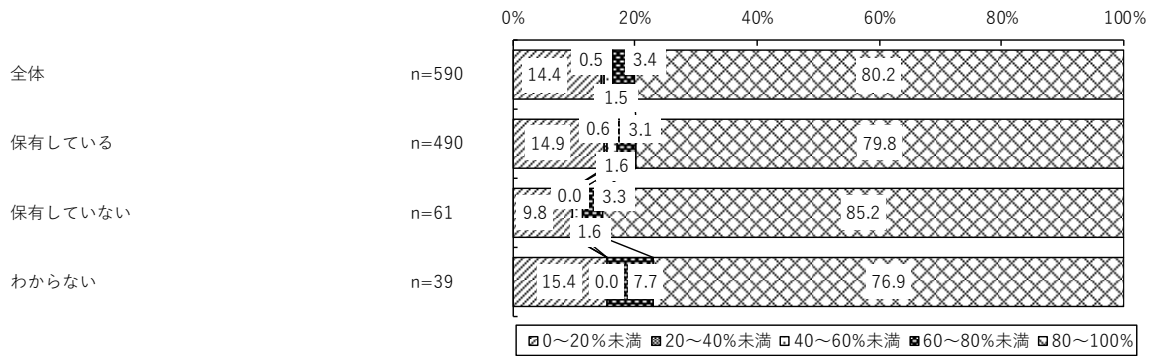
図表2-65 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【4歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-66 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【5歳児】(保育類型別)



図表2-67 利用(登録)者数に占める施設等利用費の対象者数の割合【5歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



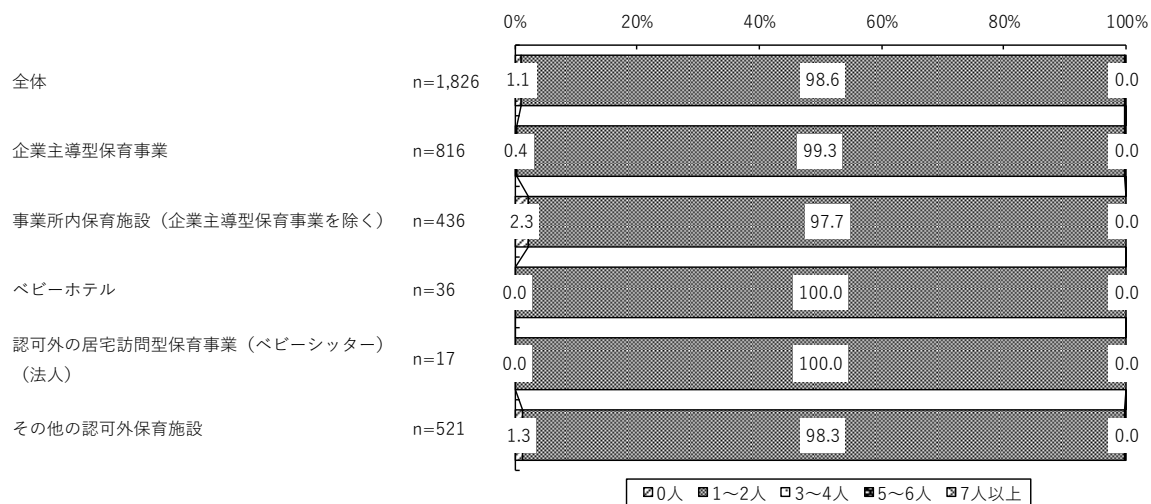
⑤ ≪保育類型が「ベビーシッター(個人)」の場合を除く≫職員数

- ✓ 【保育士資格保有者(責任者をのぞく)】「企業主導型保育事業」では「7人以上」が44.4%となっているが、それ以外の保育類型では2割程度以下となっており、「企業主導型保育事業」は他の保育類型と比べ職員数が多い施設が多い。
- ✓ 【調理員】「企業主導型保育事業」では「1~2人」が64.9%と、「0人」が6割以上を占めるその他の保育類型と比べ職員数が多い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「保育士資格保有者」「看護師・准看護師資格保有者」「事務員」「調理員」の各職種においては、いずれも「保有していない」施設の方が「保有している」施設よりも「0人」の割合が高く、各職員を配置していない施設が多い。

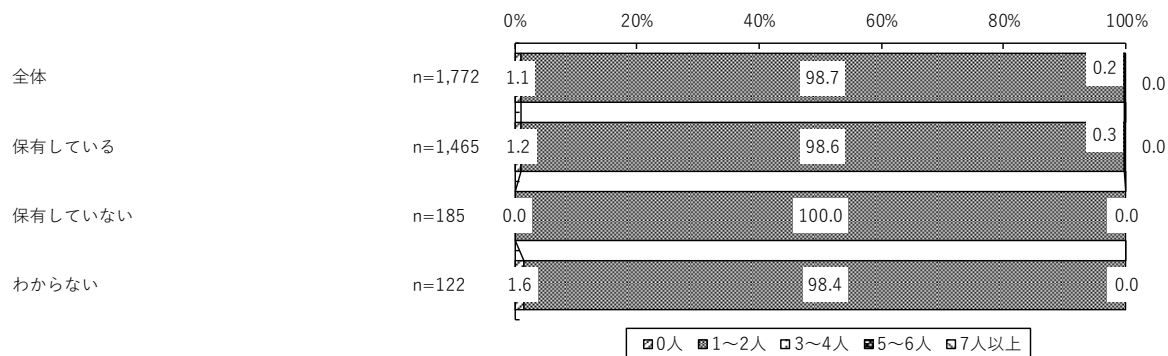
図表2-68 職員数

(人)	責任者	保育士資格保有者 (責任者をのぞく)	看護師・准看護師資格保有者	事務員	調理員	その他保育者 (上記資格等を有していない者)
最大値	4	47	12	6	12	54
最小値	0	0	0	0	0	0
平均値	1.01	5.60	0.65	0.88	1.26	2.17
中央値	1	5	0	1	1	1

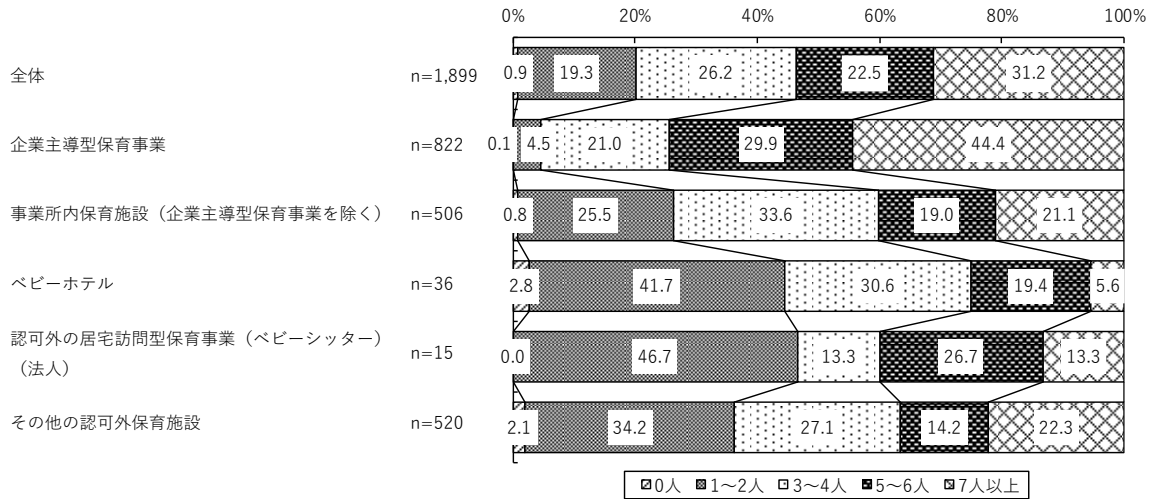
図表2-69 職員数【責任者】(保育類型別)



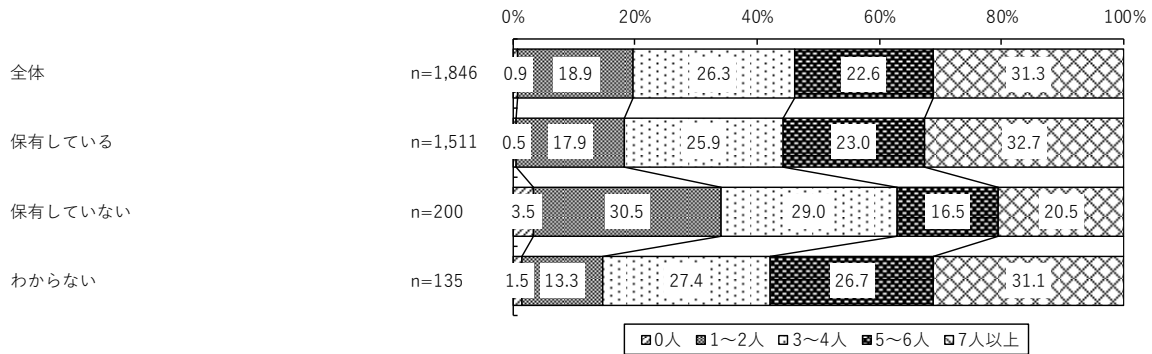
図表2-70 職員数【責任者】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



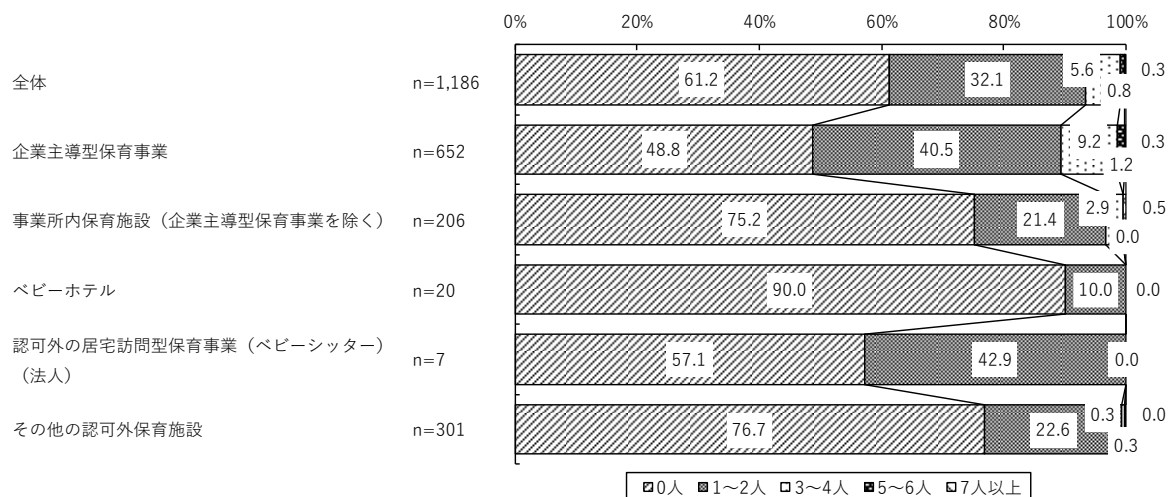
図表2-71 職員数【保育士資格保有者(責任者を除く)】(保育類型別)



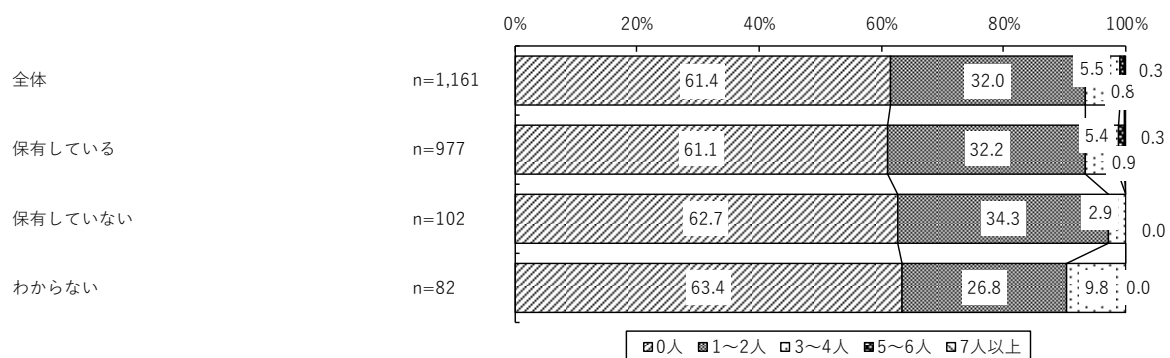
図表2-72 職員数【保育士資格保有者(責任者を除く)】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



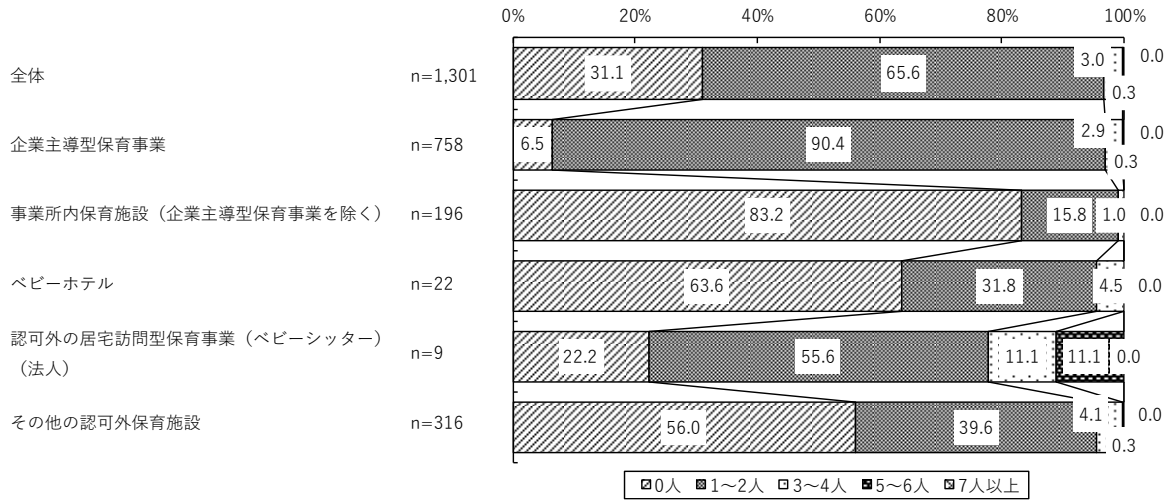
図表2-73 職員数【看護師・准看護師資格保有者】(保育類型別)



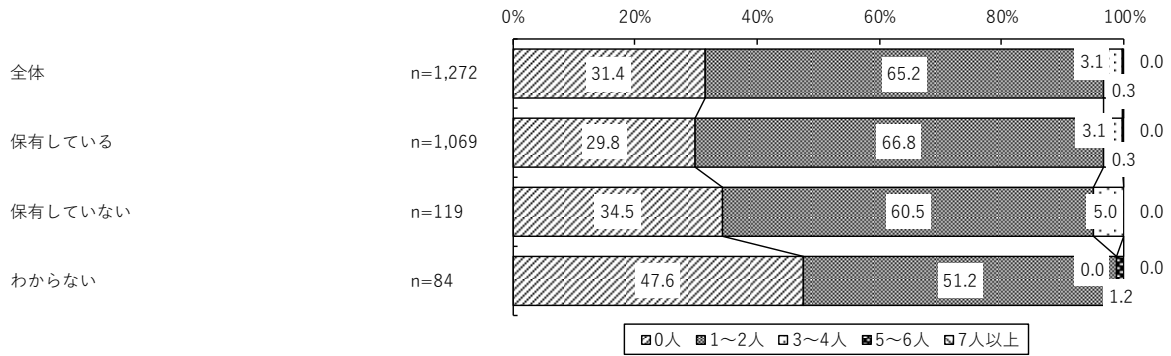
図表2-74 職員数【看護師・准看護師資格保有者】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



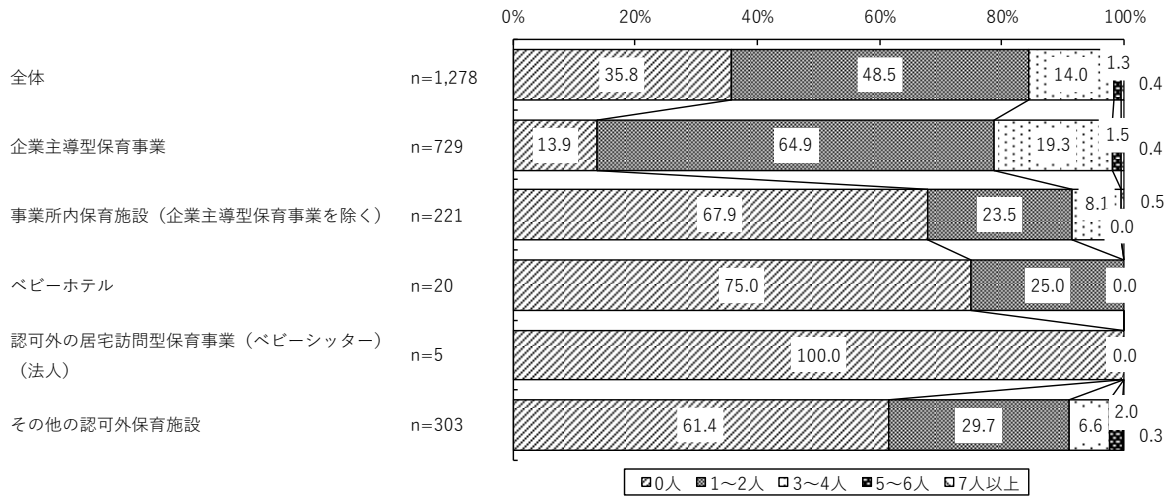
図表2-75 職員数【事務員】(保育類型別)



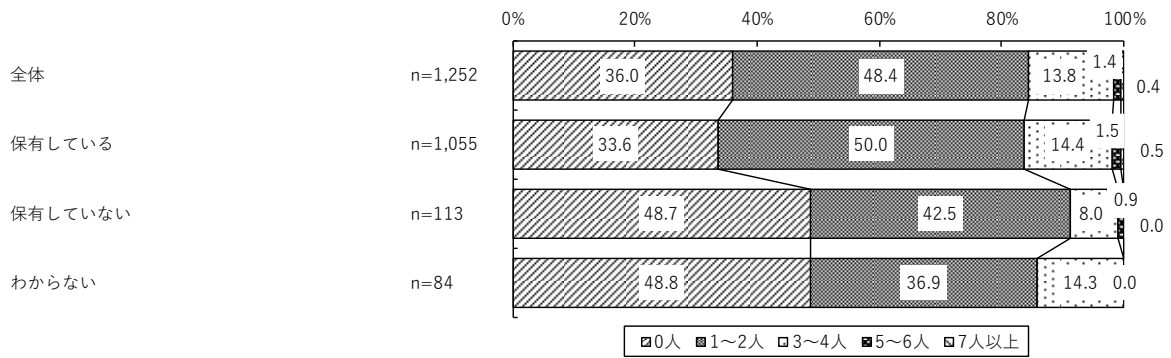
図表2-76 職員数【事務員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



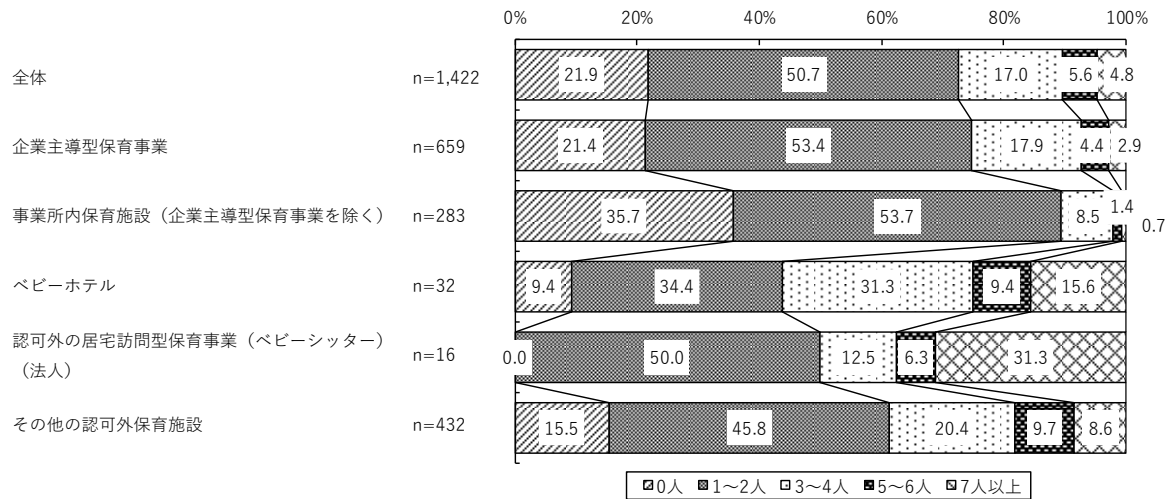
図表2-77 職員数【調理員】(保育類型別)



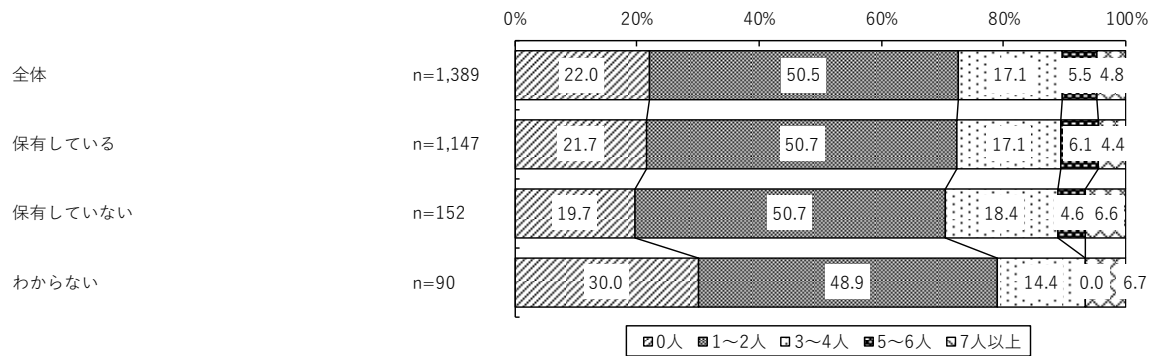
図表2-78 職員数【調理員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-79 職員数【その他保育者(上記資格等を有していない者)】(保育類型別)



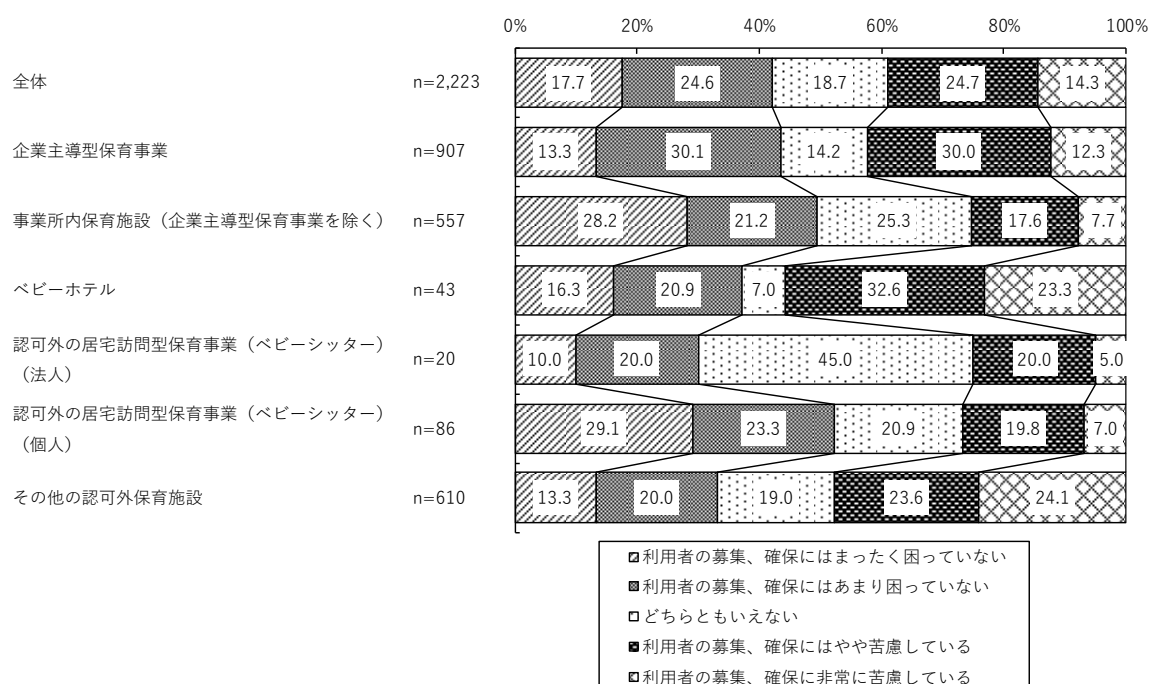
図表2-80 職員数【その他保育者(上記資格等を有していない者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(4) 利用者の募集・確保状況(問4)

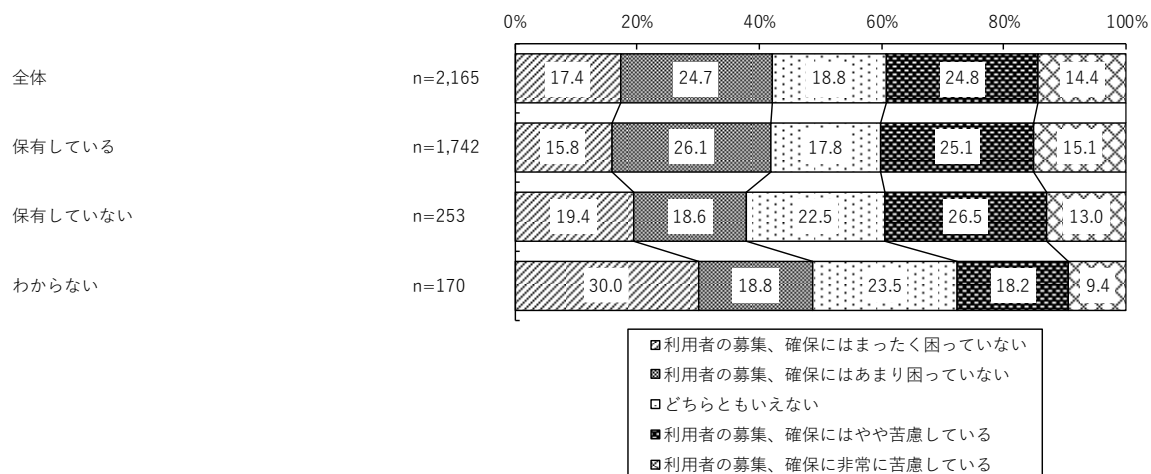
- ✓ 「利用者の募集、確保にはまったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計は、「ベビーシッター(個人)」「事業所内保育施設」「企業主導型保育事業」の順で高く、いずれも4～5割程度。一方、「利用者の募集、確保にはやや苦慮している」「非常に苦慮している」の回答割合の合計をみると、「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」「企業主導型保育事業」の順に高く、いずれも4割程度～5割台半ば。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「まったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計値が大きい。
- ✓ 夜間対応⁵の有無別にみると、「夜間対応有」の施設の方が、「まったく困っていない」「あまり困っていない」の回答割合の合計値が大きい。

図表2-81 利用者の募集・確保状況(保育類型別)(SA)

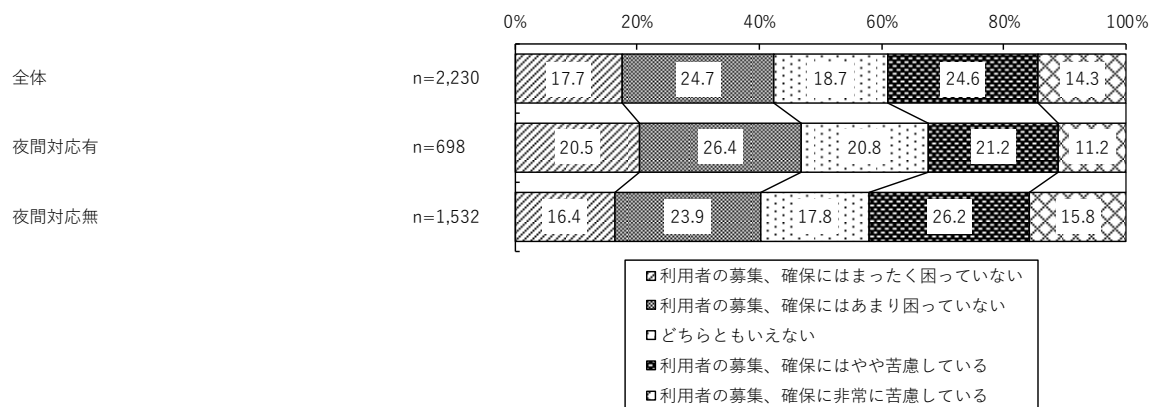


⁵ 本調査では「19:00～22:00 の時間帯(一部でも可)に開所している施設」を「夜間対応有」の施設と定義。

図表2-82 利用者の募集・確保状況(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



図表2-83 利用者の募集・確保状況(夜間対応の有無別)(SA)

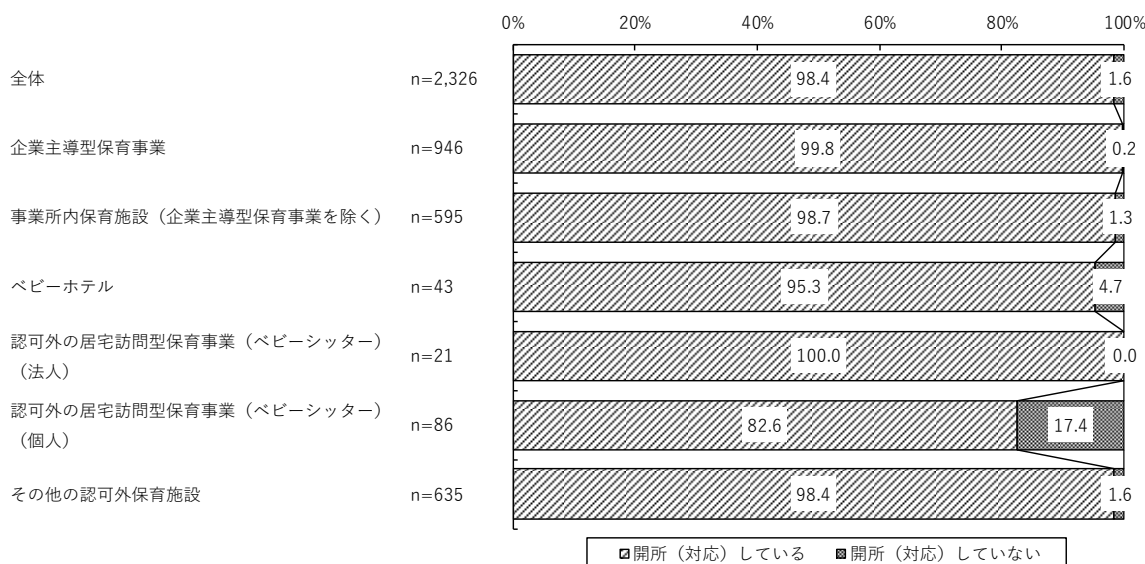


(5) 開所(対応)状況(問5)

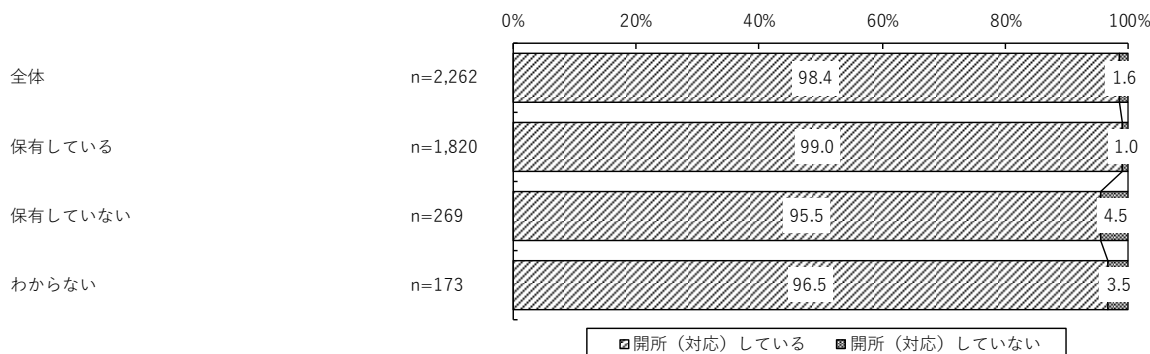
① 開所(対応)の有無

- ✓ 【月～金曜日】いずれの保育類型においても8割程度以上が「開所(対応)している」。
- ✓ 【土曜日】「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」では「開所(対応)していない」がそれぞれ 25.6%、36.7%と他の保育類型と比べ割合が大きい。
- ✓ 【日曜日・祝日】日曜日では、「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」で「開所(対応)していない」がそれぞれ 74.5%、74.0%と他の保育類型と比べ割合が大きい。祝日では「その他の認可外保育施設」「企業主導型保育事業」で「開所(対応)していない」がそれぞれ 71.3%、62.3%と他の保育類型と比べ割合が大きい。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、月～土曜日の各曜日では保有状況別による傾向の差異は見られなかったが、「日曜日」「祝日」ではいずれも「保有していない」施設の方が、「保有している」施設よりも「開所(対応)している」割合が大きい。

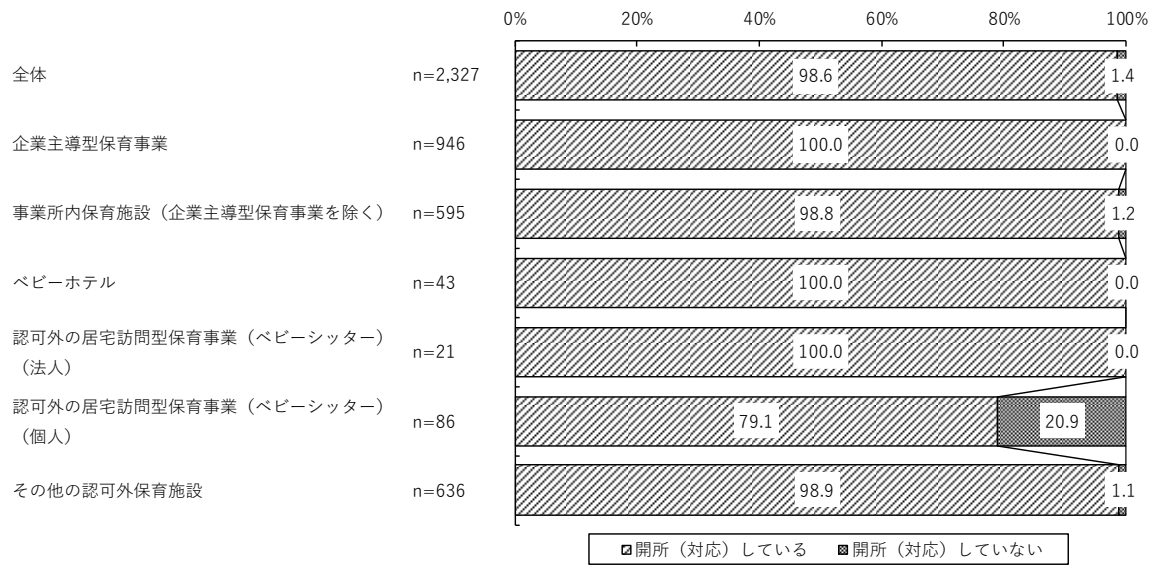
図表2-84 開所(対応)の有無【月曜日】(保育類型別)(SA)



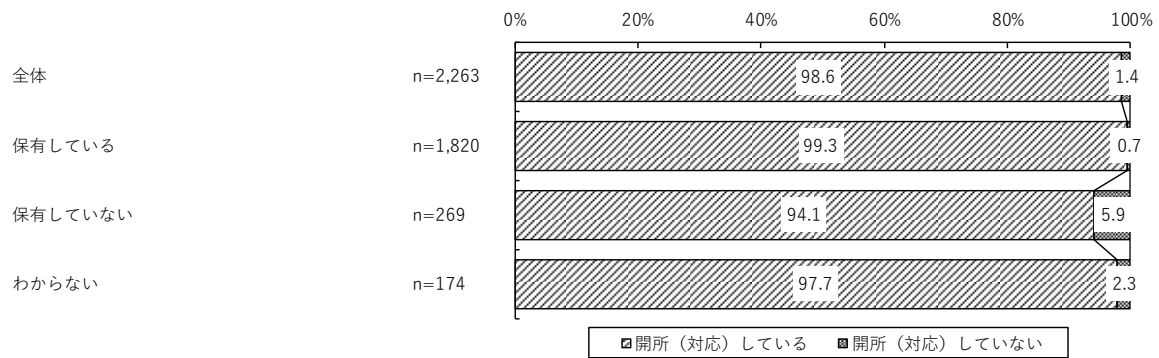
図表2-85 開所(対応)の有無【月曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



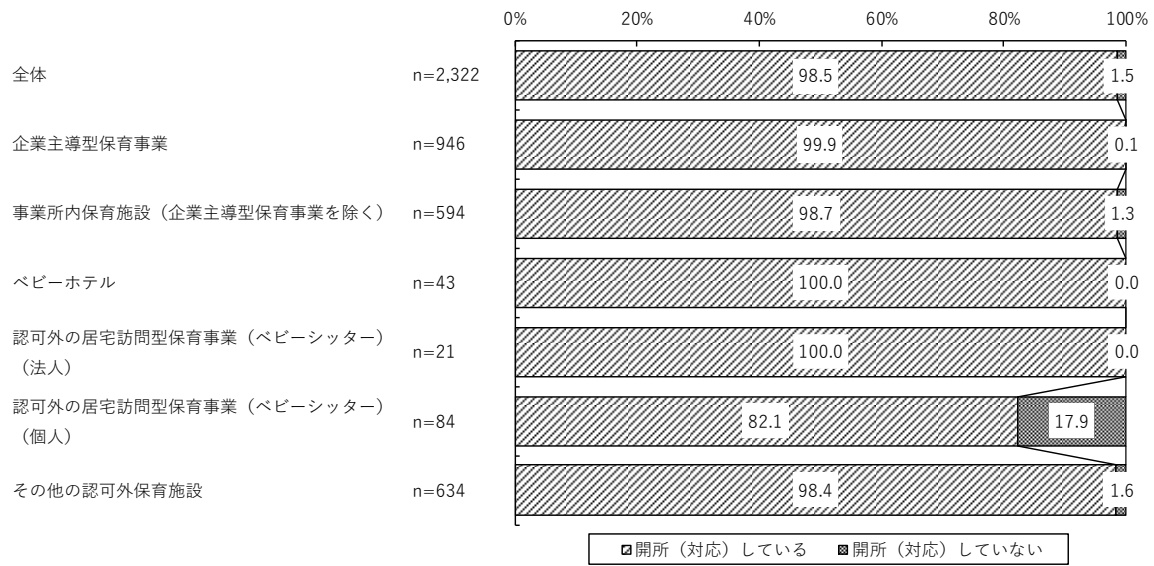
図表2-86 開所(対応)の有無【火曜日】(保育類型別)(SA)



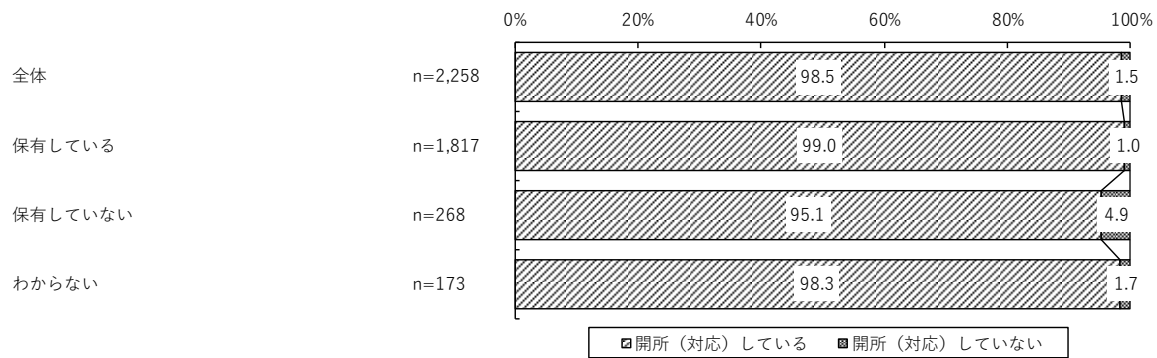
図表2-87 開所(対応)の有無【火曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



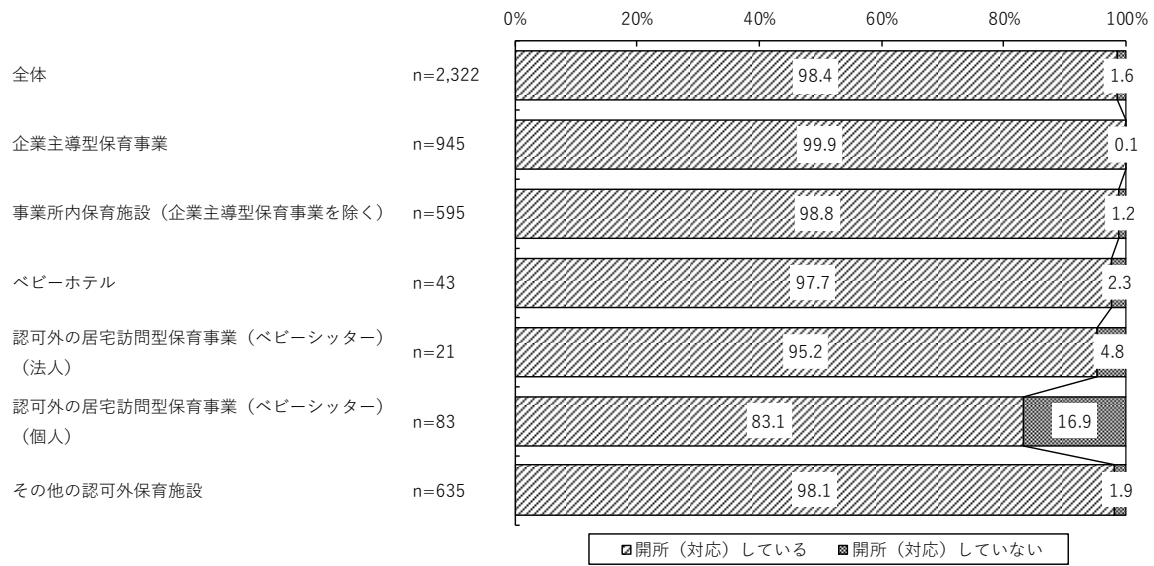
図表2-88 開所(対応)の有無【水曜日】(保育類型別)(SA)



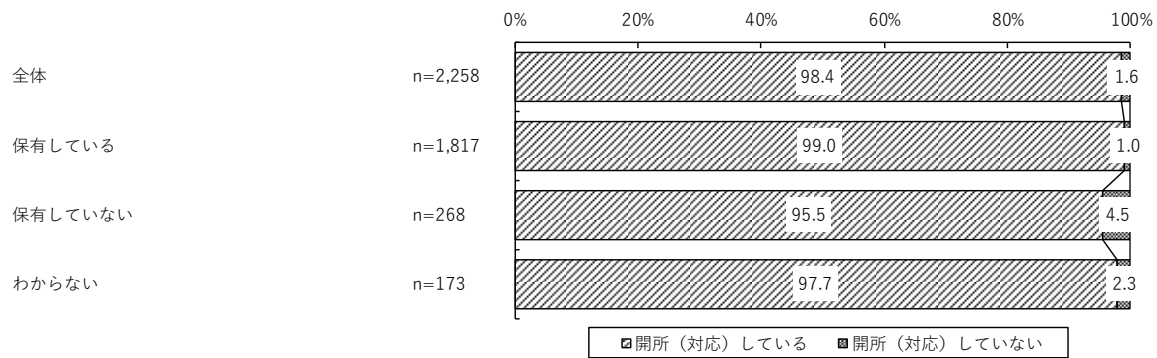
図表2-89 開所(対応)の有無【水曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



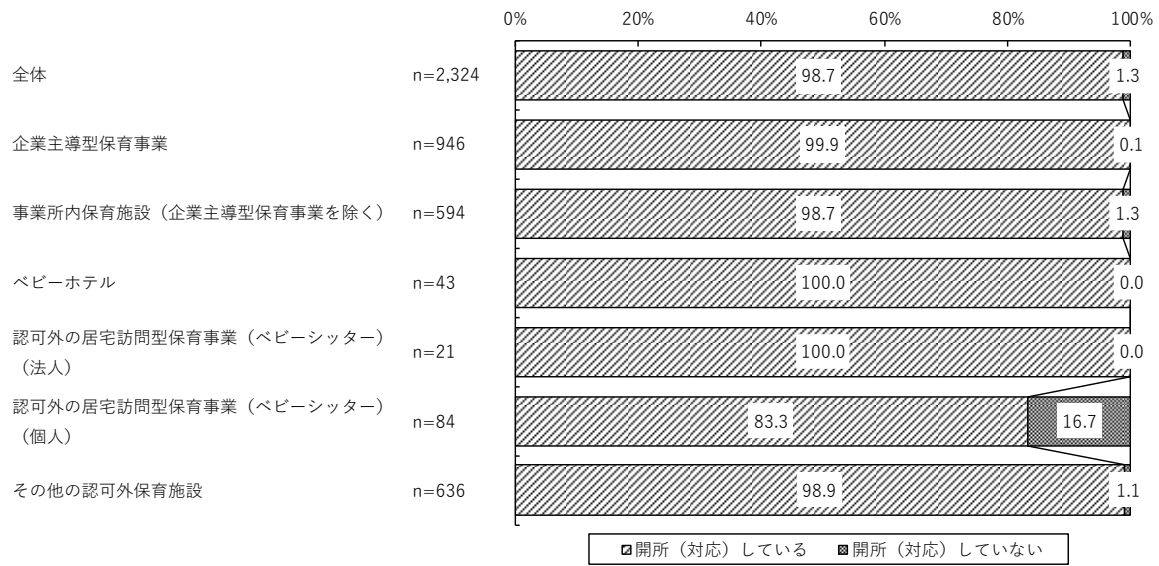
図表2-90 開所(対応)の有無【木曜日】(保育類型別)(SA)



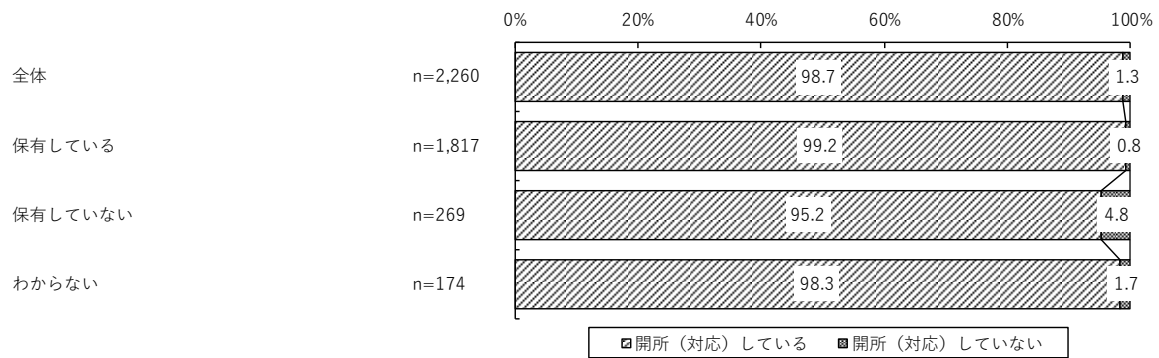
図表2-91 開所(対応)の有無【木曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



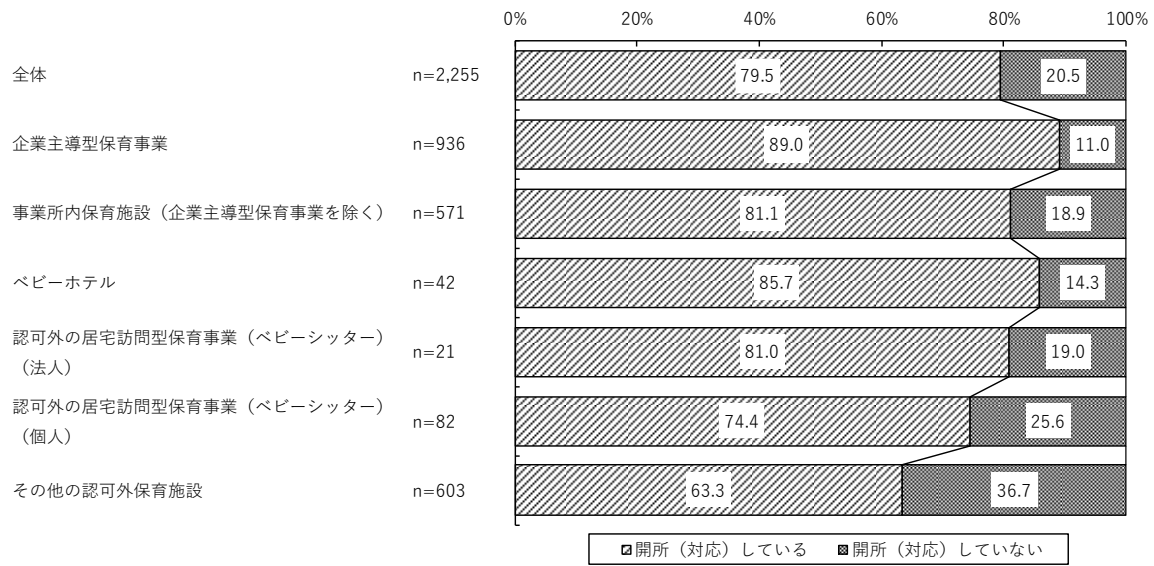
図表2-92 開所(対応)の有無【金曜日】(保育類型別)(SA)



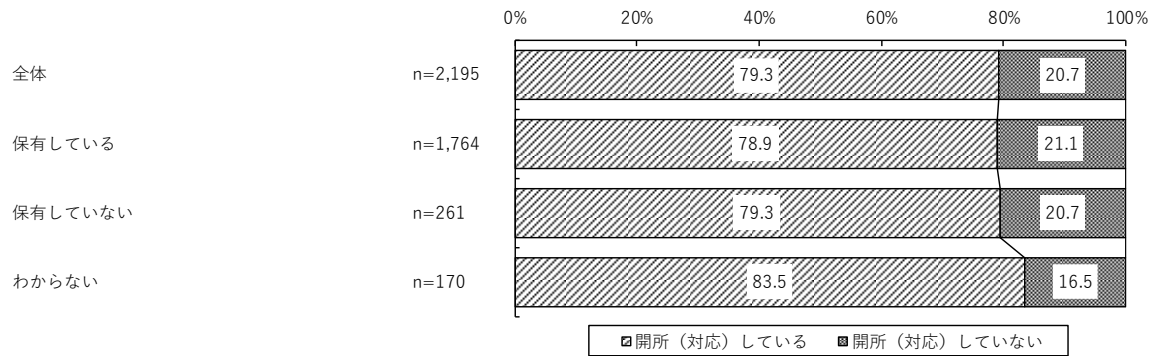
図表2-93 開所(対応)の有無【金曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



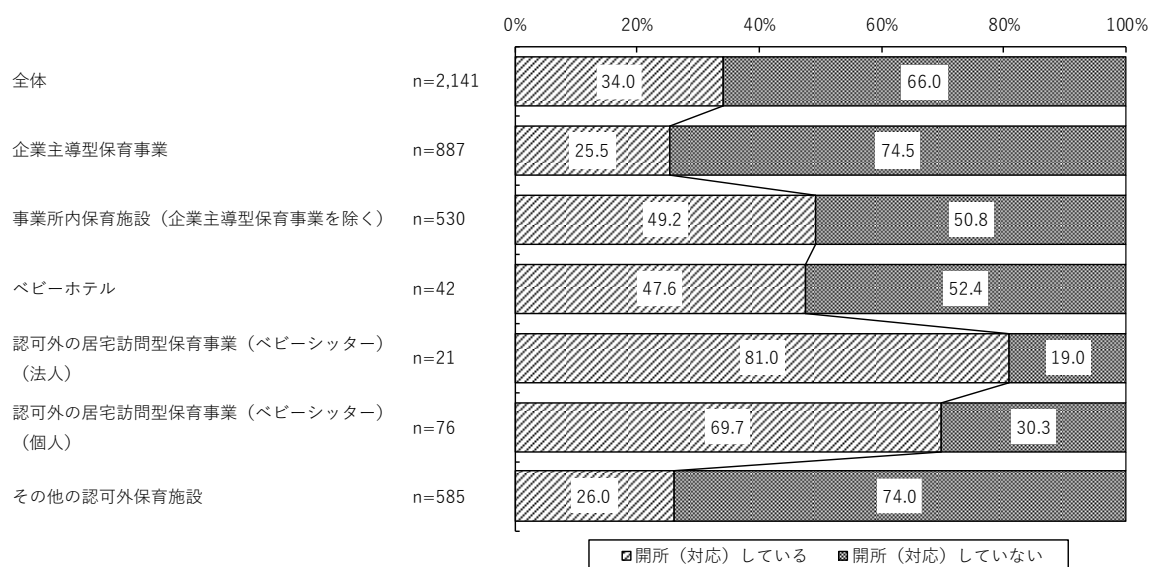
図表2-94 開所(対応)の有無【土曜日】(保育類型別)(SA)



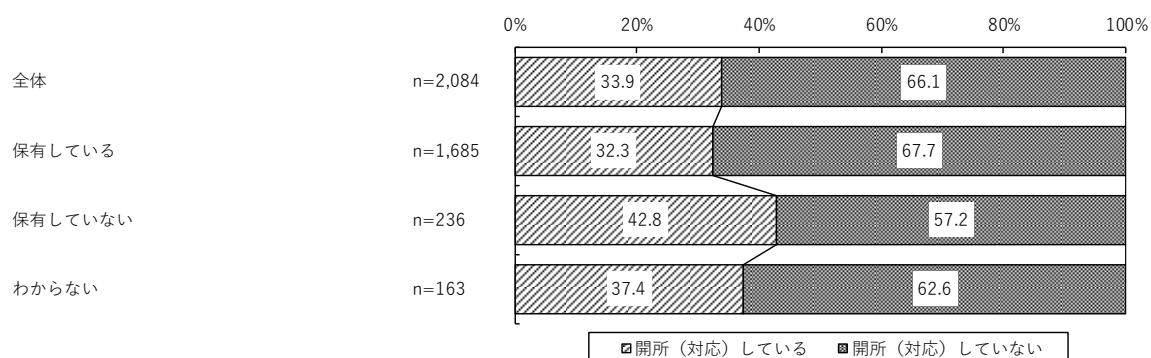
図表2-95 開所(対応)の有無【土曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



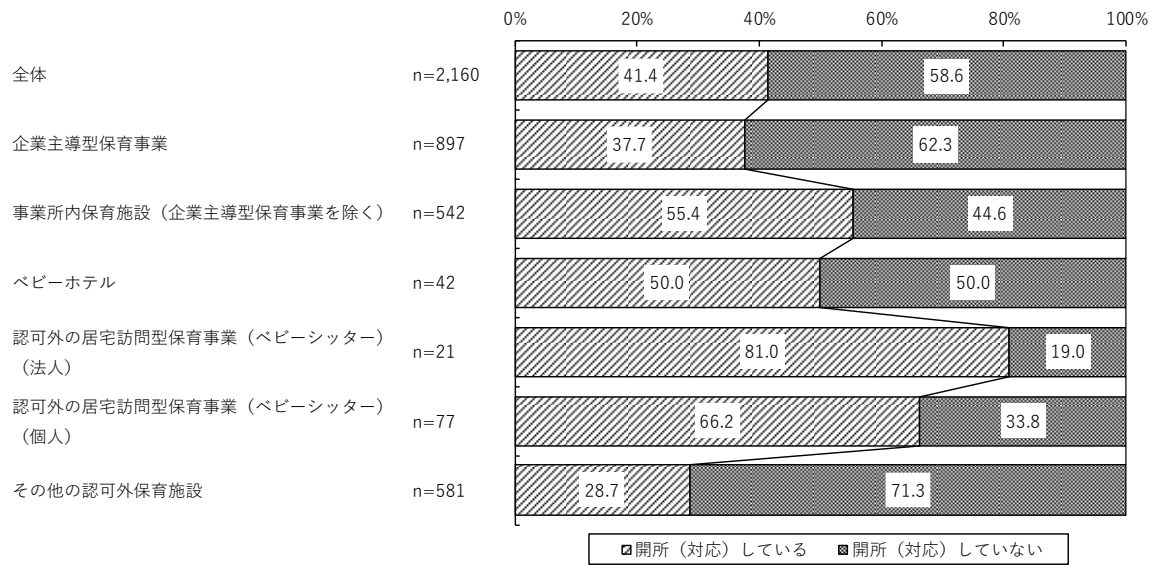
図表2-96 開所(対応)の有無【日曜日】(保育類型別)(SA)



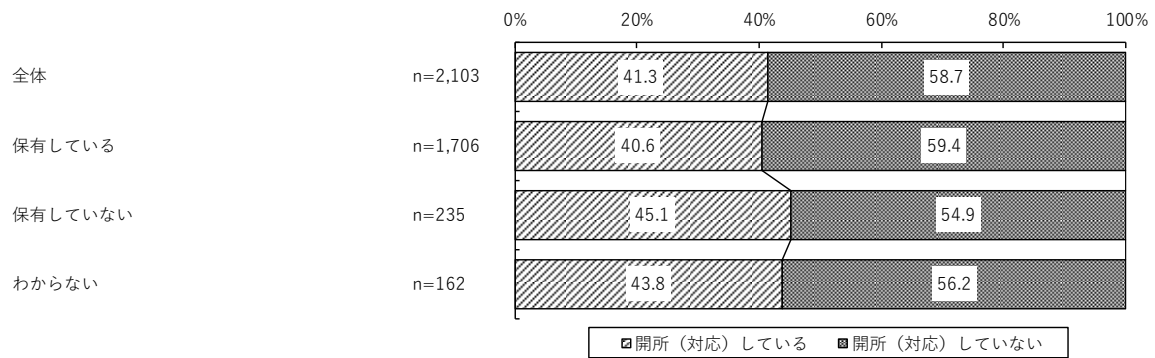
図表2-97 開所(対応)の有無【日曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



図表2-98 開所(対応)の有無【祝日】(保育類型別)(SA)



図表2-99 開所(対応)の有無【祝日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



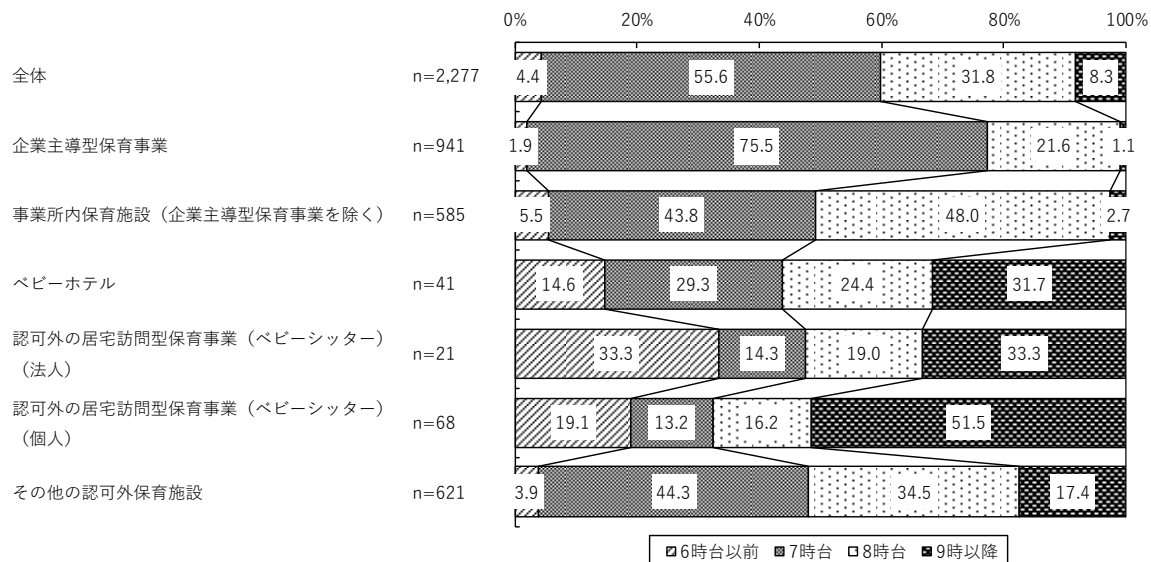
② 開所時間

- ✓ 【月～金曜日】「企業主導型保育事業」「事業所内保育事業」「その他の認可外保育施設」においては「7時台」「8時台」に開所する割合が9割以上。一方で、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では、「6時台以前」「9時以降」に開所している割合も1～3割程度見受けられる。
- ✓ 【土曜日・日曜日・祝日】平日と大きな傾向性の違いは見られないものの、「ベビーシッター(法人)」においては「6時台以前」が4割程度と、他の保育類型と比べ開所時間が早い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの曜日においても「保有している」施設では「7時台」が5～6割程度と、「保有していない」施設よりも開所時間が早い施設が多い。

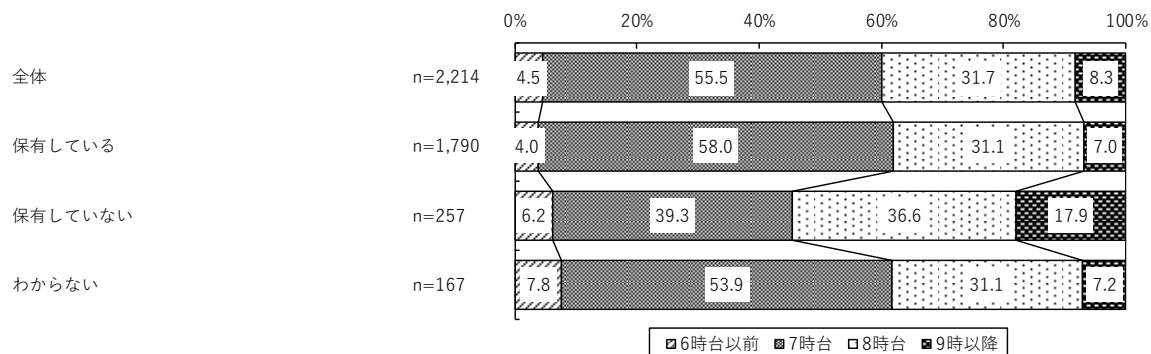
図表2-100 開所時間

(時)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日
最大値	19:00:00	22:00:00	19:45:00	19:00:00	19:15:00	19:00:00	19:00:00	19:00:00
最小値	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00
平均値	7:38:35	7:35:54	7:34:37	7:35:02	7:35:21	7:25:42	7:08:53	7:16:04
中央値	7:30:00	7:30:00	7:30:00	7:30:00	7:30:00	7:30:00	7:30:00	7:30:00

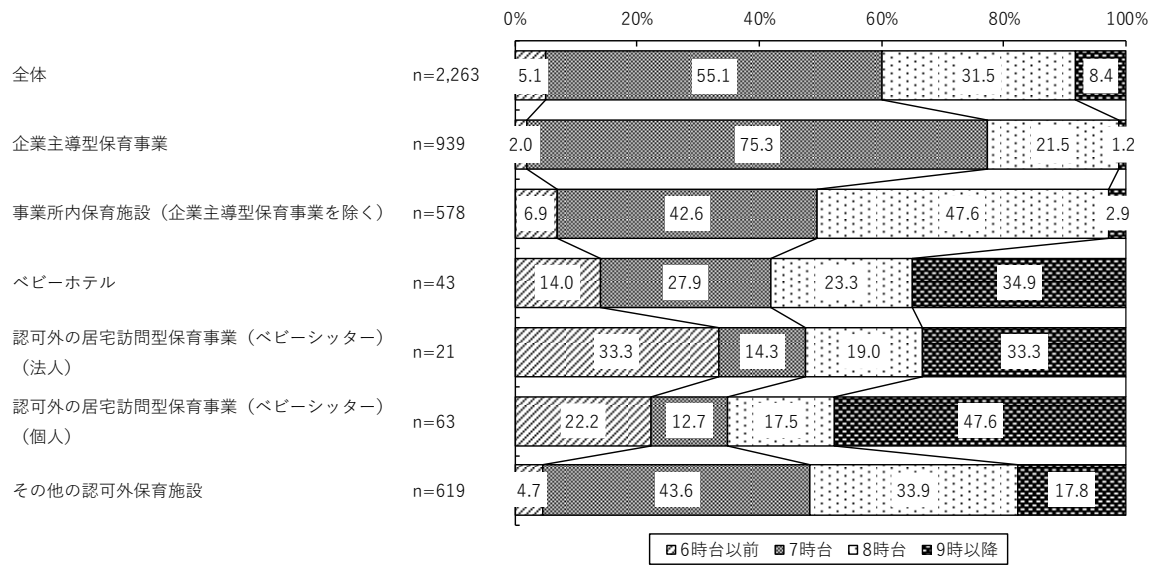
図表2-101 開所時間【月曜日】(保育類型別)



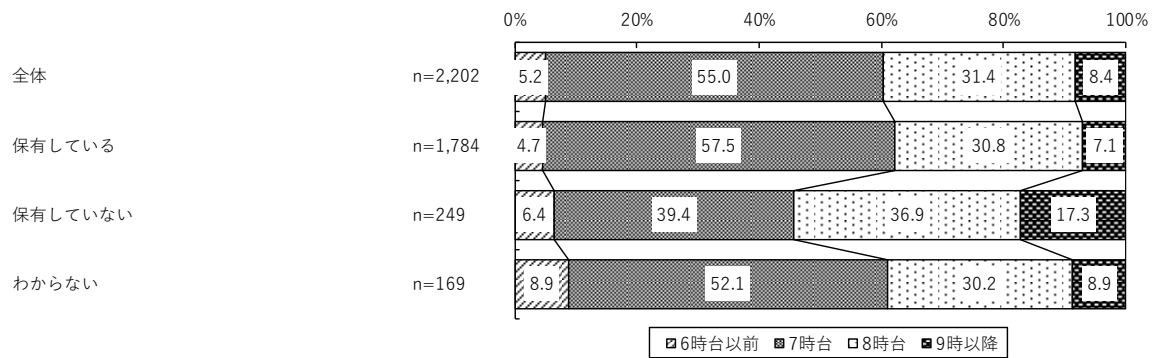
図表2-102 開所時間【月曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



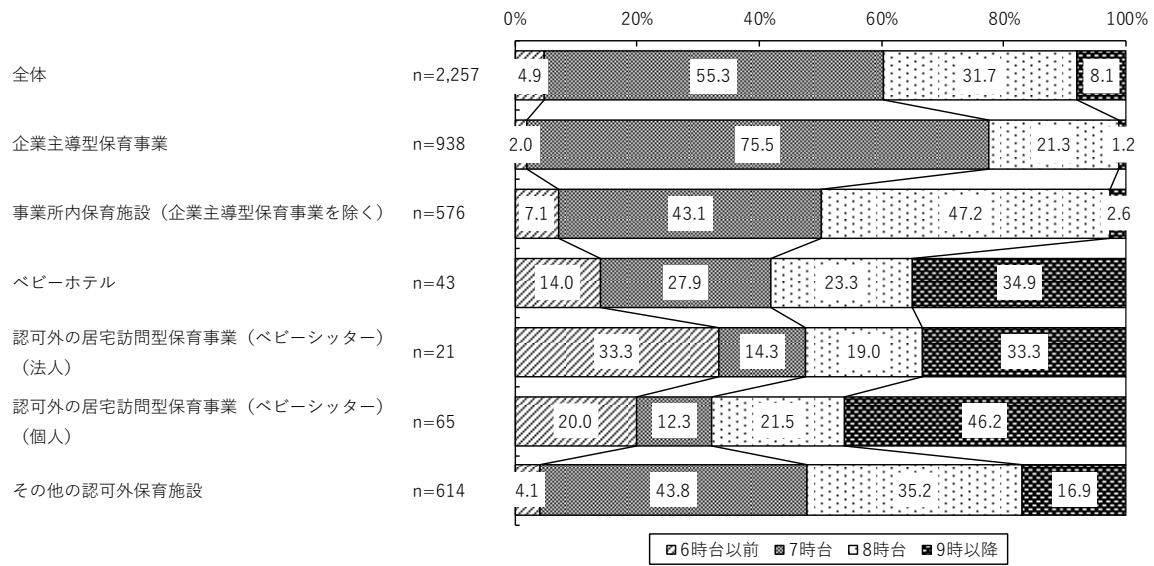
図表2-103 開所時間【火曜日】(保育類型別)



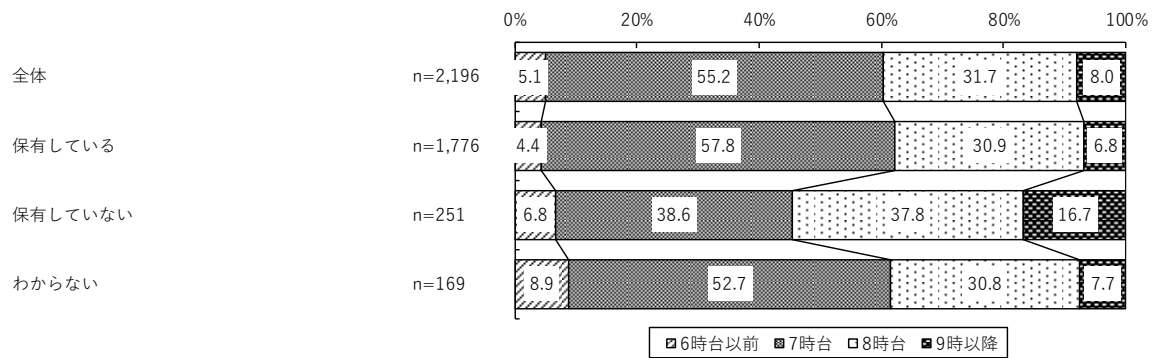
図表2-104 開所時間【火曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



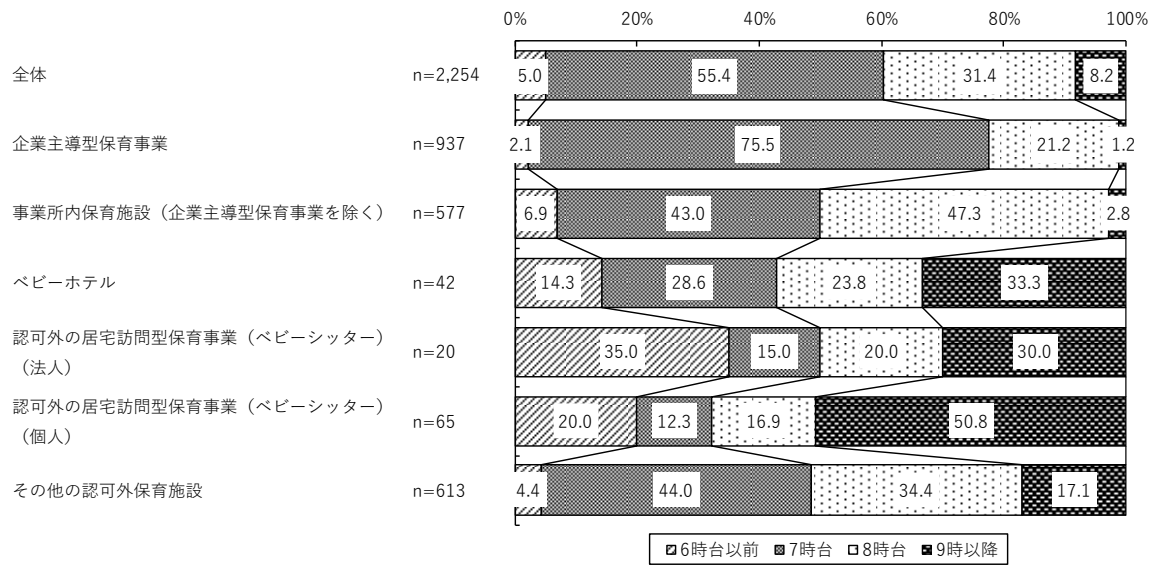
図表2-105 開所時間【水曜日】(保育類型別)



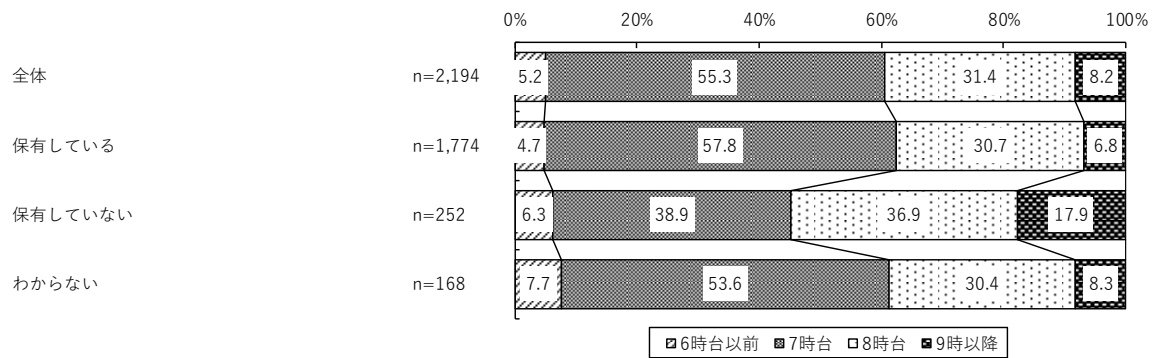
図表2-106 開所時間【水曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



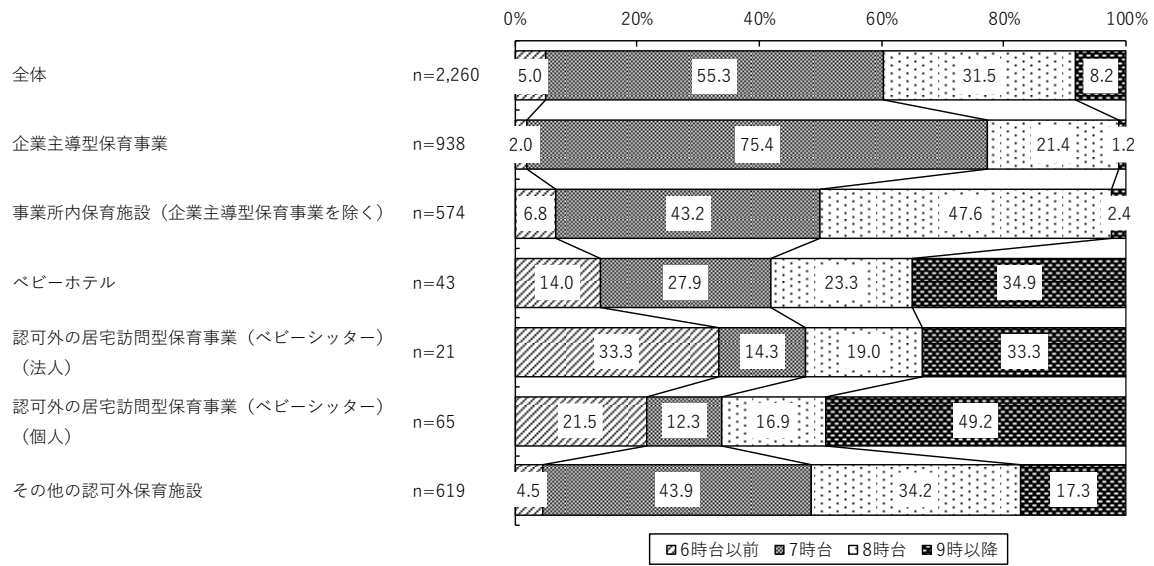
図表2-107 開所時間【木曜日】(保育類型別)



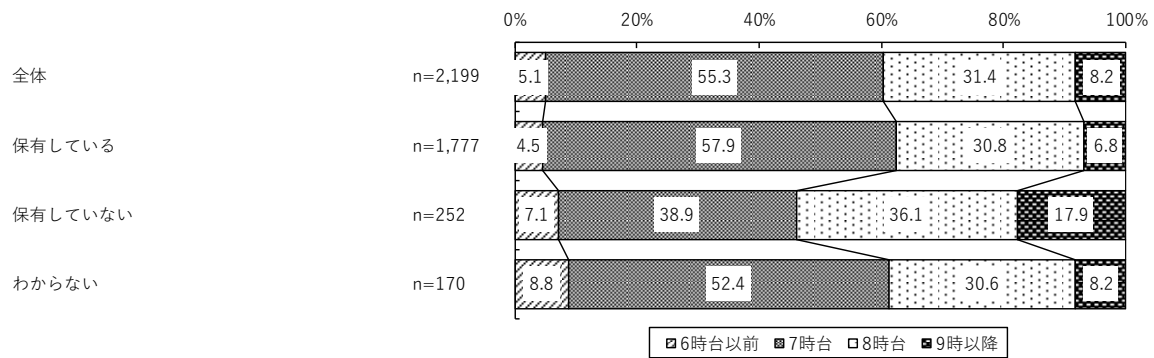
図表2-108 開所時間【木曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



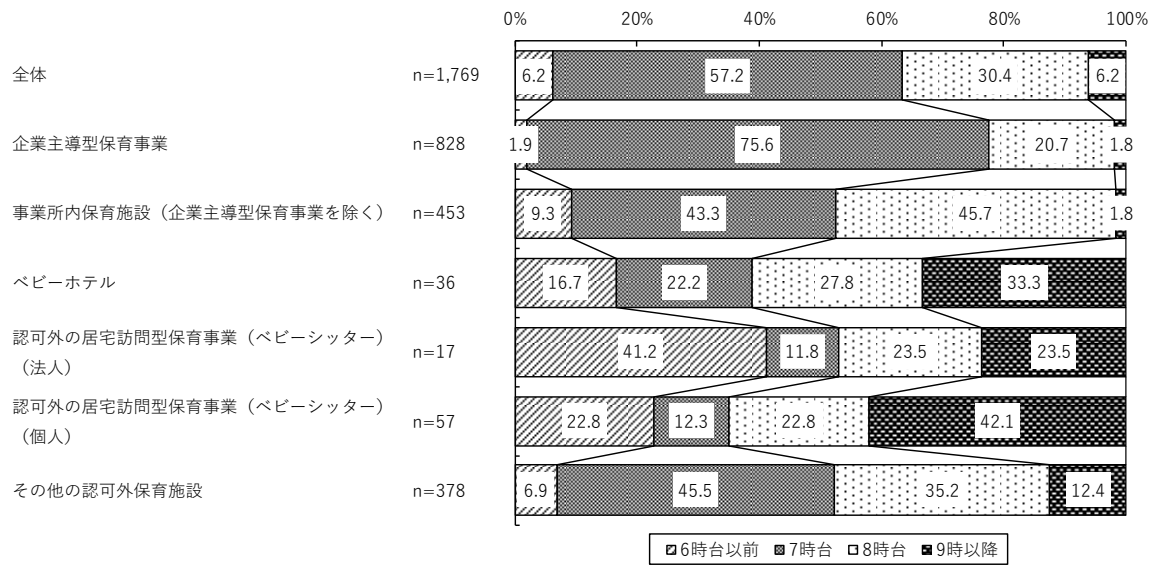
図表2-109 開所時間【金曜日】(保育類型別)



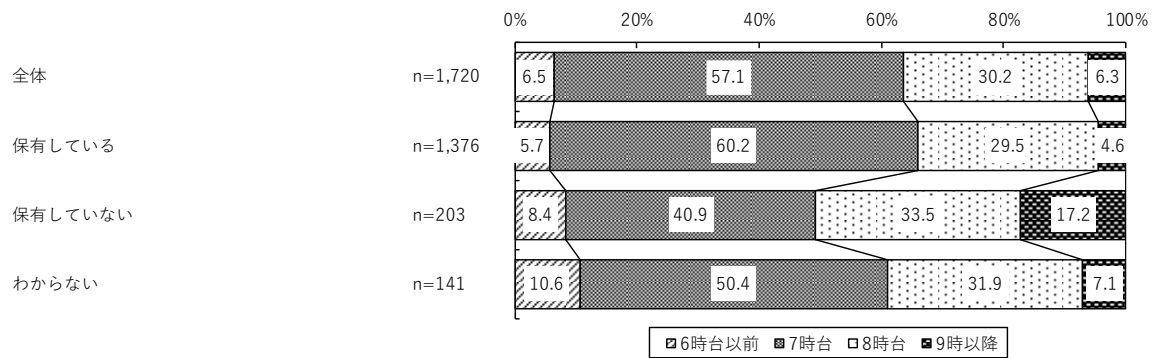
図表2-110 開所時間【金曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



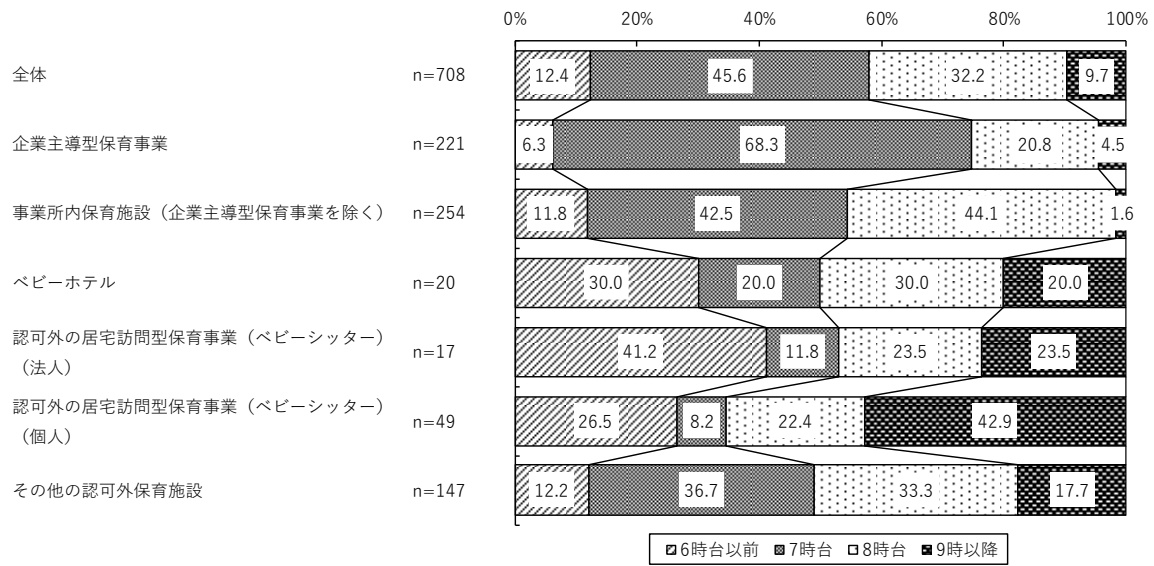
図表2-111 開所時間【土曜日】(保育類型別)



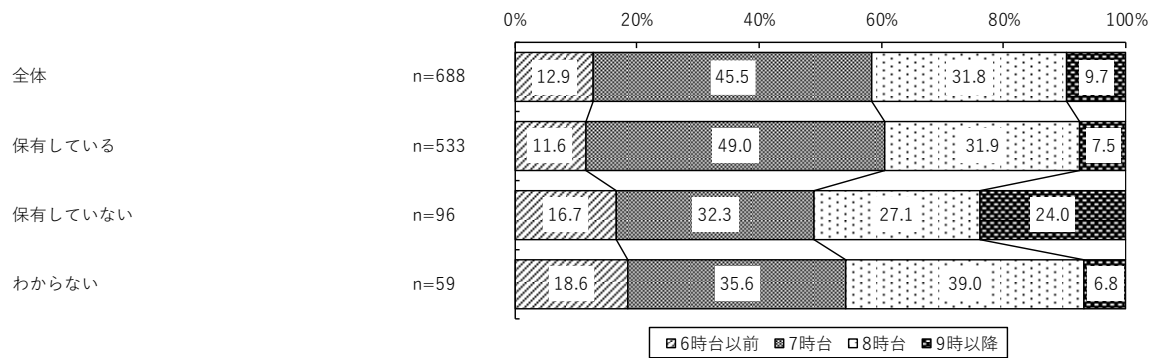
図表2-112 開所時間【土曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



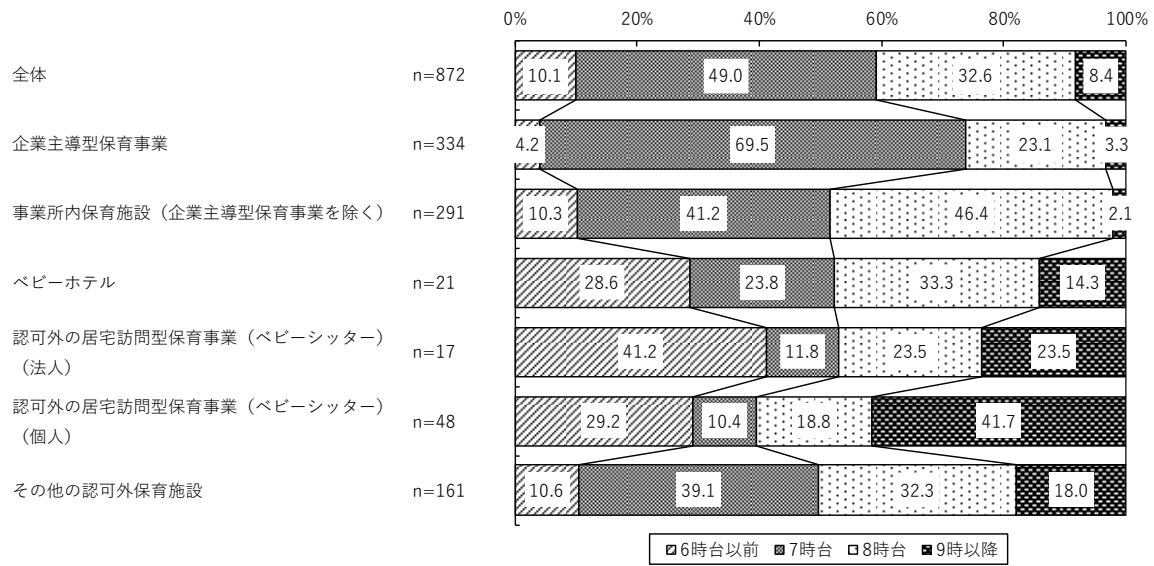
図表2-113 開所時間【日曜日】(保育類型別)



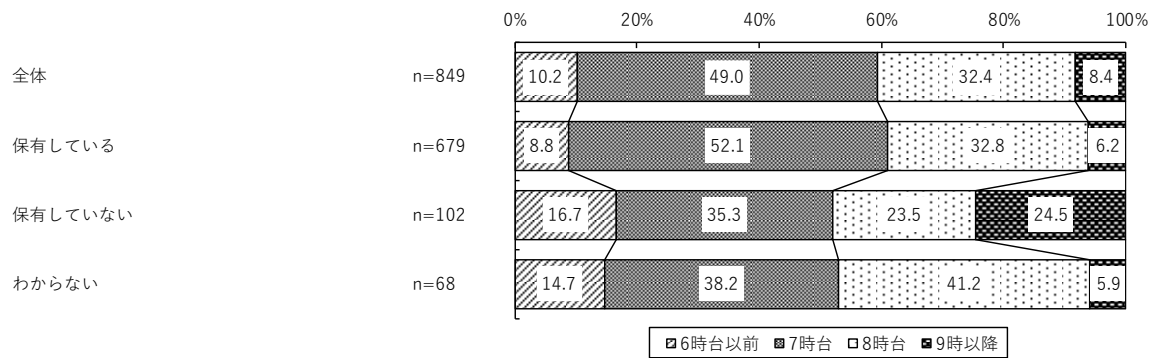
図表2-114 開所時間【日曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-115 開所時間【祝日】(保育類型別)



図表2-116 開所時間【祝日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



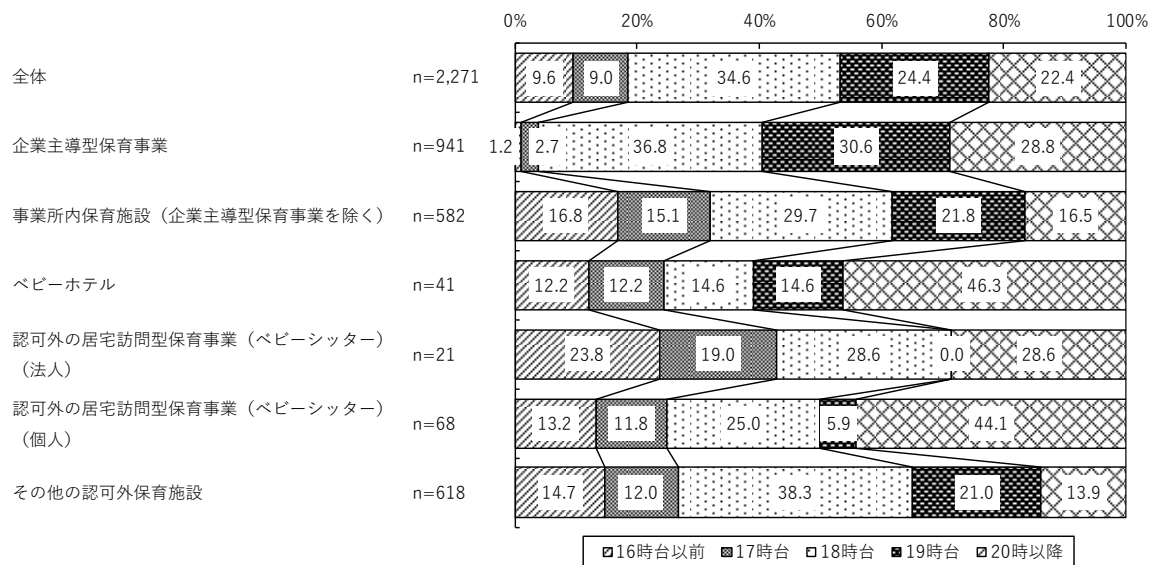
③ 閉所時間

- ✓ 【月～金曜日・土曜日】「ベビーホテル」「ベビーシッター(個人)」では、「20 時以降」が最も多く、いずれも3割程度と他の保育類型と比べて回答割合が大きい。「ベビーホテル」「ベビーシッター(個人)」の保育類型では「18 時台」が最も多く、いずれも3～4割程度。そのうち、「事業所内保育施設」でも「18 時台」が最も多い一方、「16 時台以前」～「20 時以降」の各カテゴリにおいていずれも1割台半ば～2割程度ずつと、閉所時間の偏りは大きくない。
- ✓ 【日曜日・休日】平日・土曜日と大きな傾向性の違いは見られないものの、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「ベビーシッター(個人)」では「20 時以降」が4割台半ば～5割台半ばと、他の保育類型と比べ閉所時間が遅い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの曜日においても「保有している」施設では「19 時台」「20 時以降」の回答割合の合計が「保有していない」施設と比べ高く、閉所時間が遅い施設が多い。

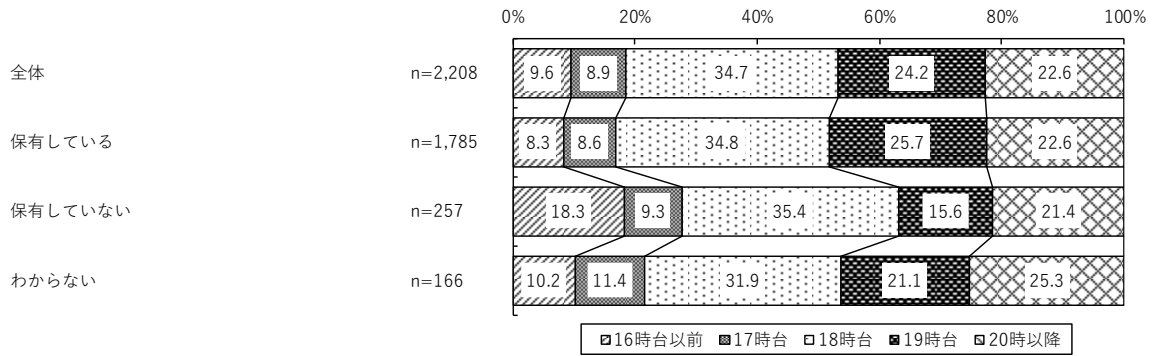
図表2-117 閉所時間

(時)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	休日
最大値	34:00:00	34:00:00	34:30:00	34:00:00	34:00:00	31:30:00	31:29:00	31:29:00
最小値	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00	0:00:00
平均値	18:31:59	18:31:16	18:31:05	18:30:58	18:31:31	18:28:24	18:29:43	18:33:32
中央値	18:30:00	18:30:00	18:30:00	18:30:00	18:30:00	18:30:00	19:00:00	19:00:00

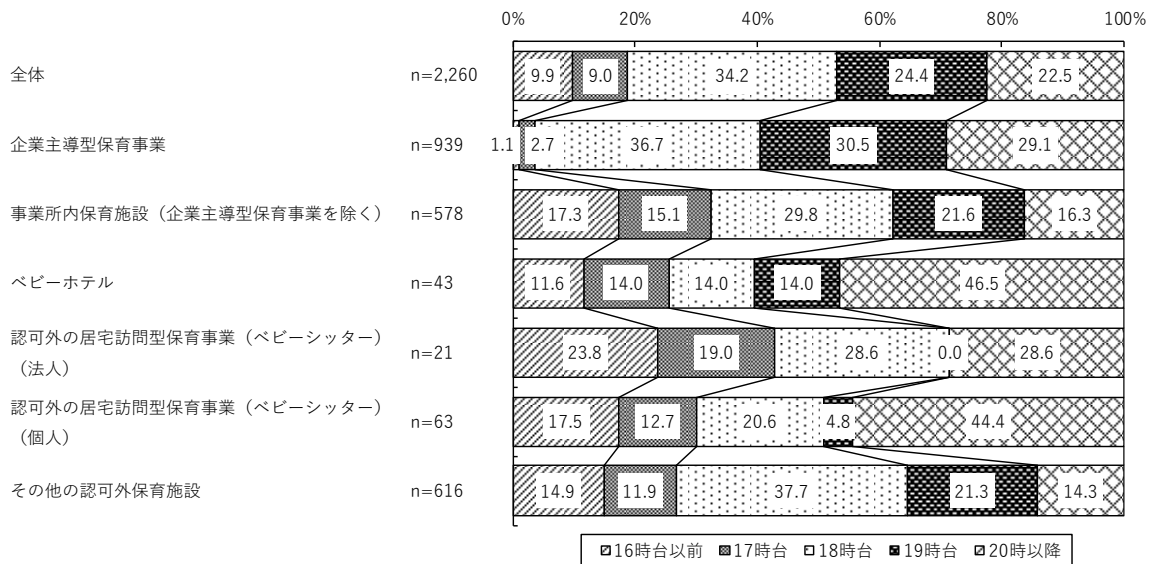
図表2-118 閉所時間【月曜日】(保育類型別)



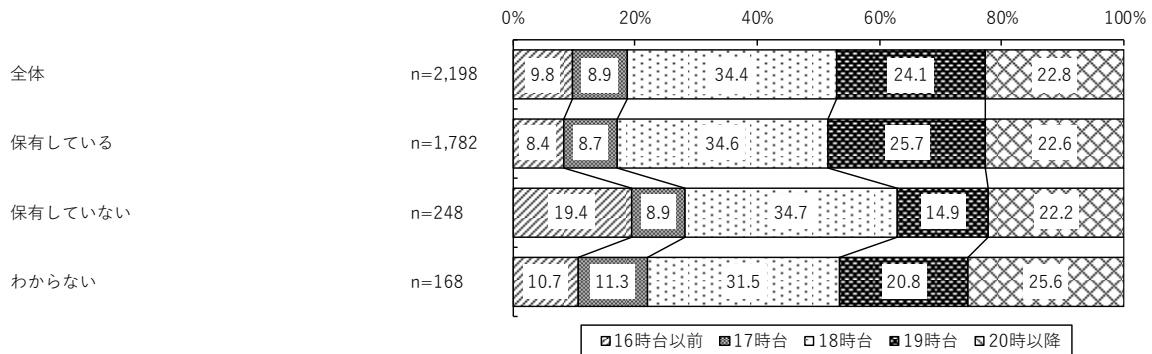
図表2-119 閉所時間【月曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



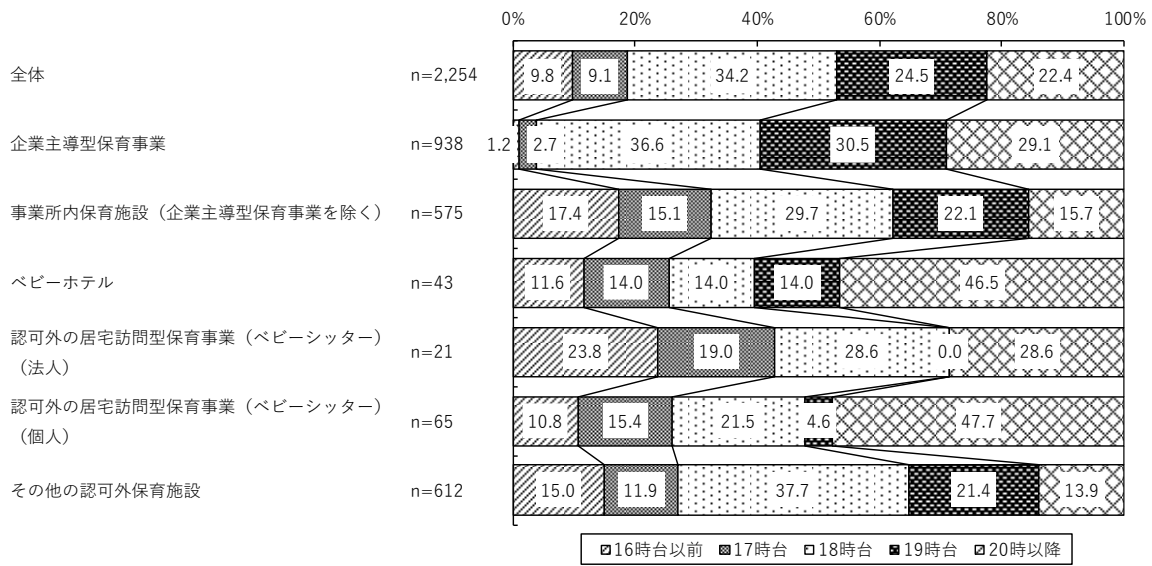
図表2-120 閉所時間【火曜日】(保育類型別)



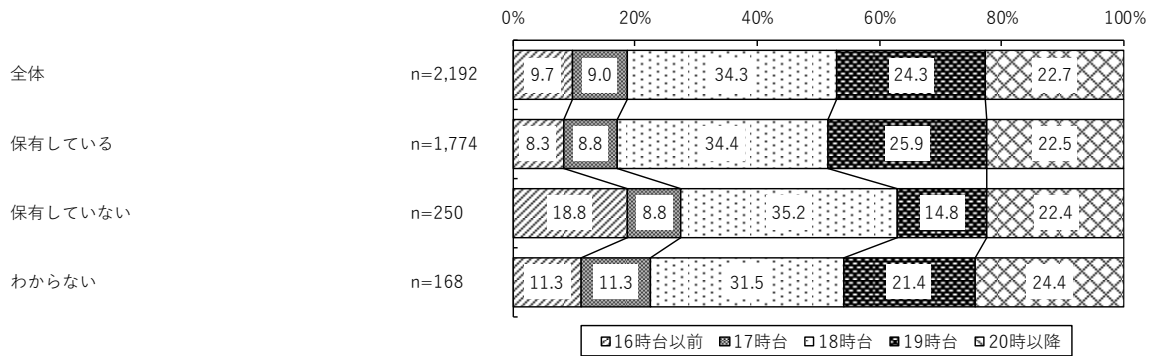
図表2-121 閉所時間【火曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



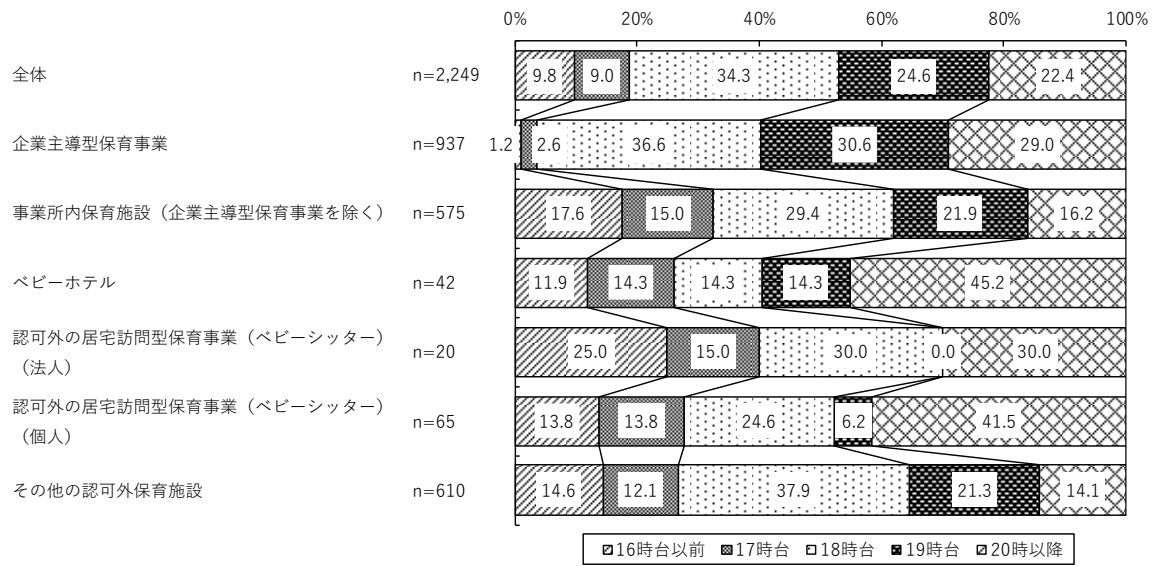
図表2-122 閉所時間【水曜日】(保育類型別)



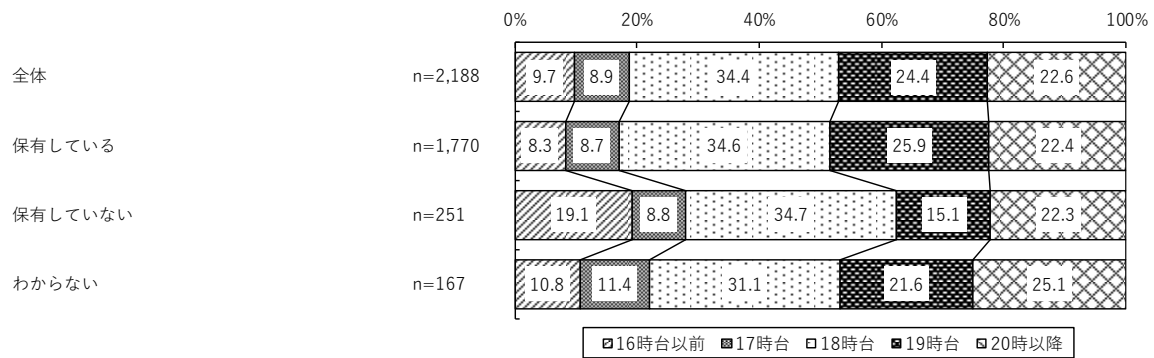
図表2-123 閉所時間【水曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



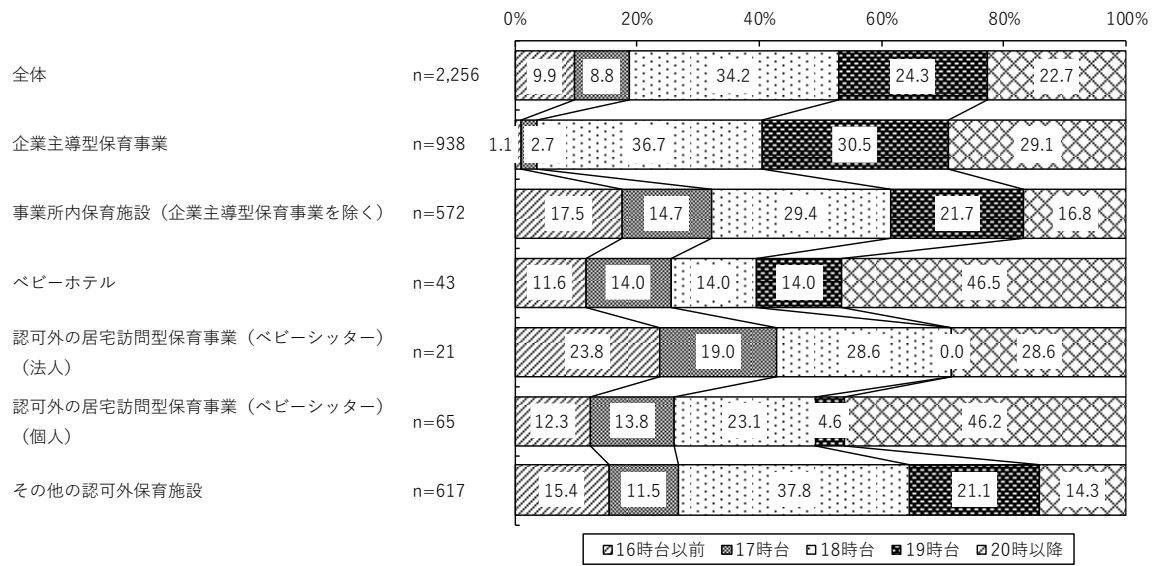
図表2-124 閉所時間【木曜日】(保育類型別)



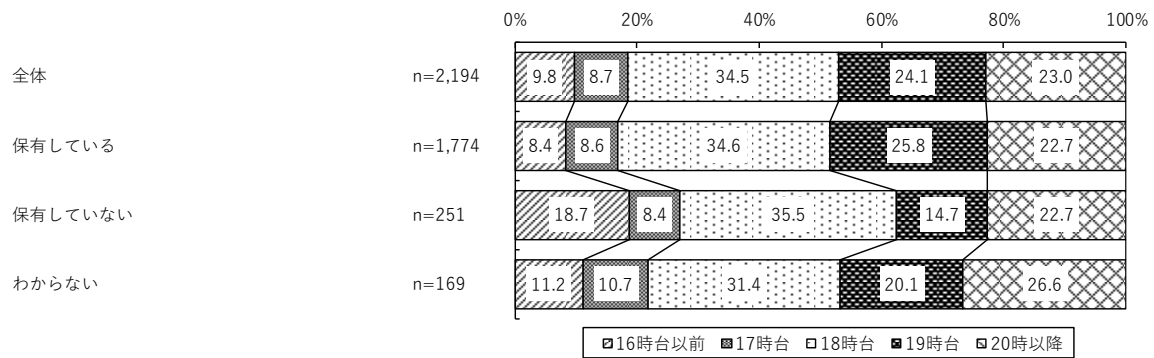
図表2-125 閉所時間【木曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



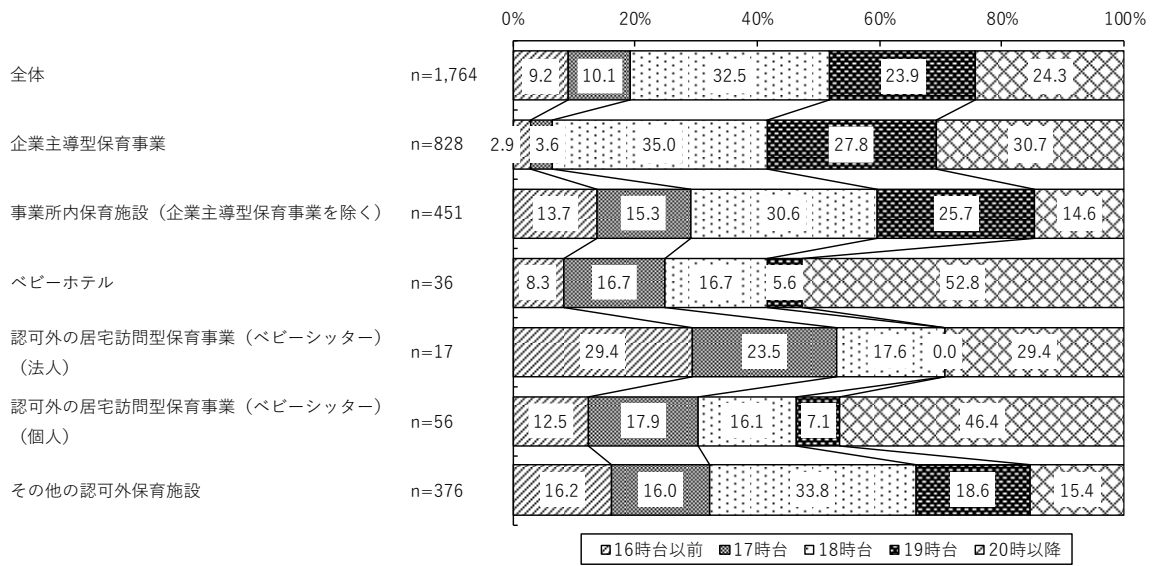
図表2-126 閉所時間【金曜日】(保育類型別)



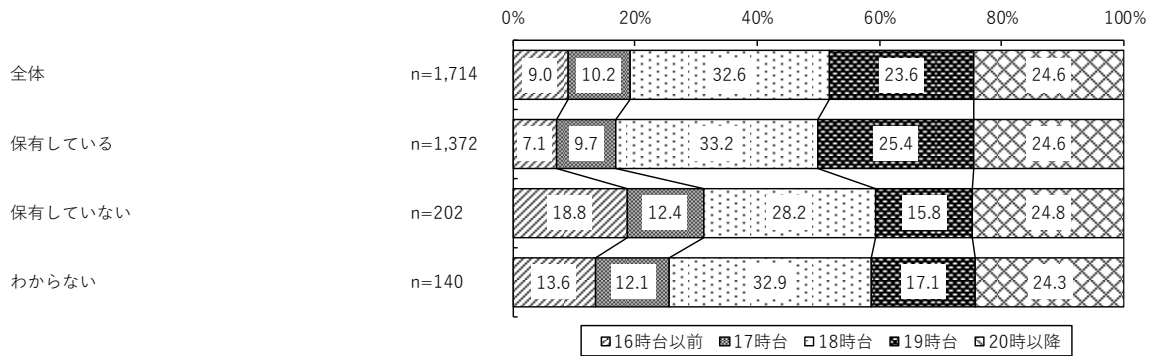
図表2-127 閉所時間【金曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



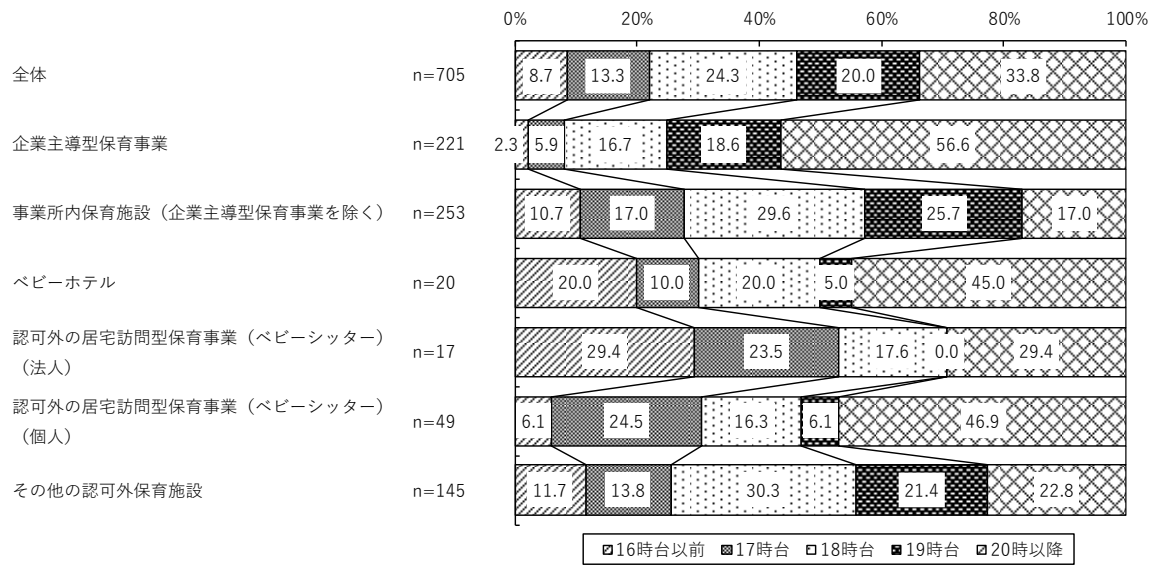
図表2-128 閉所時間【土曜日】(保育類型別)



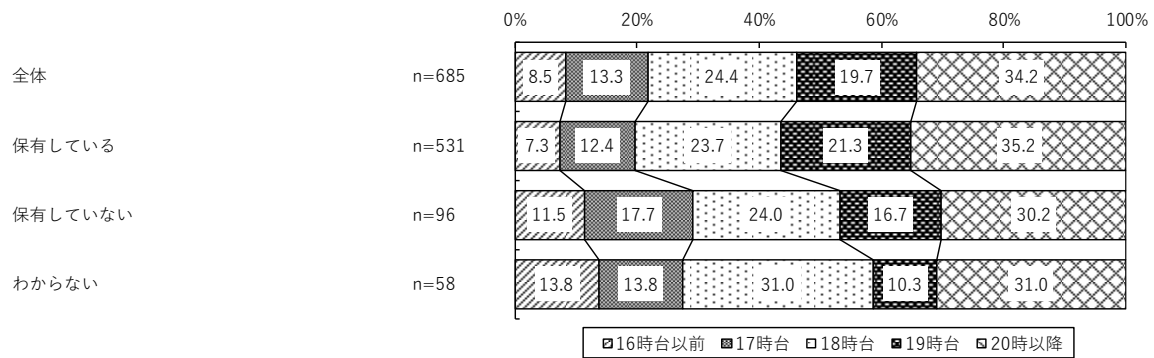
図表2-129 閉所時間【土曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



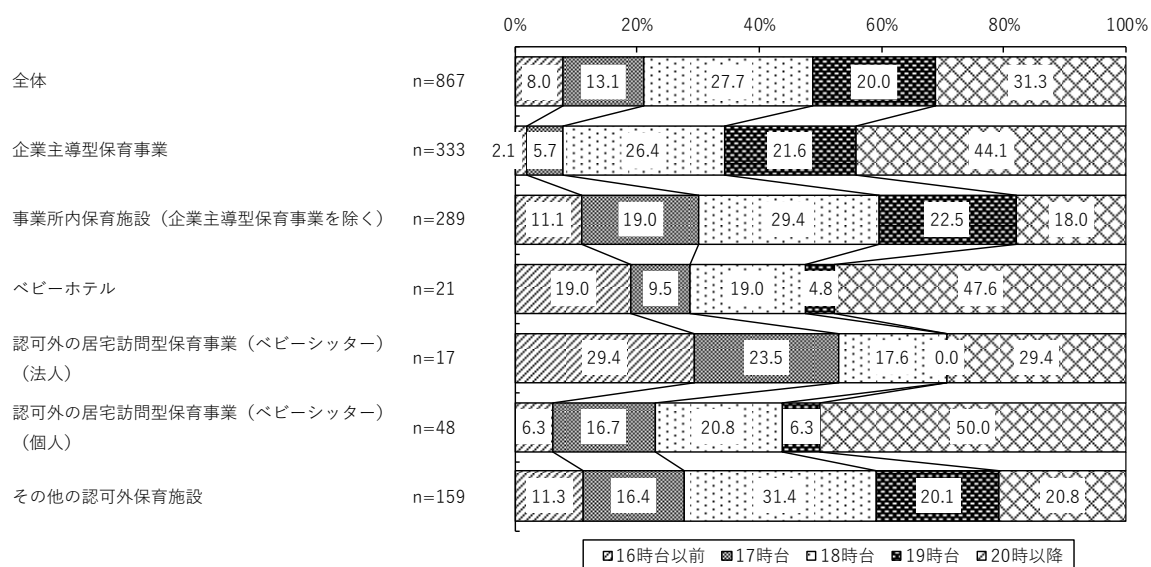
図表2-130 閉所時間【日曜日】(保育類型別)



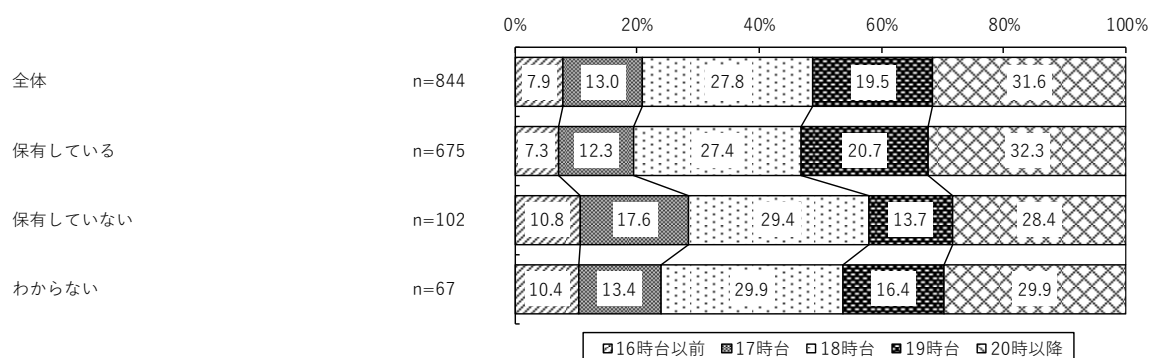
図表2-131 閉所時間【日曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-132 閉所時間【祝日】(保育類型別)



図表2-133 閉所時間【祝日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



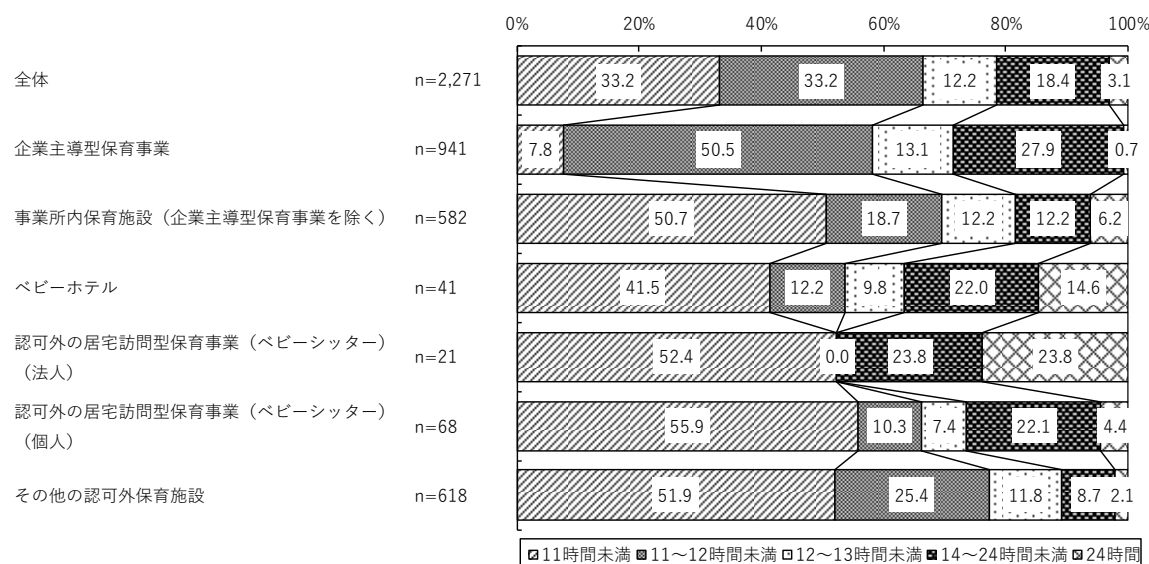
④ 開所(対応)している時間数⁶

- ✓ 【月～金曜日・土曜日】「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」においては「11時間未満」が最も多く、いずれも4割程度～5割台半ばである一方、「企業主導型保育事業」で最も多いのは「11～12時間未満」の5割程度であり、他の保育類型と比べ長い開所(対応)時間数の施設が多い。
- ✓ 【日曜日・祝日】「事業所内保育施設」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」では「11時間未満」が最も多く4～5割程度である一方、「企業主導型保育事業」で最も多いのは「14～24時間未満」の4割程度～5割台半ばであり、他の保育類型と比べ長い開所(対応)時間数の施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの曜日においても、「保有していない」施設では「11時間未満」が4～5割程度と、「保有している」施設よりも短い開所(対応)時間数の施設が多い。
- ✓ 夜間対応の有無については、「夜間対応有」「夜間対応無」ともに「企業主導型保育事業」が最も多いものの、「夜間対応有」では46.9%と「夜間対応無」を9ポイント程度上回った。一方、「夜間対応無」では「その他の認可外保育施設」も31.4%を占め、「夜間対応有」を13ポイント程度上回った。

図表2-134 開所(対応)している時間数

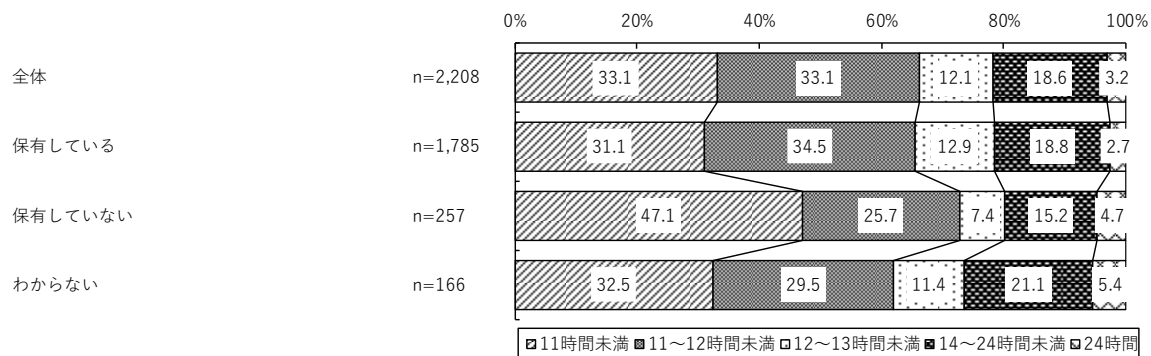
(時間)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日
最大値	24:00:00	24:00:00	24:00:00	24:00:00	24:00:00	24:00:00	24:00:00	24:00:00
最小値	0:30:00	0:30:00	1:00:00	0:30:00	0:30:00	0:30:00	0:30:00	2:15:00
平均値	11:24:58	11:28:20	11:29:18	11:28:48	11:30:13	11:38:05	12:36:42	12:24:30
中央値	11:00:00	11:00:00	11:00:00	11:00:00	11:00:00	11:00:00	11:30:00	11:00:00

図表2-135 開所(対応)している時間数【月曜日】(保育類型別)

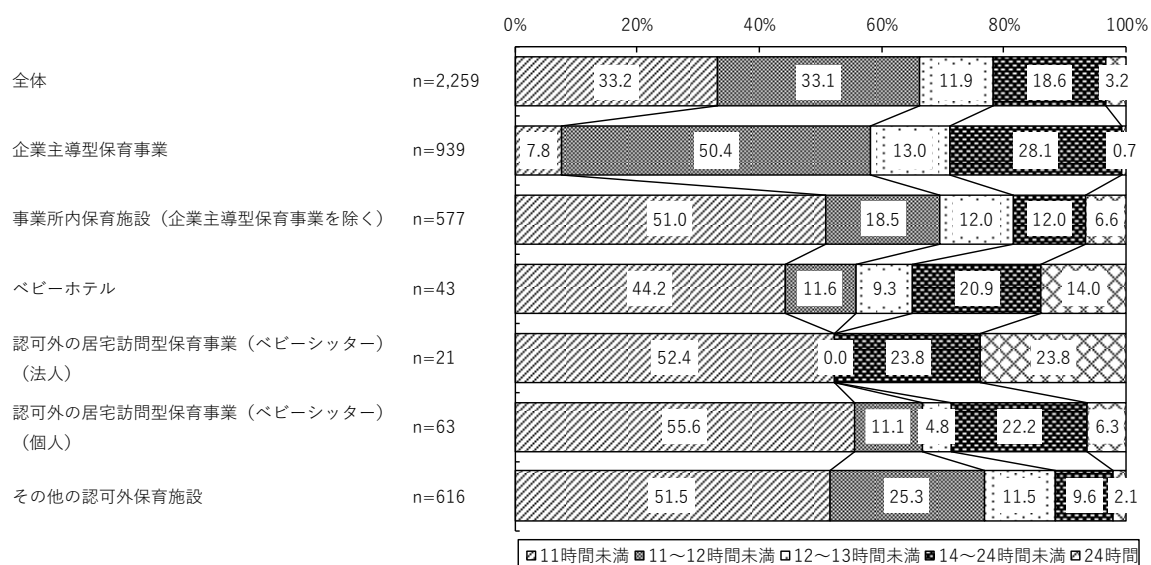


⁶ 回答ごとに「閉所時間」と「開所時間」の差をとり「開所している時間数」を算出。深夜のみ開所している場合も想定されるため、「開所時間 \geq 閉所時間」となっている場合は、閉所時間に24時間を加えることで、「開所時間<閉所時間」となるよう調整。また、開所時間/閉所時間のいずれかが無回答の場合は、開所時間/閉所時間いずれも無回答として処理。

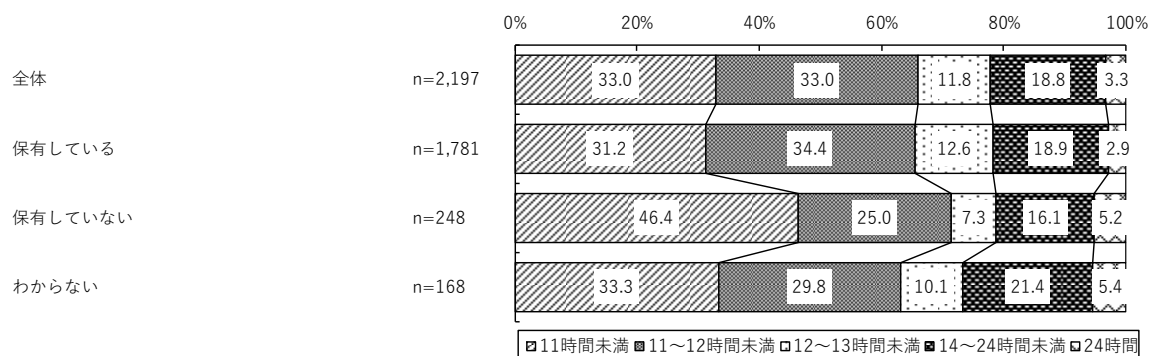
図表2-136 開所(対応)している時間数【月曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



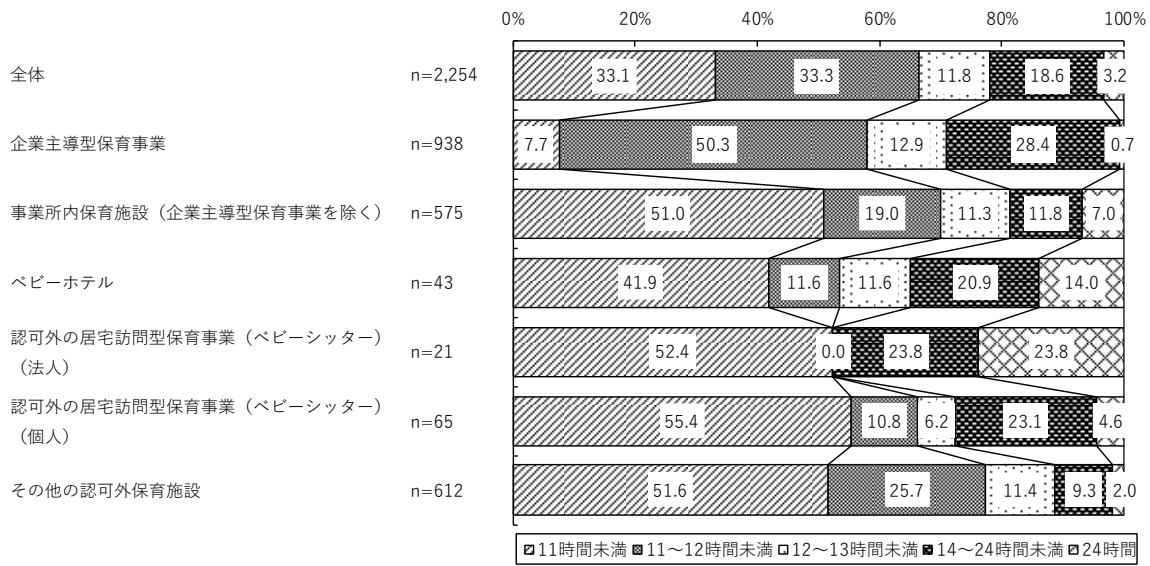
図表2-137 開所(対応)している時間数【火曜日】(保育類型別)



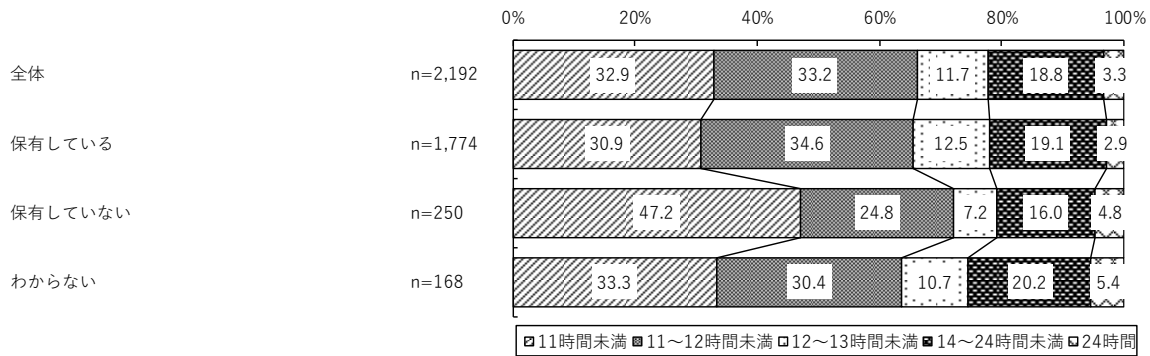
図表2-138 開所(対応)している時間数【火曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



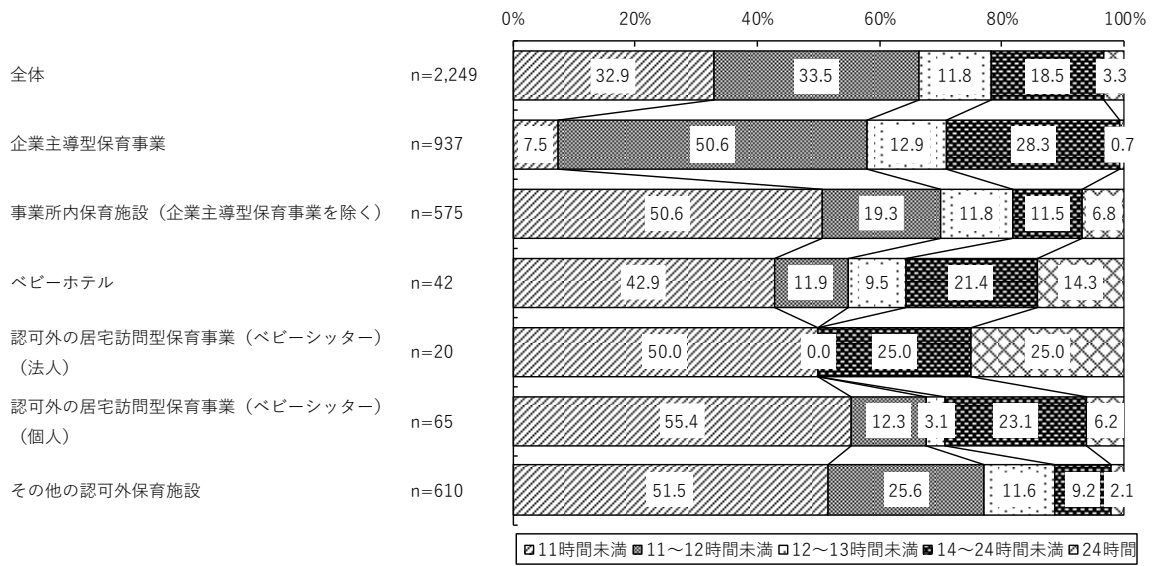
図表2-139 開所(対応)している時間数【水曜日】(保育類型別)



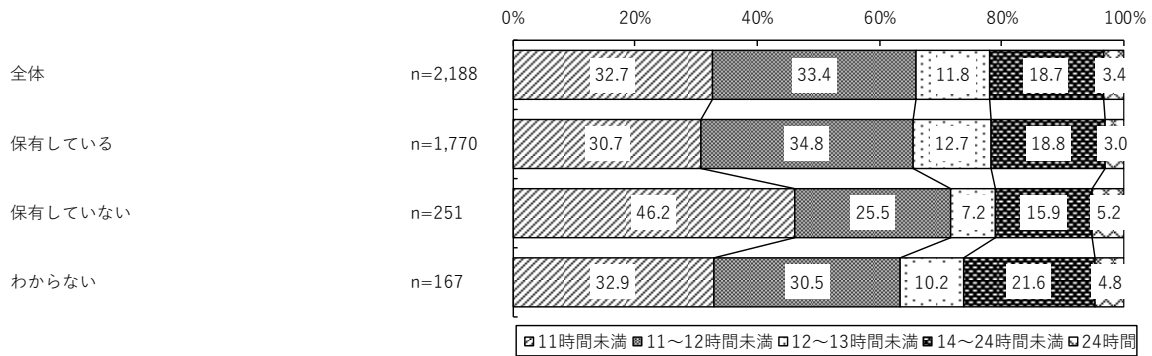
図表2-140 開所(対応)している時間数【水曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



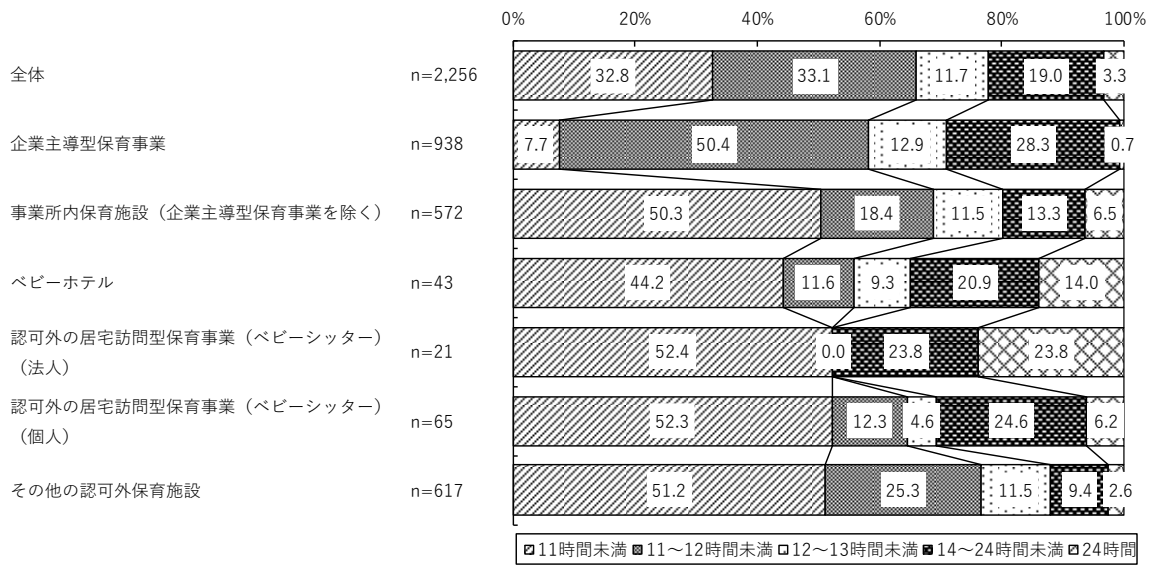
図表2-141 開所(対応)している時間数【木曜日】(保育類型別)



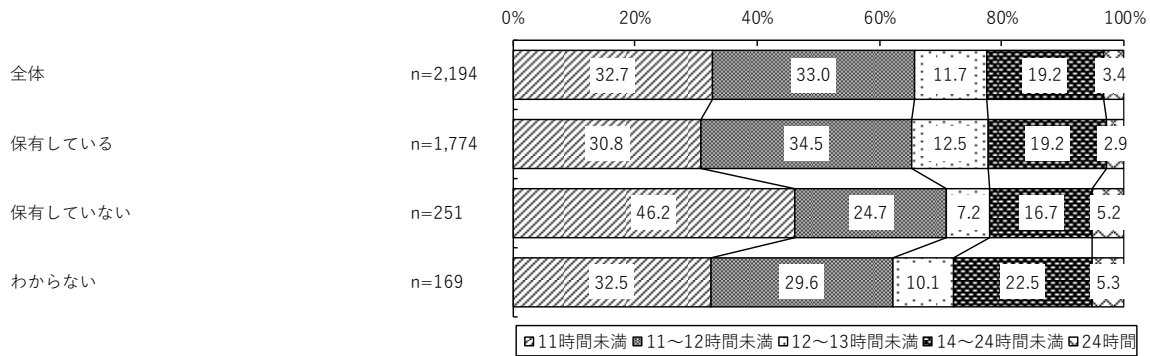
図表2-142 開所(対応)している時間数【木曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



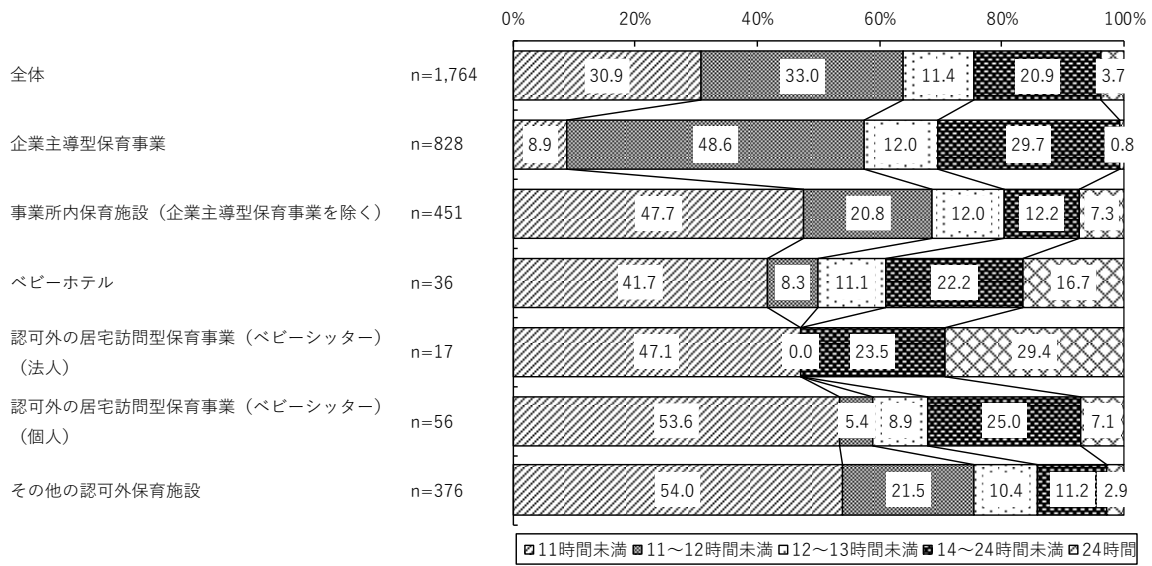
図表2-143 開所(対応)している時間数【金曜日】(保育類型別)



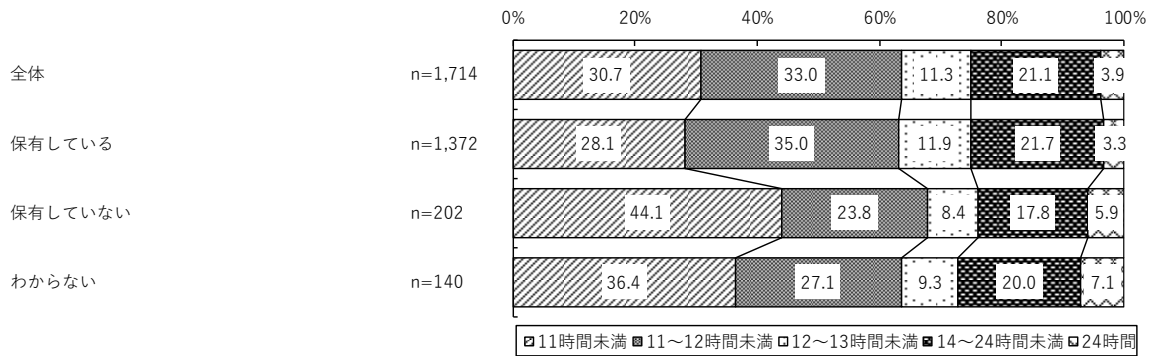
図表2-144 開所(対応)している時間数【金曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



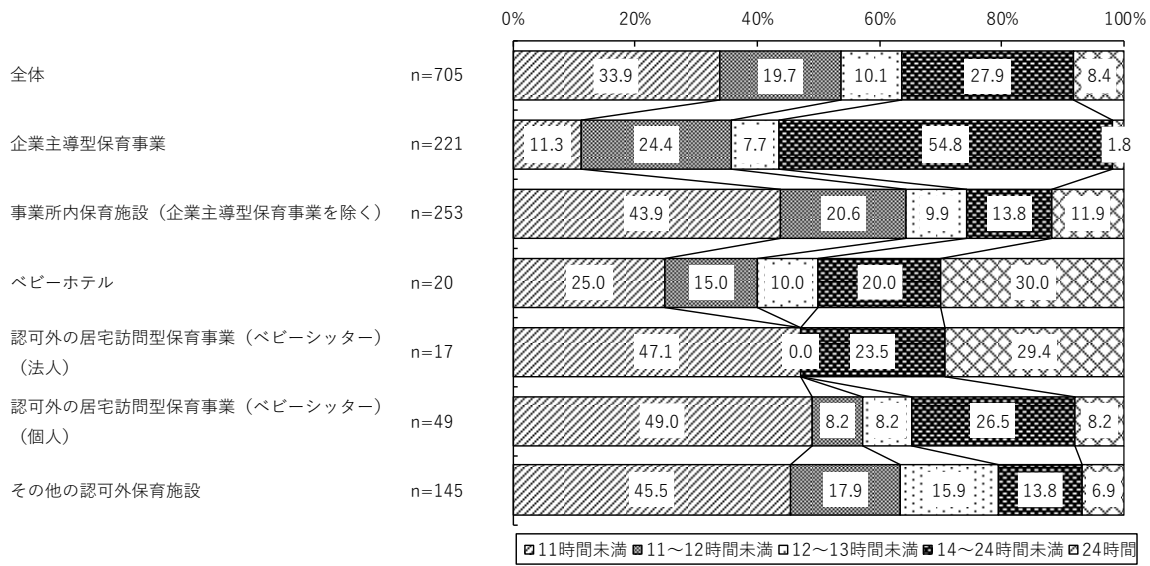
図表2-145 開所(対応)している時間数【土曜日】(保育類型別)



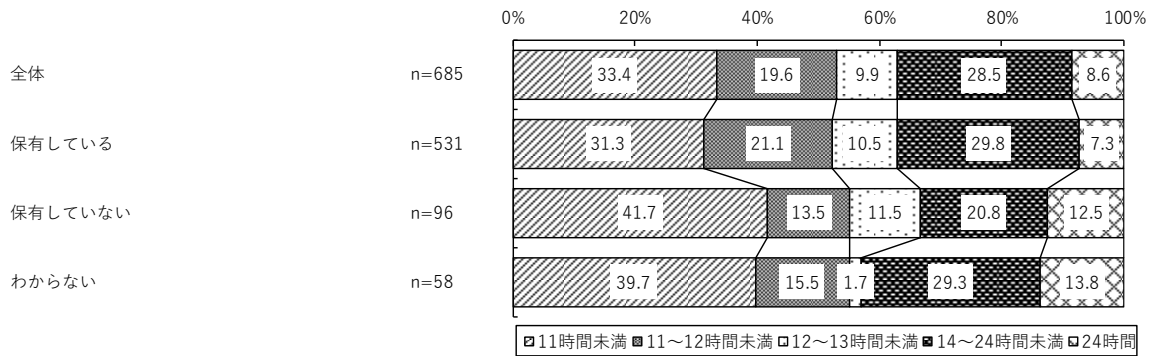
図表2-146 開所(対応)している時間数【土曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



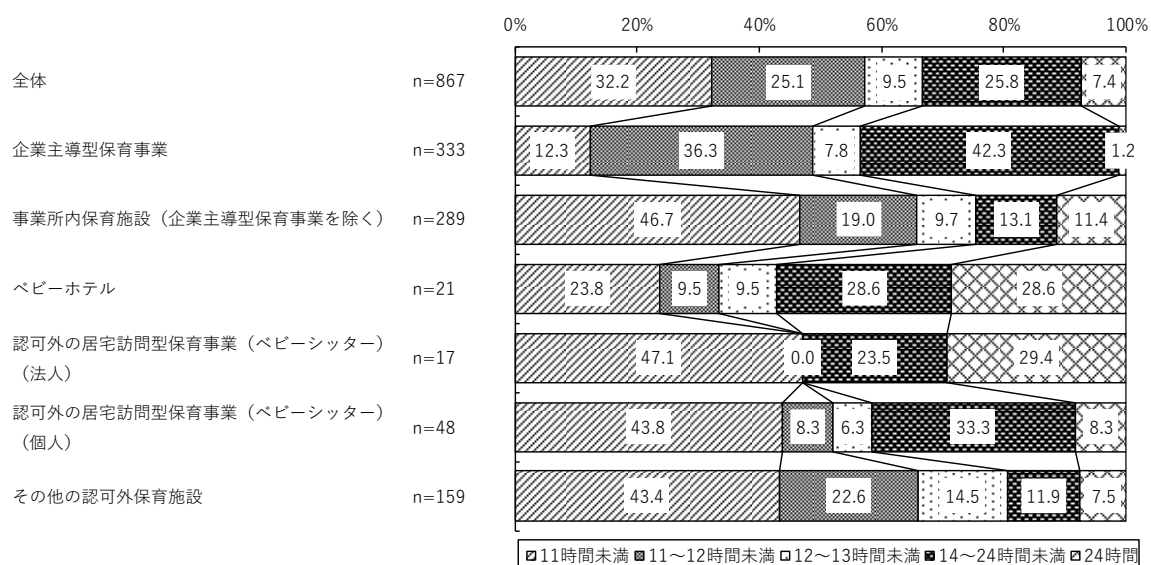
図表2-147 開所(対応)している時間数【日曜日】(保育類型別)



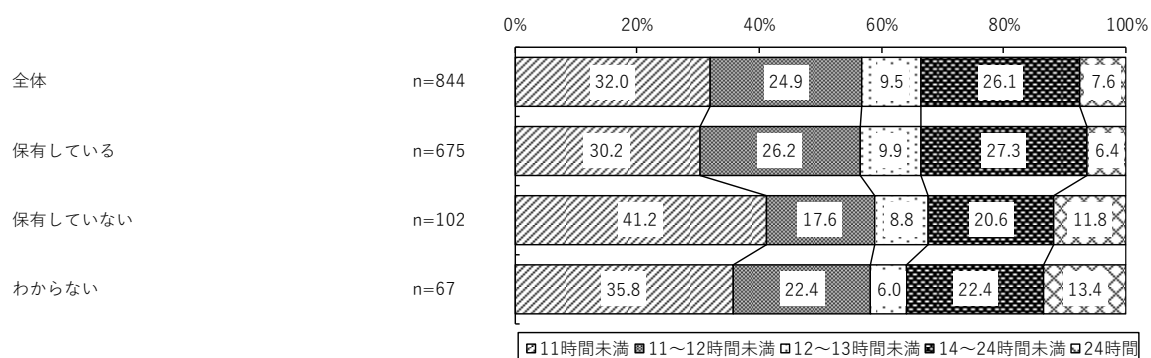
図表2-148 開所(対応)している時間数【日曜日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



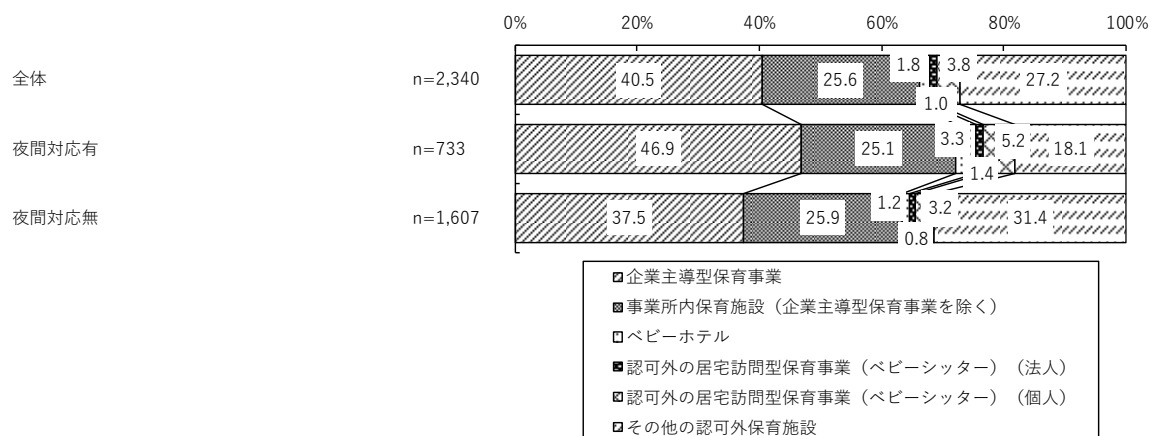
図表2-149 開所(対応)している時間数【祝日】(保育類型別)



図表2-150 開所(対応)している時間数【祝日】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-151 夜間対応の有無(保育類型別)



(6) 利用者が負担する保育料(問6)

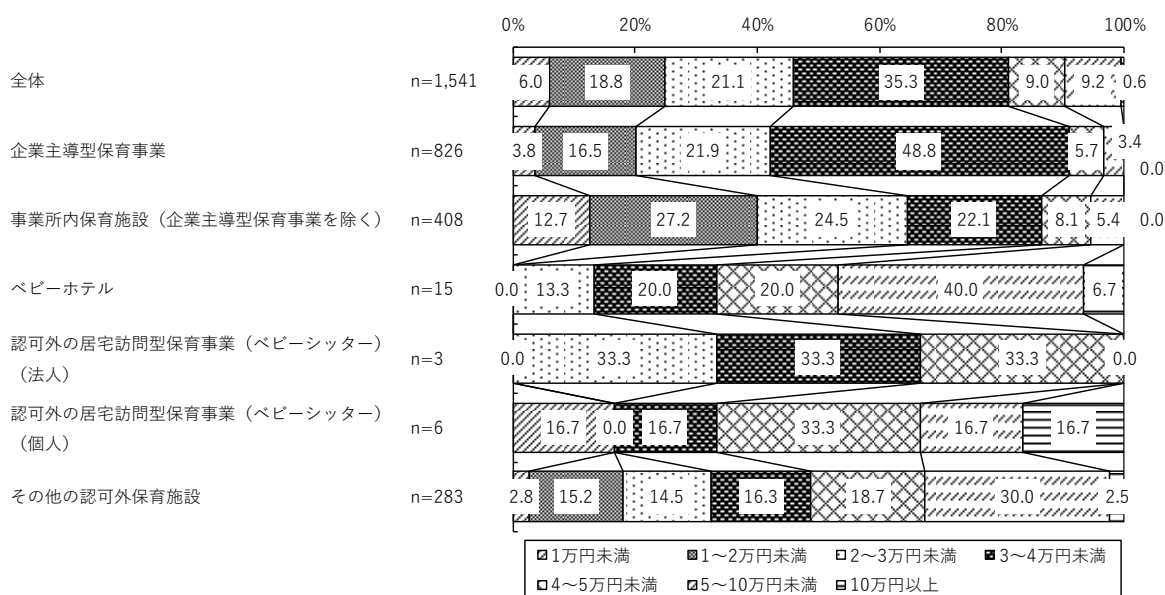
① 平均月額⁷

- ✓ 【0～2歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」においては、「1万円未満」「1～2万円未満」「2～3万円未満」の回答割合の合計がそれぞれ4割程度、6割台半ば～7割程度である一方、「ベビーホテル」では1割台半ば～3割程度。「ベビーホテル」では「4～5万円未満」～「10万円以上」の各カテゴリの回答割合の合計が6割程度～6割台半ばと、他の保育類型と比べ保育料が高い施設が多い。また、「その他の認可外保育施設」では「1～2万円未満」～「5～10万円未満」の各カテゴリにおいていずれも1～3割程度ずつと、保育料に大きな偏りはない。
- ✓ 【3～5歳児】「0～2歳児」と大きな傾向性の違いは見られないものの、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」においては、「1万円未満」～「2～3万円未満」の各カテゴリの回答割合の合計がそれぞれ8割台半ば～9割程度、7割台半ばである一方、「ベビーホテル」では「4～5万円未満」～「10万円以上」の各カテゴリの回答割合の合計が5割台半ば～6割程度と、他の保育類型と比べ月額保育料が高い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「4歳児」「5歳児」以外の年齢においては、「保有していない」施設の方が、「保有している」施設よりも「1万円未満」「1～2万円未満」の回答割合の合計が高く、安価な施設が多い。

図表2-152 利用者が負担する保育料 - 月額

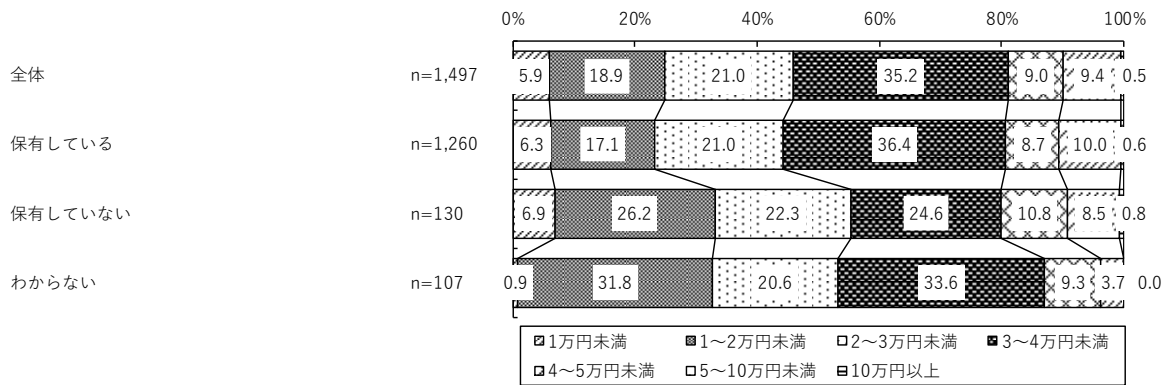
(円)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	190,000	185,000	216,000	332,100	165,000	165,000	160,000
最小値	250	250	250	100	100	100	300
平均値	30,475.64	30,683.36	31,308.69	28,645.26	28,657.97	28,816.75	24,169.69
中央値	30,000	30,000	30,000	25,000	23,100	23,120	20,000

図表2-153 利用者が負担する保育料 - 月額【0歳児】(保育類型別)

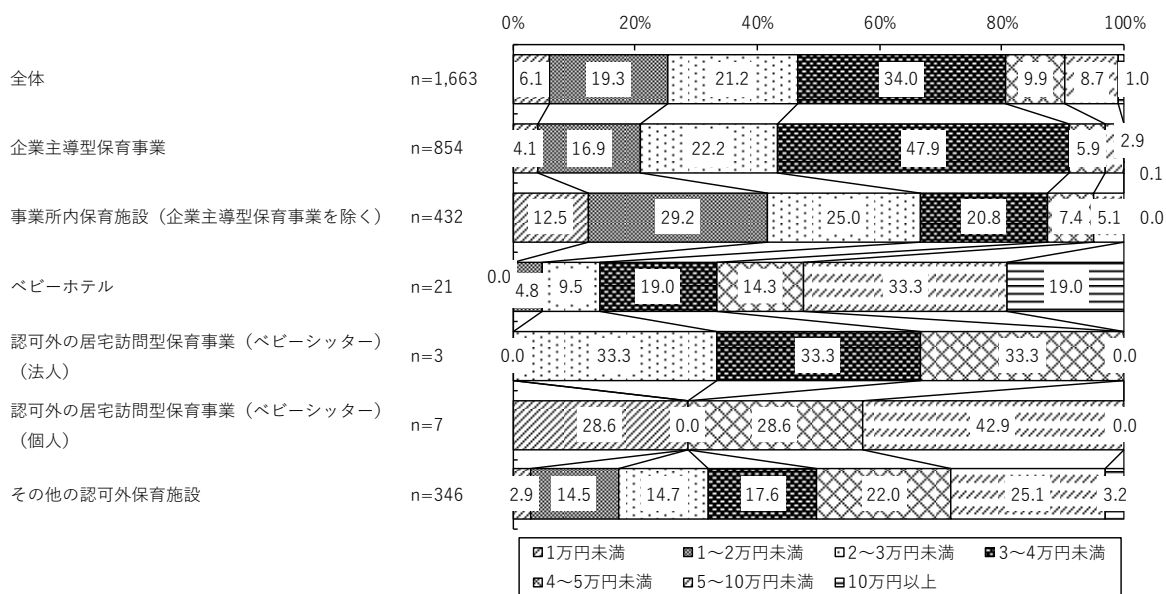


⁷ 100円未満は無回答として処理。

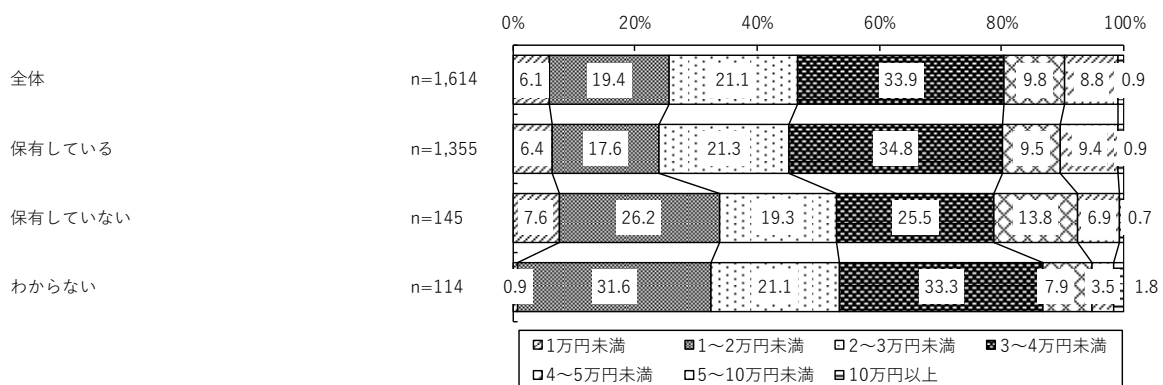
図表2-154 利用者が負担する保育料 - 月額【0歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



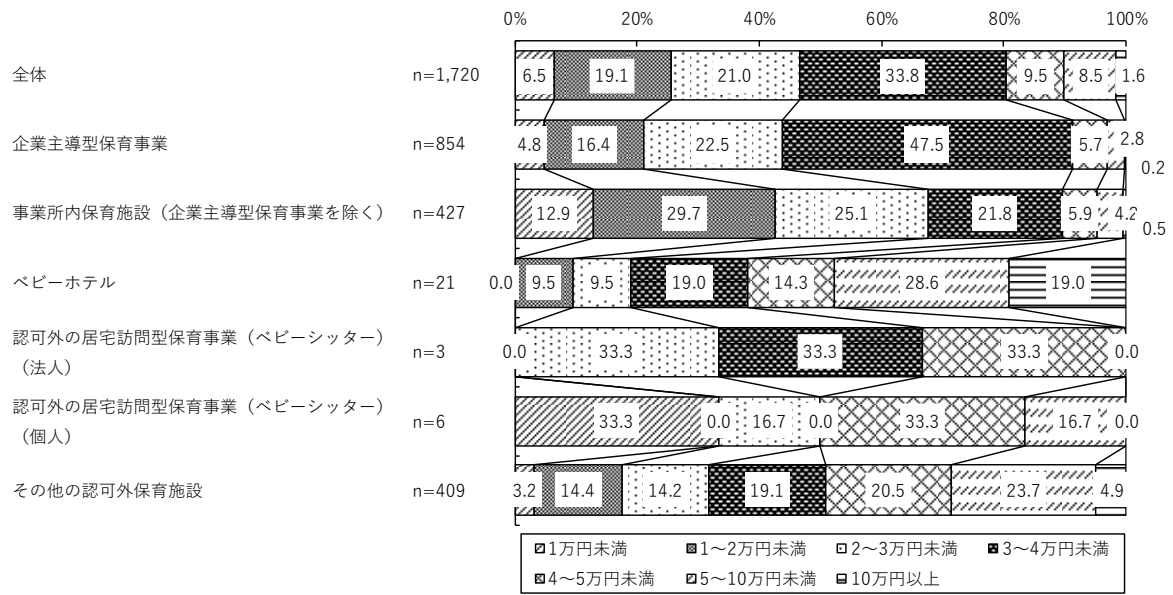
図表2-155 利用者が負担する保育料 - 月額【1歳児】(保育類型別)



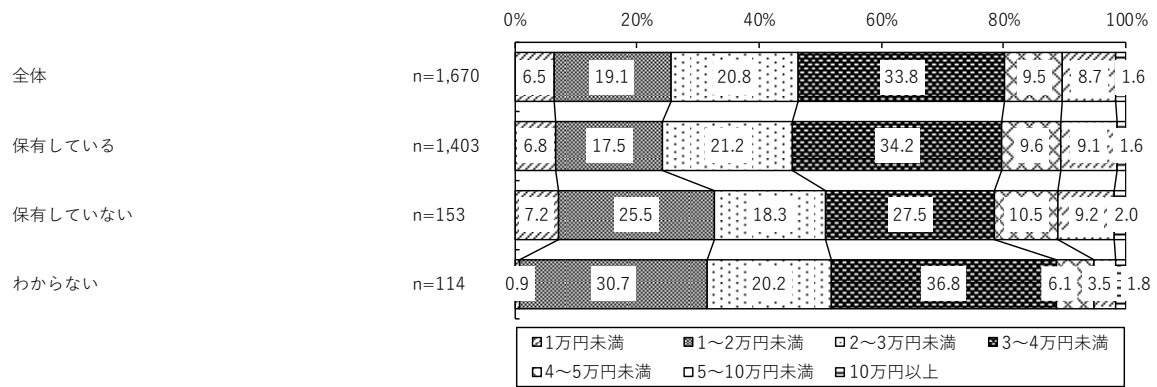
図表2-156 利用者が負担する保育料 - 月額【1歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



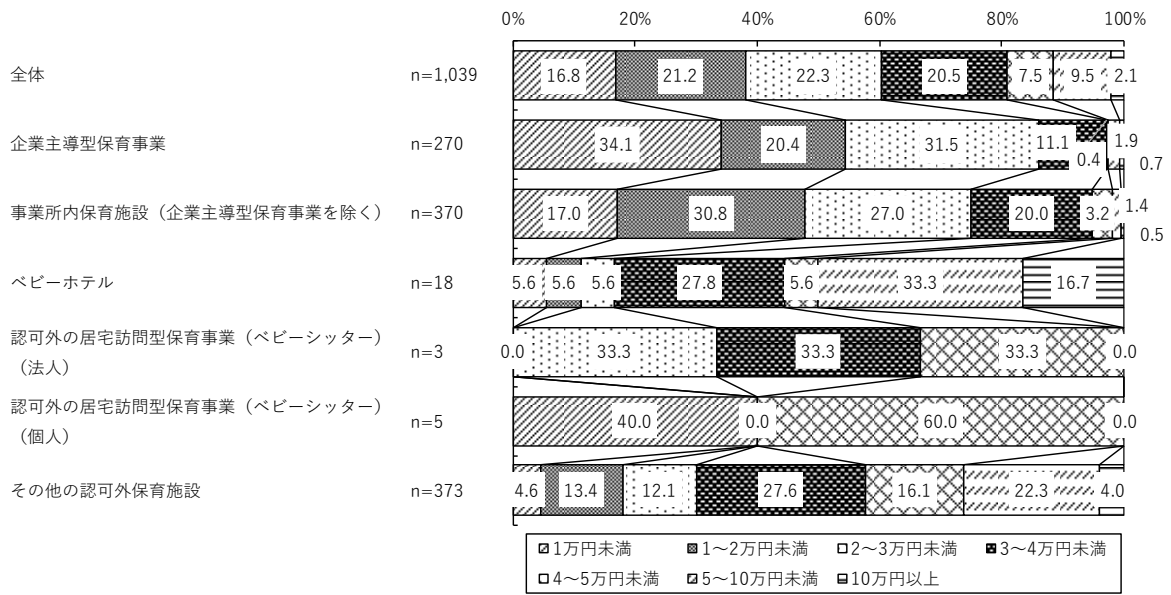
図表2-157 利用者が負担する保育料 - 月額【2歳児】(保育類型別)



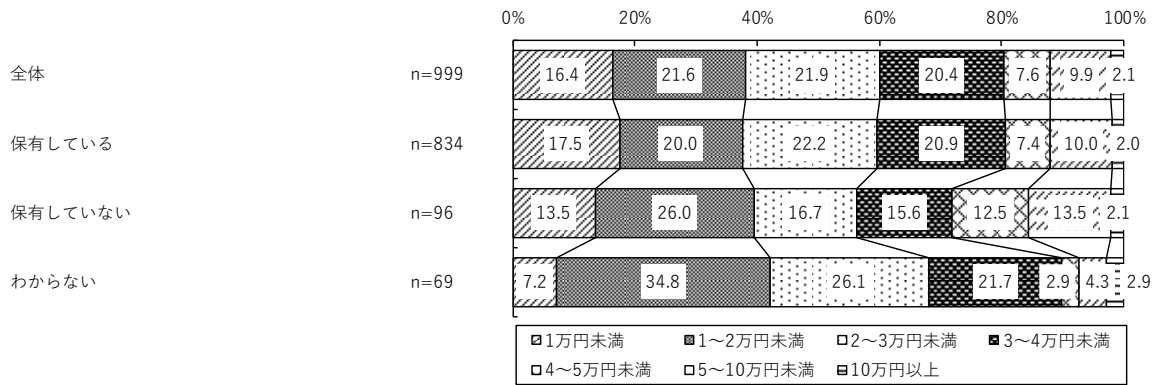
図表2-158 利用者が負担する保育料 - 月額【2歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



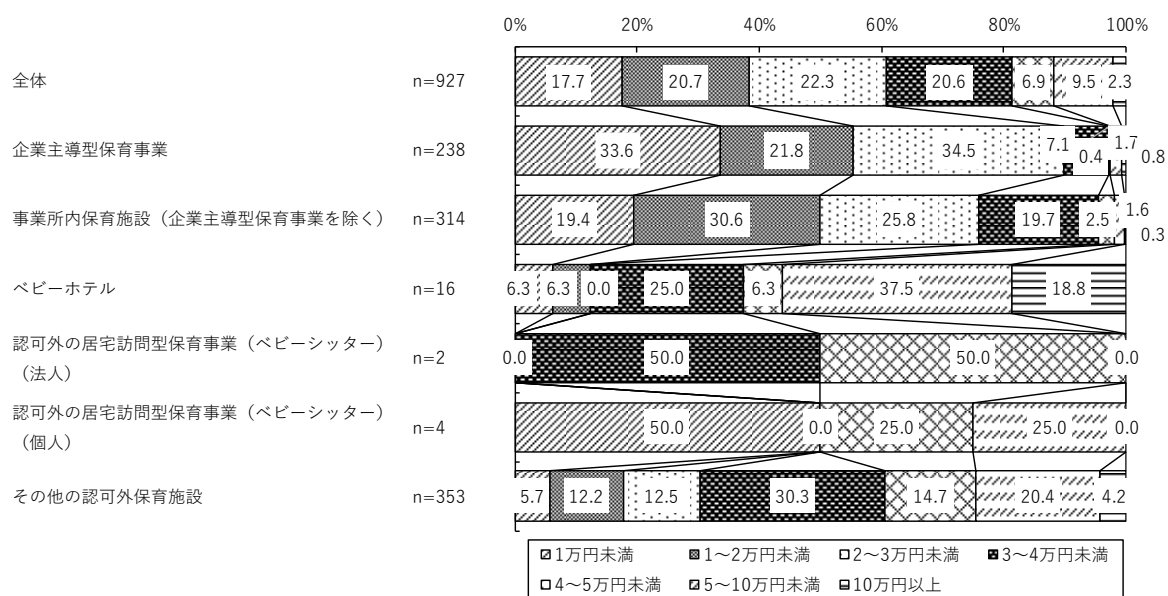
図表2-159 利用者が負担する保育料 - 月額【3歳児】(保育類型別)



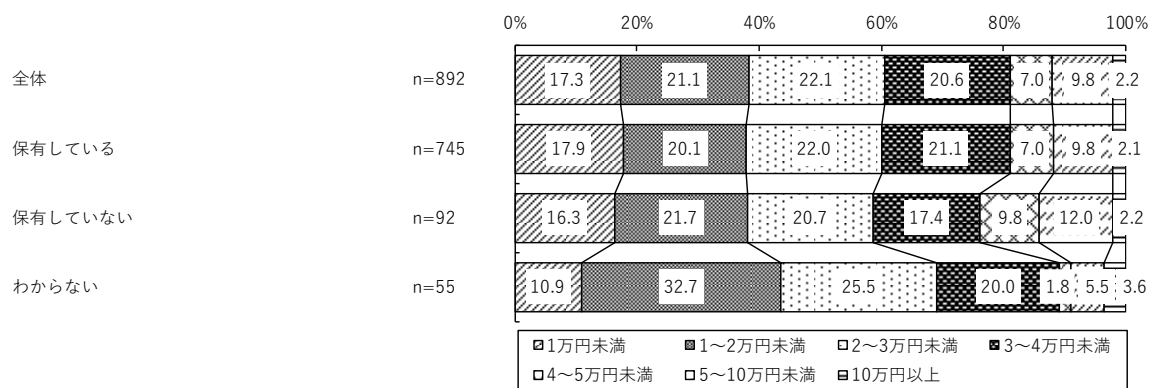
図表2-160 利用者が負担する保育料 - 月額【3歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



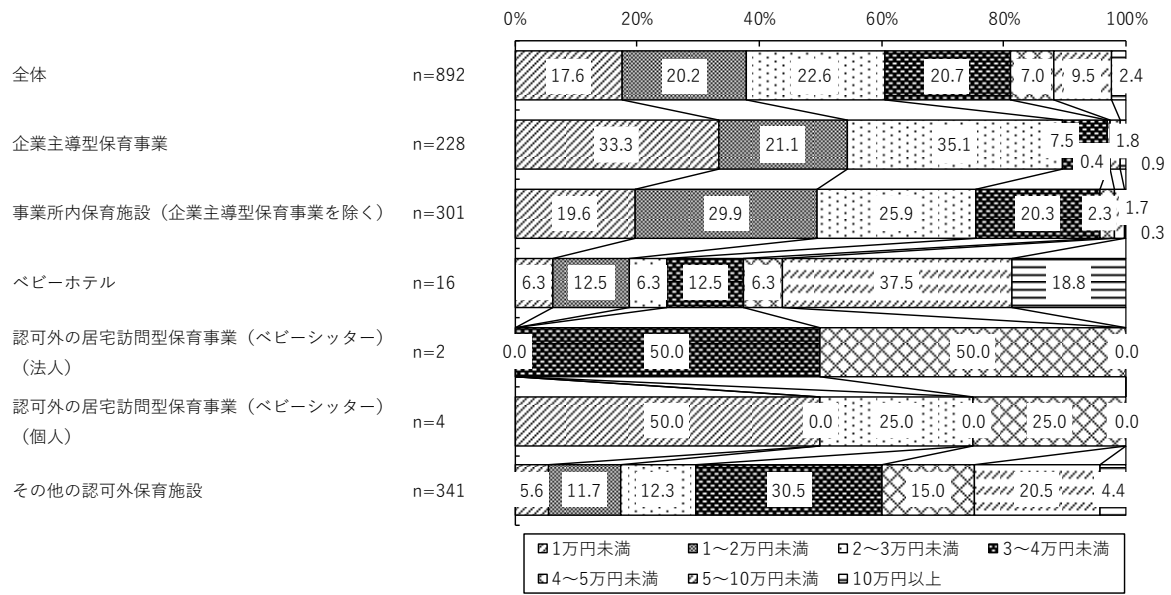
図表2-161 利用者が負担する保育料 - 月額【4歳児】(保育類型別)



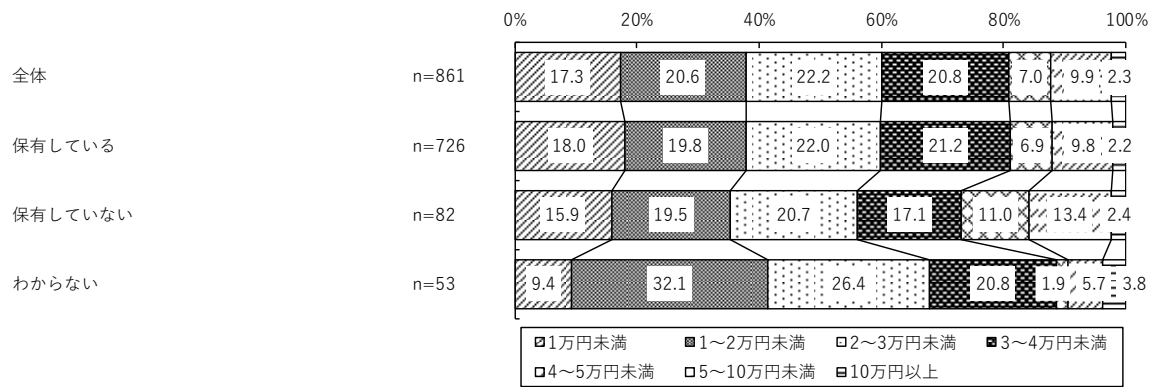
図表2-162 利用者が負担する保育料 - 月額【4歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



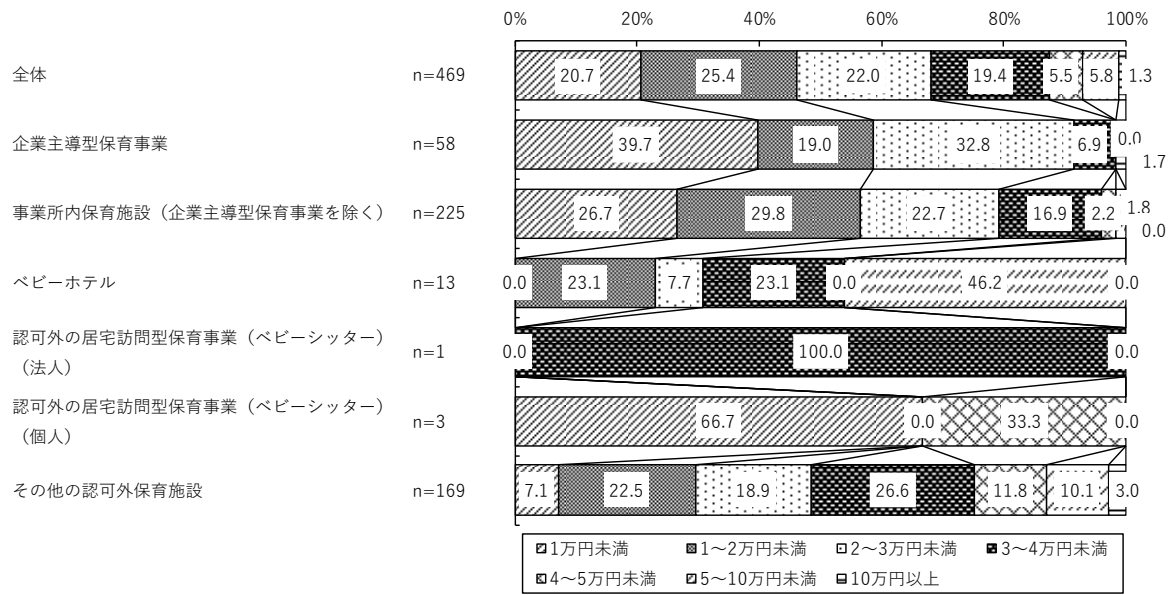
図表2-163 利用者が負担する保育料 - 月額【5歳児】(保育類型別)



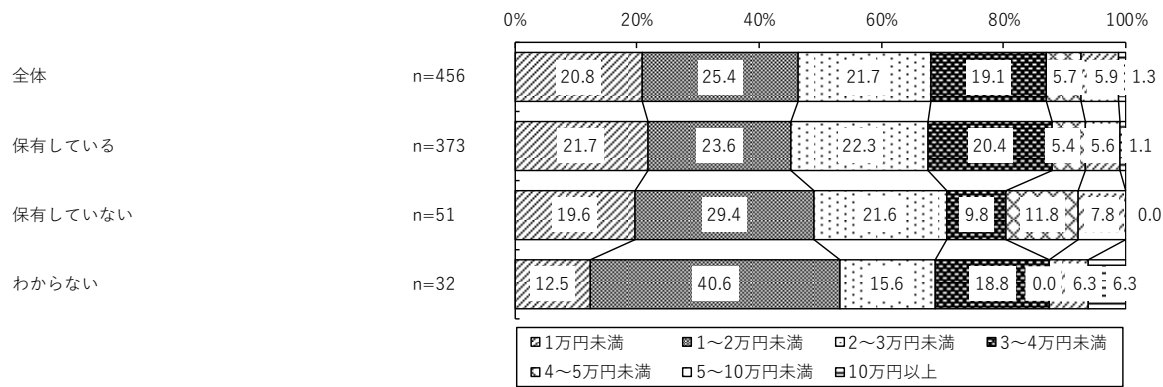
図表2-164 利用者が負担する保育料 - 月額【5歳児】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-165 利用者が負担する保育料 - 月額【学童⁸】(保育類型別)



図表2-166 利用者が負担する保育料 - 月額【学童】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



⁸ 「6歳児」と「学童」に分けて調査を行ったため、いずれも1以上の値が入力されていれば6歳児と学童の合計を2で割った数で集計。6歳児と学童のいずれかが無回答あるいは0の場合は、1以上の値が入力されている方で集計。両方無回答あるいは0の場合のみ無回答扱いとした。

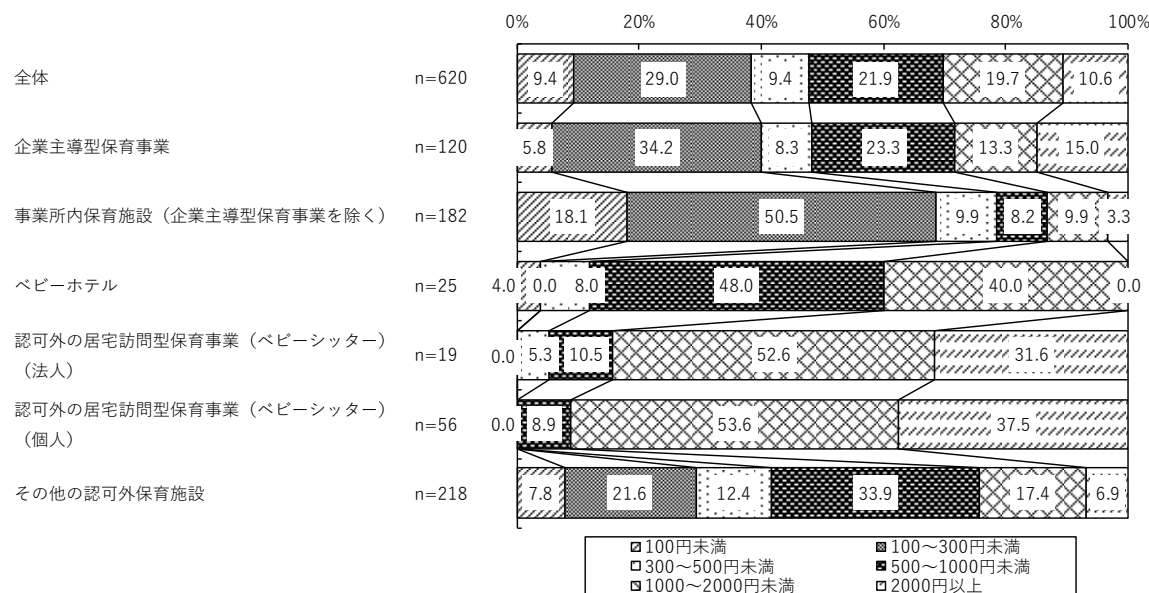
② 1時間当たり(平日日中)⁹

- ✓ 【0～2歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」では「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計がそれぞれ4割程度、7割程度である一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも1割未満。
- ✓ 【3～5歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」では「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計がそれぞれ4割台半ば、7割程度である一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも1割未満。「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「1000～2000 円未満」「2000 円以上」の回答割合の合計がそれぞれ4割程度、8割台半ば、9割程度と他の保育類型と比べ保育料が高い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの年齢においても「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計値が大きく、保育料が安価な施設が多い。

図表2-167 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)

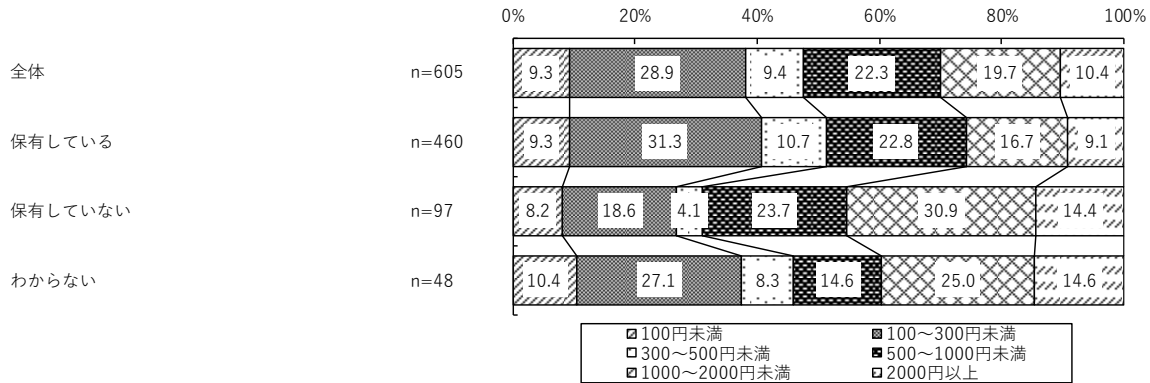
(円)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	50,000	45,000	40,000	37,000	35,000	35,000	35,000
最小値	18	18	18	10	12	12	18
平均値	913.78	867.37	914.74	826.06	850.66	854.52	909.17
中央値	500	500	500	500	500	500	600

図表2-168 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【0歳児】(保育類型別)

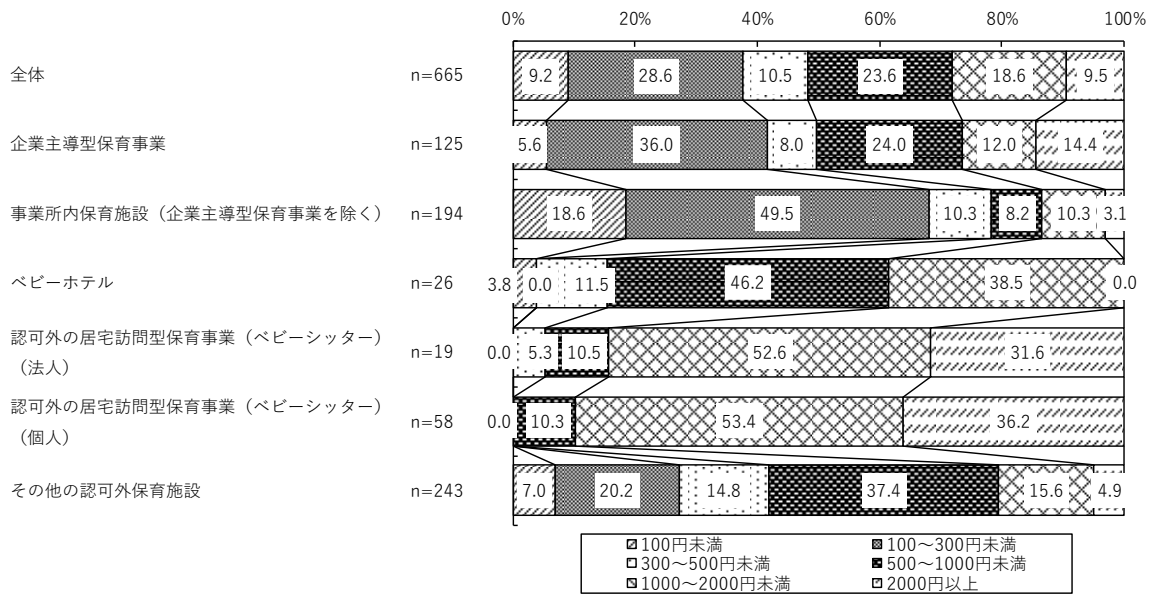


⁹ 「0円」は無回答として処理。また、各年齢において1時間当たりの平均的な保育料が平均値・中央値と比較して大幅に高額な回答も見受けられるが、回答内容からは真偽の判断ができないため、そのまま集計に含めている。

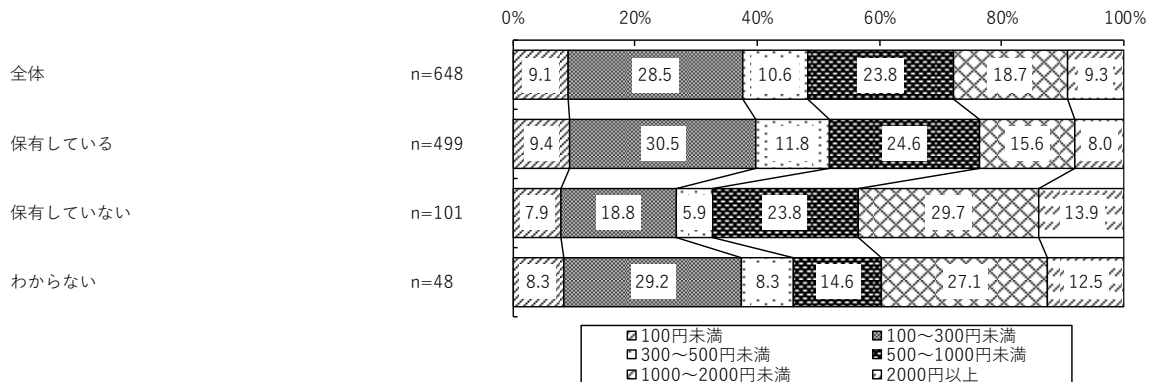
図表2-169 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【0歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



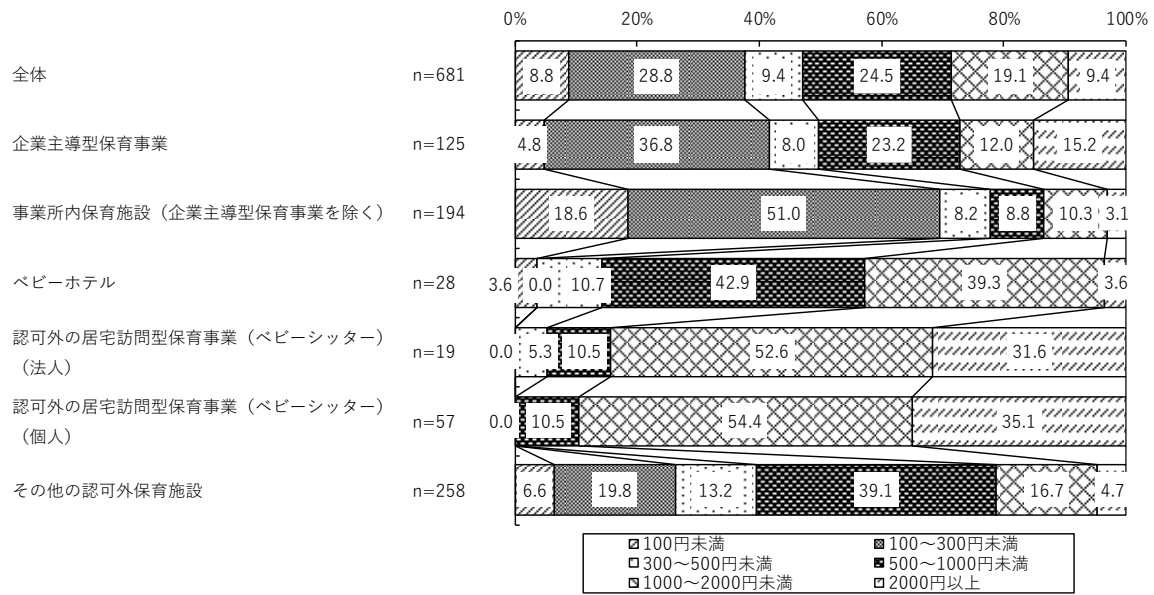
図表2-170 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【1歳児】(保育類型別)



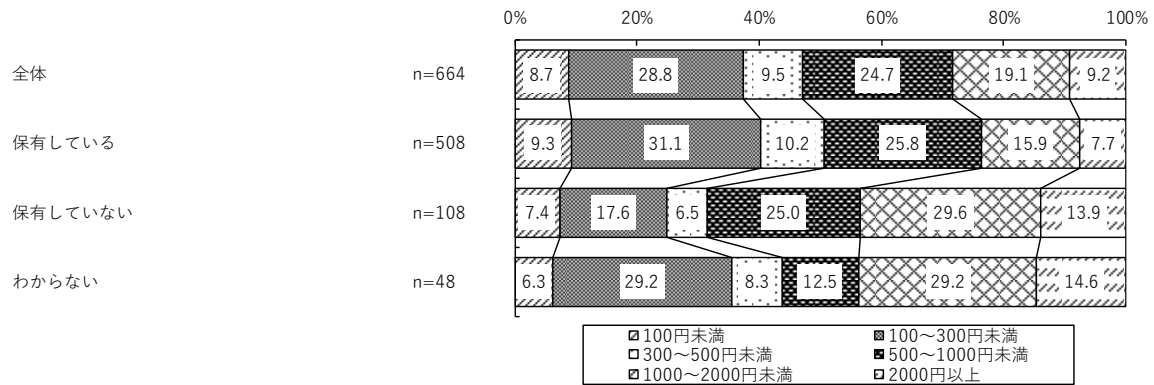
図表2-171 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【1歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



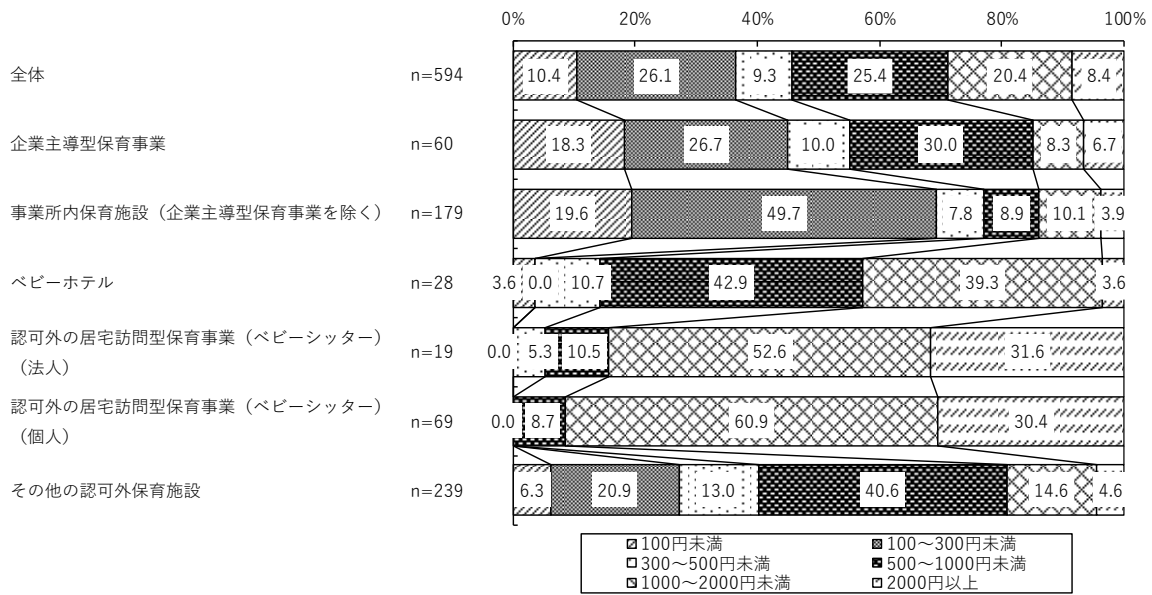
図表2-172 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【2歳児】(保育類型別)



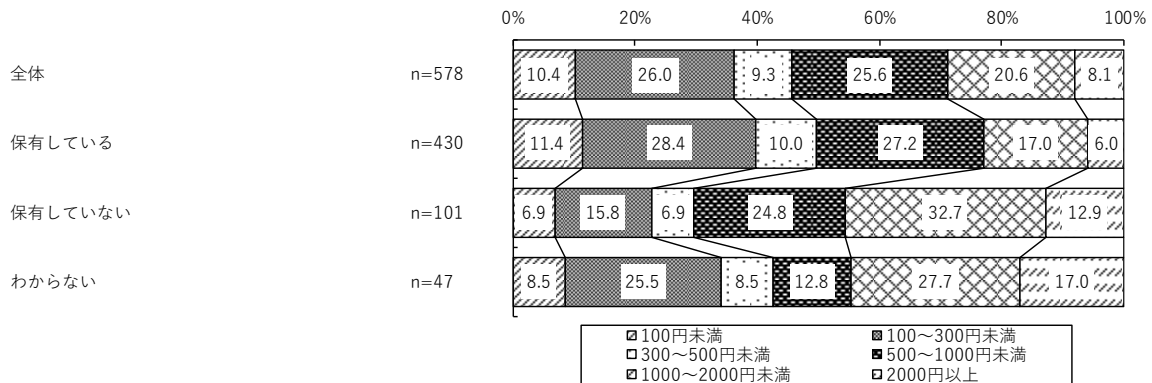
図表2-173 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【2歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



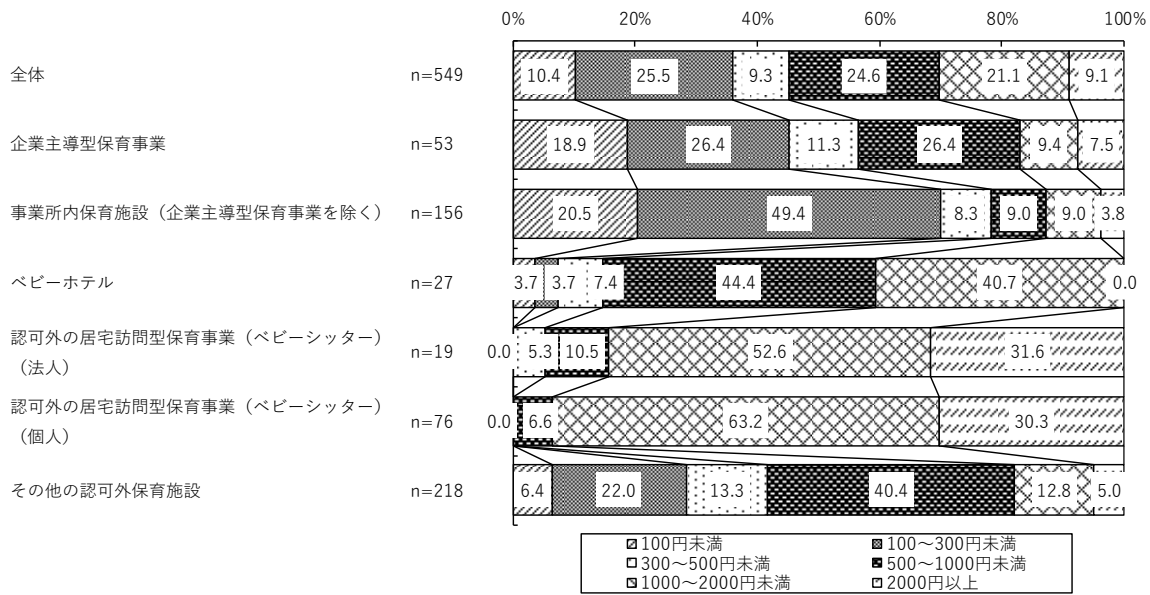
図表2-174 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【3歳児】(保育類型別)



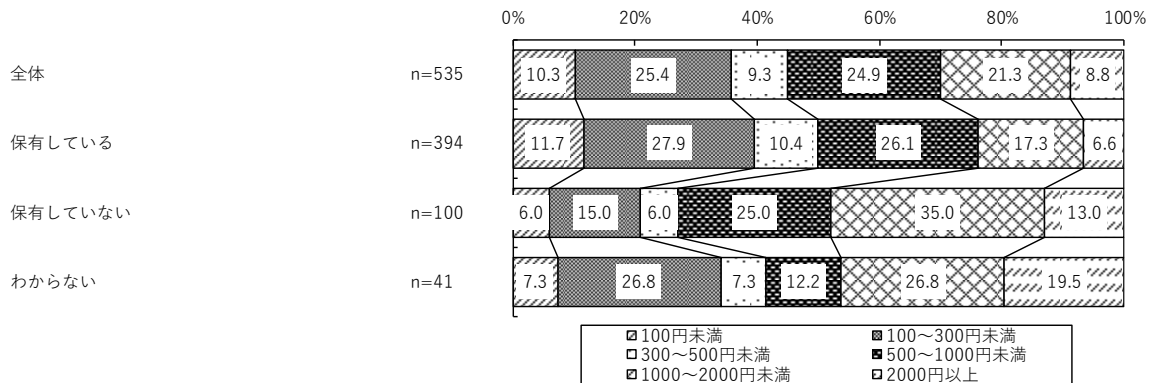
図表2-175 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【3歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



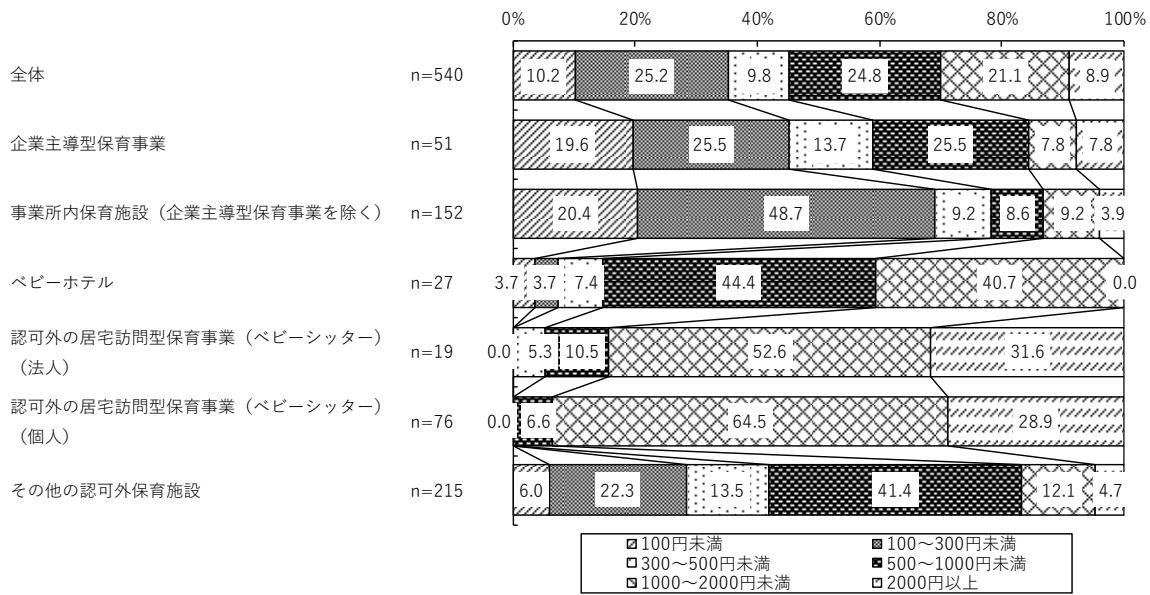
図表2-176 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【4歳児】(保育類型別)



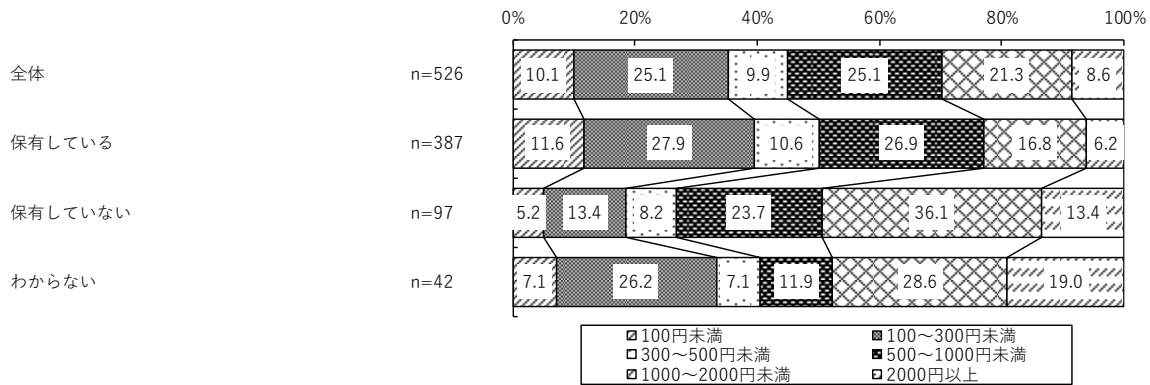
図表2-177 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【4歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



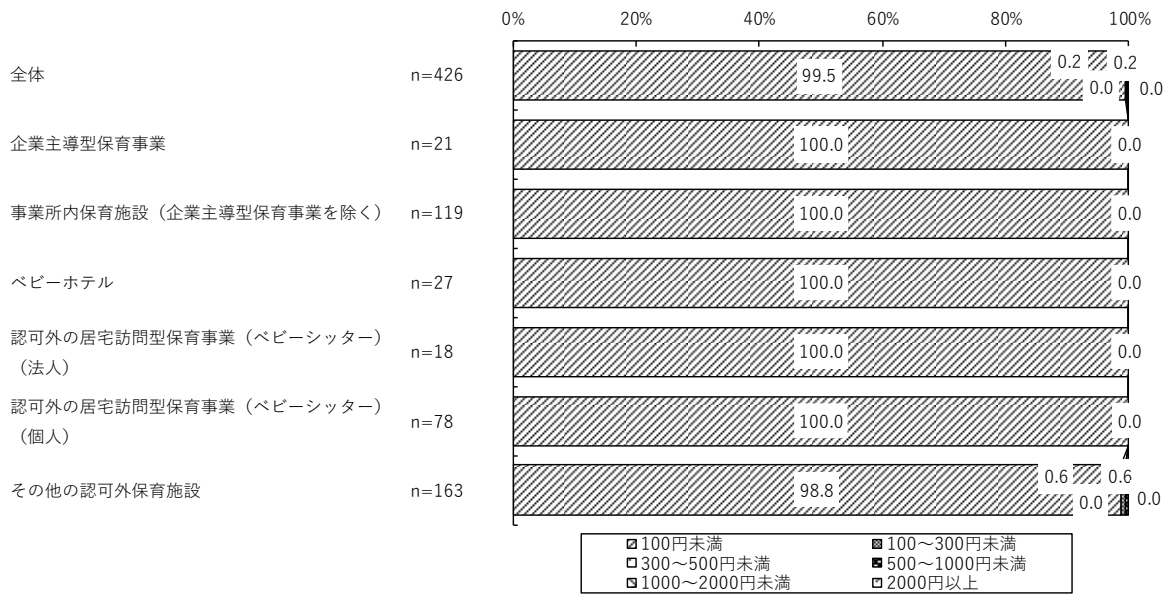
図表2-178 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【5歳児】(保育類型別)



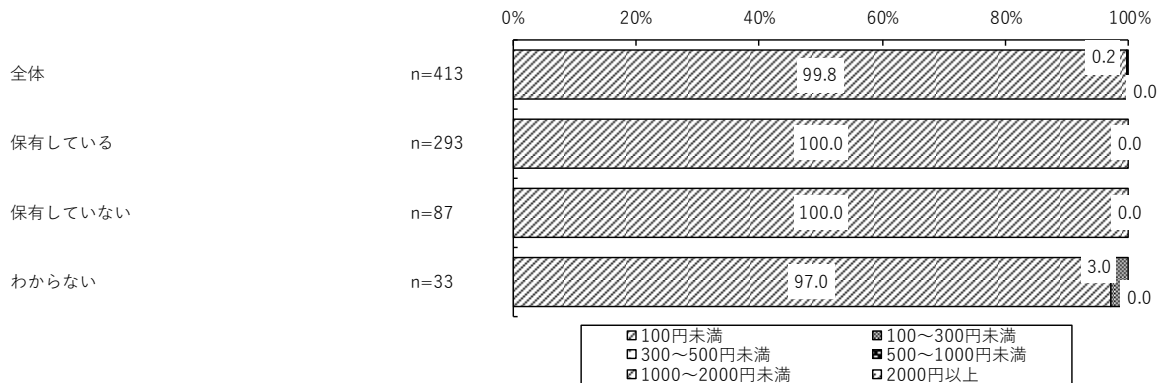
図表2-179 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【5歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-180 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【学童】(保育類型別)



図表2-181 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日日中)【学童】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



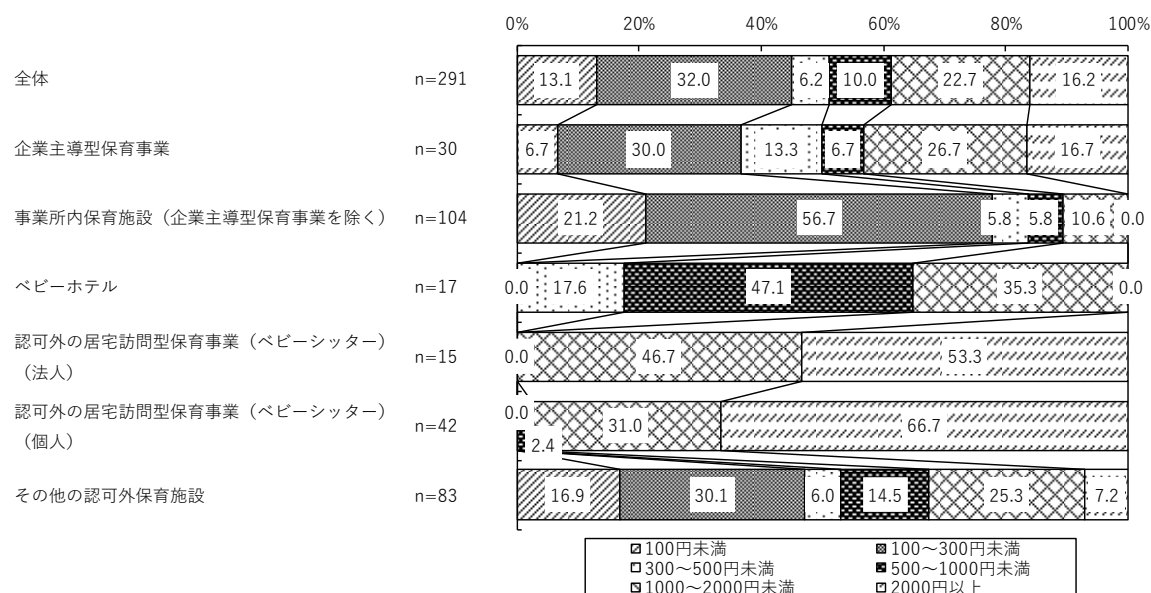
③ 1時間当たり(平日夜間)¹⁰

- ✓ 【0～2歳児】「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では「100円未満」「100～300円未満」の回答割合の合計がそれぞれ8割程度、4割台半ば～5割程度である一方、「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「1000～2000円未満」「2000円以上」がいずれも9割以上と、他の保育類型と比べ利用料が高い施設が多い。
- ✓ 【3～5歳児】「0歳児」～「2歳児」と大きな傾向性の違いは見られないものの、「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」「事業所内保育施設」では「100円未満」「100～300円未満」の回答割合の合計がそれぞれ4割程度、4割台半ば、8割程度である一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「1000～2000円未満」「2000円以上」がいずれも4割以上と他の保育類型と比べ利用料が高い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの年齢においても「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「100円未満」「100～300円未満」の回答割合の合計値が大きく、比較的安価な施設が多い。

図表2-182 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)

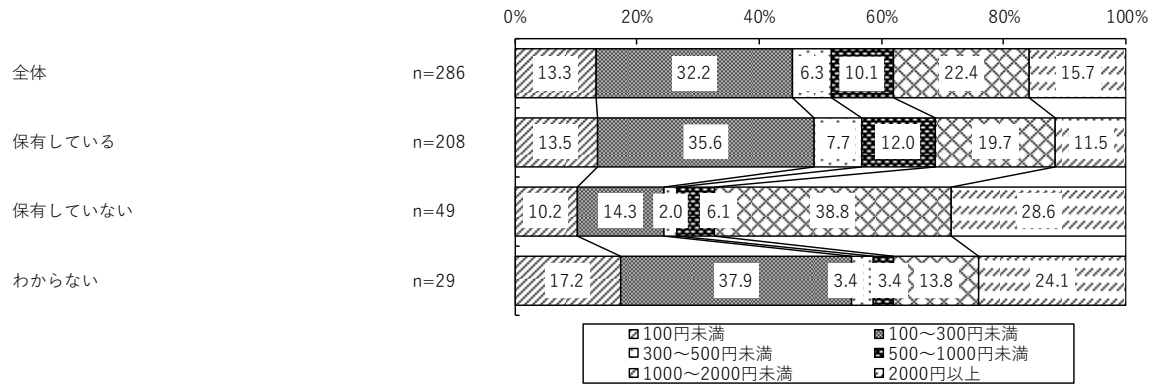
(円)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	4,300	4,300	12,100	4,700	5,293	5,293	5,293
最小値	18	18	18	18	18	18	18
平均値	897.39	848.45	890.21	876.95	927.99	941.09	1,045.37
中央値	470	375	400	500	600	600	900

図表2-183 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【0歳児】(保育類型別)

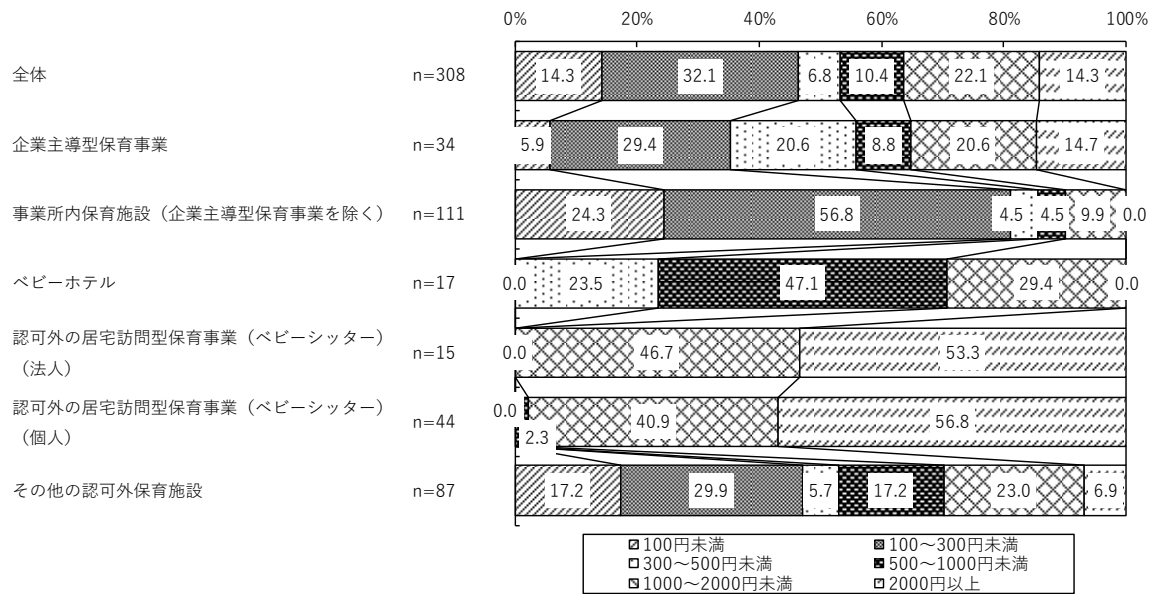


¹⁰ 「0円」は無回答として処理。また、各年齢において1時間当たりの平均的な保育料が平均値・中央値と比較して大幅に高額な回答も見受けられるが、回答内容からは真偽の判断ができないため、そのまま集計に含めている。

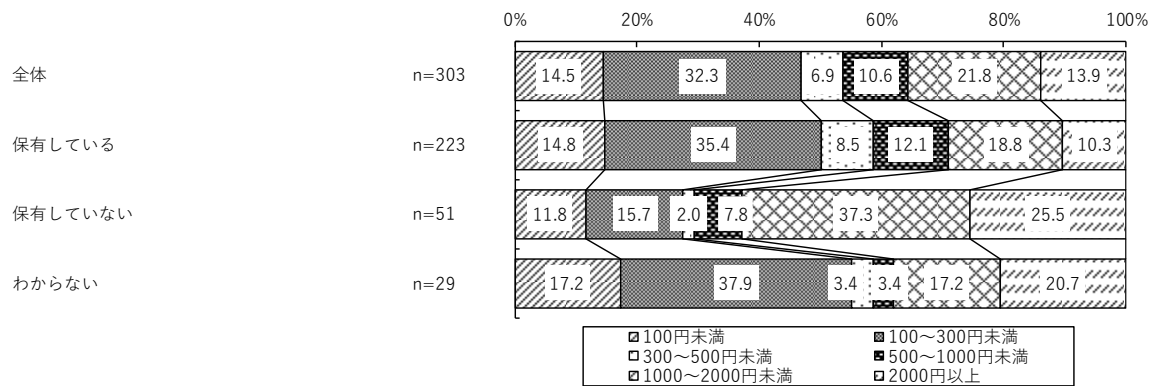
図表2-184 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【0歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



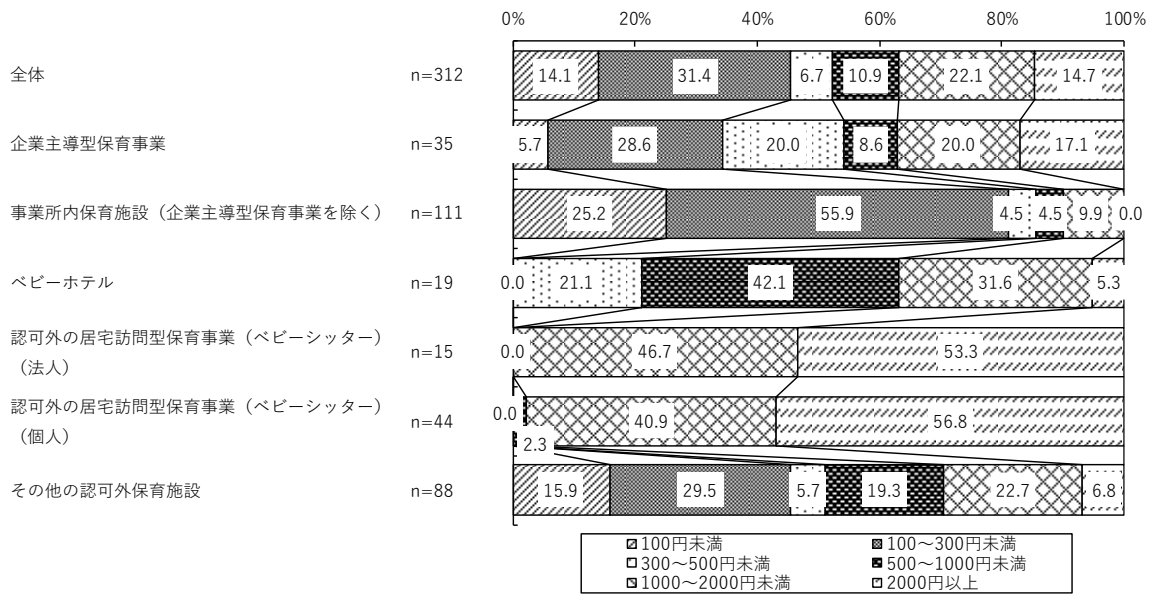
図表2-185 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【1歳児】(保育類型別)



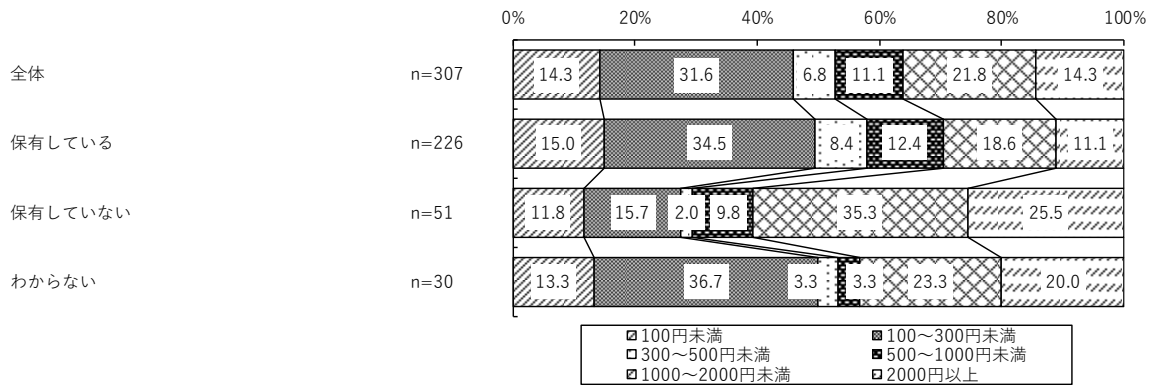
図表2-186 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【1歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



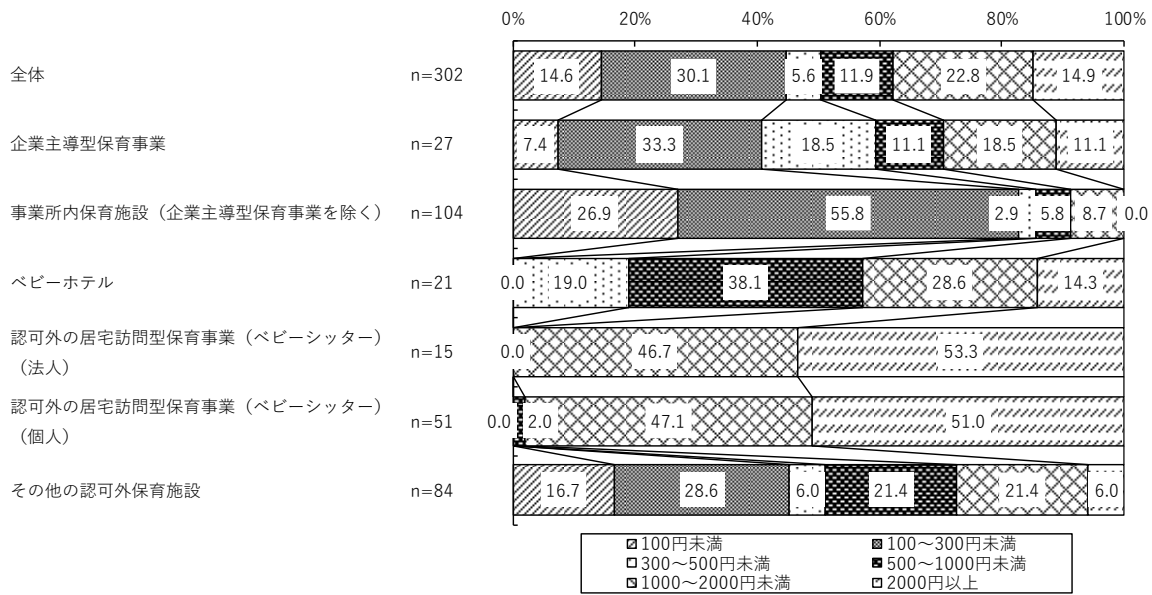
図表2-187 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【2歳児】(保育類型別)



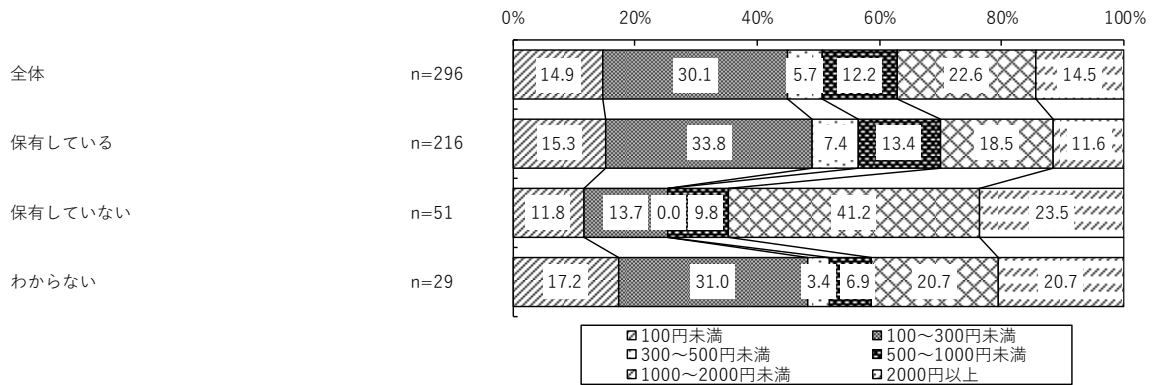
図表2-188 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【2歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



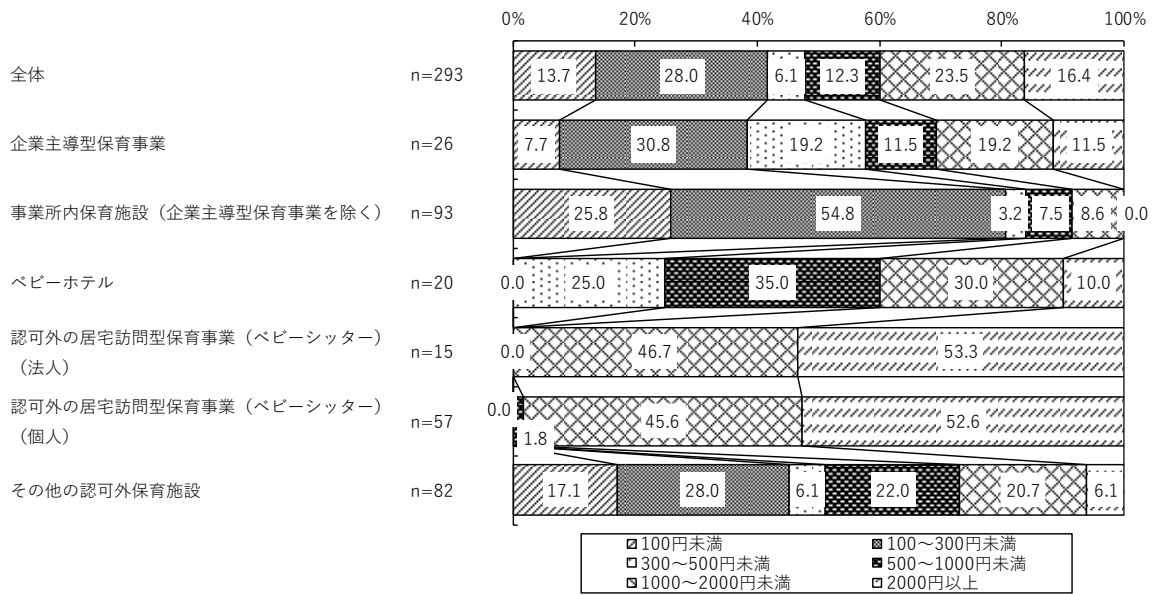
図表2-189 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【3歳児】(保育類型別)



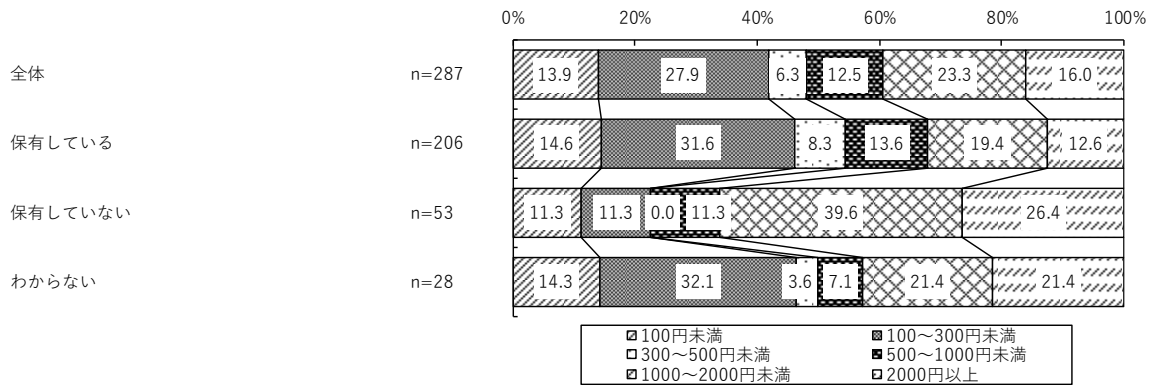
図表2-190 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【3歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



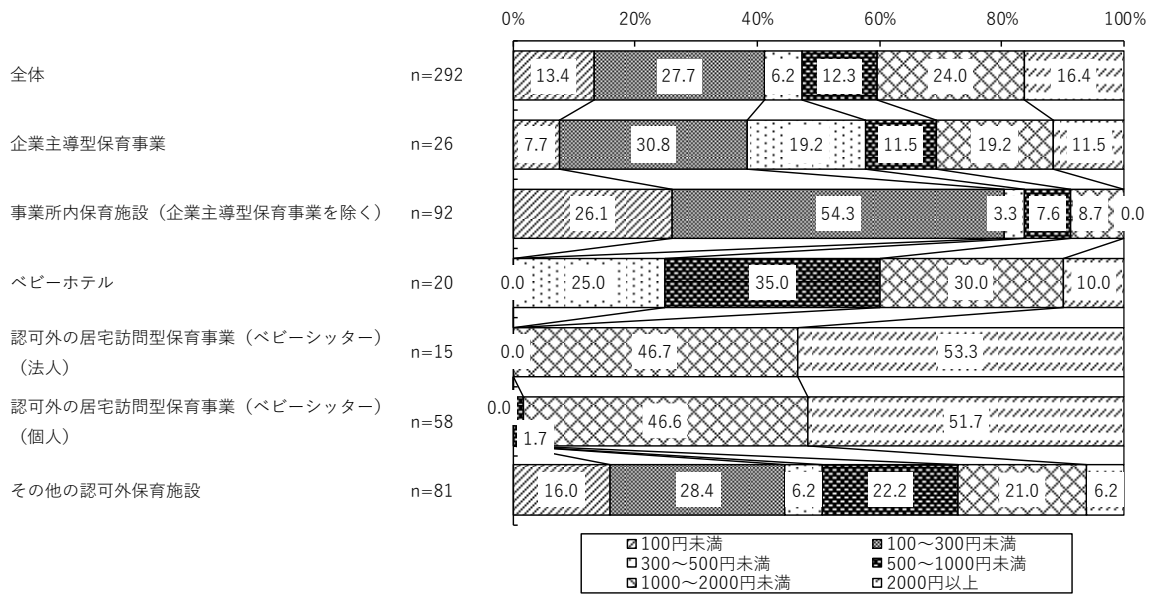
図表2-191 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【4歳児】(保育類型別)



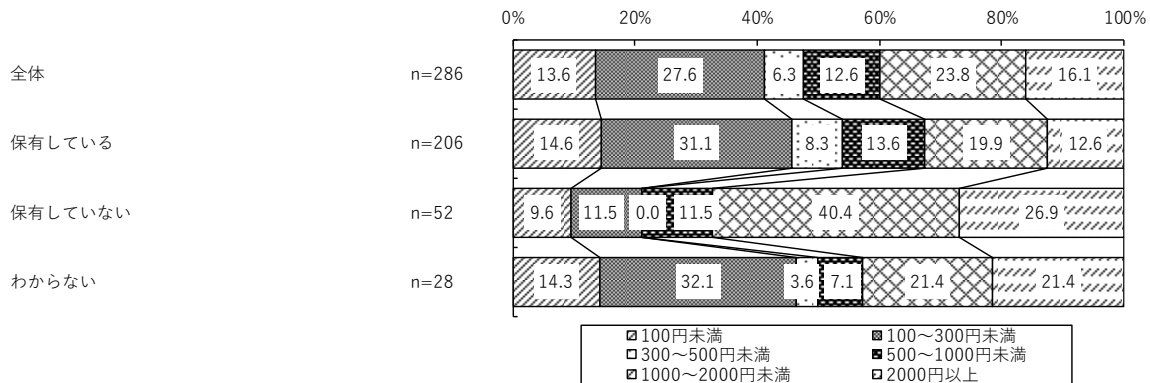
図表2-192 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【4歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



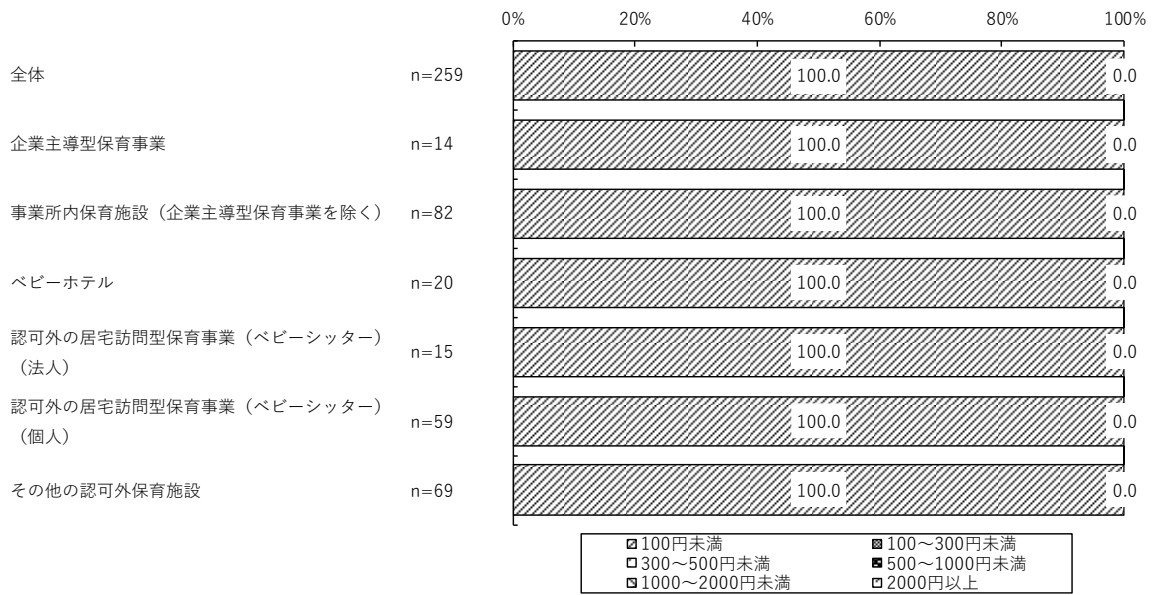
図表2-193 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【5歳児】(保育類型別)



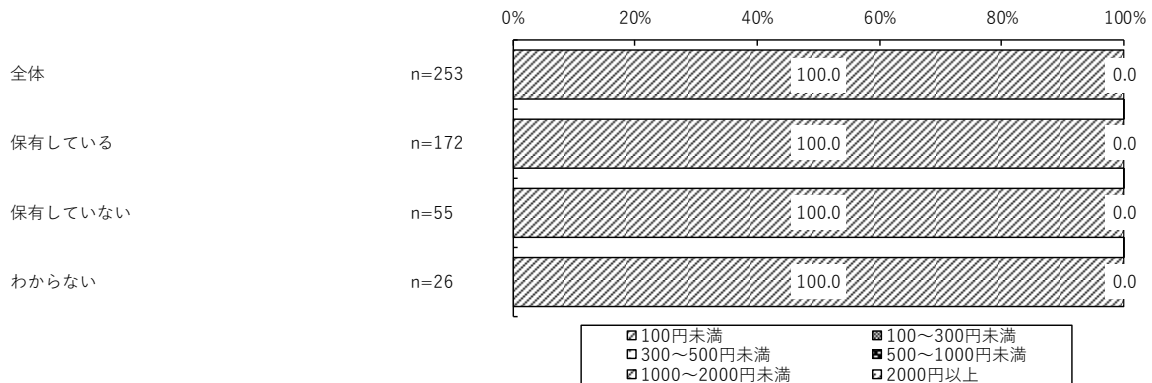
図表2-194 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【5歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-195 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【学童】(保育類型別)



図表2-196 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(平日夜間)【学童】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



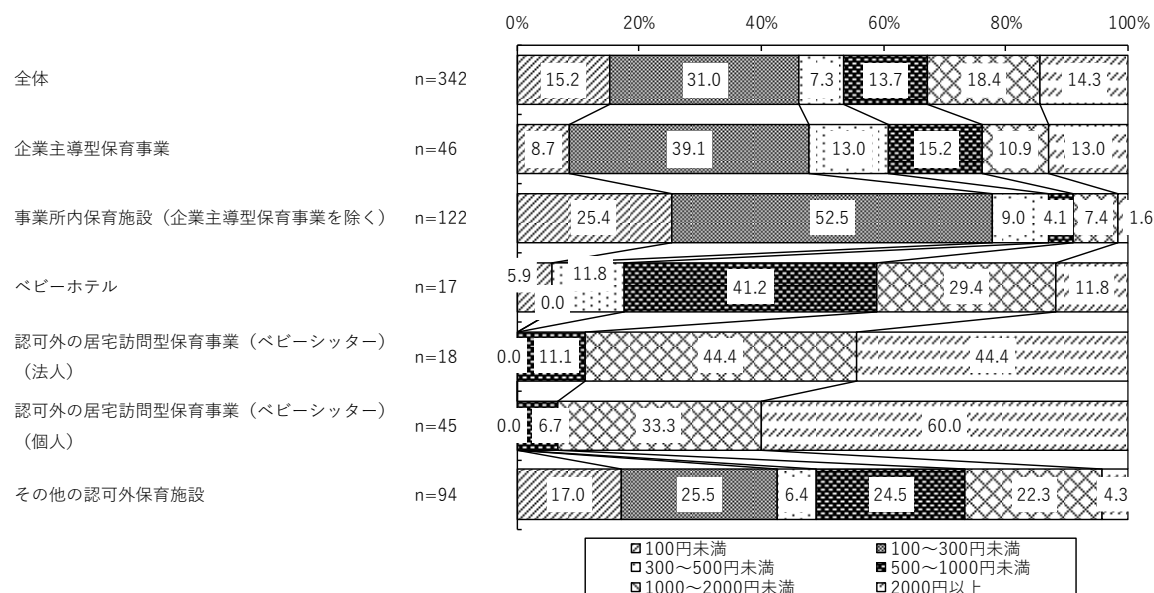
④ 1時間当たり(日曜・祝日)¹¹

- ✓ 【0～2歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」では「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計がそれぞれ5割程度、8割程度である一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも1割未満。
- ✓ 【3～5歳児】「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」では「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計がそれぞれ5割台半ば～6割程度、8割程度である一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも1割未満。「ベビーホテル」では「1000～2000 円未満」「2000 円以上」の回答割合の合計が4割程度～4割台半ば、「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ではいずれも9割程度と、他の保育類型と比べ利用料が高い施設が多い。「その他の認可外保育施設」では「100 円未満」～「2000 円以上」の各カテゴリにおいて1割未満～3割程度ずつと、平均的な利用料に大きな偏りはない。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、いずれの年齢においても「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「100 円未満」「100～300 円未満」の回答割合の合計値が大きく、比較的安価な施設が多い。

図表2-197 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)

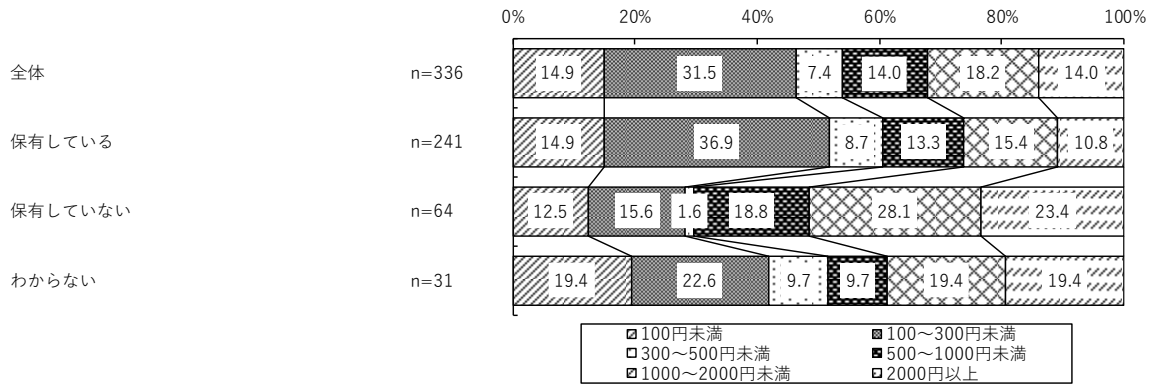
(円)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童
最大値	5,000	4,375	4,375	3,750	5,293	5,293	5,293
最小値	18	18	18	10	18	18	18
平均値	796.99	752.11	748.54	754.44	809.78	820.09	903.38
中央値	377	313	307	385	500	500	600

図表2-198 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【0歳児】(保育類型別)

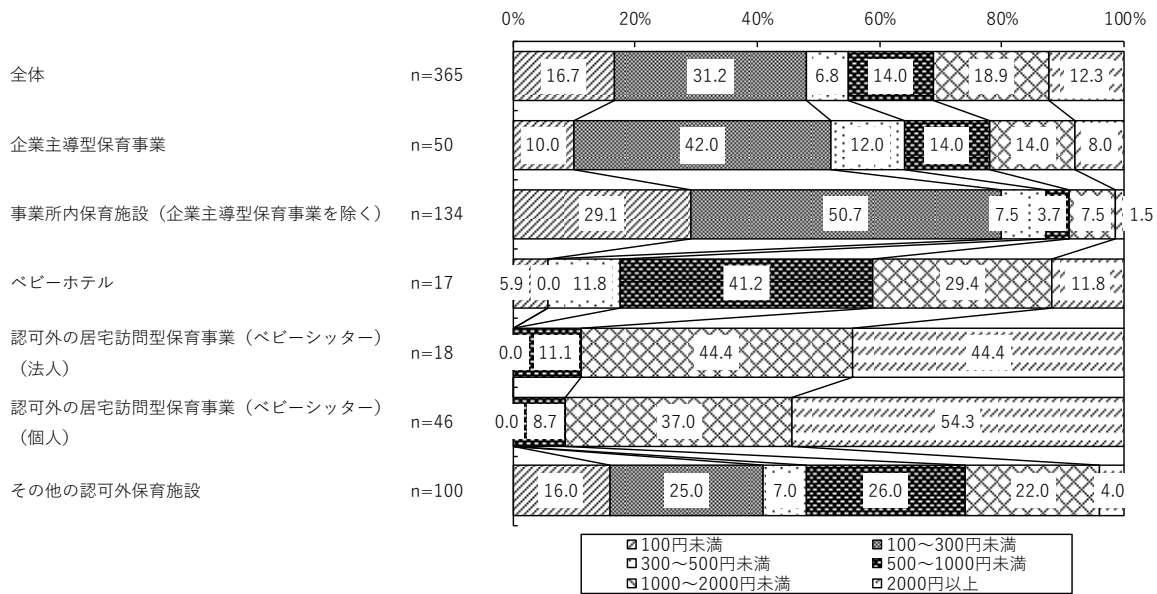


¹¹ 「0円」は無回答として処理。また、各年齢において1時間当たりの平均的な保育料が平均値・中央値と比較して大幅に高額な回答も見受けられるが、回答内容からは真偽の判断ができないため、そのまま集計に含めている。

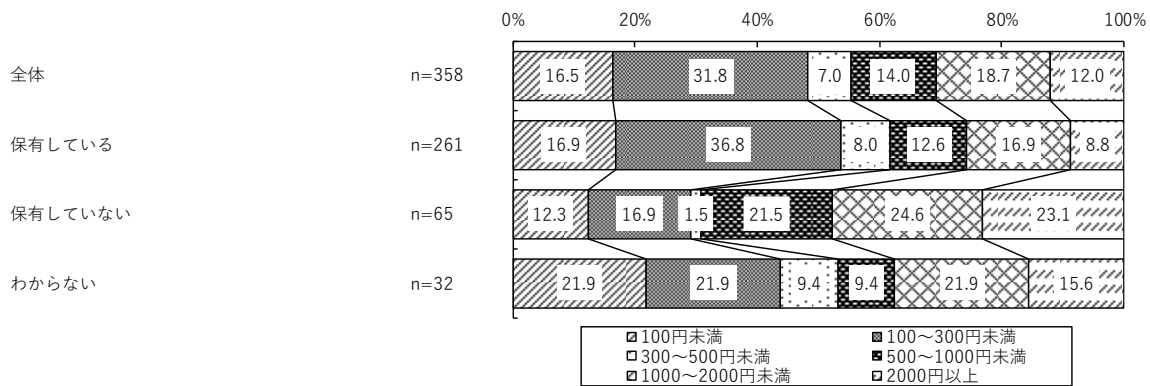
図表2-199 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【0歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



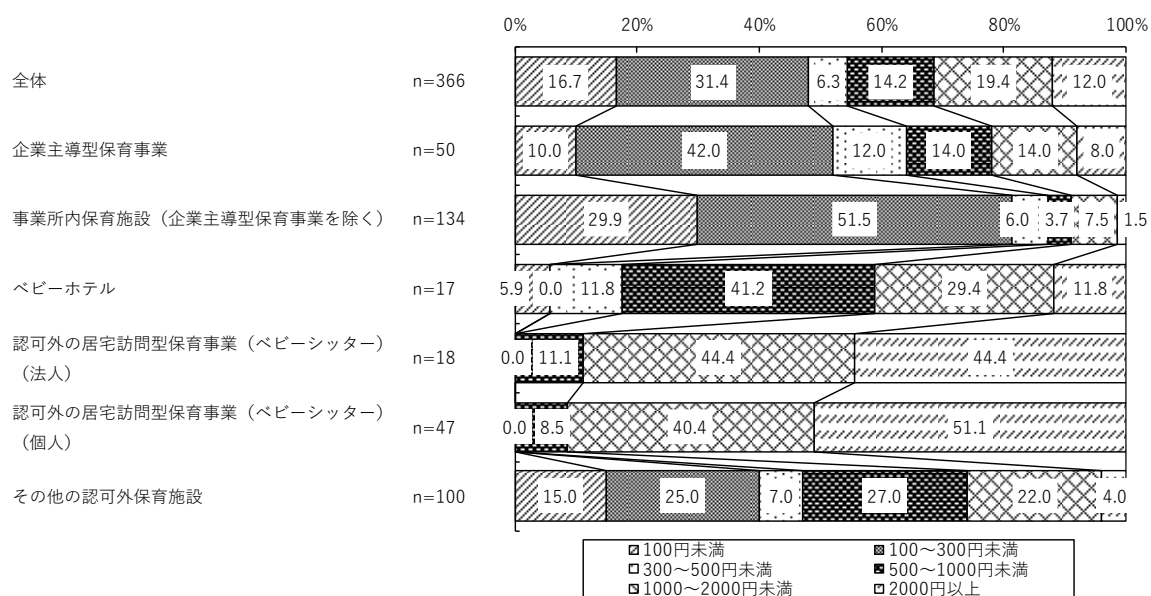
図表2-200 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【1歳児】(保育類型別)



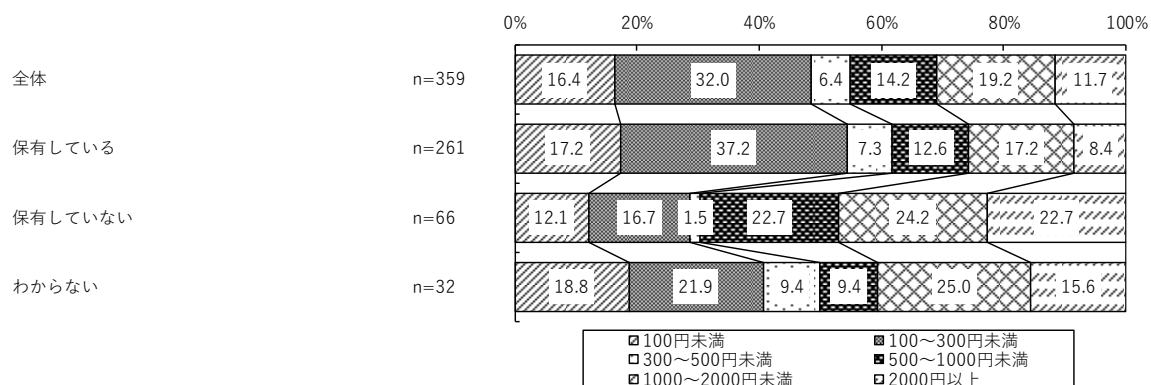
図表2-201 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【1歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



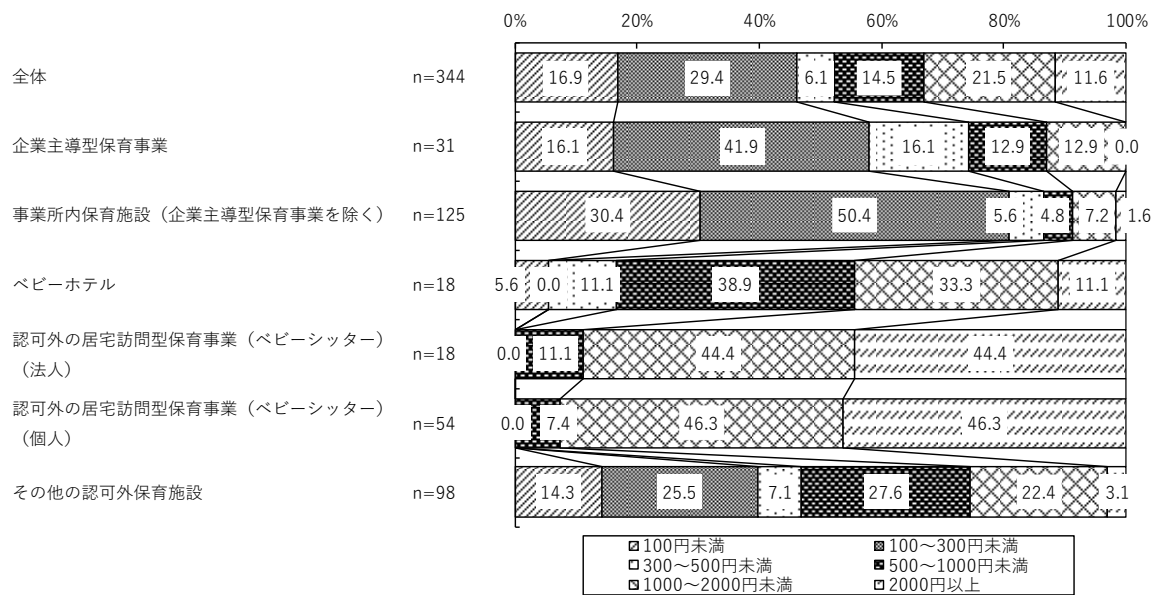
図表2-202 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【2歳児】(保育類型別)



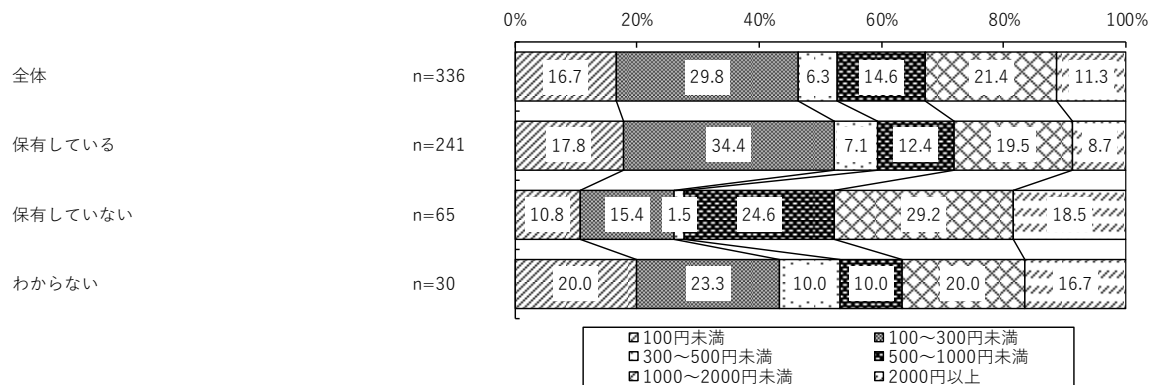
図表2-203 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【2歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



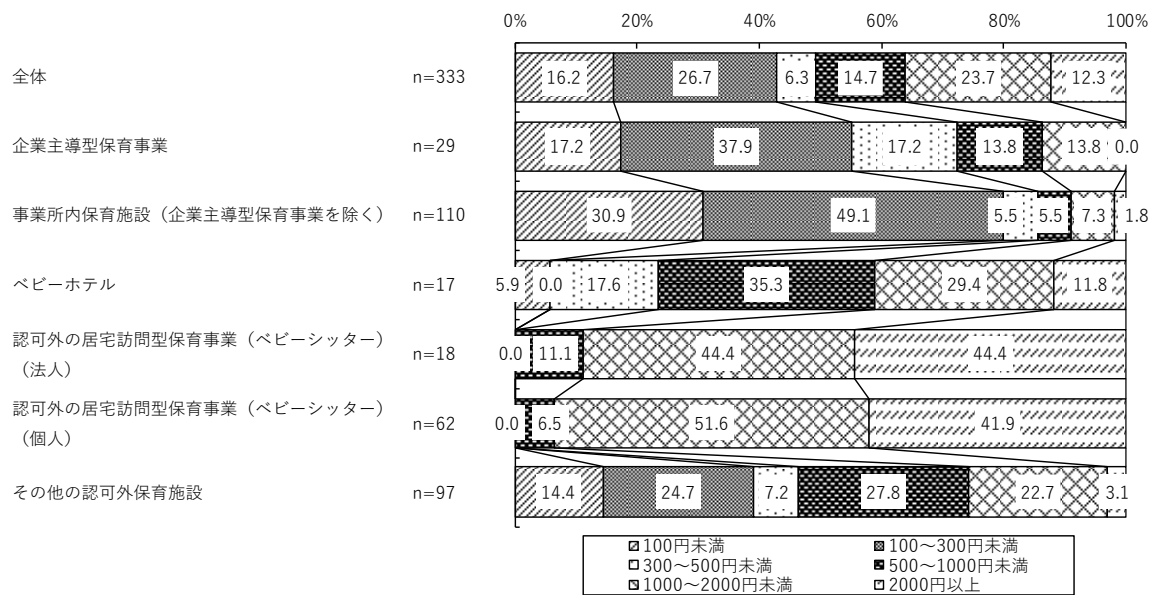
図表2-204 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【3歳児】(保育類型別)



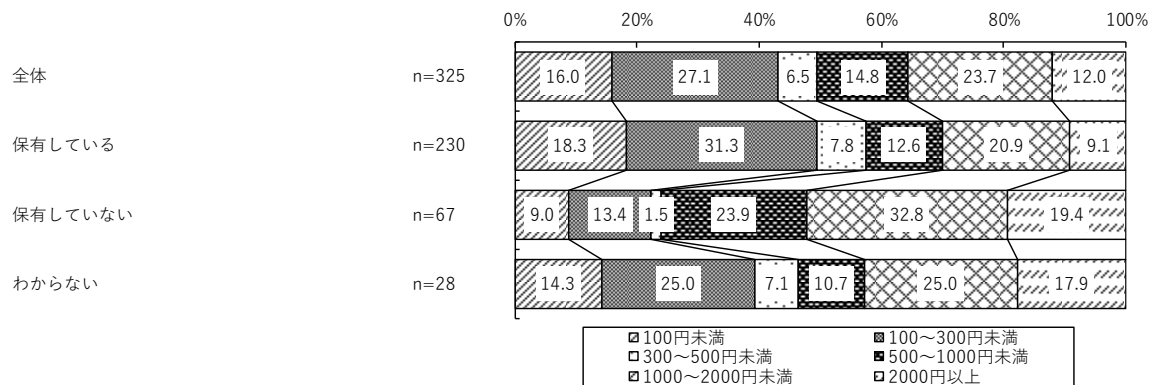
図表2-205 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【3歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



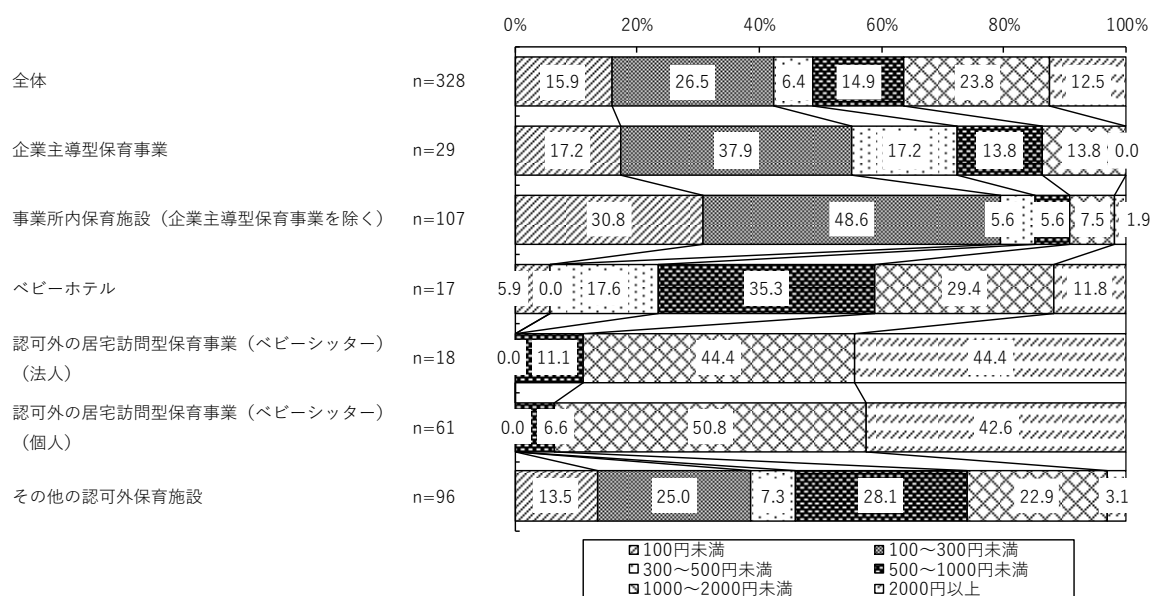
図表2-206 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【4歳児】(保育類型別)



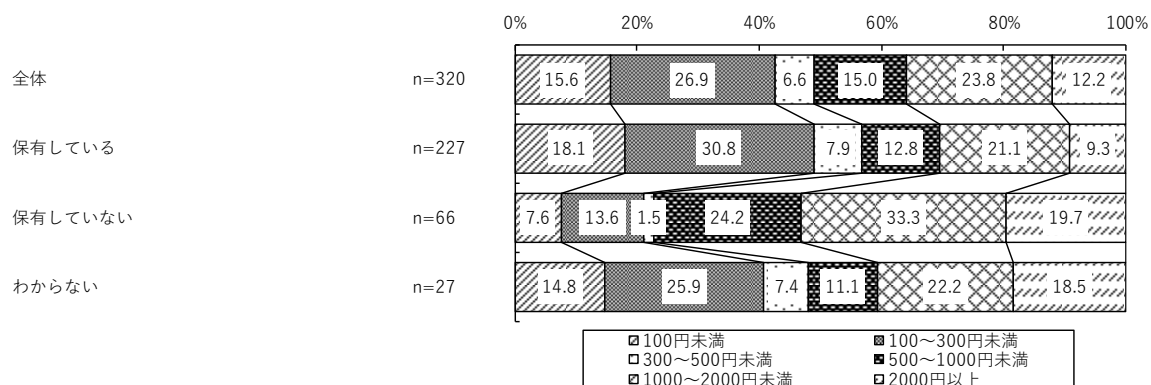
図表2-207 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【4歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



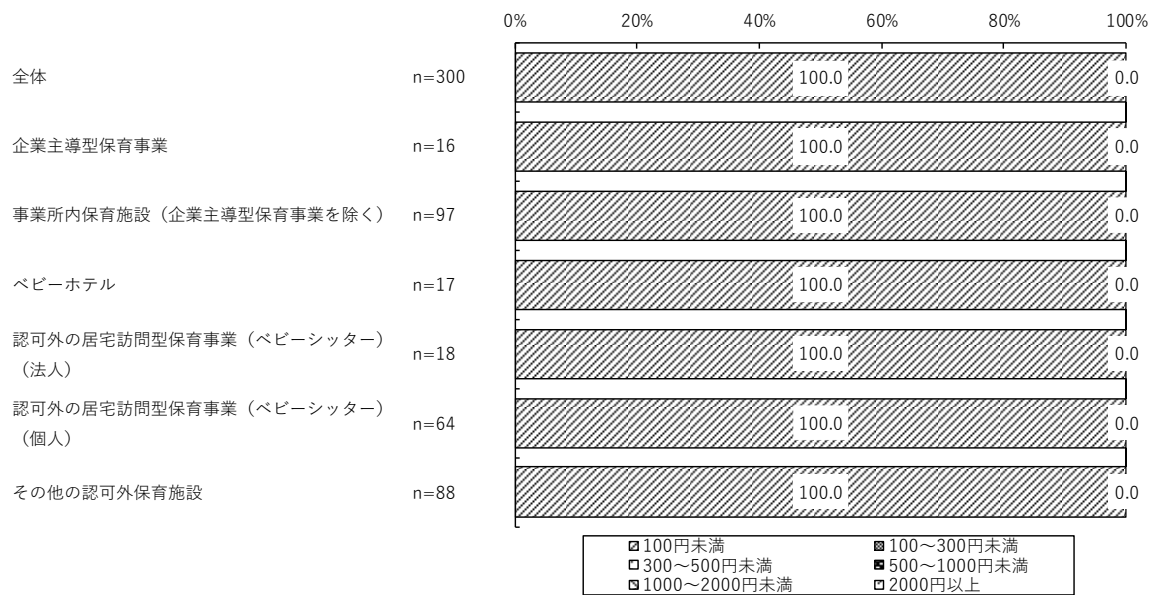
図表2-208 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【5歳児】(保育類型別)



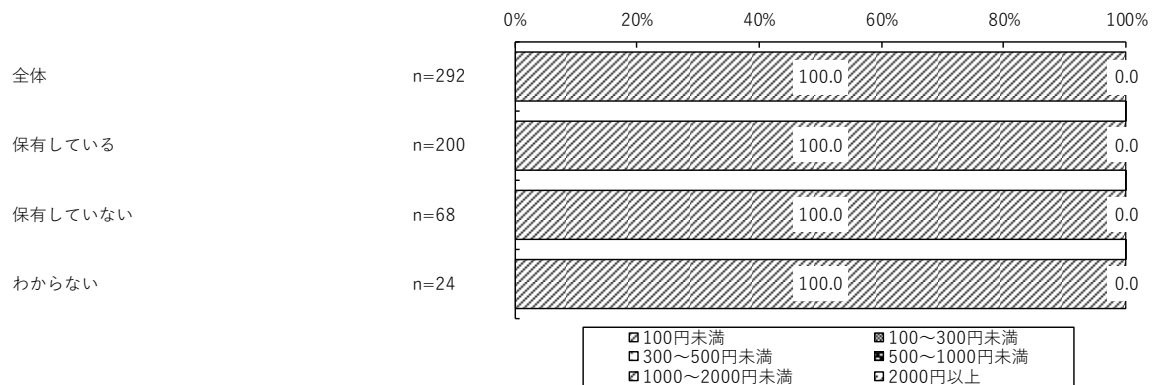
図表2-209 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【5歳児】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-210 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【学童】(保育類型別)



図表2-211 利用者が負担する保育料 - 1時間当たり(日曜・祝日)【学童】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)

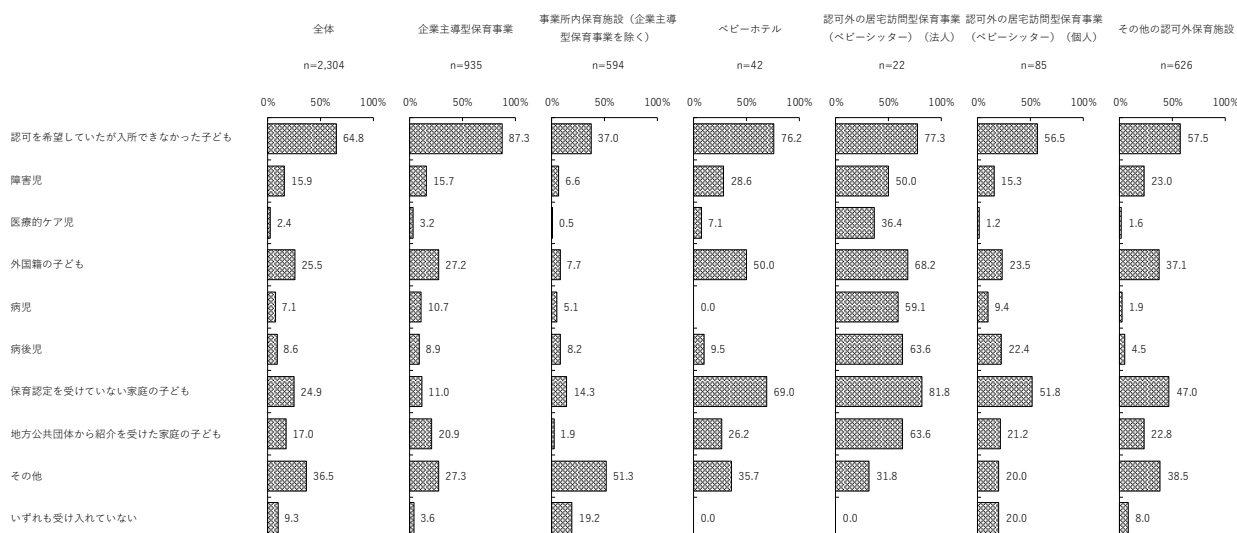


(7) 受け入れている利用者(問7)

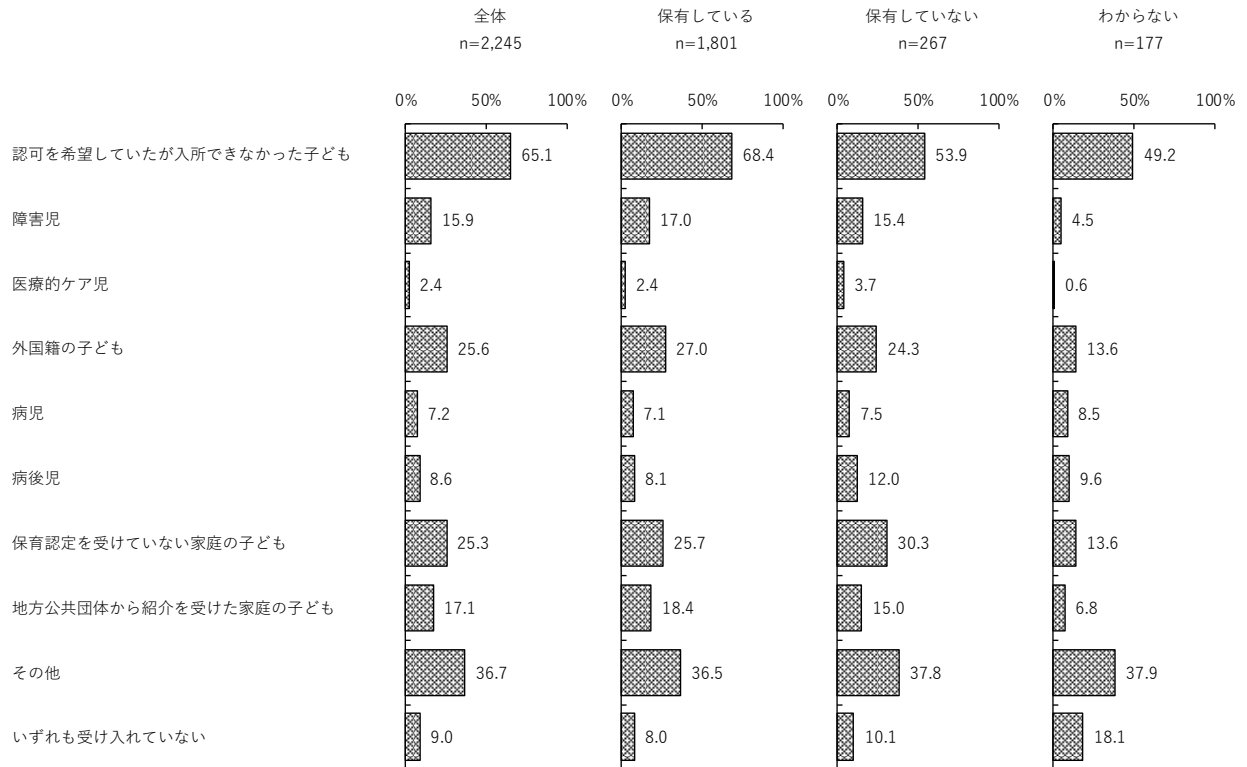
- ✓ 「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」では「認可を希望していたが入所できなかった子ども」が5割台半ば～9割程度と最も多い。
- ✓ 「事業所内保育施設」では「その他」が 51.3%と最も多い。また、「ベビーシッター(法人)」においては、「保育認定を受けていない家庭の子ども」が 81.8%と最も多いが、「医療的ケア児」(36.4%)、「病児」(59.1%)、「病後児」(63.6%)についても、他の保育類型と比べて受け入れている割合が大きい。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「認可を希望していたが入所できなかった子ども」は証明書を「保有している」施設の方が 68.4%と、「保有していない」施設よりも 15 ポイント程度多いが、保有状況によって全体の傾向に大きな差はない。
- ✓ 「その他」の内容として、以下の回答が見られた。(主なものを抜粋)

- 当該事業所で働く職員の子ども、病院職員の子ども、提携企業先従業員の子ども、外来患者の子ども
- 夜間就労家庭の子ども
- 軽度発達障害児、きょうだい児、保護者が病気を持つ家庭の子ども
- 災害等により保育所・幼稚園等が一時的に休園した子ども 等

図表2-212 受け入れている利用者(保育類型別)(MA)



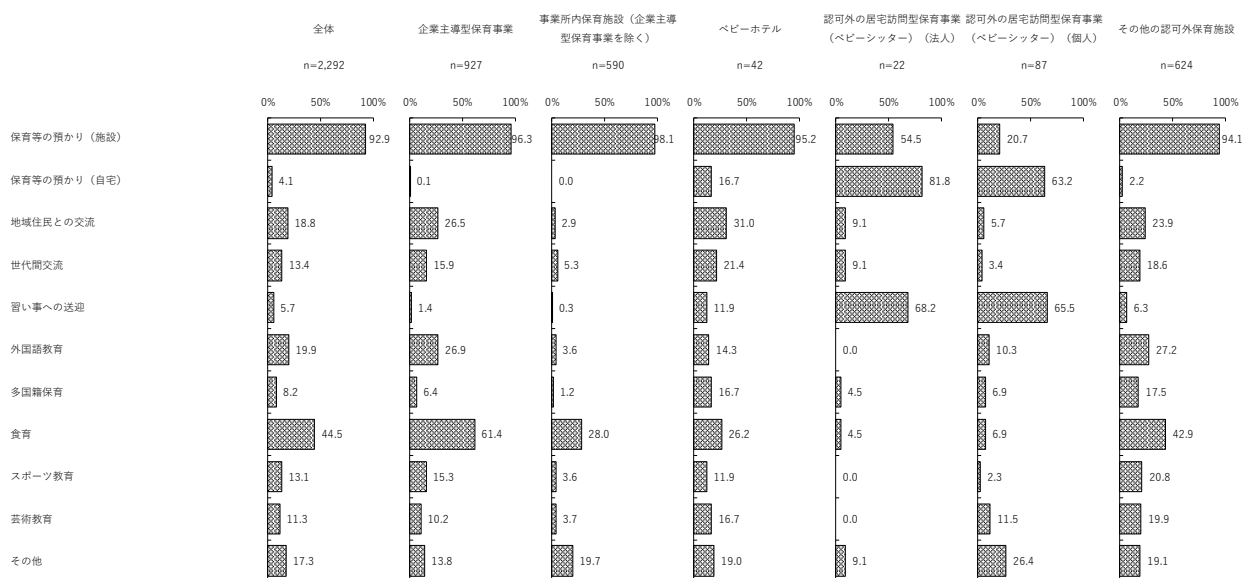
図表2-213 受け入れている利用者(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



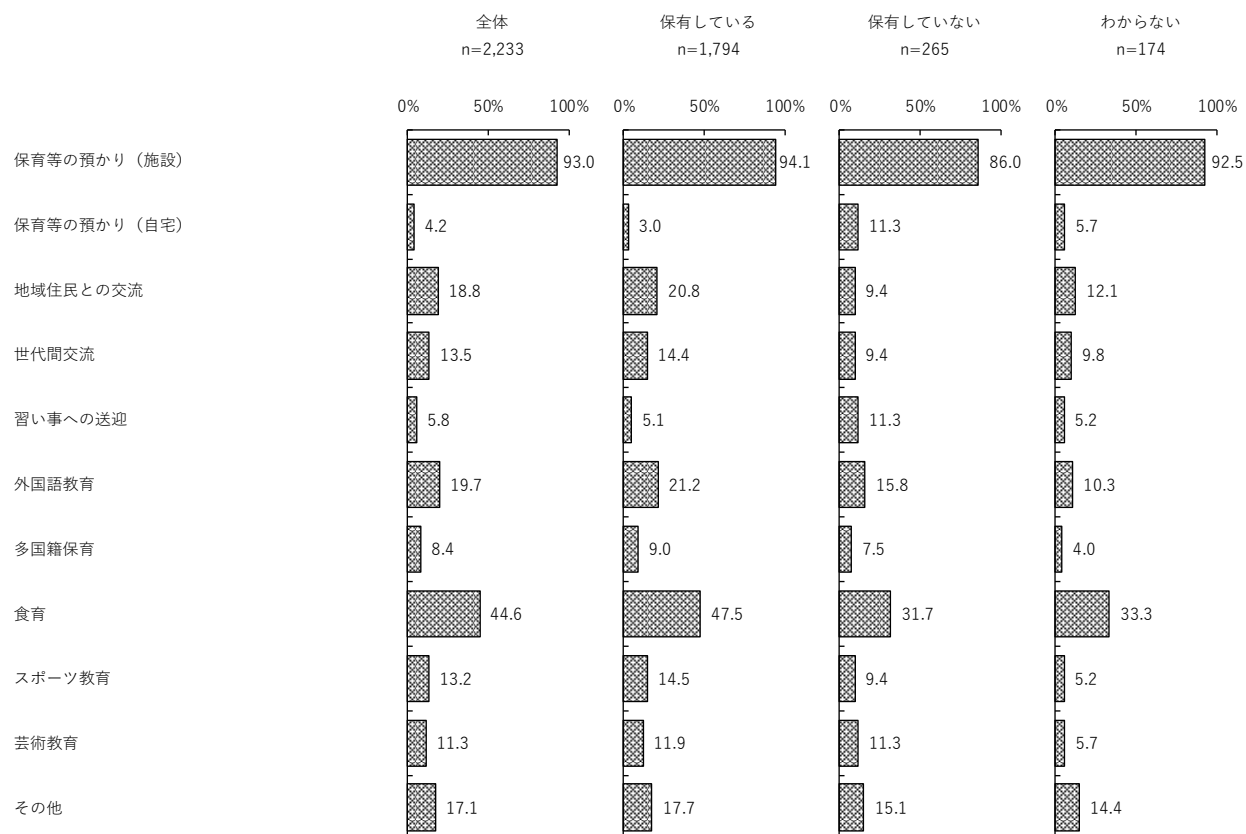
(8) 提供している保育・教育サービス(問7)

- ✓ 「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」では「保育等の預かり(施設)」がいずれも9割台半ばと最も多い。
- ✓ 「食育」は「企業主導型保育事業」で 61.4%と他の保育類型と比べ高く、「習い事への送迎」は「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」でそれぞれ 68.2%、65.5%と、他の保育類型と比べ割合が大きい。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設では「保育等の預かり(施設)」「食育」がそれぞれ 94.1%、47.5%と、「保有していない」施設よりもそれぞれ8ポイント、16ポイント程度多いが、保有状況によって全体の傾向に大きな差はない。

図表2-214 提供している保育・教育サービス(保育類型別)(MA)



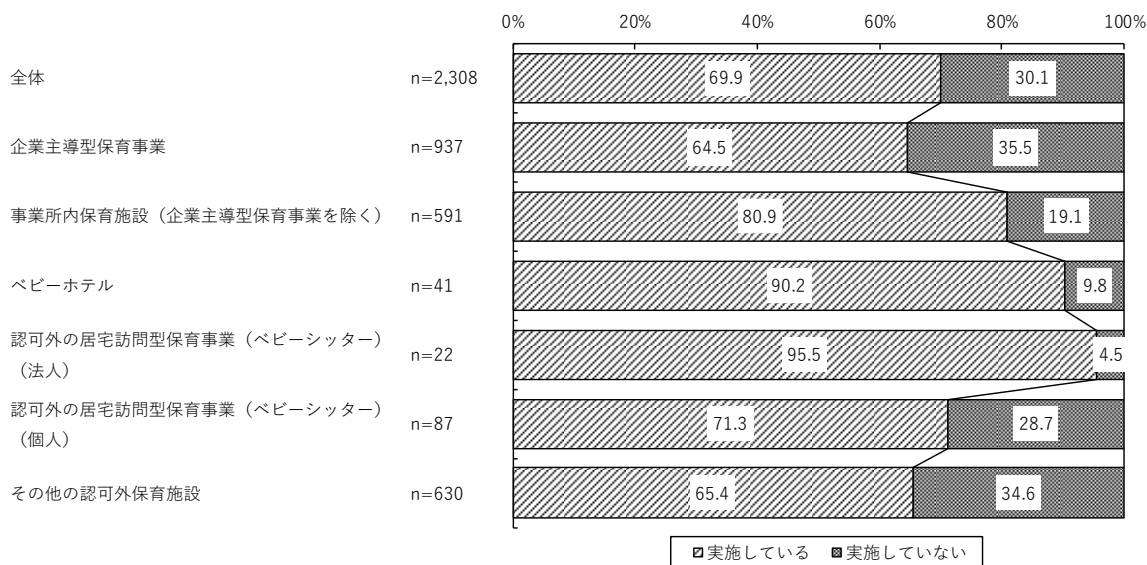
図表2-215 提供している保育・教育サービス(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



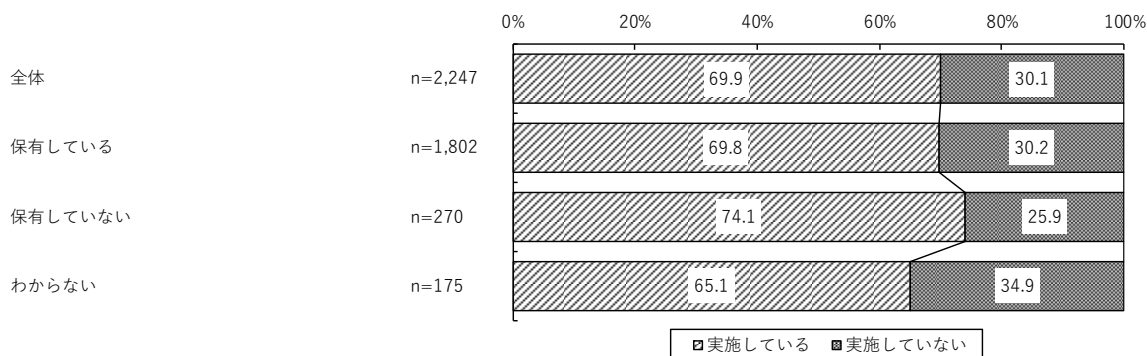
(9) 一時預かり保育の実施状況(問8)

- ✓ いずれの保育類型においても「実施している」施設の割合が6割台半ば～9割台半ば。その上で、「ベビーシッター(法人)」では「実施している」施設が 95.5%と、全保育類型の中で最も割合が大きい一方、「企業主導型保育事業」では 64.5%と、全保育類型の中で最も割合が小さい。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有していない」施設では、一時預かり保育を「実施している」割合が 74.1%と、「保有していない」施設と比べ4ポイント程度大きいですが、保有状況によって全体の傾向に大きな差はない。

図表2-216 一時預かり保育の実施状況(保育類型別)(SA)



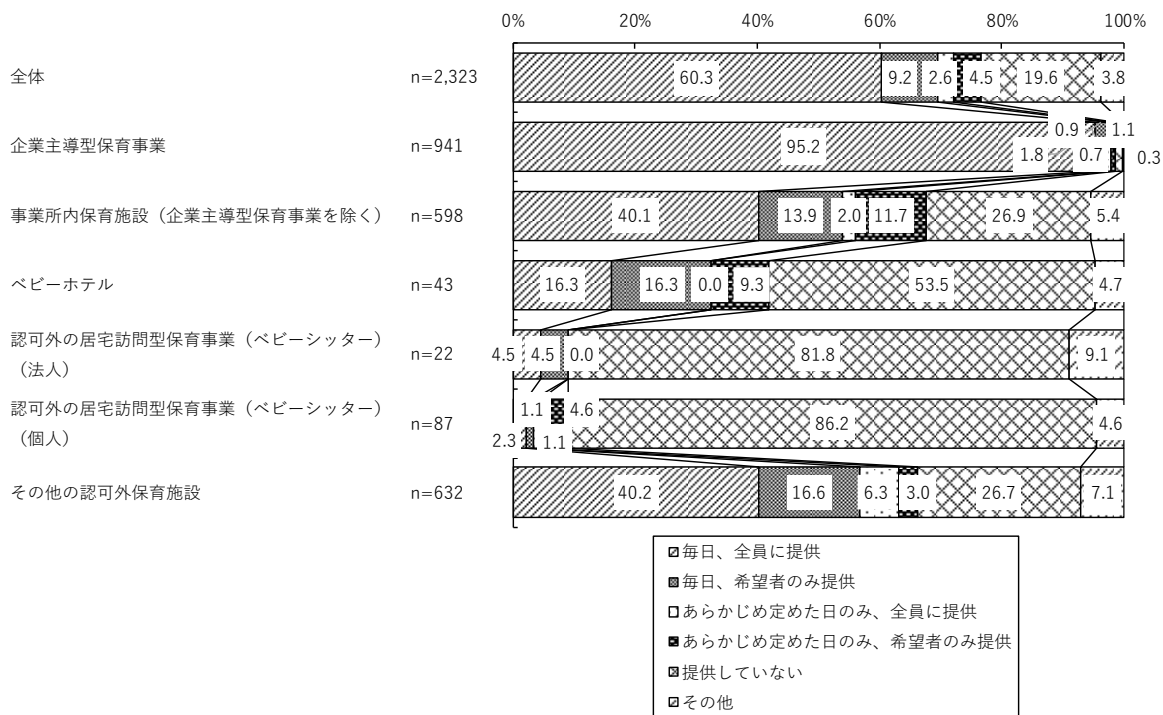
図表2-217 一時預かり保育の実施状況(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



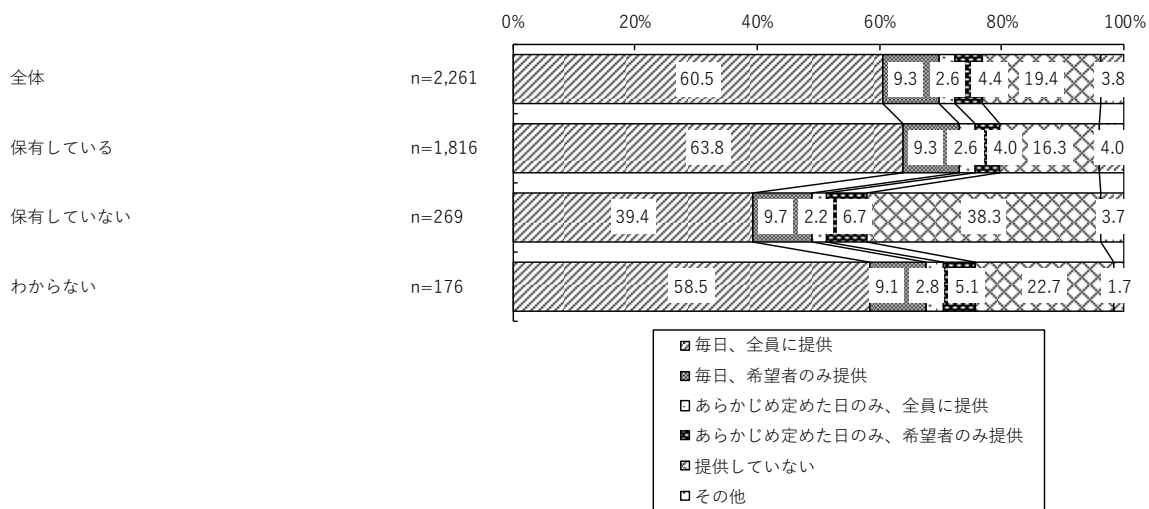
(10) 給食の提供頻度(問9)

- ✓ 「企業主導型保育事業」では「毎日、全員に提供」が 95.2%。一方、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「提供していない」がいずれも5割程度～8割台半ばと最も多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設では、「毎日、全員に提供」している割合が 63.8%と、「保有していない」施設と比べ 24 ポイント程度大きい。

図表2-218 給食の提供頻度(保育類型別)(SA)



図表2-219 給食の提供頻度(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(SA)



(11) ≪ 保育類型が「ベビーシッター(個人)」の場合を除く ≫ 平均勤続年数(問 10)

① 常勤職員¹²

- ✓ 平均勤続年数の平均値は、「施設長(管理者)」が9.50年と最も長く、次いで「主任保育士」が8.09年、「保育士」が4.95年、「保育補助者(資格を有していない者)」が4.13年。
- ✓ 平均勤続年数をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「施設長(管理者)」「主任保育士」では、「企業主導型保育事業」を除く保育類型で「5～10年未満」「10～20年未満」「20年以上」の回答割合の合計が7割以上で、「企業主導型保育事業」においては「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」の回答割合の合計が6割台半ば～7割程度と、他の保育類型と比べ平均勤続年数が短い施設が多い¹³。
- ✓ 「保育士」「保育補助者(資格を有していない者)」では、「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」ではいずれのカテゴリにおいても1割未満～3割程度ずつと、平均勤続年数に大きな偏りはみられない。一方、「企業主導型保育事業」においては「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」の回答割合の合計が8割台半ば～9割と、他の保育類型と比べ平均勤続年数が短い施設が多い¹⁴。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、特に「保育補助者」「調理員」「栄養士」「看護師」については、「保有していない」施設の方が「保有している」施設よりも「1年未満」「1～3年未満」の回答割合の合計が高く、平均勤続年数が短い施設が多い。

図表2-220 平均勤続年数 - 常勤職員

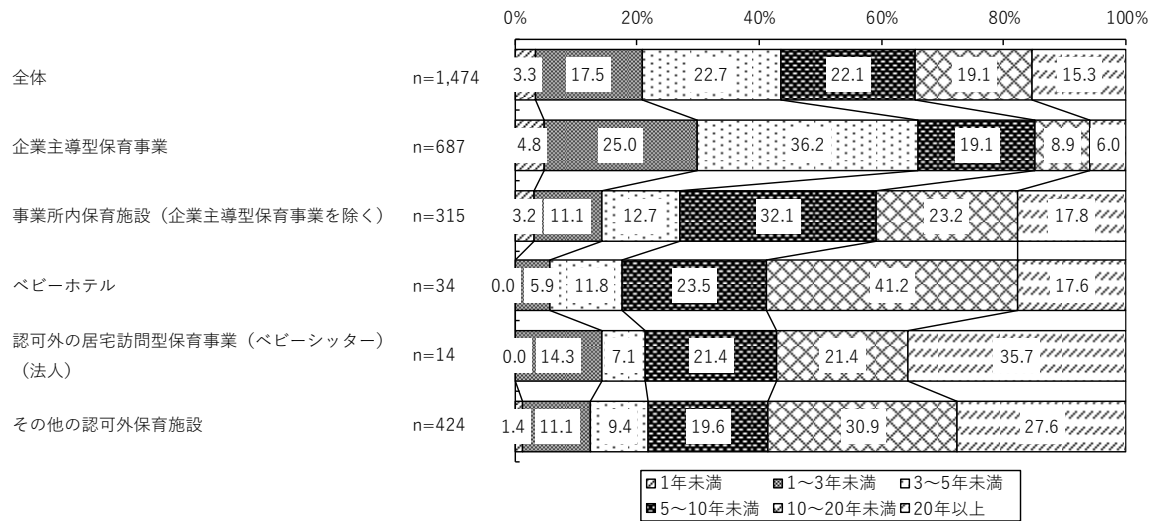
(年)	施設長 (管理者)	主任保育士	保育士	保育補助者 (資格を有して いない者)	調理員	栄養士 (「調理員」に 含まれる者を除く)	看護師(保健師・ 助産師)、 准看護師	事務職員	その他
最大値	57	46	36	45	31	25	38	30	62
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均値	9.50	8.09	4.95	4.13	3.81	2.85	3.02	3.42	4.02
中央値	5	5	3	3	3	2	2	3	2

¹² 勤続年数 80 年以上は無回答として処理。

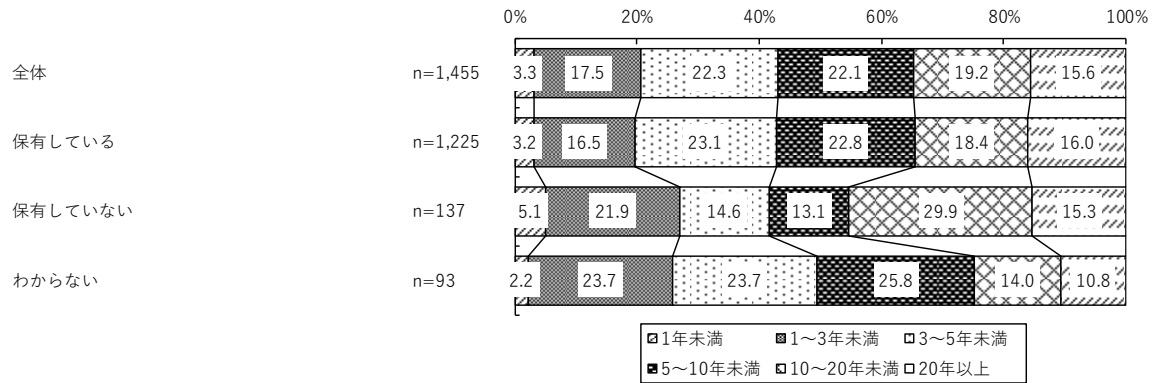
¹³ 前述の通り、「企業主導型保育事業」は 2016 年以降に開所した施設の割合が他の保育類型と比べ高く、比較的新しい施設が多いことも、本結果に影響を与えていると考えられる。

¹⁴ 上記注釈同様。

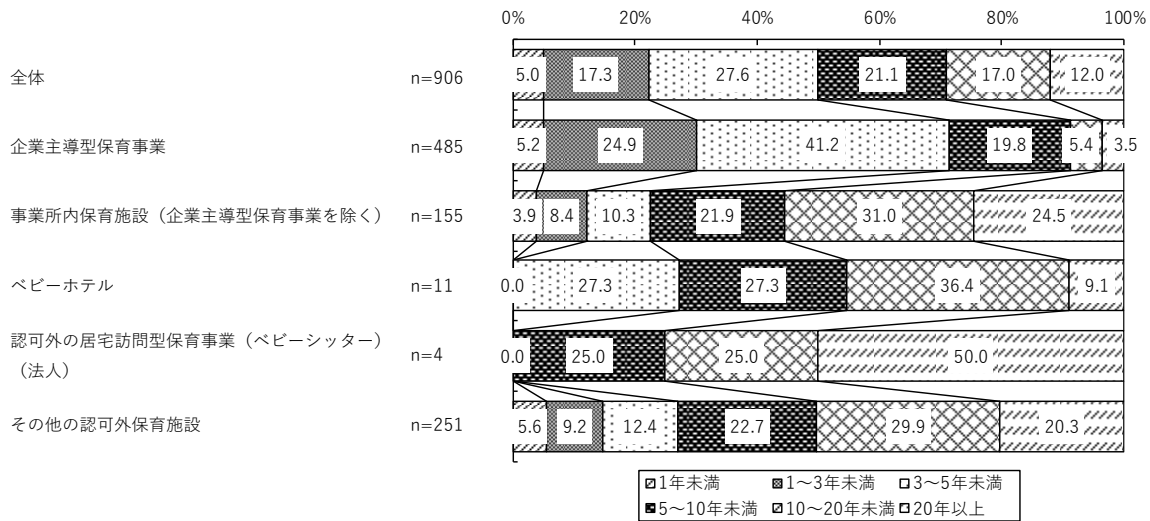
図表2-221 平均勤続年数 - 常勤職員【施設長(管理者)】(保育類型別)



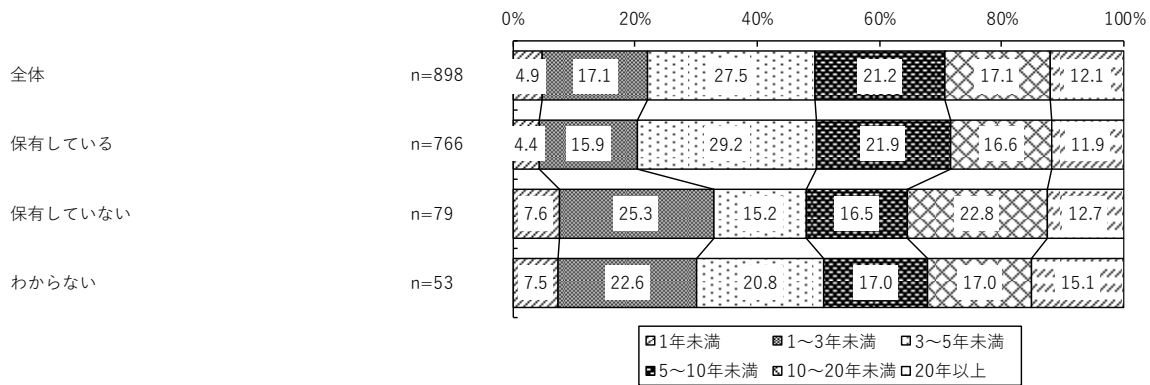
図表2-222 平均勤続年数 - 常勤職員【施設長(管理者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



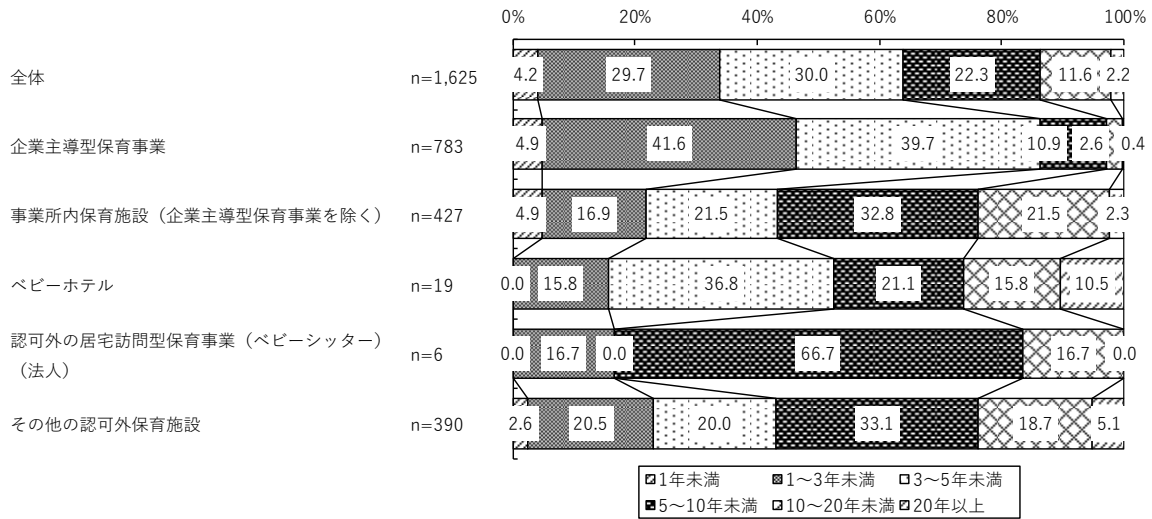
図表2-223 平均勤続年数 - 常勤職員【主任保育士】(保育類型別)



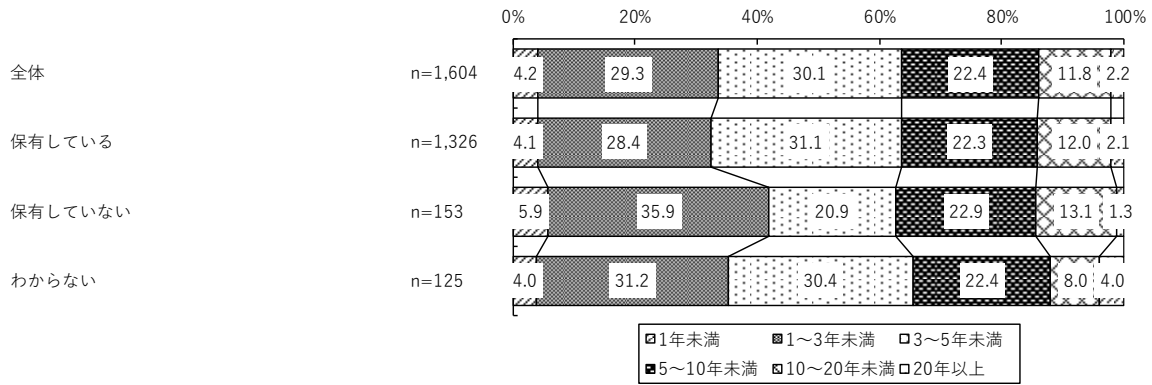
図表2-224 平均勤続年数 - 常勤職員【主任保育士】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



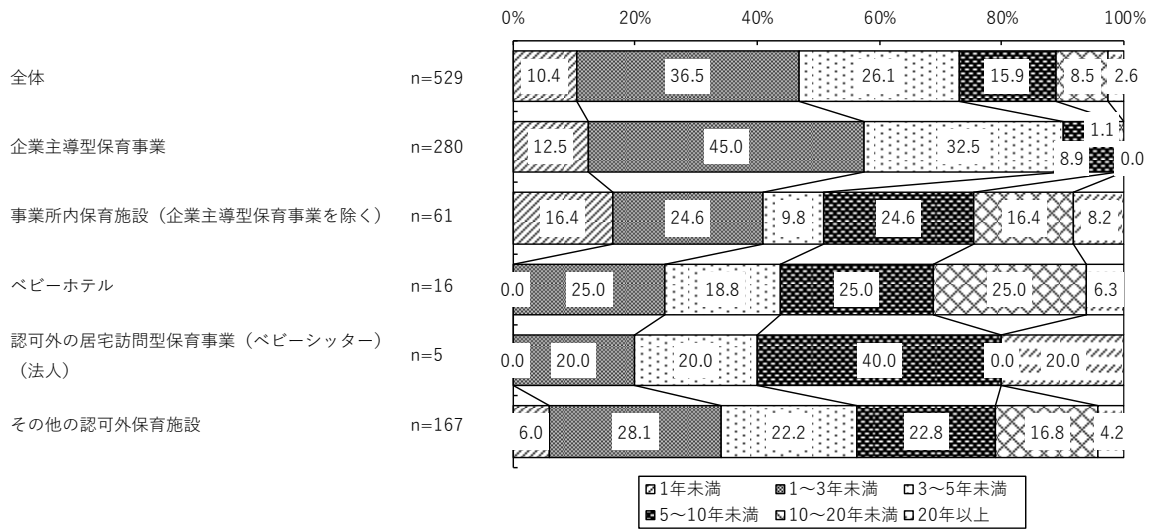
図表2-225 平均勤続年数 - 常勤職員【保育士】(保育類型別)



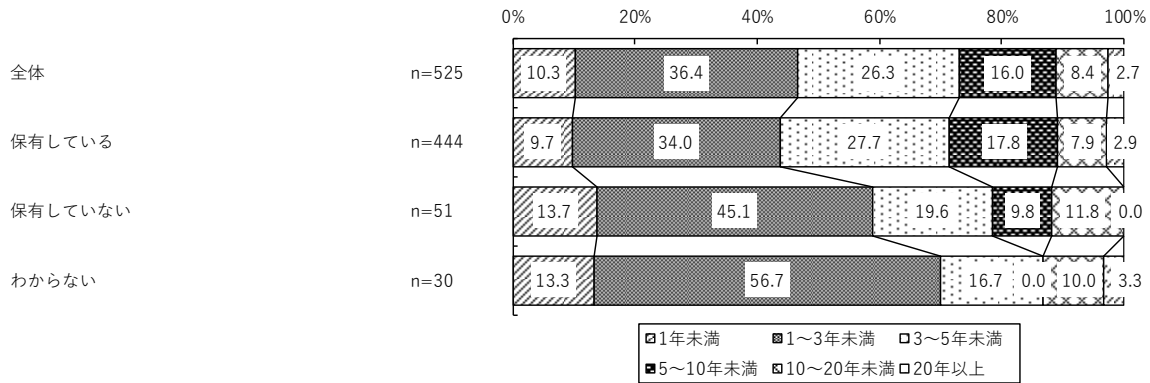
図表2-226 平均勤続年数 - 常勤職員【保育士】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



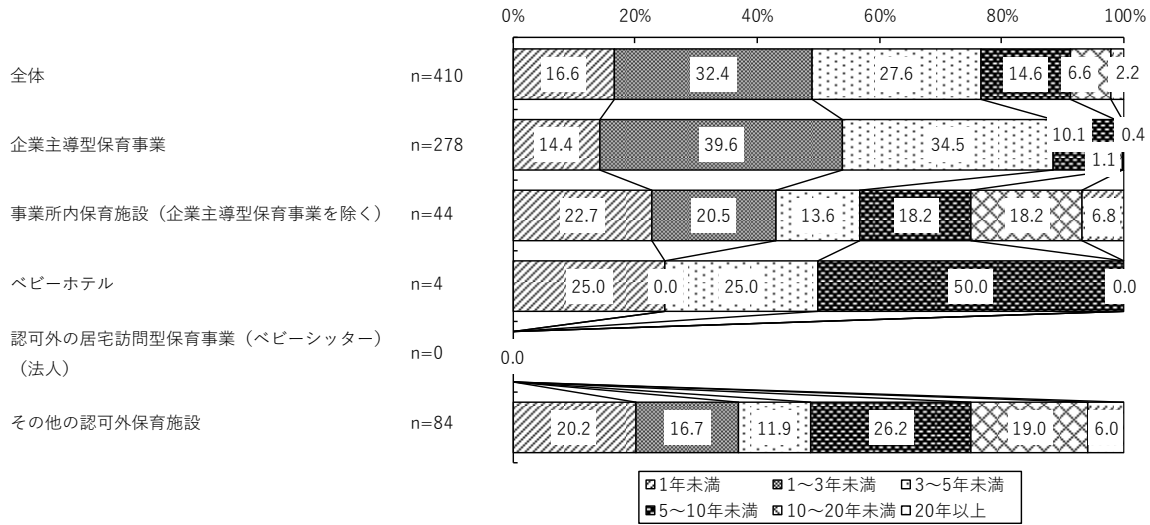
図表2-227 平均勤続年数 - 常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】(保育類型別)



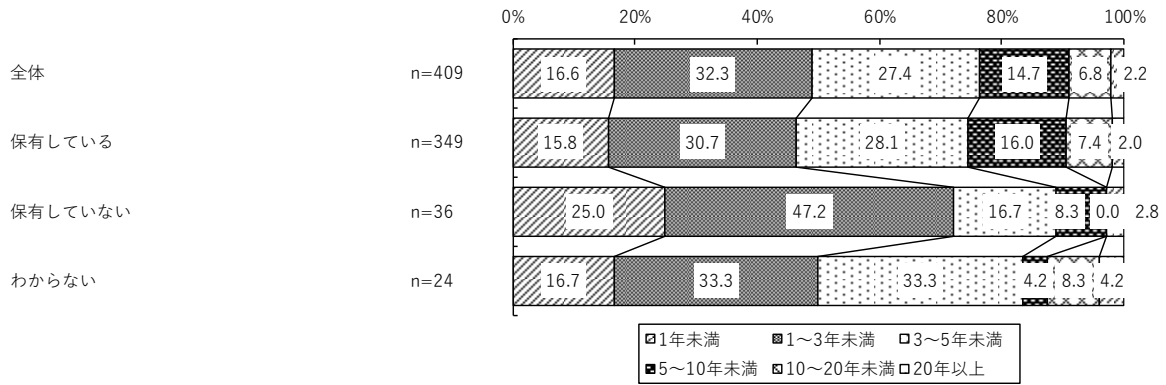
図表2-228 平均勤続年数 - 常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



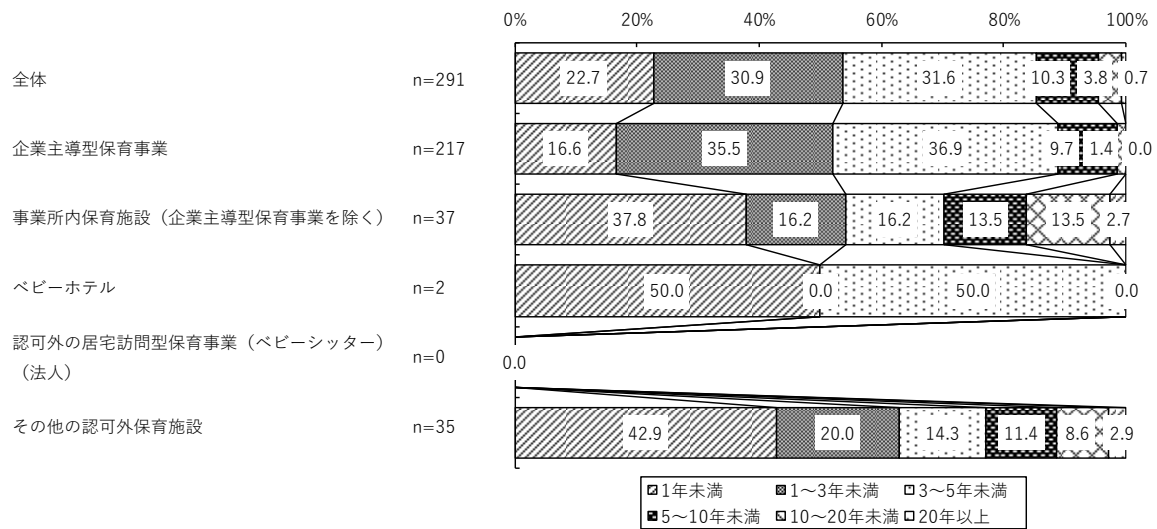
図表2-229 平均勤続年数 - 常勤職員【調理員】(保育類型別)



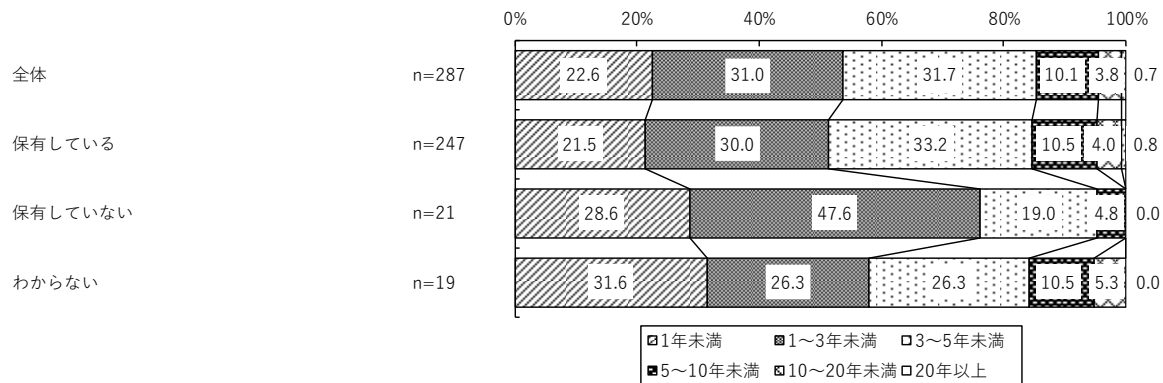
図表2-230 平均勤続年数 - 常勤職員【調理員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



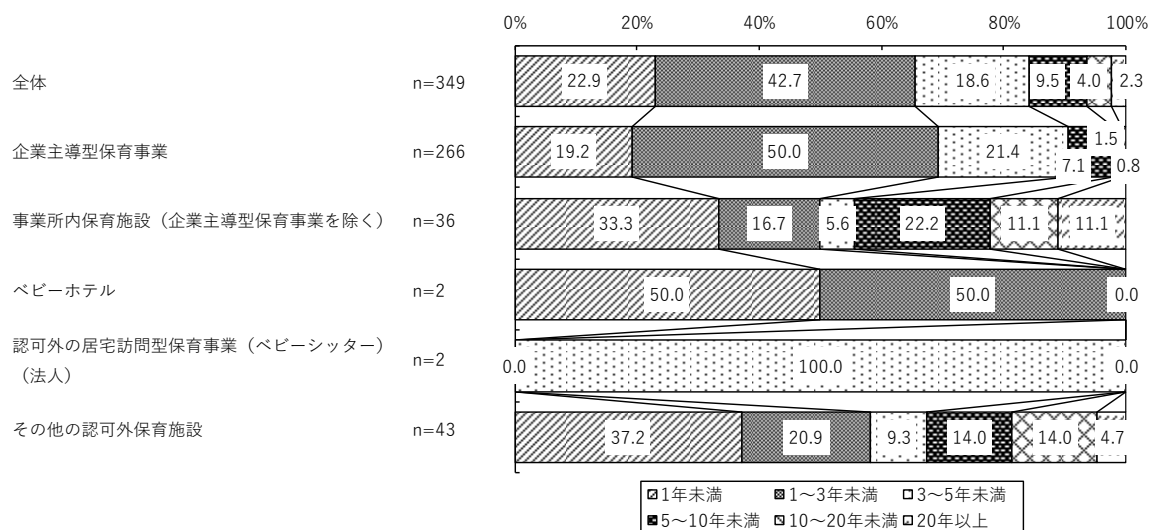
図表2-231 平均勤続年数 - 常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】(保育類型別)



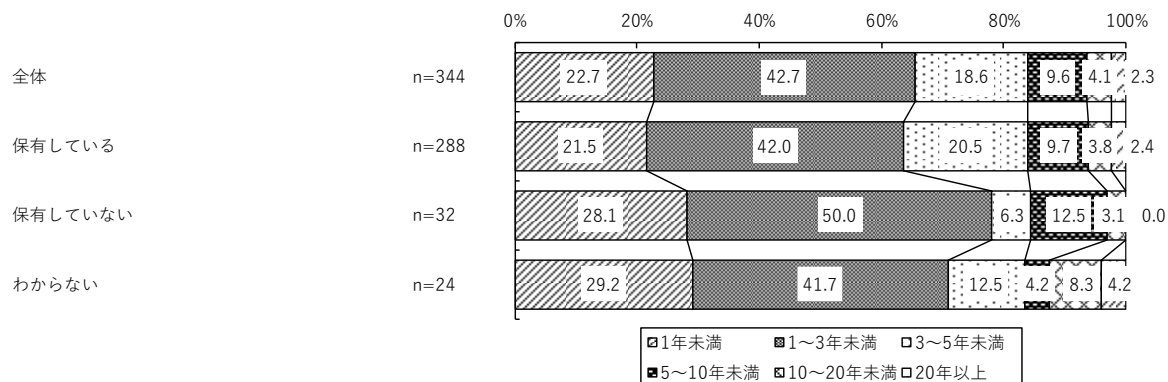
図表2-232 平均勤続年数 - 常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



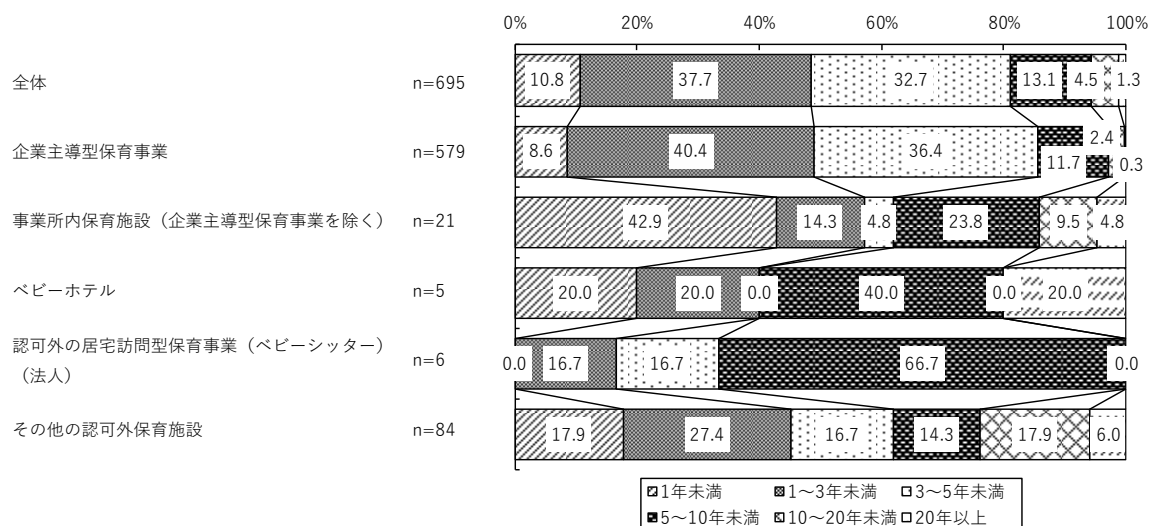
図表2-233 平均勤続年数 - 常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】(保育類型別)



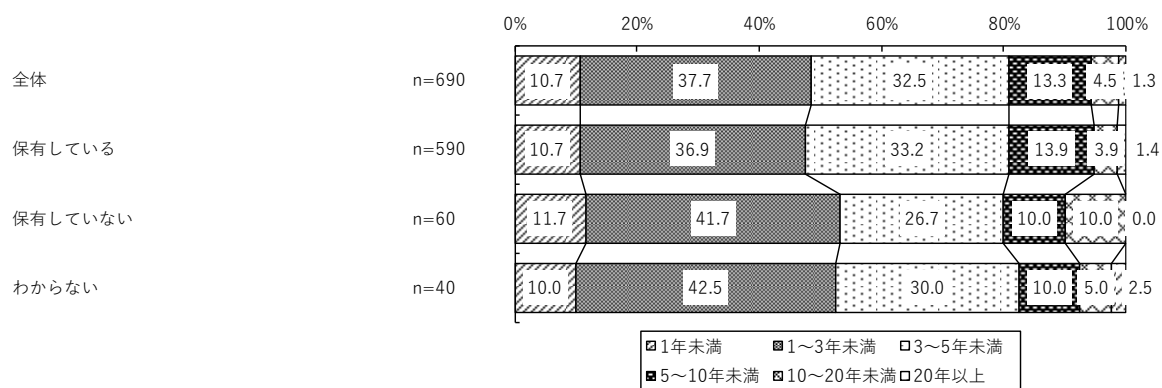
図表2-234 平均勤続年数 - 常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



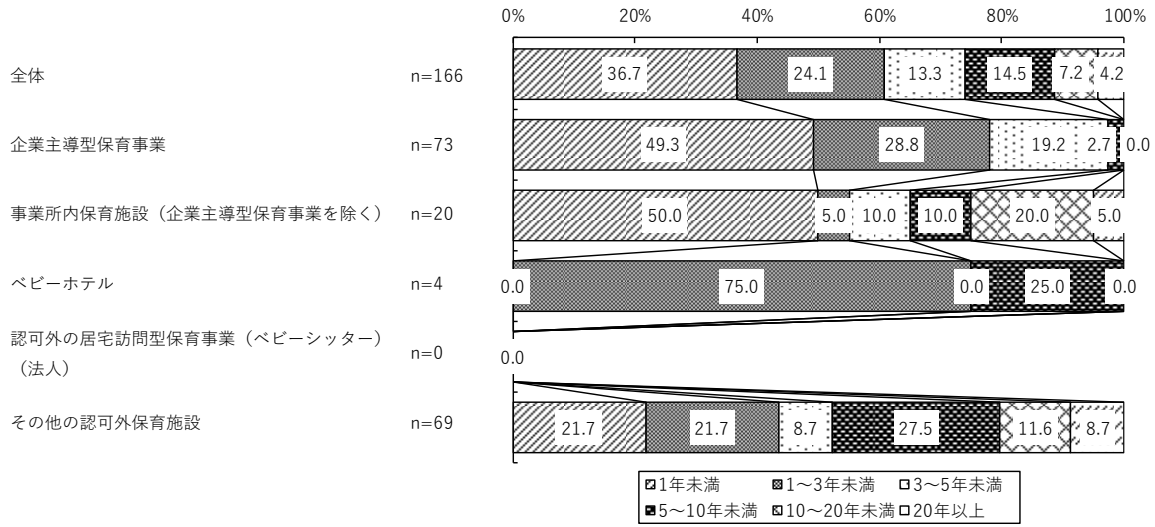
図表2-235 平均勤続年数 - 常勤職員【事務職員】(保育類型別)



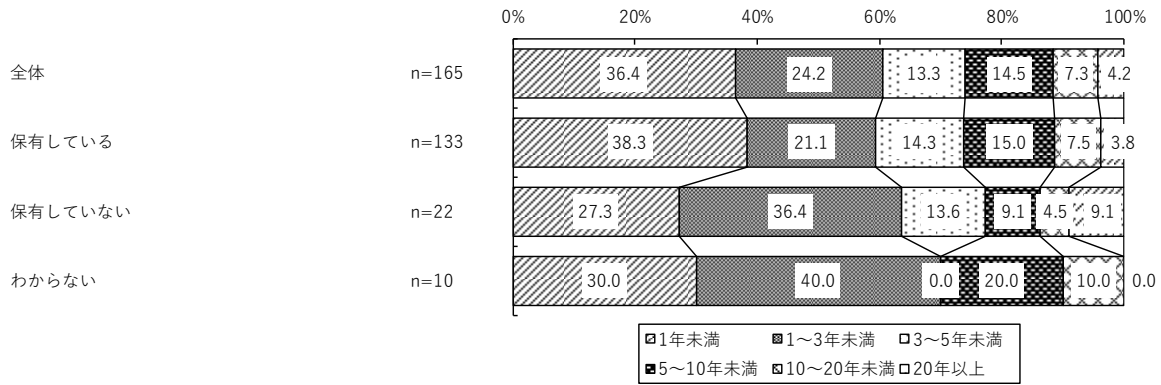
図表2-236 平均勤続年数 - 常勤職員【事務職員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-237 平均勤続年数 - 常勤職員【その他】(保育類型別)



図表2-238 平均勤続年数 - 常勤職員【その他】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



② 非常勤職員¹⁵

- ✓ 平均勤続年数の平均値は、「施設長(管理者)」が 6.28 年と最も長く、次いで「保育士」が 4.68 年、「主任保育士」が 4.30 年、「その他」が 4.07 年。
- ✓ 平均勤続年数をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「施設長(管理者)」「保育士」「保育補助者(資格を有していない者)」「調理員」では、「企業主導型保育事業」においては「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」の回答割合の合計が7割台半ば～9割程度と、他の保育類型と比べ平均勤続年数が短い施設が多い¹⁶。
- ✓ 「事務職員」では、「企業主導型保育事業」においては「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」の回答割合の合計が9割台半ばと、他の保育類型と比べ平均勤続年数が短い施設が多い。その他の保育類型においても上記カテゴリの合計が6～7割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「調理員」「栄養士」「看護師(保健師・助産師)、准看護師」を除く全ての職種について、「保有している」施設の方が「保有していない」施設よりも「1年未満」「1～3年未満」「3～5年未満」の回答割合の合計値が高く、平均勤続年数が短い施設が多い。

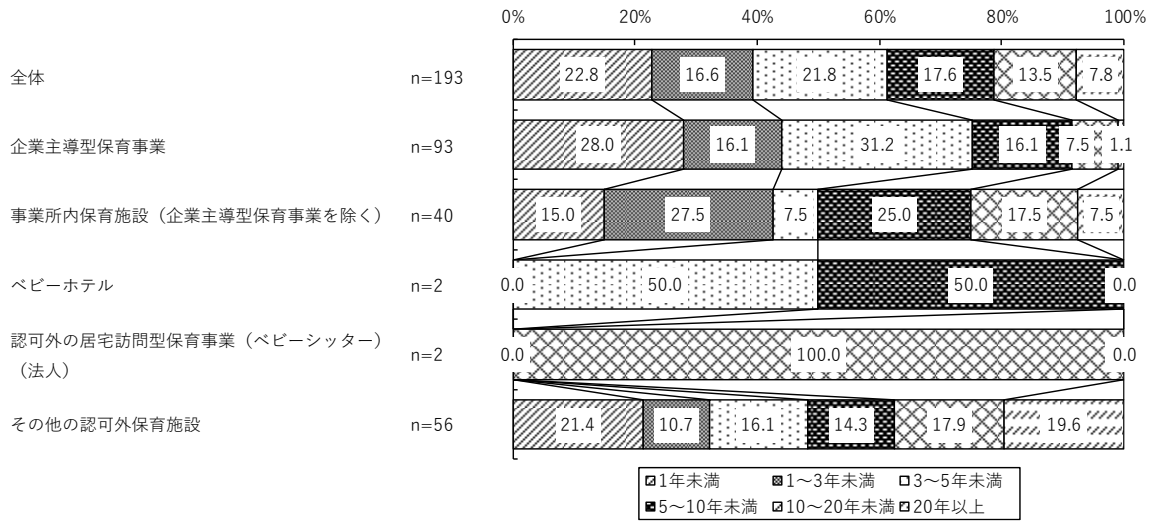
図表2-239 平均勤続年数 - 非常勤職員

(年)	施設長 (管理者)	主任保育士	保育士	保育補助者 (資格を有して いない者)	調理員	栄養士 (「調理員」に 含まれる者を除く)	看護師(保健師・ 助産師)、 准看護師	事務職員	その他
最大値	50	20	48	25	34	30	21	21	32
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均値	6.28	4.30	4.68	3.59	3.23	2.37	2.66	2.76	4.07
中央値	4	2	3	3	2	1	2	2	2

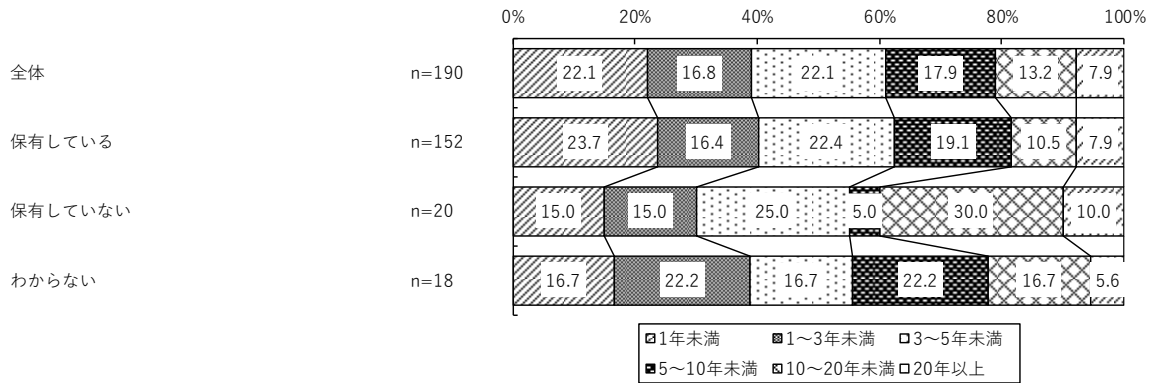
¹⁵ 勤続年数 80 年以上は無回答として処理。

¹⁶ 前述の通り、「企業主導型保育事業」は 2016 年以降に開所した施設の割合が他の保育類型と比べ高く、比較的新しい施設が多いことも、本結果に影響を与えていると考えられる。

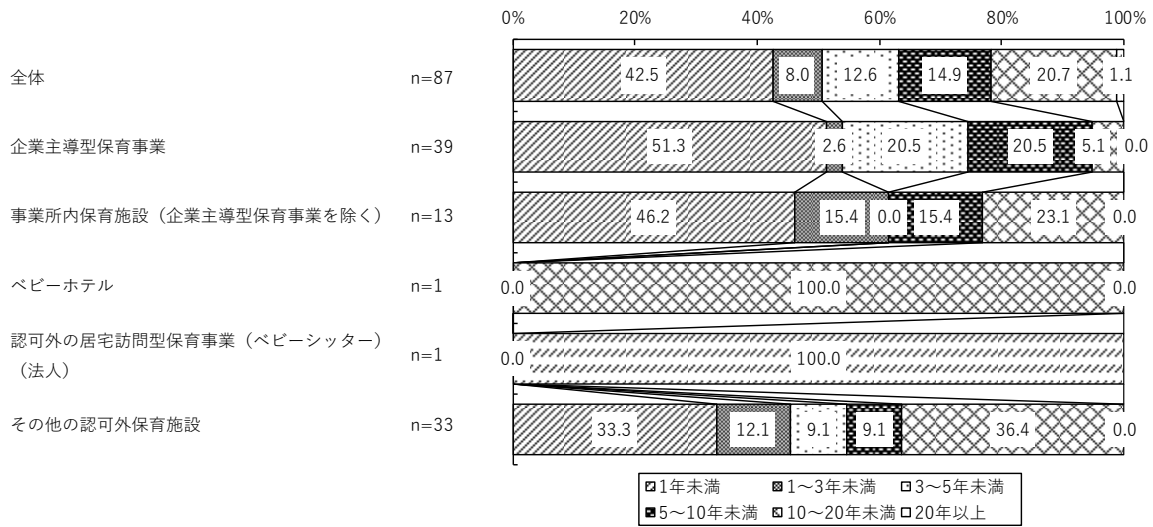
図表2-240 平均勤続年数 - 非常勤職員【施設長(管理者)】(保育類型別)



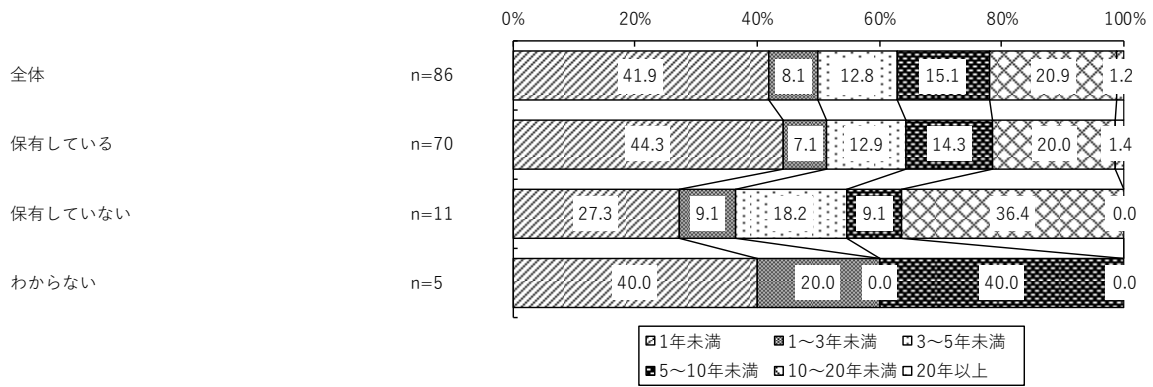
図表2-241 平均勤続年数 - 非常勤職員【施設長(管理者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



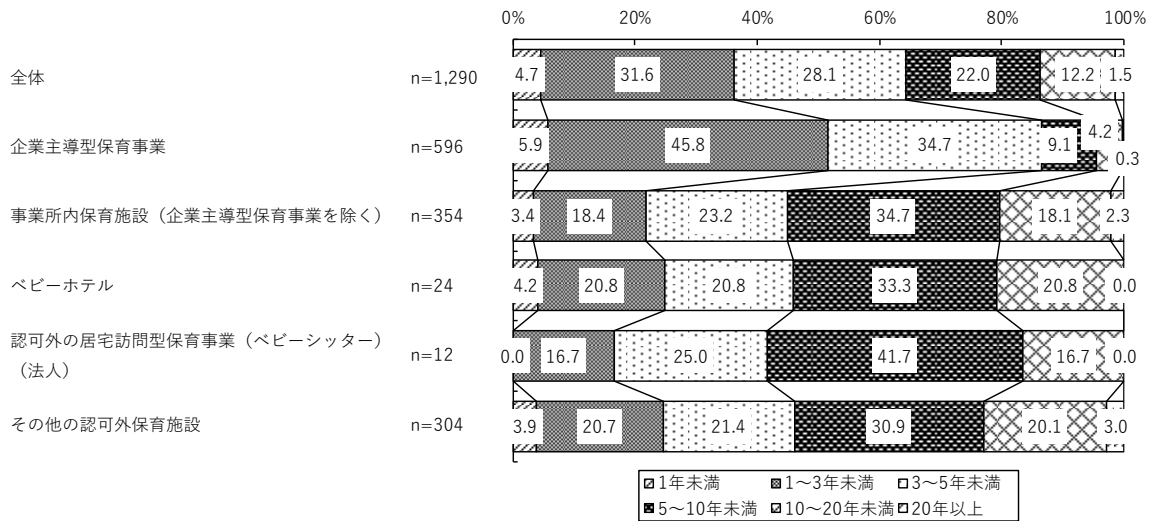
図表2-242 平均勤続年数 - 非常勤職員【主任保育士】(保育類型別)



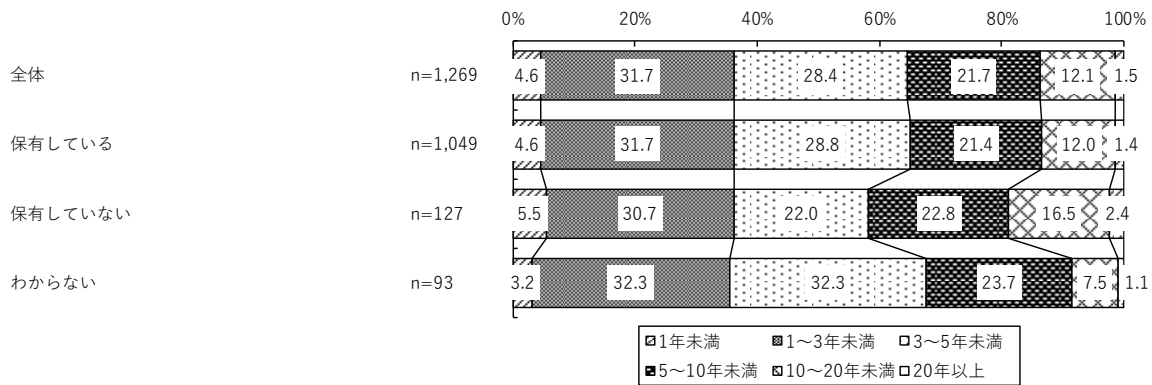
図表2-243 平均勤続年数 - 非常勤職員【主任保育士】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



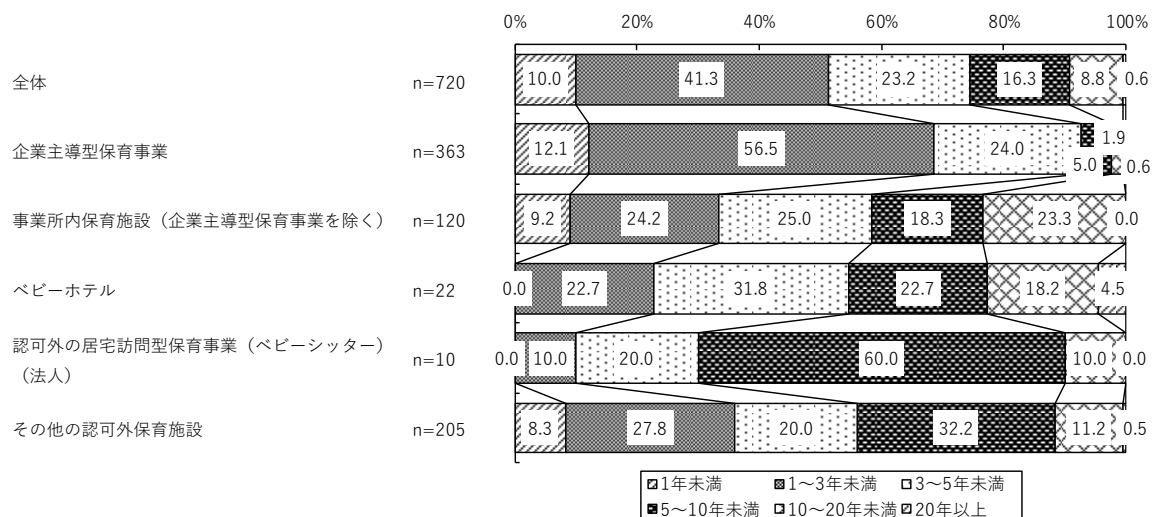
図表2-244 平均勤続年数 - 非常勤職員【保育士】(保育類型別)



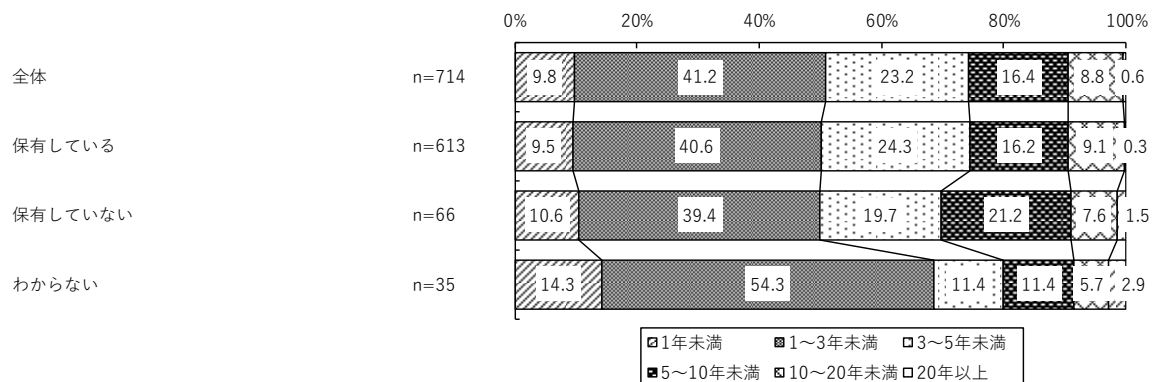
図表2-245 平均勤続年数 - 非常勤職員【保育士】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



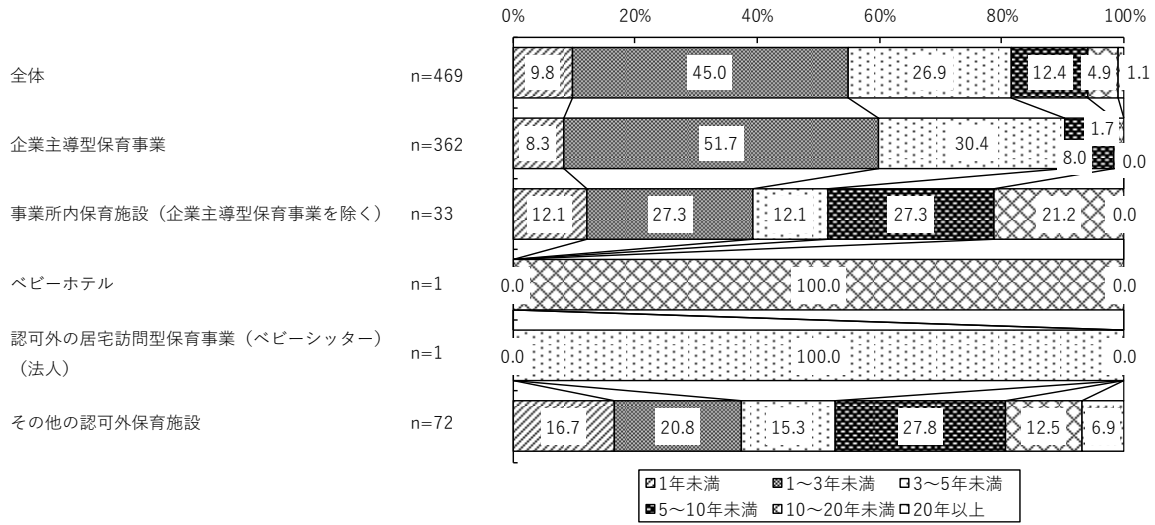
図表2-246 平均勤続年数 - 非常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】(保育類型別)



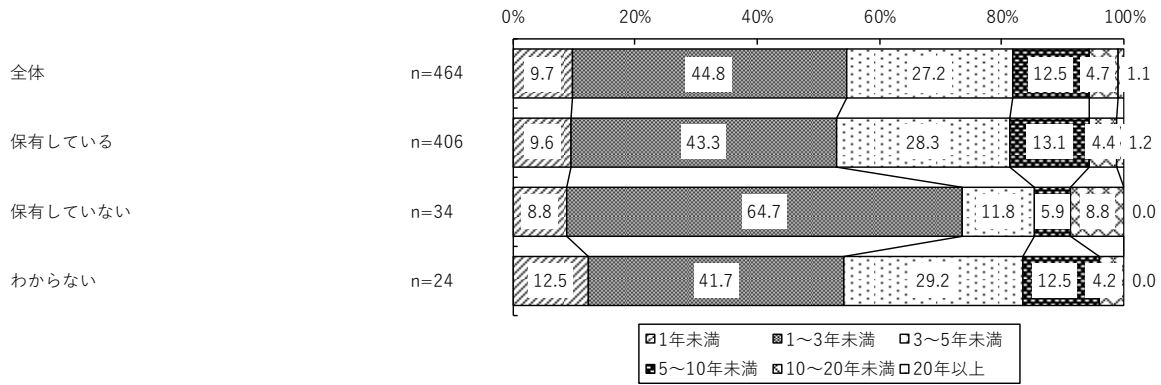
図表2-247 平均勤続年数 - 非常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



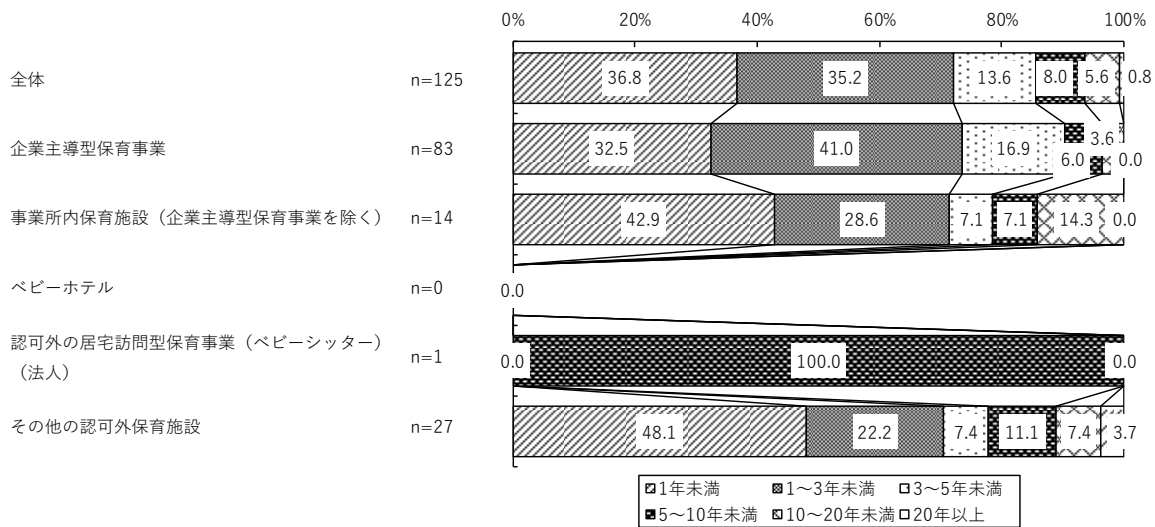
図表2-248 平均勤続年数 - 非常勤職員【調理員】(保育類型別)



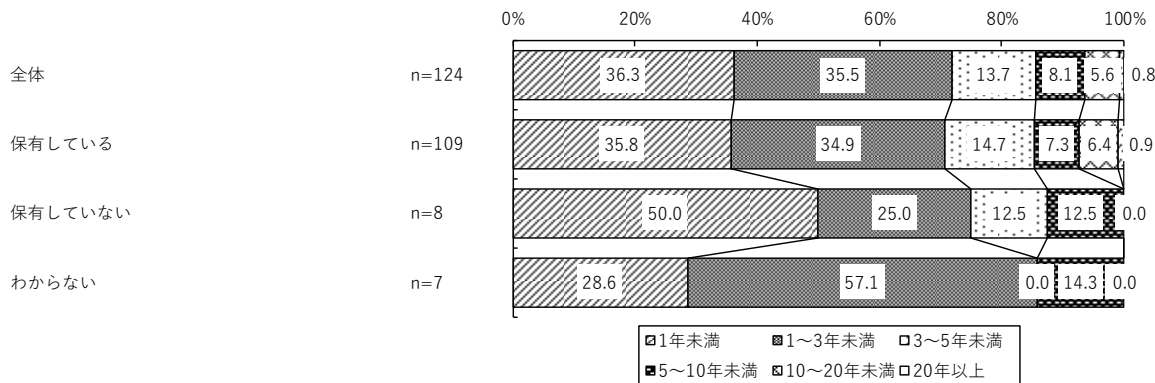
図表2-249 平均勤続年数 - 非常勤職員【調理員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



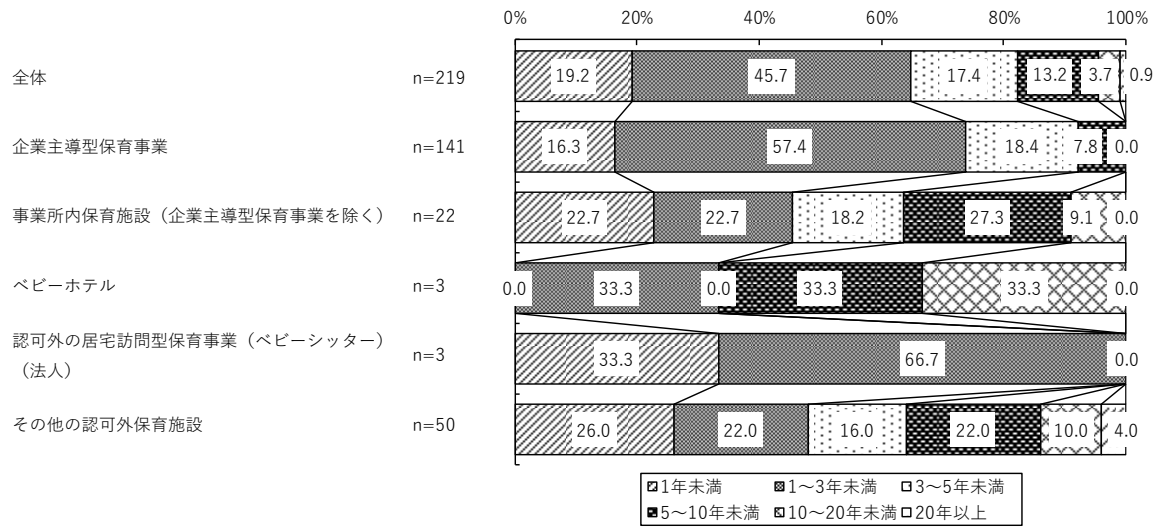
図表2-250 平均勤続年数 - 非常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】(保育類型別)



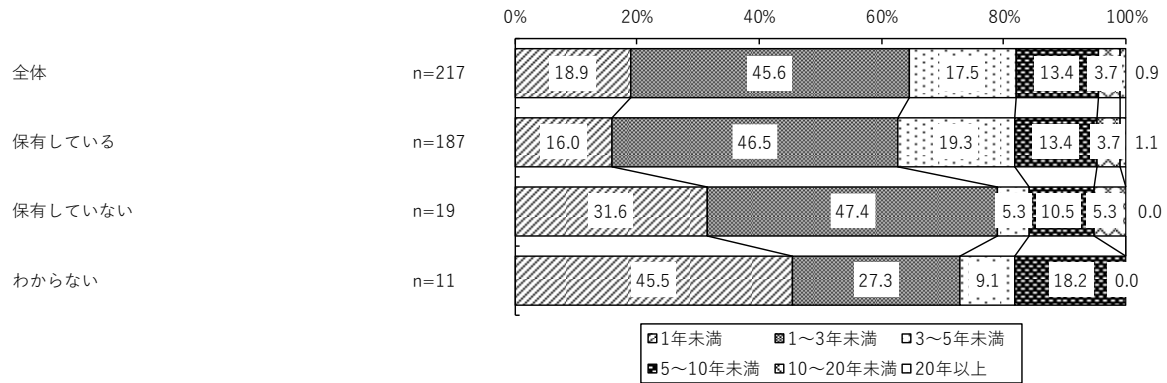
図表2-251 平均勤続年数 - 非常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



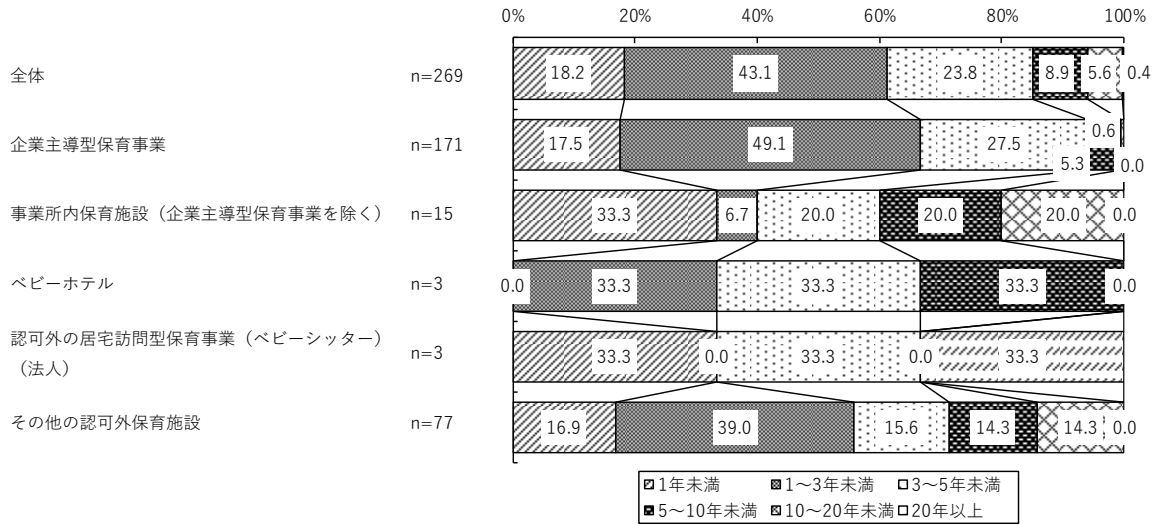
図表2-252 平均勤続年数 - 非常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】(保育類型別)



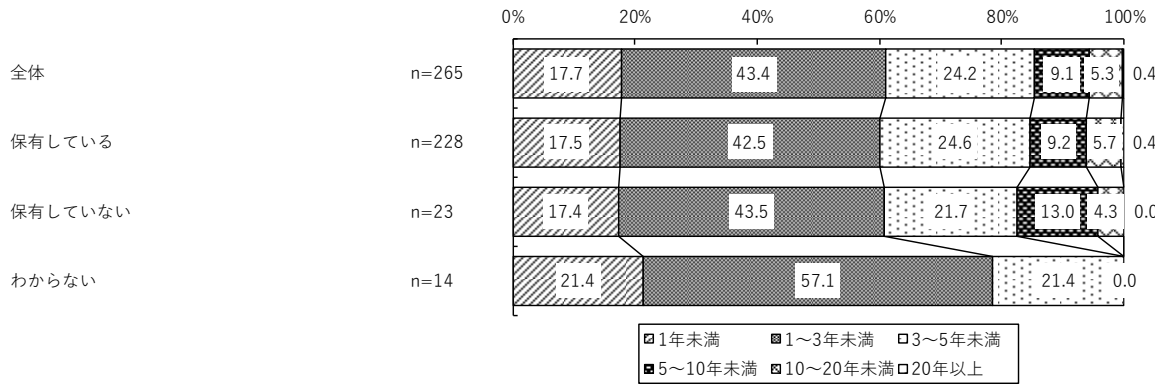
図表2-253 平均勤続年数 - 非常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



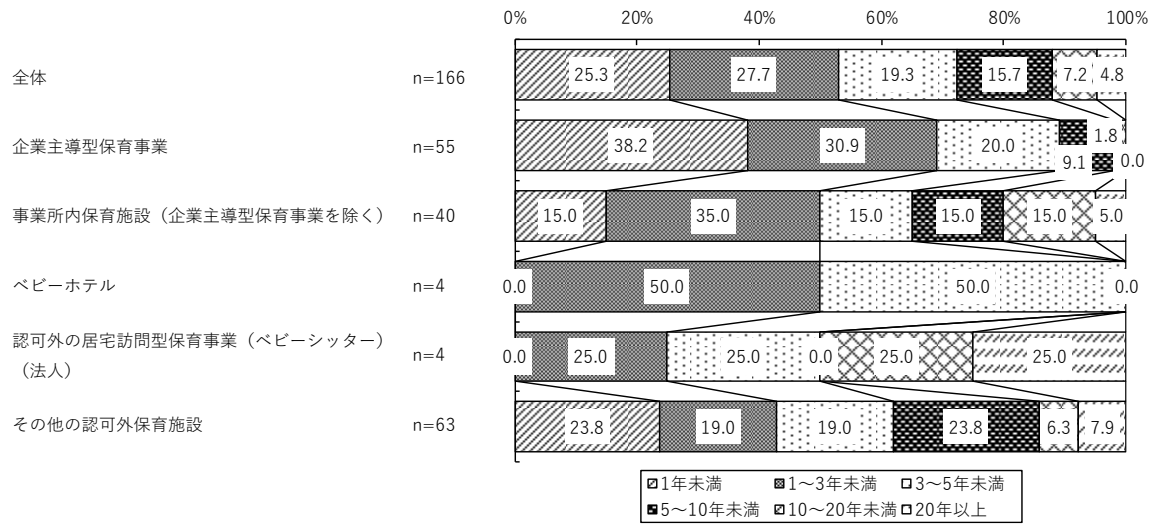
図表2-254 平均勤続年数 - 非常勤職員【事務職員】(保育類型別)



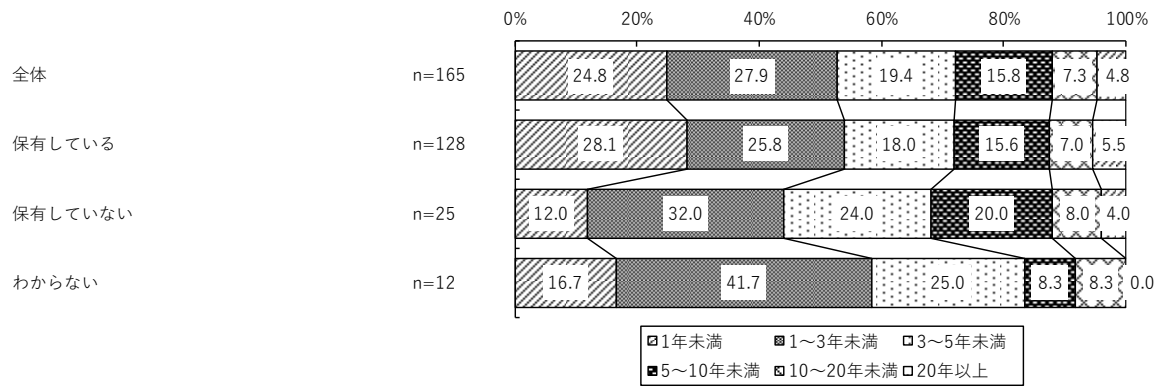
図表2-255 平均勤続年数 - 非常勤職員【事務職員】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-256 平均勤続年数 - 非常勤職員【その他】(保育類型別)



図表2-257 平均勤続年数 - 非常勤職員【その他】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(12) ≪保育類型が「ベビーシッター(個人)」の場合を除く≫一人当たりの給与月額(賞与込み)(問 10)

① 常勤職員¹⁷

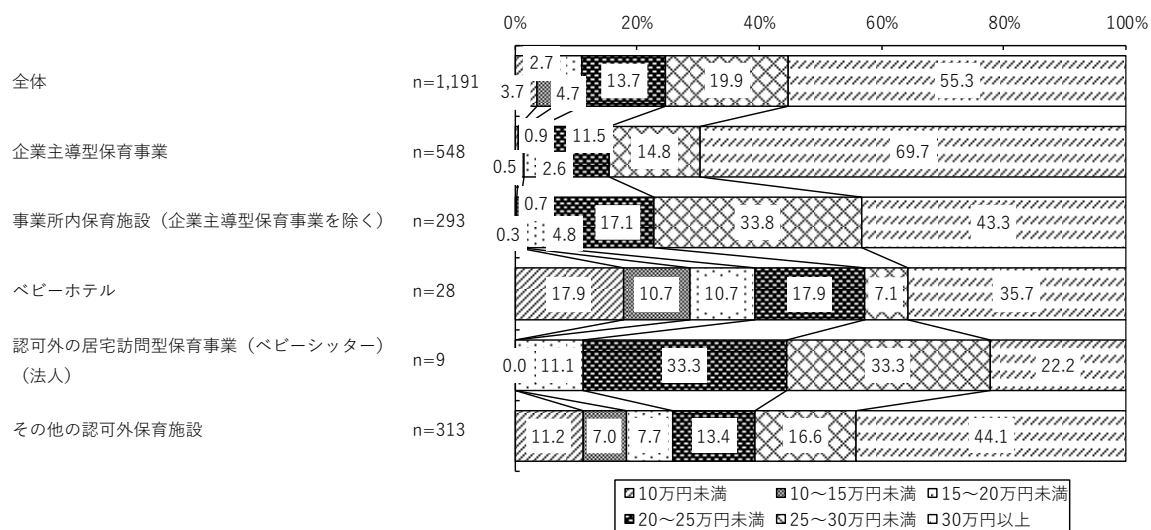
- ✓ 一人当たりの給与月額(賞与込み)の平均値は、「施設長(管理者)」が 400,930 円、次いで「主任保育士」が 349,671 円、「看護師(保健師・助産師・准看護師)」が 317,487 円、「保育士」が 285,494 円。
- ✓ 一人当たりの給与月額をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「施設長(管理者)」は「ベビーシッター(法人)」以外の保育類型において一人当たりの給与月額が「30 万円以上」の施設が最も多い。「主任保育士」でも、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」を除く保育類型においては、一人当たりの給与月額が「30 万円以上」の施設がいずれも3割台半ば～5割程度と最も多い。
- ✓ 「保育士」では「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」において、一人当たりの給与月額が「10 万円未満」「10～15 万円未満」「15～20 万円未満」「20～25 万円未満」の回答割合の合計が6割程度～6割台半ば。「事務職員」では、「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」において、一人当たりの給与月額が「10 万円未満」「10～15 万円未満」「15～20 万円未満」「20～25 万円未満」の回答割合の合計がそれぞれ6割台半ば、7割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「主任保育士」「事務職員」「その他」を除く全ての職種について、「保有している」施設の方が「保有していない」施設よりも一人当たりの給与月額が「30 万円以上」の割合が高く、特に「栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)」「看護師(保健師・助産師)、准看護師」については、両者の差がそれぞれ 12.4 ポイント、9.4 ポイントと大きい。

図表2-258 一人当たりの給与月額 - 常勤職員

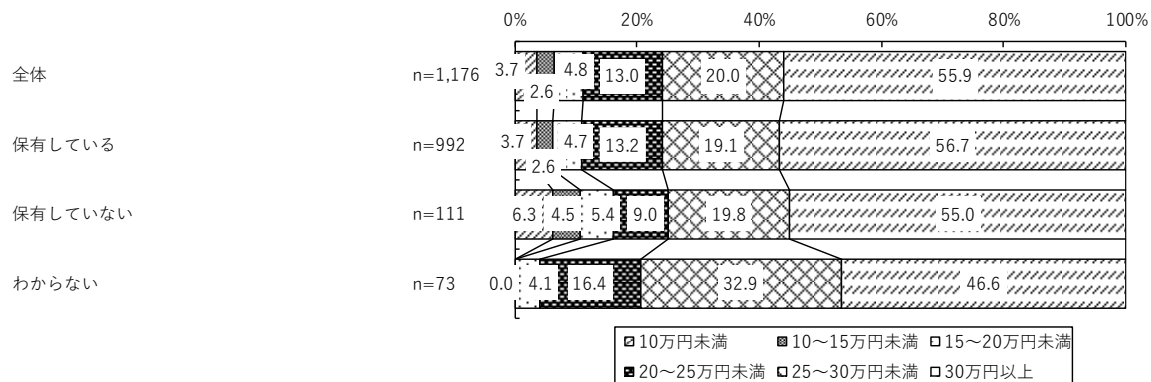
(円)	施設長 (管理者)	主任保育士	保育士	保育補助者 (資格を有して いない者)	調理員	栄養士 (「調理員」に 含まれる者を除く)	看護師(保健師・ 助産師)、 准看護師	事務職員	その他
最大値	7,200,000	4,700,000	5,475,320	3,631,422	1,939,862	2,197,783	7,416,295	4,276,384	722,400
最小値	10,000	19,000	10,000	13,467	16,100	31,500	10,000	10,000	30,000
平均値	400,930.40	349,671.67	285,494.06	216,528.43	205,075.67	240,788.68	317,487.64	272,960.18	201,783.91
中央値	300,000	280,000	230,000	186,034	193,044	227,514	254,494	210,633	191,250

¹⁷ 給与月額が 10,000 円未満は無回答として処理。

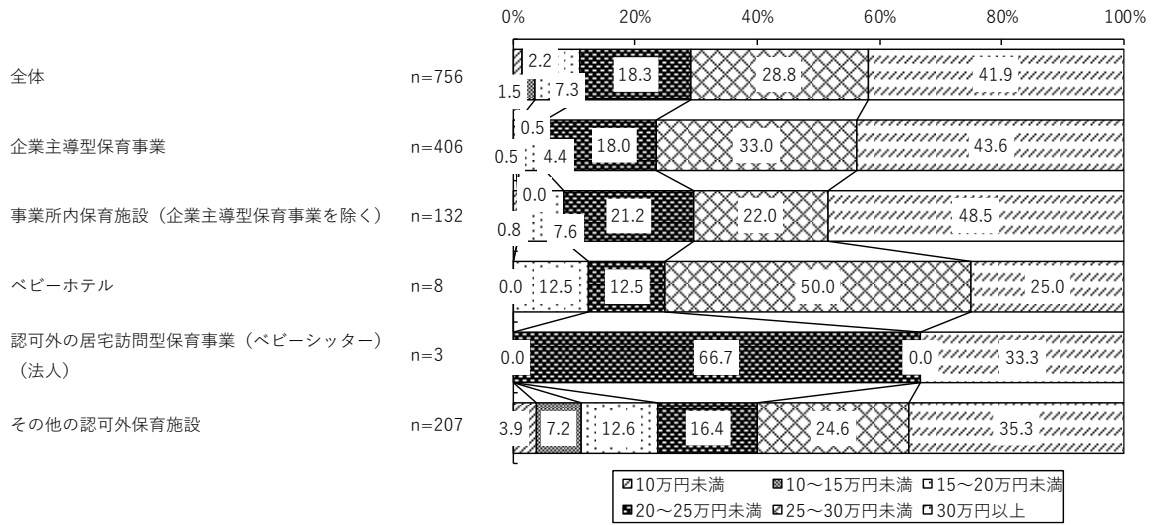
図表2-259 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【施設長(管理者)】(保育類型別)



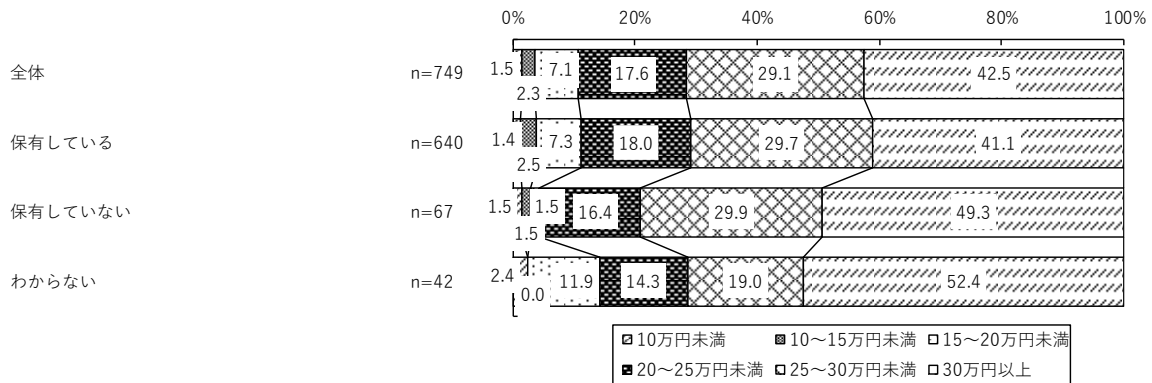
図表2-260 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【施設長(管理者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



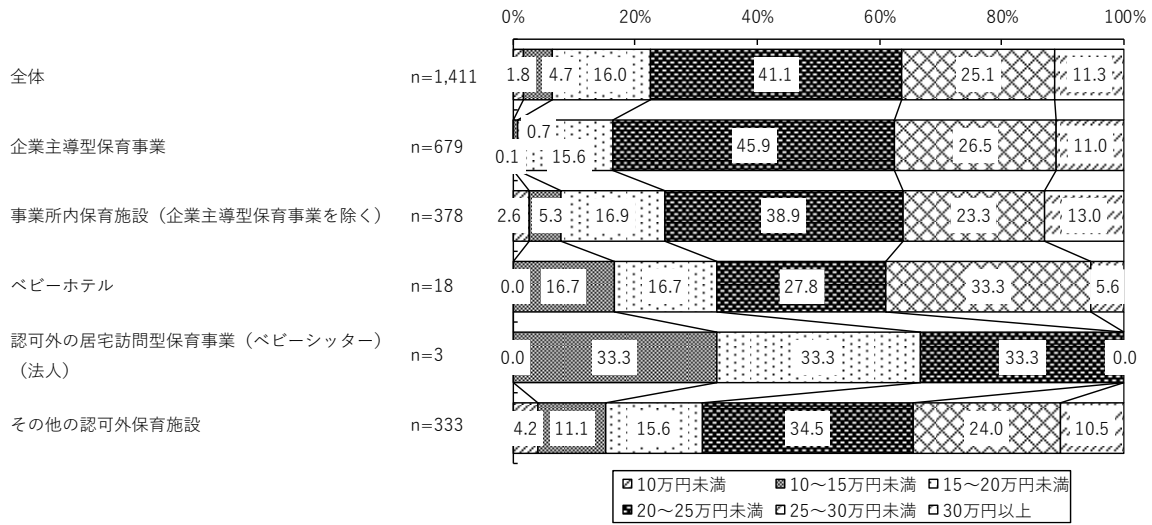
図表2-261 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【主任保育士】(保育類型別)



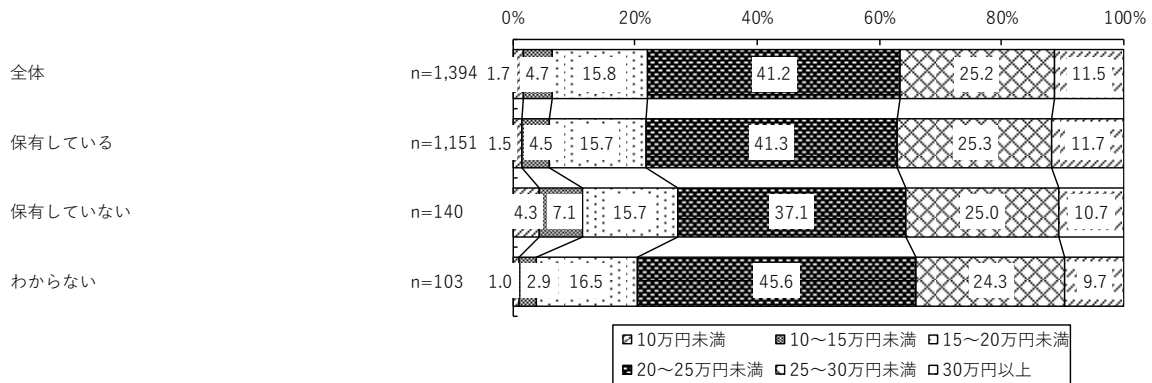
図表2-262 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【主任保育士】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



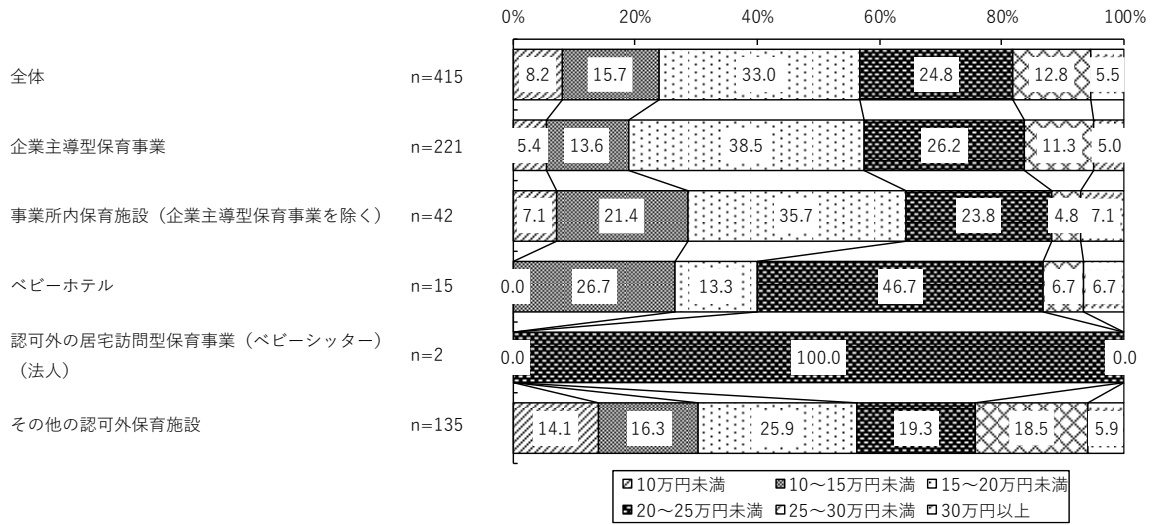
図表2-263 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【保育士】(保育類型別)



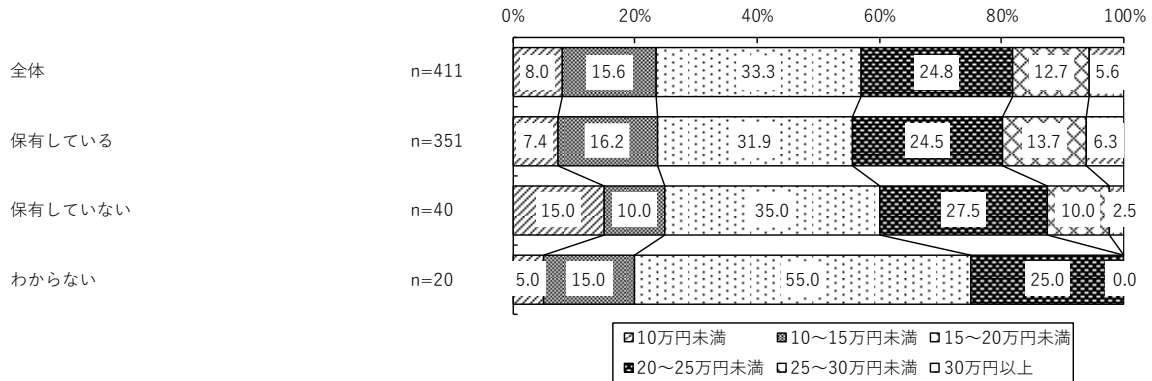
図表2-264 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【保育士】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



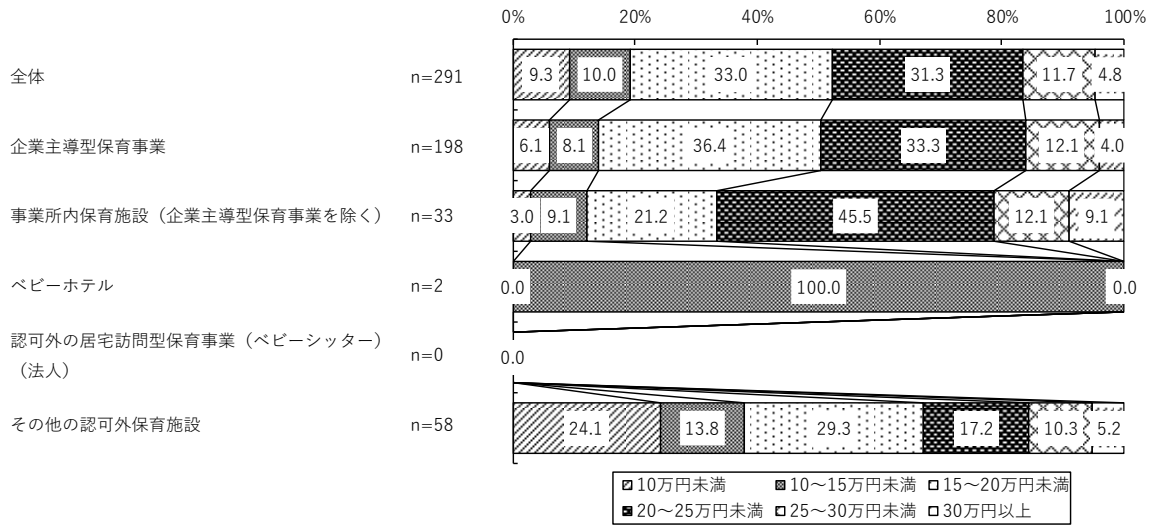
図表2-265 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】(保育類型別)



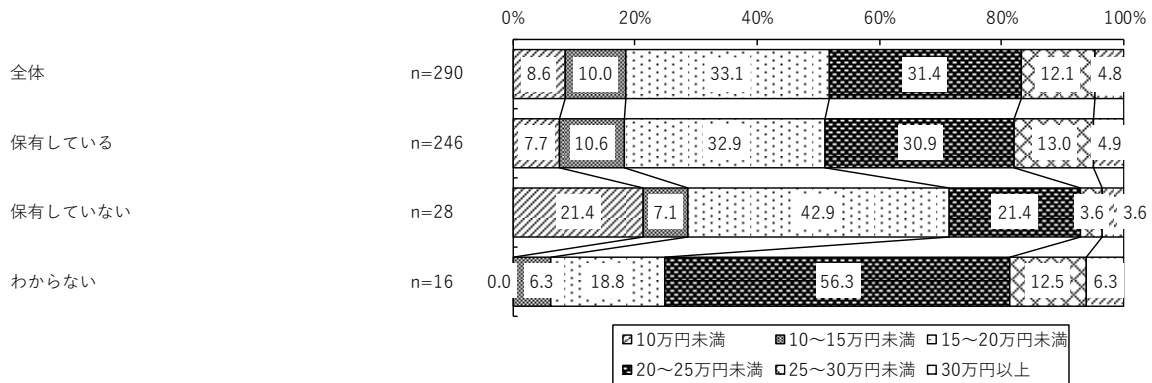
図表2-266 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



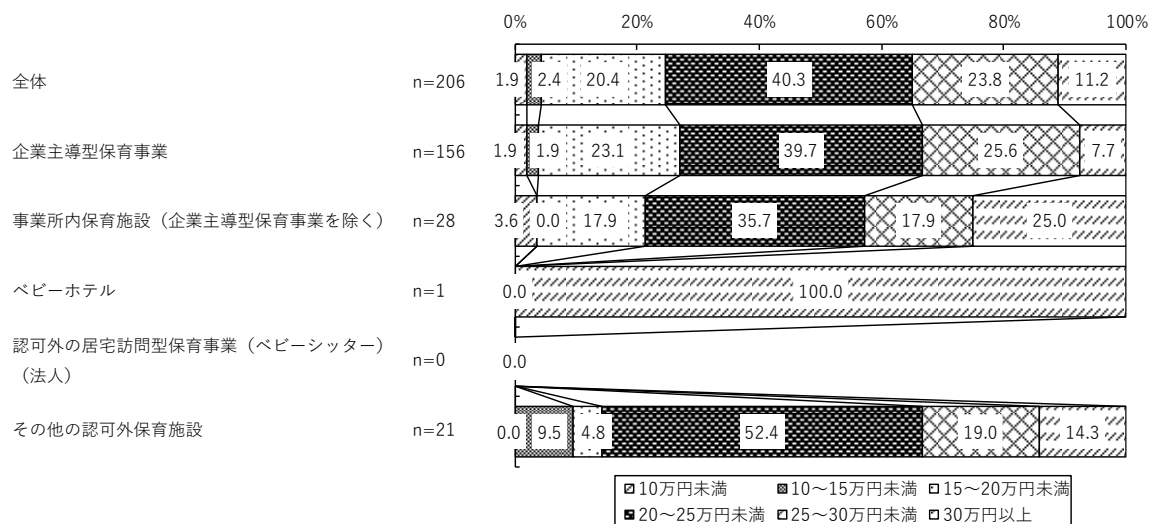
図表2-267 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【調理員】(保育類型別)



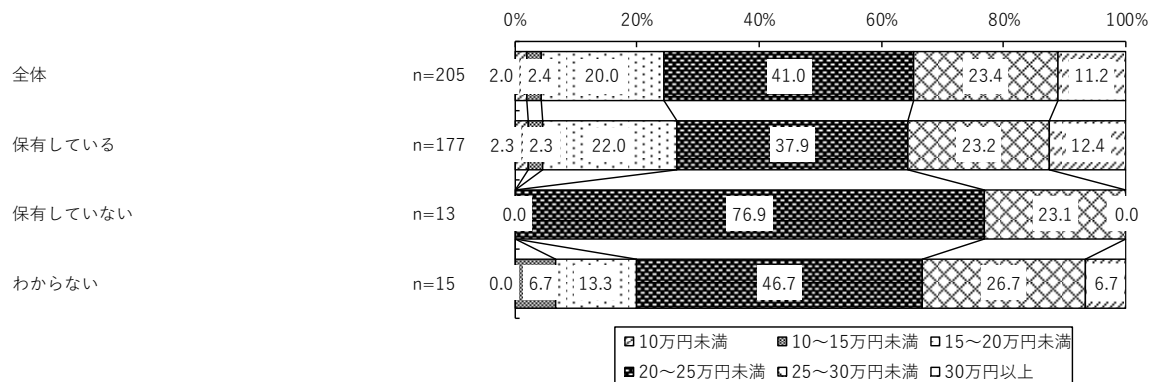
図表2-268 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【調理員】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



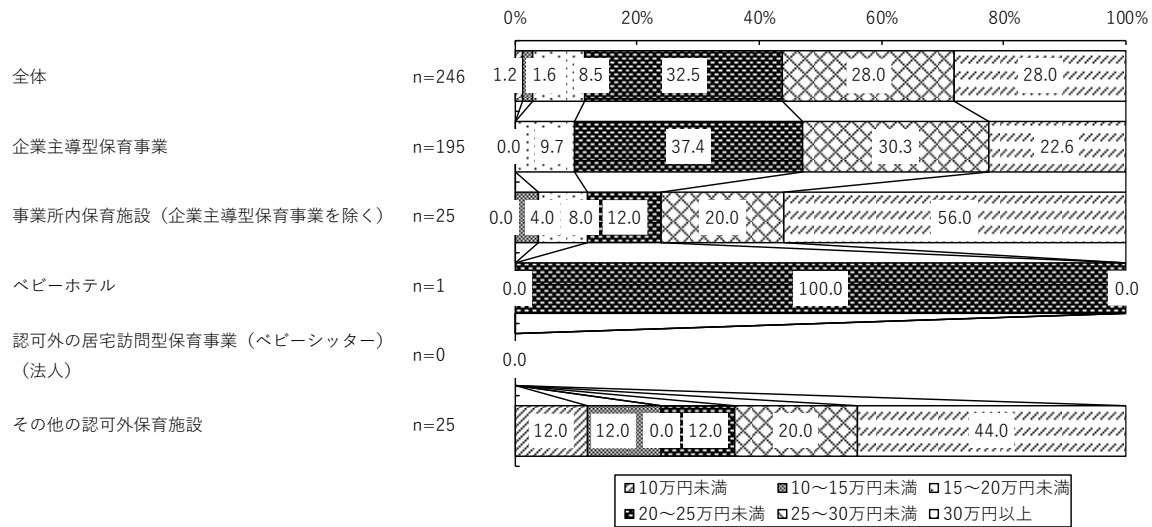
図表2-269 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】(保育類型別)



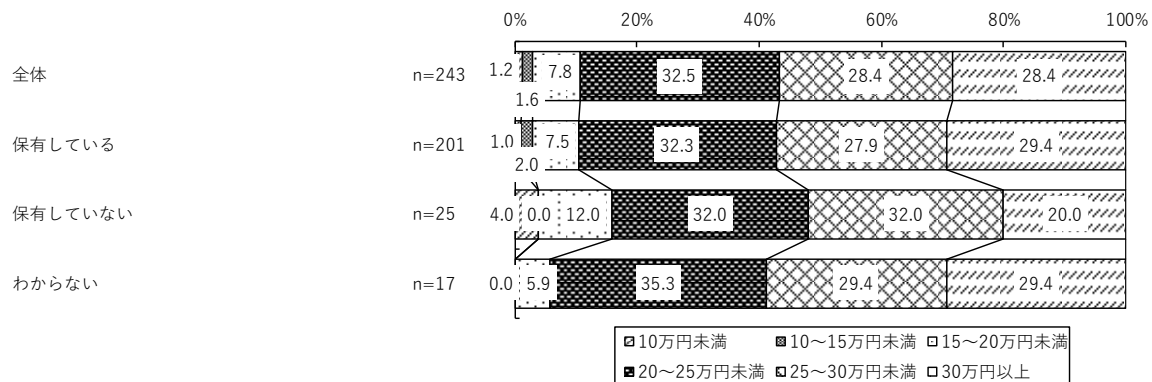
図表2-270 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



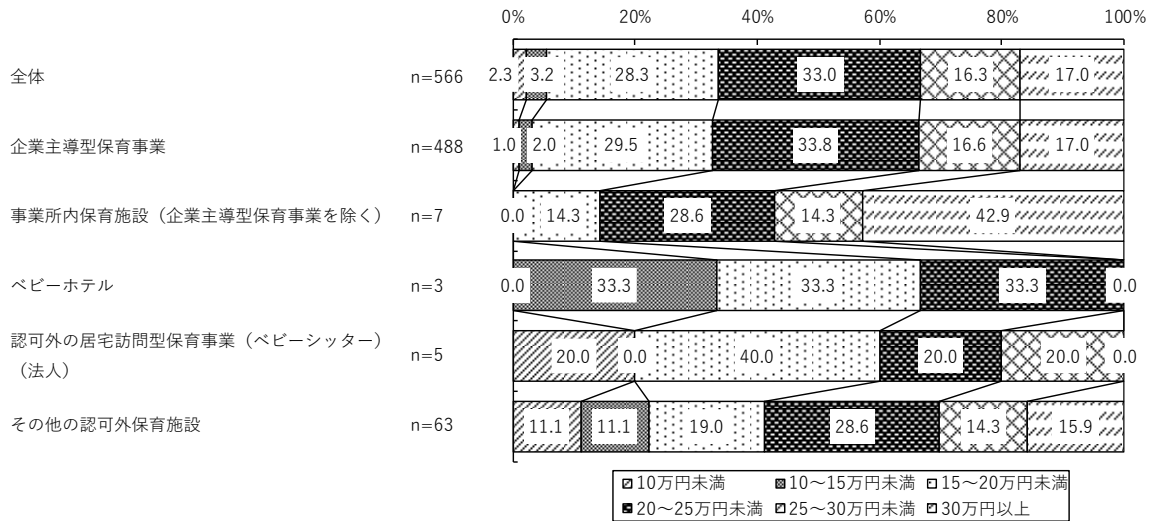
図表2-271 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】(保育類型別)



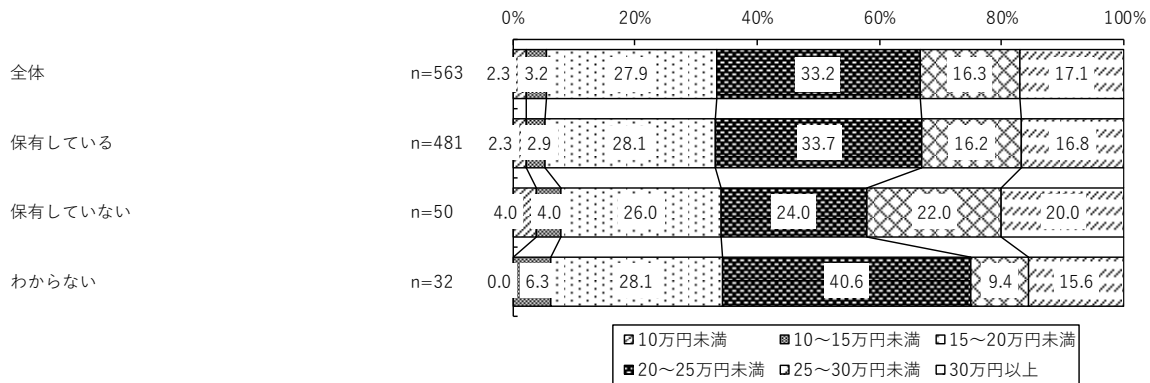
図表2-272 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



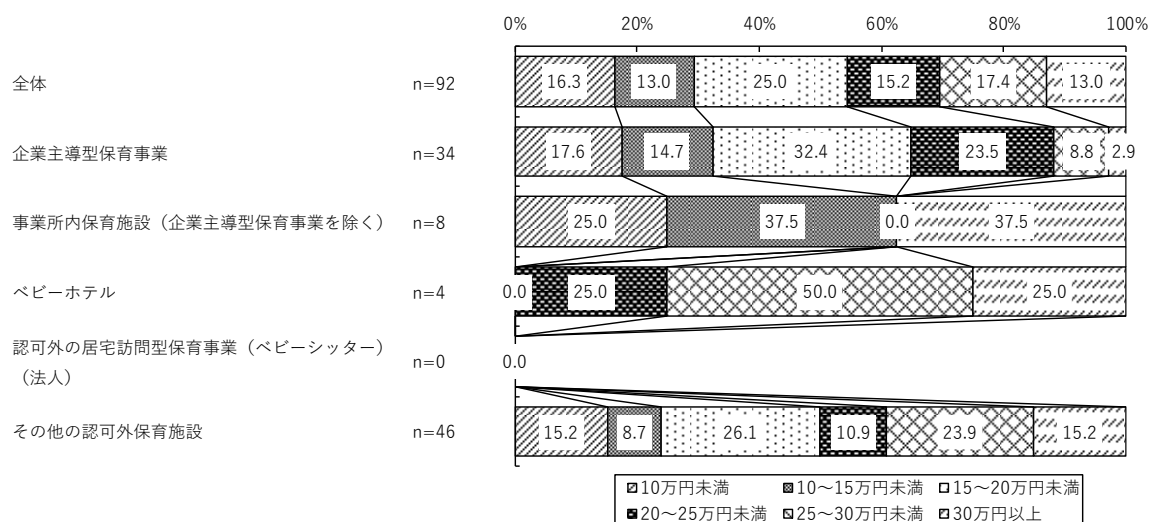
図表2-273 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【事務職員】(保育類型別)



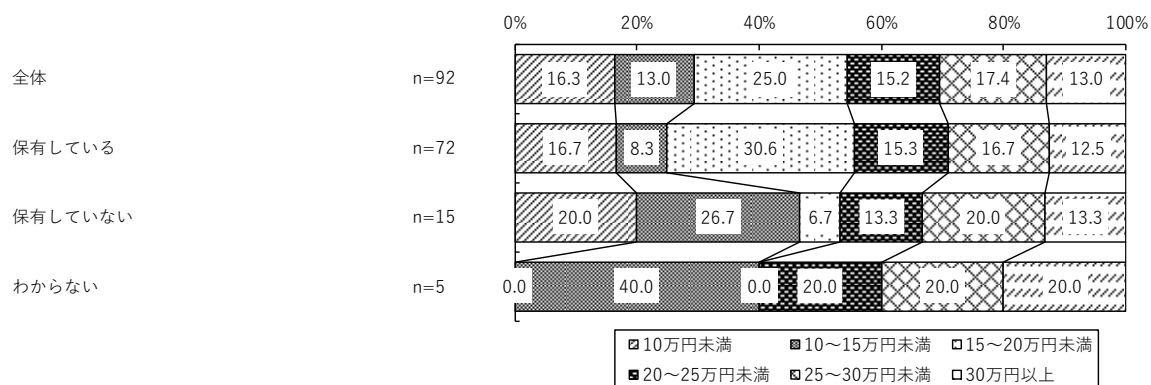
図表2-274 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【事務職員】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-275 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【その他】(保育類型別)



図表2-276 一人当たりの給与月額 - 常勤職員【その他】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



② 非常勤職員¹⁸

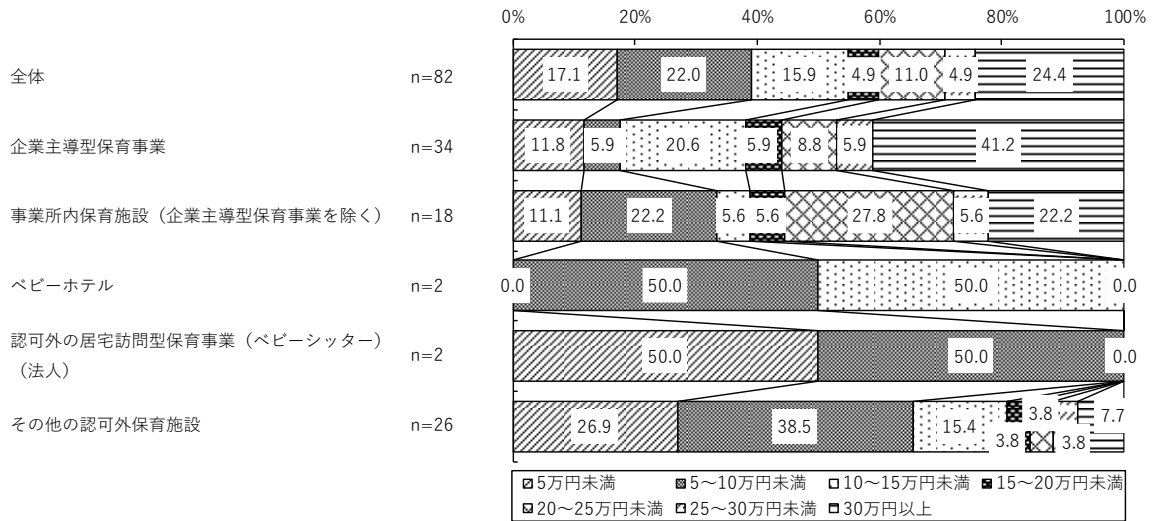
- ✓ 一人当たりの給与月額(賞与込み)の平均値は、「施設長(管理者)」が 228,186 円、次いで「看護師(保健師・助産師・准看護師)」が 144,202 円、「主任保育士」が 116,267 円、「事務職員」が 112,995 円。
- ✓ 一人当たりの給与月額をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「保育士」「保育補助者(資格を有していない者)」ではいずれの保育類型においても一人当たりの給与月額が「5万円未満」「5～10万円未満」の回答割合の合計が6～9割程度。
- ✓ 「調理員」では「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」において、一人当たりの給与月額が「5万円未満」「5～10万円未満」の回答割合の合計が7割程度～7割台半ば。「看護師(保健師・助産師)、准看護師」「事務職員」では、「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」において、上記カテゴリの合計が6割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「調理員」以外の全ての職種について、「保有していない」施設の方が「保有している」施設よりも、一人当たりの給与月額が「5万円未満」「5～10万円未満」の回答割合の合計が高く、低給与である施設が多い。

図表2-277 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員

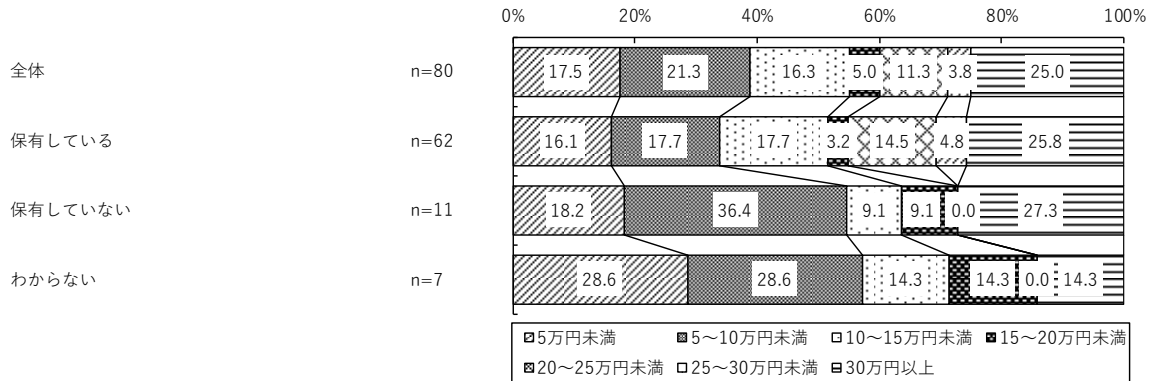
(円)	施設長 (管理者)	主任保育士	保育士	保育補助者 (資格を有して いない者)	調理員	栄養士 (「調理員」に 含まれる者を除く)	看護師(保健師・ 助産師)、 准看護師	事務職員	その他
最大値	2,000,000	290,000	2,600,000	1,800,000	1,800,000	335,000	3,600,000	960,000	633,000
最小値	5,000	40,000	6,000	5,000	6,500	10,000	12,000	5,000	5,000
平均値	228,186.11	116,267.56	107,202.56	98,740.50	98,206.13	86,391.59	144,202.28	112,995.11	78,139.76
中央値	108,702	100,000	87,000	80,000	80,000	83,000	86,500	89,910	70,000

¹⁸ 給与月額が 5,000 円未満は無回答として処理。

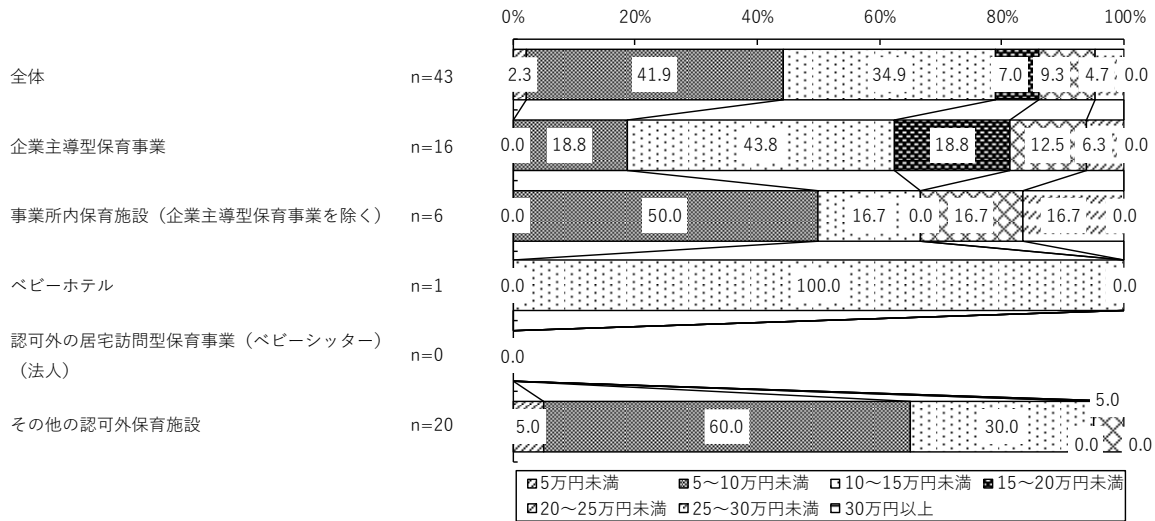
図表2-278 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【施設長(管理者)】(保育類型別)



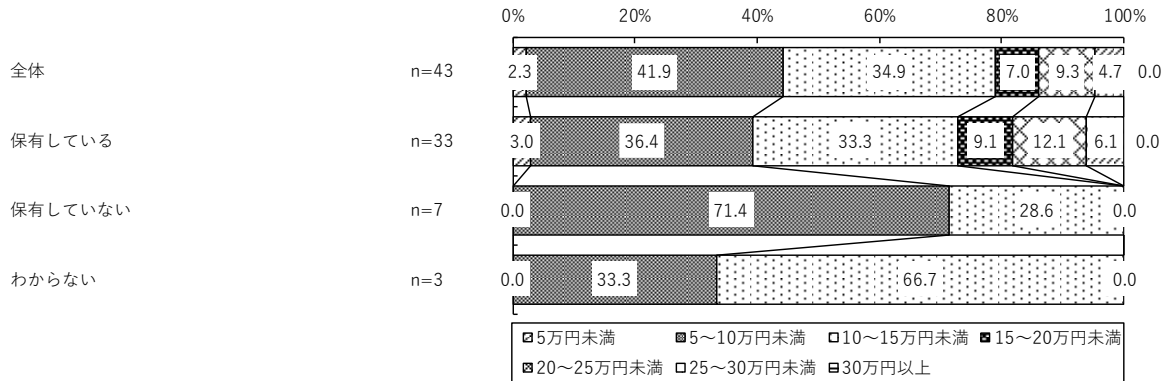
図表2-279 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【施設長(管理者)】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



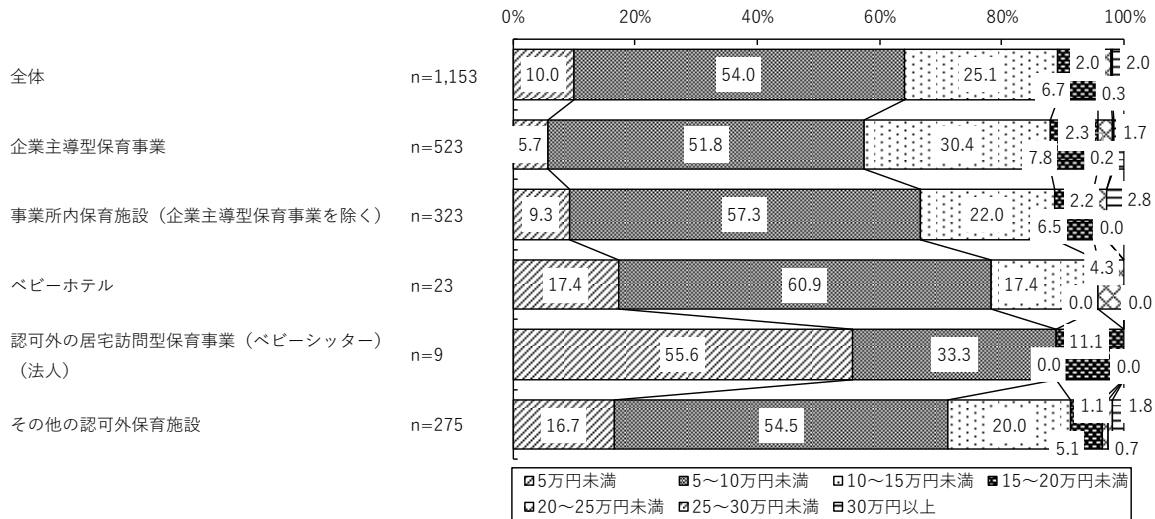
図表2-280 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【主任保育士】(保育類型別)



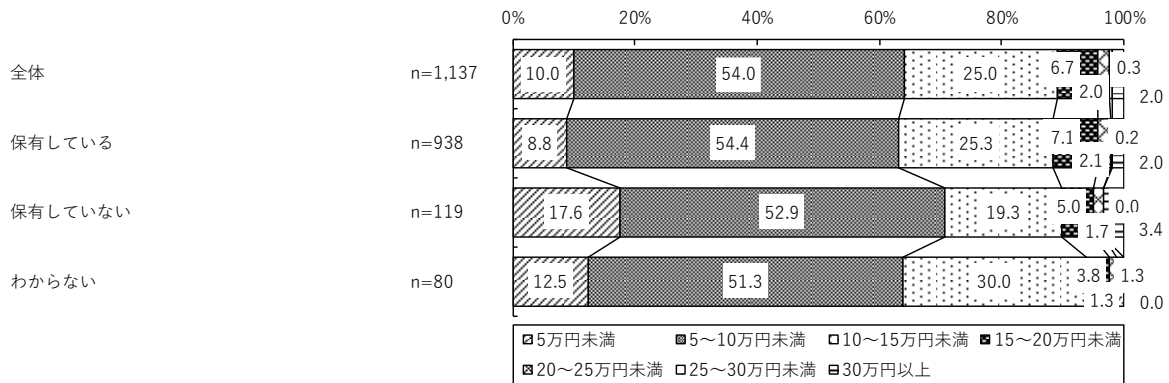
図表2-281 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【主任保育士】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



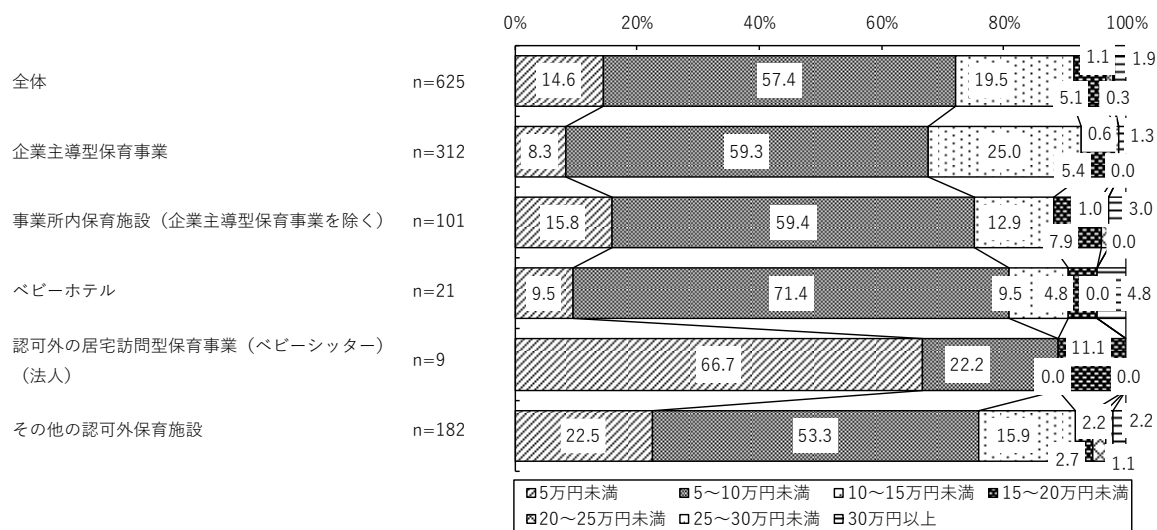
図表2-282 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【保育士】(保育類型別)



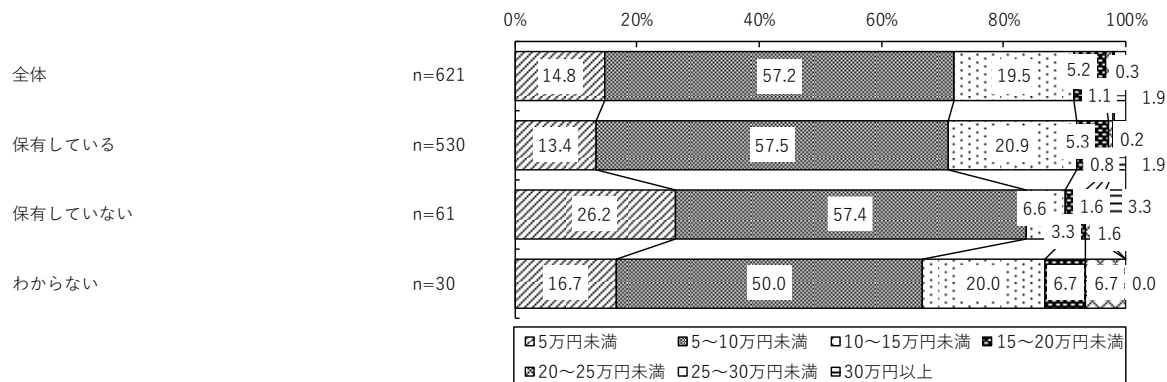
図表2-283 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【保育士】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



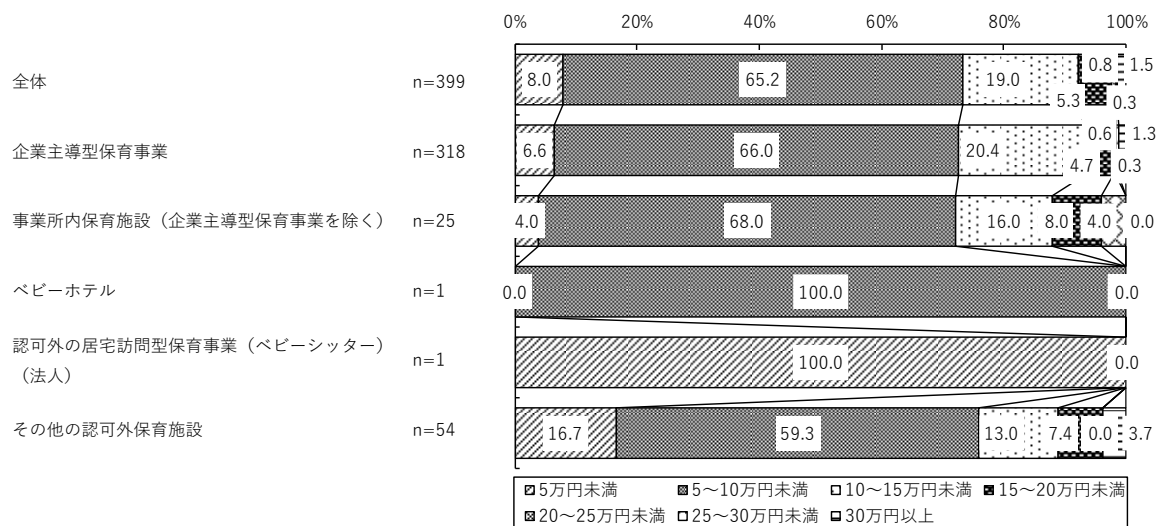
図表2-284 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】(保育類型別)



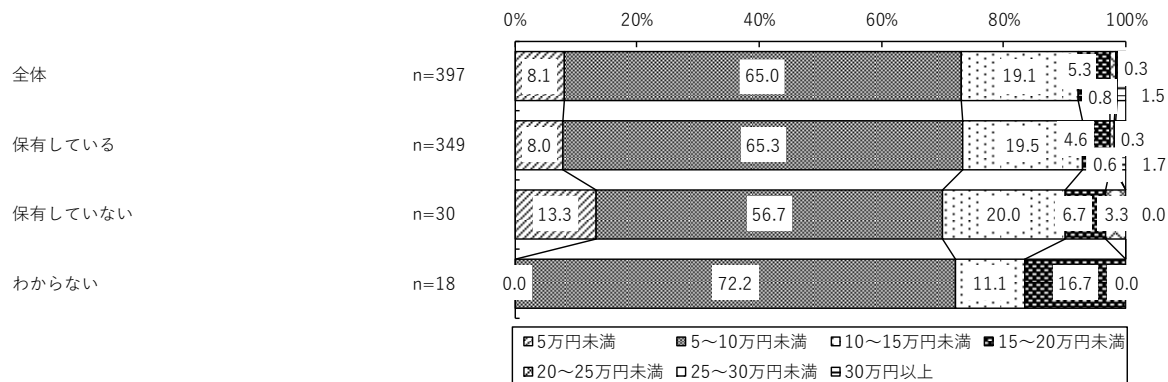
図表2-285 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【保育補助者(資格を有していない者)】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



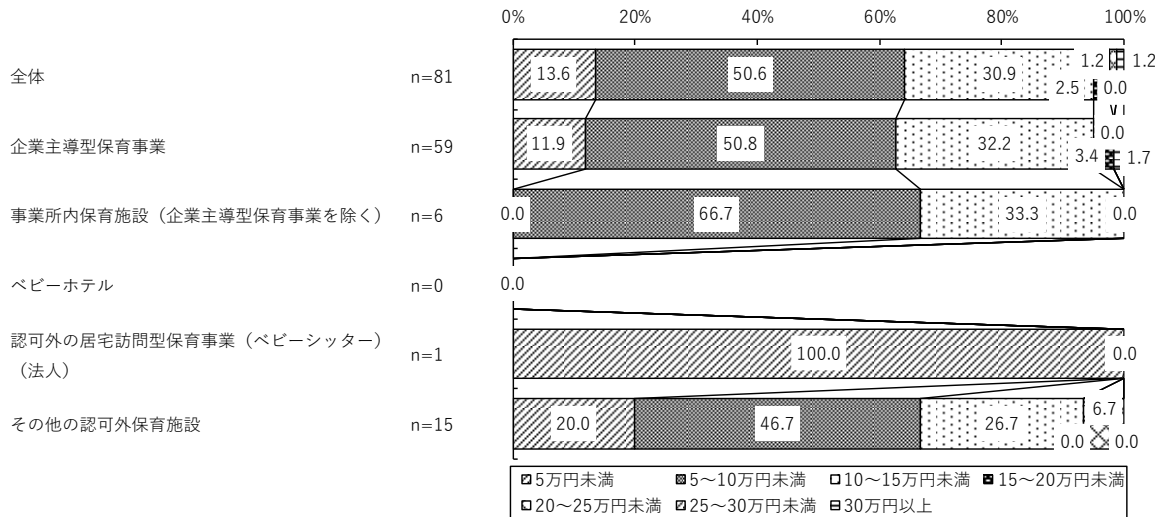
図表2-286 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【調理員】(保育類型別)



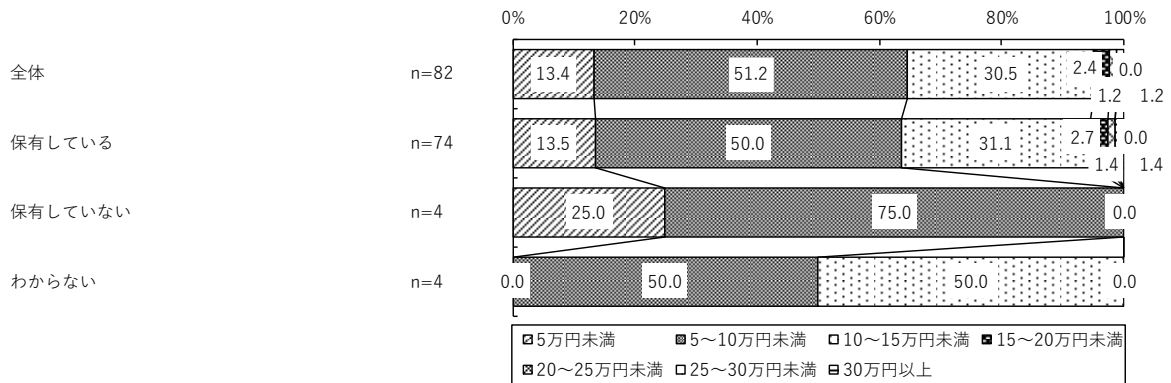
図表2-287 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【調理員】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



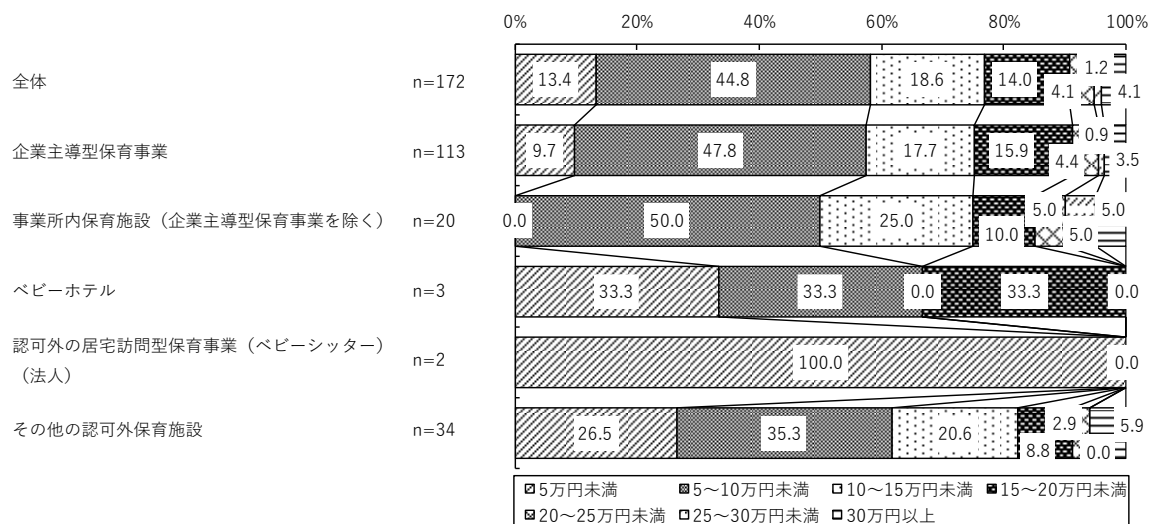
図表2-288 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】(保育類型別)



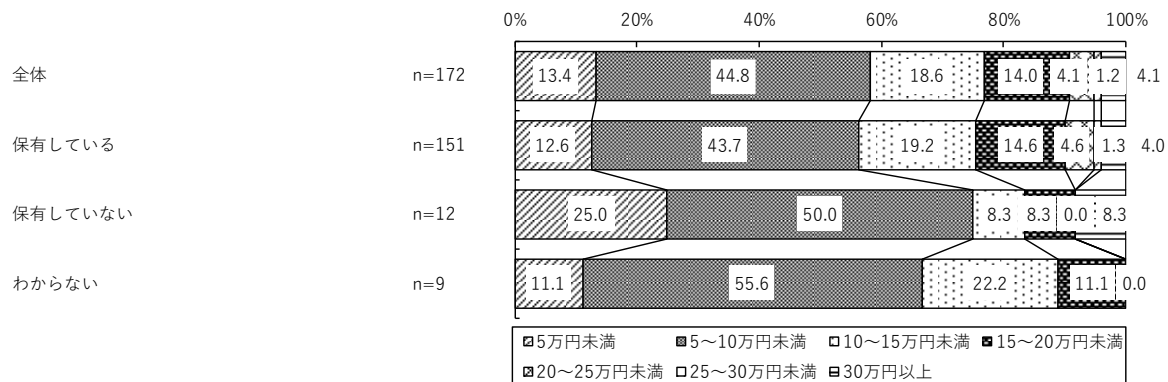
図表2-289 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



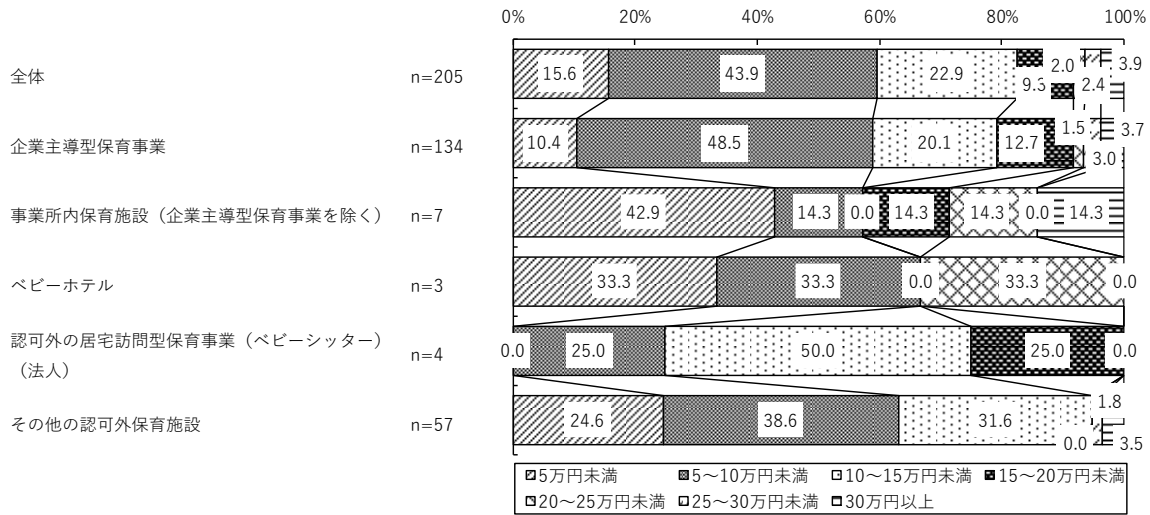
図表2-290 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】(保育類型別)



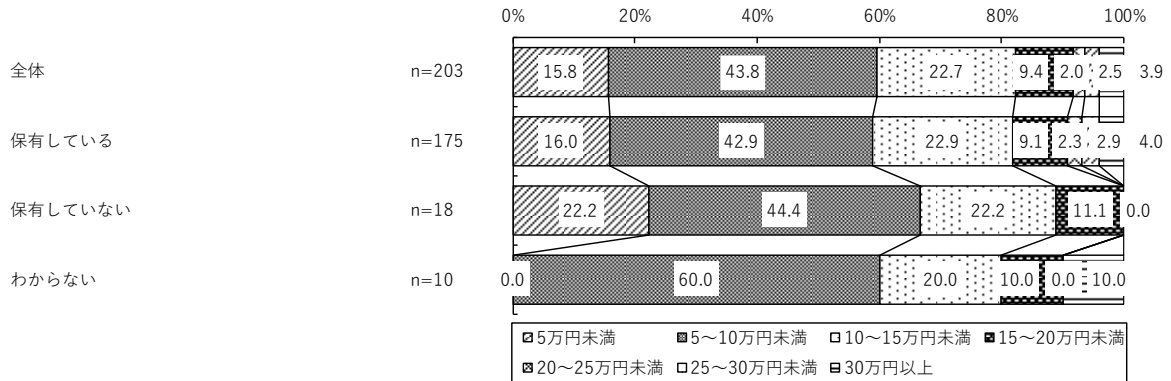
図表2-291 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【看護師(保健師・助産師)、准看護師】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



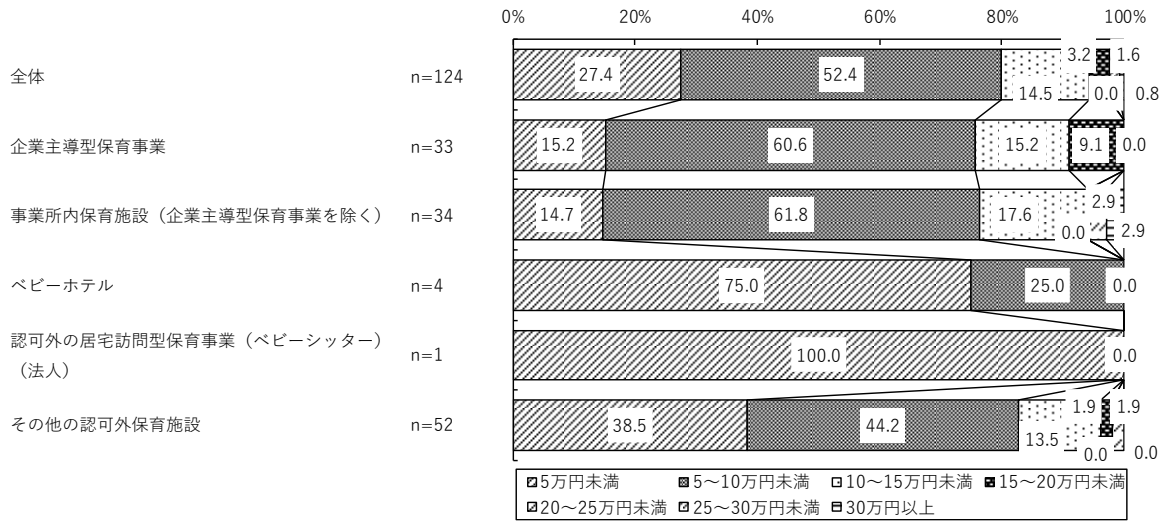
図表2-292 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【事務職員】(保育類型別)



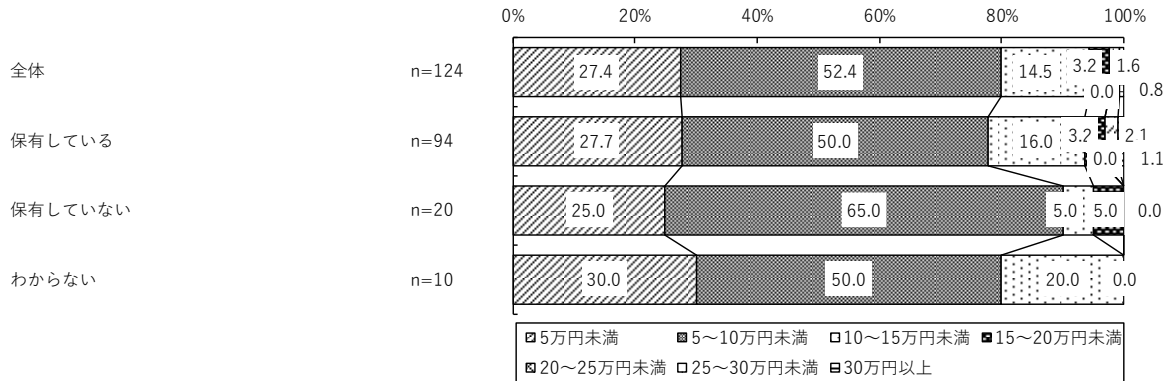
図表2-293 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【事務職員】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-294 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【その他】(保育類型別)



図表2-295 一人当たりの給与月額 - 非常勤職員【その他】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(13) 収支状況(問 11)【収益】¹⁹

- ✓ 収益(サービス活動増減による収益、サービス活動外増減による収益、特別増減による収益)では、平均値で見ると、「保育事業収益」が約 26,536,913 円で構成割合²⁰は 54.1%と最も高く、次いで「その他収益」が 14,527,621 円で構成割合は 29.6%、「児童福祉事業収益」が 4,265,652 円で構成割合は 8.7%。
- ✓ 構成割合をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「保育事業収益」は全ての保育類型において「80~100%」が6割程度~8割台半ば。「児童福祉事業収益」「借入金利息補助金収入」「受取利息配当金収入」「特別増減による収益」は全ての保育類型において「0~20%未満」が9割以上を占めており、保育類型にかかわらず「保育事業収益」が収益全体のほとんどを占めている。

図表2-296 収支状況【収益】

(円)	Ⅰ サービス活動増減による収益			Ⅱ サービス活動外増減による収益		Ⅲ 特別増減による 収益
	1 保育事業収益	2 児童福祉事業収益	3 その他収益	1 借入金利息補助金収入	2 受取利息配当金収入	
最大値	589,477,592	695,000,000	3,904,571,013	42,000,000	23,598,796	263,980,562
最小値	0	0	0	0	0	0
平均値	26,536,913.22	4,265,652.05	14,527,621.62	417,828.33	70,492.78	3,251,274.37
中央値	12,894,912	0	196,500	0	0	0
構成割合 (平均金額から算出)	54.1%	8.7%	29.6%	0.9%	0.1%	6.6%
構成割合 (中央値金額から算出)	98.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%

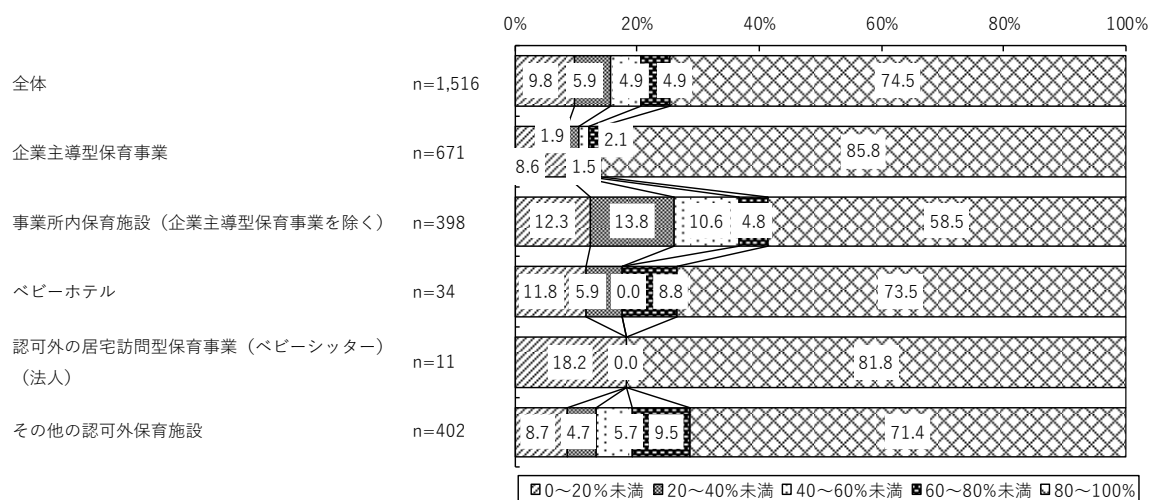
¹⁹ 入力された金額が0を下回るものが一つでもあった場合は無回答として処理。

²⁰ 「収益」の各平均金額を足し合わせた金額における当該費目の金額割合を算出。

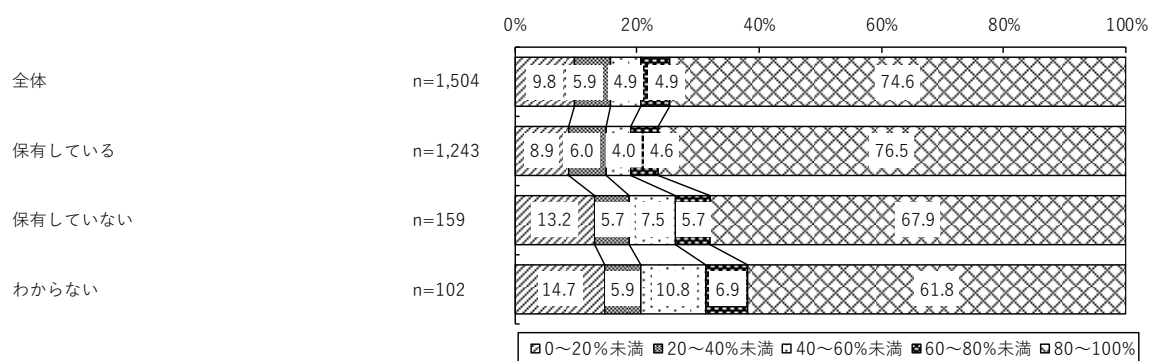
I サービス活動増減による収益

1. 収益計²¹に占める「保育事業収益」の割合

図表2-297 収益計に占める「保育事業収益」の割合（保育類型別）



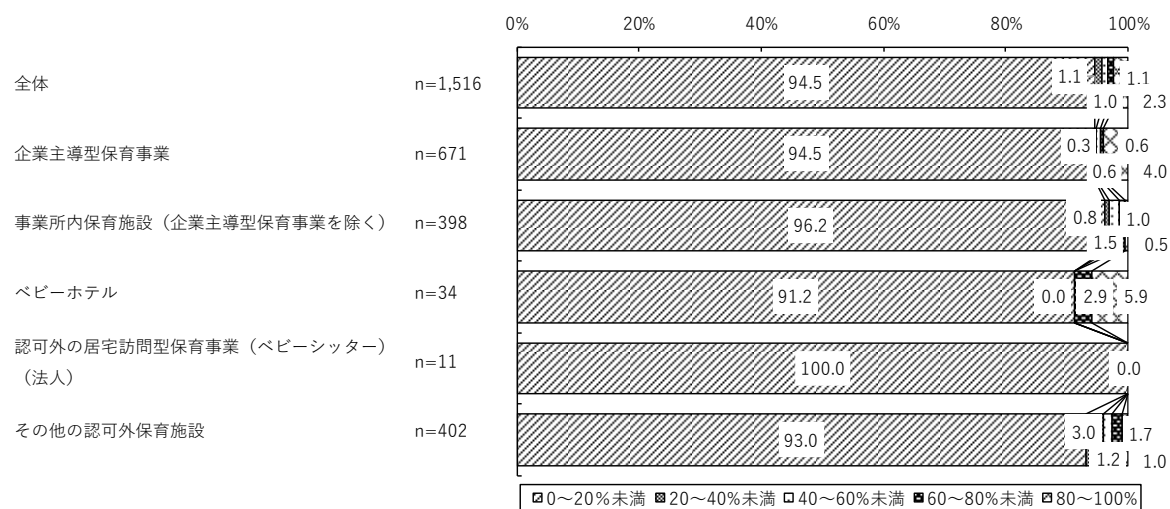
図表2-298 収益計に占める「保育事業収益」の割合（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）



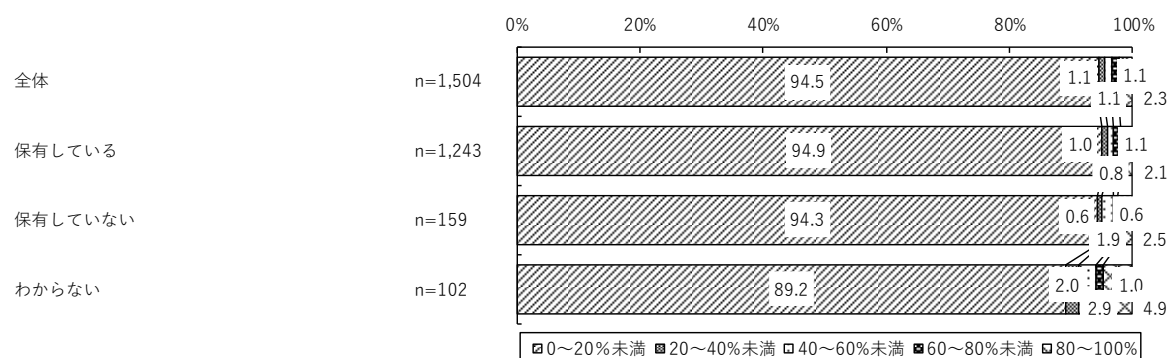
²¹ 「サービス活動増減による収益」+「サービス活動外増減による収益」+「特別増減による収益」

2. 収益計に占める「児童福祉事業収益」の割合

図表2-299 収益計に占める「児童福祉事業収益」の割合（保育類型別）

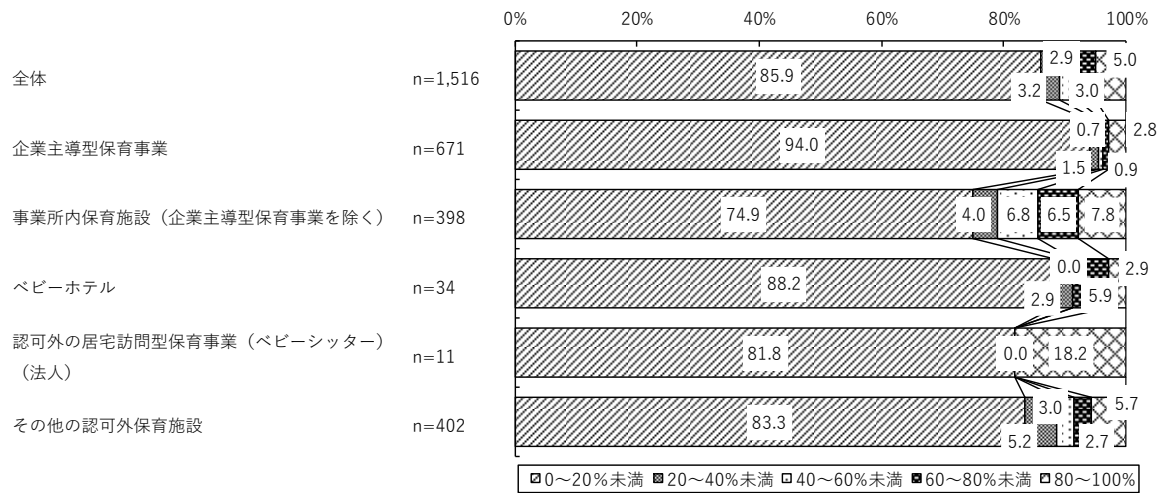


図表2-300 収益計に占める「児童福祉事業収益」の割合
（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）

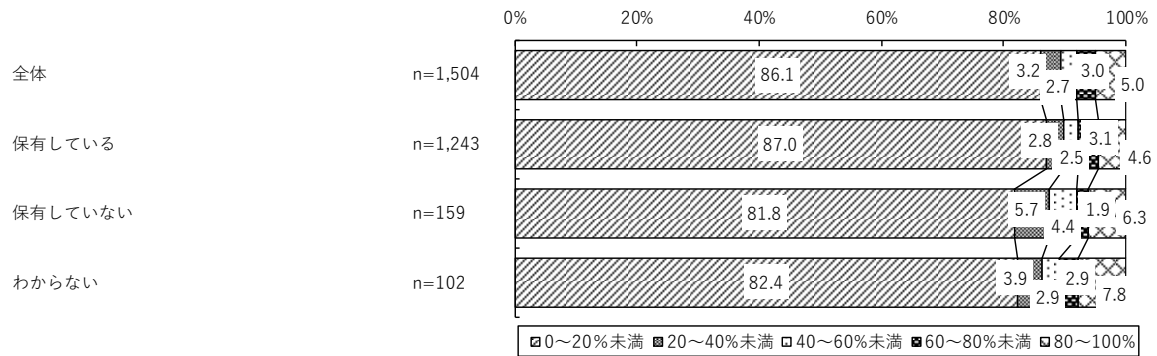


3. 収益計に占める「その他収益」の割合

図表2-301 収益計に占める「その他収益」の割合（保育類型別）



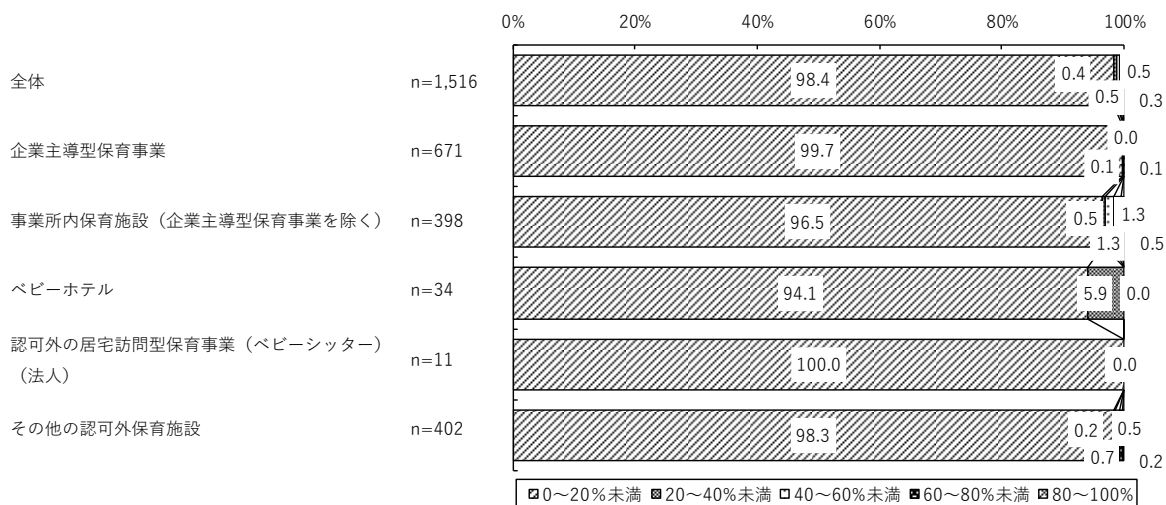
図表2-302 収益計に占める「その他収益」の割合（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）



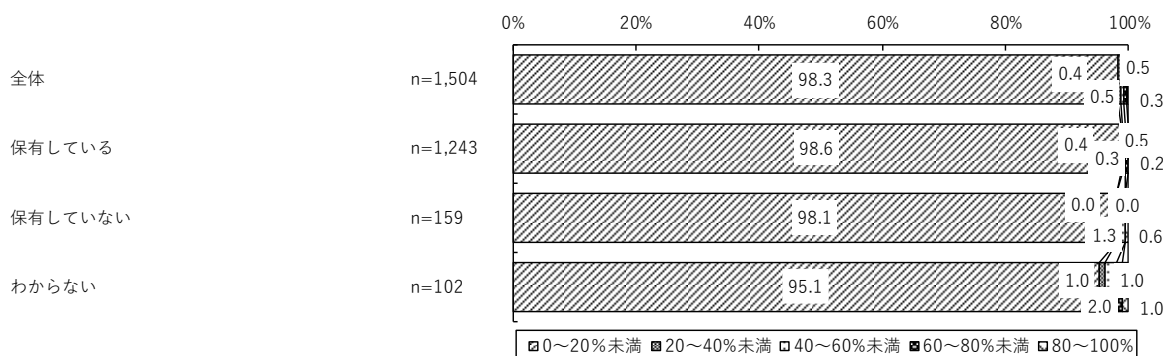
II サービス活動外増減による収益

1. 収益計に占める「借入金利息補助金収入」の割合

図表2-303 収益計に占める「借入金利息補助金収入」の割合（保育類型別）

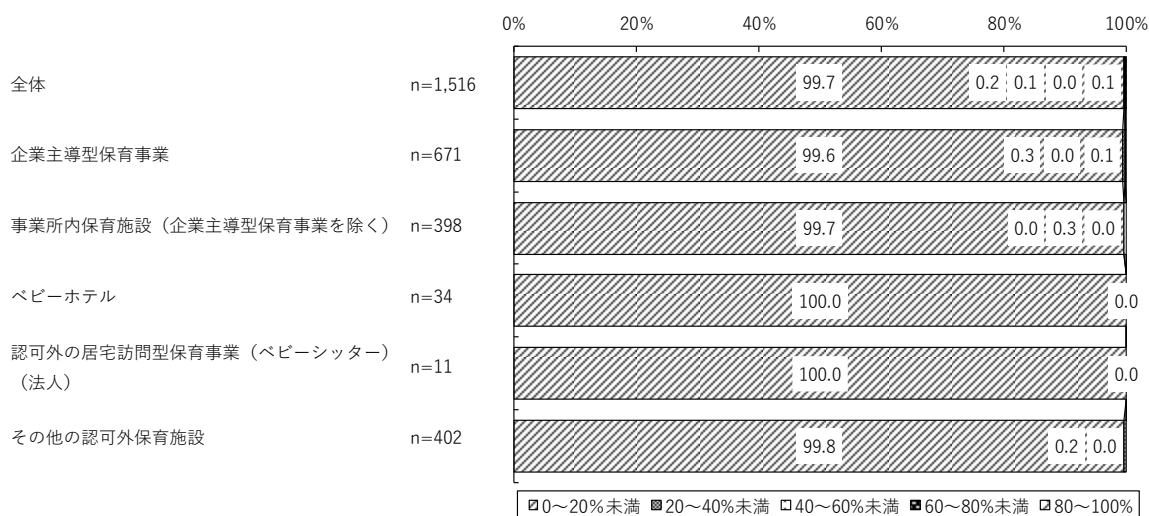


図表2-304 収益計に占める「借入金利息補助金収入」の割合
（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）

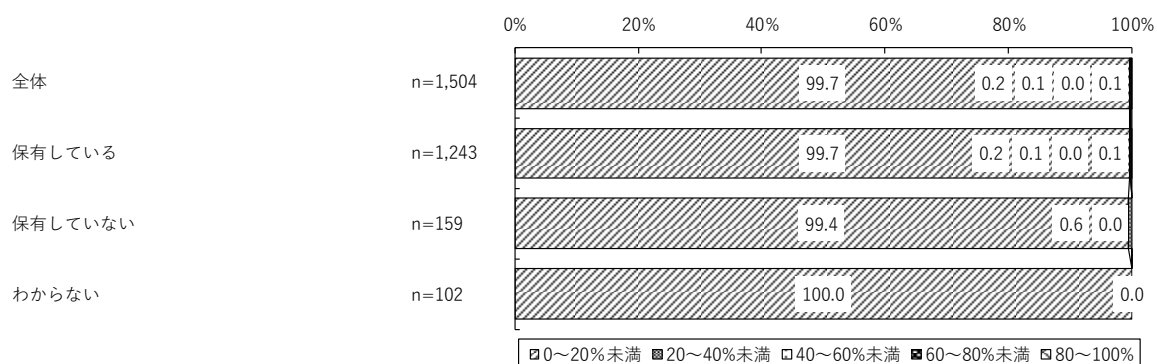


2. 収益計に占める「受取利息配当金収入」の割合

図表2-305 収益計に占める「受取利息配当金収入」の割合（保育類型別）



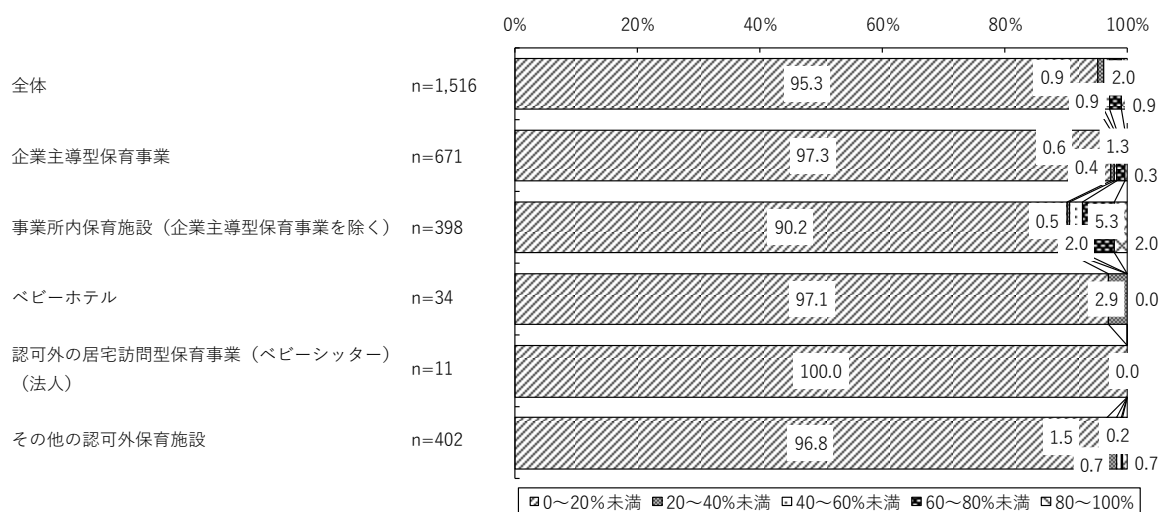
図表2-306 収益計に占める「受取利息配当金収入」の割合
（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）



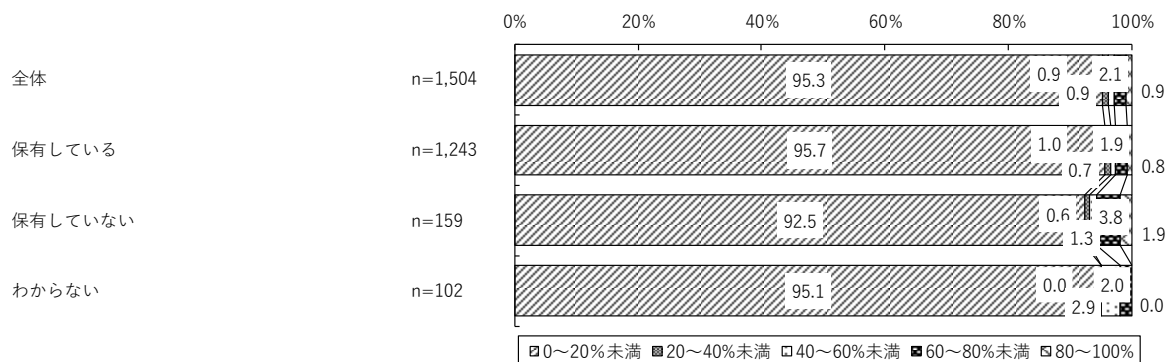
Ⅲ 特別増減による収益

1. 収益計に占める「特別増減による収益」の割合

図表2-307 収益計に占める「特別増減による収益」の割合（保育類型別）



図表2-308 収益計に占める「特別増減による収益」の割合
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(14) 収支状況(問11)【費用】²²

- ✓ 費用(サービス活動増減による費用、サービス活動外増減による費用、特別増減による費用)では、「人件費」が平均 29,406,197 円で構成割合²³は 58.6%と最も高く、次いで「事業費」が 8,216,438 円で構成割合は 16.4%、「事務費」が 6,941,723 円で構成割合は 13.8%。
- ✓ 構成割合をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、費用計²⁴に占める「人件費」の割合は「事業所内保育施設」「ベビーシッター(法人)」では「80～100%」がそれぞれ6割台半ば、5割台半ばを占める一方、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」では「60～80%未満」がいずれも3割台半ば～5割程度と、費用全体に占める人件費の割合が他の保育類型と比べ小さい施設が多い。
- ✓ 費用計に占める「事業費」の割合は、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」では「0～20%未満」がいずれも7割程度～7割台半ばである一方、「事業所内保育施設」では「0～20%未満」が9割程度を占めており、他の保育類型と比べ費用全体に占める事業費の割合が小さい施設が多い。
- ✓ 費用計に占める「事務費」の割合は、「事業所内保育施設」「ベビーシッター(法人)」では「0～20%未満」が9割程度を占める一方、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」では「0～20%未満」がいずれも7割台半ば～8割程度と、他の保育類型と比べ費用全体に占める事務費の割合が大きい施設が多い。

図表2-309 収支状況【費用】

(円)	IVサービス活動増減による費用				Vサービス活動外増減による費用	VI特別増減による費用
	1人件費	2事業費	3事務費	4その他の費用	1支払利息	1法人本部帰属経費
平均	29,406,197.34	8,216,438.15	6,941,723.48	3,772,567.11	383,110.46	1,458,387.99
最大	3,089,006,059	1,085,927,342	643,908,585	291,059,087	45,639,823	140,938,436
最小	0	0	0	0	0	0
中央値	18,714,122	2,528,961	1,939,925	617,063	0	0
構成割合(平均金額から算出)	58.6%	16.4%	13.8%	7.5%	0.8%	2.9%
構成割合(中央値金額から算出)	78.6%	10.6%	8.2%	2.6%	0.0%	0.0%

²² 入力された金額が0を下回るものが一つでもあった場合は無回答として処理。

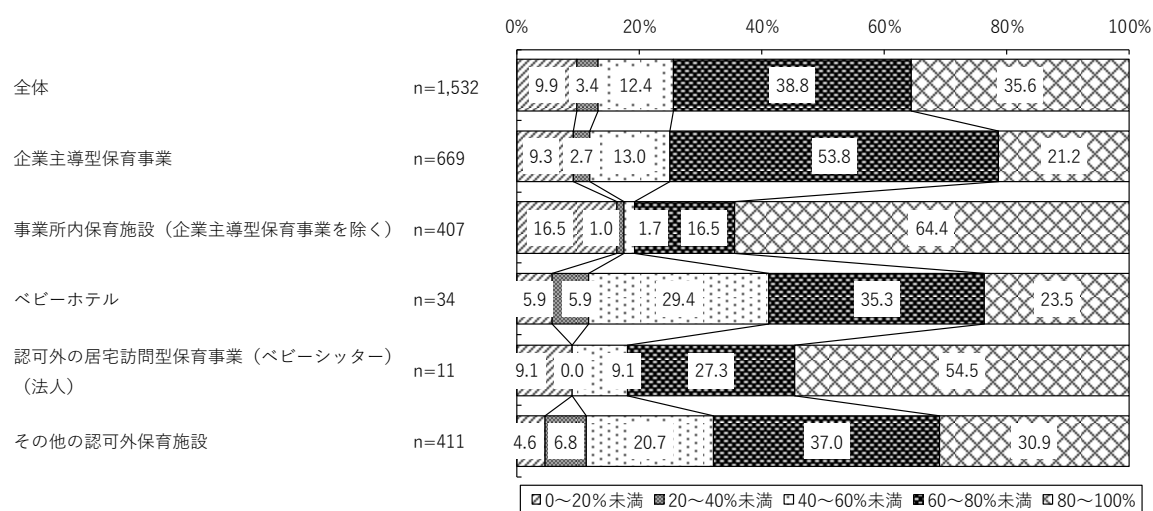
²³ 「費用」の各平均金額を足し合わせた金額における当該費目の金額割合を算出。

²⁴ 「サービス活動増減による費用」+「サービス活動外増減による費用」+「特別増減による費用」

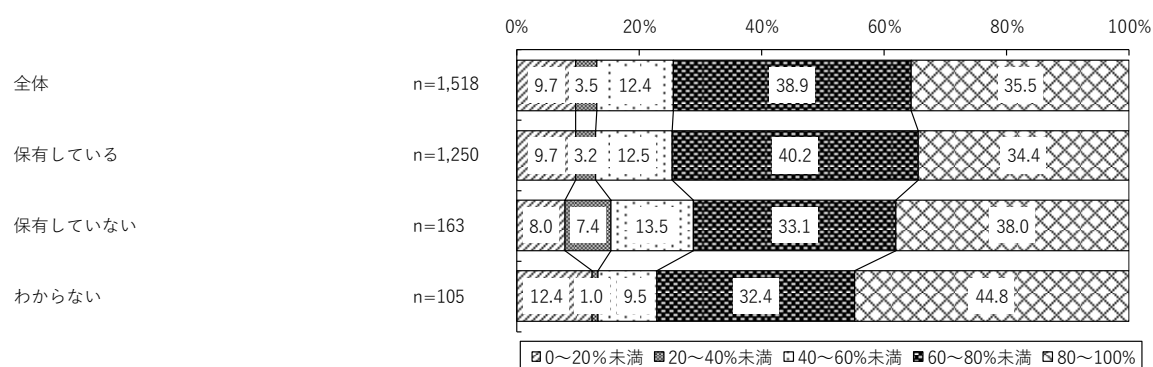
IVサービス活動増減による費用

1. 費用計に占める「人件費」の割合

図表2-310 費用計に占める「人件費」の割合(保育類型別)

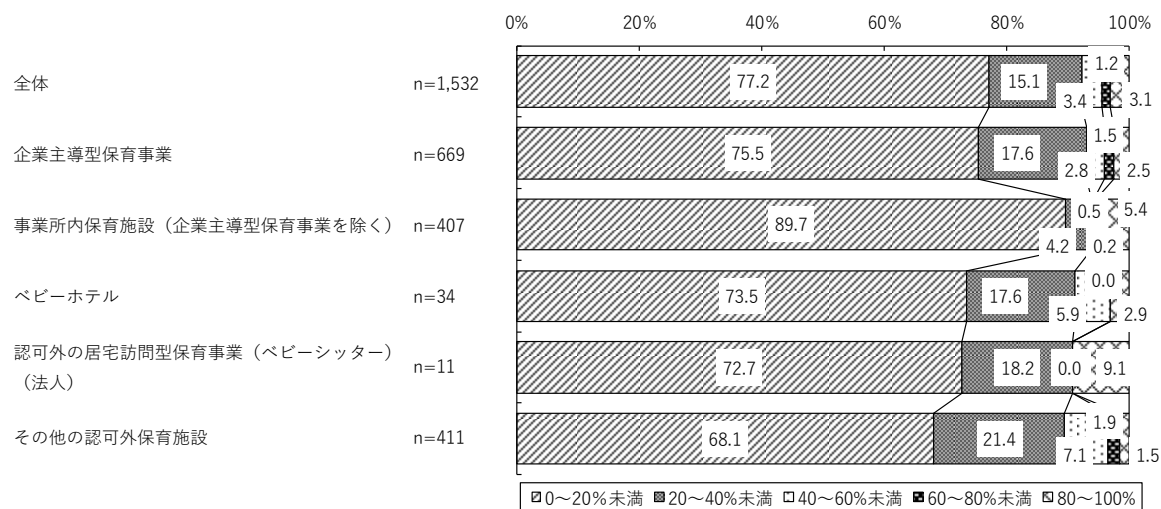


図表2-311 費用計に占める「人件費」の割合(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)

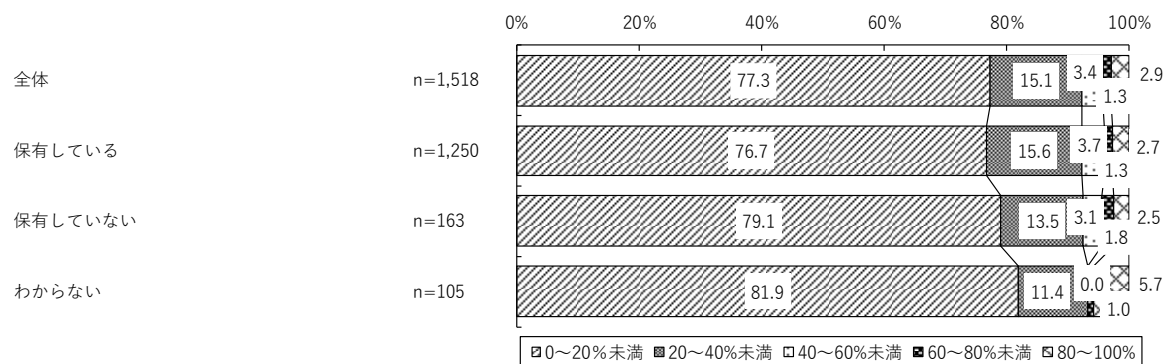


2. 費用計に占める「事業費」の割合

図表2-312 費用計に占める「事業費」の割合(保育類型別)

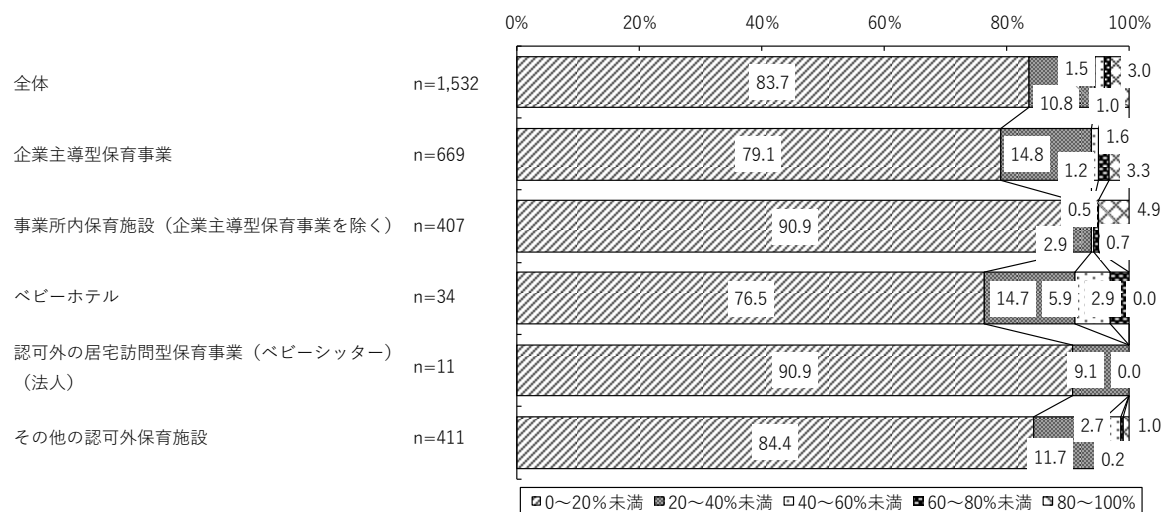


図表2-313 費用計に占める「事業費」の割合(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)

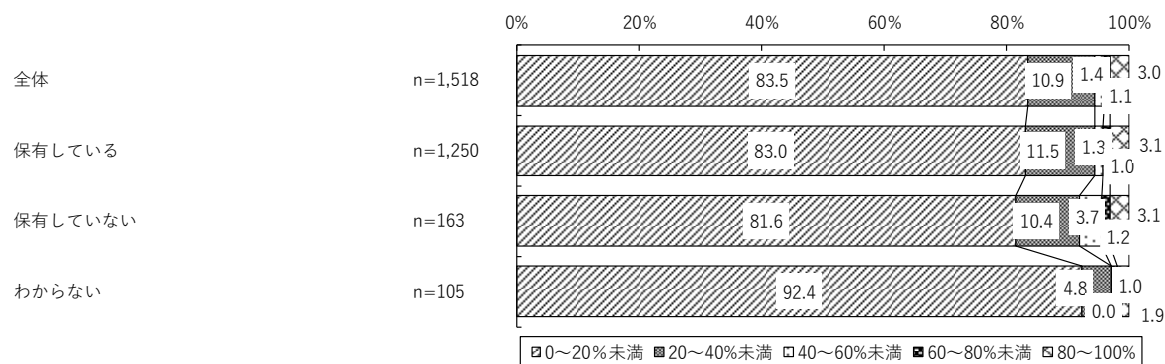


3. 費用計に占める「事務費」の割合

図表2-314 費用計に占める「事務費」の割合(保育類型別)

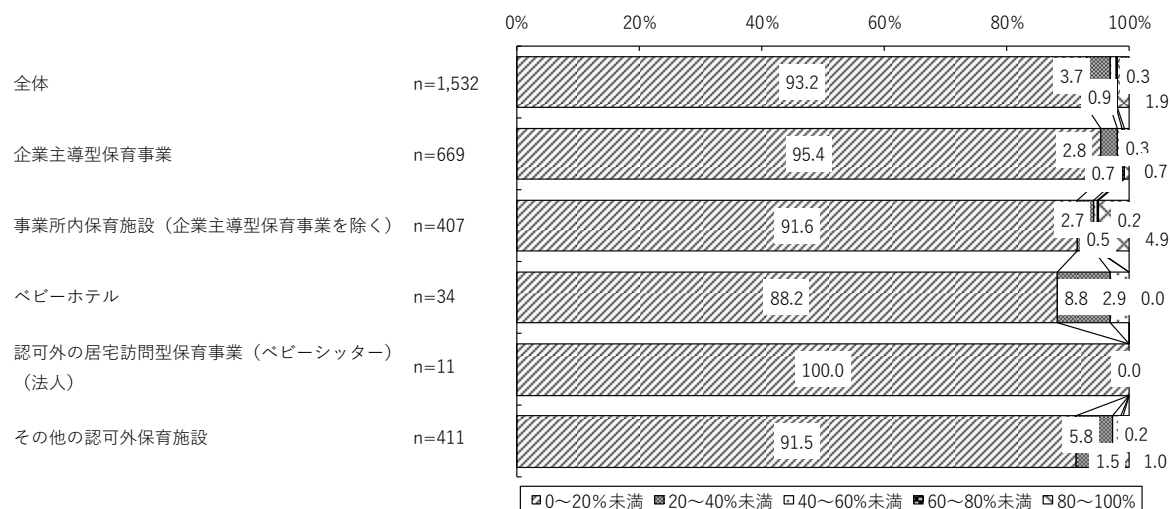


図表2-315 費用計に占める「事務費」の割合(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)

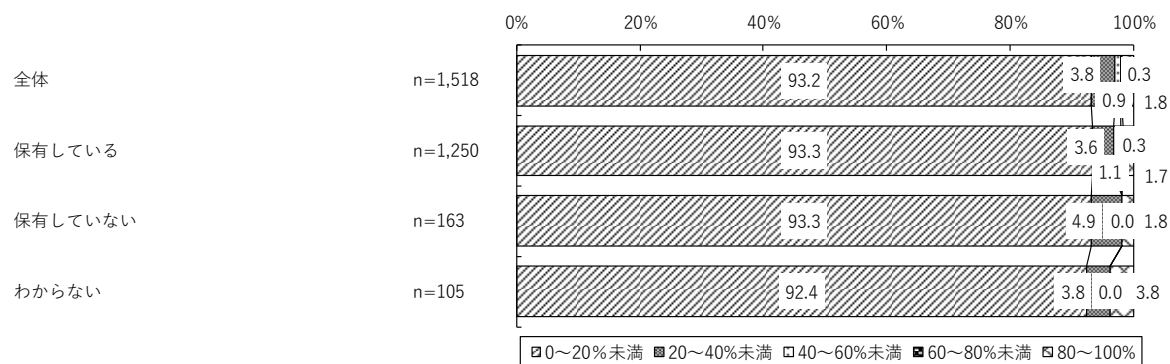


4. 費用計に占める「その他の費用」の割合

図表2-316 費用計に占める「その他の費用」の割合（保育類型別）



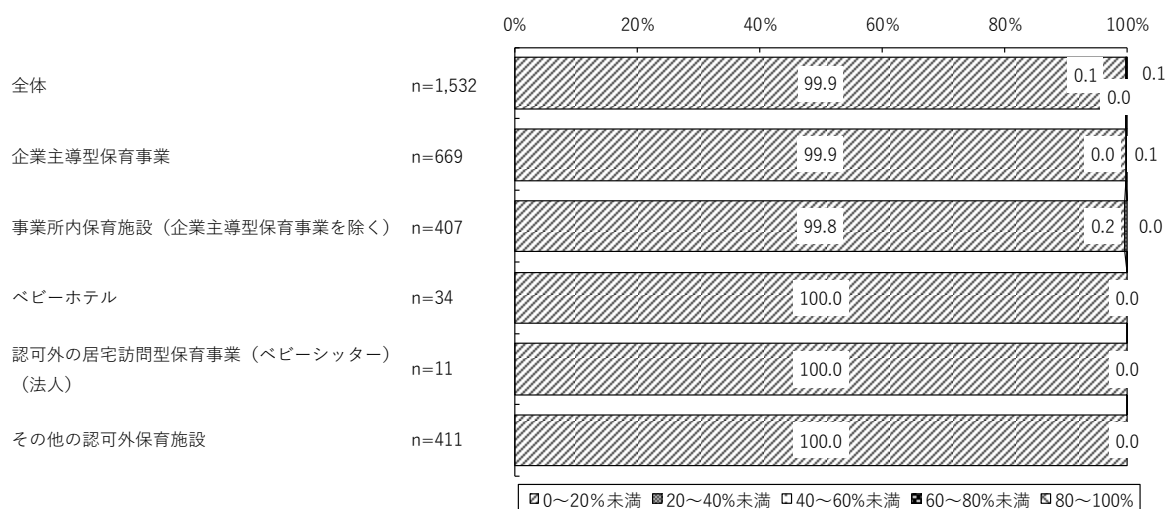
図表2-317 費用計に占める「その他の費用」の割合（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）



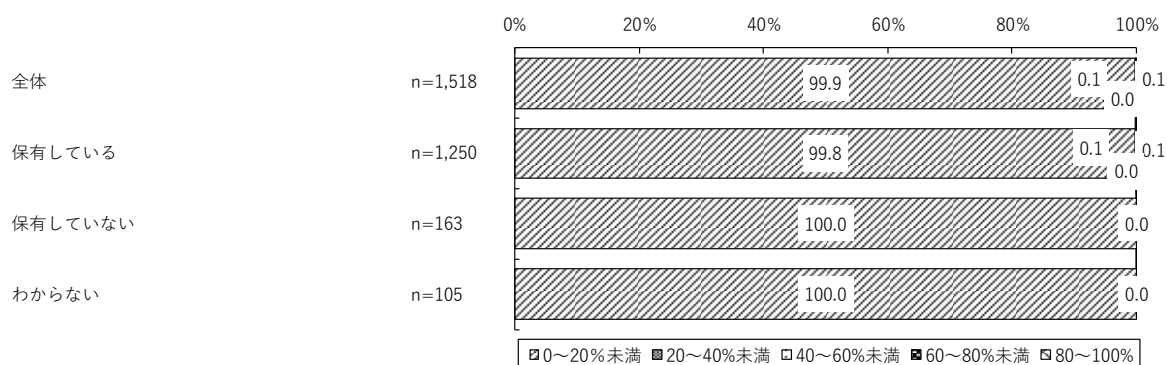
V サービス活動外増減による費用

1. 費用計に占める「支払利息」の割合

図表2-318 費用計に占める「支払利息」の割合（保育類型別）



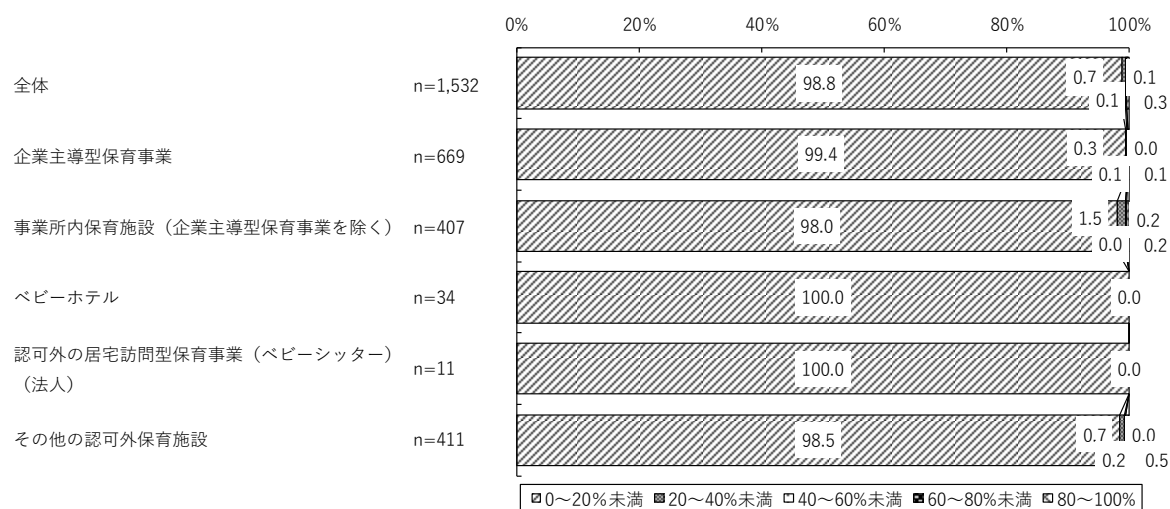
図表2-319 費用計に占める「支払利息」の割合（指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別）



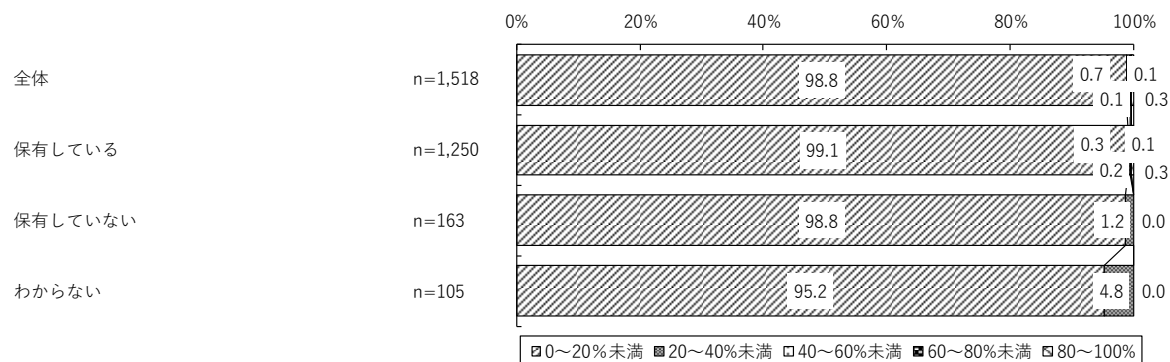
VI特別増減による費用

1. 費用計に占める「法人本部帰属経費」の割合

図表2-320 費用計に占める「法人本部帰属経費」の割合(保育類型別)



図表2-321 費用計に占める「法人本部帰属経費」の割合
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(15) 収支状況(問 11)【収益計／費用計／収支差】

- ✓ 収益のうち、「サービス活動増減による収益(保育事業収益、児童福祉事業収益)」「サービス活動外増減による収益(借入金利息補助金収入、受取利息配当金収入)」の中央値を合算した収益計は 12,894,912 円、費用のうち、「サービス活動増減による費用」(人件費、事業費、事務費、その他の費用)「サービス活動外増減による費用」(支払利息)「特別増減による費用」(法人本部帰属経費)の中央値を合算した費用計は 23,800,070 円。収益計と費用計の合計(以降、「収支計」と表記。)に占める両者の構成割合は、収益が 35.1%、費用が 64.9%。各中央値金額から算出した収支差²⁵は、-10,905,158 円。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「保有していない」施設の方が「保有している」施設よりも「0～20%未満」「20～40%未満」と回答している割合が大きく、収支計に占める「収益計」の割合が小さい。
- ✓ 収支差をカテゴリ化した結果を保育類型別にみると、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「その他の認可外保育施設」では「0～500 万円未満」がいずれも5割程度～6割台半ばと最も多い。一方、「事業所内保育施設」で最も多いのは「-1000 万円以上」の 38.6%であり、他の保育類型と比べ費用が収益を上回っている施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「保有していない」施設の方が「保有している」施設よりも「-1000 万円以上」「-500 万～-1000 万円未満」「-1～500 万円未満」と回答している割合が大きく、費用が収益を上回っている施設が多い。

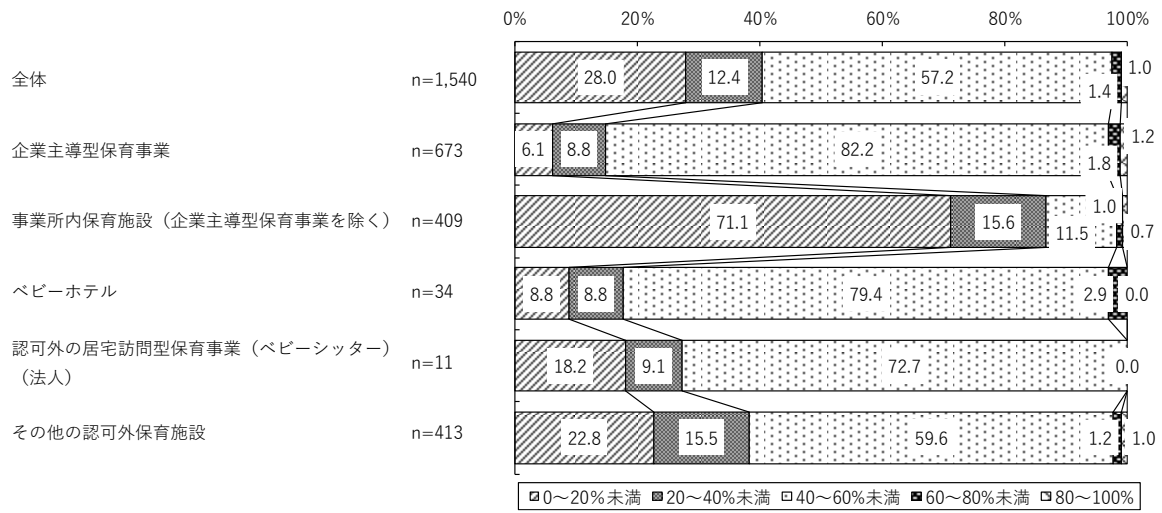
図表2-322 収支状況【収益計／費用計／収支差】

	金額 (各項目の中央値金額から算出)	構成割合 (左記合計額から算出)
①収益計 「サービス活動増減による収益(保育事業収益、児童福祉事業収益)」+「サービス活動外増減による収益(借入金利息補助金収入、受取利息配当金収入)」	12,894,912.00	35.1%
②費用計 「サービス活動増減による費用」(人件費、事業費、事務費、その他の費用)+「サービス活動外増減による費用」(支払利息)+「特別増減による費用」(法人本部帰属経費)	23,800,070.00	64.9%
③収支差：①-②	-10,905,158.00	

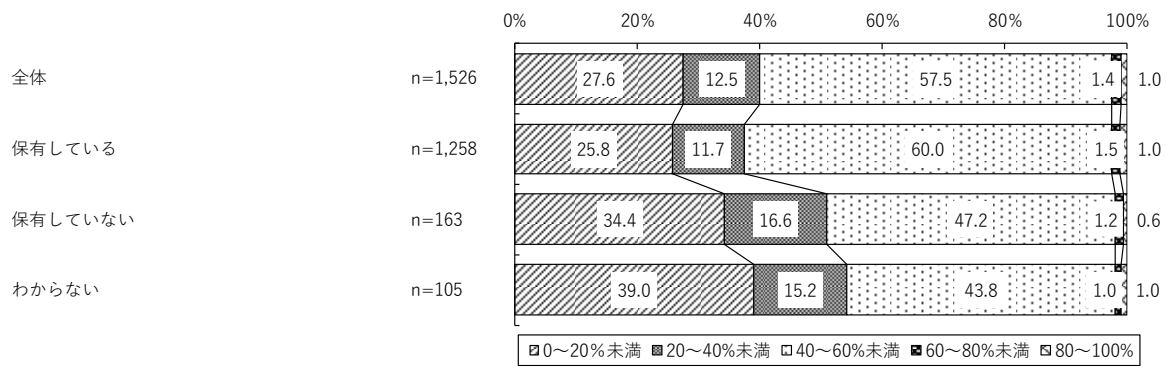
	金額 (各項目の平均金額から算出)	構成割合 (左記合計額から算出)
①収益計 「サービス活動増減による収益(保育事業収益、児童福祉事業収益)」+「サービス活動外増減による収益(借入金利息補助金収入、受取利息配当金収入)」	31,290,886.38	38.4%
②費用計 「サービス活動増減による費用」(人件費、事業費、事務費、その他の費用)+「サービス活動外増減による費用」(支払利息)+「特別増減による費用」(法人本部帰属経費)	50,178,424.54	61.6%
③収支差：①-②	-18,887,538.16	

²⁵ 「収益計」から「費用計」を差し引いた金額

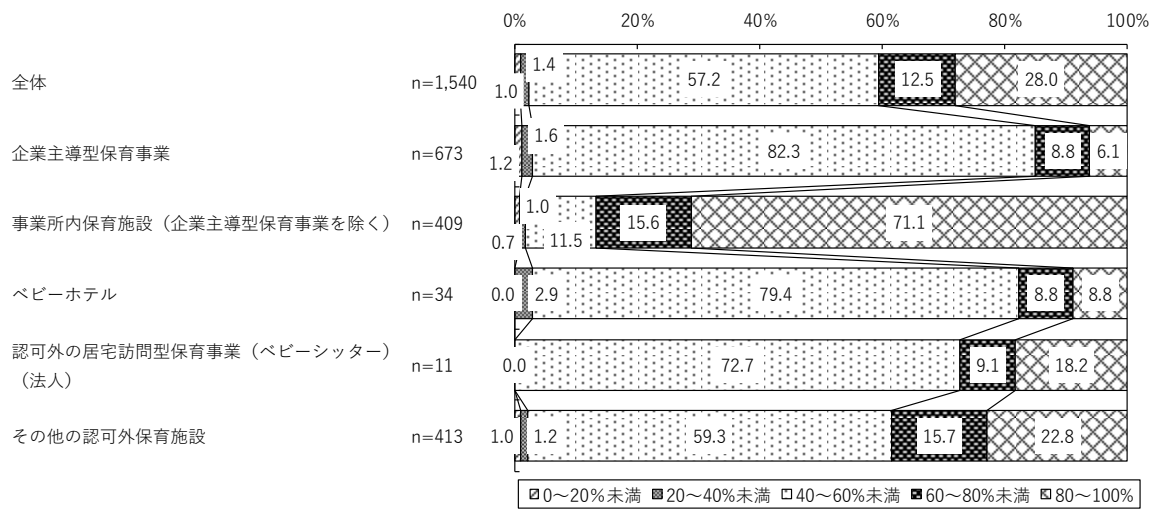
図表2-323 収益計+費用計に占める「収益計」の割合(保育類型別)



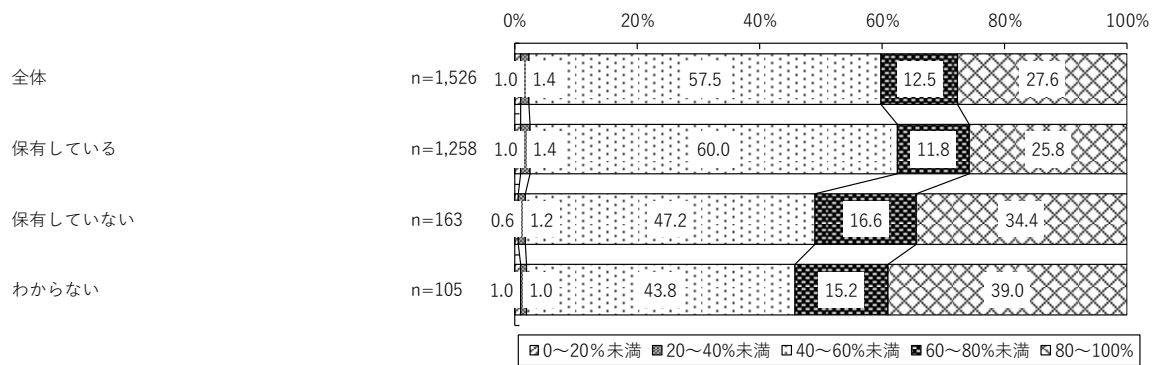
図表2-324 収益計+費用計に占める「収益計」の割合(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



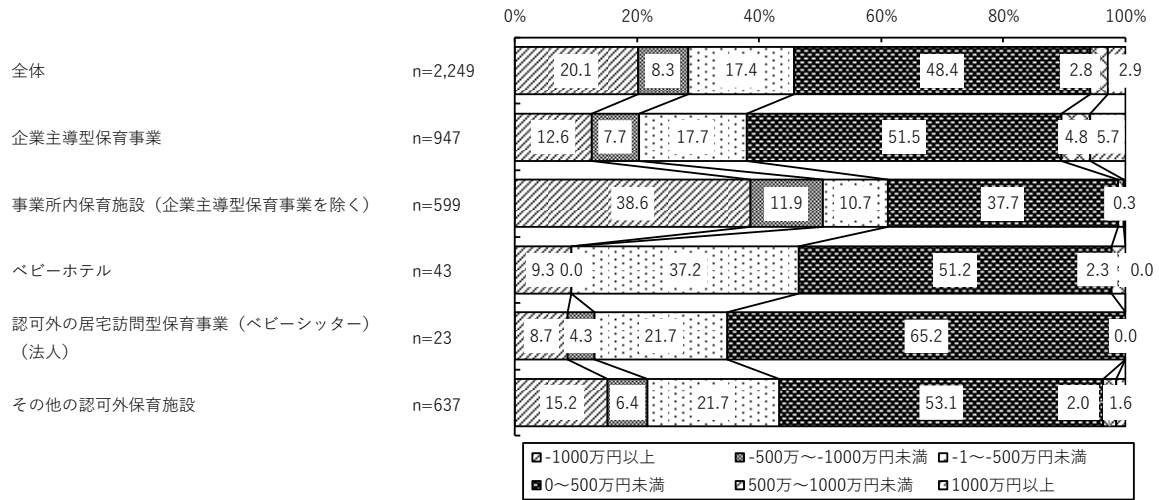
図表2-325 収益計+費用計に占める「費用計」の割合(保育類型別)



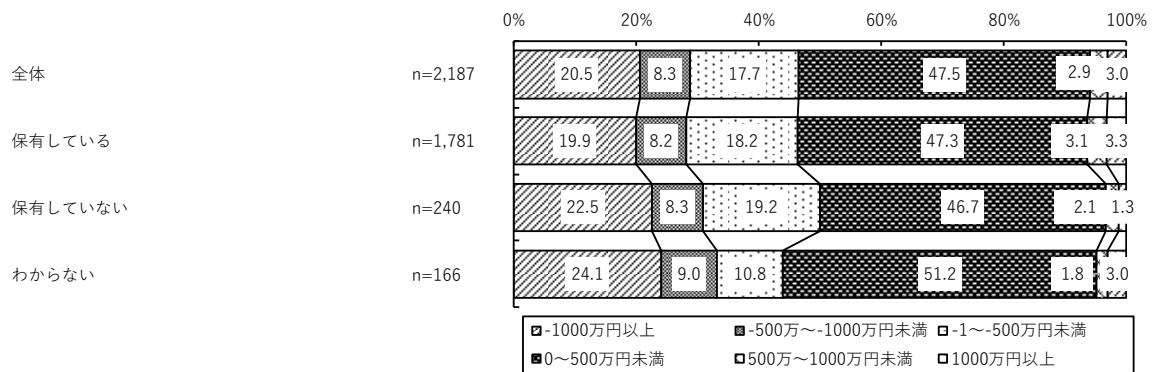
図表2-326 収益計+費用計に占める「費用計」の割合(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-327 収支差(収益計-費用計)(保育類型別)



図表2-328 収支差(収益計-費用計)(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



(16) 「Ⅰ サービス活動増減による収益」で計上した収益に含まれる事業内容(問 12)

① 保育事業収益(主なものを抜粋)

- ・ 通常の保育料(授業料、入学金、おやつ代等含む)
- ・ 業務委託収入
- ・ 一時預かり保育の利用料
- ・ 延長保育料等
- ・ 各種補助金、新型コロナウイルス関連助成金 等

② 児童福祉事業収益(主なものを抜粋)

- ・ 企業主導型保育事業運営費助成金
- ・ 院内保育事業運営費補助金
- ・ (市からの)新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
- ・ 子どものための教育保育給付交付金
- ・ 公益財団法人児童育成協会運営費 等

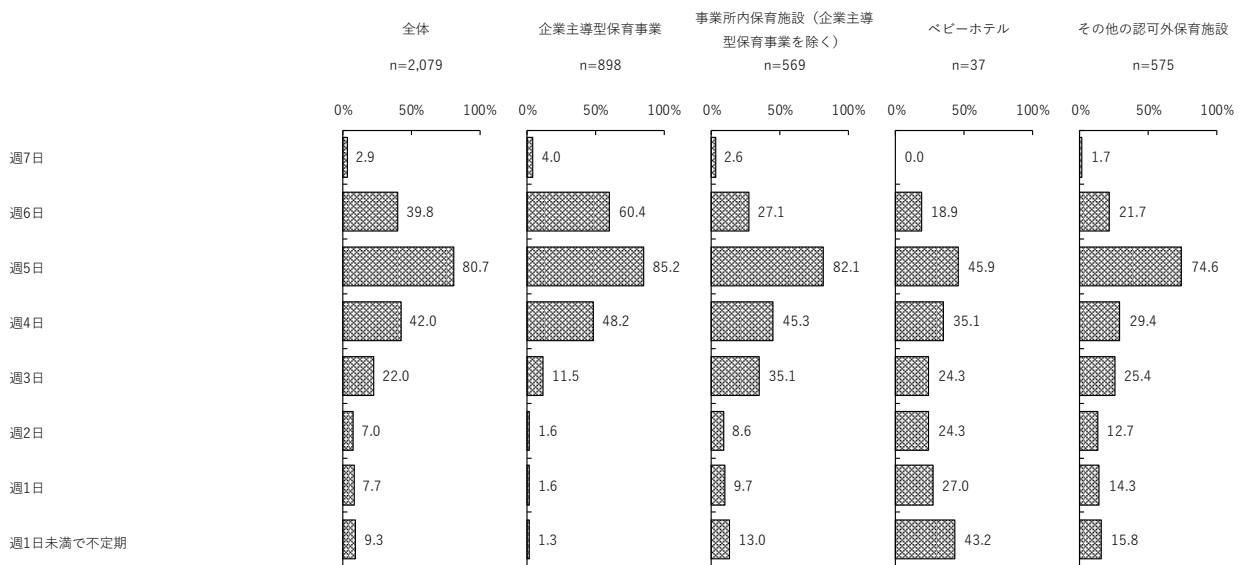
③ その他収益(主なものを抜粋)

- ・ バザー売り上げ、物販
- ・ 小学生向けプログラム事業収益(英会話スクール、スイミングスクール、塾、サマースクール、海外留学、フリースクール、キャンプ等)
- ・ 賃貸事業、医療事業、障害福祉サービス等事業等収益 等

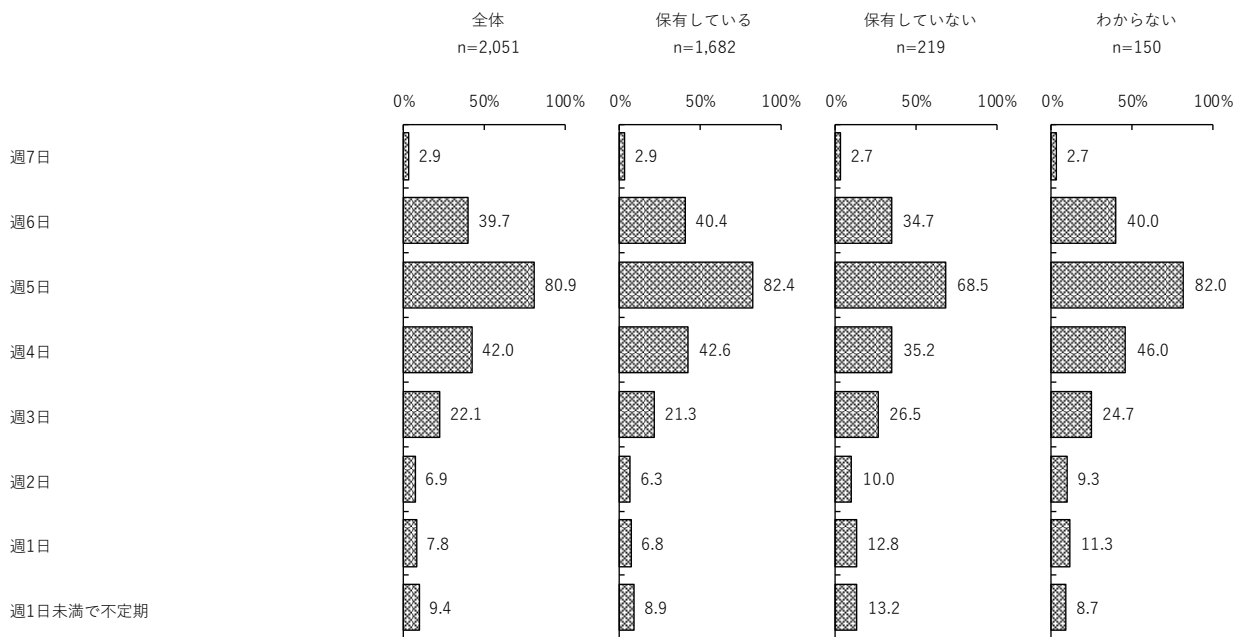
(17) ≪保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」以外の場合のみ≫利用者の利用頻度(問13)

- ✓ いずれの保育類型においても「週5日」が4割台半ば～8割台半ばと最も多い。次いで、「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では「週4日」がそれぞれ 45.3%、29.4%、「企業主導型保育事業」では「週6日」が 60.4%。「ベビーホテル」では「週5日」に次いで「週1日未満で不定期」が 43.2%と多いものの、利用頻度に大きな偏りはない。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設の方が、「保有していない」施設よりも「週5日」「週4日」の利用者の割合がそれぞれ 82.4%、42.6%と高く、利用頻度が高い利用者が多い施設が多い。

図表2-329 利用者の利用頻度(保育類型別)(MA)



図表2-330 利用者の利用頻度(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



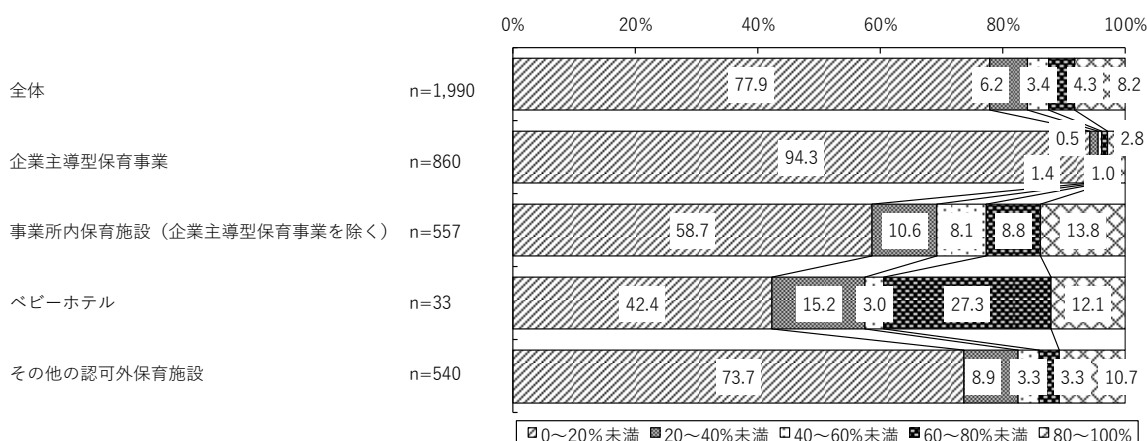
(18) ≪ 保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」以外の場合のみ ≫ 認可保育所との併用割合(問 14)

- ✓ 「併用している」利用者の割合は「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では「0～20%未満」が6割程度～9割台半ばである。一方、「ベビーホテル」においては「併用している」利用者の割合が20%以上の施設が6割程度と、他の保育類型と比べ認可保育所と併用している利用者割合が大きい施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況によって全体の傾向に大きな差はない。

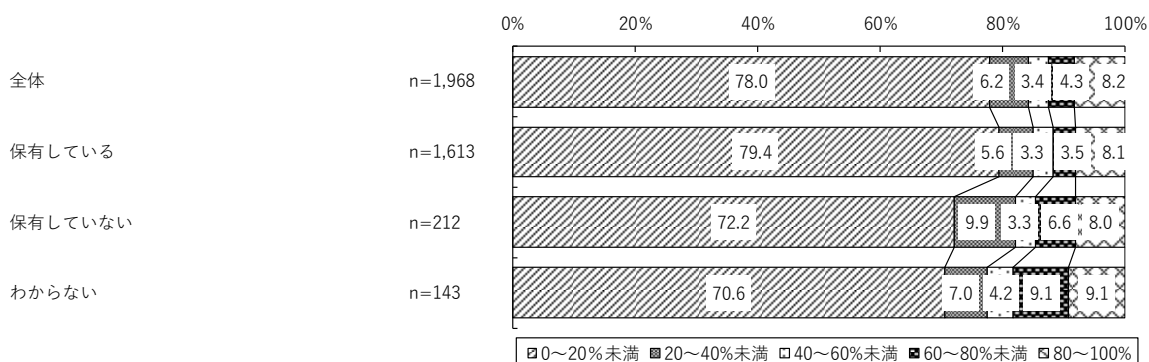
図表2-331 認可保育所との併用割合

(%)	併用している	併用していない
最大値	100	100
最小値	0	0
平均値	14.59	82.63
中央値	0	100

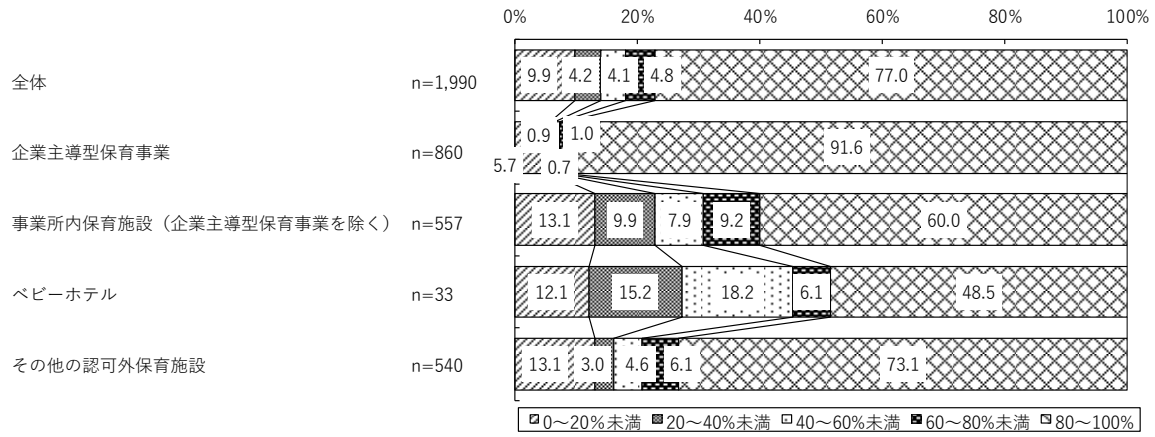
図表2-332 認可保育所との併用割合【併用している】(保育類型別)



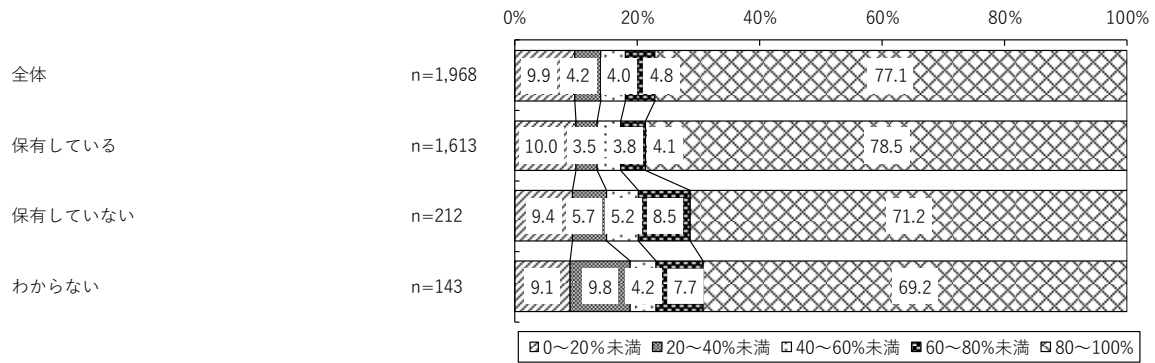
図表2-333 認可保育所との併用割合【併用している】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-334 認可保育所との併用割合【併用していない】(保育類型別)



図表2-335 認可保育所との併用割合【併用していない】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)

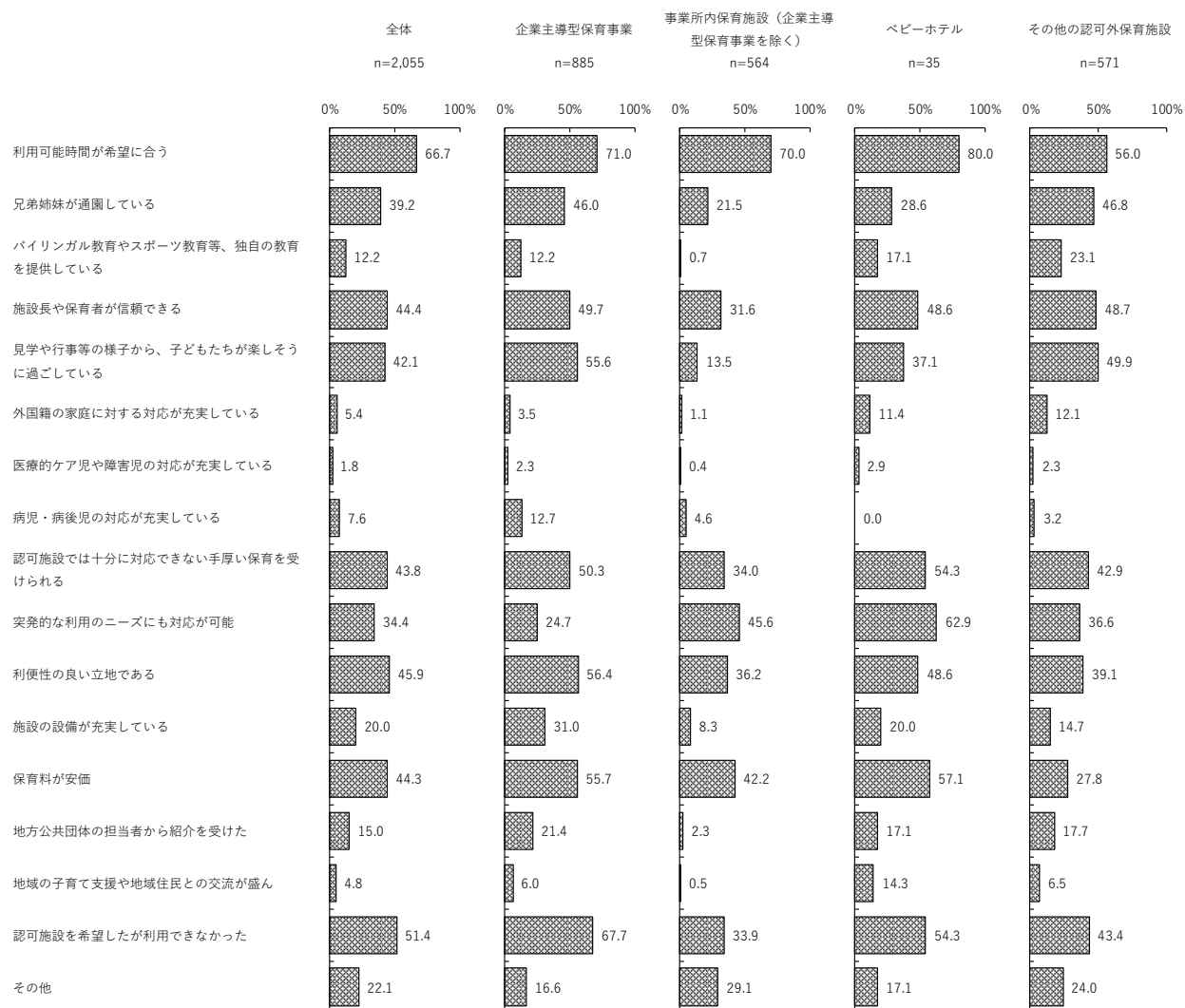


(19) ≪保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」以外の場合のみ≫施設選択の理由(問 15)

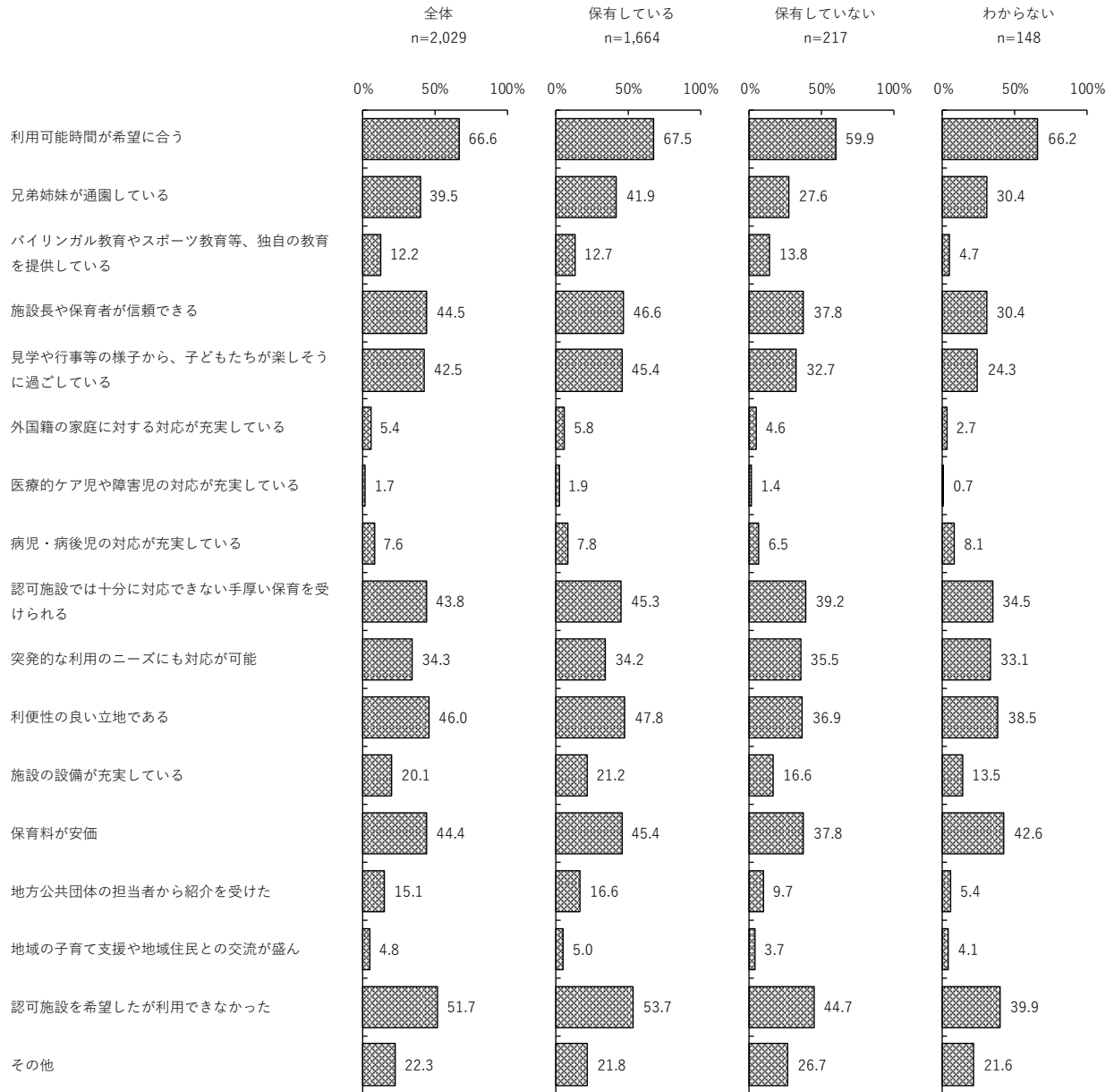
- ✓ いずれの保育類型においても「利用可能時間が希望に合う」が5割台半ば～8割程度と最も多い。
- ✓ 「突発的な利用のニーズにも対応が可能」の回答割合は、「事業所内保育施設」が最も多く 62.9%、次いで「ベビーホテル」で 45.6%、「その他の認可外保育施設」で 36.6%、「企業主導型保育事業」で 24.7%。
- ✓ 「保育料が安価」の回答割合は、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」で4～6割程度である一方、「その他の認可外保育施設」では 27.8%。
- ✓ 「認可施設を希望したが利用できなかった」は、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」で5割台半ば～7割程度である一方「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」では3～4割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況によって全体の傾向に大きな差はないものの、「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を提供している」「突発的な利用のニーズにも対応が可能」「その他」については、証明書を「保有していない」施設の方が、「保有している」施設よりも回答割合が大きかった。ただしその差はいずれも5ポイント未満である。
- ✓ 夜間対応の有無別にみた場合も、全体の傾向は大きくかわらないが、「夜間対応有」の施設の方が、対応していない施設よりも「利用可能時間が希望に合う」の回答割合が 81.7%と 22 ポイント高い。
- ✓ 「その他」の内容として、以下の回答が見られた。(主なものを抜粋)

- (院内保育施設の場合) 病院利用者である
- 職場内にあるため利便性がよい
- 障害児認定を受けていなくても、発達障害疑い等不安のある子どもを持つ保護者が、療育センターと併用利用する
- 認可入園の加点アップのため、育休後、認可保育所に入所できるまでの間利用したい。育休終了(復帰)のタイミングで入園しやすい
- 認可保育所の一斉保育では子どもが順応できなかった
- 普段幼稚園に通っていても利用できる。短時間の預かりに対応している
- 同じ法人が運営する小規模認可保育所を卒園した後も、系列の保育施設にあずけたい
- 里帰り出産のため、上の子を預けたい
- 自然環境がよい
- 保育内容の充実(毎日の連絡アプリで写真が見られる、様々なお稽古を取り入れている、乳幼児期に必要な身体の発達を考慮したリズム遊び、イベントが充実している 等)

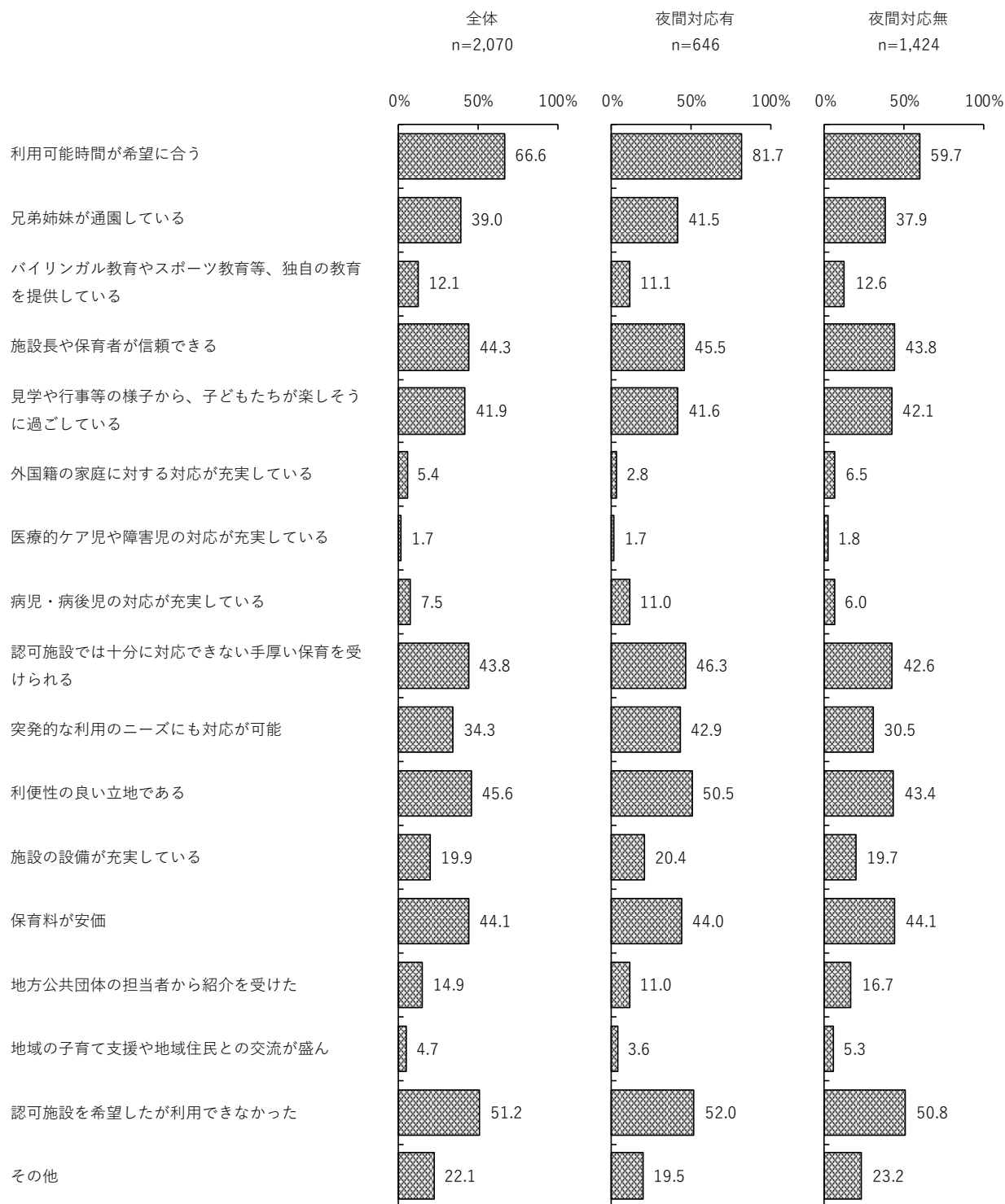
図表2-336 施設選択の理由(保育類型別)(MA)



図表2-337 施設選択の理由(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



図表2-338 施設選択の理由(夜間対応の有無別)(MA)



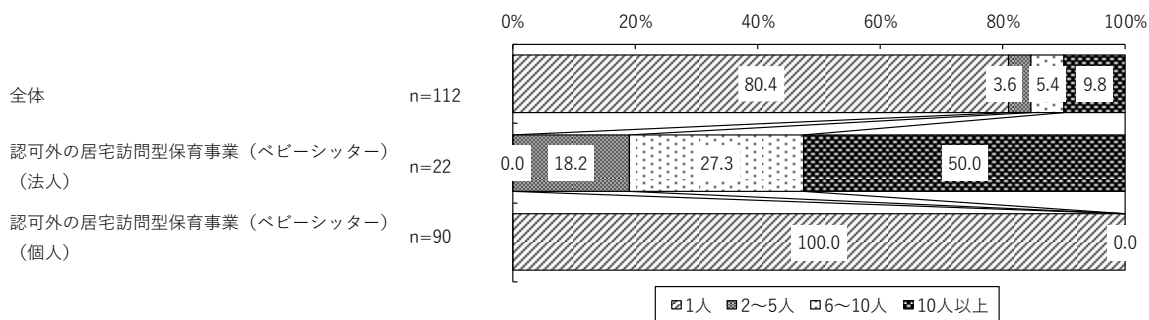
(20) ≪ 保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」の場合のみ ≫ 登録保育者(ベビーシッター)数(問 16)

- ✓ 「ベビーシッター(法人)」では「10人以上」が50.0%と最も多く、次いで「6~10人」が27.3%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「保有している」「保有していない」いずれの場合も「1人」が最も多く、それぞれ81.5%、76.2%。一方、「10人以上」については、それぞれ5.6%、19.0%であり、「保有していない」施設の方が多くの登録保育者を有する施設が多い。

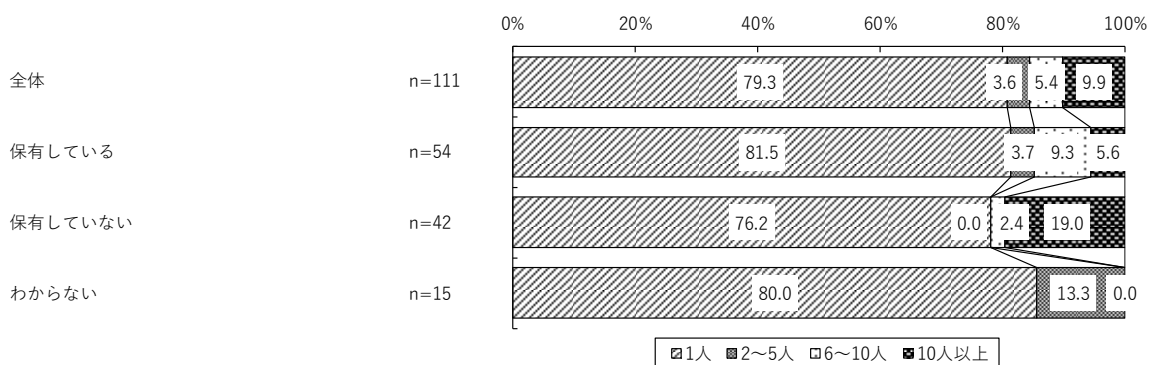
図表2-339 登録保育者(ベビーシッター)数

(人)	登録保育者(ベビーシッター)数
最大値	81
最小値	0
平均値	4.75
中央値	1

図表2-340 登録保育者(ベビーシッター)数(保育類型別)



図表2-341 登録保育者(ベビーシッター)数(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



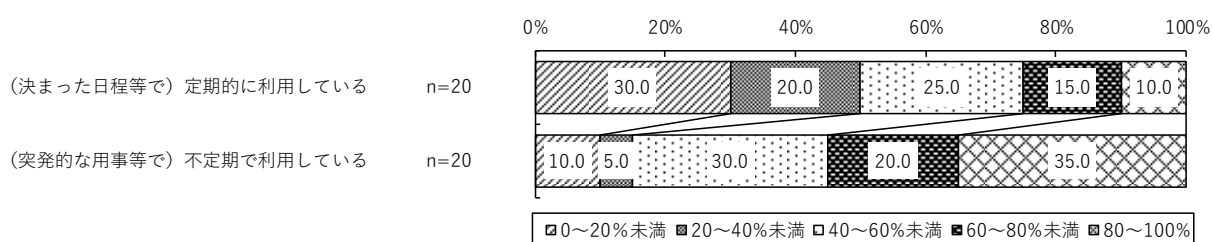
(21) ≪ 保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」の場合のみ ≫ 利用登録者の利用形態の割合(問 17)

- ✓ 「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ともに、「(突発的な用事等で)不定期で利用している」利用者の割合は、60%以上の施設が5割程度～5割台半ば。一方、「(決まった日程等で)定期的に利用している」利用者の割合は 60%以上の施設が2割台半ば～4割程度と、定期利用者よりも不定期利用者の割合が高い施設が多い。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「(突発的な用事等で)不定期で利用している」利用者の割合は、「保有していない」施設では利用者の割合が 80%以上の施設が5割と、「保有している」施設よりも 13.5 ポイント高く、不定期で利用している利用者の割合が大きい施設が多い。

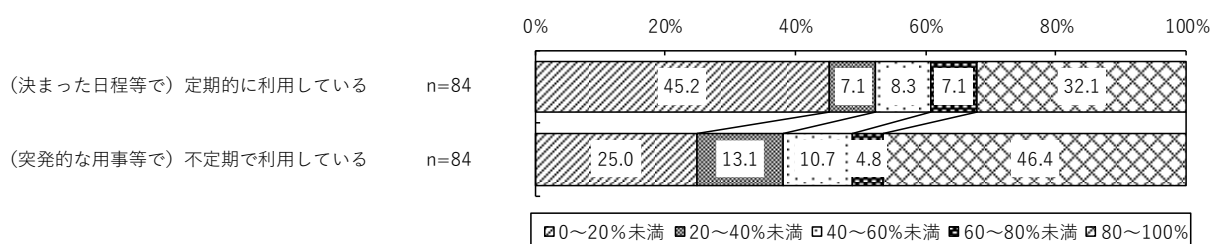
図表2-342 利用登録者の利用形態の割合

(%)	(決まった日程等で) 定期的に利用している	(突発的な用事等で) 不定期で利用している
最大値	100	100
最小値	0	0
平均値	41.03	56.34
中央値	38	50

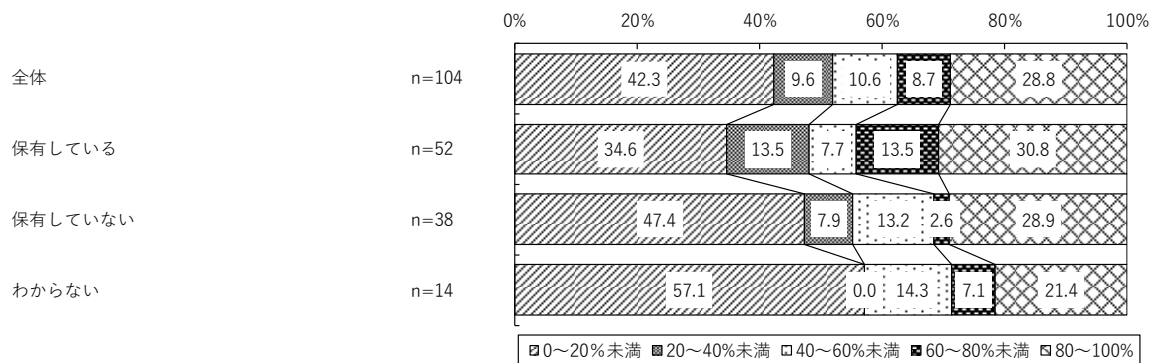
図表2-343 利用登録者の利用形態の割合【保育類型別:ベビーシッター(法人)】



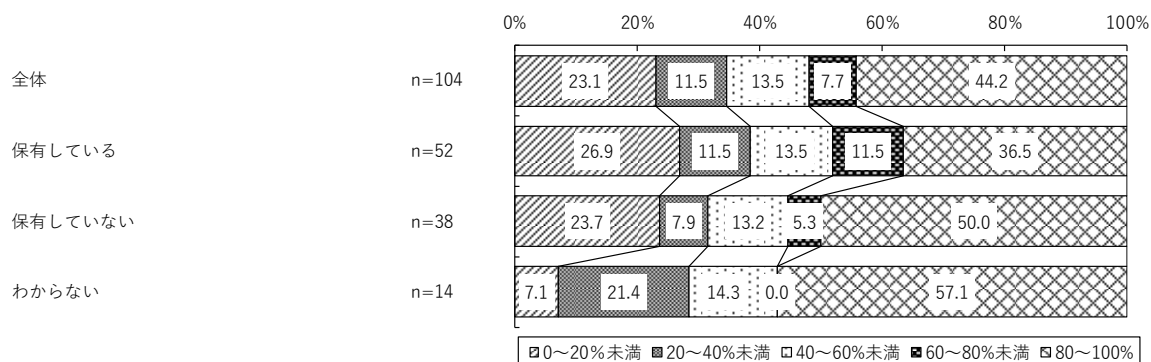
図表2-344 利用登録者の利用形態の割合【保育類型別:ベビーシッター(個人)】



図表2-345 利用登録者の利用形態の割合【(決まった日程等で)定期的に利用している】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-346 利用登録者の利用形態の割合【(突発的な用事等で)不定期で利用している】
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



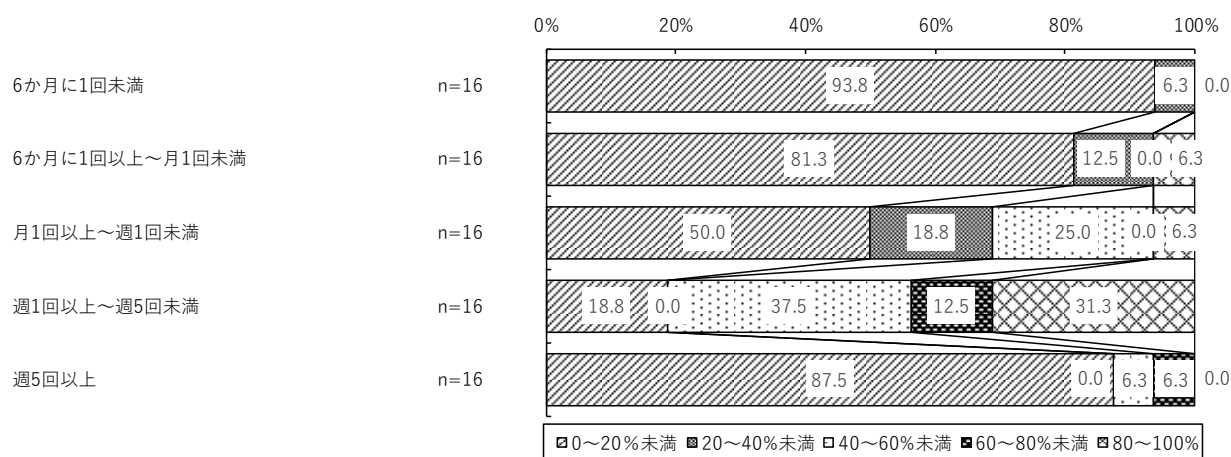
(22) ≪「定期的に利用している」に該当する利用者のみ≫ 利用する頻度の割合(問 18)

- ✓ 「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ともに、「週1回以上～週5回未満」で利用する利用者割合が60%以上の施設が4～5割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「週1回以上～週5回未満」で利用する利用者の割合は、「保有している」施設では利用者割合が60%以上の施設が6割程度と、「保有していない」施設よりも10.5ポイント大きい。

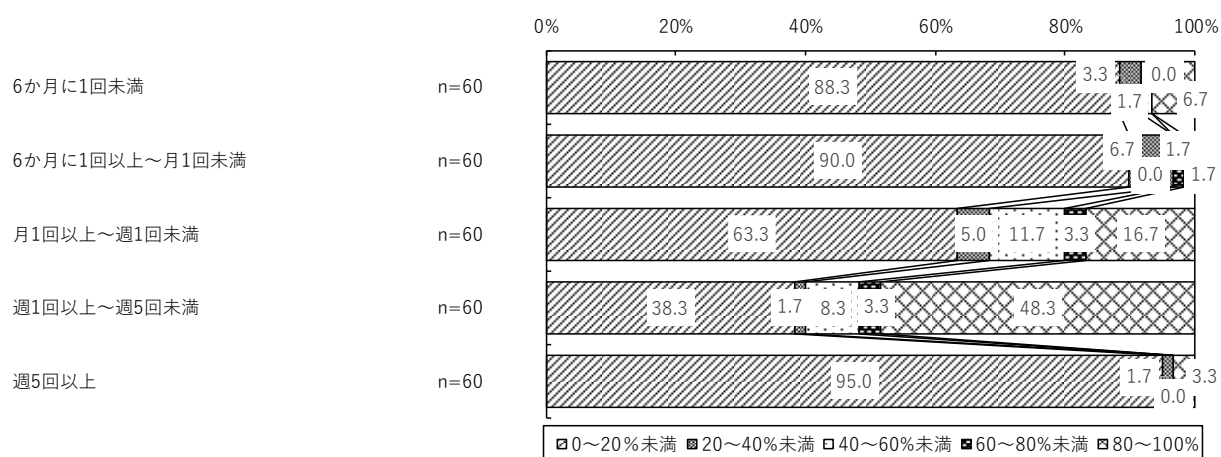
図表2-347 利用する頻度の割合

(%)	6か月に1回未満	6か月に1回以上～月1回未満	月1回以上～週1回未満	週1回以上～週5回未満	週5回以上
最大値	100	100	100	100	100
最小値	0	0	0	0	0
平均値	6.65	6.12	24.29	55.39	3.98
中央値	0	0	1	60	0

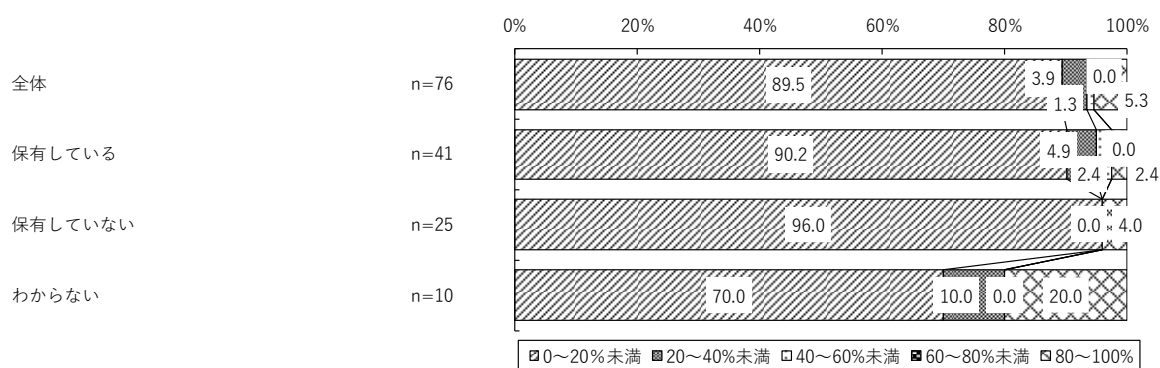
図表2-348 利用する頻度の割合【保育類型別:ベビーシッター(法人)】



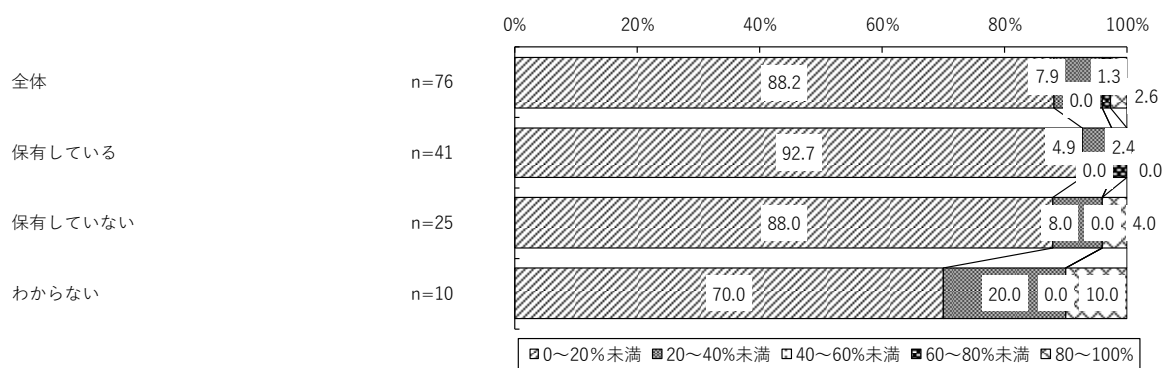
図表2-349 利用する頻度の割合【保育類型別:ベビーシッター(個人)】



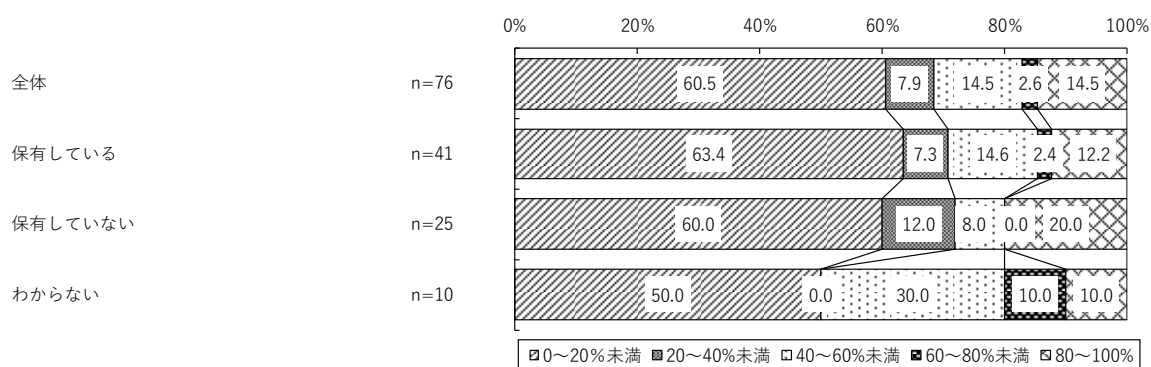
図表2-350 利用する頻度の割合【6か月に1回未満】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



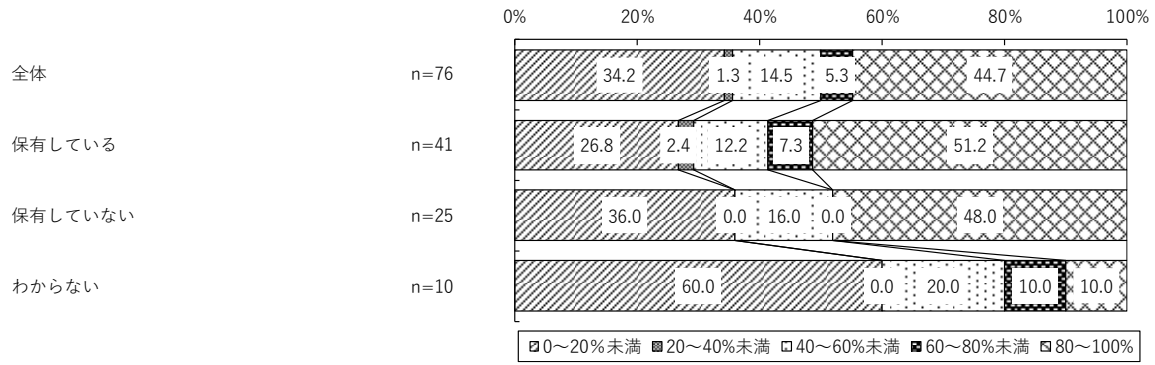
図表2-351 利用する頻度の割合【6か月に1回以上～月1回未満】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



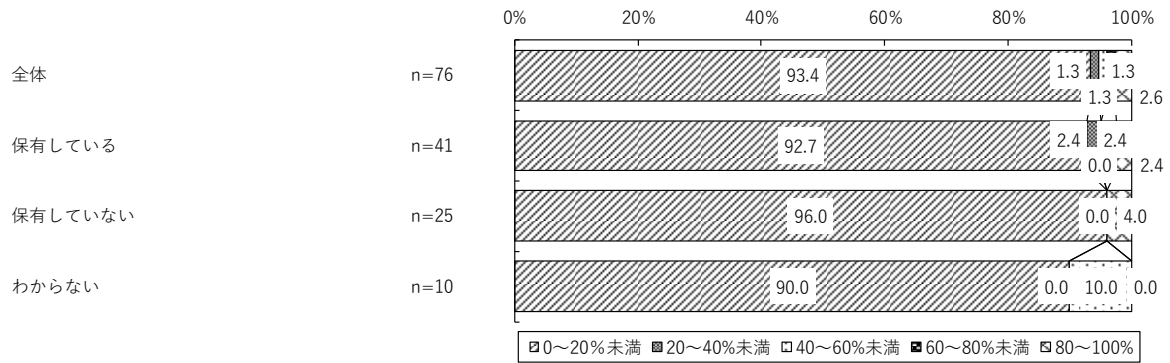
図表2-352 利用する頻度の割合【月1回以上～週1回未満】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-353 利用する頻度の割合【週1回以上～週5回未満】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-354 利用する頻度の割合【週5回以上】(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



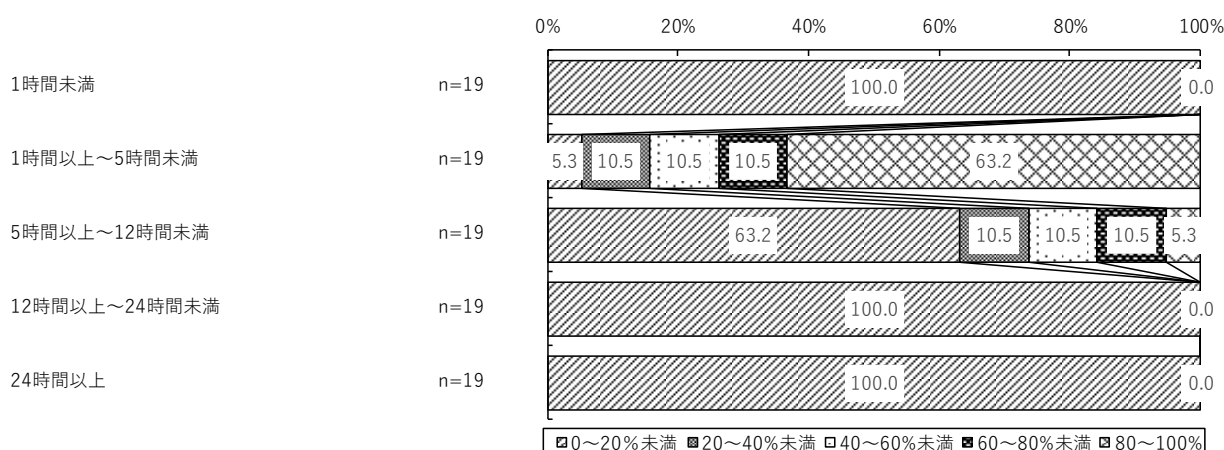
(23) ≪ 保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」の場合のみ ≫ 利用登録者の1回当たりの利用時間(問 19)

- ✓ 「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」ともに、「1時間以上～5時間未満」で利用する利用者割合が80%以上の施設が6～7割程度。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、「1時間以上～5時間未満」で利用する利用者割合は、「保有していない」施設では利用者割合が80%以上の施設が9割程度と、「保有している」施設よりも24.5ポイント大きい。

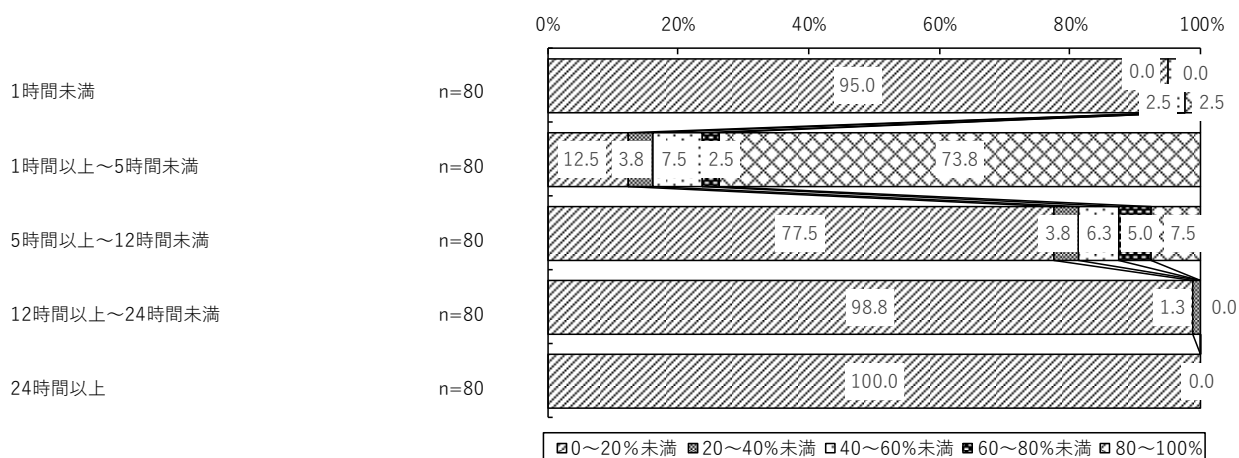
図表2-355 利用登録者の1回当たりの利用時間

(%)	1時間未満	1時間以上～5時間未満	5時間以上～12時間未満	12時間以上～24時間未満	24時間以上
最大値	100	100	100	50	0
最小値	0	0	0	0	0
平均値	2.84	75.78	17.60	1.03	0
中央値	0	90	5	0	0

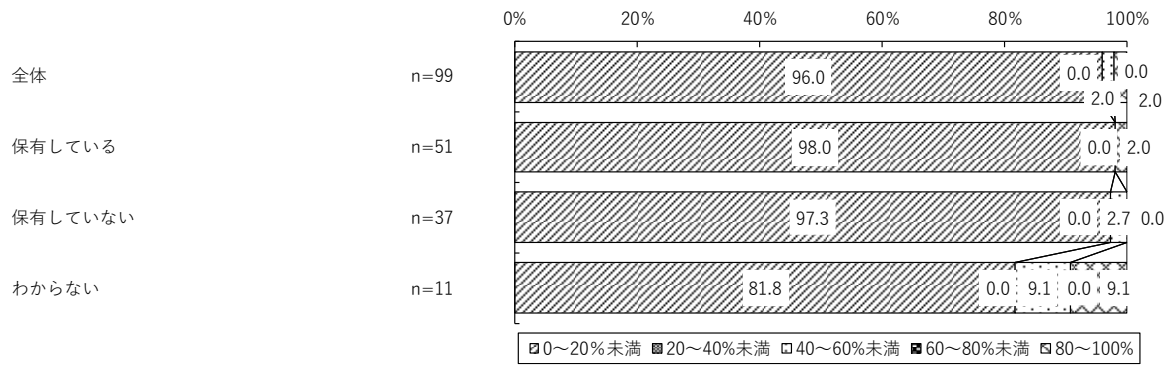
図表2-356 利用登録者の1回当たりの利用時間【保育類型別:ベビーシッター(法人)】



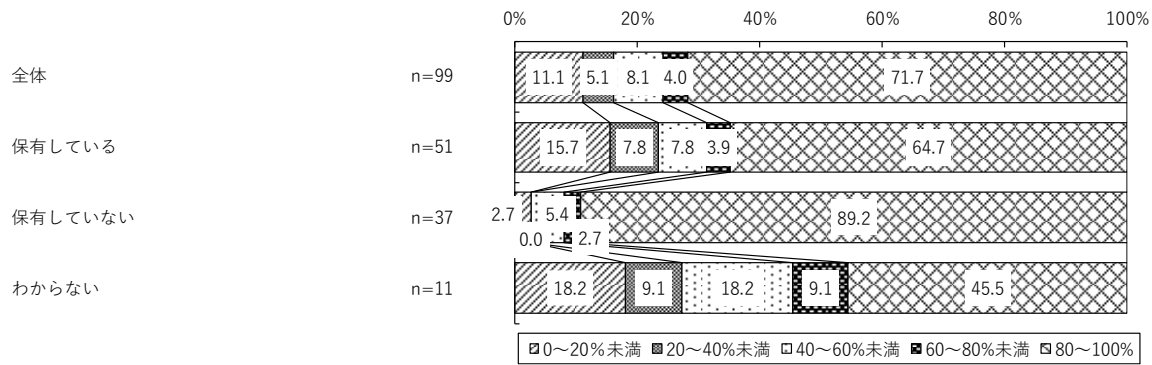
図表2-357 利用登録者の1回当たりの利用時間【保育類型別:ベビーシッター(個人)】



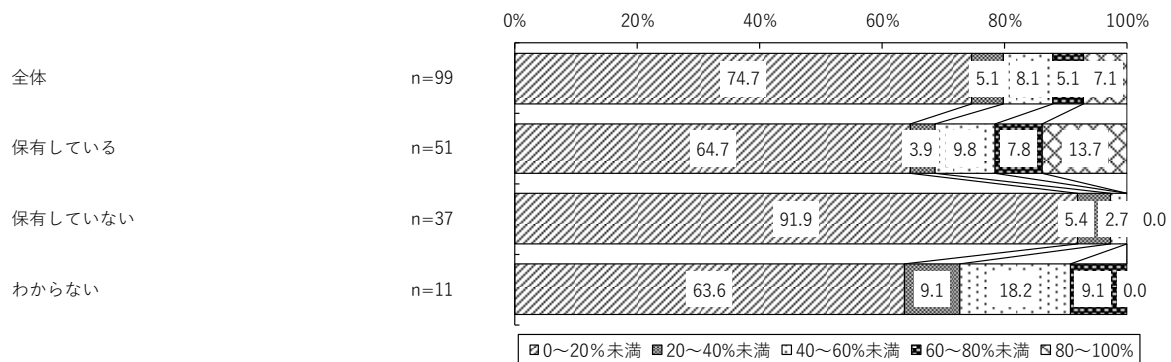
図表2-358 利用登録者の1回当たりの利用時間【1時間未満】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



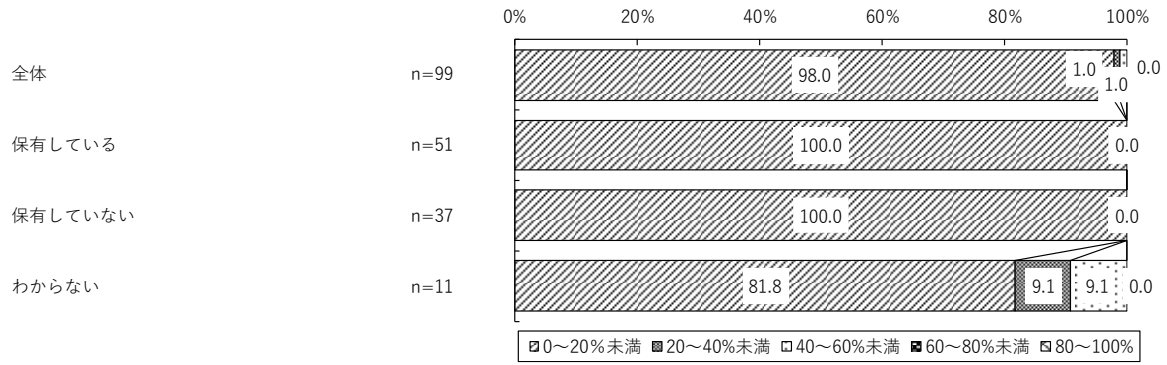
図表2-359 利用登録者の1回当たりの利用時間【1時間以上～5時間未満】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



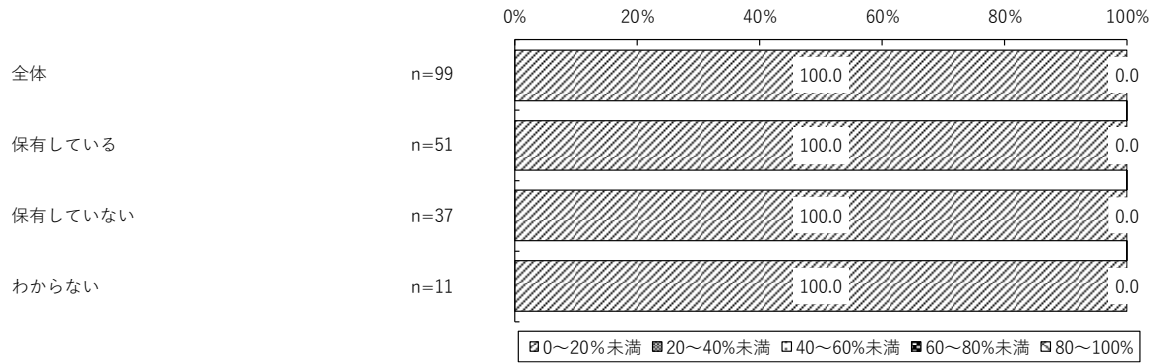
図表2-360 利用登録者の1回当たりの利用時間【5時間以上～12時間未満】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



図表2-361 利用登録者の1回当たりの利用時間【12時間以上～24時間未満】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



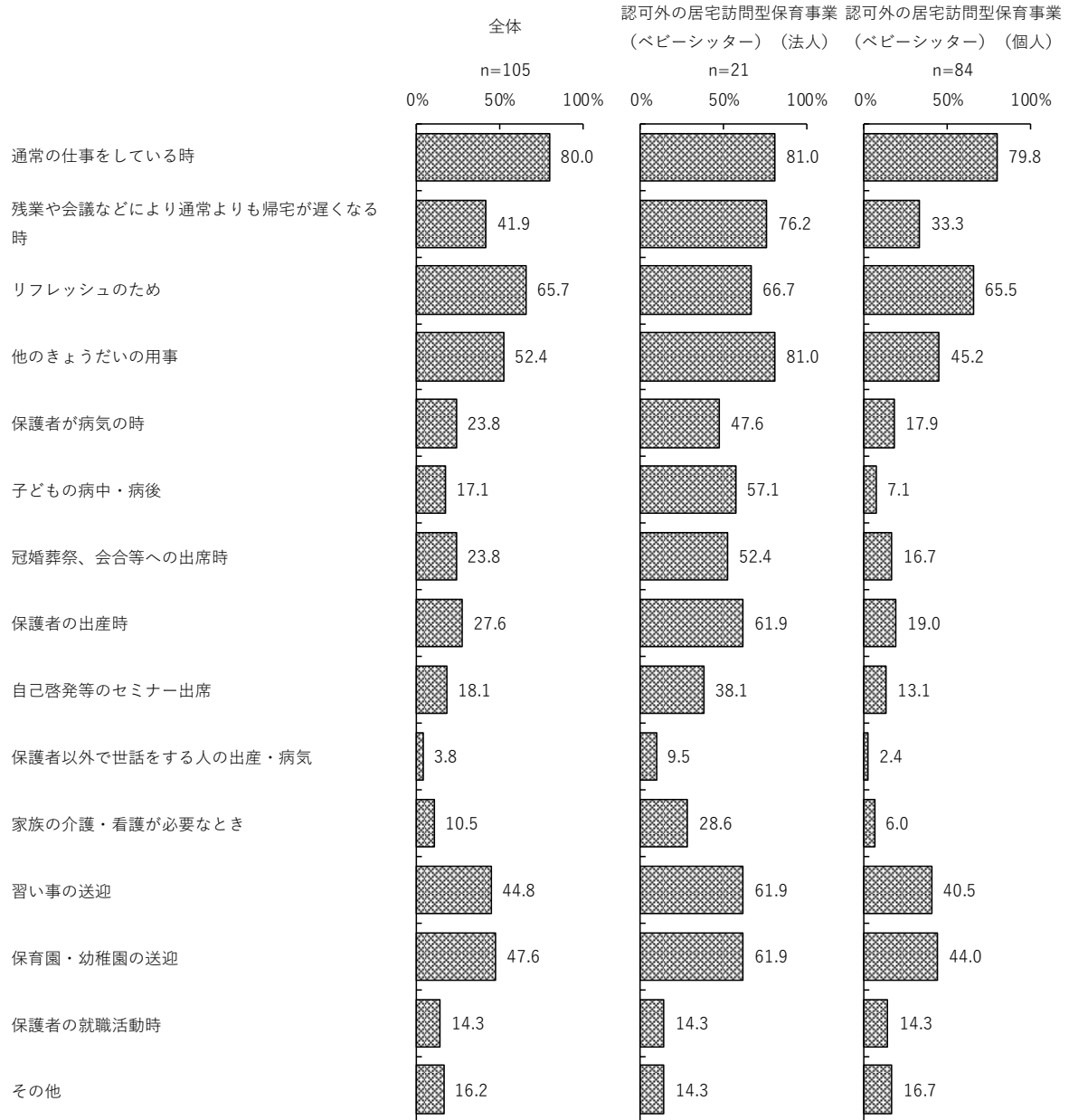
図表2-362 利用登録者の1回当たりの利用時間【24時間以上】
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)



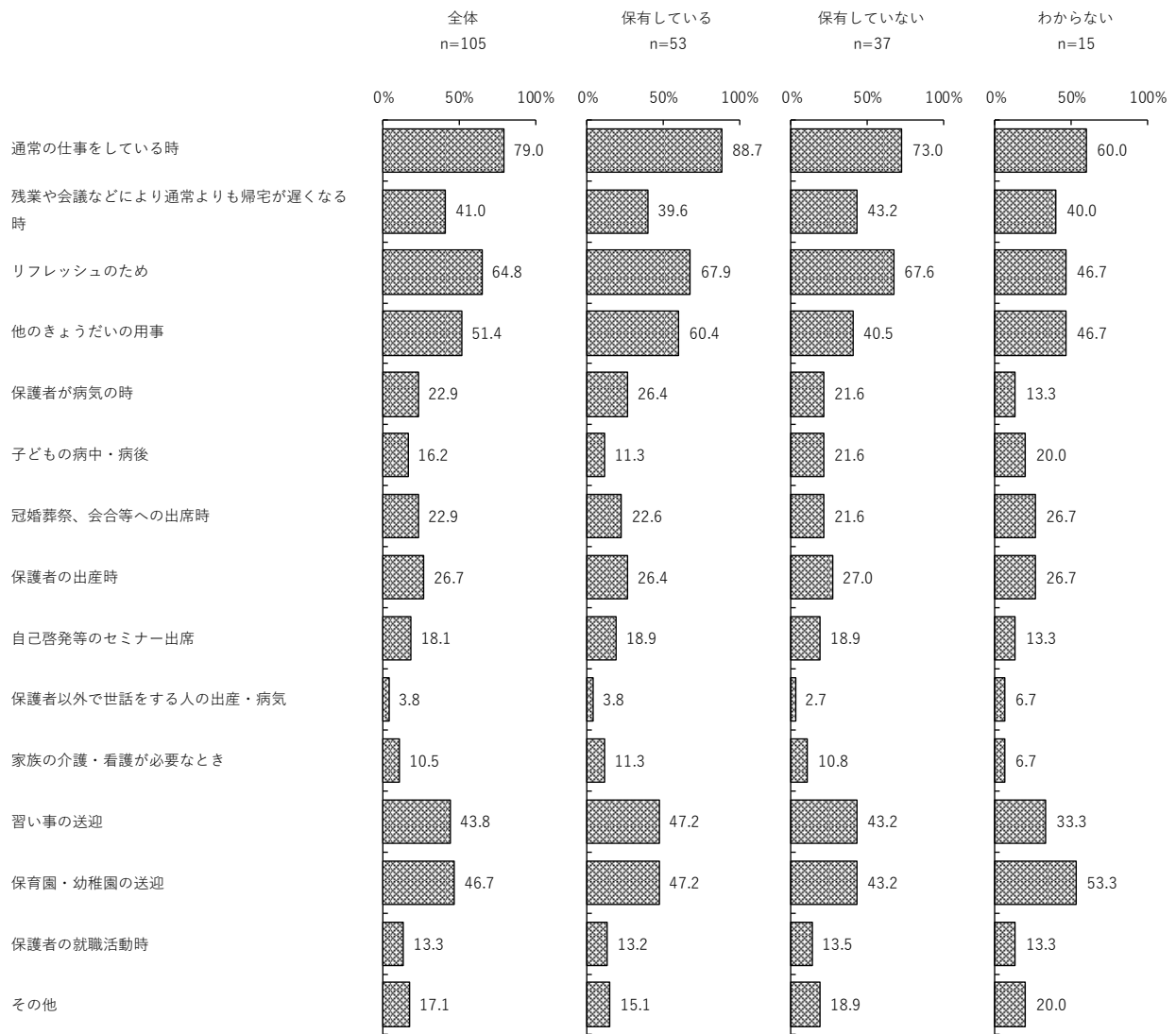
(24) ≪保育類型が「ベビーシッター(法人)」もしくは「ベビーシッター(個人)」の場合のみ≫ 利用登録者の利用シーン、目的としてよく聞かれるもの(問 20)

- ✓ 「ベビーシッター(法人)」では「通常の仕事をしている時」「他のきょうだいの用事」がいずれも 81.0%と最も多い。「ベビーシッター(個人)」でも「通常の仕事をしている時」が 79.8%と最も多いが、次に多いのは「リフレッシュのため」で 65.5%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況にかかわらず全体の傾向に大きな違いはないが、「通常の仕事をしている時」「他のきょうだいの用事」については、証明書を「保有している」施設の回答割合が「保有していない」施設の回答割合を 15 ポイント以上上回っている。
- ✓ 夜間対応の有無別にみた場合も全体の傾向に大きな違いはないが、「夜間対応有」の施設の方が、対応していない施設よりも「自己啓発等のセミナー出席」「保護者以外で世話をする人の出産・病気」以外の項目において回答割合が大きい。特に、「残業や会議などにより通常よりも帰宅が遅くなる時」「保育園・幼稚園の送迎」「子どもの病中・病後」「冠婚葬祭、会合等への出席時」「習い事の送迎」は「夜間対応有」の施設の回答割合が「夜間対応無」の施設の回答割合を 10 ポイント以上上回っている。

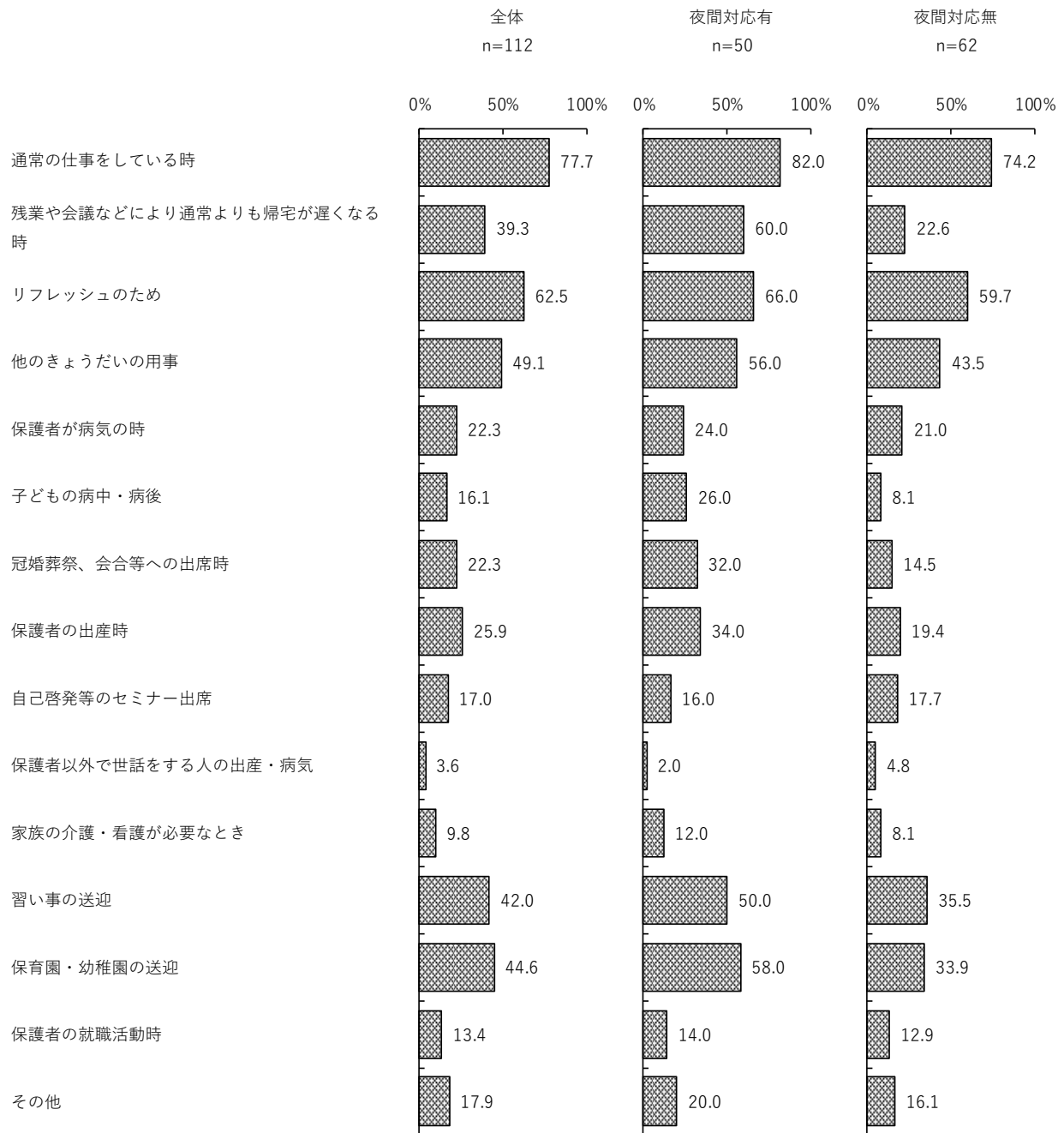
図表2-363 利用登録者の利用シーン、目的としてよく聞かれるもの(保育類型別)(MA)



図表2-364 利用登録者の利用シーン、目的としてよく聞かれるもの
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



図表2-365 利用登録者の利用シーン、目的としてよく聞かれるもの(夜間対応の有無別)(MA)



(25) 施設が果たすべき役割として認識していること(問 21)

- ✓ 「企業主導型保育事業」以外の保育類型では、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」の回答割合は5割程度～6割台半ばであるが、「企業主導型保育事業」では84.7%と他の保育類型と比べて割合が大きい。
- ✓ 「その他の認可外保育施設」以外の保育類型では、「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」の回答割合は7～9割程度。なお、「その他の認可外保育施設」では50.4%。
- ✓ 「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること」は、「企業主導型保育事業」「事業所内保育所」では1割程度、それ以外の保育類型では5～8割程度。
- ✓ 「夜間や休日等、認可保育所では対応できない時間帯に保育を提供すること」は、「ベビーホテル」「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」においていずれも6～8割程度。

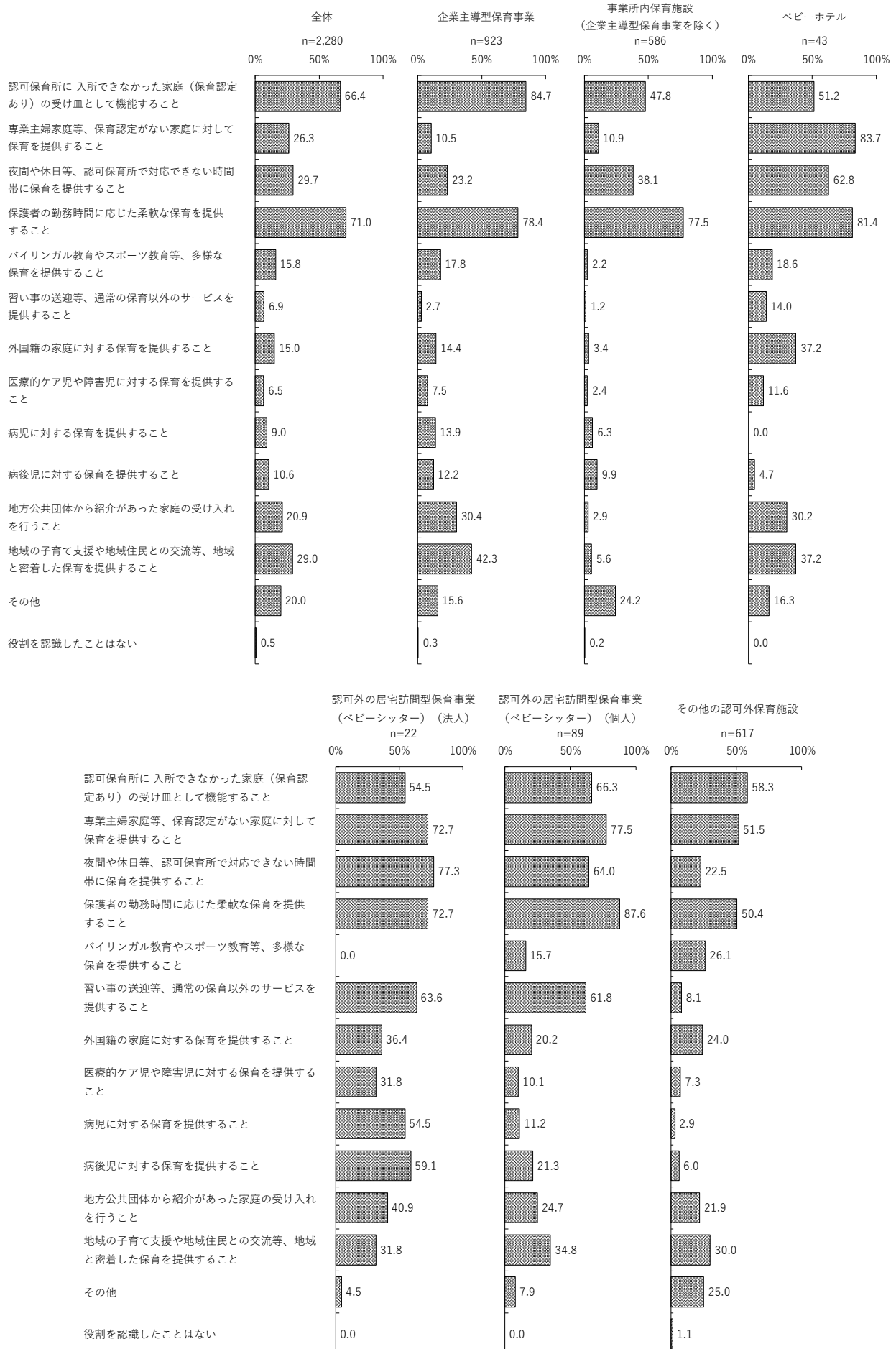
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、証明書を「保有している」施設では、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」「地域の子育て支援や地域住民との交流等、地域と密着した保育を提供すること」の割合がそれぞれ69.3%、30.5%と、「保有していない」施設の回答割合を5ポイント以上上回った。

- ✓ 一時預かり保育の実施有無別にみると、一時預かり保育を「実施している」施設では、「夜間や休日等、認可保育所では対応できない時間帯に保育を提供すること」「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること」「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」の割合がいずれも3割程度～7割台半ばと「実施していない」施設を5ポイント以上上回った。

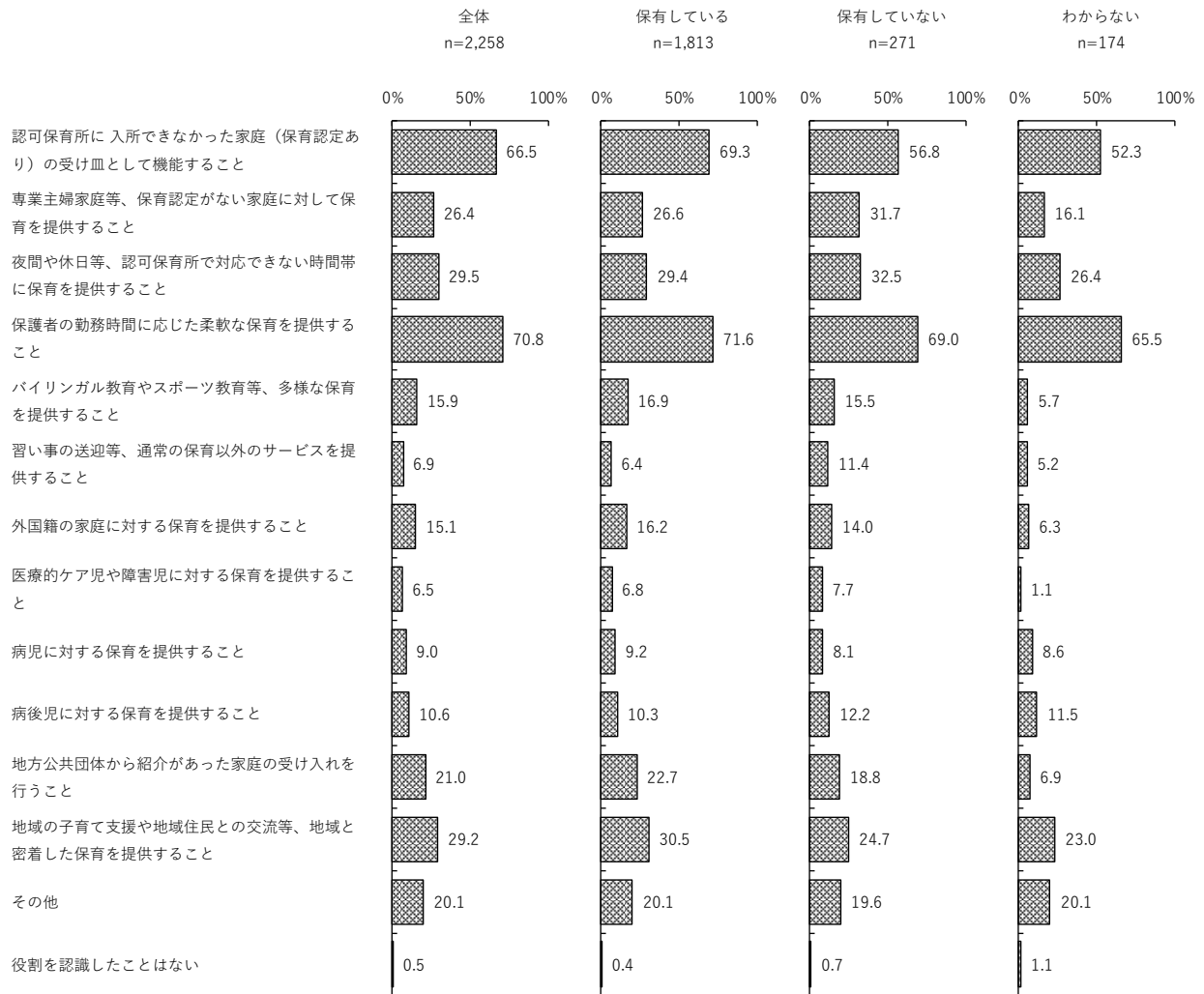
- ✓ 利用者の募集・確保状況別にみると、「利用者の募集、確保にはまったく困っていない」「あまり困っていない」施設では、「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」がそれぞれ72.2%、71.6%と最も多い一方、「利用者の募集・確保にはやや苦慮している」「非常に苦慮している」施設では、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること」がそれぞれ77.2%、75.3%と最も多い。

- ✓ 夜間対応の有無別にみると、「夜間対応有」の施設の方が、「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」「夜間や休日等、認可保育所では対応できない時間帯に保育を提供すること」の割合がいずれも5割程度～8割台半ばと「夜間対応無」の施設を10ポイント以上上回った。

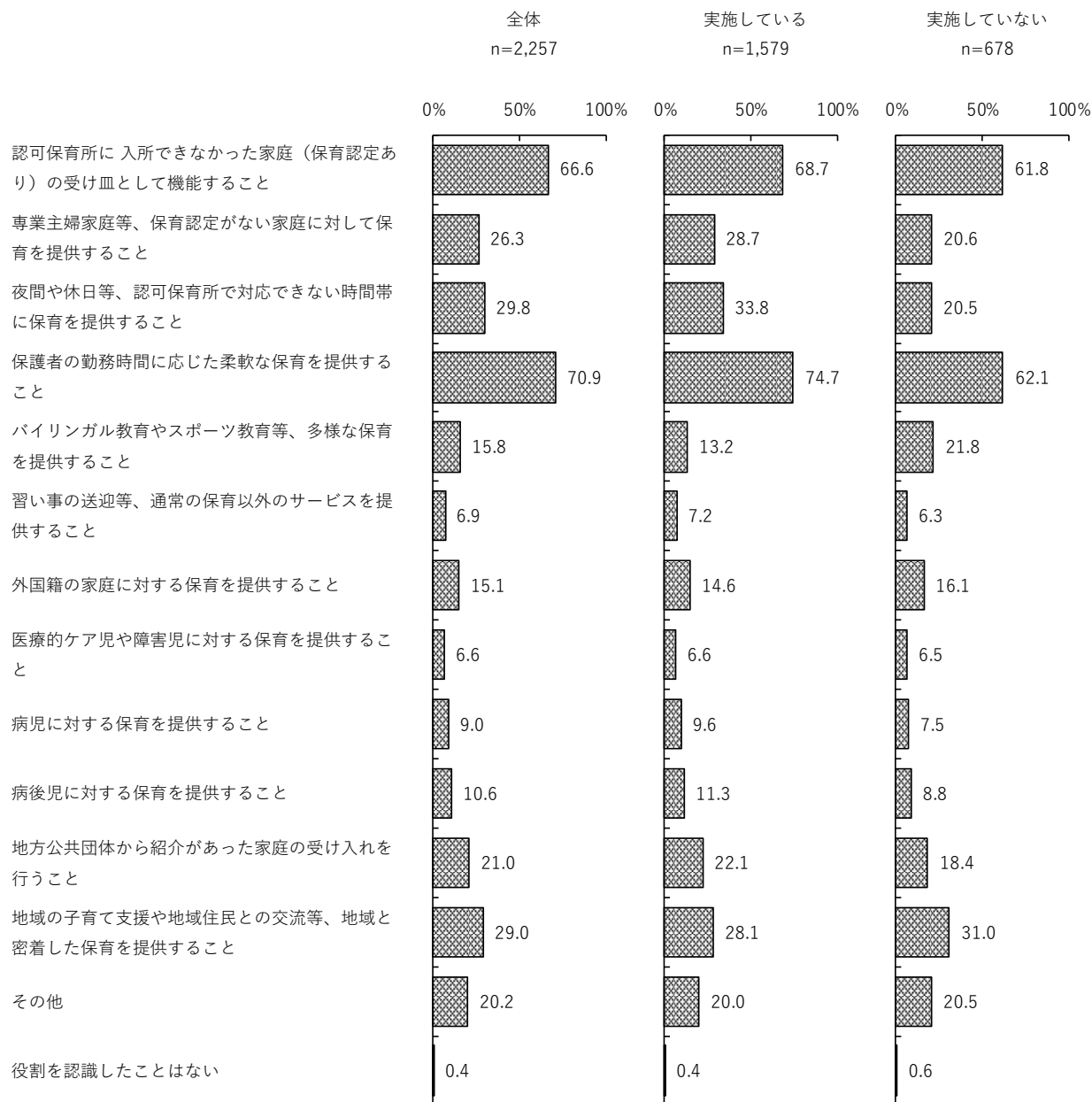
図表2-366 施設が果たすべき役割として認識していること(保育類型別)(MA)



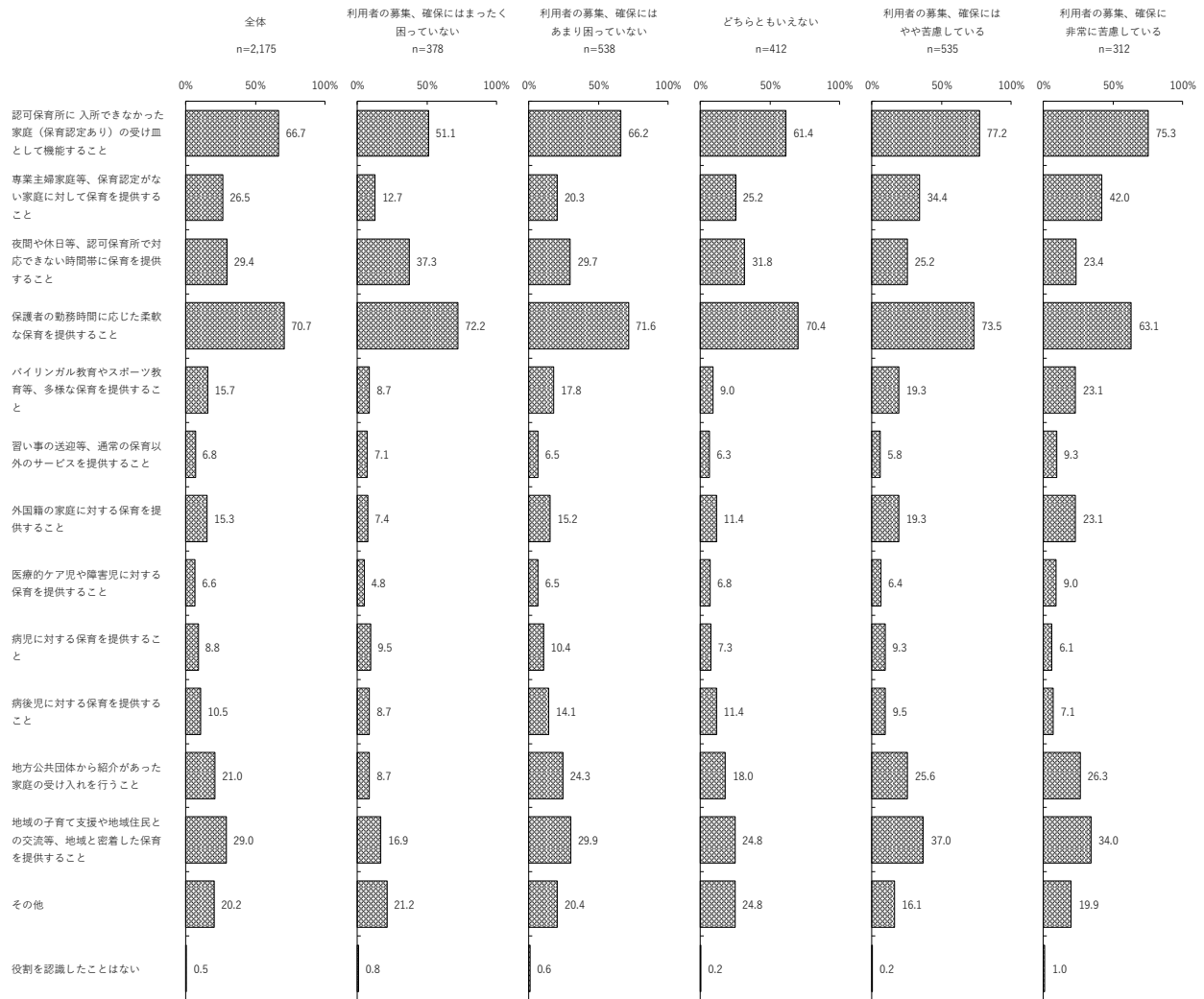
図表2-367 施設が果たすべき役割として認識していること
(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



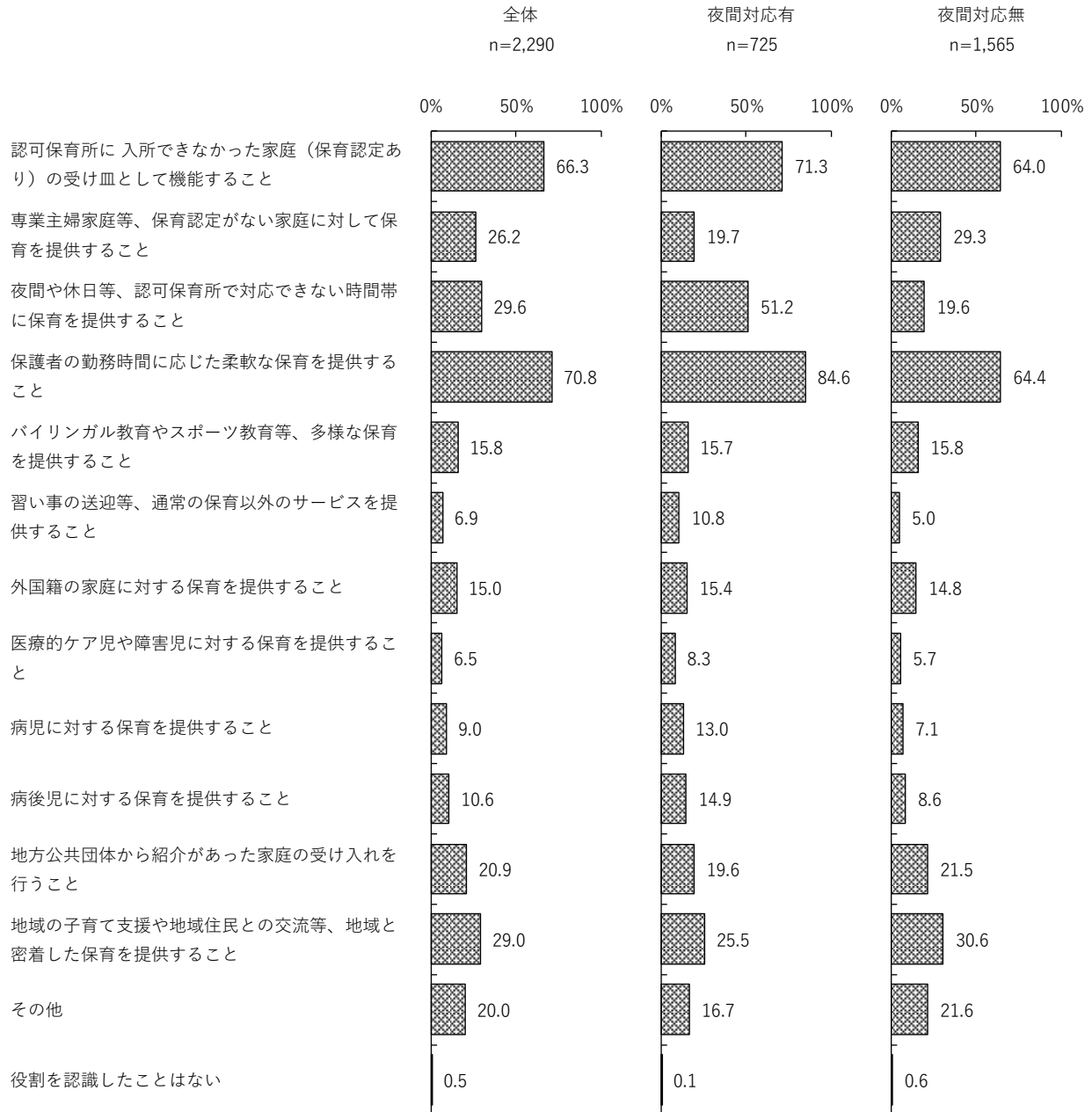
図表2-368 施設が果たすべき役割として認識していること(一時預かり保育の実施有無別)(MA)



図表2-369 施設が果たすべき役割として認識していること(利用者の募集・確保状況別)(MA)



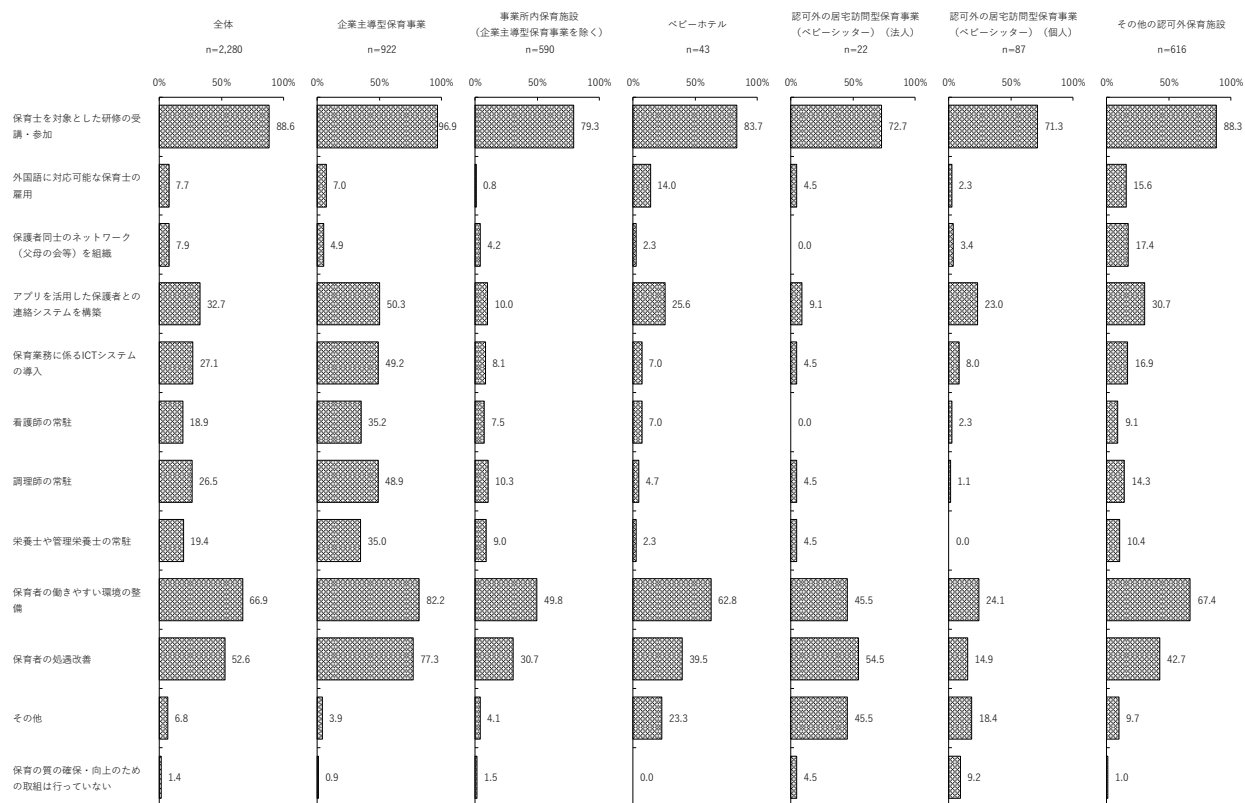
図表2-370 施設が果たすべき役割として認識していること(夜間対応の有無別)(MA)



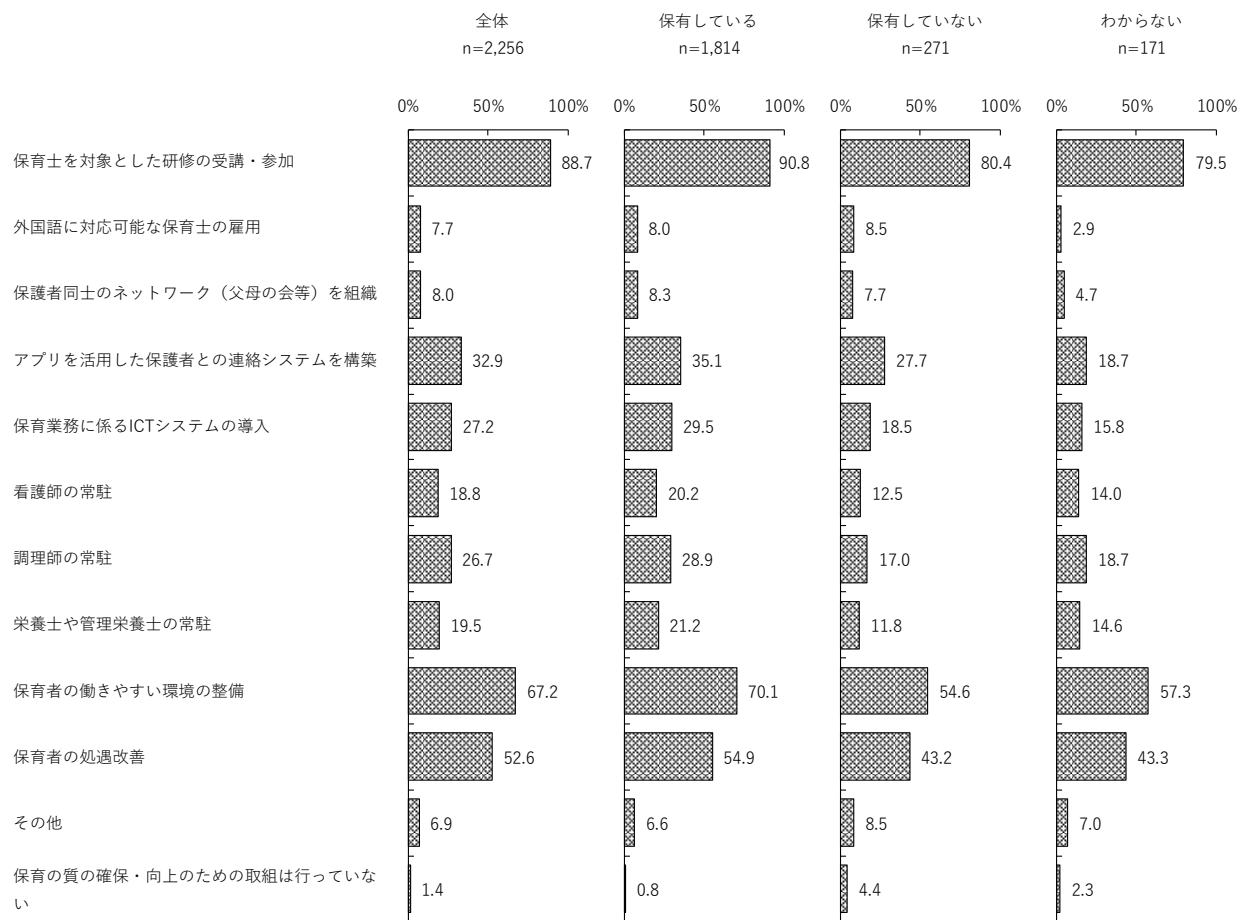
(26) 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること(問 22)

- ✓ いずれの保育類型においても、「保育士を対象とした研修の受講・参加」の回答割合は7割程度～9割台半ばと最も大きい。
- ✓ 「企業主導型保育事業」では「外国語に対応可能な保育士の雇用」「保護者同士のネットワーク(父母の会等)を組織」以外の全ての項目において、他の保育類型と比べ回答割合が大きい。「保育者の処遇改善」は「企業主導型保育事業」では 77.3%を占める一方、「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「ベビーシッター(個人)」「その他の認可外保育施設」ではいずれも4割程度以下と半数に満たない。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況によって全体の傾向に大きな差はないが、証明書を「保有している」施設の方が、「保育士を対象とした研修の受講・参加」「保育者の働きやすい環境の整備」「保育者の処遇改善」を実施している割合がいずれも5割台半ば～9割程度と、「保有していない」施設よりも割合が大きい。

図表2-371 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること(保育類型別)(MA)



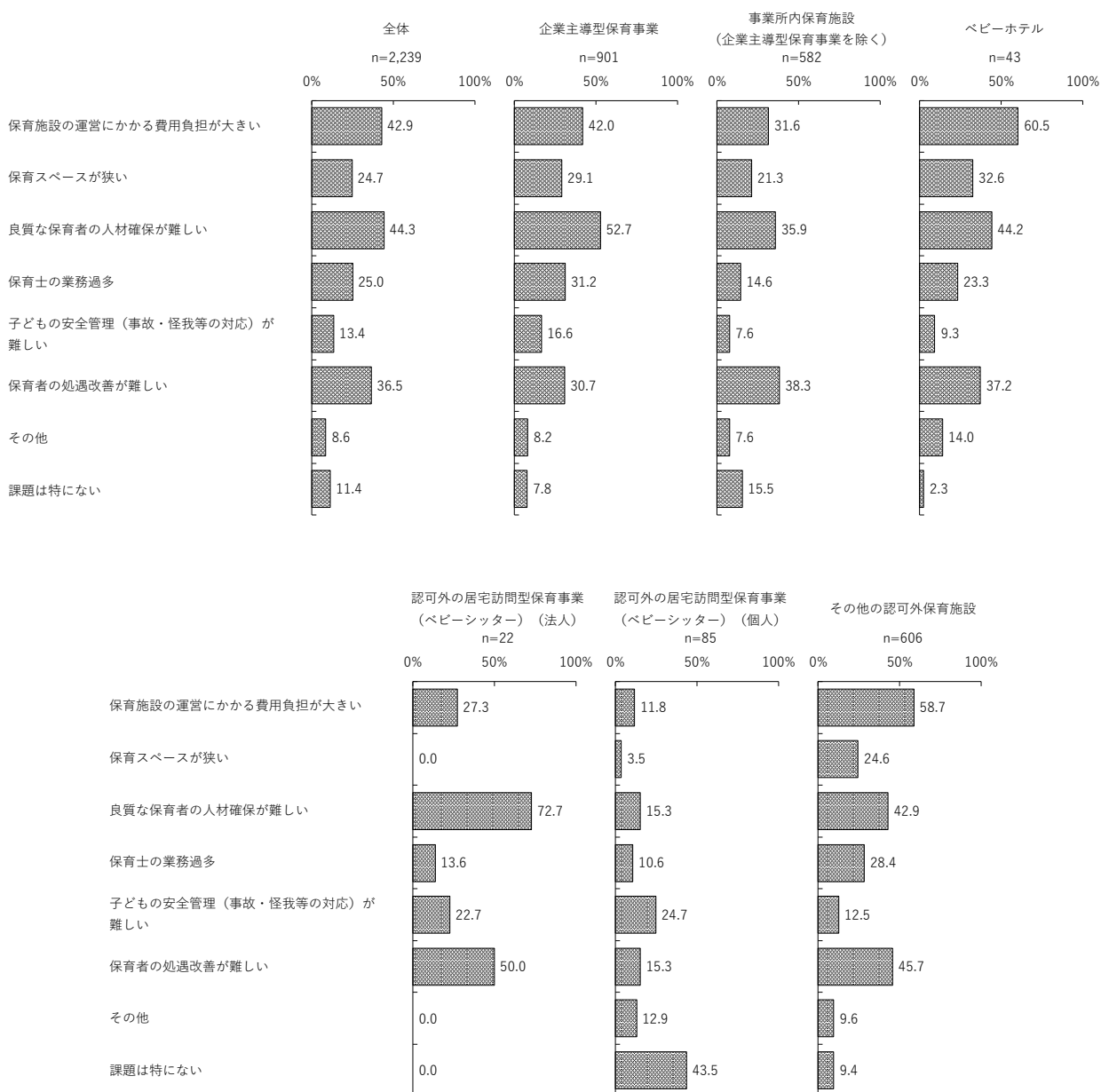
図表2-372 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



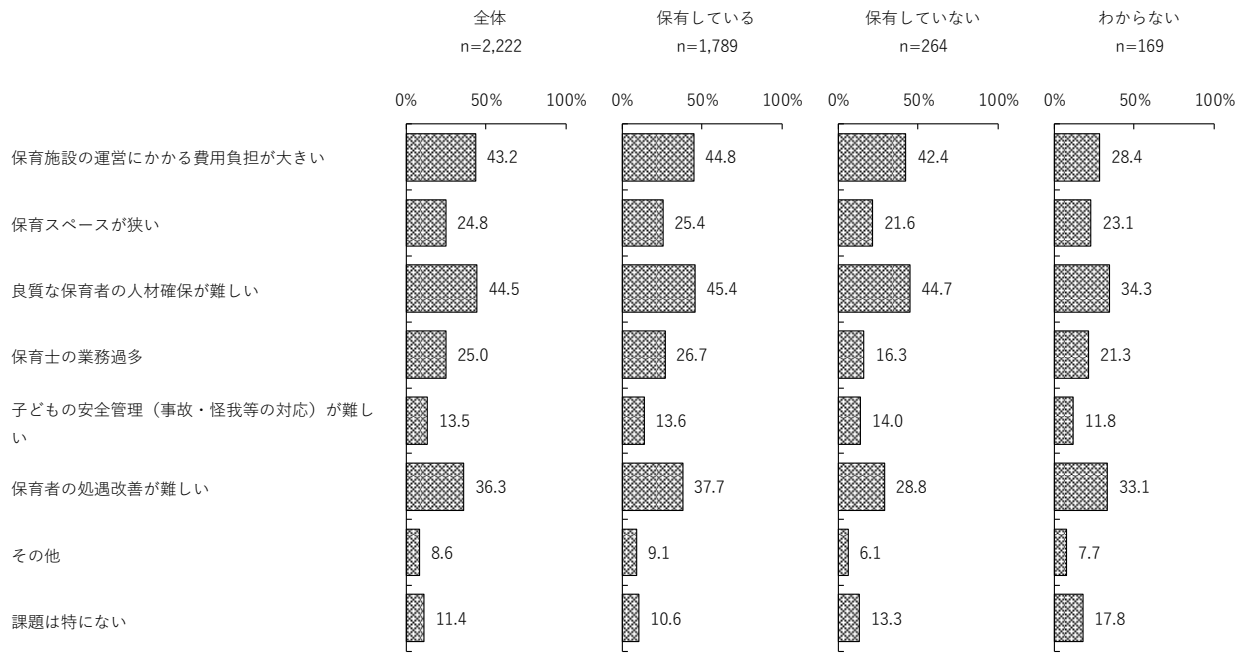
(27) 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題(問 23)

- ✓ 「企業主導型保育事業」「ベビーシッター(法人)」では「良質な保育者の人材確保が難しい」がそれぞれ 52.7%、72.7%と最も多い。
- ✓ 「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」では「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」がそれぞれ 60.5%、58.7%と最も多く、「保育者の処遇改善が難しい」は「ベビーシッター(法人)」「その他の認可外保育施設」においてそれぞれ 50.0%、45.7%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況によって全体の傾向に大きな違いはないが、証明書を「保有している」施設の方が、「保育者の処遇改善が難しい」の割合が 37.7%と「保有していない」施設よりも9ポイント程度大きい。

図表2-373 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題(保育類型別)(MA)



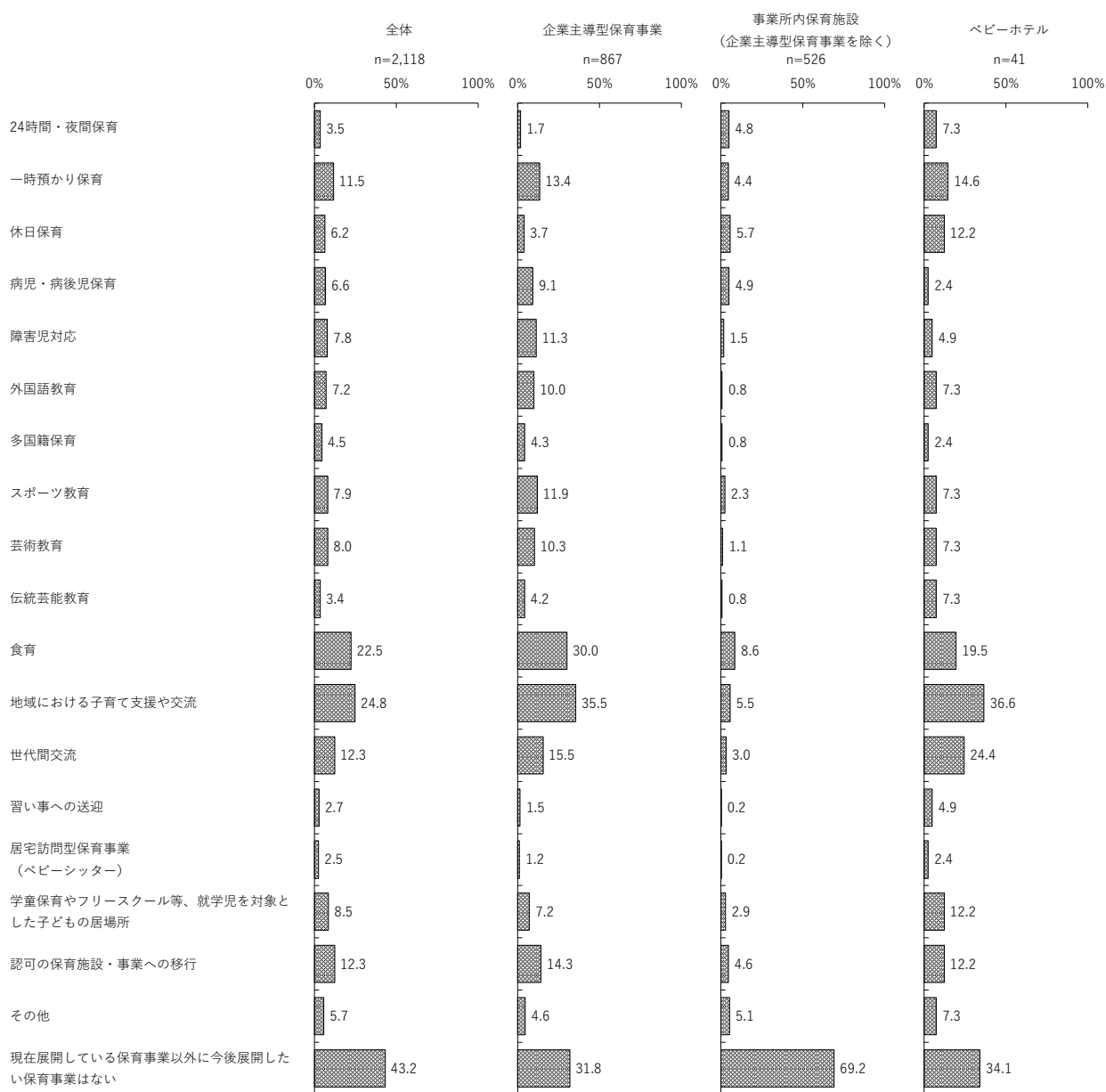
図表2-374 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題
 (指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



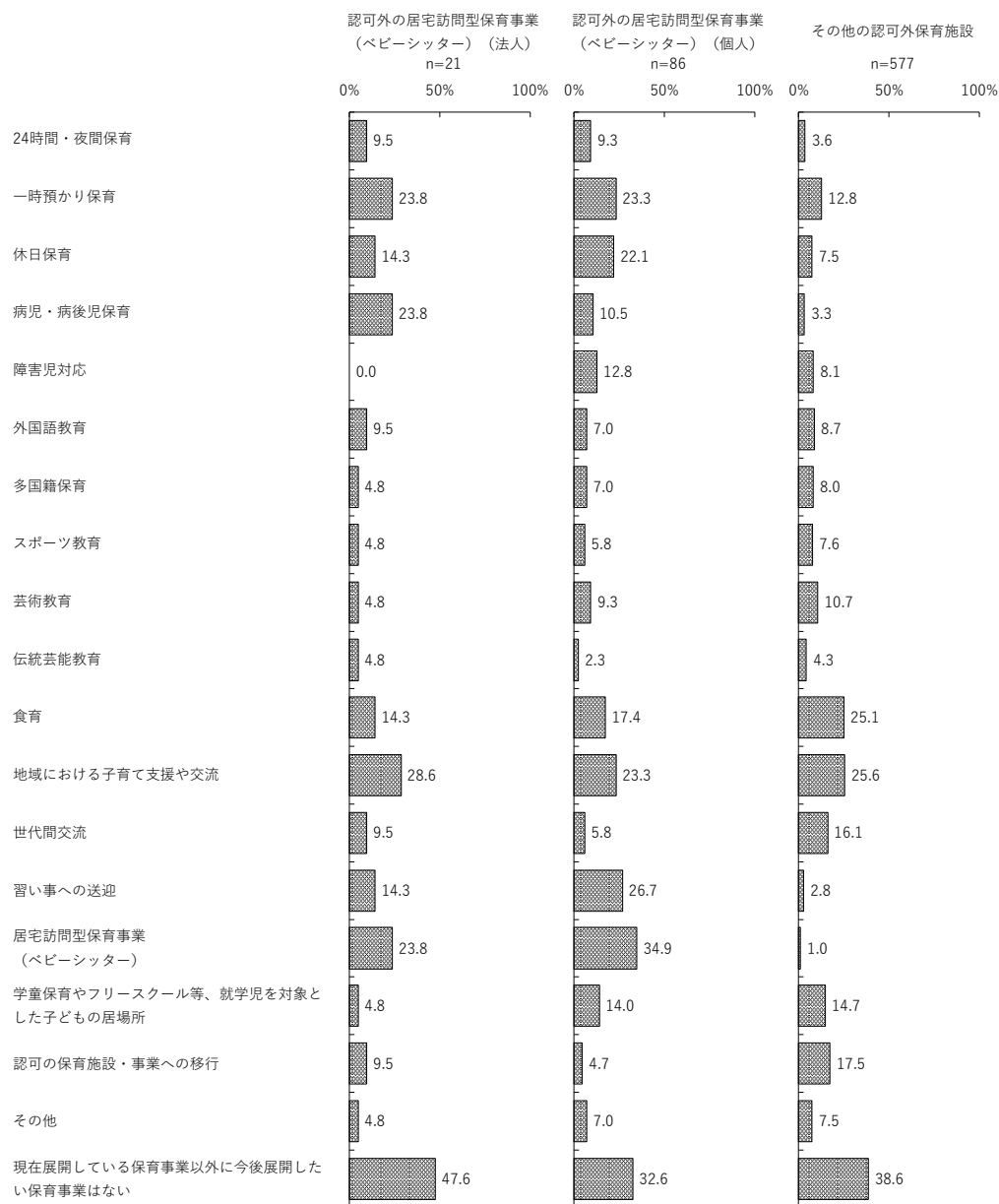
(28) 今後展開していきたい保育事業(問 24)

- ✓ 「事業所内保育施設」「ベビーシッター(法人)」「その他の認可外保育施設」では「現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない」が最も多く、4～7割程度。一方、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」では「地域における子育て支援や交流」が最も多く、それぞれ 35.5%、36.6%。
- ✓ 指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別にみると、保有状況によって全体の傾向に大きな違いはないが、証明書を「保有していない」施設の方が、「現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない」の割合が 49.6%と「保有している」施設よりも8ポイント程度高く、「保有している」施設の方が「地域における子育て支援や交流」「食育」の割合がそれぞれ 26.8%、24.1%と5～8ポイント程度大きい。

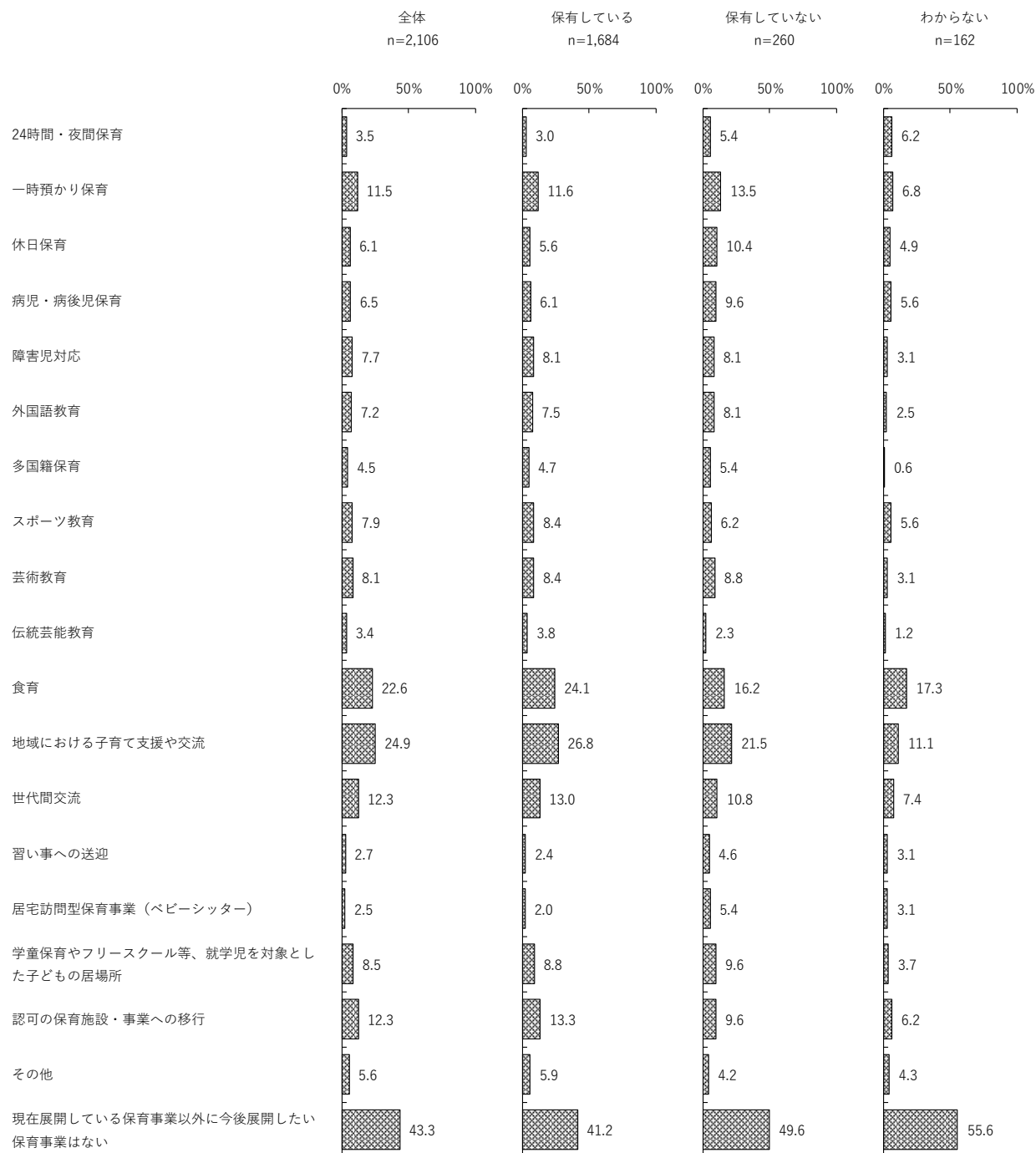
図表2-375 今後展開していきたい保育事業(保育類型別)(MA)



今後展開していきたい保育事業(保育類型別)(MA) 続き



図表2-376 今後展開していきたい保育事業(指導監督基準を満たす旨の証明書保有状況別)(MA)



(29) 今後展開していきたい保育事業について、具体的な内容(問 25)(主なものを抜粋)

<保育内容の拡充>

- ・ 食育や自然体験の充実を今後、広げていけたらよいと考える。
- ・ 英語やスポーツの先生を保育園に招いて、子ども達に学ばせたい。
- ・ 外国語教育をさらに充実させたい。食育や地域交流、異年齢交流ももっと行っていきたい。

<地域・世代間交流、居場所の整備>

- ・ 新型コロナウイルスの影響で地域交流等ができていないので、感染が落ち着いたら地域交流や世代間交流を行っていきたい。またその中で、子どもたちが様々なことに興味関心を持てるように芸術や伝統芸能に触れられる機会を設けていきたい。
- ・ 「子育て」が「孤育て」にならないよう、地域の人たちや世代を超えた人たちとの顔の見える繋がりを、ここを拠点として繋いでいく。また、就学後も親子ともに継続的な繋がりを築いていけるような居場所の整備。

<外国人保育士の受入れ>

- ・ グローバルな保育士の確保を強化したい。

<障害児の受入れ>

- ・ 自閉症やダウン症のお子様のお入園希望者も増えてきている傾向にある。そういったハンディキャップがあっても、多言語を学べる環境を、スペシャリストと一緒に築いていきたい。健常者と障がい者がミックスできる環境を提供したい。
- ・ 今現在もグレーゾーンといわれるお子さんを保育しているので障害児保育事業を展開していきたい。

<保育者の教育、メンタルケア>

- ・ 保育者のメンタル育成(自身も含む)、保護者からの幅広い育児相談(保護者対応)に対する保護者側に寄り添った保育者のアドバイザー能力の向上。

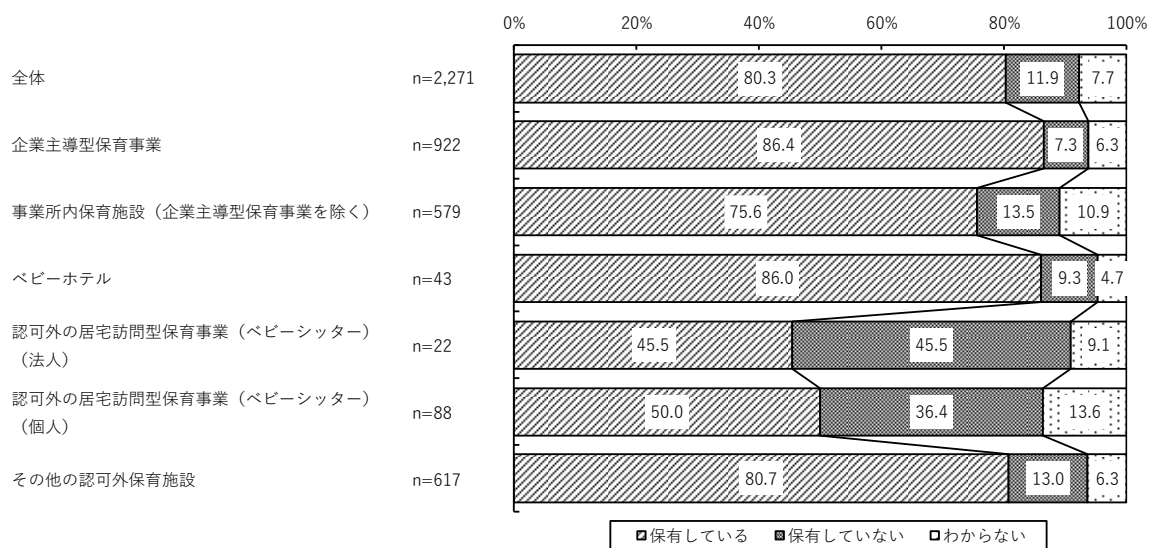
<認可の保育施設への移行>

- ・ 現在企業主導型の保育園の運営をおこなっているが、認可保育所へ受からなかった受け皿として利用される方が多いため、運営の安定にかける。そのため、市町村直営の保育園の運営をおこないたい(認可保育所)。
- ・ 認可外保育施設では、運営的に限界があり保育の質の向上を目指すために、認可への移行を望む。
- ・ 市の助成金では運営が厳しい状況にあるので、できれば物価上昇等に見合った公定価格及びその他で運営できる認可保育所(小規模保育事業)へ移行したい。

(30) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」²⁶の現在の保有状況(問 26)

- ✓ 「保有している」が8割程度、「保有していない」が1割程度。
- ✓ 保育類型別にみると、「企業主導型保育事業」「事業所内保育施設」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」では「保有している」割合がいずれも7割台半ば～8割台半ば。一方、「ベビーシッター(法人)」及び「ベビーシッター(個人)」では「保有している」割合はそれぞれ 45.5%、50.0%と、他の保育類型と比べ保有している割合が小さい。

図表2-377 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の現在の保有状況
(保育類型別)(SA)

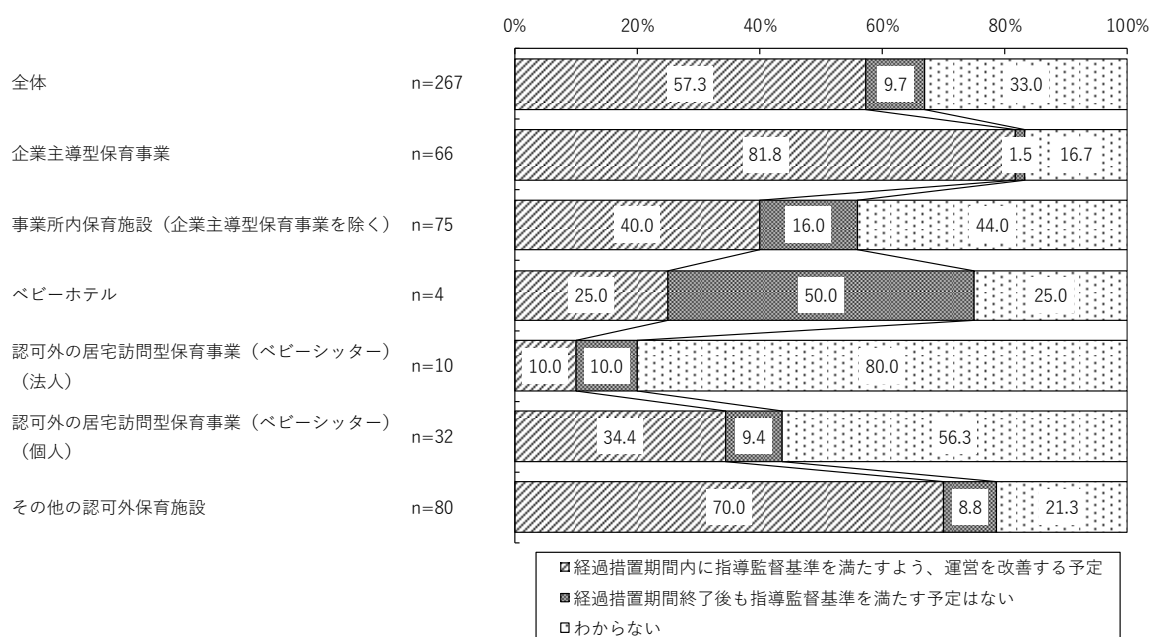


²⁶ 立入調査を経て、都道府県等より発行される「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨の証明書

(31) ≪保有していない場合のみ≫経過措置期間内での対応方針(問 27)

- ✓ 「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」においては「経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」がそれぞれ 81.8%、70.0%であるのに対し、「ベビーホテル」では「経過措置期間終了後も指導監督基準を満たす予定はない」が 50.0%。また、「ベビーシッター(法人)」「ベビーシッター(個人)」では「わからない」がそれぞれ 80.0%、56.3%と最も多い。

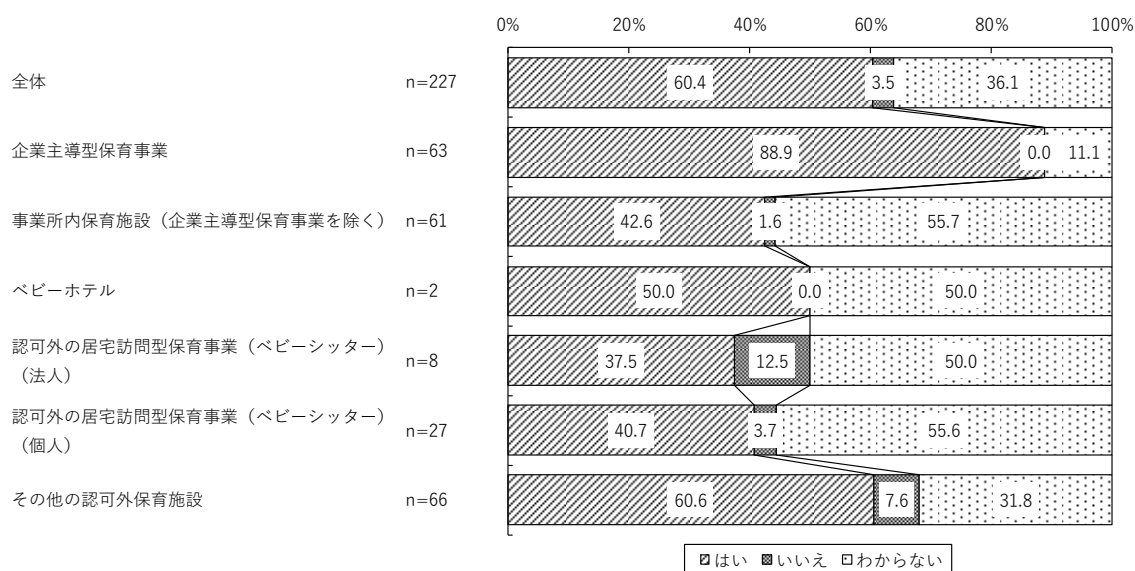
図表2-378 経過措置期間内での対応方針(保育類型別)(SA)



(32) ≪「経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」「わからない」のみ≫ 経過措置期間内に指導監督基準を満たすことは可能と考えるか(問 28)

- ✓ 「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」では「はい」(経過措置期間内に指導監督基準を満たすことは可能)がそれぞれ 88.9%、60.6%に対して、「事業所内保育施設」「ベビーシッター(個人)」では「わからない」がそれぞれ 55.7%、55.6%。

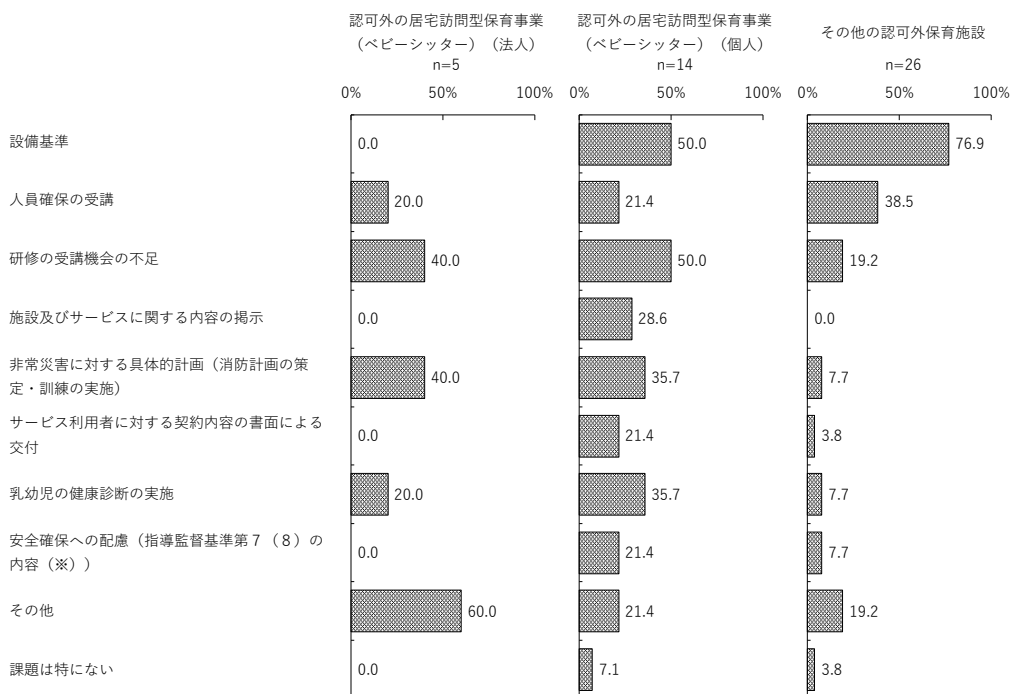
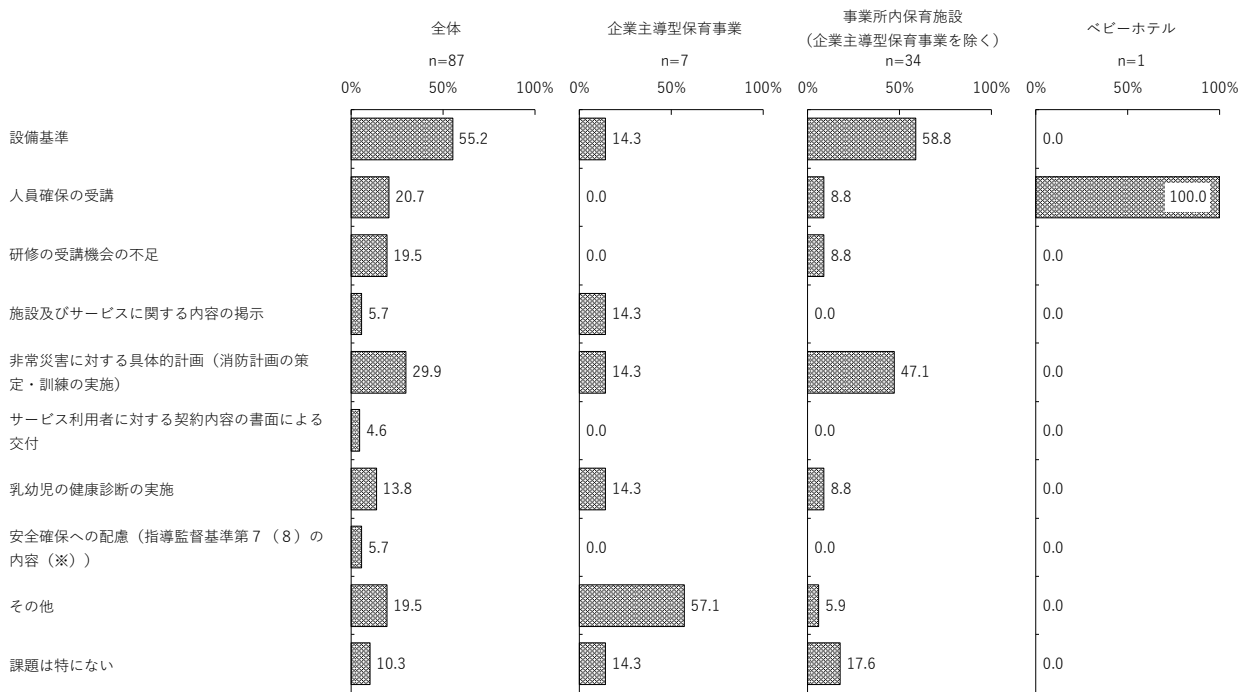
図表2-379 経過措置期間内に指導監督基準を満たすことは可能と考えるか(保育類型別)(SA)



(33) ≪「いいえ」「わからない」のみ≫経過措置期間内に指導監督基準を満たす上で課題になること(問 29)

- ✓ 「設備基準」が5割台半ばと最も多く、次いで「非常災害に対する具体的計画(消防計画の策定・訓練の実施)」が3割程度、「人員確保の受講」が2割程度。

図表2-380 経過措置期間内に指導監督基準を満たす上で課題になること(保育類型別)(MA)

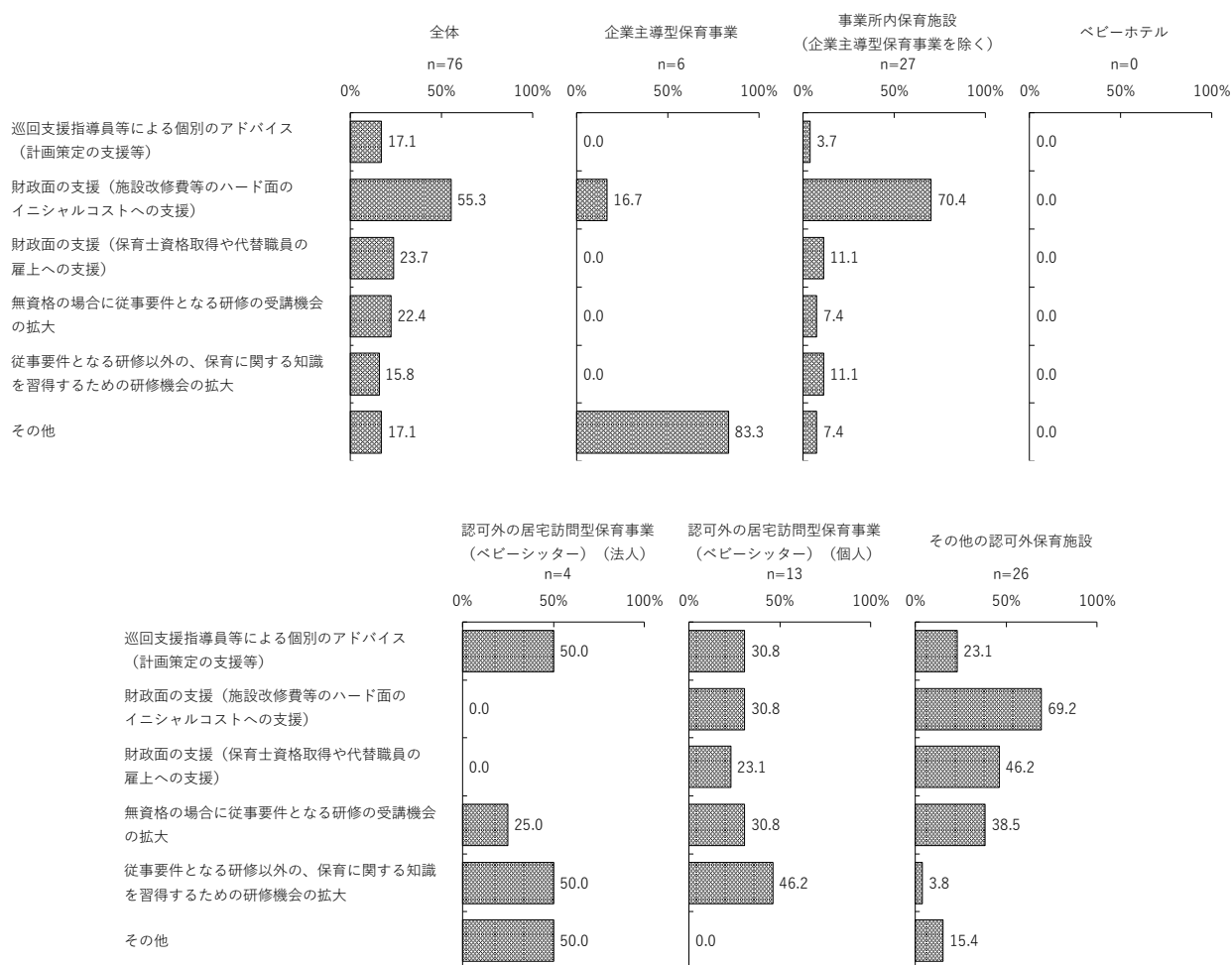


(※)「安全確保への配慮(指導監督基準第7(8)の内容)」とは、児童の安全に配慮した保育の実施を行うこと等。

(34) ≪「いいえ」「わからない」のみ≫課題をクリアする上で必要な支援(問 30)

- ✓ 「財政面の支援(施設改修費等のハード面のイニシャルコストへの支援)」が5割台半ばと最も多く、次いで「財政面の支援(保育士資格取得や代替職員の雇上への支援)」 「無資格の場合に従事要件となる研修の受講機会の拡大」がいずれも2割程度。

図表2-381 課題をクリアする上で必要な支援(保育類型別)(MA)



(35) 本調査に関しての行政へのご意見やご要望等(問 31)

<認可外保育施設への補助(人件費等)に対する要望>

- ・ 認可外保育施設の必要性を認め、定員数に応じて補助金を出してほしい。
- ・ 日々真摯に保育に当たって下さる保育士スタッフへの給与待遇を改善したいと常に考えているが収益では賄えない現状があり、月々の固定費(施設の家賃補助等)があれば対応していけるのではと感じている。
- ・ 設備基準は規制緩和・金銭面での補助が必要。また、一時保育利用者の補助に関して基準の緩和、人件費の補助をお願いしたい。
- ・ 認可外保育施設を運営する上で、行政からご指摘をいただく指導監督基準を満たすためなるべくご期待に沿えるよう努力はしているつもりだが、施設整備や基準を満たすための子どもの年2回の健康診断、提出書類(償還払い請求等)等年々行うことも増えている。何らかの月額での補助をいただければ、ご指摘いただく設備改善や人材確保をすることができ、子ども達や保育者のためによりよい環境を提供できると考える。
- ・ 処遇改善の長期的な補助が明確になってくると運営がしやすくなる。
- ・ 認可保育所の保育士が認可保育所に申請をする時には優先順位が上がる一方、認可外保育所の保育士は一般の方と同じ扱いになっている。そのため職場復帰ができない保育士がおり、入園できない児童も増える。

<指導監督基準を満たす施設に限定した補助要望>

- ・ 時代が変わり、勤労の有無や労働時間数を問わず子どもを預けたいというニーズが増えている。認可外保育施設に対して認可保育所で実現できないようなことを求めている保護者も多い。証明書が発行された園だけでもよりよい保育を継続して提供するために補助をいただきたい。

<運営方法のフォロー>

- ・ 小規模の保育施設なので、運営方法やデジタル化等わからない事はたくさんある。サポートしてもらえる機関があるとよいと考えている。

<「認可外」という呼称・認識・対応に対する意見>

- ・ 「認可外」「無認可」保育園という言葉の響きが保護者にマイナスの影響を与えている部分があると感じている。
- ・ 無認可であっても東京都の監査・児童育成協会の監査等、定められた基準を満たし運営をするが、一般人からすると無認可＝勝手にやっている園という認識の方が非常に多く誤解を招いており、事業継続の大きな枷となっている。

<各施設の保育内容の特色の発信>

- ・ これまでは待機児童が多く、空いている園に入園する選択であったが、どこの園も空きが増えてきているため、保護者が選択をしやすい様に各園の特色等を情報提供し、園を選べる環境にする事で園や保育士の質の向上にもつながると考える。

<保育類型に対する意見>

- ・ 認可保育所、認可外保育施設と両施設の区別しなく、認可外保育施設の中には内閣府所轄の企業主

導型施設も無認可保育所も一つにまとめられてしまっている。その区別が必要。

<保育者確保に向けた意見>

- ・ 外国人保育従事者への保育士試験を英語で実施してほしい。

以上

第3章 自治体向けアンケート調査

1. 調査の概要

(1) 目的

- ✓ 「保育の特徴」「利用者の特徴」から認可外保育施設が果たしている役割を明らかにするとともに、自治体が認可外保育施設に対して期待していること、認可外保育施設に対する連携・支援状況等を把握することを目的とした。

(2) 調査対象と調査方法

① 調査対象

- ✓ 認可外保育施設の届出先となっている都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市(134自治体)を対象とした。

② 調査方法

- ✓ 厚生労働省より都道府県等宛てにEメールにて調査依頼状、回答要領、調査票(excel形式)を送付。回答した調査票はアップロード専用サイトあるいはEメールを用いて回収した。

(3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和4年10月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和4年10月17日～令和4年11月18日
ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

(4) 回収結果(速報時点)

調査対象数	有効回答数	有効回収率
134	103	76.9%

(5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について脚注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。また、有効回答数が103と少ないことから、n数が少ないものも集計には含まれていることに留意が必要。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

(6) 主な調査内容

- ✓ 自治体向けアンケート調査の主な内容は以下の通り。
 - 自治体概要
 - 自治体における認可外保育施設／認可保育施設数
 - 認可外保育施設を選択した理由として保護者からよく聞かれるもの
 - 自治体として、認可外保育施設に期待すること
 - 自治体と認可外保育施設の連携状況
 - 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の状況
 - 認可外保育施設に対する支援の状況 等

2. 結果のまとめ

「3. 調査結果」のうち、特筆すべき結果は以下の通り。

【認可外保育施設を選択した理由】

保育類型にかかわらず、自治体として保護者が認可外保育施設を選択した理由を把握していないケースが6割以上。最もよく聞かれる理由としては、「認可保育所等に入れなかったから」が「ベビーホテル」以外の保育施設で最多に。「ベビーホテル」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が6割台半ば。

- ✓ 認可外保育施設を選択した理由を「把握していない」と回答した割合は、全ての保育類型において6割以上。特に、「認可外の居宅訪問型保育事業」においては8割台半ば。(問5・図表3-29、3-31、3-33、3-35、3-37)
- ✓ 最もよく聞かれる理由として「認可保育所等に入れなかったから」と回答した割合は、「ベビーホテル」で2割に満たない一方で、その他の保育類型では4～6割程度。(問5・図表3-30、3-32、3-34、3-36、3-38)
- ✓ 最もよく聞かれる理由として「ベビーホテル」で最も多く回答があったのは、「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」で6割台半ば。(問5・図表3-30)

【認可外保育施設に期待すること】

認可外保育施設の特徴に応じて、夜間や休日等への対応や、認可保育所等に入所できなかった家庭、保育認定がない家庭の受け皿として機能することを期待する声も。一方で、いずれの保育類型においても「特になし」が一定程度見受けられる。

- ✓ 認可外保育施設(独自の補助等を行っている認証施設以外)に期待することとして「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」「事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)」「認可外の居宅訪問型保育事業」で3～4割程度、「その他の認可外保育施設」「企業主導型保育施設」では5割以上。(問6・図表3-49、3-51、3-53、3-55、3-57)
- ✓ 「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」「認可外の居宅訪問型保育事業」「その他の認可外保育施設」で2～3割程度。(問6・図表3-49、3-51、3-53、3-55、3-57)
- ✓ 「夜間や休日等、認可保育所では対応できない時間帯に保育を提供してほしい」と回答した割合は、「ベビーホテル」で4割程度と、他の保育類型の回答割合(2割程度～2割台半ば)と比べて大きくなっている。(問6・図表3-49、3-51、3-53、3-55、3-57)
- ✓ 一方で、いずれの保育類型でも「特になし」と回答している自治体も一定程度見受けられ、その割合は3割台半ば～5割程度。(問6・図表3-49、3-51、3-53、3-55、3-57)

【認可外保育施設と自治体との連携状況】

保護者に対して認可外保育施設の情報を提供する、認可保育所で受入れが難しい家庭に認可外保育施設を紹介するケースが多数。定期的な意見交換を実施してする、認可外保育施設に求める役割を明示的に示している自治体も見受けられた。

問7・自由記述より一部抜粋

<認可保育所で受入れが難しい保護者を紹介、保護者に対する情報提供>

- ・ 待機児童が発生していた場合において、認可保育所で受入れできなかった児童を紹介していた。
- ・ 認可保育所では受入れが難しい家庭を紹介している。

- ・ 認可保育所への入所不承諾者に対し認可外保育施設を案内している。
- ・ 市ホームページや保育施設利用案内に認可外保育施設の一覧を掲載している。

<自治体と認可外保育施設とで情報共有の場を設定> ※独自の補助等を行っている認証施設に対する取組み

- ・ 保育室連絡協議会と意見交換会を実施するなど連携している。
- ・ 社会福祉協議会に属する保育室分科会との意見交換会を年に一度行っている。(昨今の待機児童状況、認可化移行支援及び運営について)

<施設の役割を明示的に伝える>

- ・ 指導監査時には、適宜保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。

【認可外保育施設に対する自治体からの支援状況】

認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成(地方自治体の独自財源のみで実施する取組みのみ)を行っている自治体は全体の1割未満。

一方で、認可外保育施設(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助については多くの自治体で運営費や健康診断等のソフト面に対する補助を実施。

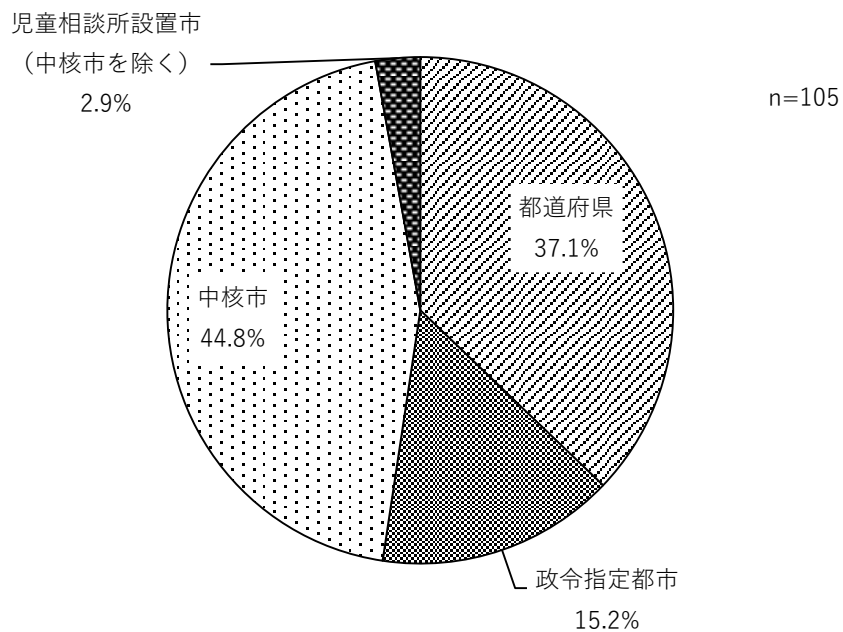
- ✓ 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の有無について、自治体種別にかかわらず、「助成はない」が9割台半ば以上。(問8・図表3-59)
- ✓ 認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助について、「都道府県」「政令指定都市」では「行っている」が7割以上、「中核市」では5割台半ば。その内容としては、自治体種別にかかわらず、「運営費や健康診断等のソフト面に対する補助(認可化移行支援を含む)」が最も多く5割以上。(問13・図表3-62、3-63)

3. 調査結果

(1) 自治体種別(問1)

✓ 「中核市」が44.8%と最も多く、次いで「都道府県」が37.1%、「政令指定都市」が15.2%。

図表3-1 自治体種別(SA)

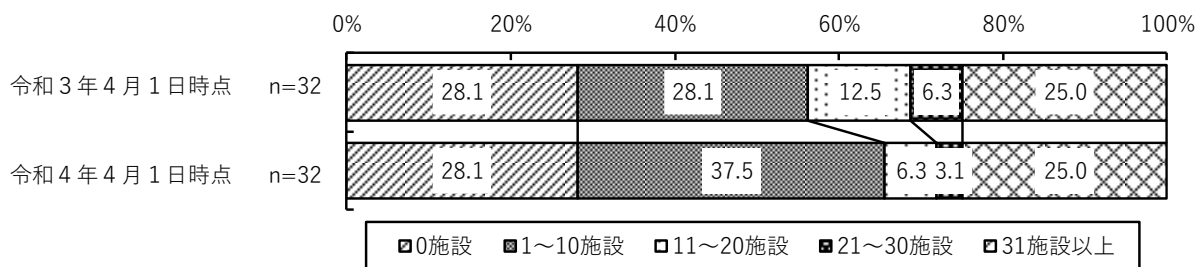


(2) 認可外保育施設数(届出対象施設数)(問2)

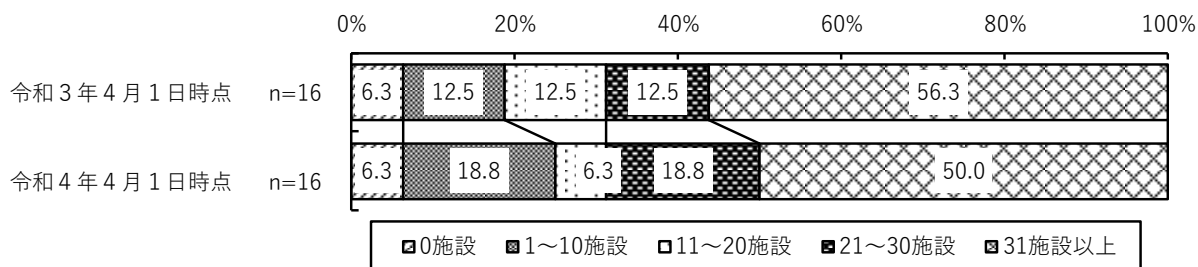
① ベビーホテル

✓ 自治体種別に令和3年4月1日・令和4年4月1日時点の施設数を比較すると、「都道府県」においては「1～10施設」の割合が増え、「11施設以上」の割合が減少している。「政令指定都市」においては「31施設以上」の割合が減少している。

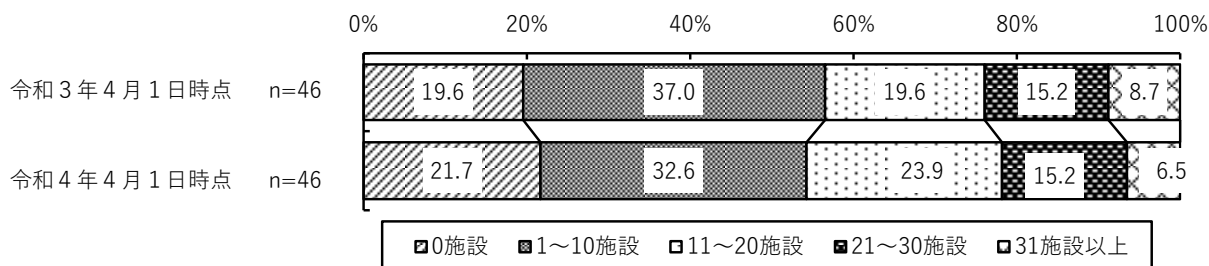
図表3-2 ベビーホテル数(都道府県)



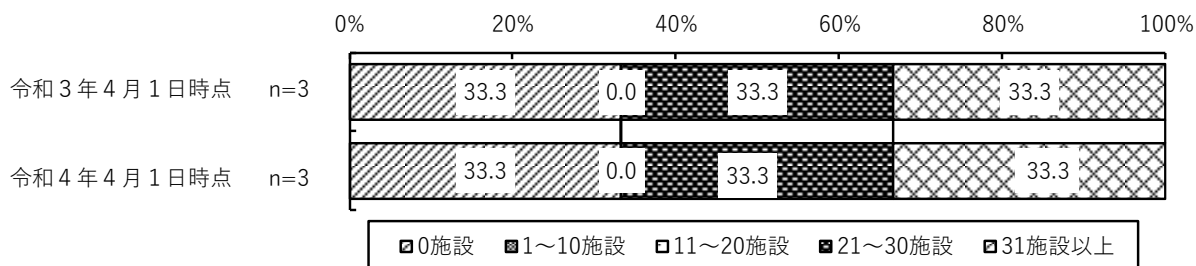
図表3-3 ベビーホテル数(政令指定都市)



図表3-4 ベビーホテル数(中核市)



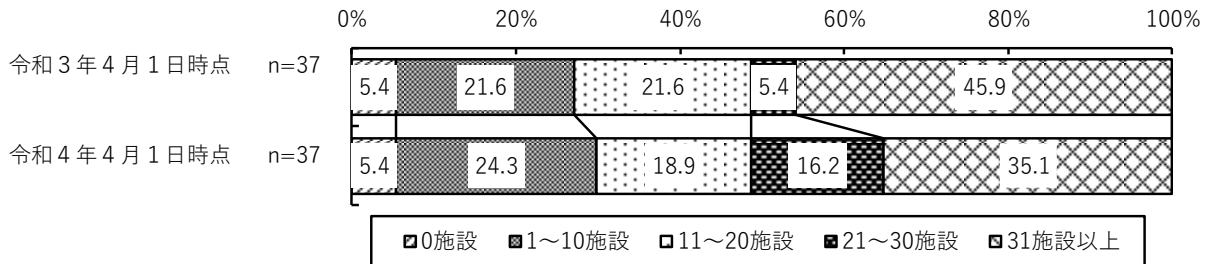
図表3-5 ベビーホテル数(児童相談所設置市(中核市を除く))



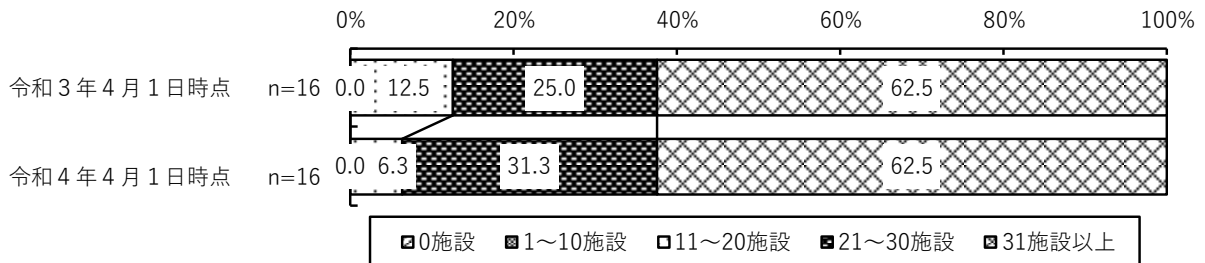
② 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)

- ✓ 自治体種別に令和3年4月1日・令和4年4月1日時点の施設数を比較すると、「都道府県」においては「21～30施設」の割合が10ポイント以上増加し、「31施設以上」の割合が10ポイント以上減少している。「政令指定都市」においては「11～20施設」の割合が減少し、「21～30施設」の割合が増加している。

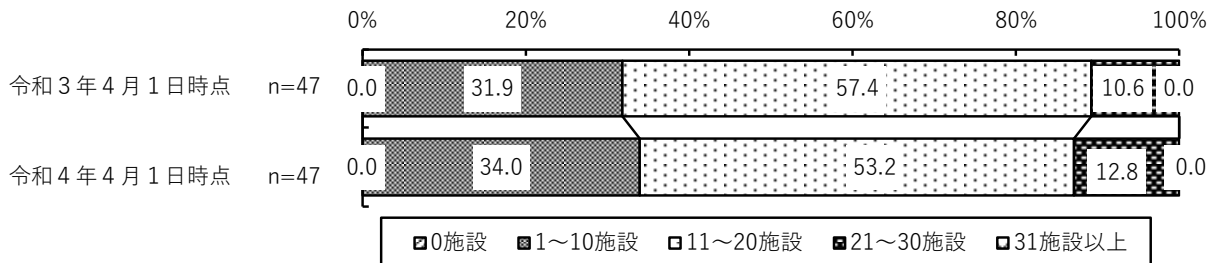
図表3-6 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)数(都道府県)



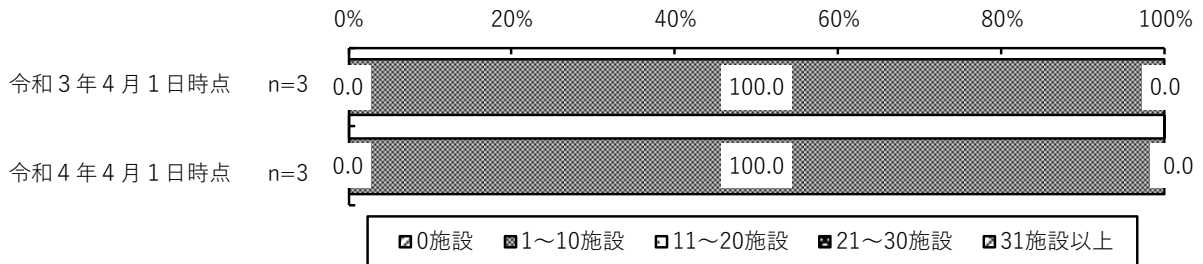
図表3-7 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)数(政令指定都市)



図表3-8 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)数(中核市)



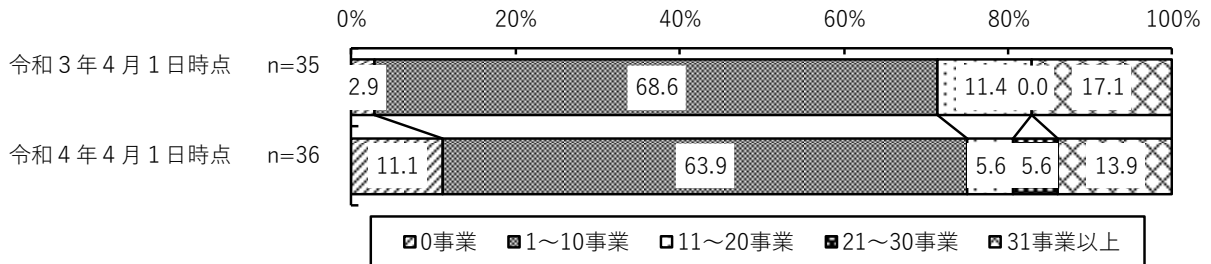
図表3-9 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)数(児童相談所設置市(中核市を除く))



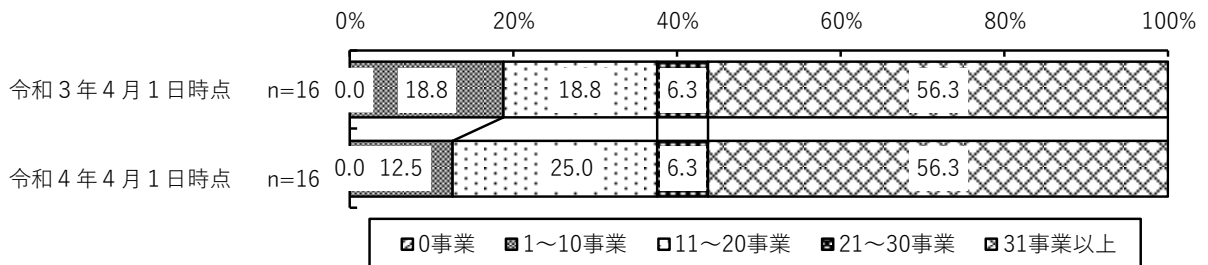
③ 認可外の居宅訪問型保育事業

- ✓ 自治体種別に令和3年4月1日・令和4年4月1日時点の施設数を比較すると、「都道府県」においては「0事業」「1～10事業」の回答割合の合計が増え、「11事業以上」の割合が減少している。「政令指定都市」においては「1～10事業」の割合が減少している。

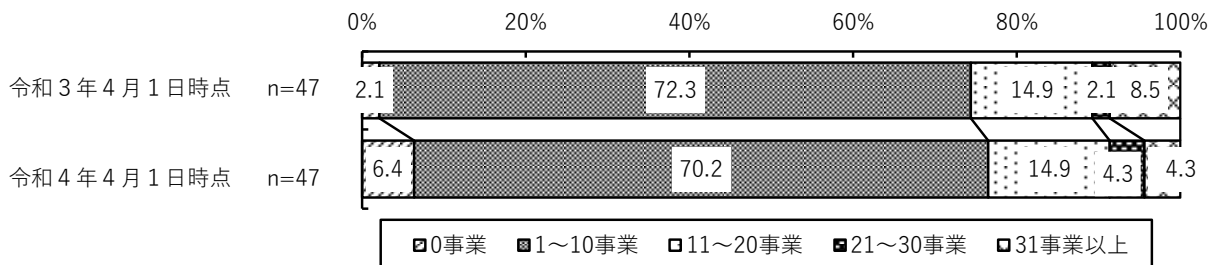
図表3-10 認可外の居宅訪問型保育事業数(都道府県)



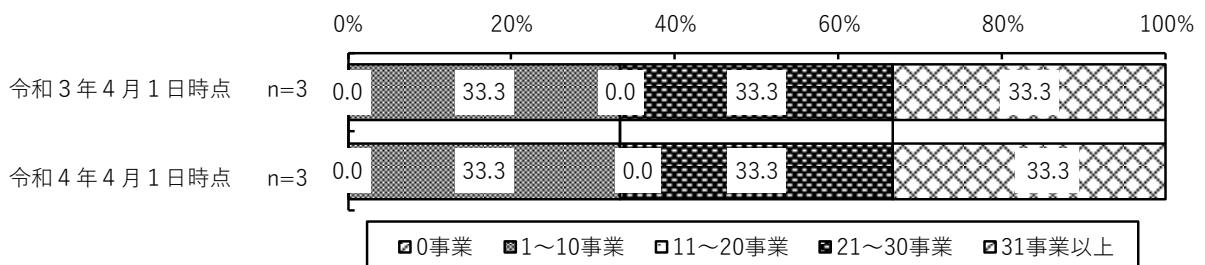
図表3-11 認可外の居宅訪問型保育事業数(政令指定都市)



図表3-12 認可外の居宅訪問型保育事業数(中核市)



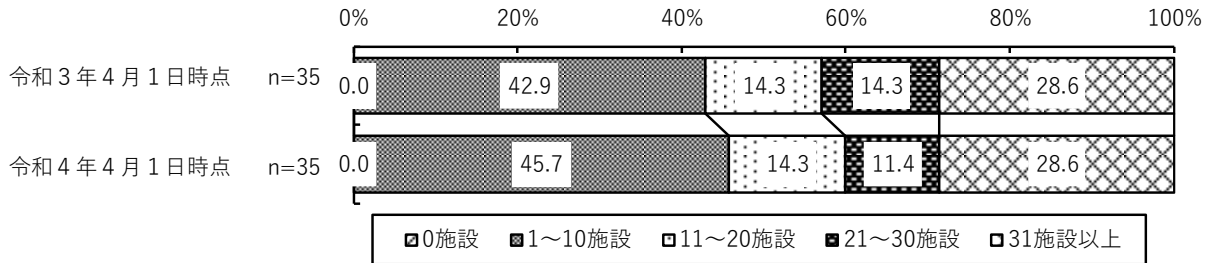
図表3-13 認可外の居宅訪問型保育事業数(児童相談所設置市(中核市を除く))



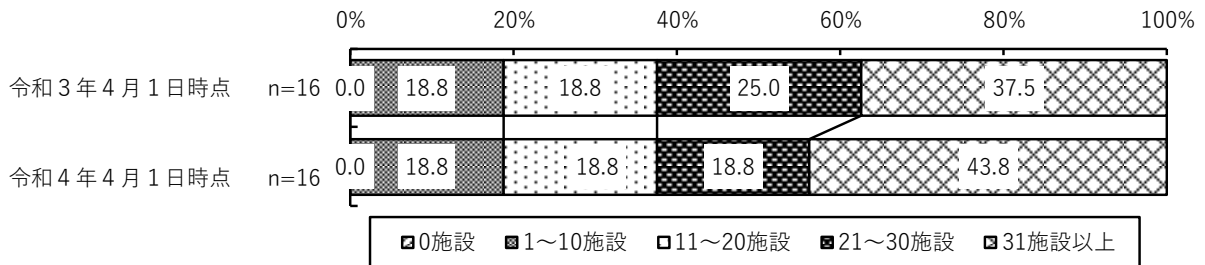
④ その他の認可外保育施設

- ✓ 自治体種別に令和3年4月1日・令和4年4月1日時点の施設数を比較すると、「政令指定都市」においては「21～30施設」の割合が減少している。

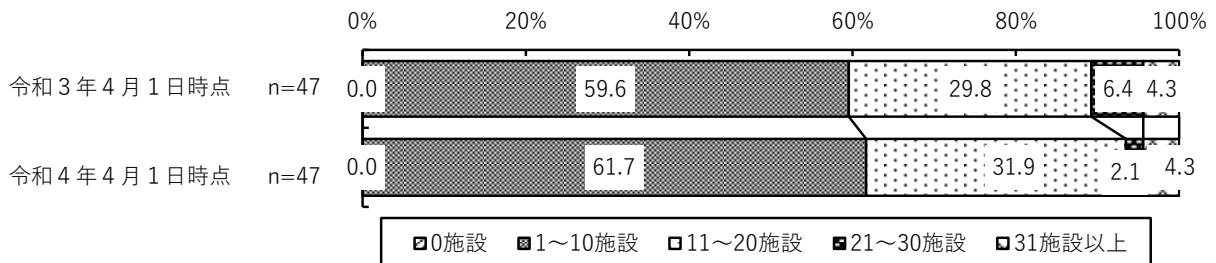
図表3-14 その他の認可外保育施設数(都道府県)



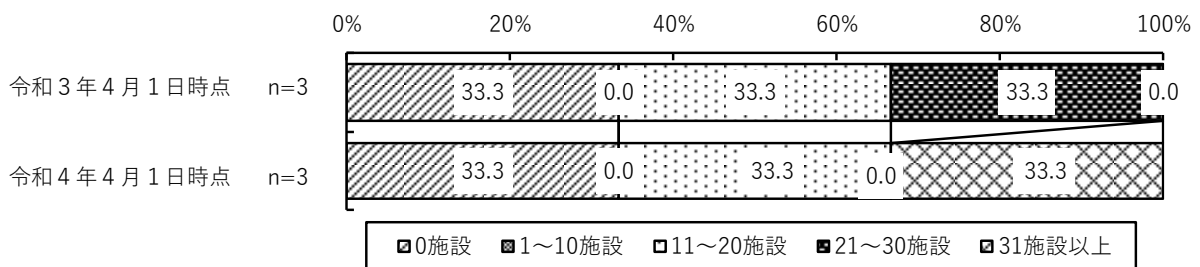
図表3-15 その他の認可外保育施設数(政令指定都市)



図表3-16 その他の認可外保育施設数(中核市)



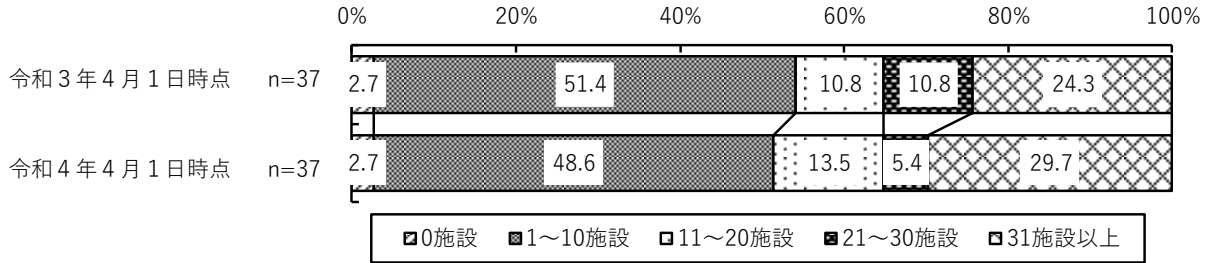
図表3-17 その他の認可外保育施設数(児童相談所設置市(中核市を除く))



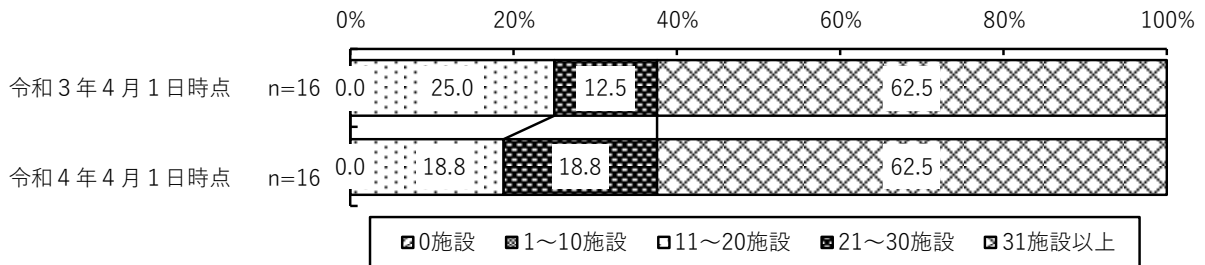
⑤ 企業主導型保育施設

- ✓ 自治体種別に令和3年4月1日・令和4年4月1日時点の施設数を比較すると、「都道府県」では「31施設以上」の割合が増加し、「政令指定都市」「中核市」においては「21施設以上」の割合が増加している。

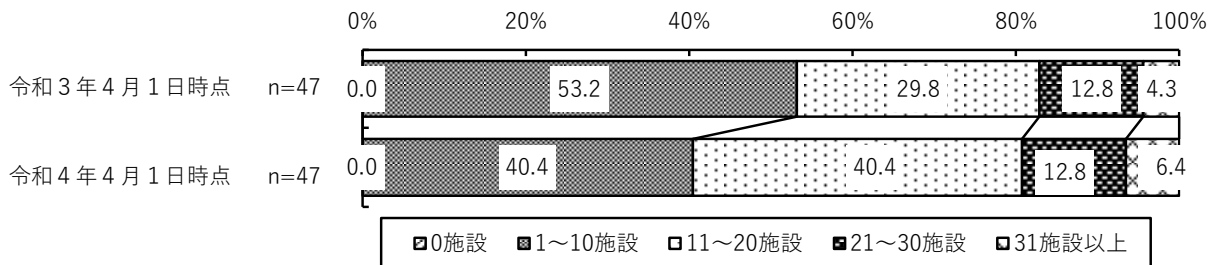
図表3-18 企業主導型保育施設数(都道府県)



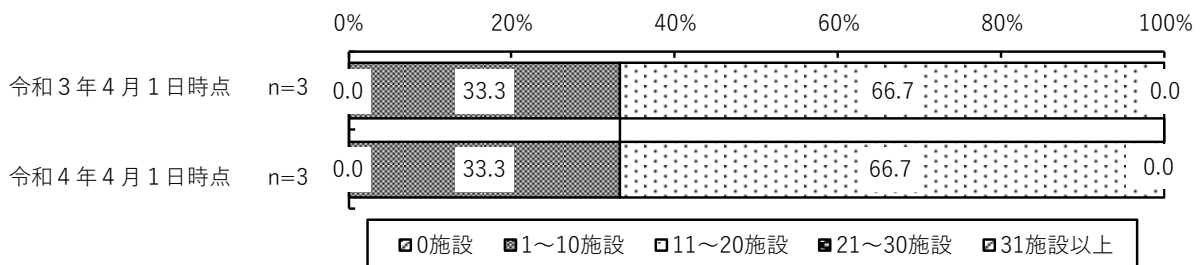
図表3-19 企業主導型保育施設数(政令指定都市)



図表3-20 企業主導型保育施設数(中核市)



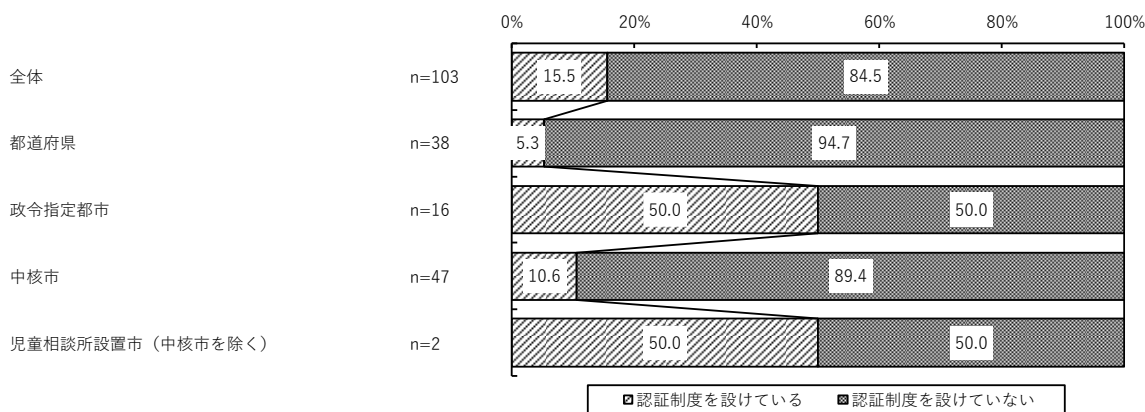
図表3-21 企業主導型保育施設数(児童相談所設置市(中核市を除く))



(3) 自治体独自の認証制度の有無(問3)

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」「中核市」では「認証制度を設けていない」がいずれも9割程度～9割台半ば。一方で、「政令指定都市」「児童相談所設置市(中核市を除く)」では「認証制度を設けている」「認証制度を設けていない」がいずれも50.0%。

図表3-22 自治体独自の認証制度の有無(SA)

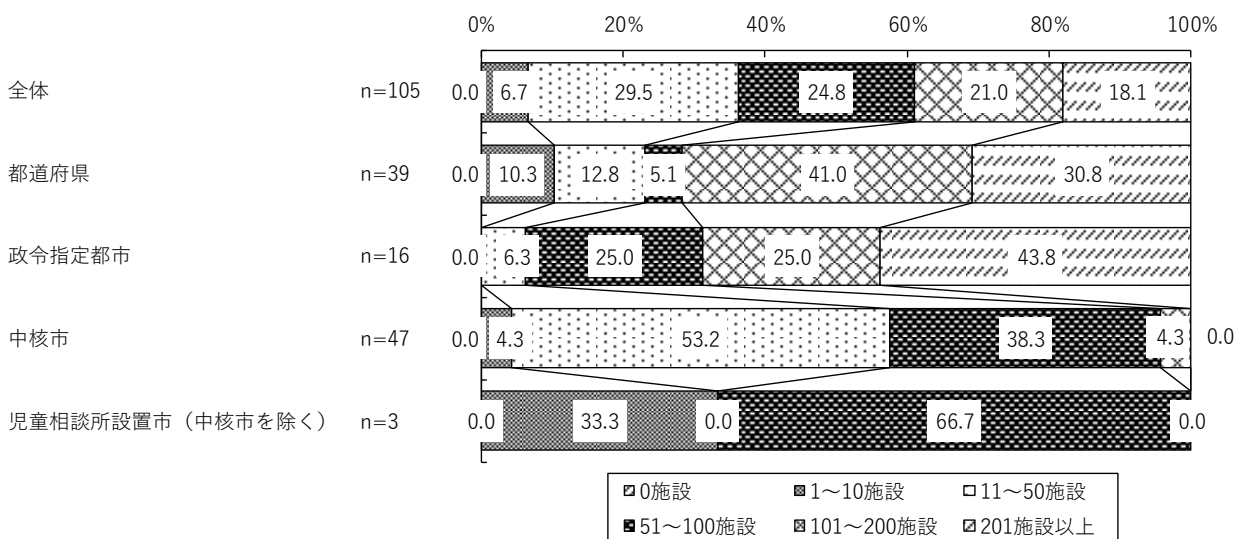


(4) 令和4年4月1日時点の自治体における認可保育施設数(問4)

① 認可保育所

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「101～200施設」が41.0%と最も多く、次いで「201施設以上」が30.8%、「11～50施設」が12.8%。
- ✓ 「政令指定都市」では「201施設以上」が43.8%と最も多く、次いで「51～100施設」「101～200施設」がいずれも25.0%。
- ✓ 「中核市」では、「11～50施設」が53.2%と最も多く、次いで「51～100施設」が38.3%。

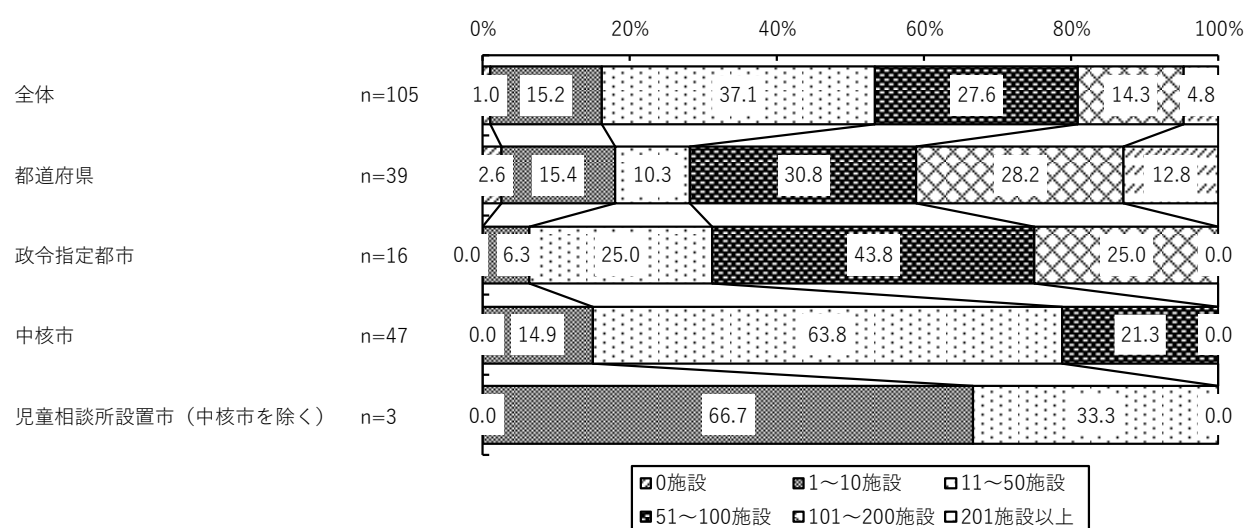
図表3-23 認可保育所数(令和4年4月1日時点)



② 認定こども園

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「51～100施設」が30.8%と最も多く、次いで「101～200施設」が28.2%、「1～10施設」が15.4%。
- ✓ 「政令指定都市」では「51～100施設」が43.8%と最も多く、次いで「11～50施設」「101～200施設」がいずれも25.0%。
- ✓ 「中核市」では、「11～50施設」が63.8%と最も多く、次いで「51～100施設」が21.3%、「1～10施設」が14.9%。

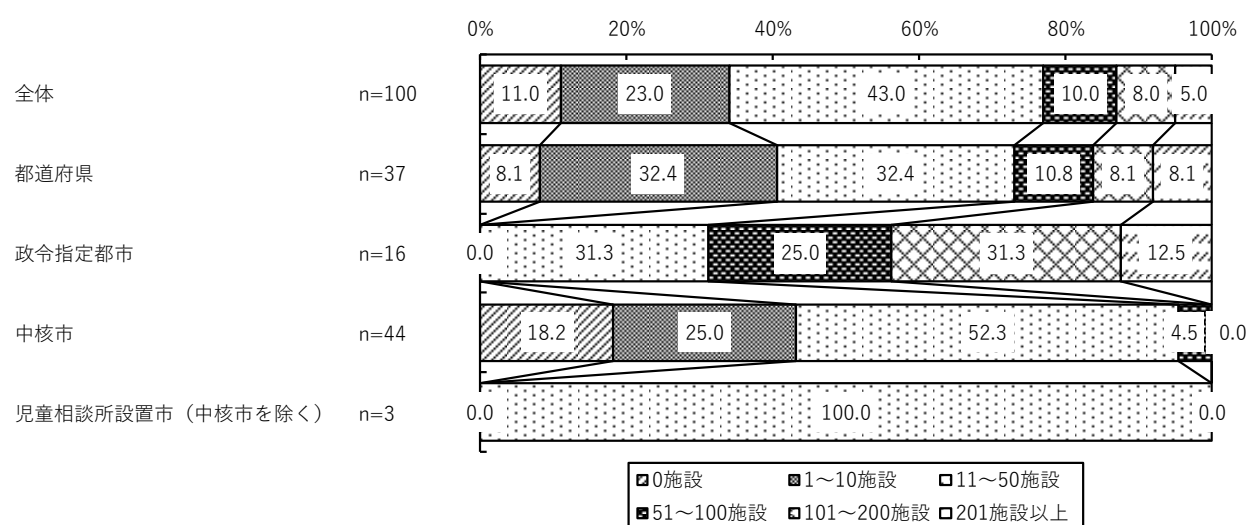
図表3-24 認定こども園数(令和4年4月1日時点)



③ 小規模保育事業

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「1～10施設」「11～50施設」がいずれも32.4%と最も多く、次いで「51～100施設」が10.8%。
- ✓ 「政令指定都市」では「11～50施設」「101～200施設」がいずれも31.3%と最も多く、次いで「51～100施設」が25.0%。
- ✓ 「中核市」では、「11～50施設」が52.3%と最も多く、次いで「1～10施設」が25.0%、「0施設」が18.2%。

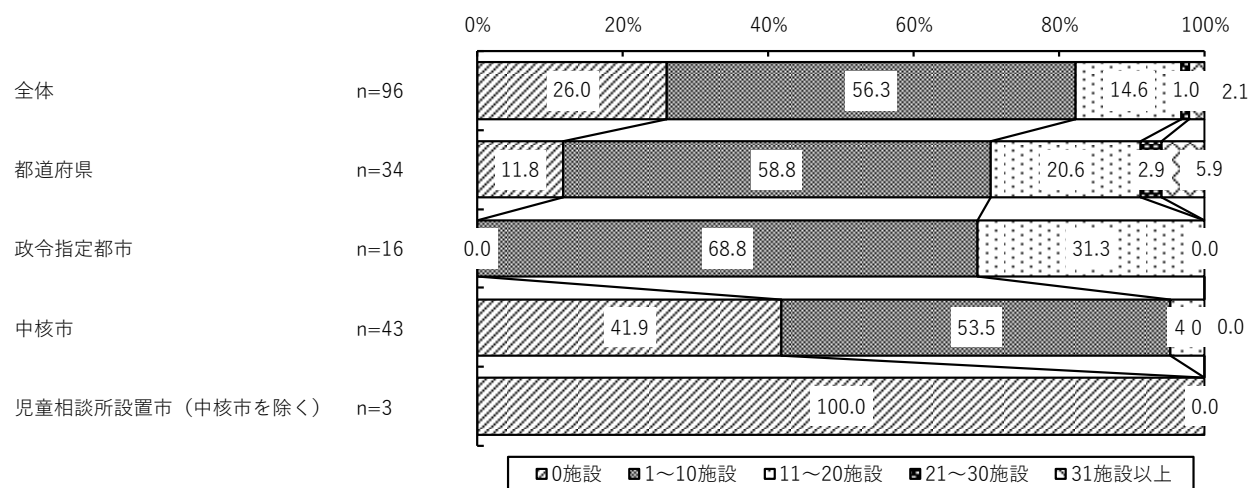
図表3-25 小規模保育事業数(令和4年4月1日時点)



④ 事業所内保育事業

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「1～10施設」が58.8%と最も多く、次いで「11～20施設」が20.6%、「0施設」が11.8%。
- ✓ 「政令指定都市」では「1～10施設」が68.8%と最も多く、次いで「11～20施設」が31.3%。
- ✓ 「中核市」では、「1～10施設」が53.5%と最も多く、次いで「0施設」が41.9%。

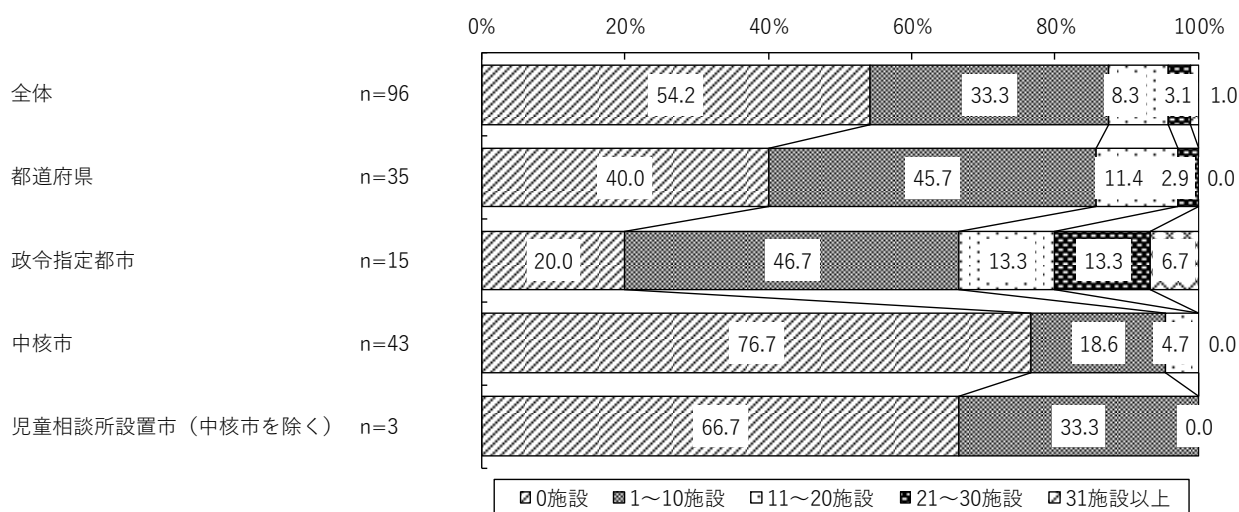
図表3-26 事業所内保育事業数(令和4年4月1日時点)



⑤ 家庭的保育事業

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「1～10施設」が45.7%と最も多く、次いで「0施設」が40.0%、「11～20施設」が11.4%。
- ✓ 「政令指定都市」では「1～10施設」が46.7%と最も多く、次いで「0施設」が20.0%、「11～20施設」「21～30施設」がいずれも13.3%。
- ✓ 「中核市」では、「0施設」が76.7%と最も多く、次いで「1～10施設」が18.6%。

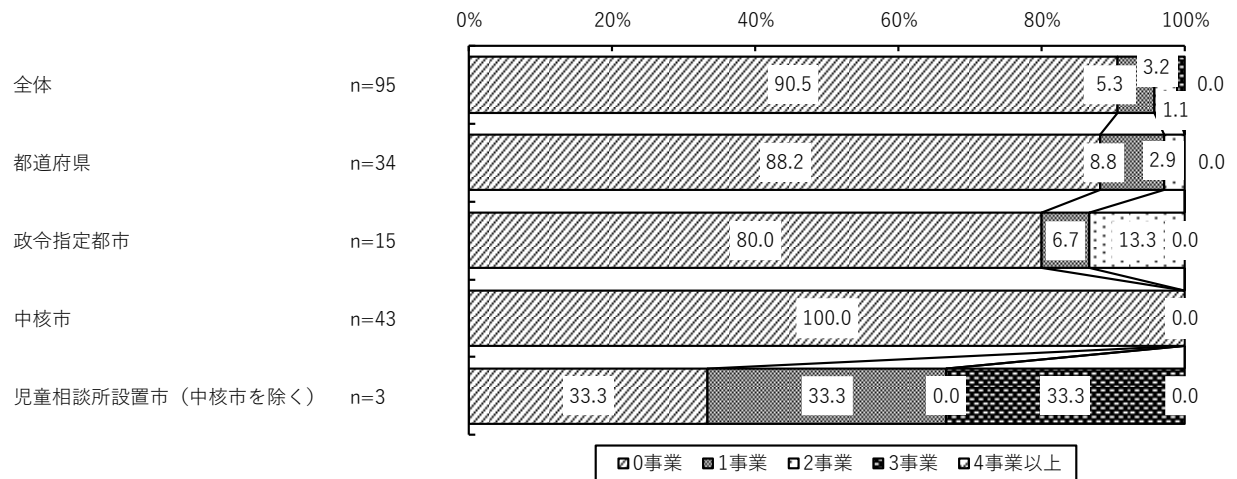
図表3-27 家庭的保育事業数(令和4年4月1日時点)



⑥ 居宅訪問型保育事業

- ✓ 自治体種別にかかわらず「0事業」が最も多く、「児童相談所設置市(中核市を除く)」以外ではいずれも8割以上。

図表3-28 居宅訪問型保育事業数(令和4年4月1日時点)

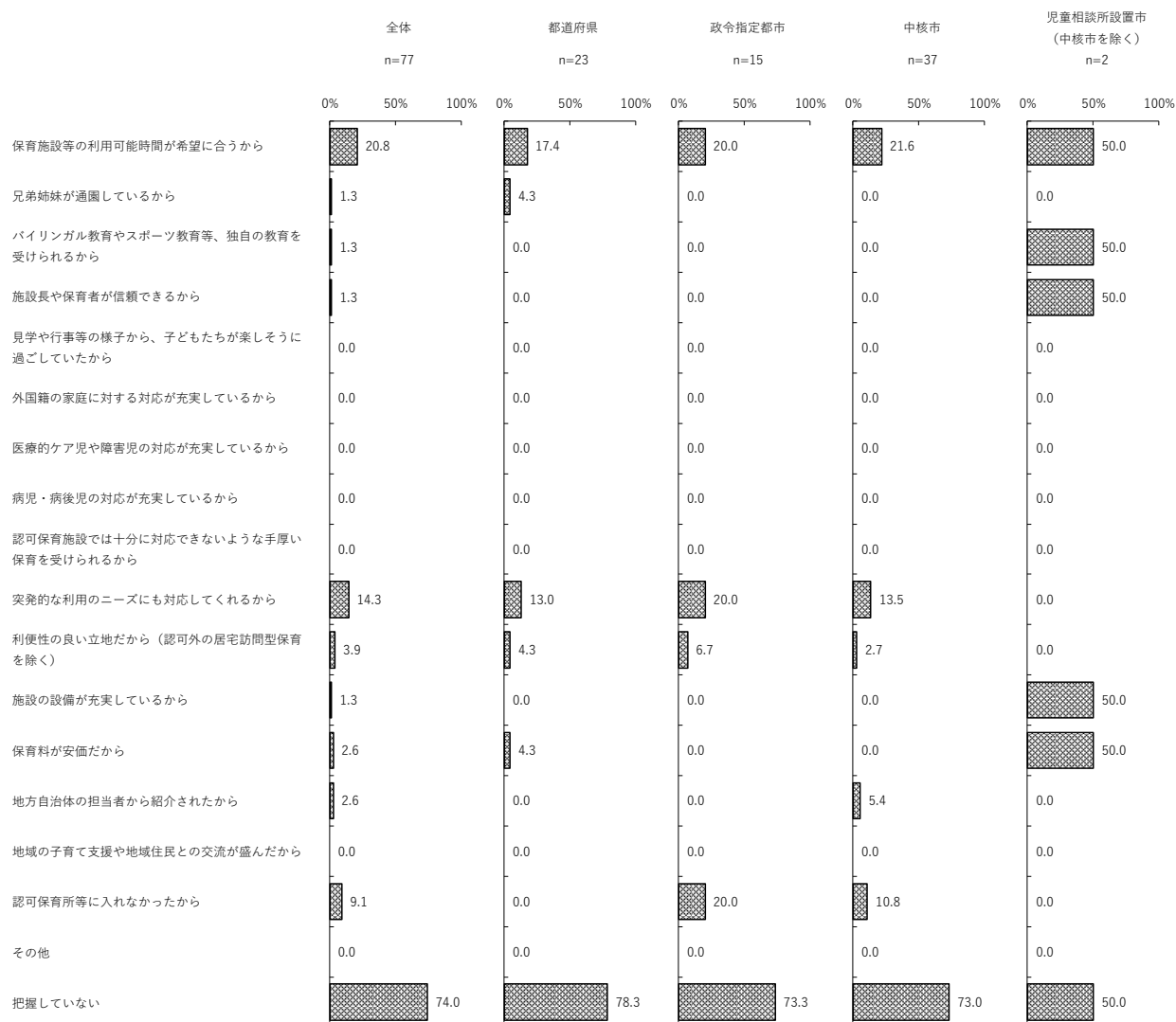


(5) 認可外保育施設を選択した理由(問5)

① ベビーホテル

✓ 自治体種別にかかわらず「把握していない」が最も多く、「都道府県」「政令指定都市」「中核市」ではいずれも7～8割程度。「都道府県」「政令指定都市」「中核市」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」等が続くが、その割合は1～2割程度。

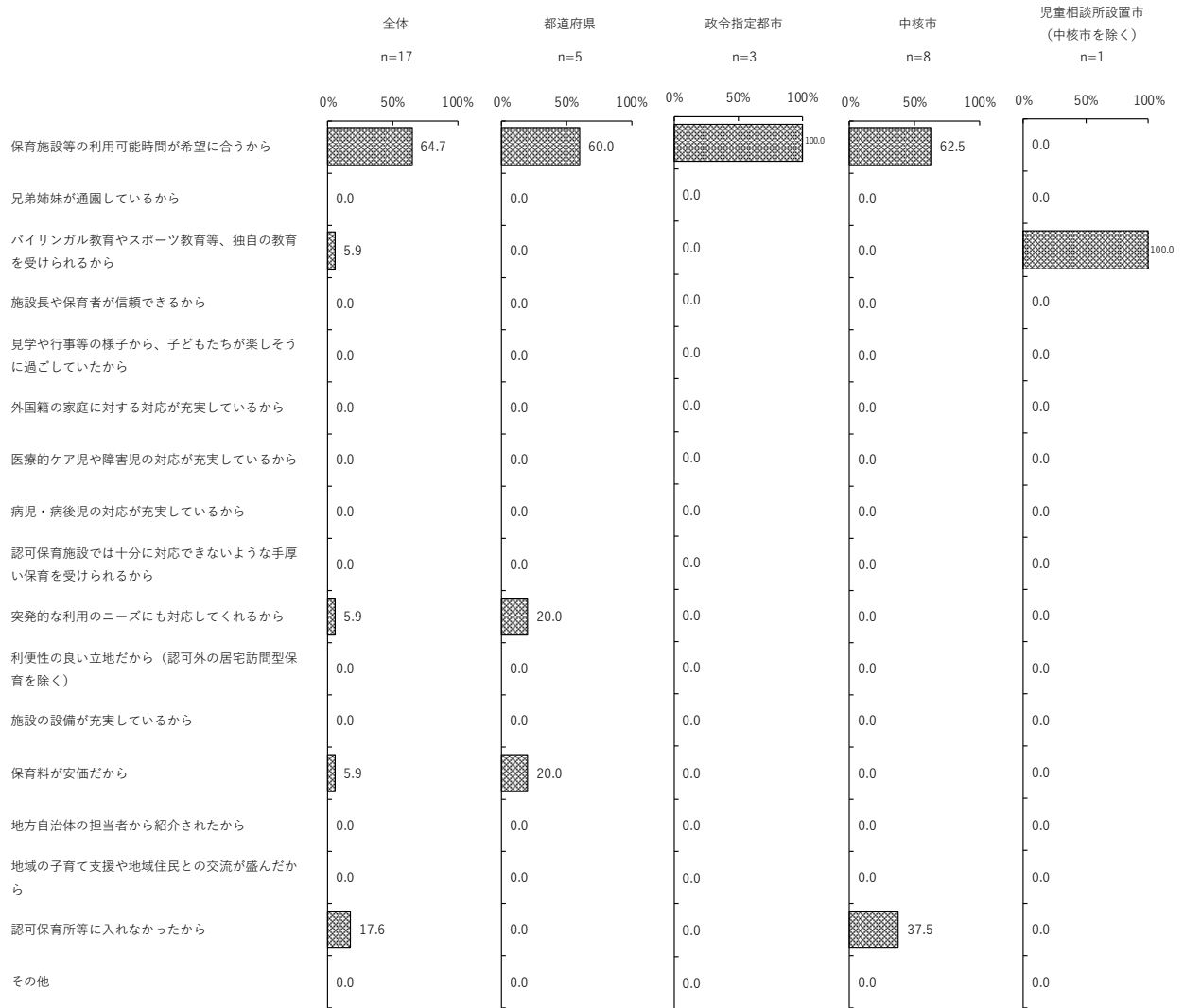
図表3-29 認可外保育施設を選択した理由(ベビーホテル)(MA)



＜最もよく聞かれる理由＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」「政令指定都市」「中核市」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」がいずれも6割以上と最も多く、「児童相談所設置市(中核市を除く)」では「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」が最も多い。

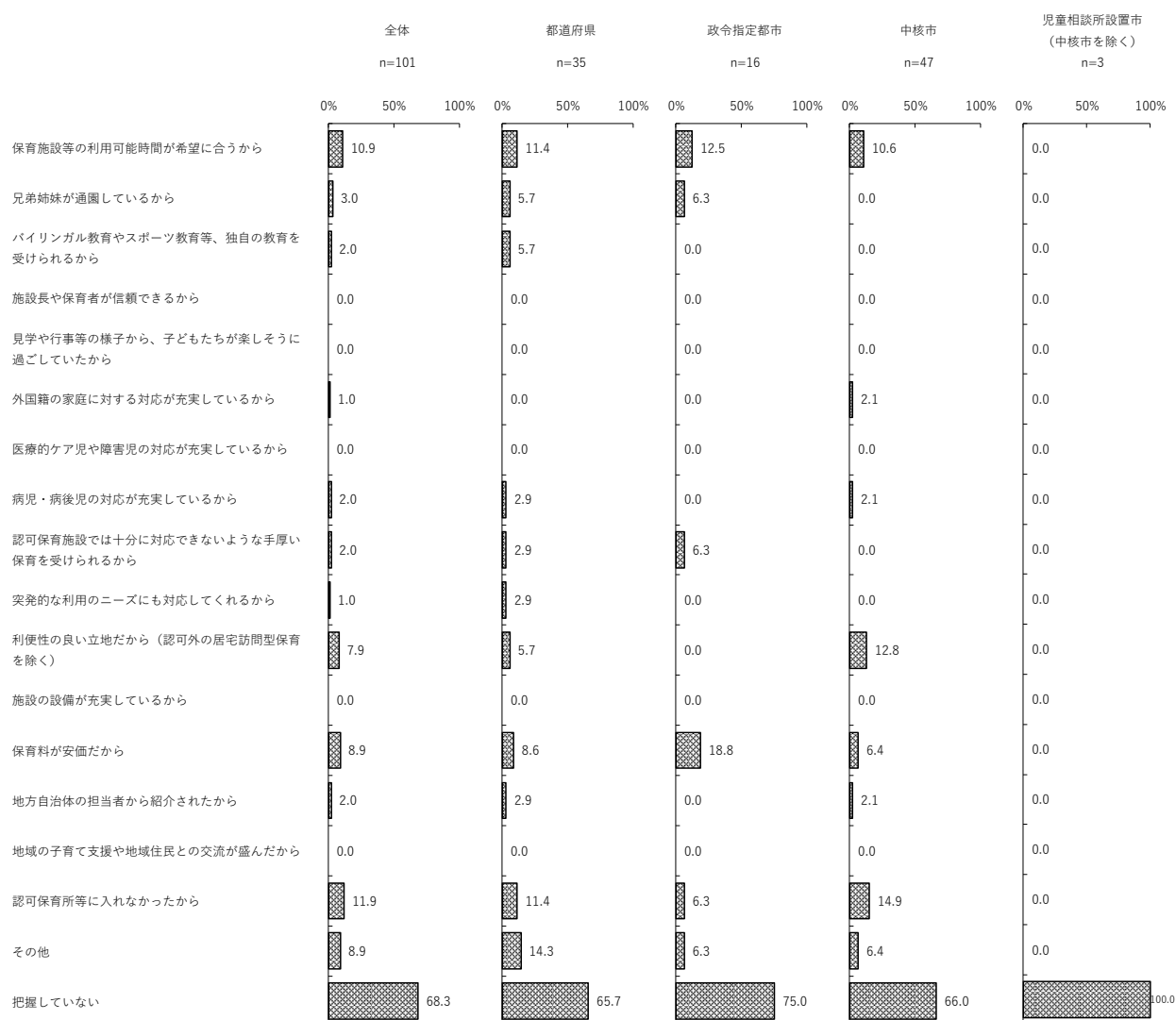
図表3-30 【最もよく聞かれる理由】認可外保育施設を選択した理由(ベビーホテル)(SA)



② 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)

- ✓ 自治体種別にかかわらず「把握していない」が最も多く、いずれも6割台半ば以上。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「その他」が14.3%、「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも11.4%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「保育料が安価だから」が18.8%、「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が12.5%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が14.9%、「利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)」が12.8%。

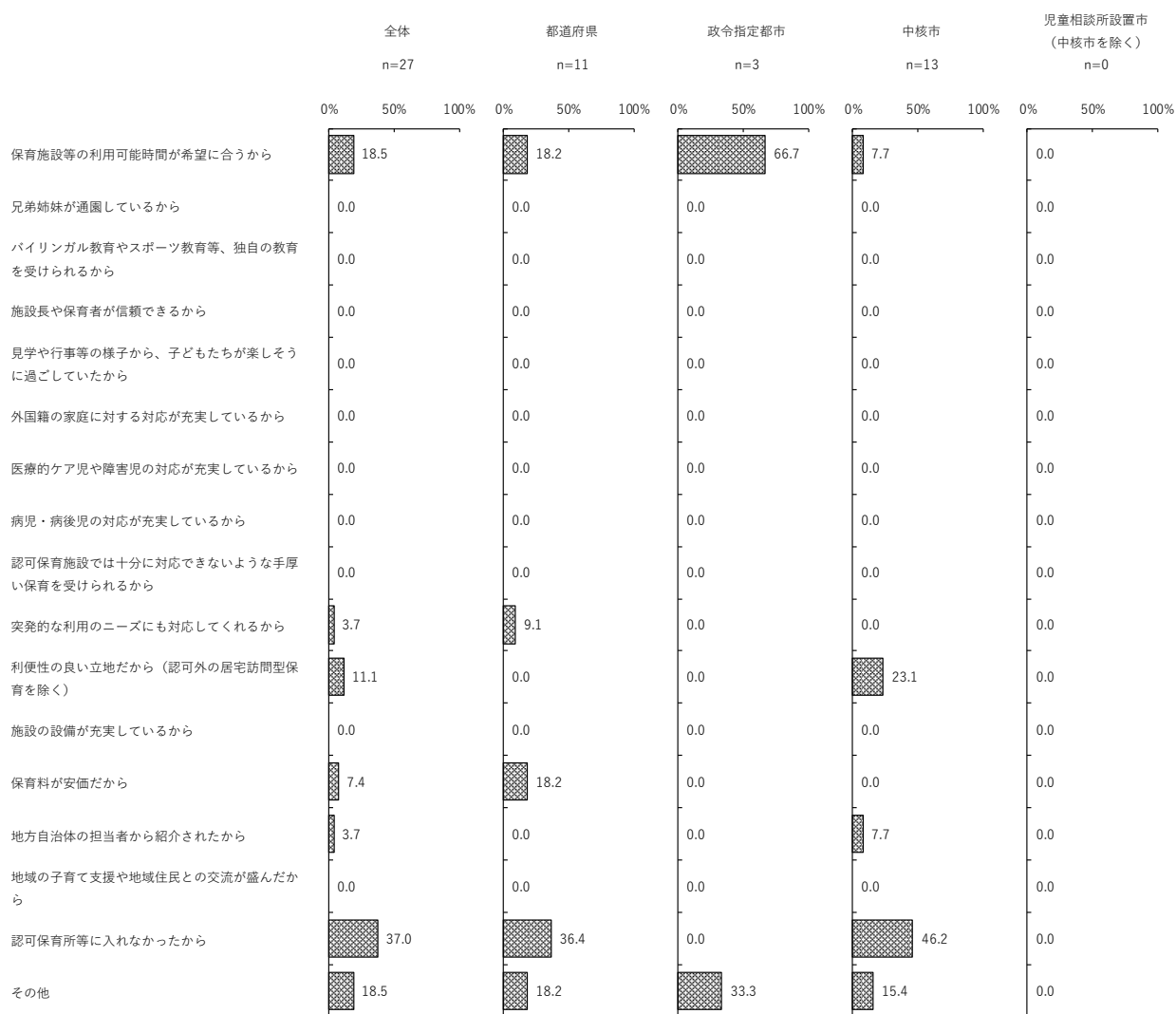
図表3-31 認可外保育施設を選択した理由(事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く))(MA)



＜最もよく聞かれる理由＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所等に入れなかったから」が36.4%と最も多く、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「保育料が安価だから」「その他」がいずれも18.2%。
- ✓ 「政令指定都市」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が66.7%と最も多く、次いで「その他」が33.3%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所等に入れなかったから」が46.2%と最も多く、次いで「利便性の良い立地だから（認可外の居宅訪問型保育を除く）」が23.1%、「その他」が15.4%。

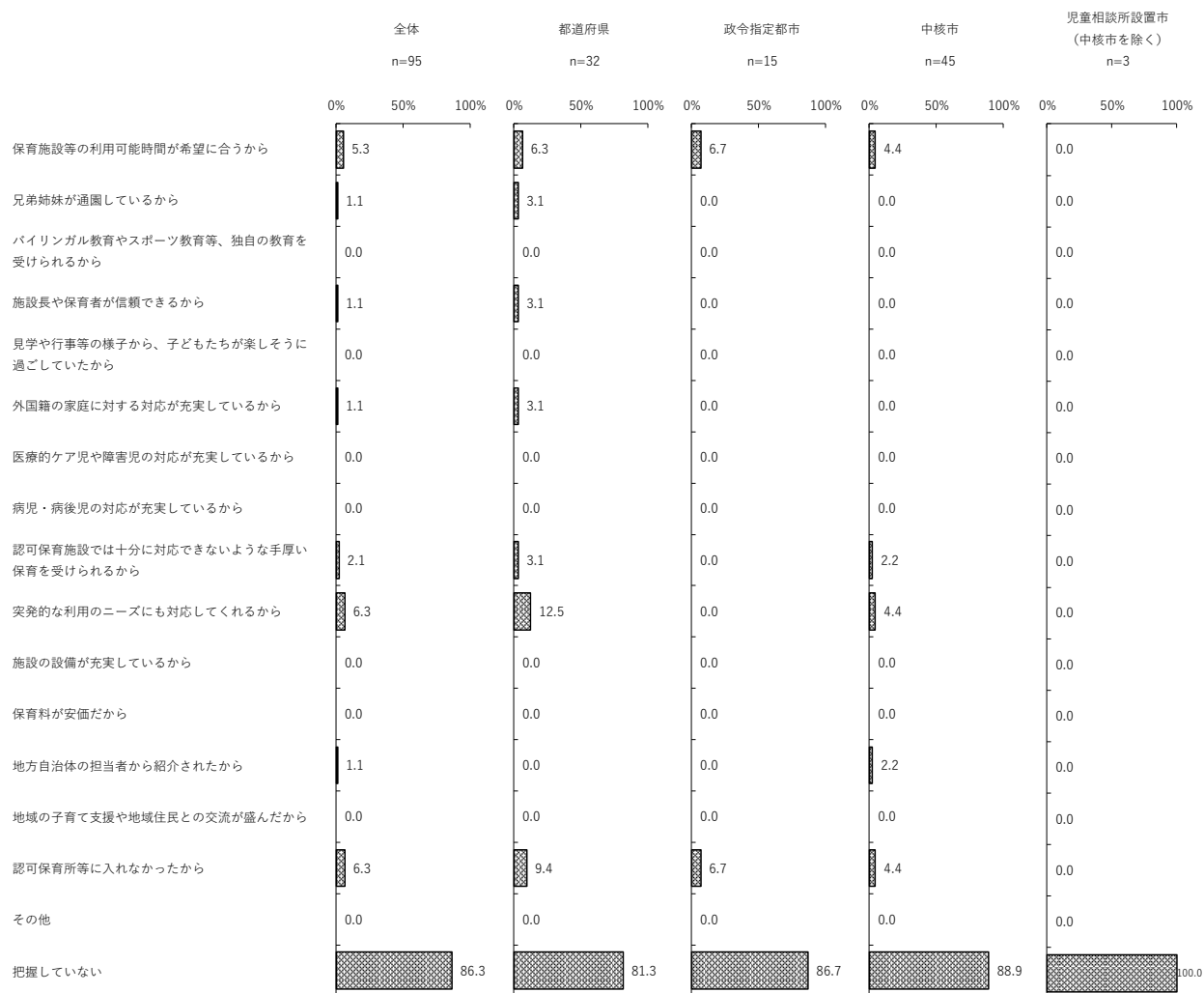
図表3-32 【最もよく聞かれる理由】認可外保育施設を選択した理由
(事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く))(SA)



③ 認可外の居宅訪問型保育事業

- ✓ 自治体種別にかかわらず「把握していない」が最も多く、いずれも8割程度以上である。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」が12.5%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも6.7%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも4.4%。

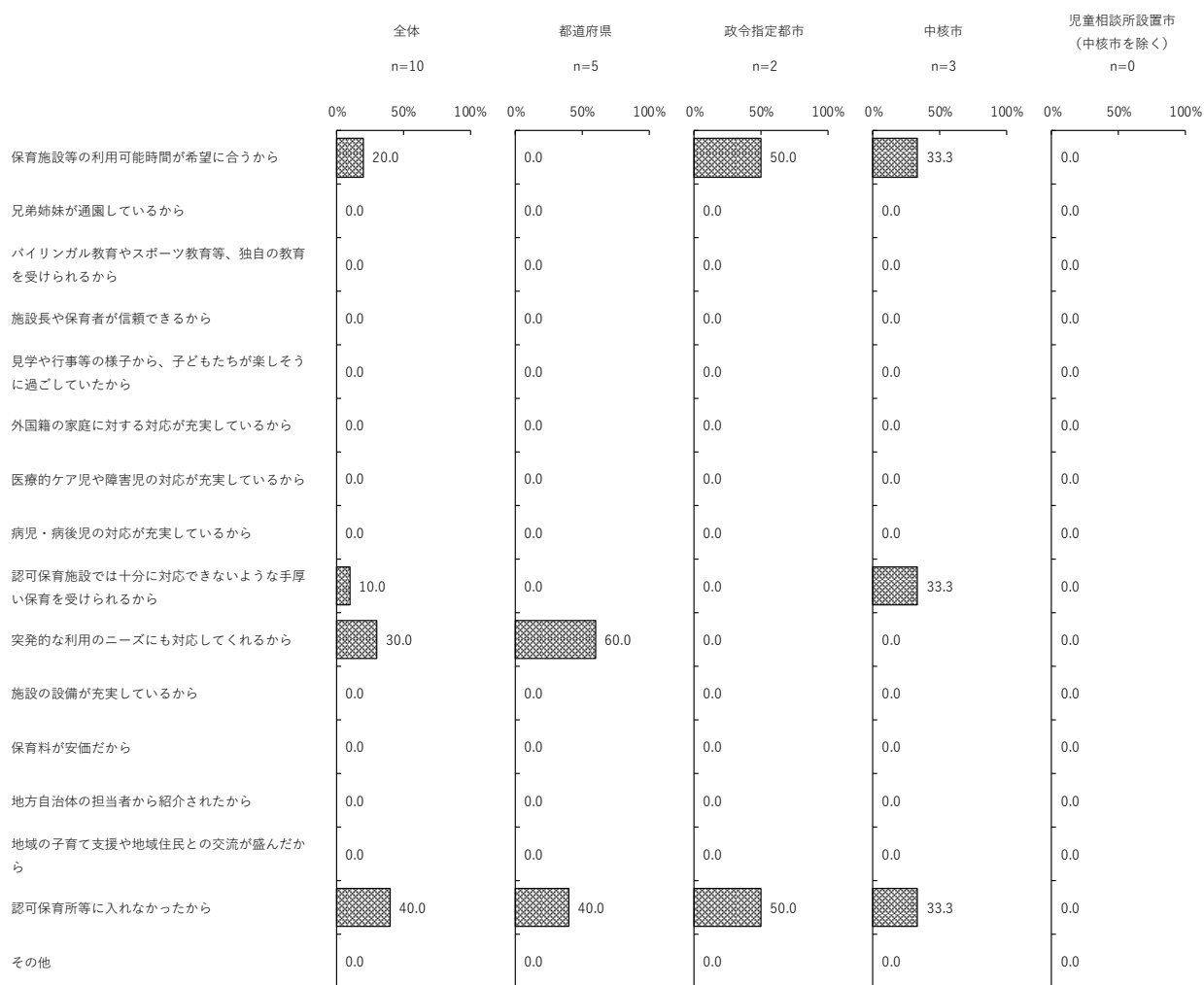
図表3-33 認可外保育施設を選択した理由(認可外の居宅訪問型保育事業)(MA)



＜最もよく聞かれる理由＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」が60.0%と最も多く、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が40.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも50.0%。
- ✓ 「中核市」では「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「認可保育施設では十分に対応できないような手厚い保育を受けられるから」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも33.3%。

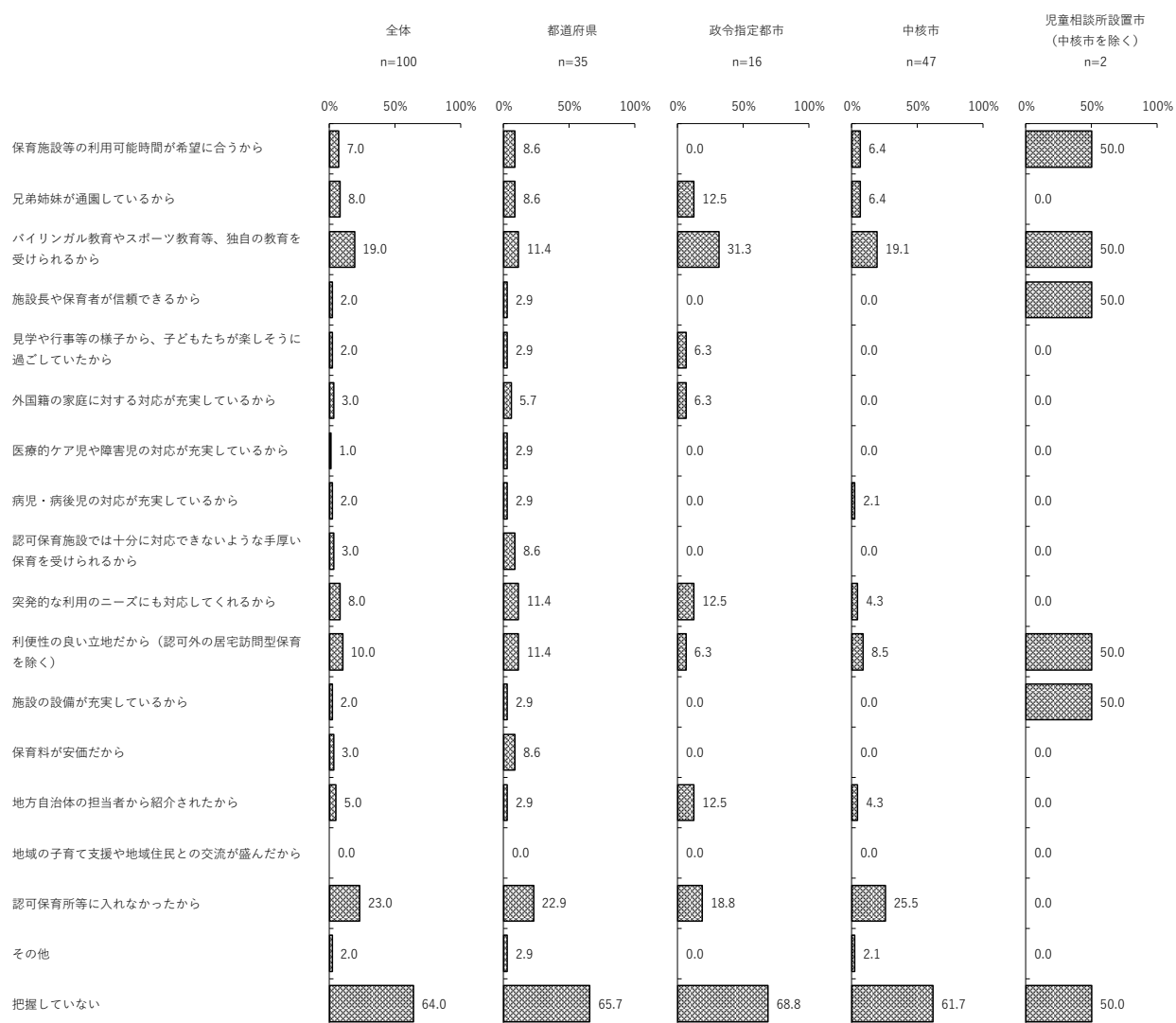
図表3-34 【最もよく聞かれる理由】認可外保育施設を選択した理由
(認可外の居宅訪問型保育事業)(SA)



④ その他の認可外保育施設

- ✓ 自治体種別にかかわらず「把握していない」が最も多く、いずれも5割～7割程度。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が22.9%、「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」「利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)」がいずれも11.4%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」が31.3%、「認可保育所等に入れなかったから」が18.8%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が25.5%、「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」が19.1%。

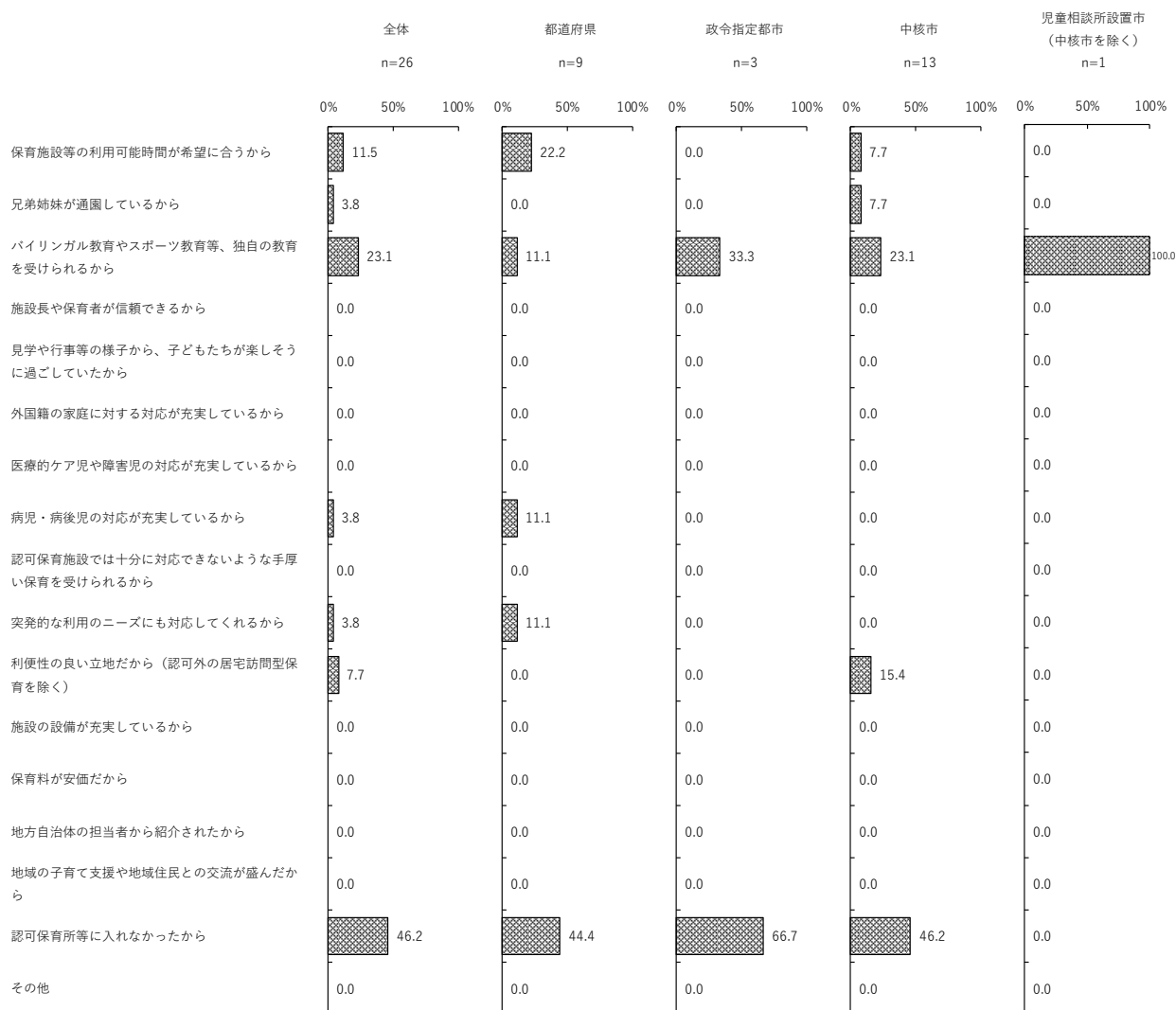
図表3-35 認可外保育施設を選択した理由(その他の認可外保育施設)(MA)



＜最もよく聞かれる理由＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所等に入れなかったから」が44.4%と最も多く、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が22.2%、「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」「病児・病後児の対応が充実しているから」「突発的な利用のニーズにも対応してくれるから」がいずれも11.1%。
- ✓ 「政令指定都市」では「認可保育所等に入れなかったから」が66.7%と最も多く、次いで「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」が33.3%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所等に入れなかったから」が46.2%と最も多く、次いで「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから」が23.1%、「利便性の良い立地だから（認可外の居宅訪問型保育を除く）」が15.4%。

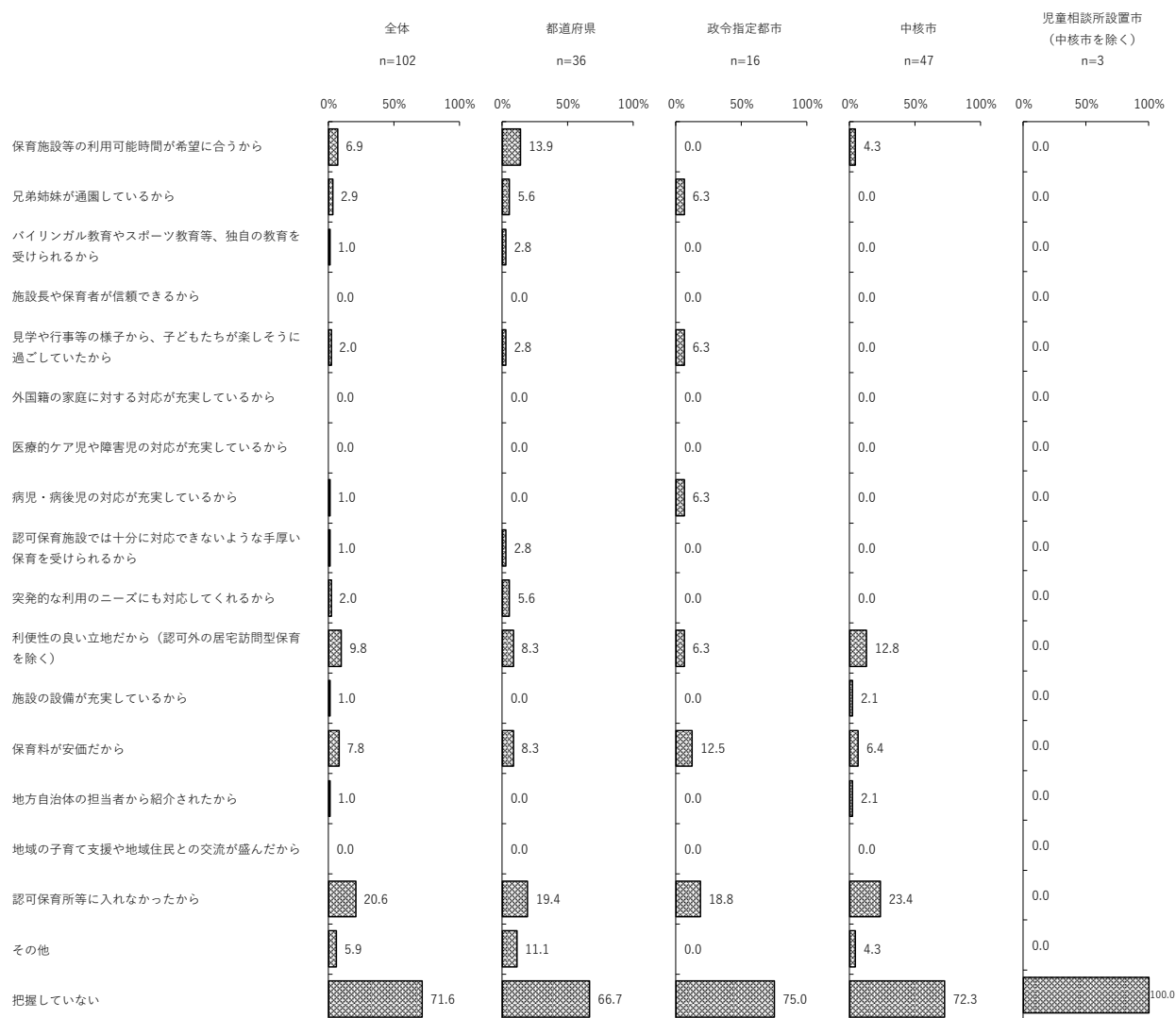
図表3-36 【最もよく聞かれる理由】認可外保育施設を選択した理由
(その他の認可外保育施設)(SA)



⑤ 企業主導型保育施設

- ✓ 自治体種別にかかわらず「把握していない」が最も多く、いずれも6割台半ば以上。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が19.4%、「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が13.9%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が18.8%、「保育料が安価だから」が12.5%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「認可保育所等に入れなかったから」が23.4%、「利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)」が12.8%。

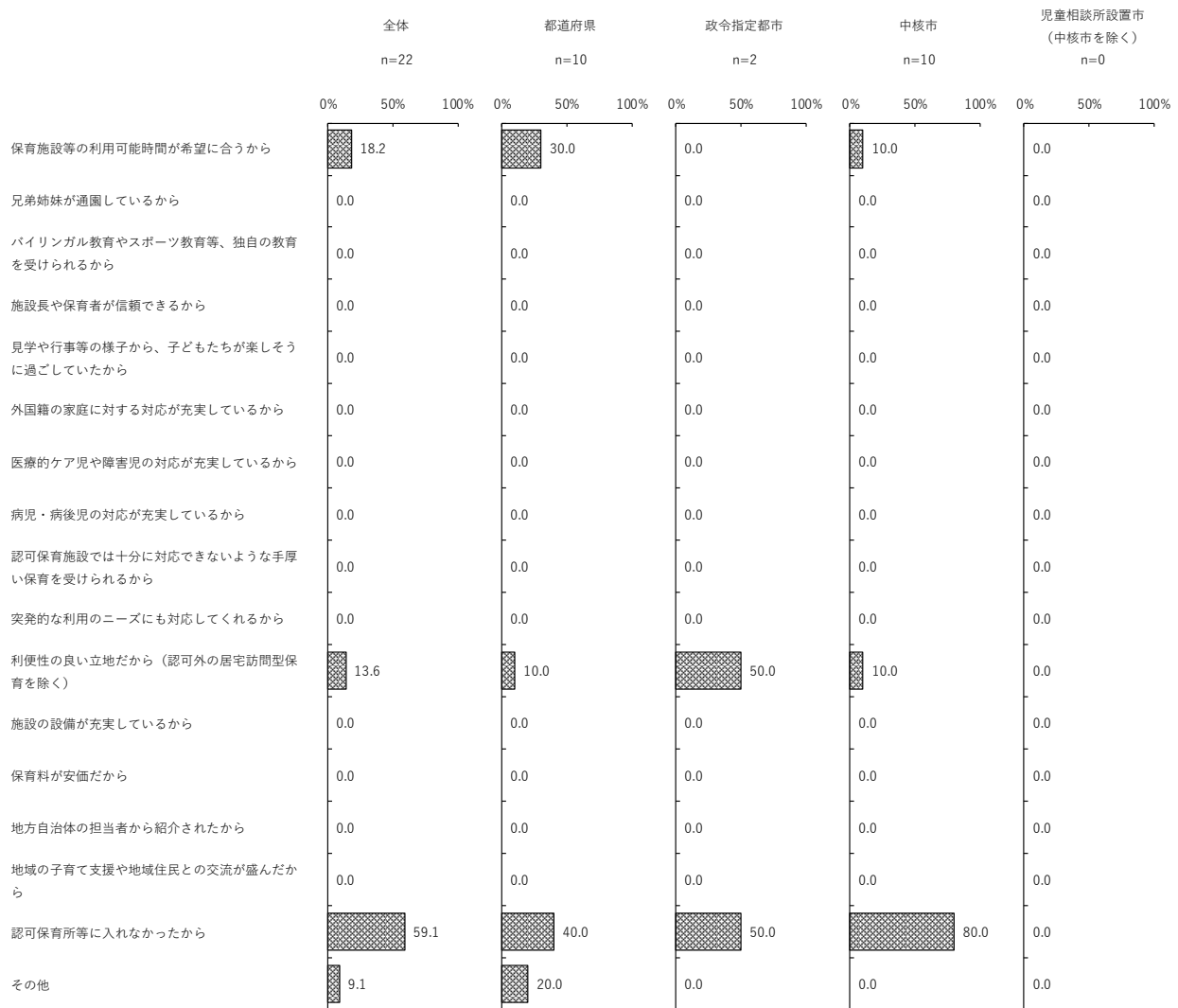
図表3-37 認可外保育施設を選択した理由(企業主導型保育施設)(MA)



＜最もよく聞かれる理由＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所等に入れなかったから」が40.0%と最も多く、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」が30.0%、「その他」が20.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では「利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)」「認可保育所等に入れなかったから」がいずれも50.0%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所等に入れなかったから」が80.0%と最も多く、次いで「保育施設等の利用可能時間が希望に合うから」「利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)」がいずれも10.0%。

図表3-38 【最もよく聞かれる理由】認可外保育施設を選択した理由
(企業主導型保育施設)(SA)



⑥ 自由記述

- ✓ 「問5認可外保育施設を選択した理由」で「その他」を回答した場合の具体的な内容は以下の通り。

＜勤務先とのアクセスや提携に関する記述＞

- ・ 保護者の職場に近いので安心できるから。
- ・ 職場に近接しているから。
- ・ 保護者の職場に併設されているから。
- ・ 事業所等の従事者が利用のため。

- ・ 事業所内保育施設では主に事業所の職員の子どもを保育しているため。
 - ・ 勤務している企業が運営しているので融通がきくため。
 - ・ 事業所にある保育施設のため従業員枠での利用ができるから。
- <その他>
- ・ 認可施設と異なり小規模で家庭的な雰囲気での保育が期待できるから。

(6) 自治体として、認可外保育施設に期待すること(問6)

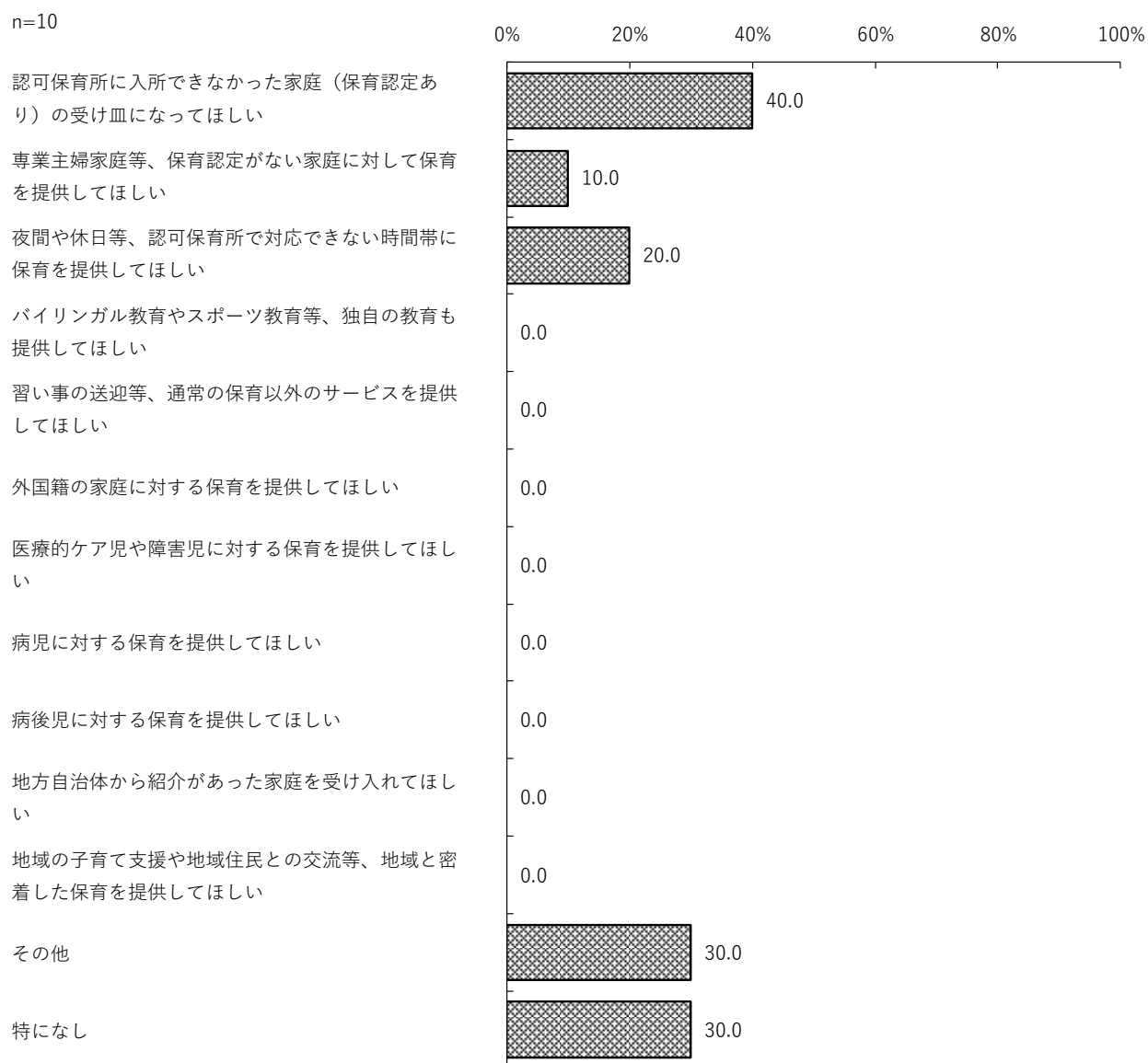
【独自の補助等を行っている認証施設】

※n 数が少なかったことから、自治体種別のクロス集計は掲載しない。

① ベビーホテル

✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.0%と最も多く、次いで「その他」「特になし」がいずれも30.0%。

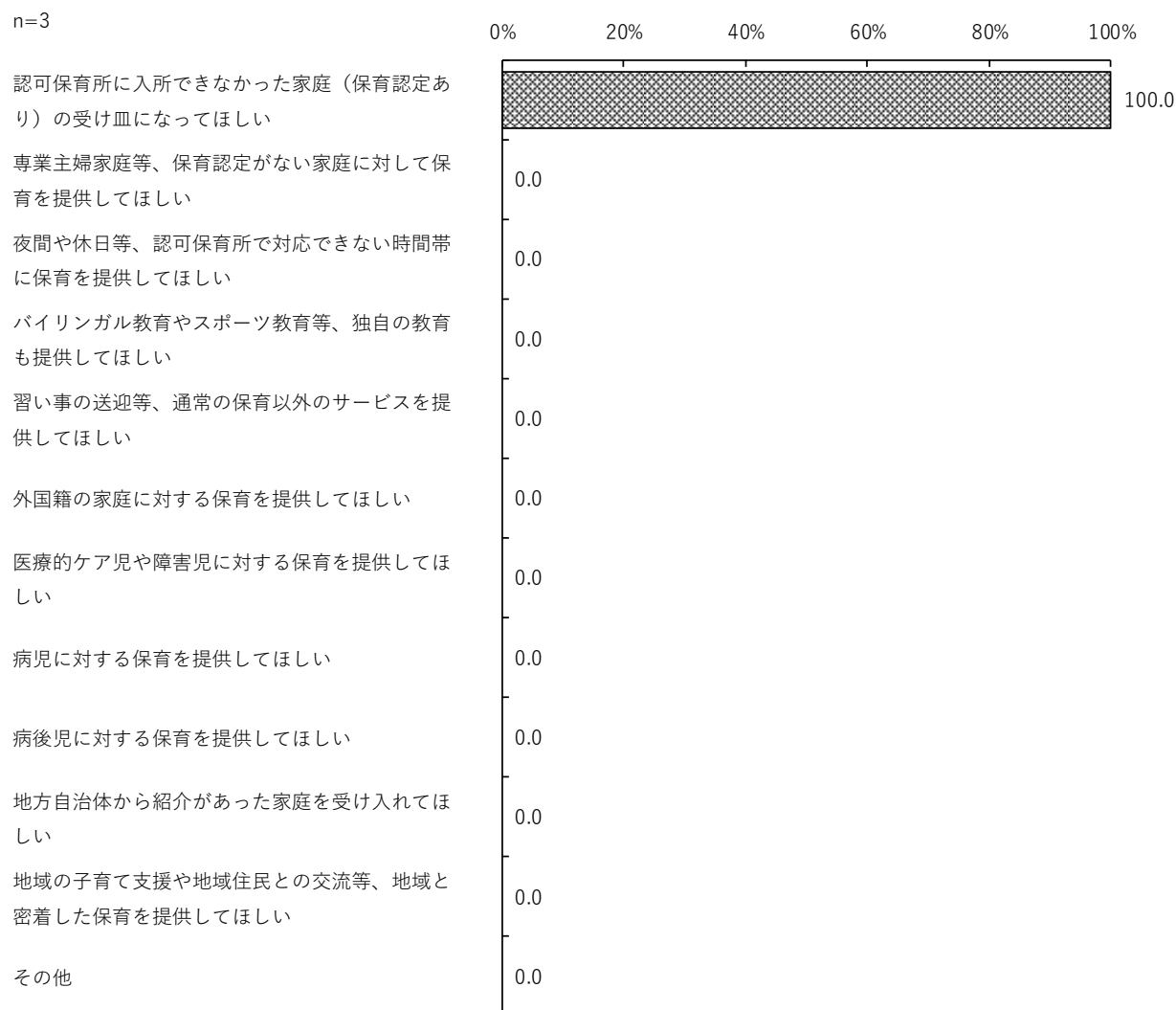
図表3-39 自治体として、ベビーホテルに期待すること(独自の補助等を行っている認証施設)(MA)



<最もあてはまるもの>

✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が100.0%。

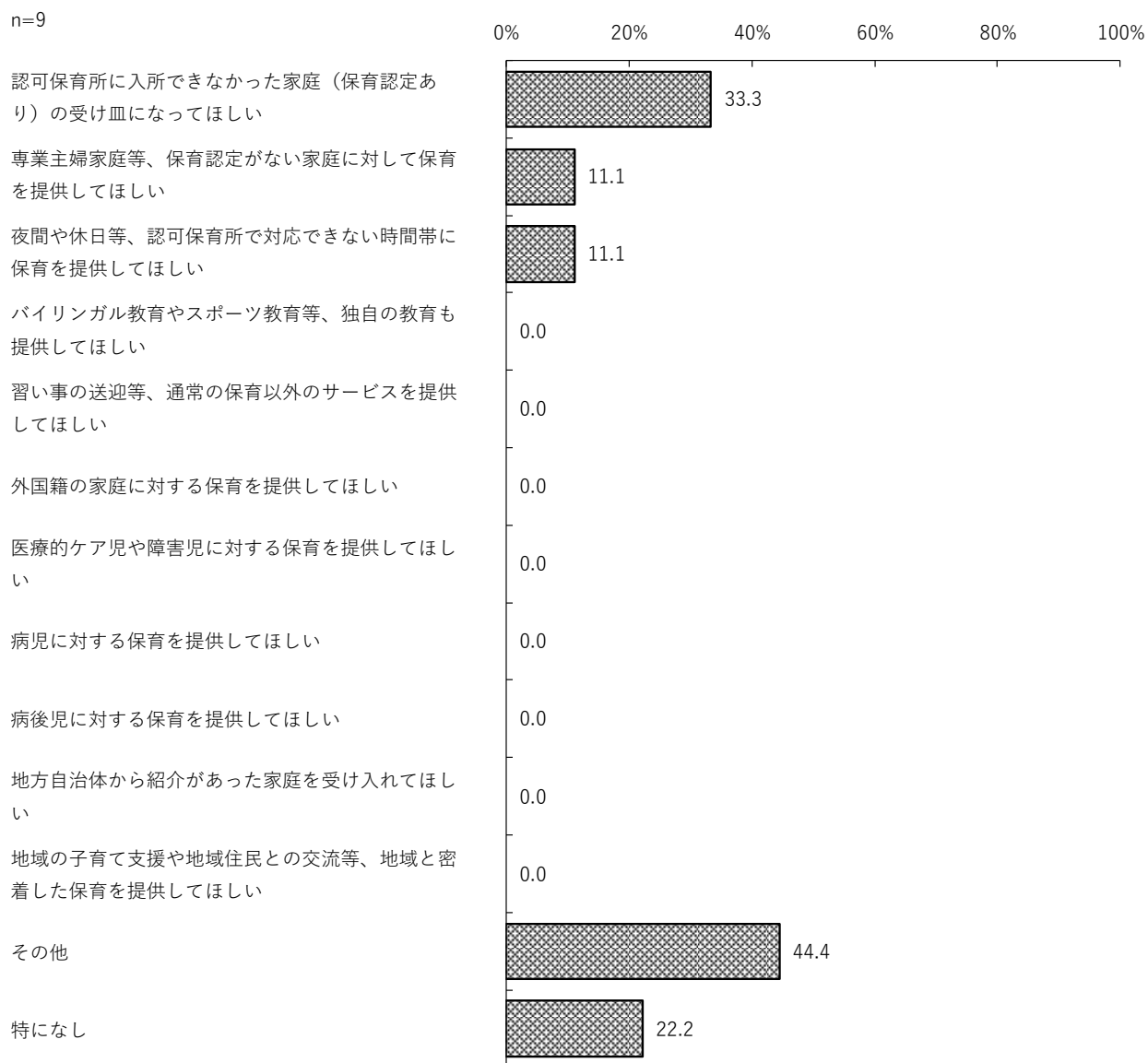
図表3-40 【最もあてはまるもの】自治体として、ベビーホテルに期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(SA)



② 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)

✓ 「その他」が44.4%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が33.3%、「特になし」が22.2%。

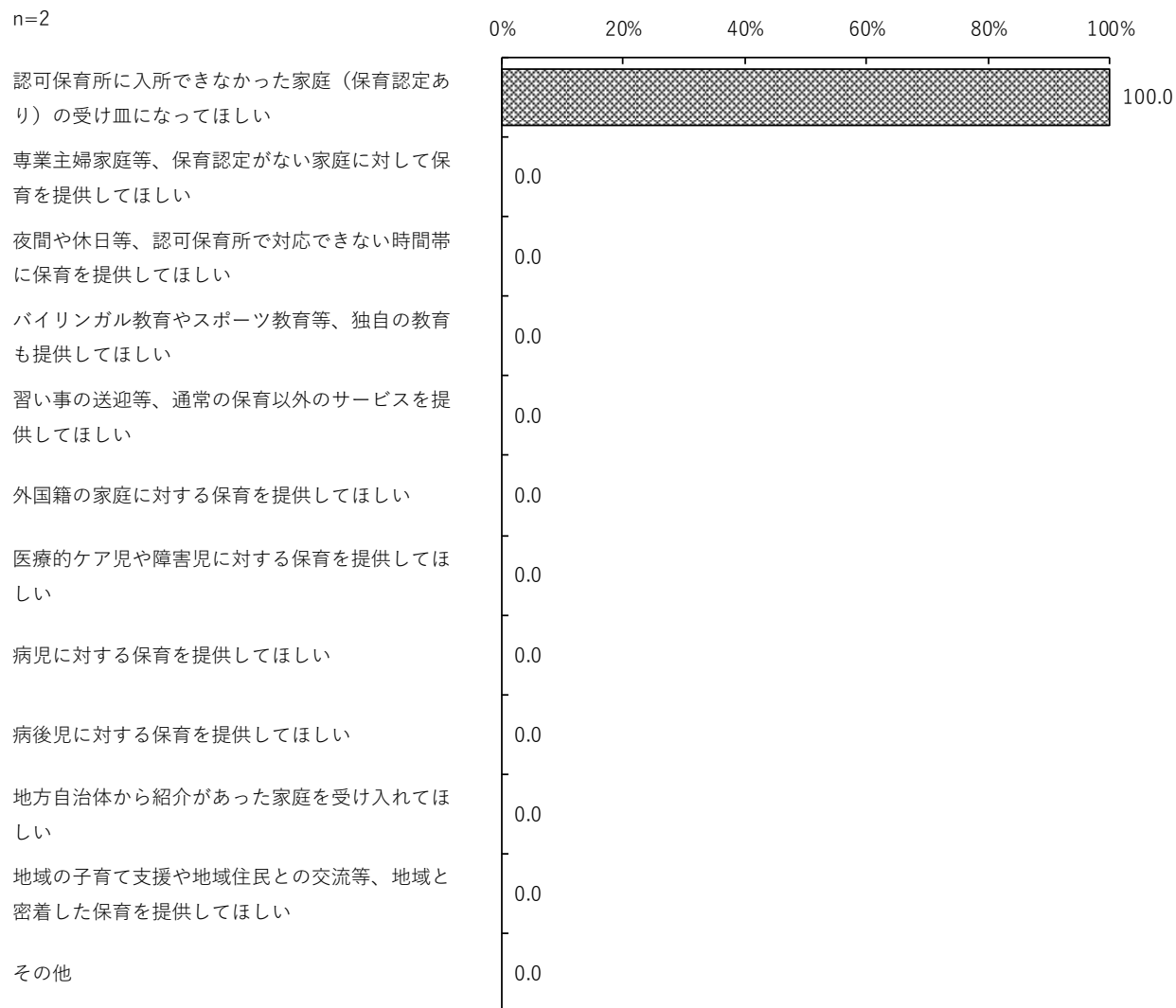
図表3-41 自治体として、事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(MA)



＜最もあてはまるもの＞

✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が100.0%。

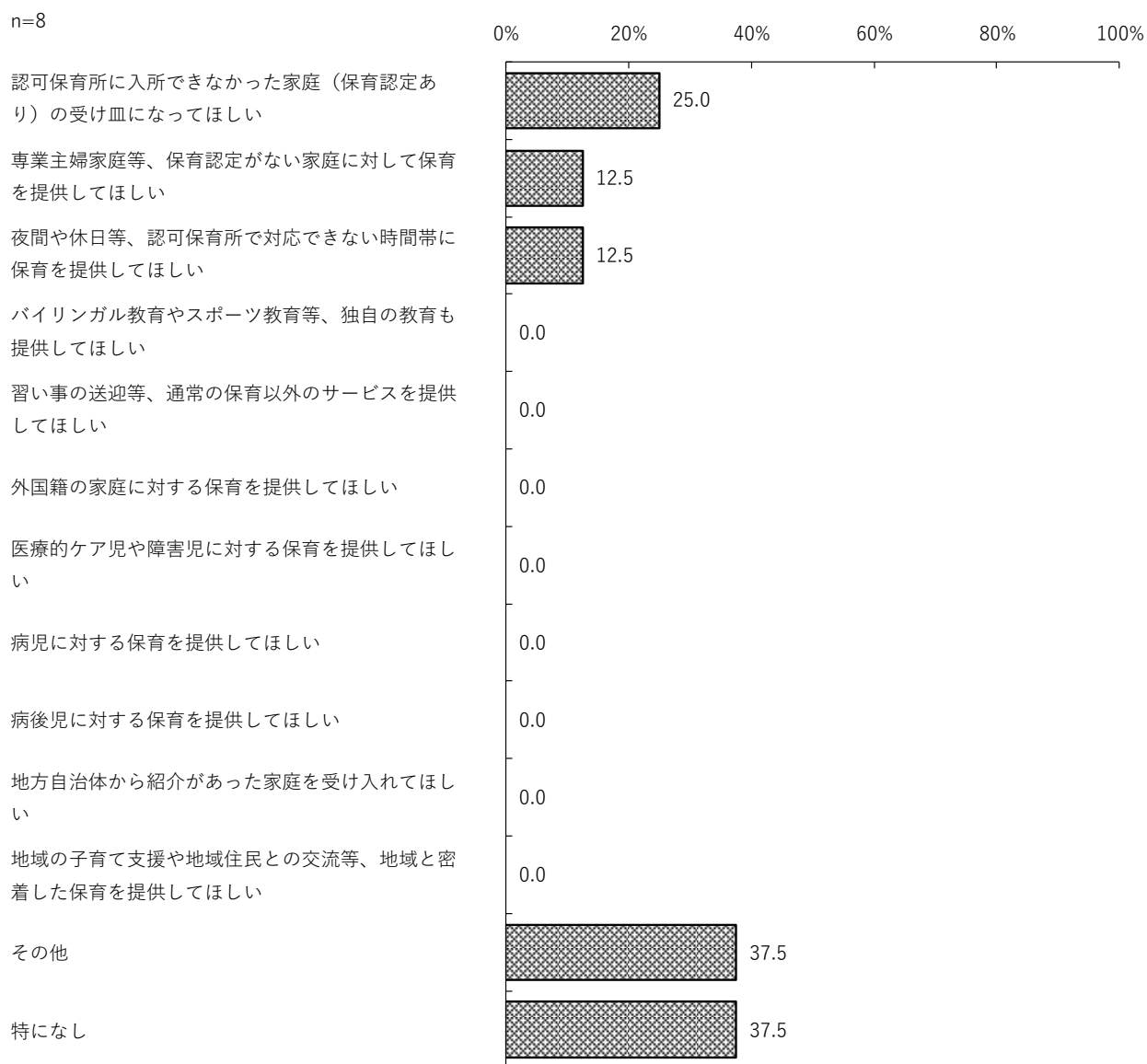
図表3-42 【最もあてはまるもの】自治体として、事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)に期待すること(独自の補助等を行っている認証施設)(SA)



③ 認可外の居宅訪問型保育事業

✓ 「その他」「特になし」がいずれも37.5%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が25.0%。

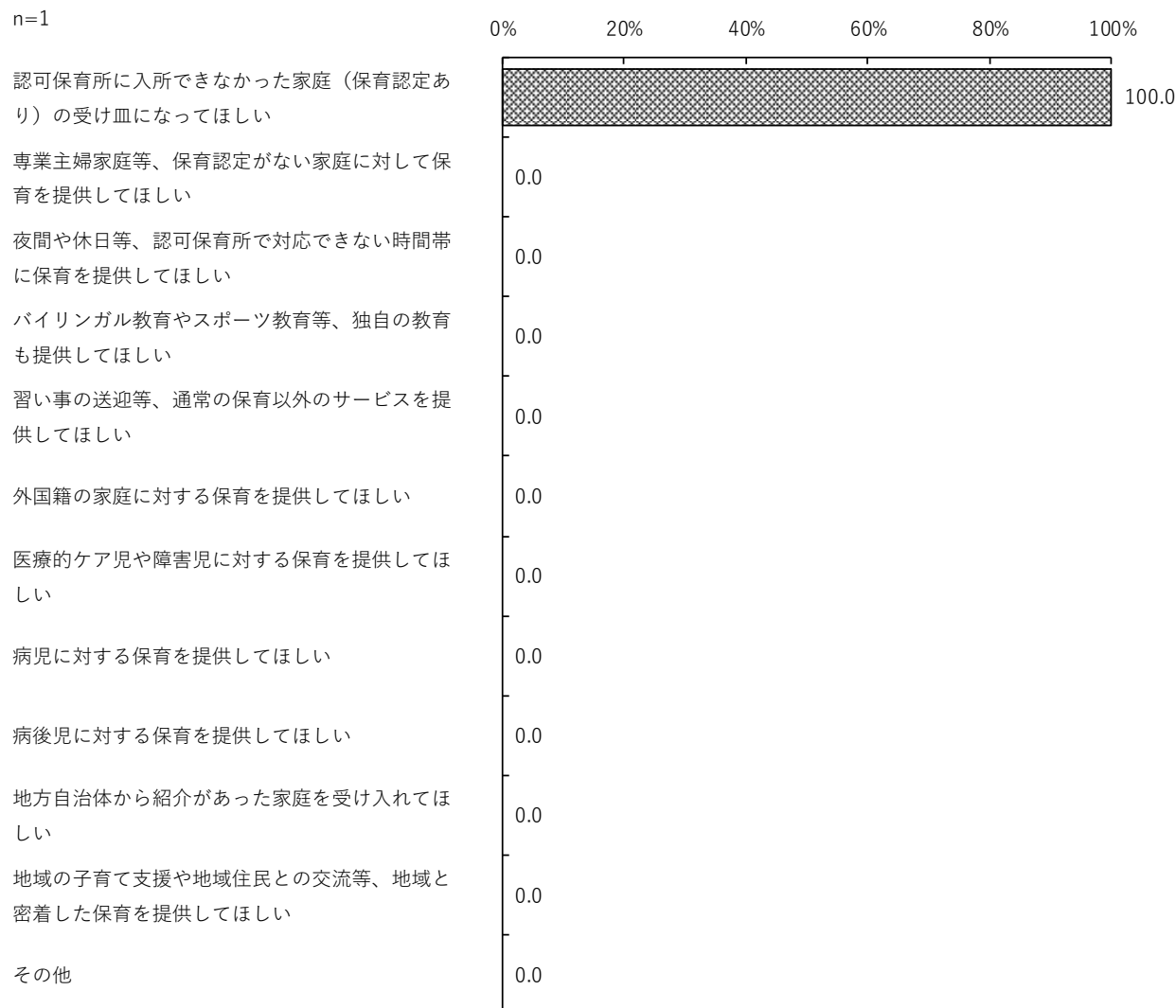
図表3-43 自治体として、認可外の居宅訪問型保育事業に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(MA)



<最もあてはまるもの>

✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が100.0%。

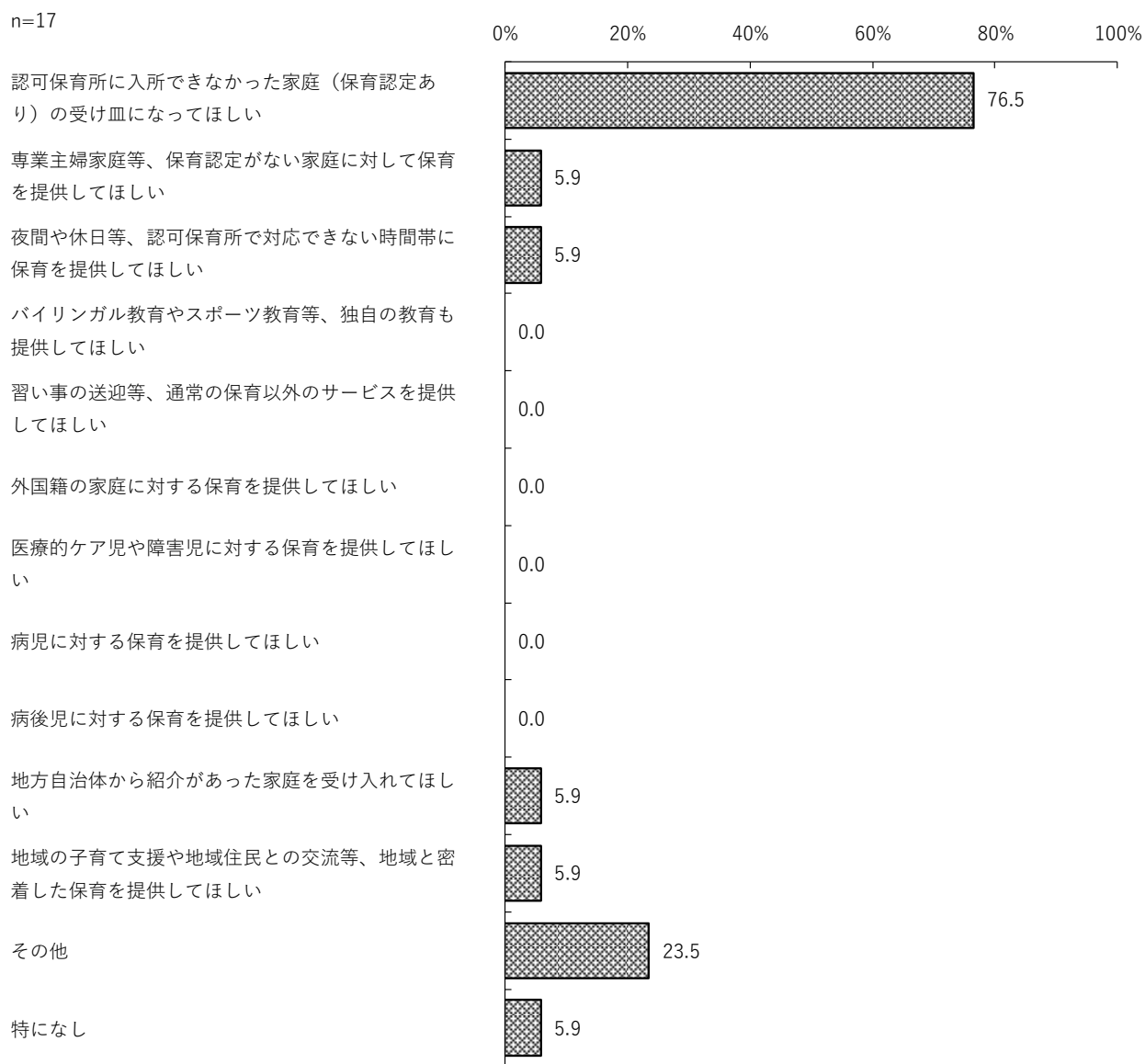
図表3-44 【最もあてはまるもの】自治体として、認可外の居宅訪問型保育事業に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(SA)



④ その他の認可外保育施設

✓ 「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が76.5%と最も多く、次いで「その他」が23.5%。

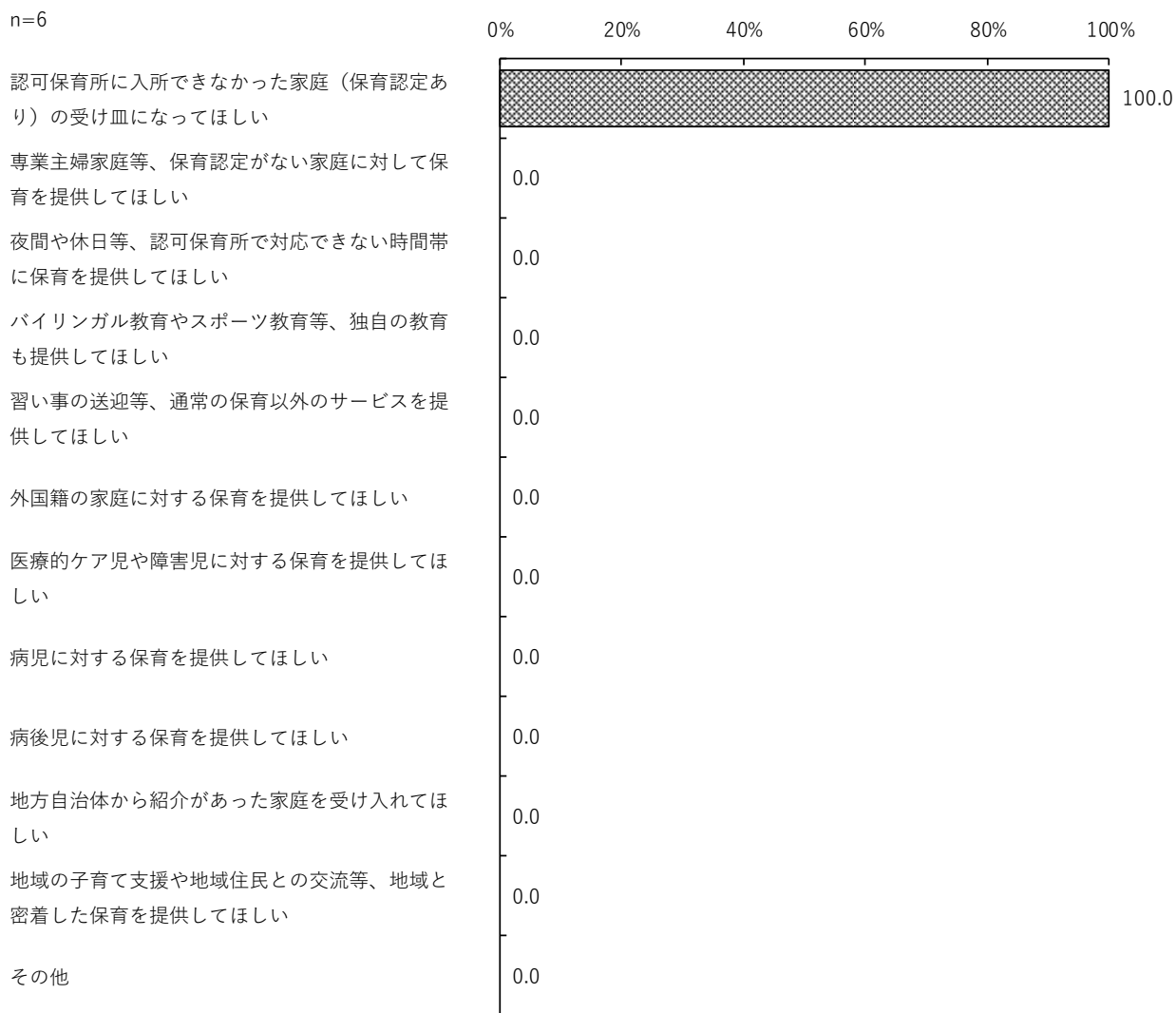
図表3-45 自治体として、その他の認可外保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(MA)



＜最もあてはまるもの＞

✓ 最もあてはまるものとしては、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が100.0%。

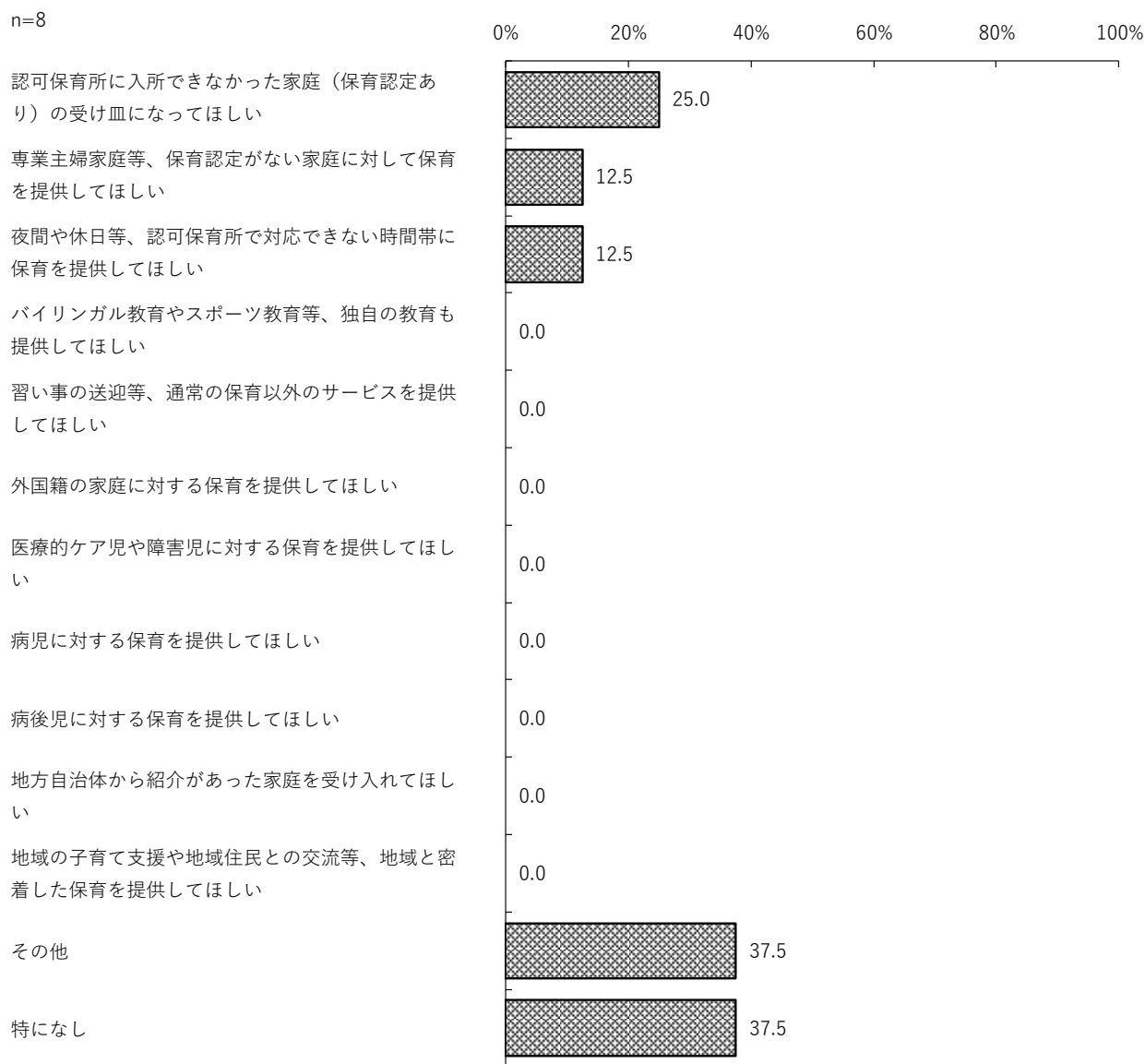
図表3-46 【最もあてはまるもの】自治体として、その他の認可外保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(SA)



⑤ 企業主導型保育施設

✓ 「その他」「特になし」がいずれも37.5%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が25.0%。

図表3-47 自治体として、企業主導型保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(MA)



<最もあてはまるもの>

- ✓ 最もあてはまるものとしては、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が100.0%。

図表3-48 【最もあてはまるもの】自治体として、企業主導型保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設)(SA)



⑥ 自由記述

- ✓ 「問6自治体として、認可外保育施設に期待すること(独自の補助等を行っている認証施設)」で「その他」を回答した場合の具体的な内容は以下の通り。

<多様な保育サービスの提供>

- ・ 多様な保育・幼児教育が求められ、また、自然体験活動の大切さが見直される中、県土のうち約7割が森という県の恵まれた環境を活かして、子どもたちの野外活動する機会の確保に努めること。
- ・ 認可保育所に入所できなかった児童だけではなく、柔軟な受入れや特色ある保育サービス等、認可保育所では対応していない保育ニーズの受入れ先として期待している。

<その他>

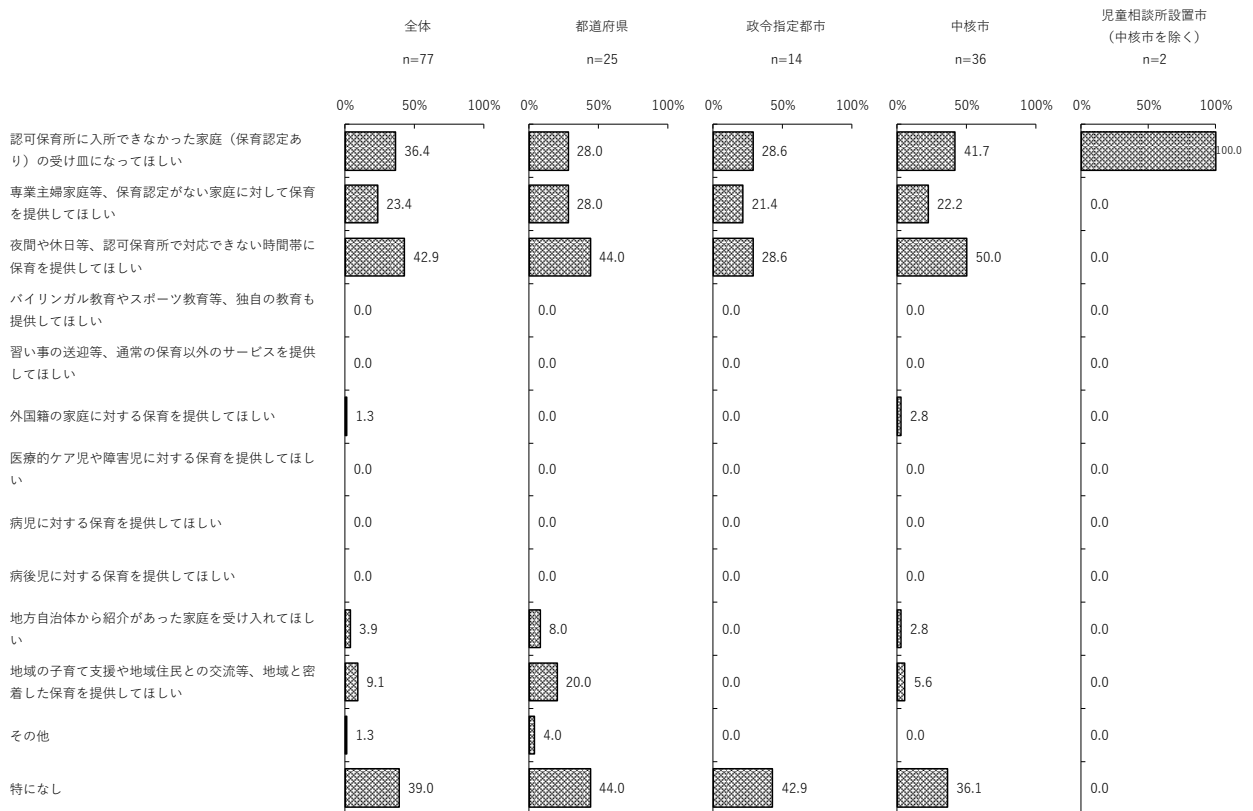
- ・ 適切な保育を行って運営してほしい。

【独自の補助等を行っている認証施設以外の施設】

① ベビーホテル

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「特になし」がいずれも44.0%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭（保育認定あり）の受け皿になってほしい」「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」がいずれも28.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では「特になし」が42.9%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭（保育認定あり）の受け皿になってほしい」「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」がいずれも28.6%。
- ✓ 「中核市」では「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が50.0%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭（保育認定あり）の受け皿になってほしい」が41.7%、「特になし」が36.1%。

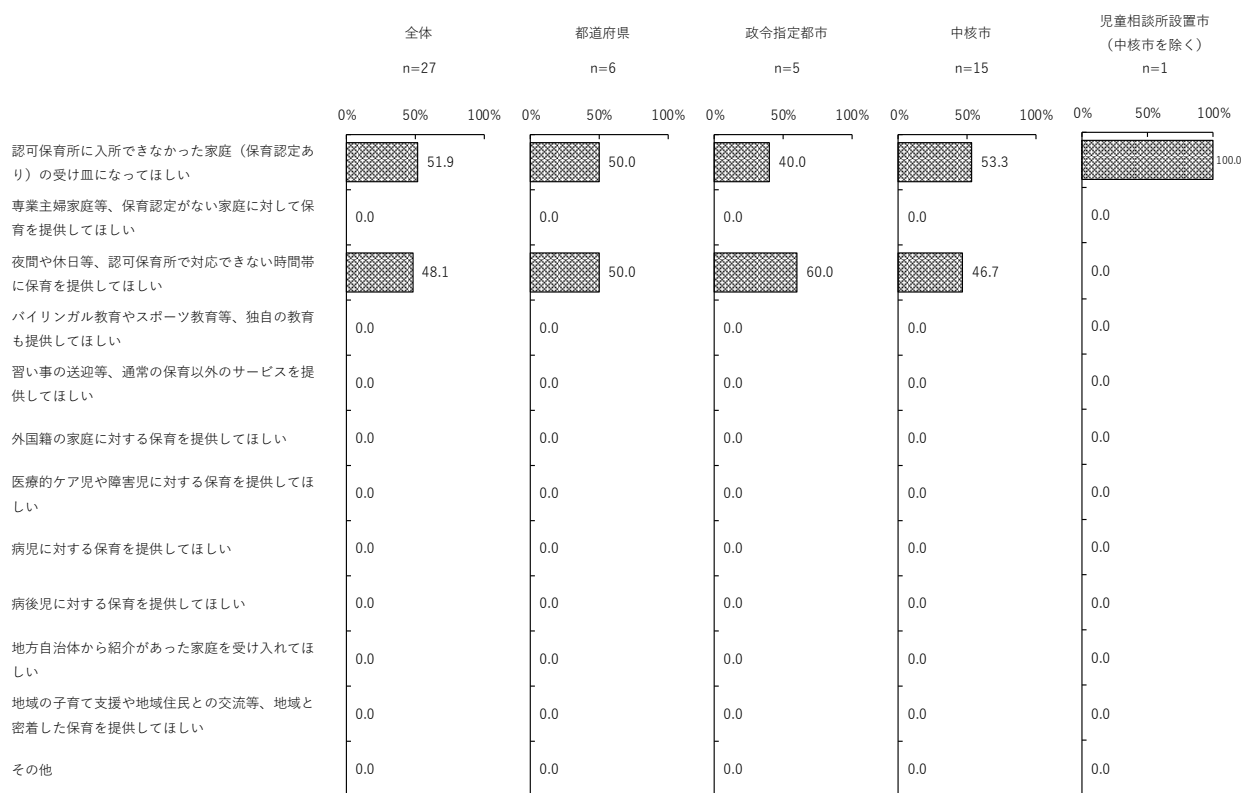
図表3-49 自治体として、ベビーホテルに期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外) (MA)



<最もあてはまるもの>

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」がいずれも50.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が60.0%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.0%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が53.3%と最も多く、ついで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が46.7%。

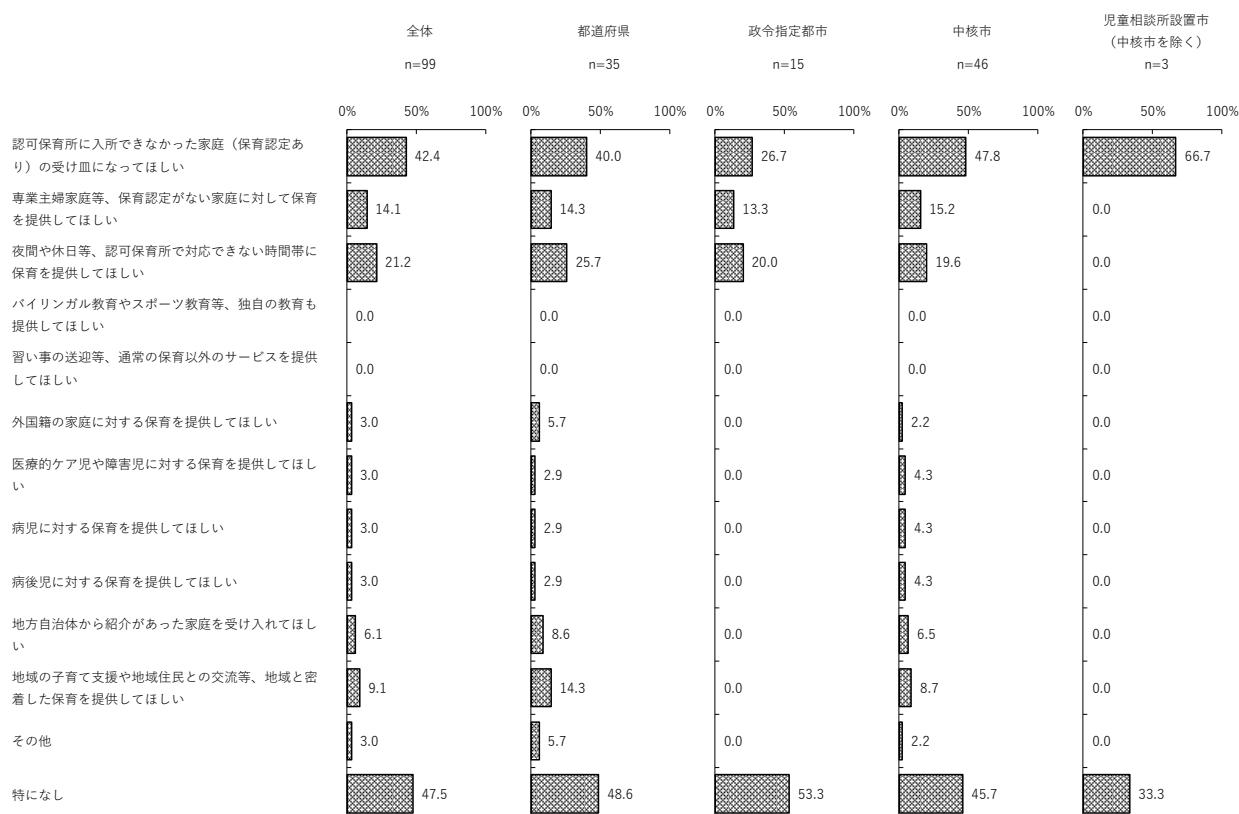
図表3-50 【最もあてはまるもの】自治体として、ベビーホテルに期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(SA)



② 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「特になし」が48.6%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.0%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が25.7%。
- ✓ 「政令指定都市」では「特になし」が53.3%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が26.7%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が20.0%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が47.8%と最も多く、次いで「特になし」が45.7%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が19.6%。

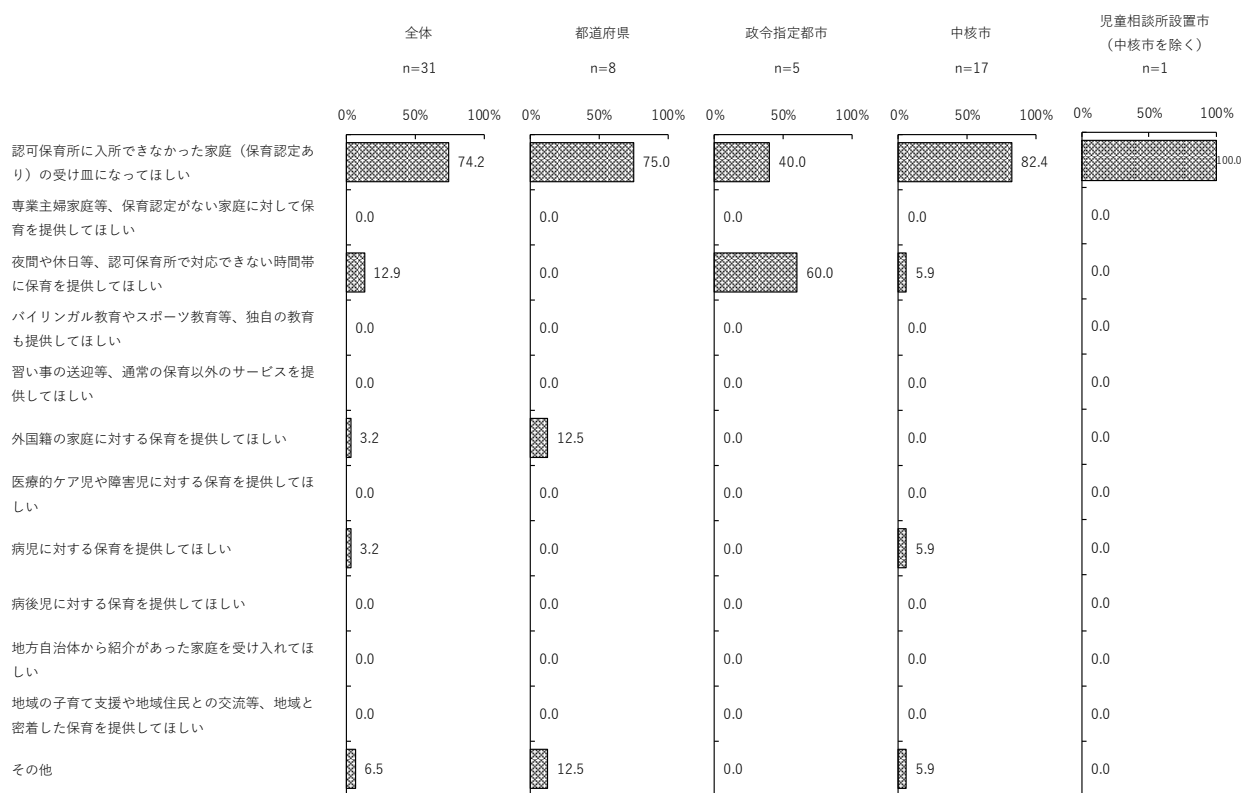
図表3-51 自治体として、事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(MA)



＜最もあてはまるもの＞

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が75.0%と最も多く、次いで「外国籍の家庭に対する保育を提供してほしい」「その他」がいずれも12.5%。
- ✓ 「政令指定都市」では「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が60.0%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.0%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が82.4%と最も多く、次いで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「病児に対する保育を提供してほしい」「その他」がいずれも5.9%。

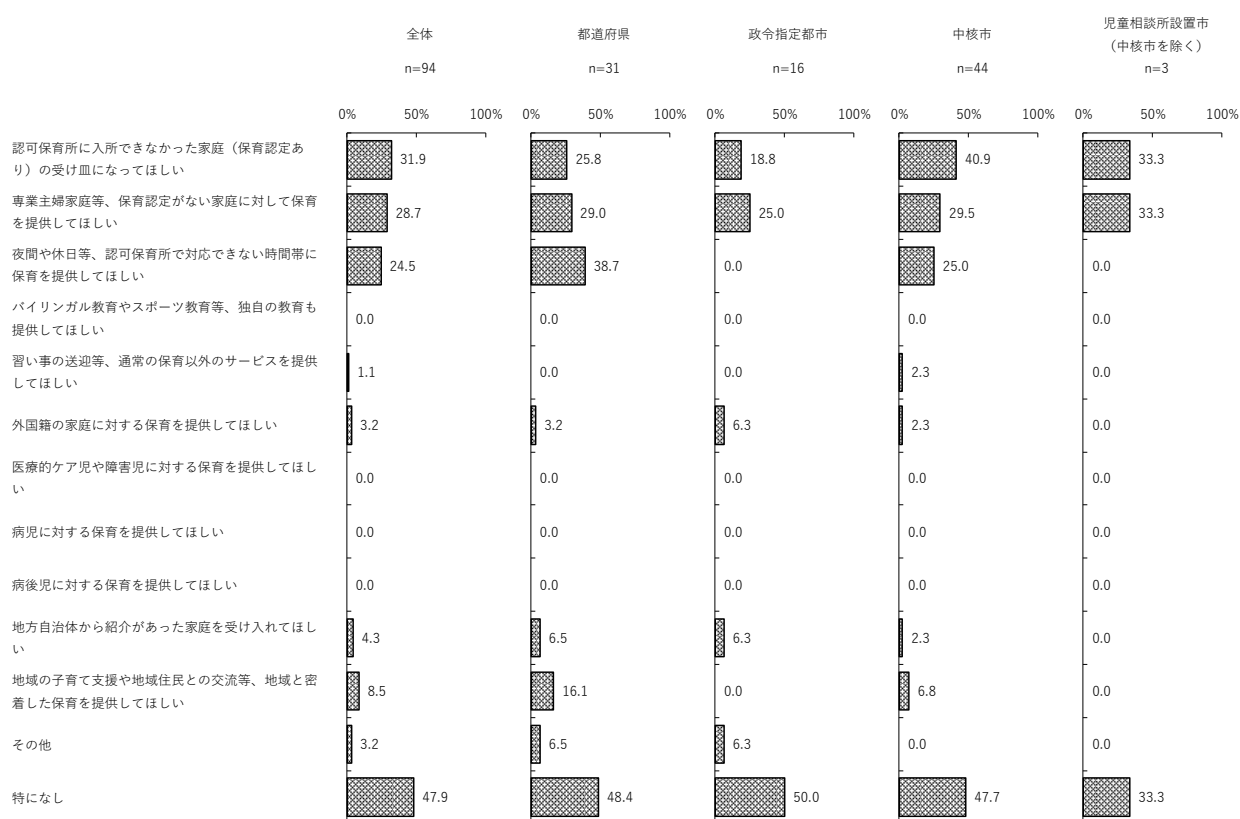
図表3-52 【最もあてはまるもの】自治体として、事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)に期待すること(独自の補助等を行っている認証施設以外)(SA)



③ 認可外の居宅訪問型保育事業

- ✓ 自治体種別にかかわらず「特になし」が最も多く、「児童相談所設置市(中核市を除く)」以外はいずれも5割程度。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が38.7%、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が29.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が25.0%、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が18.8%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.9%、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が29.5%。

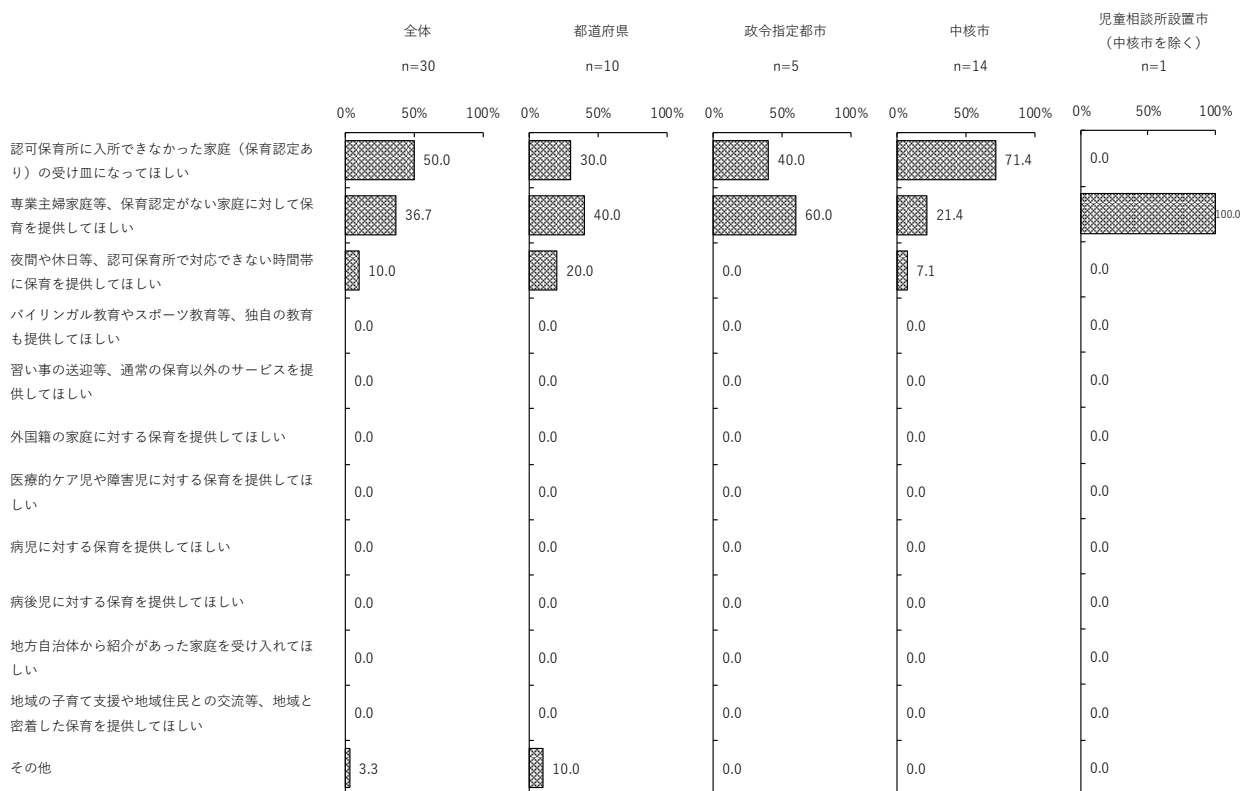
図表3-53 自治体として、認可外の居宅訪問型保育事業に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(MA)



<最もあてはまるもの>

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が40.0%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が30.0%、「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が20.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が60.0%と最も多く、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が40.0%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が71.4%と最も多く、次いで「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が21.4%。

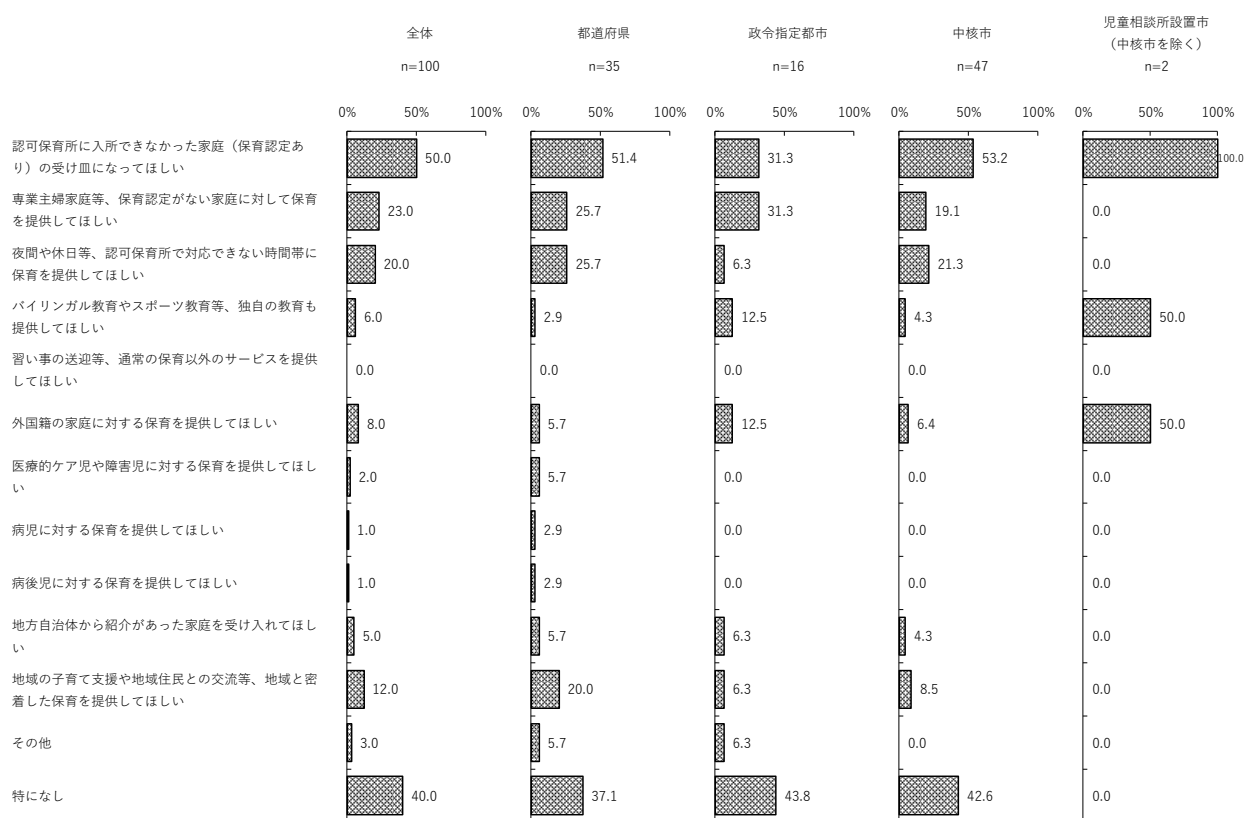
図表3-54 【最もあてはまるもの】自治体として、認可外の居宅訪問型保育事業に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(SA)



④ その他の認可外保育施設

- ✓ 自治体種別にみると、「都道府県」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が51.4%と最も多く、次いで「特になし」が37.1%、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」がいずれも25.7%。
- ✓ 「政令指定都市」では「特になし」が43.8%と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」がいずれも31.3%。
- ✓ 「中核市」では「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が53.2%と最も多く、次いで「特になし」が42.6%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が21.3%。

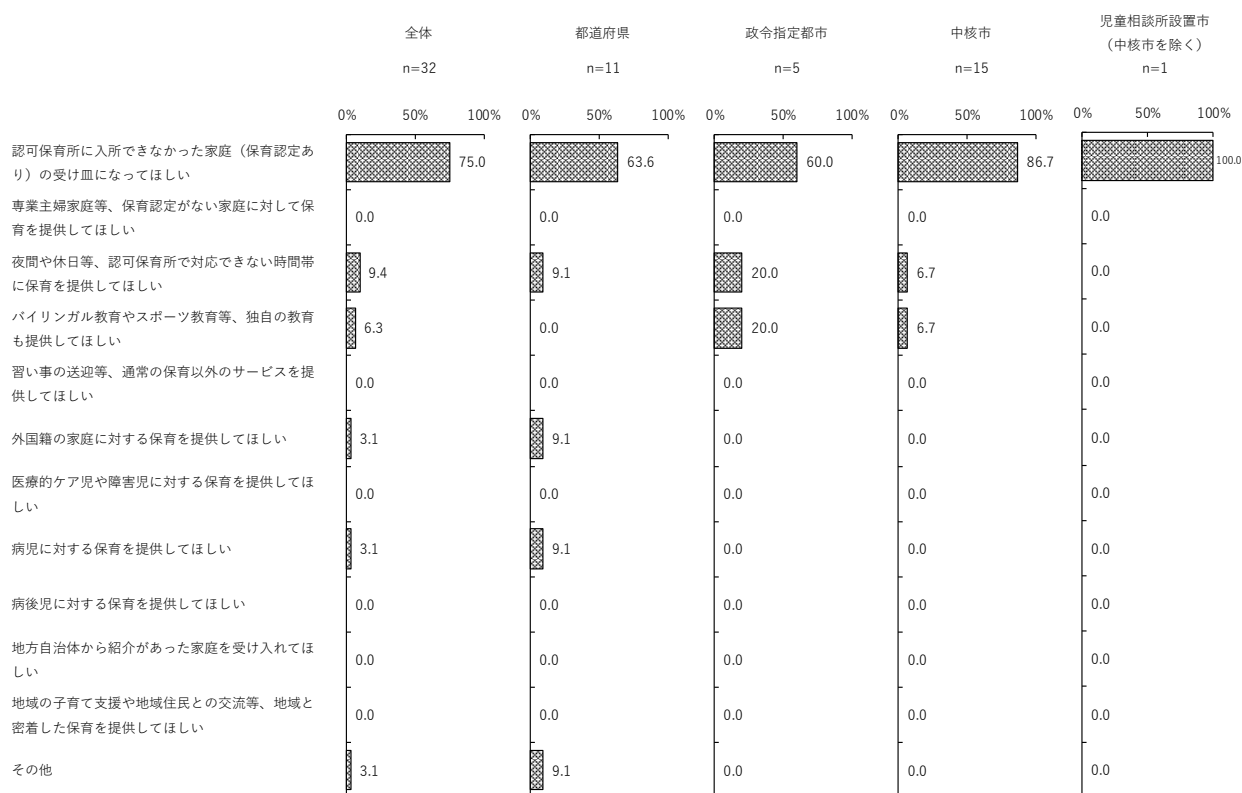
図表3-55 自治体として、その他の認可外保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(MA)



＜最もあてはまるもの＞

- ✓ 自治体種別にかかわらず「認可保育所に入所できなかった家庭（保育認定あり）の受け皿になってほしい」が最も多く、いずれも6割以上。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「外国籍の家庭に対する保育を提供してほしい」「病児に対する保育を提供してほしい」「その他」がいずれも9.1%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育も提供してほしい」がいずれも20.0%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育も提供してほしい」がいずれも6.7%。

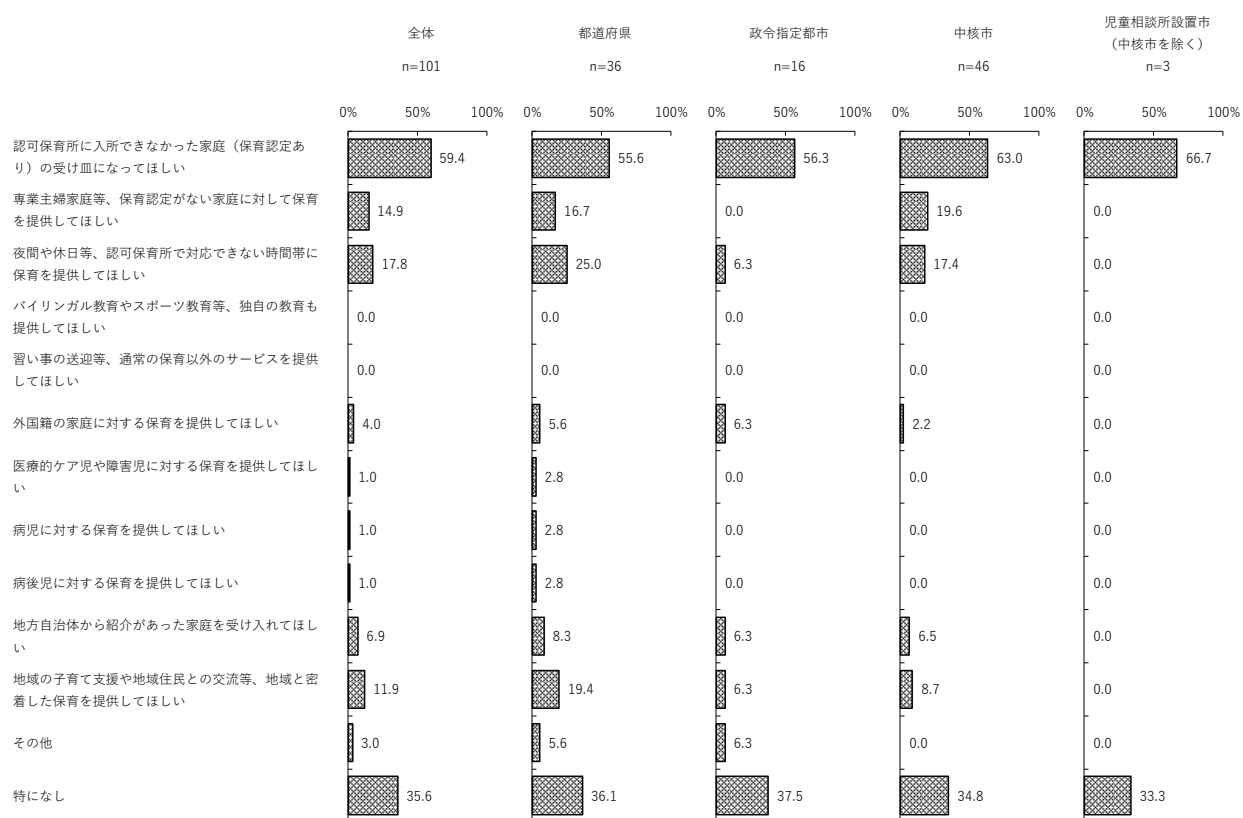
図表3-56 【最もあてはまるもの】自治体として、その他の認可外保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(SA)



⑤ 企業主導型保育施設

- ✓ 自治体種別にかかわらず「認可保育所に入所できなかった家庭（保育認定あり）の受け皿になってほしい」が最も多く、いずれも5割台半ば以上。
- ✓ 「都道府県」では、次いで「特になし」が36.1%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」が25.0%。
- ✓ 「政令指定都市」では、次いで「特になし」が37.5%、「夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供してほしい」「外国籍の家庭に対する保育を提供してほしい」「地方自治体から紹介があった家庭を受け入れてほしい」「地域の子育て支援や地域住民との交流等、地域と密着した保育を提供してほしい」「その他」がいずれも6.3%。
- ✓ 「中核市」では、次いで「特になし」が34.8%、「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」が19.6%。

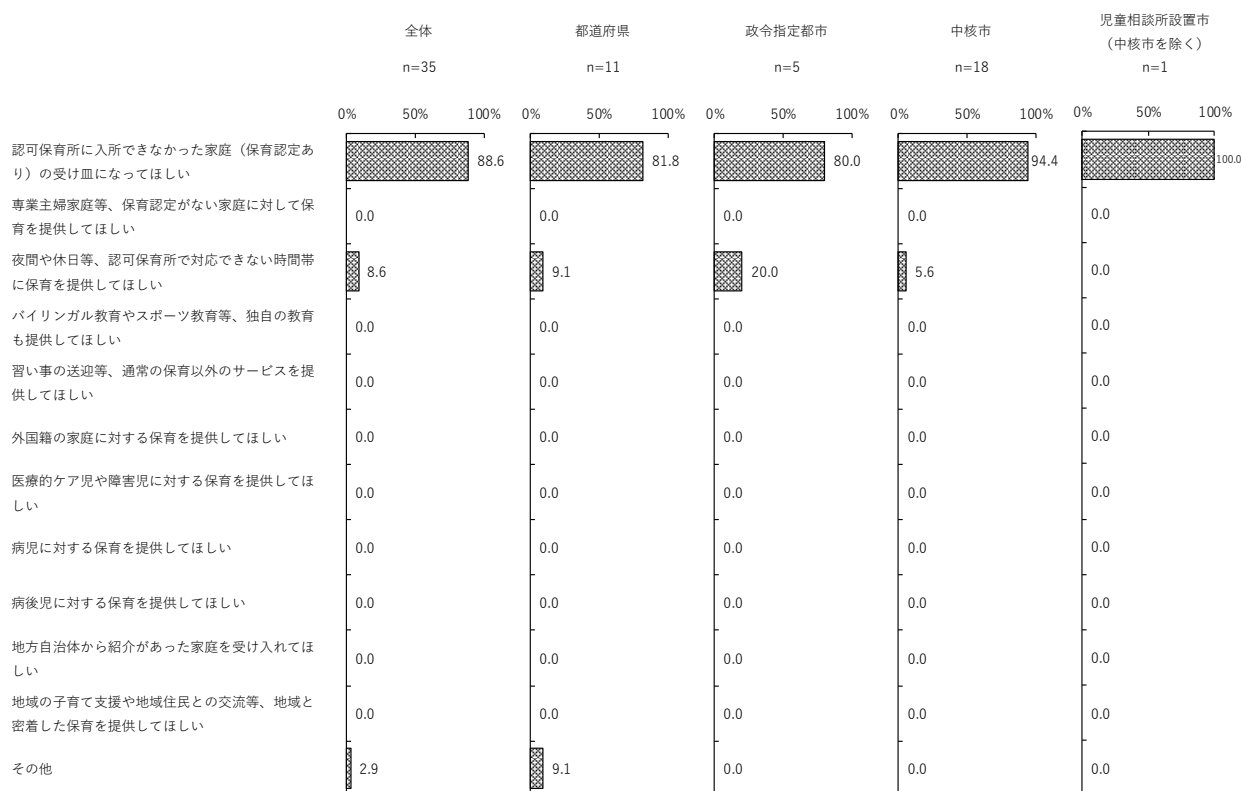
図表3-57 自治体として、企業主導型保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(MA)



<最もあてはまるもの>

- ✓ 自治体種別にかかわらず「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」が8割以上と最も多く、次いで「夜間や休日等、認可保育所では対応できない時間帯に保育を提供してほしい」となるがその割合は2割以下「都道府県」では、「その他」も同率。)

図表3-58 【最もあてはまるもの】自治体として、企業主導型保育施設に期待すること
(独自の補助等を行っている認証施設以外)(SA)



⑥ 自由記述

- ✓ 「問6自治体として、認可外保育施設に期待すること(独自の補助等を行っている認証施設以外の施設)」で「その他」を回答した場合の具体的な内容は以下の通り。

- ・ 認可施設で対応できない保育ニーズに対応してほしい(家庭的な雰囲気での保育に対するニーズや利用時間帯、立地等)。
- ・ 適切な保育を行って運営してほしい。
- ・ 事業所で働く方々の受け皿になってほしい。
- ・ 上記の選択肢のいずれも重要な取り組みであり、可能なものを1つでも多く実施していただけることを期待している。

(7) 認可外保育施設と自治体との連携内容(問7)

【独自の補助等を行っている認証施設】

- ✓ 認可外保育施設と自治体との連携内容に関する自由記述は以下の通り。なお、自治体名の特定につながる記載は削除して掲載している。

<認可保育所で受入れが難しい保護者を紹介、保護者に対する情報提供>

- ・ 時間的に認可保育所では受入れが難しい家庭を紹介する。
- ・ 認可保育所では受入れが難しい家庭を紹介する。
- ・ 認可保育所等での入園ができなかった保育の必要性がある家庭に対して紹介を行う。
- ・ 認可保育所同等の施設として、市ホームページに掲載
- ・ 保育課窓口に入園申込・相談に来る保護者に認証施設に係る情報提供をしている。
- ・ 市の要綱に基づき保育料等の助成を行い、やむを得ない事由により保育を必要とする児童を対象に斡旋している。

<自治体と認可外保育施設とで情報共有の場を設定>

- ・ 保育室連絡協議会と意見交換会を実施するなど連携している。
- ・ 社会福祉協議会に属する保育室分科会との意見交換会を年に一度行っている(昨今の待機児童状況、認可化移行支援及び運営について)。
- ・ 年に一度、施設長会を開き、制度改革のご案内等を行っている。
- ・ 日々の施設運営上での課題・要望を共有し、保育環境に向けた打開案を模索するために、意見交換会等を開催している。
- ・ 国からの事務内容等を随時、認可外保育施設へ情報共有している。

<施設の役割を明示的に伝える>

- ・ 保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。
- ・ 1年に1度の指導監査時及び運営費補助の手続き時等、適宜保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。

<その他>

- ・ 配置基準や規定に関して日々やり取りを行っている。
- ・ 四半期ごとに助成金の請求、精算を行っている。

【独自の補助等を行っている認証施設以外の施設】

- ✓ 認可外保育施設と自治体との連携内容に関する自由記述は以下の通り。なお、自治体名の特定につながる記載は削除して掲載している。

<認可保育所で受入れが難しい保護者を紹介、保護者に対する情報提供>

- ・ 待機児童が発生していた場合において、認可保育所で受入れできなかった児童を紹介していた。
- ・ 認可保育所では受入れが難しい家庭を紹介している。
- ・ 保護者から認可外保育施設について問い合わせがあった場合は、認可外保育施設の一覧リストを配布している。
- ・ 市民からの問い合わせに対し、認可外保育施設の情報を提供している。
- ・ 企業主導型保育事業等から空き状況の報告を受けている。

- ・ 企業主導型保育施設については、市ホームページに紹介動画を掲載
- ・ 認可保育所への入所不承諾者に対し認可外保育施設を案内している。
- ・ 市ホームページや保育施設利用案内に認可外保育施設の一覧を掲載している。
- ・ 認可保育所等では夜間対応や突発的な一時預かり対応を行っていないことから、これらを希望する相談が保護者からあった場合は、該当するサービスを提供している施設を積極的に紹介している。
- ・ 企業主導型保育施設については、毎月翌月分の空き状況を本市のホームページで公開している。
- ・ 企業主導型保育施設から定期的に空き状況の報告を受け、入所先を探している保護者に対し情報提供している。
- ・ 認可保育所等の申込案内にも一部施設の一覧を掲載することで、選択肢を広げている。
- ・ 補助を行っている施設を含む認可外保育施設の空き状況を毎月確認し、ホームページに掲載している。

<保育の質向上に向けた取組み>

- ・ 保育環境や保育の質の向上を図るため、認可外保育施設職員を対象とした研修(Web 動画配信)を行っている。
- ・ 児童虐待の早期発見や安全保育に努め、各施設に対し、毎年「児童虐待の状況調査」「重大事故の調査」を行うとともに、年2回の立入調査の際に、気になる子どもや虐待が疑われる子どもがいないか確認し、必要があれば対応についてのアドバイス等を行うなどの連携を図っている。また、市主催で行う無料の虐待対応研修や救急救命講習会への参加を促している。
- ・ 運営に関する相談を受ける保育従事者の資質向上のための研修会を開催している。

<施設の役割を明示的に伝える>

- ・ 指導監査時には、適宜保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。
- ・ 保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝えている。

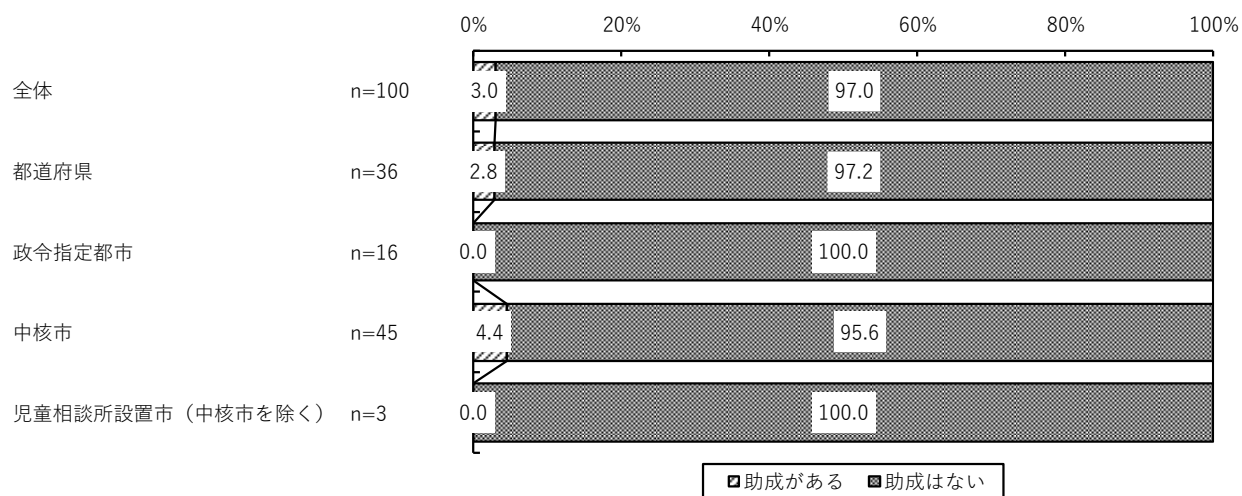
<その他>

- ・ 国通知等の情報共有。相談を受けた際には都度、助言を行っている。
- ・ 園児の虐待等気になることがあれば、施設から随時報告を受けている。
- ・ 各施設において運営上の不明点があれば県へ問合せいただき、助言等を行うようにしている。
- ・ 巡回訪問支援にて全施設の状況を把握している。
- ・ 保育や事業の参考になるとされる国通知等について認可施設と同様に送付したり、重大事故や災害で被害があったとき等に報告を求めたりしている。
- ・ 施設の運営に関わることや利用者の状況等、施設から不定期に相談や報告を受け、状況に応じて、必要な助言・指導を行っている。
- ・ 施設内で多数の園児に感染症が発生した場合に情報提供をしていただき、ともに原因究明及び対応策を検討している。
- ・ 年に1回の立入調査・年に1回の運営状況報告の実施及び施設情報公表・日々の保育に関する運営指導、重大事故防止等を目的とした巡回訪問の実施

(8) 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の有無(問8)

✓ 自治体種別にかかわらず、「助成はない」がいずれも9割台半ば以上。

図表3-59 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の有無(SA)



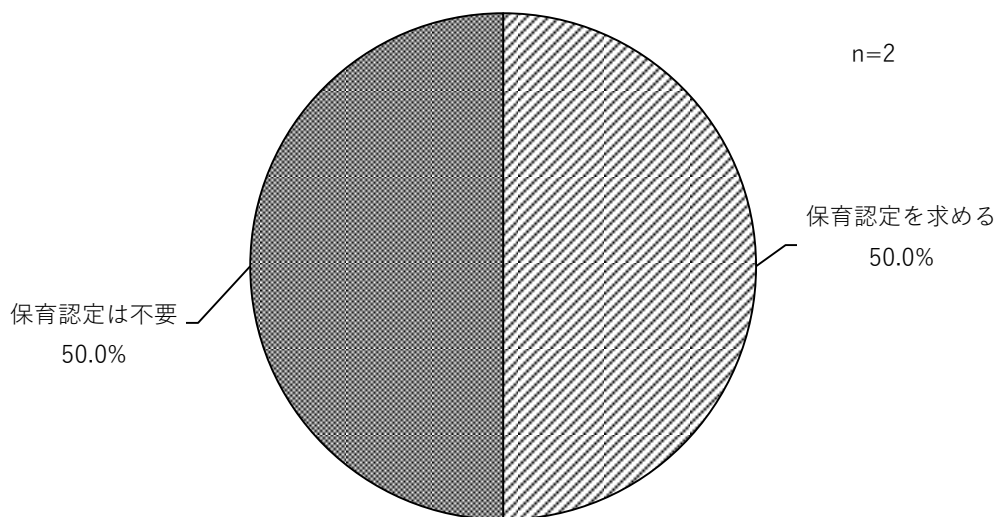
(9) 助成対象となるための要件(問9)

※n 数が少なかったことから、自治体種別のクロス集計は掲載しない。

① 保育認定の有無

✓ 「保育認定を求める」「保育認定は不要」がいずれも50.0%。

図表3-60 助成対象となるための要件(保育認定の有無)(SA)



② 病児の利用可否

✓ 「利用不可」が100.0%である。

③ 病後児の利用可否

✓ 「利用不可」が100.0%である。

④ 対象年齢

✓ 有効回答数は1であり、対象年齢の下限は2歳であった。

⑤ 1時間当たりの助成金額

✓ 有効回答数0のため集計表なし。

(10) 令和3年度の利用実績(問 10)

① のべ利用世帯数

✓ 有効回答数0のため集計表なし。

② 利用時間合計

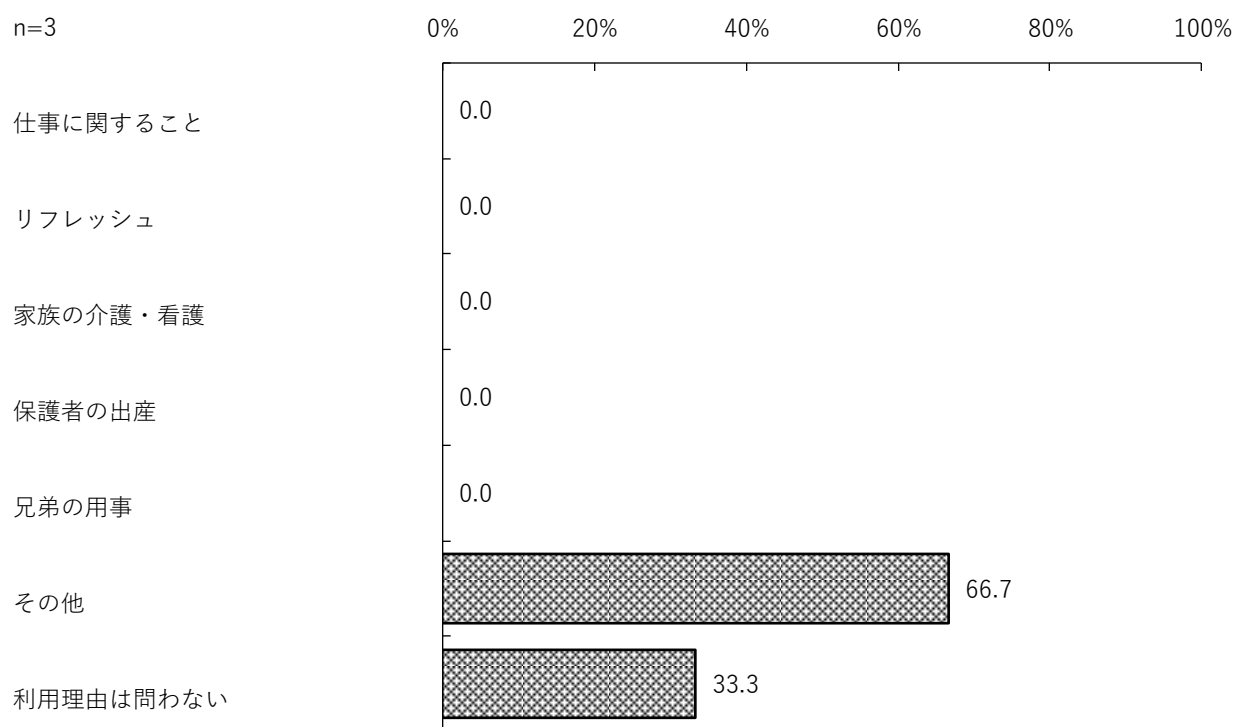
✓ 有効回答数0のため集計表なし。

(11) 利用できる理由(問 11)

※n 数が少なかったことから、自治体種別のクロス集計は掲載しない。

✓ 「その他」が66.7%と最も多く、次いで「利用理由は問わない」が33.3%。

図表3-61 認可外の居宅訪問型保育事業を利用できる理由(MA)



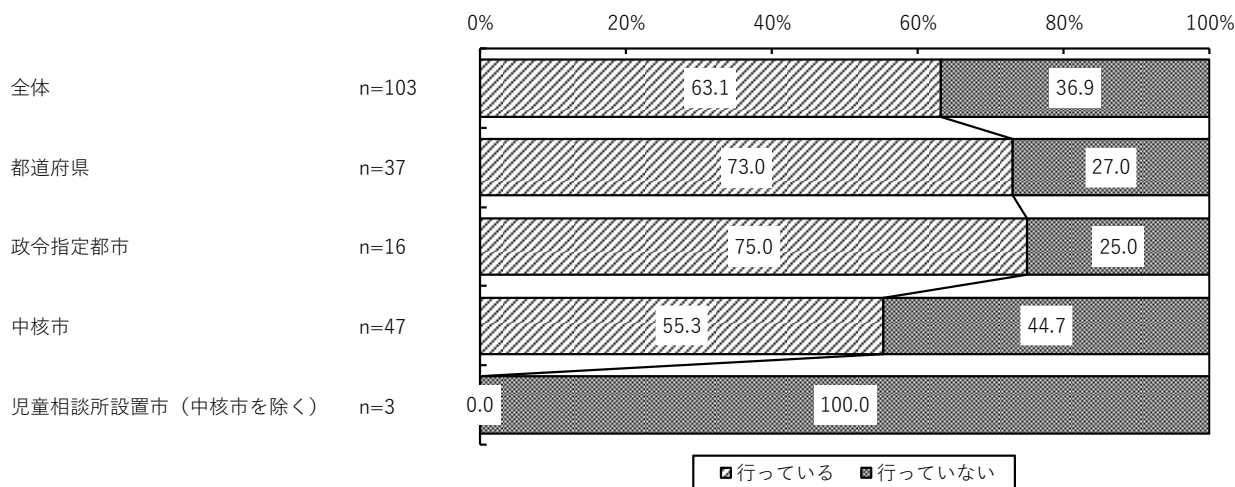
✓ その他の具体的な内容は以下の通り。

- ・ 保育を必要とする事由を有している場合のみ。
- ・ やむを得ない事由の有無のみ問う。

(12) 認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助の有無(問 12)

✓ 「都道府県」「政令指定都市」では「行っている」がいずれも7割程度以上、「中核市」では5割台半ば。

図表3-62 認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助の有無(SA)

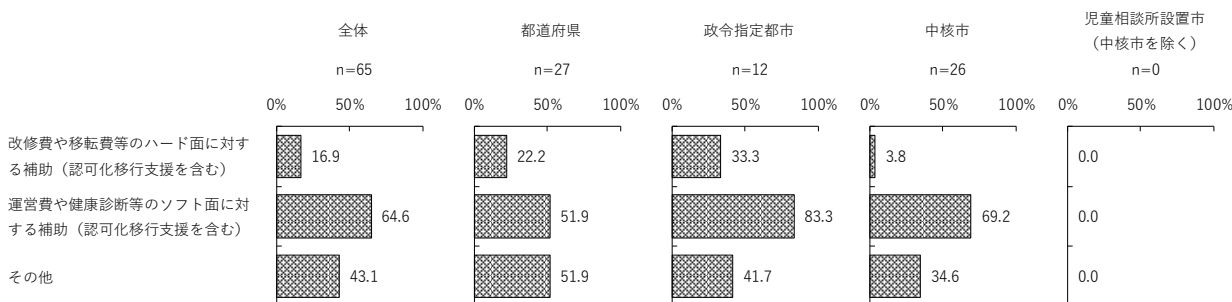


(13) 補助の内容(問 13)

✓ 自治体種別にかかわらず、「運営費や健康診断等のソフト面に対する補助(認可化移行支援を含む)」が5~8割程度と最も多く(「都道府県」では「その他」も同率。)、次いで「その他」「改修費や移転費等のハード面に対する補助(認可化移行支援を含む)」となっている。

✓ 「都道府県」「政令指定都市」では、「改修費や移転費等のハード面に対する補助(認可化移行支援を含む)」はいずれも2~3割程度であるが、「中核市」ではその割合は1割未満。

図表3-63 認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助の内容(MA)



✓ その他の具体的な内容は以下の通り。

<新型コロナウイルス関連>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助(保育対策総合支援事業費(保育環境改善事業))
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策(衛生用品購入等)に対する補助

<ICT 関連>

- ・ ICT 化推進等事業
- ・ ICT 機器購入費用

<物価高騰>

- ・ 食材料費高騰(国)
- ・ 物価高騰等対策各種補助金(給食費、ガソリン)

<人件費補助>

- ・ 保育補助者の人件費に対する補助
- ・ 障害児保育のための保育士人件費

<物品購入に関する補助>

- ・ 呼吸モニター購入費
- ・ 絵本(全ての認可外保育施設)や屋内遊具(事業所内保育所のみ)を寄贈している。
- ・ 保育材料に対する補助

<運営費補助>

- ・ 認可外保育施設指導監督基準を満たしているかつ月極め利用が10人以上の施設に運営費を補助
- ・ 施設整備費を除き、乳幼児のための諸経費
- ・ 無償化対象外の認可外保育施設利用者(要件あり)に対する補助
- ・ 夜間保育を実施する認可外保育施設に事業運営費の一部を補助している。

<保育料補助>

- ・ 保育料減免額の支弁、事故防止
- ・ 事業所内保育事業を利用する多子世帯の保育料の補助

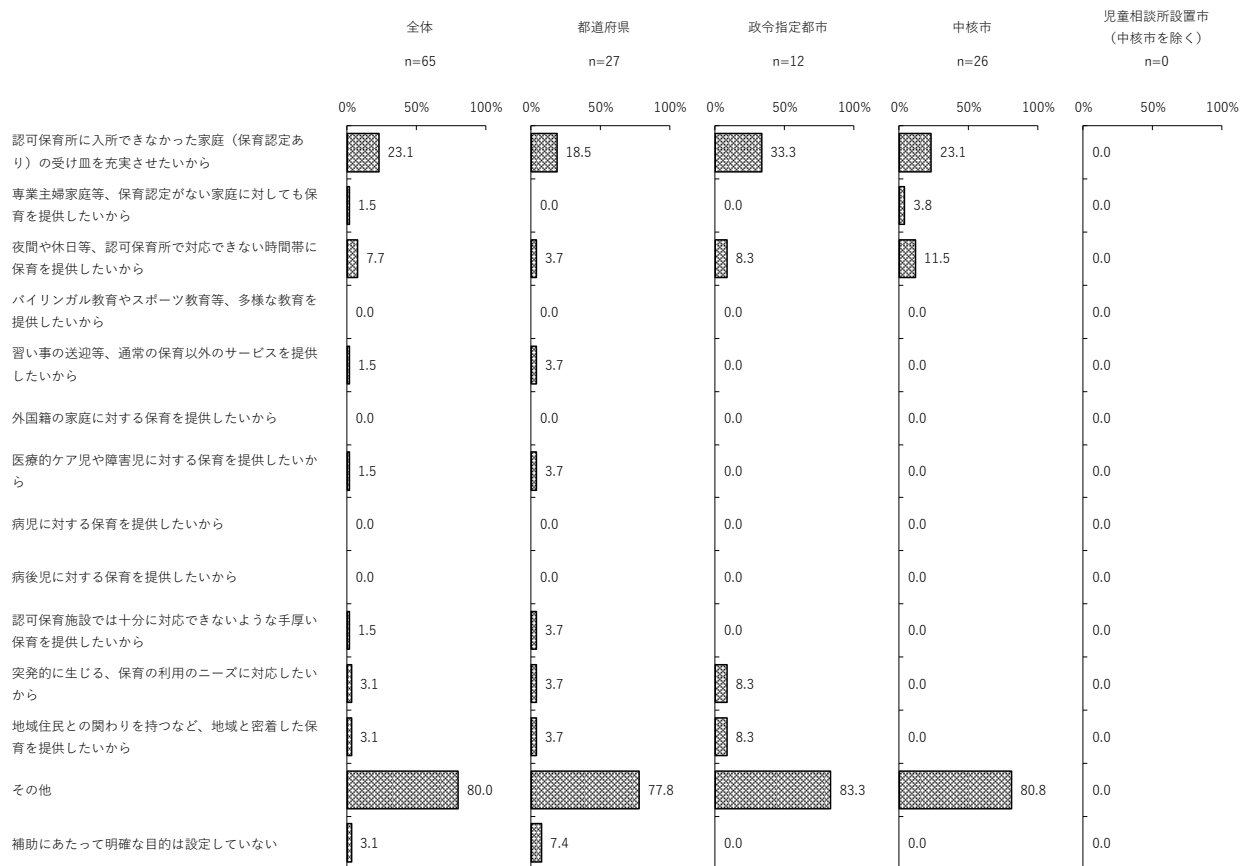
<その他>

- ・ 資格取得の補助
- ・ 職員の研修参加費等補助
- ・ 職員・園児の健康診断費補助
- ・ 児童の傷害保険費に対する補助
- ・ 安全対策設備整備費に対する補助

(14) 補助の目的(問 14)

- ✓ 有効回答数が0の「児童相談所設置市(中核市を除く)」以外においては、自治体種別にかかわらず、「その他」がいずれも8割程度と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿を充実させたいから」が2～3割程度。

図表3-64 認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助の目的(MA)



- ✓ また、「その他」の具体的な内容は以下の通り。

<新型コロナウイルス関連>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため。
- ・ コロナ禍においても安定した保育を提供してもらうため。
- ・ 感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続的に提供してもらうため。
- ・ 業務改善や、コロナ禍における保育の継続を図るため。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のために必要となった費用について、事業者負担を軽減させるため。
- ・ 感染防止のための衛生用品購入や職員手当等の経費を補助するため。

<保育の質の確保・向上>

- ・ 認可外保育施設の保育の安全性及び保育の質を高めるため。
- ・ 子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため。
- ・ 保育の質の維持向上を図り安全で衛生的な保育環境を確保するため。
- ・ こどもの安全な保育のために最低の基準を守っていただきたいから。
- ・ 認可外保育施設に通う児童の保育環境を向上させるため。

- ・ 事業所内保育施設の保育環境の充実、利用児童の衛生及び安全の確保
- ・ 保育の必要性を認められた児童に対して良好な保育環境の提供
- ・ 認可外保育施設の保育の質の確保・向上のため。
- ・ 認可外保育施設に入所する児童の安全及び健康の確保
- ・ 認可外保育施設の質を向上させたい。
- ・ 保育の質の向上及び入所児童の処遇改善を図る。
- ・ 保育の質の向上のための研修事業の補助のため。
- ・ 有資格者増による保育の体制整備のため。
- ・ 職員の資質向上並びに認可保育所の環境整備の充実を図るため。
- ・ 認可保育所に入所している家庭と同様のサービスを提供するため。

<働きやすい環境整備、保育士の業務負担の軽減>

- ・ 保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため。
- ・ 保育士等が働きやすい環境を整備したいから。
- ・ ICT 機器導入による保育士の負担軽減
- ・ 保育士の研修受講時の代替え職員費用の補助
- ・ 保育士等の事務負担の軽減

<認可外保育施設利用者の経済的負担の軽減>

- ・ 子どもたちが健やかに育つとともに子育て家庭の経済的負担軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備する。
- ・ 多子世帯の経済的負担の軽減
- ・ 物価高騰に係る利用者負担を軽減するため。

<子どもの健康管理>

- ・ 利用児童の健康管理、虐待等の早期発見、食中毒や感染症の予防のため。
- ・ 園児の健康診断費の補助による健康管理の向上
- ・ 認可外保育施設に入所している児童の健康の増進
- ・ 入所児童健康診断助成事業に要する経費について助成を行うことにより、保育環境の向上を図る。

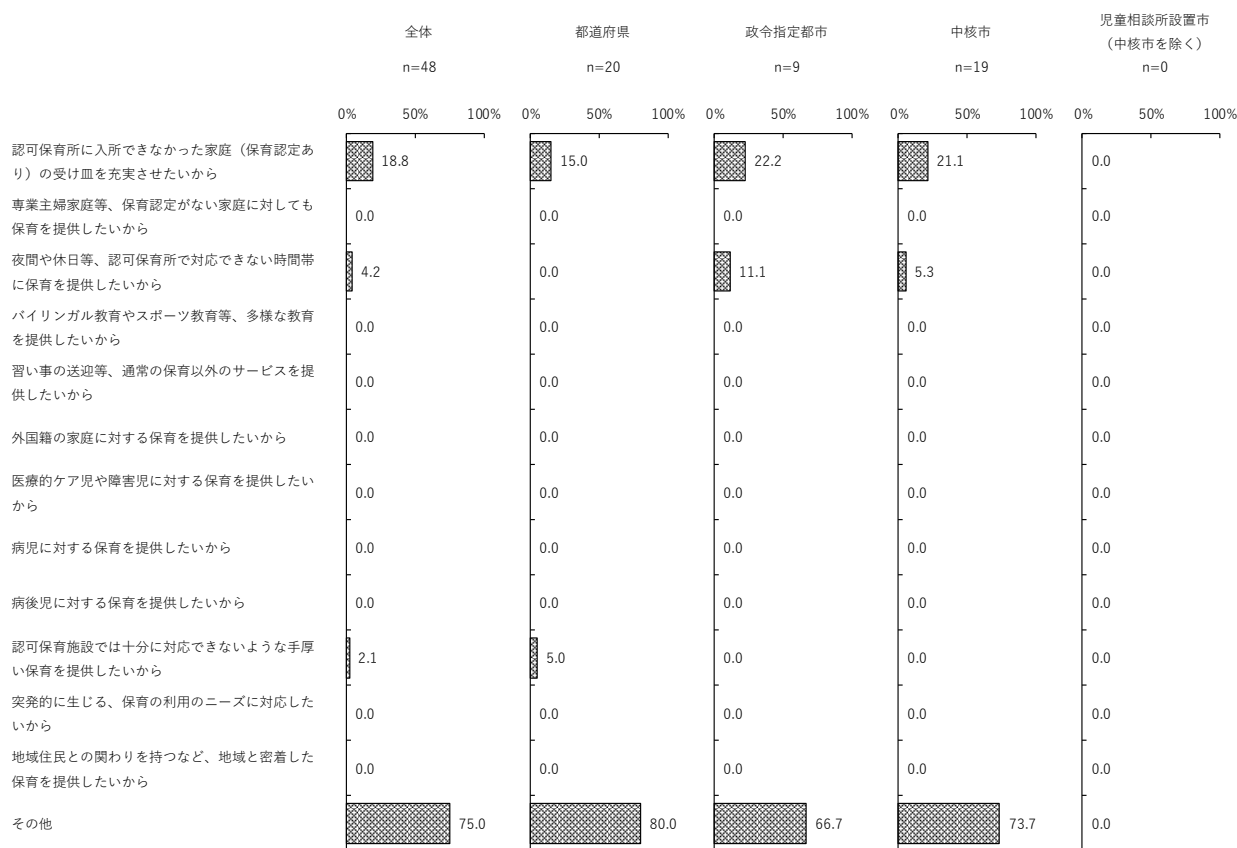
<その他>

- ・ 食材料費高騰への対応(もって栄養バランス等を保った食事の提供)
- ・ 職員の健康診断費用負担の軽減のため。
- ・ 認可化移行支援のため。

<最もあてはまるもの>

- ✓ 有効回答数が0の「児童相談所設置市(中核市を除く)」以外においては、自治体種別にかかわらず、「その他」がいずれも6割台半ば以上と最も多く、次いで「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿を充実させたいから」が1割台半ば～2割程度。

図表3-65 【最もあてはまるもの】認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助の目的(SA)



(15) 認可外保育施設等の担う役割や認可外保育施設等の質の確保・向上についての意見や要望等

(問 15)

<保育の質の確保・向上に関するもの>

- ・ コロナ禍にあり、全体的に研修等が減っているが、対面はもとよりオンラインでも受講可能なものがあるので、従事者には積極的な受講を促進し、保育の質の向上に役立てていきたい。
- ・ 就学前の子どもたちをお預かりする施設として、安心安全な保育環境を整え、質の高い保育が提供できるようにしてほしい。そのために実施している県主催の研修会への積極的な参加を期待する。
- ・ 保育士や補助者を確保する経済的基盤が不十分である施設が一定数存在しており、そのような園は、人的余裕がないことから、研修への参加も難しくなっている状況。学びの資料があれば、質の向上につながると考える。従来からのアナログ形式の事務処理方法が根強く残っており、出勤簿や日誌を手書きで管理している園もあることから、ICT の活用により、各保育士の業務量を軽減できる旨、周知を図ることも重要である。

<認可外保育施設への指導監督、指導監督基準について>

- ・ 認可外保育施設は土日や夜間等、認可保育所に対応できないニーズに答えるため重要な施設だと思う。しかし、事業開始後1か月以内の届出となっているため、自治体が把握する前に基準を満たさないで事業を開始しているケースがあり、その後の指導監督に苦慮している。認可外保育施設も乳幼児を預かる重要な施設のため、事前届出制にするなど事前の行政のチェックが入る体制にしていきたい。
- ・ 規模の小さい施設では経営資源が乏しく、基準適合に向けた対応を取ることが難しい。基準を満たすよう指導はしているものの事業者へのアプローチに苦心している。
- ・ 認可外保育施設の運営については多様性があり、役割について今後検討がされ、評価基準が多様化する施設に合う内容になることを希望する。

<その他>

- ・ 外国人学校的な役割を担う施設については、有資格者の確保に苦慮しているほか、地震を想定した避難訓練の実施等になじみがない。根本的なところには言葉の壁があり、こうした施設が基準を満たす施設となるための、言葉の壁を乗り越えるような支援策を検討してほしい。
- ・ 認可外保育施設を対象とした、国庫補助事業を拡大することが望ましい。
- ・ 認可外保育施設が、利用者のニーズに合わせたより幅広い保育内容を展開できるよう、それを支援できるような制度があるとよい。
- ・ 本市の保育施策の外で運営されている認可外保育施設は、保育料も自由設定であり、制度上干渉しにくい。ただ、利用者からみれば客観的な情報提供が必要と思われるため、正確で適正な情報を認可施設の基準と比較するかたちで示す資料を作成し入所判断できる統一のルールが必要であると思う。

以上

第4章 認可外保育施設向け ヒアリング調査

1. 調査の概要

(1) 目的

- ✓ 認可外保育施設が果たしている役割や、認可外保育施設に対し、国や行政が今後実施すべき取組を明らかにするため、認可外保育施設が受け入れている家庭や提供している保育、保育の質を維持・向上させるための課題・取組や今後の展望等について、個別事例の収集による詳細把握を目的とした。

(2) 調査方法及び調査対象

① 調査方法

- ✓ 認可外保育施設20箇所に対し、オンライン、もしくは対面でのヒアリング調査(60分～90分程度)を実施した。ヒアリング調査対象施設・事業者は下記の方法にて選定した。なお、保育類型や提供している保育の内容、地域等に偏りが生じないよう留意した。

(i) デスクリサーチにより認可外保育施設を選定

(ii) 認可外保育施設向けアンケート調査の回答施設・事業者から抽出

② 調査対象

- ✓ 上記の方法で選定した認可外保育施設における、施設・事業者の運営担当者または施設長に対し、ヒアリング調査を行った。調査を実施した認可外保育施設は以下の通り。

図表4-1 ヒアリング調査対象概要・調査実施日

No.	施設・事業名	所在地	施設区分	調査実施日・方法
1	リラのいえ きょうだい児保育	神奈川県横浜市	その他の 認可外保育施設	令和4年 10月 12日 オンライン
2	Petit-Petite	香川県高松市	ベビーホテル	令和4年 10月 25日 オンライン
3	子育てシェアスペース Omusubi	宮城県気仙沼市	その他の 認可外保育施設	令和4年 11月 11日 オンライン
4	子育て支援ルーム キッズベース	鹿児島県鹿児島市	その他の 認可外保育施設	令和4年 11月 14日 オンライン
5	室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園	北海道室蘭市	事業所内保育施設 (企業主導型 保育事業を除く)	令和4年 11月 22日 オンライン
6	施設A(匿名)	非公表	事業所内保育施設 (企業主導型 保育事業を除く)	令和4年 11月 25日 オンライン
7	子育てトータル サポートセンター cotori	神奈川県川崎市	その他の 認可外保育施設	令和4年 12月 1日 対面
8	小さな保育園 ともそだち	東京都練馬区	ベビーホテル	令和4年 12月 2日 対面
9	協栄流通株式会社 キッズルームのだ	栃木県小山市	企業主導型保育事業	令和4年 12月 7日 オンライン
10	ひだまりキッズ	栃木県日光市	その他の 認可外保育施設	令和4年 12月 7日 オンライン
11	ママメイト	千葉県我孫子市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和4年 12月 9日 オンライン
12	Kids Room ひよこ	高知県高知市	ベビーホテル	令和4年 12月 9日 対面

No.	施設・事業名	所在地	施設区分	調査実施日・方法
13	ベビーヘルパーPOPO	新潟県新潟市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和4年12月16日 オンライン
14	あいあいの家	東京都清瀬市	ベビーホテル	令和5年1月13日 オンライン
15	大館市矢立保育所	秋田県大館市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月25日 オンライン
16	CRECHE DONGURI	静岡県磐田市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月26日 オンライン
17	わくわくらぶ	福井県小浜市	ベビーホテル	令和5年1月27日 オンライン
18	愛育子どもの家	福岡県福岡市	その他の 認可外保育施設	令和5年1月30日 オンライン
19	ベビーシッター あいあい	静岡県浜松市	認可外の 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) (法人)	令和5年1月31日 オンライン
20	PeaceBabyStation 名東	愛知県名古屋市	その他の 認可外保育施設	令和5年2月10日 オンライン

※なお、No.14「あいあいの家」については、施設利用者2名に対してもヒアリング調査を実施した。

(3) 主な調査内容

✓ 主な調査内容は以下の通り。なお、居宅訪問型保育事業とそれ以外の施設区分では、提供している保育内容等が異なるため、調査の内容もそれぞれ分けている。

① 居宅訪問型保育事業以外の施設向け

- 施設類型、経営主体
- 利用定員数、利用者数、利用者確保状況、開所時間・曜日、保育料、一時保育の実施状況
- 利用者の利用頻度、認可保育所との併用有無
- 保育の特徴、施設が果たすべき役割として認識していること、保育の質を確保・向上させるための取組・課題
- 今後展開していきたい保育事業・施設が果たしていきたい役割、認可保育所への移行希望、行政への意見・要望

② 認可外の居宅訪問型保育事業²⁷を実施している事業者向け

- 施設類型、経営主体
- 登録保育者数、利用登録者数
- 利用登録者の特徴(年齢層、定期利用の多寡、平均利用時間、等)、利用目的、保育ニーズ
- 保育の特徴、事業者が果たすべき役割として認識していること、保育の質を確保・向上させるための取組・課題
- 今後展開していきたい保育事業・事業者が果たしていきたい役割、認可の居宅訪問型事業への移行希望、行政への意見・要望

²⁷ 以降の「居宅訪問型保育事業」については、「認可の」という特段の記載がない場合、認可外の居宅訪問型保育事業を指すものとする。

2. 調査結果のまとめ

(1) 認可外保育施設における保育の実態について

① 認可外保育施設が受け入れている家庭

(i) 多様な家庭を受け入れているケース

本ヒアリング調査の対象となった認可外保育施設の多くは、保育認定の有無にかかわらず多様な家庭を受け入れていた。特に施設で保育を行っている場合、「認可保育所に入所できなかった家庭」を受け入れているケースや、「認可保育所が開所していない時間帯の保育を希望する家庭」を受け入れているケースが多く、認可外保育施設が認可保育所に入れなかった家庭の受け皿として一定程度機能している状況が見受けられた。それに加え、「保育認定を受けていない家庭」を受け入れている施設も少なくはなく、保育認定の有無によらず、様々な家庭を受け入れている状況が明らかになった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 定期保育を利用する家庭は、認可保育所の申請締め切り日以降に児童が誕生しているケースや、一時預かり保育を利用していた家庭が育児負担で定期保育へ移行したケース、家族の介護や病気等、様々な理由で同施設を利用している。(子育てトータルサポートセンターcotori)
- ✓ 月極保育の利用家庭の多くは、認可保育所に入れなかった家庭である。練馬区は待機児童0人と発表しているものの、全ての家庭が第一希望の施設に入所できるわけではない。そのため、希望する保育施設に空きがでるまで同施設を利用する家庭もある。その他にも、保育認定を受けていない家庭も利用している。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 夜間保育の利用者は、9割以上が昼間、認可保育所を利用しており、その利用理由の多くが、夜間の仕事があることなどにより、認可保育所が開所していない時間帯の保育を希望したためである。認可保育所との併用がない園児は、0歳児等、年齢により認可保育所に入園していないケースや、夜間の仕事に従事されているケース等様々である。その他、保護者のリフレッシュのために利用されることもしばしばある。(Kids Room ひよこ)
- ✓ 同地区に住んでいる子育て世帯は、転居間もない状況で母親がまだ仕事に就いていなかったり、専業主婦を選択したりする世帯等、認可保育園の保育認定基準に当たらないケースが多い。同施設は保育認定にかかわらずどんな家庭でも利用できるため、子どもがのびのびと過ごしている姿を受けて、母親が求職活動を始めたり、自分の時間を有意義に過ごしたりすることができるような保育を提供している。(愛育子どもの家)
- ✓ 「在宅主婦のためのミニ保育園事業」と謳っており、専業主婦や短時間のパート勤務等、保育認定を受けていない家庭の支援をしたい思いで受入れを行っている。(あいあいの家)

また、一部の施設・事業所では、自治体窓口からの紹介の他、「子育て支援センター」や「ファミリーサポートセンター」から紹介があった家庭を受け入れているケースもあった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 地域に密着した施設であるため、保育認定の対象とならない、週2～3日程度勤務している保護者や、土曜日や日曜日の一時預かり保育を希望する保護者がいた場合、自治体の窓口経由で、同施設の利用に関する紹介がされる。(わくわくらぶ)
- ✓ 一部の園児は子育て支援センターからの紹介で受け入れることもあり、発語が遅い子ども等を受け入れている。(Petit-Petite)
- ✓ ファミリーサポートセンターでは対応できず、ファミリーサポートセンター経由で受入れの依頼があり、受け入れているケースもある。(ベビーヘルパーPOPO)

居宅訪問型保育事業では、保育認定の有無や保護者の就労状況等にかかわらず、病児保育や病後児保育、その他家事代行等の保育サービスを実施している事業者が多かった。

<ヒアリング事例>

- ✓ (保護者の就労状況や保育認定の有無にかかわらず、)年末年始を含む 365 日 24 時間体制で子どもを預かっており、通常の居宅訪問型保育事業を実施する「ベビーシッター(在宅保育)」、回復期の子どもの預かりを行う「病後児保育」、多忙な保護者に代わり家事等を実施する「マミーシッター(家事代行)」、出産を控えた母親や、出産後の母親のためのケアである「産前産後ケア」、指定された場所で、多数の子どもの預かりを行う「集団・出張保育」等を実施している。(ベビーシッターあいあい)
- ✓ 不定期に利用している約 75 世帯は、主に子どもの発熱時の病児保育としての利用や突発的な残業等による利用が多い。(中略)鍵を預かり、夕食作り、掃除等を行うハウスシッター利用(最低2時間利用から)の需要もある。(中略)病後児シッター等については当日でも空きがあれば利用可能である。(ベビーヘルパーPOPO)

(ii)特定の層を受け入れているケース

数は少なかったものの、本ヒアリング調査の対象施設・事業者の中には、きょうだい児²⁸や育児のリスクを認められた家庭等、特定の社会福祉的課題を抱える家庭の受入れを行う施設があった。また、法人に勤務する職員等を対象とした事業所内保育施設も存在した。その他、外国籍の子どもの受入れを行う施設や、へき地保育所²⁹として、特定の地域の子どもを受け入れている施設も見受けられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 生後3か月以上のきょうだい児を対象として、平日の9～15 時の間で保育を行っている。子どもの面会や診察、手術の間に同施設を利用することが多いことから、状況に応じて時間外(18 時頃までが多い)や休日の保育を行うこともある。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 日光市要保護児童対策地域協議会にて虐待のリスクがあり支援が必要と判断された家庭の子どもを受け入れている。虐待リスクは産後直後に高まる危険性があることも考慮し、生後 20 日程度の新生児でも退院と同時に受け入れたこともある。(ひだまりキッズ)
- ✓ 園児の8割以上が看護師職員の子どもである。2割未満に該当する園児の属性は、併設されているリハビリテーションセンターのセラピスト職員の子どもや、法人事務職員の子ども等が該当する。(室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園)
- ✓ 栃木県小山市・千葉県野田市にある二つの集品センターに、従業員(主にパートタイム従業員)が利用可能な保育施設を併設している。(協栄流通株式会社 キッズルームのだ)
- ✓ 同施設は主に外国籍の子どもが利用しており、現在は計 15 名が入所しているが、その全てが日系ブラジル人の子どもである。(中略)その他、認可保育所に入所できなかった子どもや、障害児も多く受け入れており、近年は発達に遅れがみられる子どもの利用が増えている。(CRECHE DONGURI)
- ✓ 利用者の多くは矢立地区に居住する家庭の子どもであり、(中略)地域の保育施設における中核的な役割を担っている。矢立地区には他の保育施設が存在しないことから、認可外保育施設であるという区分に関係なく、地区の家庭の多くが同施設を利用している。(大館市矢立保育所)

²⁸ 重い病気や障害を抱えた兄弟姉妹を持つ子どものこと。

²⁹ 児童福祉法第三十九条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、都道府県知事(政令指定都市及び中核市の市長を含む。)が特定の基準に適合すると認め認定したものの。

② 認可外保育施設の利用者ニーズと保育形態

(i) 多様な家庭を受け入れているケース

多様な家庭を受け入れている認可外保育施設では、利用者の就労状況や要望等に応じて、保育形態(開所・閉所時間、一時保育・訪問保育、その他サービスの提供等)を設定している施設が多くみられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 生後5か月から12歳までの子どもを対象として、月曜日から土曜日、主に8～18時の間で保育を行っている。ただし、保護者の要望があった場合、24時間保育、日曜日、祝日の保育も対応することがある。ホームページ上に掲載していないものの、過去に要望があった際には、家庭への訪問保育を行ったこともある。(Petit-Petite)
- ✓ 同施設では、生後2か月から9歳までの子どもを対象として、主に8～18時半の間で保育を行っている。保護者からの希望があり、対応が可能な場合、夜間保育も実施している。なお、現在は一時預かり保育を中心に実施しており、年末年始を除く月曜日から土曜日に開所している。保護者の希望があれば日曜日にも施設を開所している。(わくわくらぶ)
- ✓ 夜間保育の利用者は、9割以上が昼間、認可保育所を利用しており、その利用理由の多くが、夜間の仕事があることなどにより、認可保育所が開所していない時間帯の保育を希望したためである。認可保育所との併用がない園児は、0歳児等、年齢により認可保育所に入所していないケースや、夜間の仕事に従事されているケース等様々である。その他、保護者のリフレッシュのために利用されることもしばしばある。(中略)同施設の立地エリアでは、認可保育所が開所していない時期・時間帯の保育に強いニーズがあることから、同施設は夜間一時預かり保育を中心に実施している施設であるものの、土～日曜日・祝日の昼間における保育も実施している。(Kids Room ひよこ)

また、居宅訪問型保育事業においては、併用している保育施設や習い事への送迎に対応していたり、病児保育や突発的な残業等に対応していたりするケースが見られた。家事代行等の保育にとどまらないサービスも提供している事業者もみられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ およそ90世帯と契約を締結しており、そのうち約15世帯は、残業等による施設へのお迎えの対応や、習い事の送迎等の理由で定期的に利用している。(中略)習い事での送迎の場合、習い事先まで送り届けて終了というケースもあれば習い事後に自宅へ送り届け保護者の帰宅までシッターを行う、というケースもある。不定期に利用している約75世帯は、主に子どもの発熱時の病児保育としての利用や突発的な残業等による利用が多い。(中略)また、鍵を預かり、夕食作り、掃除等を行うハウシッター利用(最低2時間利用から)の需要もある。(ベビーヘルパーPOPO)

(ii)特定の層を受け入れているケース

特定の層を受け入れている認可外保育施設では、受け入れている家庭特有の事情に配慮し、受入れ家庭数を制限したり、送迎対応等を実施したりしているケースがみられた。

また、病院内の事業所内保育施設においては、土日出勤や夜勤等、職員が変則的な勤務をすることが多いため、年中無休で開所していたり、特定の曜日に夜間保育を実施したりしている施設がみられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 保護者と子どもと一緒に同施設を利用している中で別の家庭の子どもを単独で預かると、保護者がいない側の子どもが保護者を求めてしまい、精神的に不安定になってしまうこともあった。そのため、同時に受け入れる家庭数を制限し、午前中は2家庭、夕方以降は1家庭に限定している。中には、他の保育施設に既に通っている園児もいるため、保護者の負担を軽減する目的で、そのような家庭に対しては夕方に他の保育施設から同施設までの送迎を行い、夕方から夜まで同施設で預かり、夕食・入浴・洗濯・着替えといった寝る準備まで済ませてから各家庭に帰る形を取っている。(ひだまりキッズ)
- ✓ 認可保育所に入所できなかった子どもや、障害児も多く受け入れており、(中略)そうした子どもの多くは児童発達支援事業所を併用しているが、預かり時間が限られているため、児童発達支援事業所が開所していない朝と夕方に同施設を利用している。ブラジルでは子どもの送迎があることが一般的であるため、家や事業所への送迎も職員が行っている。(CRECHE DONGURI)
- ✓ 生後2か月から5歳児までの室蘭太平洋病院に勤務する職員の子どもの子どもを対象として、年中無休で8～19時の間で保育を行っている。(中略)なお、月曜日、木曜日には夜間保育も実施しており、こちらは月の保育料とは別に、1回500円で利用可能である。(室蘭太平洋病院 虹の丘保育園)

③ 提供している保育の体制・サービス、保育の質の確保・向上に向けた取組

本ヒアリングの対象施設・事業者においては、少人数保育を実施している、認可外保育施設指導監督基準に定められている配置基準以上の保育者を配置し、丁寧な保育を提供できる人員体制を整備している、利用者ニーズを把握するために専門のスタッフを配置している、住み込みの職員を配置している、併設する訪問看護ステーションの医師・看護師と連携しているなど、それぞれの認可外保育施設が工夫して保育を提供する体制を整備していた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 目立たない子どもへのケアが不十分であったり、効率を優先した保育を実施したりした経験及び反省から、小規模での保育を重視している。(Petit-Petite)
- ✓ 同施設では認可外保育施設指導監督基準にて定められている配置基準よりも、常時1～2名多くの保育従事者を配置している。その結果保育士等が余裕を持って子どもたちに接することができるようになり、子ども一人一人に対して丁寧に対応することができる。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 預かりの依頼があった際、仮に受入れのための体制がひっ迫しているような状況であっても、直ちに断るようなことは避け、非常勤職員の勤務日程を柔軟に調整して、本当に保育を必要としている家庭は極力受け入れる姿勢を大切にしている。これは、同施設が認可外保育施設指導監督基準に定める人数を上回る人員体制を整備しており、加えて非常勤職員が勤務日時の調整に協力的であることから可能となっている。(わくわくらぶ)
- ✓ 各支店に「コーディネーター」という利用者対応を専門に行うスタッフを配置し、保護者からニーズをくみ上げる役割を果たしている。(中略)保護者も常に同じコーディネーターとつながることができるため、信頼関係も構築しやすく、細かい時間の調整や利用する家庭のニーズ把握も容易になる。ま

た、コーディネーターが得た情報は必ず担当のベビーシッターにも電話等を通じて共有するようにしている。(ママメイト)

- ✓ 「あいあいサポート」(一時預かり保育)では夜間も含めシフト制の職員で対応しているほか、常に職員1名が同施設内に住み込んでおり、24時間受入れ可能な体制となっている。(中略)24時間対応で家庭を受け入れているため、夜間の対応については住み込みの職員1名のほかに2名の職員が見守る3名体制を取っており、就寝時には住み込みの職員ともう1名の2名体制で対応を行っている。(あいあいの家)
- ✓ 訪問看護ステーションに併設されているという特色を活かし、医師や看護師との緊密な連携を取っている。子どもの病気や怪我、その他体調面で気になる事項があった際には、訪問看護ステーションに勤務する看護師や提携先の医師の診察を受けることも可能である。(PeaceBabyStation 名東)

その他、特徴のある保育サービスを提供している施設も多く存在した。例として、外国籍の子どもに対し、日本語教育を実施しているケースや、保育事業に関連するその他複合サービスを提供しているケース、モンテッソーリ教育³⁰を実施しているケース等、内容は様々であった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 保育を実施する中で、園児に日本語をしっかりと教えている。(中略)日本語とポルトガル語を話す子どもが多いため、日本語・ポルトガル語両方の絵本を取り揃えている。(中略)日本語の絵本や紙芝居も、日本語とポルトガル語がわかる職員が翻訳をしながら朗読するなどして、子ども達が楽しめるように工夫している。(CRECHE DONGURI)
- ✓ 定期保育・一時預かり保育といった保育事業と、後述の「相談支援事業」「およこ広場事業」「産前産後支援ヘルパー事業」といった複数サービスを総合的に提供することで、様々な問題を抱えた家庭のサポートを多方面から行っている。(子育てトータルサポートセンターcotori)
- ✓ 同施設の保育の大きな特徴は、喜内氏が感銘を受けたモンテッソーリ教育を採用していることである。(中略)大まかな1日の流れは決まっているが、その中で必ず「自己選択活動」(モンテッソーリ教育でいう「お仕事」)の時間を設けている。(愛育子どもの家)

上述のような保育体制の整備や、保育サービスの提供の背景には、設立者の課題意識や地域からの要望があることが明らかになった。こうした課題意識や要望はヒアリング調査対象者によって様々ではあるものの、根底には「子育て家庭を支援したい」という思いがあり、そうした思いが提供する保育サービスの決定にあたって一定程度影響を及ぼしていると考えられる。

<ヒアリング事例>

- ✓ 一度に多くの子どもの保育を行うと、元気な子どもや自己主張が得意な子ども等にケアが集中しがちで、引っ込み思案でおとなしい子どもには十分なケアができていないと感じ、大人数での保育に疑問を抱いていた。(中略)小規模で居心地がよく、利用する家庭のニーズに柔軟に対応できるような施設として、「Petit-Petite」を2015年8月に設立した。(Petit-Petite)
- ✓ 喜内氏は東京から福岡に移住し、そこで長女(移住時年中児)が通う幼稚園で現園長となる真鍋氏及びモンテッソーリ教育に出会った。東京に居住していたころ、長女は怒ったり機嫌が悪かったりする状態で幼稚園から帰ってくることが多く、喜内氏はその理由がわからなかった。その後、移住先の福岡で幼稚園に通い出すと、1か月も経たないうちに、毎日楽しそうに通園するようになり、東京に住

³⁰ イタリアの女医・教育家モンテッソーリが提唱・実践した教育であり、幼児の心身の内部的な発達要求に応じつつ、「準備された環境」の中で1人ひとりの子どもが独自の創造性と喜びに満ちた活動を展開できるように援助を行う教育。

んでいた頃とは別人のようになった。(愛育子どもの家)

- ✓ 「子ども一人一人が抱く小さな好奇心に応えたい。好奇心に応え、チャレンジできる場を与えてあげることが、子どもの成長につながる。」との思いが募り、その思いを実現させるような施設を作ろうと認可保育所を退職、その後土地・物件探しを経て2016年に同施設の開園に至った。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 同施設の経営主体であるNPO法人の立ち上げ時から、困ったときに叩ける門がある場所を作ろう、という理念がある。(わくわくらぶ)
- ✓ 施設の立ち上げを行った3名は虐待対応ケースワーカーとして勤務してきたが、相談内容の大半は話を丁寧に聞く事等、人と人との繋がりを通して向き合うことで解決の道筋を見出す事ができる内容であった。こうした経験から「広場事業」といった地域の親子が馴染みを持って自由に通える場所の確保や、一時預かり保育を通じた親子が離れる時間の確保等、家庭や親子を孤立させないようにするための「家族間で起きている問題に対して必要な社会的調整」を意識した対応を行ってきた。(子育てトータルサポートセンターcotori)
- ✓ 地域紙に、産後ケアサービスの広告を出すなどして広報活動を行っていたところ、「産後ではないが、看護師として働いていて保育施設の送迎ができない」「共働きで飲食店を切り盛りしており夜の営業時間帯に子どもを見てほしい」などの相談が寄せられるようになった。そうした要望に応える形で、事業開始直後から認可外の居宅訪問型保育事業も開始することした。(ママメイト)

また、ほとんどの認可外保育施設では、保育の質の確保・向上に向けてそれぞれが工夫を行っていることが明らかになった。多くの施設・事業者が回答した工夫としては、保育の情報に関する会議やメールマガジン・SNS等での情報共有、研修・外部専門家による指導制度の整備等があった。

その他、保育士向けに保育の注意事項等をまとめたマニュアルを整備するケースや、保育の自己点検・訪問先への同行等を実施するケース、施設の保育方針に合致した職員を育成するため、未経験者を雇用し、保育士資格を取得させるといった取組を実施するケースも少数ながら見受けられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 毎月1回、全保育士が集まってWeb会議を行い、子どもの様子や保育の課題を共有し、互いにアドバイスをを行っている。ダブルワークを行う保育士や、子育て世代の保育士も多いため、開催時間は夜である。さらに、即時共有したほうがよい情報については、ライングループで共有している。最近では子どもが好きなシール遊びについて、誤飲のリスクや対応策が共有された。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 毎月1回、同施設に勤務する職員と会議を行っており、子どもや家庭の様子をシェアするとともに相田氏の保育に対する思いや考え方を伝えるようにしている。また、都や区が実施する研修の受講も促している。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 月に1回、スタッフ全員が参加してミーティングする機会を設けている。その際に、ヒヤリハット、保育の情報、避難訓練や救命救急講習、情報交換等を行っている。また、外部研修の情報は、スタッフ全員に通達し、希望するスタッフに受講してもらっている。研修の時間等によっては、スタッフの子どもを同施設に預け、受講する場合もある。オンライン研修の場合は同施設併設のシェアスペースを利用して受講することもできる。なお、受講内容についてはミーティングで他のスタッフにシェアし、施設全体の質の向上を目指している。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 月に1回、同社人事教育課の施設運営担当が、園長及び委託先の責任者と定例協議を行い、保育の状況(設備備品等含む)を確認している。直近では、入院を経て保育施設に復帰した子どもの服薬について情報共有を行い、保育士の数を増やしてしっかり把握・支援を行っていくことについて確

認した。室内の湿度の変化についても協議したところである。なお、定例協議のあとは施設運営担当が保育施設内に入り、子どもの様子を目で見て確認するようにしている。(協栄流通株式会社 キッズルームのだ)

- ✓ ベビーシッターは、同事業が月2～3回程度配信しているメールマガジンに登録している。このメールマガジンでは、保育に関わる事故や事件等のニュースがあった場合や自社内で事故やヒヤリハット等が発生した場合、その概要に加え、講じるべき対応やそういった事故や事件から同事業として何を学び注意すべきかといった見解を伝えるようにしており、ベビーシッターに情報共有するだけでなく、シッター自身がこうした事故や事件を他人事としてではなく自分事として捉え、同じことが起きないように意識してもらえるように工夫している。(ママメイト)
- ✓ 入職時には長場氏が講師となって半日研修を行う。ベビーシッター事業は前日に保護者に対して電話をかけるところからが業務開始となるため、その際の電話のかけ方や、訪問時における子どもとのアイコンタクト方法、病児への対応方法や子どもの年齢に応じた対応時の注意点、最近ではテレビゲームに夢中になってしまう子どもも多いので、人と人とがふれあえる遊びを提供するよう、なるべく子どもへ声掛けをするよう研修時に伝えている。(中略)シッターによってはおむつ交換やミルクの調乳に慣れていない者もいるため、必要に応じておむつ交換方法やミルクの作り方等を系列の小規模保育事業所で練習させている。さらに、ベビーマッサージ研修や風船を使った遊び方研修等、特定のテーマに絞った研修を定期的に行っている。(中略)コロナ禍となってからは年に2、3回程度の実施であるが、事業立ち上げ当初は1か月に1回以上研修を行っていた。また、赤十字のスタッフに公共施設等に来ていただき、年に3、4回程度、救急法についての研修も行っていた。(ベビーヘルパー POPO)
- ✓ 同施設では自治体の研修を活用しており、希望者は秋田県教育庁幼保推進課の研修、大館市福祉部子ども課の研修を受けることが可能である。また、研修受講後は施設内で研修内容の報告・共有を行っている。その他にも、秋田県の「保育士等キャリアアップ研修」や、経営主体の法人内部でのキャリアパス制度があり、それぞれを活用しながら保育施設内でのキャリアアップを図っている。(大館市矢立保育所)
- ✓ 名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課が主催する保育施設等の職員向け研修を受講している。(中略)コロナ禍の影響もありオンライン開催となったことで、保育士の勤務状況や家庭環境によらず受講しやすくなった。これにより、保育士全体の研修機会は増えたように感じている。また、これら研修の内容については、SNS 等を通じて保育士間で随時共有を行うことで、施設全体における保育の質の向上に努めている。(PeaceBabyStation 名東)
- ✓ 同法人では、保育施設で勤務経験がある保育士や社会福祉士、臨床心理士等の有資格者を「発達支援コーディネーター」として招き、同施設のほか、同法人が運営する小規模保育事業所「あいあいちびっこルーム」、「ウイズアイひまわり」の3か所を巡回してもらい、子どもの接し方等について定期的な指導を受けている。(あいあいの家)
- ✓ 高校卒で就職難であった人の就労支援をする、という鹿児島県の施策を利用して雇用した職員を教育し、保育士資格を取得させた。現在常勤している2名の保育士は、その際に雇用した職員である。経験を積んだ保育士でも、施設の方針と齟齬が生じてしまう可能性があるため、基本的には無資格・未経験の職員であり、かつ施設の方針に合致する方を初めから育成する方針としている。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 1年間の内、前期・後期の2回、職員に対して自己点検をおこなっている。自己点検は、日常業務・園児対応・コミュニケーション・行事・記録・環境整備等の振り返りをおこなう独自の自己点検シートと、全国保育士会による「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している。(わくわくくらぶ)

- ✓ 同事業では、訪問保育を提供する際、主たる保育提供者の保育士とは別に、他の保育士を同行させることにより、保育内容の評価・確認を実施している。(中略)主たる保育提供者の保育士は、年次や経験にかかわらず保育の同行による評価の対象となるため、いかなる年次であろうとも保育内容の評価・確認を行う体制を整備している。(ベビーシッターあいあい)
- ✓ 保育士として勤務する上での注意事項や心構え、遵守しなければならない事項等をまとめた、12 ページ程度のマニュアルを整備し、保育士に遵守してもらうよう徹底している。(室蘭太平洋病院 虹の丘保育園)

(2) 認可外保育施設が抱える課題及びその課題に対する対応策について

① 収益性の確保に関する課題・対応策

ほとんどの認可外保育施設が保育の質を向上・確保する上で工夫を講じていたが、反面、多くの施設・事業者が有する課題もあった。最も多く挙げられていた課題は収益性の確保であったが、施設・事業の収益性に課題を抱えつつも、利用者の負担等を考慮し保育料の引き上げは行いたくないという意見が多数挙がっていた。「収益性の確保」と「子育て家庭に負担を強いたくない」という思いの狭間で葛藤している様子が見えがえた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 同施設では配置基準よりも多くの保育従事者を配置しているため、人件費がかさみ、経営は厳しい。保育料を引き上げることも利益を増やすための手段の一つであることは認識しているが、子育て世帯を支援したいのに、無尽蔵に保育料を引き上げることはできないと考えている。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 認可外の居宅訪問型保育事業には国からの保育従事者への処遇改善加算がないため、利用者の負担を考えると料金の値上げは行いたくないが、職員の待遇を改善するための値上げはいたしかたないと苦慮している。(ママメイト)
- ✓ 認可外保育施設に対する処遇改善のための補助はないため、資格を取得して日々頑張ってくれているスタッフへ給料として還元することが難しいと感じている。今の所保育料金の変更予定はない。(子育てシェアスペース Omusubi)

一時保育や月極保育、居宅訪問型保育事業を実施している施設では、一日あたりの利用者数にばらつきがあるなど利用者の常時確保が難しい保育形態であるため、収益性の担保が困難であるという声が多かった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 同法人が行っている保育事業では、常に利用者がいるとは限らない環境で、安価な保育料で事業を行っていることから、保育事業単体での収益性は高くはない。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 定期保育ではなく、かつ利用者は複雑な家庭環境である場合が多いため、日によって利用者数の差があり、経営として安定しないことが課題である。(ひだまりキッズ)
- ✓ 居宅訪問型保育事業のみでは収益性が高くはなく、単独での事業継続は難しい。(ベビーヘルパー POPO)

保育料の引き上げに関しては、企業主導型保育事業の施設が増加したことにより、価格競争が厳しくなったため、相対的に保育料を下げざるを得ないというケースもみられ、引き上げには容易には踏み切れないケースが見受けられた。それでもなお、事業継続のためにやむなく引き上げを検討している施設もあった。そうした施設においても、利用者が選択できる保育プランを細かく設定することにより、利用者の負担を可能な限り軽減しようと努めている。

<ヒアリング事例>

- ✓ 保育料は県内では高めであるものの、都市部に比べると料金は抑えざるを得ない状況がある。保育料を少し上げたいと考えているものの、周辺に企業主導型保育事業所の施設が増え、価格競争が厳しくなっていることや、保護者が考える保育相場を超過してしまう関係から、現実的には難しい。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 就労家庭の定期保育料はある程度増額することと、現状、定期保育／一時預かり保育(1時間単位)の2種類のみを「週2ショート」「週3ショート」「週3ロング」のように保育日数や時間に応じて細かく選択できるようにすることを検討している。(子育てトータルサポートセンターcotori)

収益性の確保に関して多くの課題が聞かれる中で、収益性を確保するために、通常の保育以外にも複数の事業を行ったり、その他の事業に対する助成金や寄付金を獲得したりすることで、法人全体における収益性を確保しようとしているケースがみられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 収益性を補填するためにも、施設での保育以外の収入源を確保していくことが必要になると考えている。出張保育も実施しており、大学の学会やセミナー等で月2件程度の依頼があった。しかし、コロナ禍の影響もあり、最近はその依頼も減少している。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 同施設は保育料が無料であるため、日光市の委託事業収入(「育児支援家庭訪問事業」「子どもの居場所づくり事業」等)及び同法人の活動に賛同した全国の方からの寄付金を主な収入源としている。(ひだまりキッズ)
- ✓ 小規模保育事業所、イベント保育等も含め、今後も現行の形態で運営していきたいと考えている。(ベビーヘルパーPOPO)
- ✓ 特に同法人が行っている保育事業では、常に利用者がいるとは限らない環境で、安価な保育料で事業を行っていることから、保育事業単体での収益性は高くはない。「リラのいえ」の運営実績があるからこそ、助成金や寄付金が多く得られて、同施設の運営が可能となっている。(リラのいえきょうだい児保育)

② 利用者の確保に関する課題・対応策

本ヒアリング調査からは、数は多くないものの、利用者確保に苦慮している施設も見受けられた。その理由として、認可保育所に入所できるまでの間のみ利用する家庭が多い、といったものや、保育無償化の影響により、3歳児以降の子どもが認可保育所に転園してしまうといったもの、地域における子どもの数の減少により、利用者が減少しているといったケースがみられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 認可保育所に入れなかった家庭が認可保育所に入所できるまでの間のみ同施設を利用する家庭が多く、認可保育所のように年間を通じて安定して利用者確保することが難しい。保育認定を受けた家庭はまずは認可保育所への入所を希望するし、保育認定を受けていない家庭も保育料の負担がネックになっているのなかなか入所まで至らない状況であり、課題を感じている。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 開園当初は定員を上回る利用希望があったものの、その後の約4年の間に利用希望数は急激に減り、令和4年12月時点の園児数は0歳児1名、2歳児2名と、園児の確保には苦慮している。これは、野田市全体の待機児童が減少したことにより同社の採用におけるセールスポイントでもある「保育施設利用可」の魅力が薄れ、物流センターの従業員確保に活かせなくなったことが影響している。また、保育無償化もあって、多くの子どもが3歳児になるタイミングで認可保育所や幼稚園に転園する。このことも、園児確保に苦しむ原因の一つとなっている。(協栄流通株式会社 キッズルームのだ)
- ✓ 大館市内のへき地保育所は、かつては80～100名程度の子どもの預かりを行う施設も存在したが、現在は預かり人数が多い施設でも30人、大半の施設は10人前後の預かりとなっており、地域における子どもの減少が、地域の保育施設の園児数にも影響を与えている。現在は受け入れている子どもの数が少ないことから、対応する職員数も限定せざるを得ない状況にあり、休憩時間の確保が難しくなっているなど、職員の負担につながっている。(大館市矢立保育所)

こうした施設の中には、利用者確保に向け、SNSを用いた広報活動等を行っている施設もあった。自治体施設へのチラシ配架や自治体への相談等、自治体との連携を図る施設も複数存在したものの、本ヒアリング調査の事例では、自治体との連携により利用者確保できた事例は把握することができなかった。その他、一部の事業所内保育施設においては、利用者の増加を目的として、他者の従業員へと利用対象者を拡大することを検討している施設も存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 近隣のメディカルモールの小児科医に紹介していただく、近隣の保育施設(川崎市の地域子育て支援センター等)にチラシを設置してもらうなどにより周知を行っている。(中略)同施設は、川崎市から「地域保育園」の認定を受けたことで、令和4年10月末以降は川崎市のホームページ上に同施設の概要が公開されるようになった。そのほか、SNSを用いた広報活動や多摩区役所への相談も行っているものの、利用者確保には苦慮しているところである。(子育てトータルサポートセンターcotori)
- ✓ 以前、何かよい対応策がないかと自治体の担当者に相談したことがあったが、駅から離れた場所にある施設なので、地域枠を設けてもあまり効果がないのではという回答であった。他方、物流センター内には他社の従業員も常駐しているため、そこに利用の門戸を開くことができればよいが、同社と異なる勤務形態で働く他社従業員は、キッズルームのだの利用要件(日～木曜出勤等)に該当せず、現状利用可となっていない。利用園児確保のためには、利用対象を広げていくための各所との調整等が必要になるだろう。(協栄流通株式会社 キッズルームのだ)

③ 人材確保及び処遇改善に関する課題・対応策

人材の確保に課題を有する認可外保育施設も多く、地域における保育士の養成施設が少ないことや、夜間保育の求人に対する応募者不足などが挙げられていた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 同施設の周辺には保育士の養成施設が少ないことから、人材確保には苦慮している。(室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園)
- ✓ 現在保育士3名勤務しているが、夜間対応のために保育士の増員も検討しており、採用活動を実施している。しかし、応募者がなかなか集まらない状況である。(ひだまりキッズ)

また、とりわけ居宅訪問型保育事業においては、本ヒアリング調査の対象となる全ての施設で人材確保に苦慮していた。その理由としては、居宅訪問型保育事業では夕方以降の保育に対する需要が高いことから、自らの家庭で家事や育児に対応する必要がある子育て世代の職員確保が難しいことが多く挙げられていた。その他、小規模保育事業の施設も運営する事業者からは、施設と比べて人材が確保しづらいという意見もあった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 居宅訪問型保育事業への需要が増している一方、保育を提供する保育士が不足しており、人材の確保には課題を感じている。昨今ではとりわけ、送迎対応後、保護者の帰宅までの保育の実施に対する需要が非常に増えており、子育て世代の保育士には対応が難しい時間帯の保育であるため、人材確保の困難さに拍車をかけている。また、居宅訪問型保育事業は他者の家庭で保育を提供するため、ハードルが高いと感じる方が多いためか、施設と比べても担い手が不足しているように感じている。(ベビーシッターあいあい)
- ✓ ベビーシッター事業では、夕方以降の依頼が多いことから、自身の家庭で育児や家事に対応する必要がある 30～40 代を採用することが難しく、スタッフの確保には苦慮している。(ベビーヘルパー POPO)
- ✓ 保育の質の確保・向上に向けて、また保護者からのニーズに応えられるよう、よりよい人材を確保したいものの、処遇等の理由によりなかなか人が集まらず課題となっている。(ママメイト)

人材確保が困難である理由の一部にも挙がっていたが、職員の処遇改善に苦慮する施設も一定数みられた。処遇改善に際し、認可外保育施設に対する補助を求めるケースも存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 一時預かり保育に係る子ども・子育て支援交付金は受給しているが、その他に認可外保育施設に対する処遇改善のための補助はないため、資格を取得して日々頑張ってくれているスタッフへ給料として還元することが難しいと感じている。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 保育士の処遇改善にも課題を感じている。福祉施設等であれば「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」による補助を受けることが可能だが、認可外保育施設にはそうした補助が存在していない。(室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園)
- ✓ 現在は認可保育所のような処遇改善加算がないこともあり、職員の十分な処遇改善を実施することが難しい。(わくわくらぶ)

利用者負担を考慮し未実施ではあるが、職員の処遇改善に対応するため、保育料の値上げを視野に入れている事業者も存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 認可外の居宅訪問型保育事業には国からの保育従事者への処遇改善加算がないため、利用者の負担を考えると料金の値上げは行いたくないが、職員の待遇を改善するための値上げはいたしかないと苦慮している。(ママメイト)

④ 研修機会の確保に関する課題・対応策

多くの認可外保育施設では、保育の質・確保向上のために各種研修を職員に受講させたいとしつつも、研修機会の確保に課題を感じている施設も多くみられた。その理由として、研修の開催場所が遠隔地であり、物理的に参加が難しいといった意見が一定数見られた。その他、個人経営や少人数で施設を運営している場合において、研修を受講することにより保育者に欠員が生じてしまうため、参加が困難であるといった意見が多かった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 同施設では、保育の質の維持・確保のために豊富な研修体制を整備しており、保育士のスキル向上に向けて様々な研修にも参加させたいという思いはあるが、立地場所の関係上、本州で開催されるような研修を受講させることは困難である。(室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園)
- ✓ 子育て支援員の研修がオンライン・または近い距離で受講できるようになるとありがたい。現在、各種研修の開催場所の多くは仙台であり、移動に時間もかかるため支援員に子どもがいると受講が難しい現状がある。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 公的な研修もあるが、現在、最低限の人数で現場を運営しているため、平日開催の場合の参加が難しい。土日開催の研修であれば、出勤する職員を少なくし、研修参加することもできるかもしれない。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 個人経営であることから、出席必須の保育士研修等に参加する際は休園しなければならないことや、コロナ禍により増えた申請書類等を一人で作成しており非常に多忙であることも課題である。(Petit-Petite)

また、一部の居宅訪問型保育事業では、人員が限られておりシフトの調整が難しいこと等が理由となって、研修を受講する時間の捻出が難しいと感じているケースが見受けられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 従来のベビーシッターに資格要件はなかったが、最近は認可外保育施設の指導監督基準の中でベビーシッターの資格や研修受講の要件が求められるようになった。(中略)実際に働きだしてしまうと毎日仕事に入るケースが多く、シフト調整上、研修を受ける時間を設定することが難しい場合が多い。e ラーニングを充実させるなど、隙間時間に受講できる体制にするなど、少しでも資格要件を満たす人が増えるよう、研修のあり方も考えてもらえたらありがたいと同事業は感じている。(ママメイト)

一方で、外部研修を活用している認可外保育施設では、施設の職員が利用しやすいよう、職員の子どもの預かりを実施していたり、オンライン受講に対応した研修を整備したりしている事例もあった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 外部研修の情報は、スタッフ全員に通達し、希望するスタッフに受講してもらっている。研修の時間等によっては、スタッフの子どもを同施設に預け、受講する場合もある。オンライン研修の場合は同施設併設のシェアスペースを利用して受講することもできる。(子育てシェアスペース Omusubi)

- ✓ 最近では外部機関が実施しているオンライン研修も普及しているため、そういった研修の情報があつた場合も、メルマガを通じて広く周知し、シッターに受講を促している。(ママメイト)

⑤ 情報発信機会の少なさに関する課題・対応策

認可外保育施設が担う社会福祉的な役割について、世間に周知されていないという課題を挙げた施設・事業者も複数存在した。また、地域における施設の情報周知に課題を感じている施設・事業者も少数ながら存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 収益性の課題に加えて、きょうだい児への支援の必要性が十分に認知されていない可能性もある。全ての都道府県等においてきょうだい児に対する支援が行われている状況ではないと考えられるため、今後は全国的なニーズ調査やシンポジウムの開催、きょうだい児の一時預かり保育事業に対する支援等がより広く行われ、きょうだい児の支援の必要性が全国に認知されるようになってほしい。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 施設を利用している子どもの保護者は、愛着障害など何らかの心理的な障害を抱えているケースが多い。現状、そうした障害者向けの施設や通所サービスは一定程度整備されているものの、そうした支援を必要としている人に対して、未だ支援に関する情報が十分に届いていないと感じている。(ひだまりキッズ)
- ✓ 同施設については、市内であっても十分に情報を周知できていないと感じている。(子育てシェアスペース Omusubi)

施設の知名度を向上させるため、地元企業との連携を検討したり、各種イベントへの出店や研修等により、地域との連携を構築したりしている事例があつた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 例えば孫を預かる祖母等にも伝わるようにしたいと考えており、地元の企業等とも連携を検討している。地域のイベントや研修、店舗利用時等でも連携し、利用につながるような仕組み作りをしていきたい。(子育てシェアスペース Omusubi)

認可外保育施設に関する情報発信の他、利用者に対する自治体の補助制度の周知に関する要望や、施設・事業者が利用するための補助制度の周知・案内を希望する意見も少数存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 練馬区では、「練馬区に在住していること」「指導監督基準を満たした認可外保育施設と月極で月160時間以上の入所契約を締結していることなどを条件として、2022年12月時点で月額保育料を20,000～67,000円助成している。保育認定を受けていない家庭を対象とした助成金制度は全国的にも多くはないと認識しているが、同施設の利用家庭も、助成対象となっていることを知らない家庭が多かった。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 家庭的保育事業の利用を検討し、同施設が立地する自治体へと相談した際、当該自治体における制度活用前例がなかったためか、納得的な制度の案内をしてもらうことができなかった。施設が個人で調べ、活用する範囲には限界があるため、施設に寄り添った案内を希望したい。(Kids Room ひよこ)

(3) 認可外保育施設の今後の展望について

① 引き続き認可外保育施設としての運営継続を希望する施設

多くの施設・事業者は、引き続き認可外保育施設として運営の継続を希望していた。その理由としては、「特定の層への保育の提供が可能であるといった、認可保育施設にはない自由度の高さが魅力だから」「認可外保育施設であれば突発利用や認可保育所が対応できない時間の保育等、保護者のニーズに応えられるから」といった声が聞かれた。

<ヒアリング事例>

- ✓ きょうだい児の寂しさ、保護者のやるせなさを少しでも軽減できるよう、今後もきょうだい児保育は継続していく。こういった特定の層を対象とした保育事業は、自由度の高い認可外保育施設だからこそ可能だと感じているので、認可保育所への移行は予定していない。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 過去には小規模保育事業所への移行も検討したが、保育施設の面積の要件を満たす必要があることなどから実現には至っていない。建物改修のコスト等も考えると、今後も認可保育事業への移行は難しいと感じている。(Petit-Petite)
- ✓ 同施設は「母親がちょっと困ったときにすぐに預けられる」という所を大切にしており、予約方法の自由度等を考えると現段階で認可保育所への移行は考えていない。ただし、安心安全な環境を確保できるよう、施設設備等は、規模は小さいながらも子どもたちが過ごしやすい環境を揃えている。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 同施設の利用ニーズの多くは、認可保育所が対応できない時間帯の保育を行っているところであり、施設としてもそうしたニーズに応え続けていきたいと考えていることから、認可保育所への移行は検討していない。また、現在同施設が立地するエリアにて、認可保育所が不足していないことも、移行を希望しない理由の一つとなっている。(Kids Room ひよこ)
- ✓ シッターの仕事は「感謝していただける」という非常にやりがいのある仕事でもありと考えており、同事業では認可外の居宅訪問型保育事業を続けていきたい意向がある。(ベビーヘルパーPOPO)
- ✓ 一時預かり事業を実施している認可保育所もあるようだが、何日も前から予約が必要な場合や、定員数が少なく抽選が行われる場合もあると聞いている。同施設についても認可保育所に移行すれば補助が出るため経営的には楽になるが、突発的な利用ニーズへの対応や利用者個人々の状況に応じた柔軟な対応、果たしていくべき役割等を考えると、認可外保育施設として運営を続けていくことの重要性を感じている。(PeaceBabyStation 名東)

一方、現時点では認可外保育施設としての運営を希望しているものの、処遇改善等を理由とし、認可保育所への移行を将来的に検討する可能性があるとした施設・事業者も少数存在した。

<ヒアリング事例>

- ✓ 認可の居宅訪問型保育事業になると自由度に制限がかかる可能性もあることから、現状では認可外のまま事業を継続していきたいと同社では考えている。その一方で、職員の処遇改善を考慮すると、将来的には認可化の検討が必要になる可能性もあるとも感じている。(ママメイト)
- ✓ 今後も引き続き同事業の内容を展開していきたいと考えており、職員の働きやすい環境作りのための保育や、子育て家庭を支援するためのあらゆるニーズに貢献できる保育を念頭に、事業を拡大したいと考えている。なお、認可の居宅訪問型保育事業への移行については、機会があり、求められている条件が合致すれば移行も検討する。(ベビーシッターあいあい)

② 認可保育所等への移行を希望する施設

(i) 認可保育所への移行を希望する施設

数は少ないものの、認可保育所への移行を希望する施設も一定数存在した。しかしながら、移行を希望する施設の中には、現在実施している保育の実施が難しくなるために移行に踏み切れない施設も存在した。また、認可保育所への移行を希望するいずれの施設においても、現在実施している認可外保育施設の事業内容は継続していきたいという意見が挙がっていた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 単価が低く、集客も難しいという理由から、同施設が認可外保育施設として運営を継続していくことは難しいと考えており、将来的には認可保育所への移行を検討している。(中略) 磐田市に相談したところ、認可保育所を設立する場合には、基本的には 100 名規模以上の定員を確保する必要があるとのことであった。しかしながら同施設は、今後も支援の手が届きにくい在日外国人の子どもや発達に遅れがある子ども等も積極的に受け入れ、手厚い保育を提供していきたいと考えている。100 名以上の大規模な保育施設になった場合、そうした保育の実施が難しくなる懸念があることから、認可保育所への移行については課題に感じている。(CRECHE DONGURI)
- ✓ 今後も施設の運営は継続していきたいと考えており、経営を安定させるためにも認可保育所に移行して運営を行いたいと考えている。(中略) 現在の認可外保育施設の事業内容を引き継ぐ形で運営を継続していきたい。(わくわくらぶ)

(ii) 自治体の認証を受けた施設への移行を希望する施設

自治体の認証・認定等を受けた施設への将来的な移行希望をもつ施設も少数存在した。しかしながら、自治体認証が独自に定める施設基準に現在の施設の物件が合致しないことや、その他認可保育施設が地域に多いことなどから、移行は容易ではない様子が見えられた。

<ヒアリング事例>

- ✓ 経営面を考慮した際、利用料の値上げのほかにも、(中略) 川崎市の認定保育所となり、補助を受けることも希望している。(子育てトータルサポートセンターcotori)
- ✓ 「保育認定を受けていない家庭を支援する」「補助金を得て安定的に運営する」の双方を叶えられるよう、いずれは東京都の認証保育所へ移行したいという思いがある。(中略) しかしながら現在の物件は、検査済証がないことが契約後に判明し、認証保育所へ移行しようとするならば新たな物件を探さないといけない状況である。(中略) 練馬区には既に小規模保育事業所が 50 施設程度あることもあり、同施設のような小規模な保育所が認証保育所へ移行するにはハードルが高い可能性があるかと相田氏は考えている。(小さな保育園ともそだち)

(iii) 企業主導型保育事業への移行を希望する施設

こちらも少数ではあったが、企業主導型保育事業への移行を希望していた施設もあった。しかし、企業主導型保育事業への移行に係る要件に現在の物件が合致しないこと、仮に合致する物件があったとしても賃料が高額であることから、移行に踏み切れていなかった。

<ヒアリング事例>

- ✓ 経営の安定化を図るため、給付費を受けることのできる企業主導型保育事業所に移行する意向であったが、現在の同施設では二方向避難ができず、企業主導型保育事業所に移行できない。また、香椎照葉地区では保育施設として利用できるようなテナントが少なく、あったとしてもテナント料が高額であり移設ができない状況である。(愛育子どもの家)

第5章 本調査事業のまとめ

本事業で実施したアンケート調査、ヒアリング調査をとりまとめた結果は以下の通り。

1. 認可外保育施設が担っている役割や提供している保育

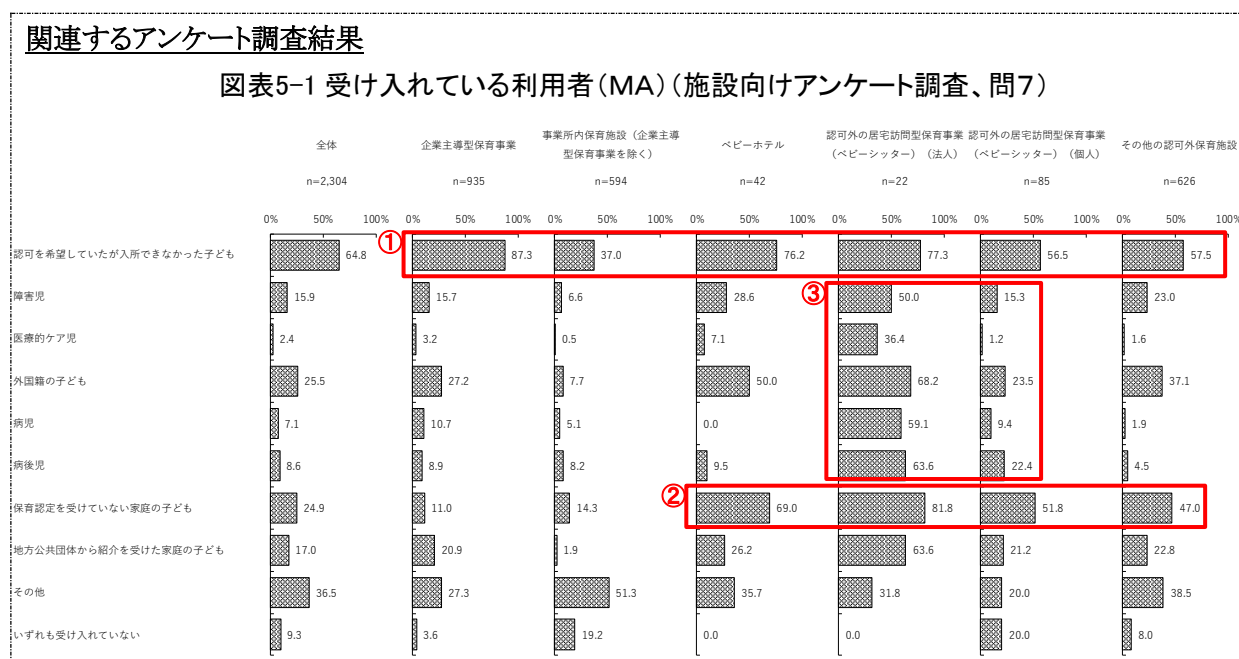
認可外保育施設に係る届出対象施設の数は今和3年3月31日現在で20,263箇所を上り、その数はここ数年で増加傾向にある。これらの認可外保育施設の中には「ベビーホテル」のような長時間の保育が可能な施設、「居宅訪問型保育事業」のような利用者の自宅等を直接訪問して保育サービスを提供する事業、「企業主導型保育事業」「自治体の認証等を受けた保育施設」等、国や自治体から補助を受けている施設等が含まれており、規模や保育形態は多様である。したがって、認可外保育施設が担っている役割も多岐にわたると考えられる。

そこで、「認可外保育施設が受け入れている家庭」「認可外保育施設が果たすべき役割」「認可外保育施設と地方自治体の連携状況」の観点から認可外施設が担っている役割や提供している保育の整理を行った。

(1) 認可外保育施設が受け入れている家庭

認可外保育施設向けアンケート調査(以降、「施設向けアンケート調査」と表記。)から、以下の3点が読み取れた。

- ①事業所内保育事業以外の保育類型において、半数以上が「認可保育所に入所できなかった家庭」の受け皿となっており、特に、「企業主導型保育事業」「ベビーホテル」「認可外の居宅訪問型保育事業」ではその傾向が顕著であった。
- ②「ベビーホテル」「認可外の居宅訪問型保育事業」「その他の認可外保育施設」では、他の保育類型と比較して保育認定を受けていない家庭を受け入れている割合が大きい。
- ③「認可外の居宅訪問型保育事業」では、障害児や医療的ケア児、外国籍、病児病後児といった、保育において配慮が必要となる子どもを受け入れている割合が大きい。



また、ヒアリング調査からも、「認可保育所の入所が叶わなかった家庭」に限らず、保育認定を有していない家庭も含め、多様な家庭を幅広く受け入れているケースが見受けられた。さらに、きょうだい児等の特定の層のみを対象として受け入れているような特徴的な事例も併せて把握することができた。

関連するヒアリング調査結果

<多様な家庭を幅広く受け入れているケース>

- ✓ 月極保育の利用家庭の多くは、認可保育所に入れなかった家庭である。(中略)その他にも、保育認定を受けていない家庭も利用している。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 夜間保育の利用者は、9割以上が昼間、認可保育所を利用しており、その利用理由の多くが、夜間の仕事があることなどにより、認可保育所が開所していない時間帯の保育を希望したためである。認可保育所との併用がない園児は、0歳児等、年齢により認可保育所に入所していないケースや、夜間の仕事に従事されているケース等様々である。その他、保護者のリフレッシュのために利用されることもしばしばある。(Kids Room ひよこ)
- ✓ 「あいあいプレイルーム」は「在宅主婦の為のミニ保育園事業」と謳っており、専業主婦や短時間のパート勤務等、保育認定を受けていない家庭の支援をしたい思いで受入を行っている。(あいあいの家)

<特定の層のみを対象としているケース>

- ✓ 生後3か月以上のきょうだい児³¹を対象として、平日の9～15 時の間で保育を行っている。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 同施設は主に外国籍の子どもが利用しており、現在は計 15 名が入所しているが、その全てが日系ブラジル人の子どもである。(CRECHE DONGURI)
- ✓ 利用者の多くは矢立地区に居住する家庭の子どもであり、(中略)地域の保育施設における中核的な役割を担っている。矢立地区には他の保育施設が存在しないことから、認可外保育施設であるという区分に関係なく、地区の家庭の多くが同施設を利用している。(大館市矢立保育所)

これらの結果から、多くの認可外保育施設では、保育認定があるものの認可保育所等に入所できなかった家庭³²はもちろんのこと、保育認定を受けておらず、認可保育所に申し込むことができない家庭の受け皿としても一定の役割を担っていることがわかる。また、それらの施設の中には、「子育て支援センター」や「ファミリーサポートセンター」から紹介があった家庭等、認可保育所では対応が難しいと考えられる家庭を受け入れているケースも見受けられた。

こうした状況から、保育認定の有無にかかわらず、認可外保育施設の利用ニーズは一定程度あることが想定される。

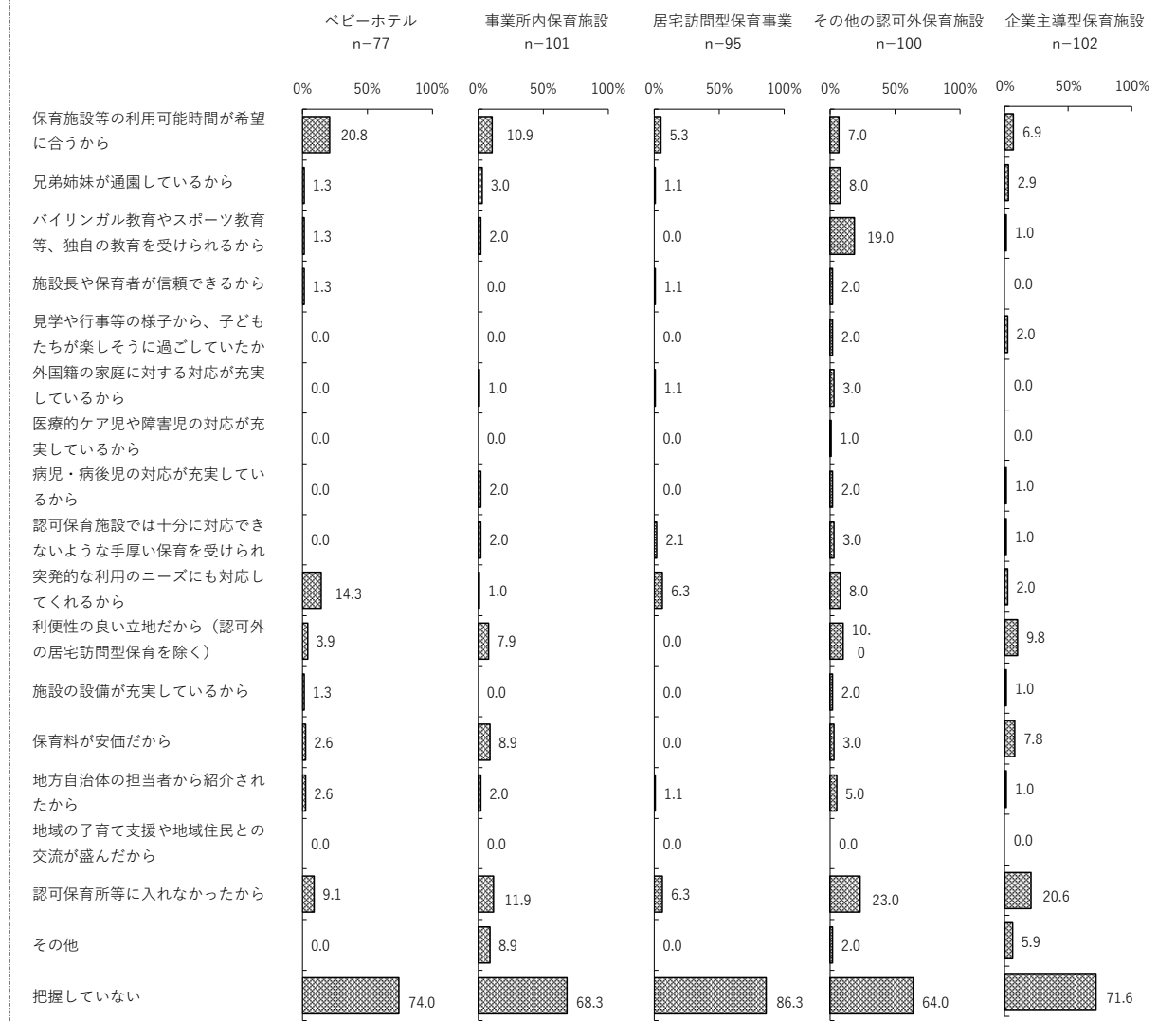
³¹ 重い病気や障害を抱えた兄弟姉妹を持つ子どものこと。

³² 認可保育所に入所できなかった理由は本調査では問うておらず、「認可保育所に入所したかったが、空きが無く入所できなかった」場合と「認可保育所にも空きがあったが、保育認定が無い／利用希望時間帯等のニーズに対応していない等の理由により入所できなかった」ケースの双方が想定される。

一方で、地方自治体向けアンケート調査結果からは、保育類型にかかわらず、自治体として保護者が認可外保育施設を選択した理由を把握していないケースが6割以上という結果となっており、自治体として、認可外保育施設がどのような家庭を受け入れているのか、なぜその家庭が認可外保育施設を選択したのか、明確にはなっていない可能性が考えられる。

関連するアンケート調査結果

図表5-2 認可外保育施設を選択した理由(MA)(自治体向けアンケート調査、問5)



(2) 認可外保育施設・地方自治体が認識する、認可外保育施設が果たすべき役割

施設向けアンケート調査結果で、認可外保育施設が果たすべき役割として多くあげられたのは、「認可保育所に入所できなかった家庭の受け皿」「保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること」であった(下図①)。また、「企業主導型保育事業」「事業所内保育所」以外の保育類型では、保育認定がない家庭や認可保育所に対応できない時間帯に子どもを預けたい家庭の受け皿になることを役割として認識している割合が大きかった(下図②)。

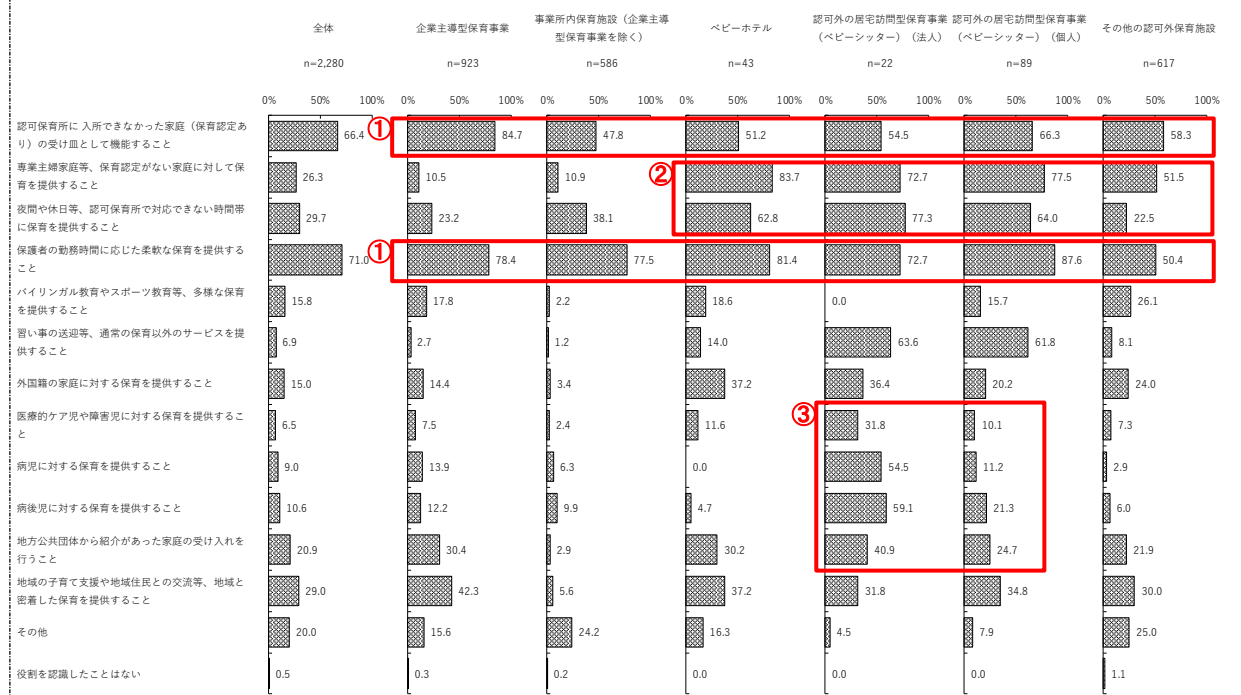
それらに加え、「認可外の居宅訪問型保育事業」では障害児や医療的ケア児、外国籍、病児病後児等の特定の層に対する保育を提供することを役割として認識している割合が大きいことも特徴である(下図③)。

上記の結果は、「1. (1) 認可外保育施設が受け入れている家庭」の傾向と類似しており、認可外保育施設では、「保育認定があるものの、認可保育所の空きがなかったり、利用時間や子どもの状況等により認可保育所に入所できなかった家庭」や「保育認定を受けておらず認可保育所を利用できないが子どもを預けたい家庭」の受け皿として機能したいと考えていることが明らかとなった。

これらは、就労の有無やその形態にかかわらず、子どもを預けたいという家庭が存在していること、そうした家庭を認可外保育施設が受け入れ支援している状況を示唆しているといえる。

関連するアンケート調査結果

図表5-3 施設が果たすべき役割として認識していること(MA) (施設向けアンケート調査、問 21)



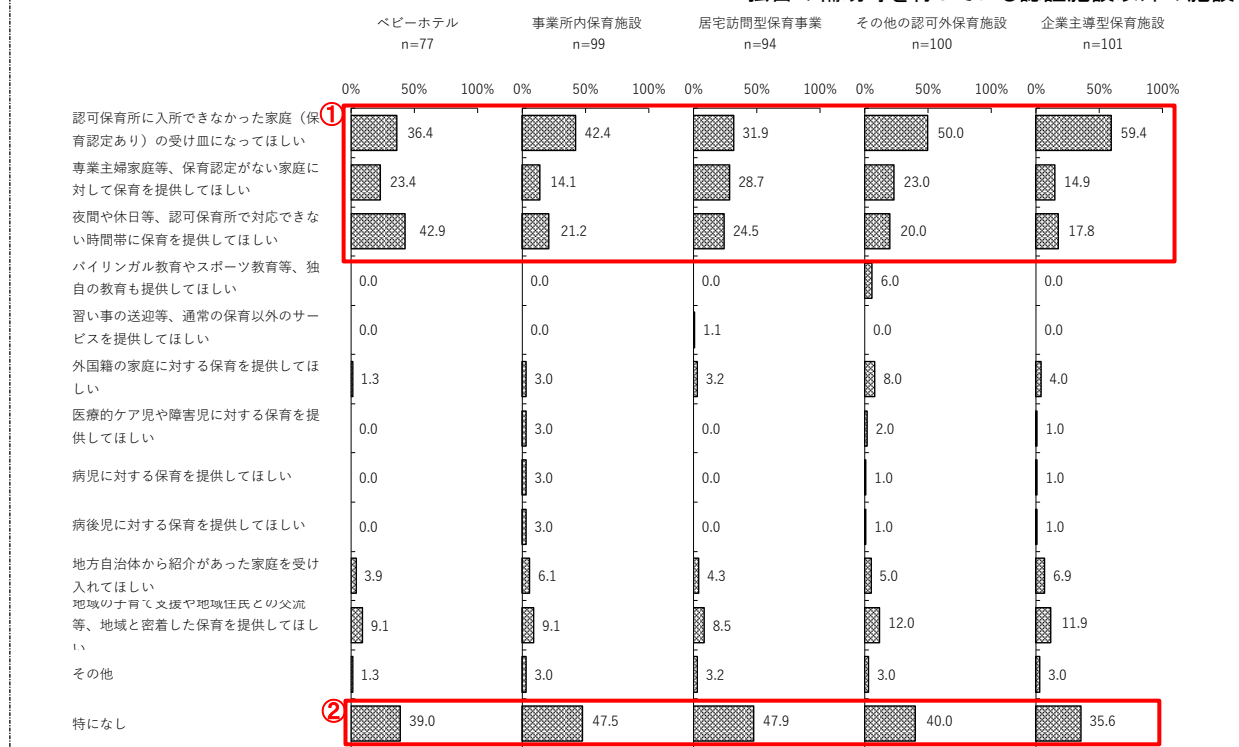
また、自治体調査からは、地方自治体も認可外保育施設に対して一定程度期待を寄せていることが明らかになった。具体的には、「認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい」「専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい」「夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい」等の選択肢が多く選択されていた(下図①)。

一方で、認可外保育施設に対して期待することは「特になし」と回答している自治体も一定程度見受けられた(下図②)。「1. (1)認可外保育施設が受け入れている家庭」で述べた通り、保護者が認可外保育施設を選択した理由を把握できていない自治体が多いという実態も踏まえると、認可外保育施設にどのような役割を求めべきかを整理していないために、認可外保育施設に対して何を期待すれば良いのか明確になっていない可能性がある。

関連するアンケート調査結果

図表5-4 自治体として、認可外保育施設*に期待すること(MA)(自治体向けアンケート調査、問6)

*独自の補助等を行っている認証施設以外の施設



(3) 認可外保育施設と自治体との連携

地方自治体としても、認可外保育施設に対して一定程度の期待を寄せる中で、両者はどのような連携を行っているのか。自治体アンケート調査において認可外保育施設と自治体との連携内容について問うたところ、保護者に対して認可外保育施設の情報を提供したり、認可保育所で受入れが難しい家庭に認可外保育施設を紹介するケースが多数であった。認可外保育施設に期待する役割を施設担当者等に直接伝えている自治体も一部見受けられたものの、その数は多くはない。また、保護者に対する情報提供についても、「認可保育所への入所が叶わなかった場合に認可外保育施設を紹介する」ケースが多いようである。

認可外保育施設との連携が十分に進んでいなかったり、主に「認可保育所に入れなかった場合の受け皿」という文脈で認可外保育施設の情報を知られているケースが多いのは、利用者像の明確化が進んでいないからではないだろうか。

2. 認可外保育施設が有する課題

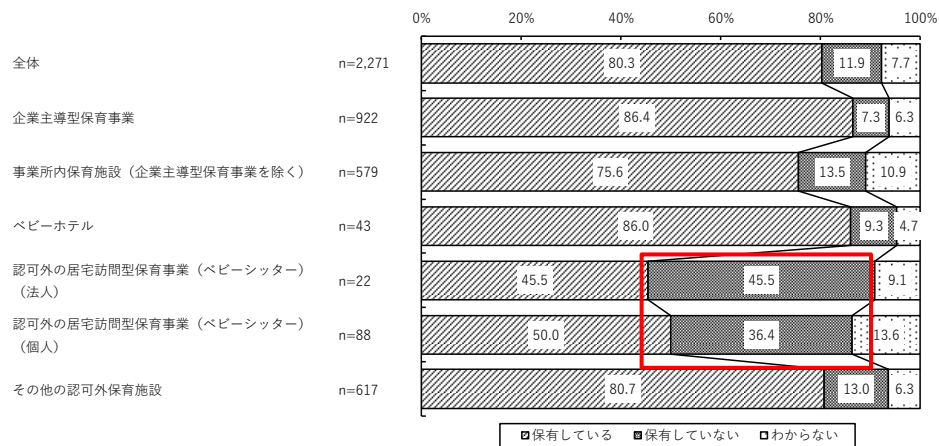
(1) 保育の質の確保状況 ～指導監督基準に係る観点～

利用者の自宅等ではなく、特定の施設で保育を実施している「企業主導型保育事業」「事業所内保育事業」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」(以降、これらをまとめて「施設型」と表記。)では、7割以上が「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨の証明書を有していた。しかしながら、「認可外の居宅訪問型保育事業」においては、およそ半数が証明書を保有していないと回答していた。

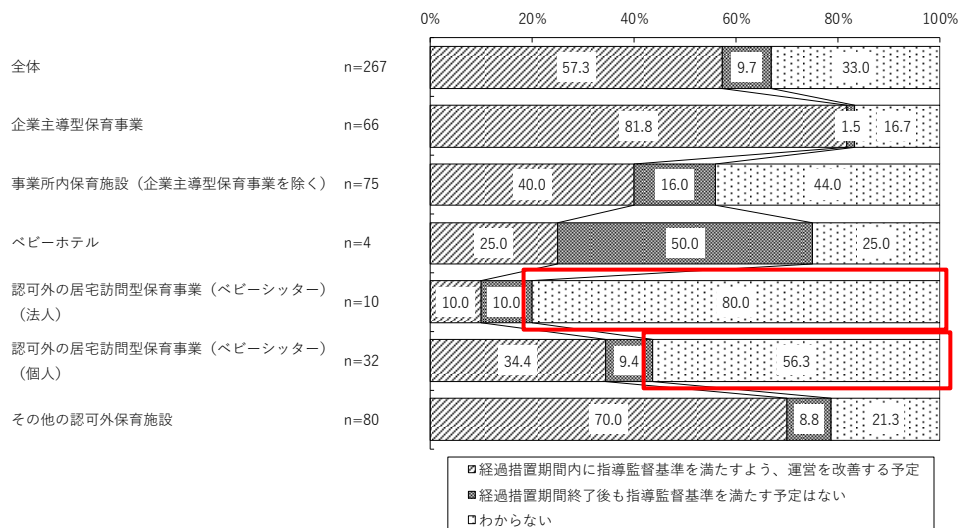
さらに、「保有していない」の回答者のうち、「企業主導型保育事業」「その他の認可外保育施設」では、7～8割程度が経過措置期間中に指導監督基準を満たすよう、運営を改善予定だが、「事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く)」や「ベビーホテル」「認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人・個人)」では、指導監督基準を満たす予定はなかったり、わからないと回答している施設も見受けられた。

関連するアンケート調査結果

図表5-5 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の現在の保有状況(SA)
(施設向けアンケート調査問 26)



図表5-6 経過措置期間内での対応方針(SA) (施設向けアンケート調査、問 27)

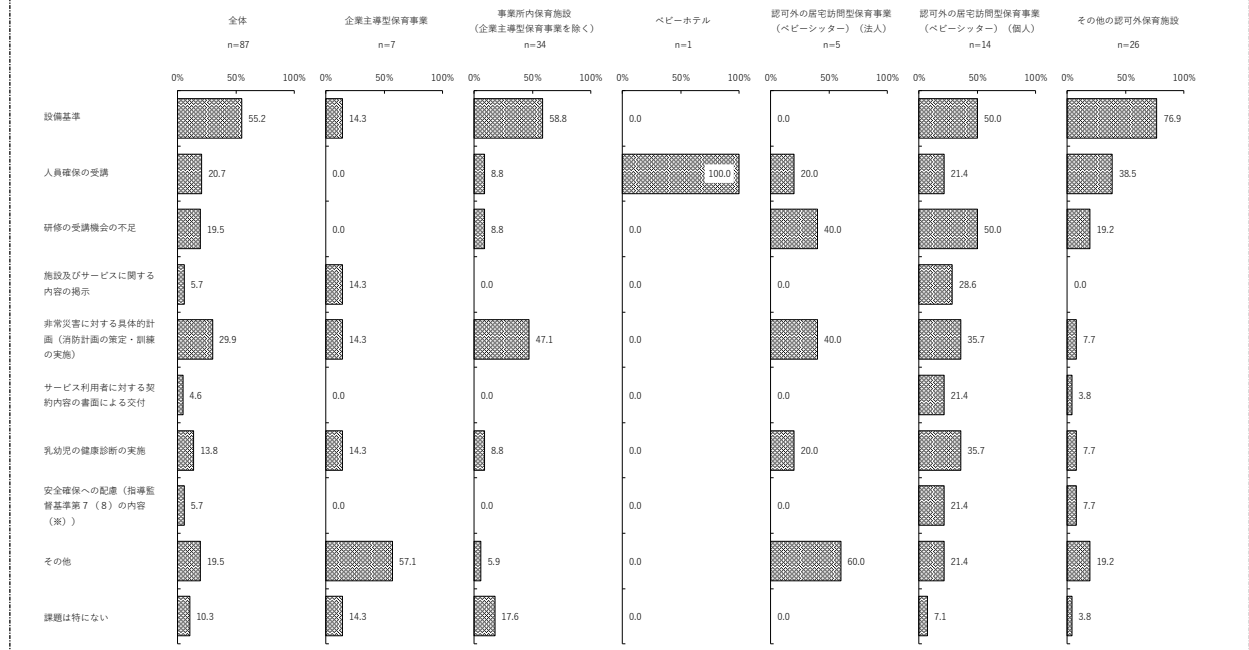


経過措置期間中に指導監督基準を満たすことができるかわからない、できないと回答している事業者にとっての課題として挙げられているのは、「設備基準」「人員の確保」「研修の受講機会の不足」等だった。特に、「認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）（個人）」は、時間の捻出が難しく、研修受講に関して課題感を感じているものと思料する。

関連するアンケート調査結果

図表5-7 経過措置期間内に指導監督基準を満たす上で課題になること(MA)

(施設向けアンケート調査、問 29)

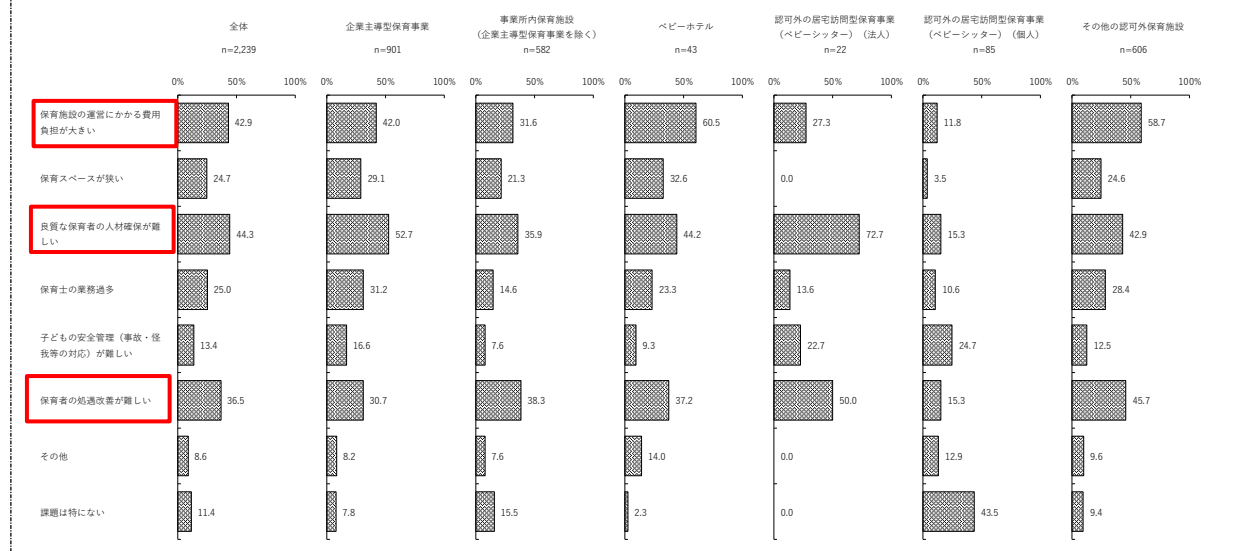


(2) 認可外保育施設が抱える課題

以下の施設向けアンケート調査結果及びヒアリング調査で多く聞かれた意見を踏まえ、以降では、「収益性の確保」「保育士の人材確保・定着」「保育士の人材育成」「認可化にあたっての障壁」についてそれぞれ課題を整理する。

関連するアンケート調査結果

図表5-8 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題(MA) (施設向けアンケート調査、問 23)



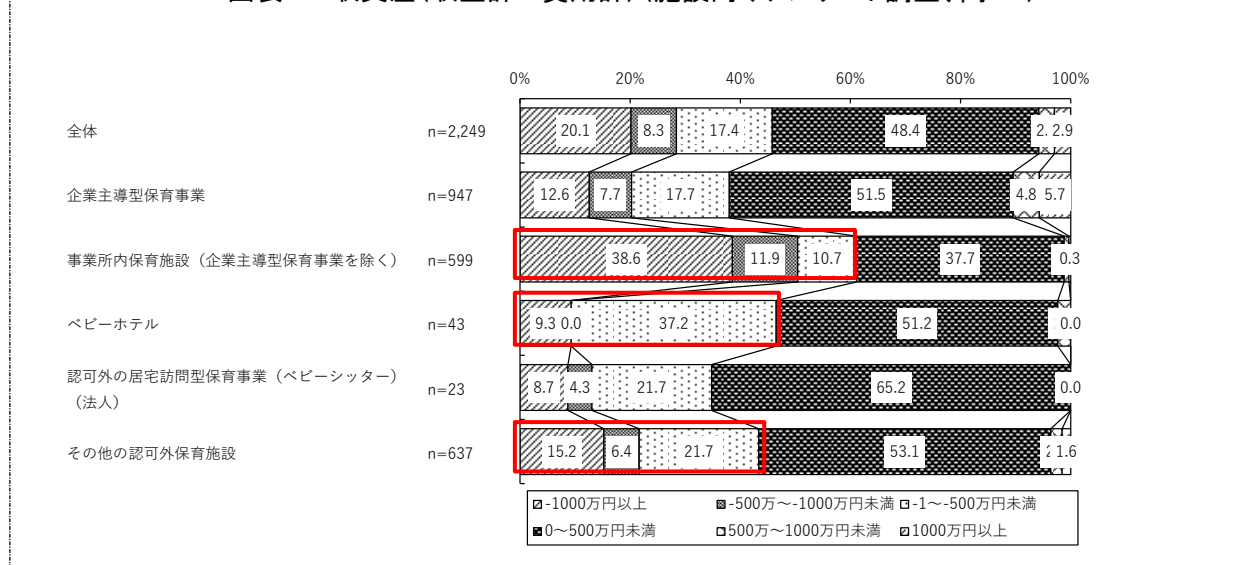
① 収益性の確保

前ページの図の通り、「ベビーホテル」や「その他の認可外保育施設」では、6割程度が「保育施設の運営にかかる費用負担が大きい」と回答していた。一方で、「ベビーホテル」や「その他の認可外保育施設」と同様に施設にて保育を実施しているにもかかわらず、「企業主導型保育事業」や「事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く)」においてはその割合は3～4割程度であった³³。

また、施設向けアンケートにて収支状況を問うたところ、「事業所内保育施設(企業主導型保育事業)」「ベビーホテル」「その他の認可外保育施設」において、認可外保育施設としての運営に係る収支差がマイナスになっている割合が4割を超えている。

関連するアンケート調査結果

図表5-9 収支差(収益計－費用計)(施設向けアンケート調査、問 11)



収益を確保するためには、「保育料を値上げする」「より多くの利用者を確保する」といった方策が考えられるが、ヒアリング調査からはそれぞれ以下のような障壁があり、収益性の確保は容易ではない。

- ・ 保育料の値上げ:特に本調査で焦点を当てた社会福祉的な役割を担っている認可外保育施設の多くは、「子育て家庭を支援したい」という強い思いで保育事業を行っていることが多い。また認可外保育施設利用者全員が高額な保育料を支払えるわけではないということを踏まえると、保育料は容易には値上げできない。
- ・ より多くの利用者の確保:施設担当者は、日々の保育業務に追われて広報活動まで十分に手が行き届かないケースも多い。また、認可外保育施設が「認可保育所に入所できなかった家庭の受け皿」として機能している側面もあり、利用者の人数は年間によって大きくばらつきがあることが考えられる(認可保育所への入所が叶わず認可保育所入所先が決まるまでの間は利用者が多い等)。認可外の居宅訪問型保育事業においても、突発的な依頼も多く利用者数はばらつきがある。こうした構造的な要因により、広報戦略を立てづらい。

³³ 「企業主導型保育事業」については、運営にあたって公費助成があることが、回答割合が小さい理由の1つと考えられる。

関連するヒアリング調査結果

<保育料の値上げについて>

- ✓ 同施設では配置基準よりも多くの保育従事者を配置しているため、人件費がかさみ、経営は厳しい。保育料を引き上げることも利益を増やすための手段の一つであることは認識しているが、子育て世帯を支援したいのに、無尽蔵に保育料を引き上げることはできないと考えている。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 認可外の居宅訪問型保育事業には国からの保育従事者への処遇改善加算がない為、利用者の負担を考えると料金の値上げは行いたくないが、職員の待遇を改善するための値上げはいたしかたないと苦慮している。(ママメイト)

<利用者の確保について>

- ✓ 認可保育所に入れなかった家庭が認可保育所に入所できるまでの間のみ同施設を利用する家庭が多く、認可保育所のように年間を通じて安定して利用者確保することが難しい。保育認定を受けた家庭はまずは認可保育所への入所を希望するし、保育認定を受けていない家庭も保育料の負担がネックになっているのなかなか入所まで至らない状況であり、課題を感じている。(小さな保育園ともそだち)
- ✓ 保育無償化もあって、多くの子どもが3歳児になるタイミングで認可保育所や幼稚園に転園する。このことも、園児確保に苦しむ原因の一つとなっている。(協栄流通株式会社 キッズルームのだ)

一方、上述の障壁がある中でも、複数の事業を展開することで、保育事業の収益性の低さをカバーし、法人全体の収益を保っている／保とうとしている事例もある。

関連するヒアリング調査結果

<複数事業の展開>

- ✓ 特に同法人が行っている保育事業では、常に利用者がいるとは限らない環境で、安価な保育料で事業を行っていることから、保育事業単体での収益性は高くはない。「リラのいえ」の運営実績があるからこそ、助成金や寄付金が多く得られて、同施設の運営が可能となっている。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 収益性を補填するためにも、施設での保育以外の収入源を確保していくが必要になると考えている。出張保育も実施しており、大学の学会やセミナー等で月2件程度の依頼があった。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 居宅訪問型保育事業のみでは収益性が高くはなく、単独での事業継続は難しい。そのため、引き続き、小規模保育事業所、イベント保育³⁴等も含め、今後も現行の形態で運営していきたいと考えている。(ベビーヘルパーPOPO)

② 保育士の処遇改善が難しいことによる人材確保・定着に課題

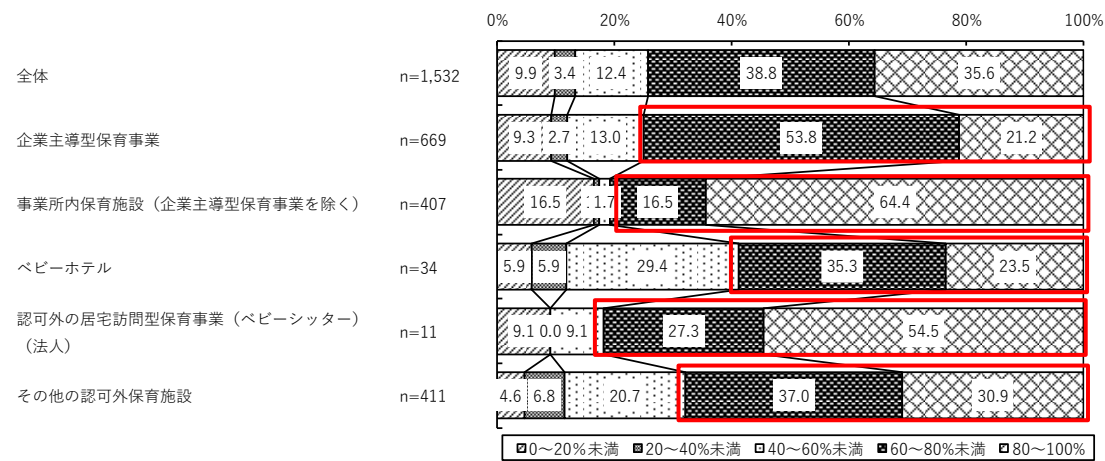
施設アンケート調査では、いずれの保育類型においても「費用全体(=支出)に占める人件費の割合」が6割以上を占めている施設が多いことがわかった(図表 5-10)。上記「①収益性の確保」に記した通り、収益性が確保しづらい構造の中で、各認可外保育施設では人件費を増やすことが難しい状況がうかがえる。

³⁴ 学会開催時や企業のイベント開催時等イベント会場で行う一時預かり保育のこと。同事業は一時期、企業内保育の実施も検討したが、新潟市の待機児童が0名ということもあり実施困難だった。

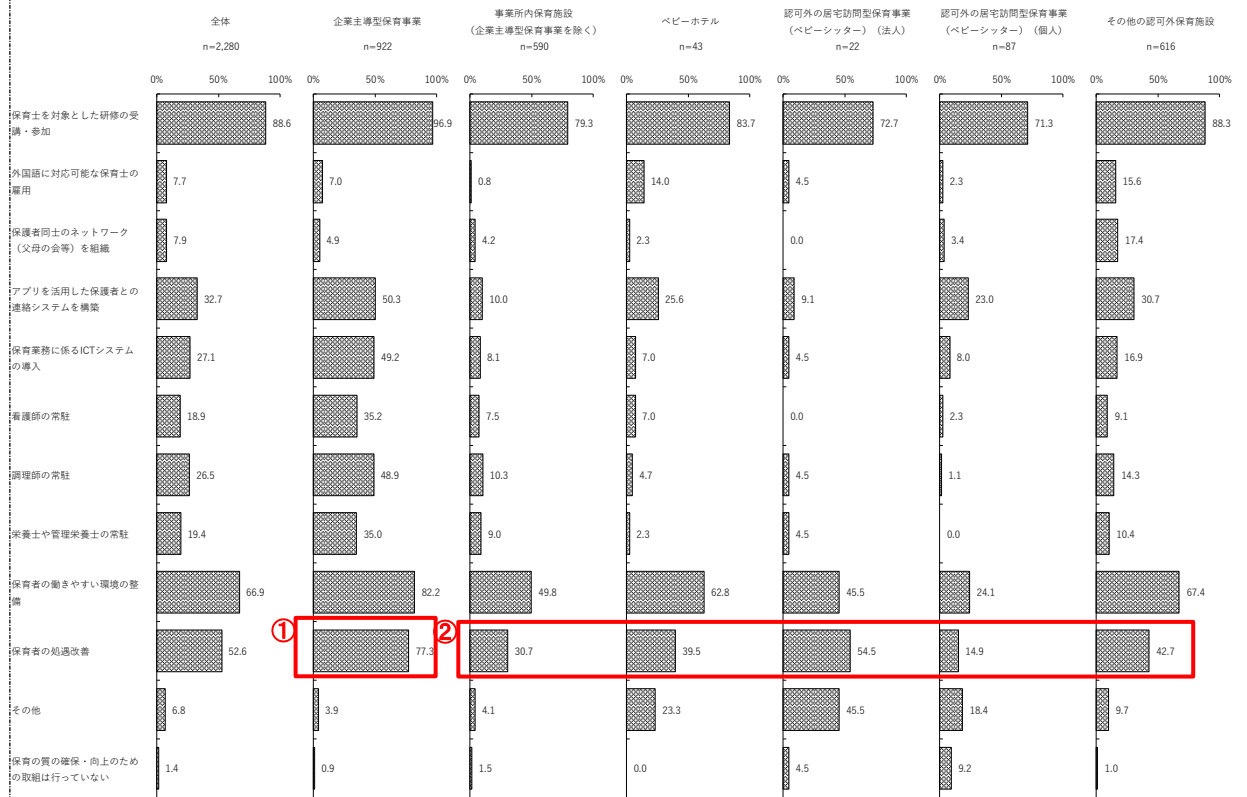
施設アンケート調査では、「保育者の処遇改善」を実施している割合が、「企業主導型保育事業」で8割程度である一方で(図表 5-11①)、他の施設は多くて1割台半ば～5割台半ばであった(図表 5-11②)。ヒアリング調査からも、保育士等の処遇改善は容易ではなく、人材の確保や、頑張っている保育士に応えることが難しいという声が多く聞かれた。なお、認可外の居宅訪問型保育事業(法人)では、そもそもシッターの依頼が不定期ということ、依頼時間帯が夕方～夜に多いことも要因となって人材確保には苦慮していると考えられる。

関連するアンケート調査結果

図表5-10 費用全体に占める人件費の割合(施設向けアンケート調査、問 11)



図表5-11 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること(MA)(施設向けアンケート調査、問 22)



関連するヒアリング調査結果

< 保育士の処遇改善が難しいケース >

- ✓ 一時預かり保育に係る子ども・子育て支援交付金は受給しているが、その他に認可外保育施設に対する処遇改善のための補助はないため、資格を取得して日々頑張ってくれているスタッフへ給料として還元することが難しいと感じている。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 保育士の処遇改善にも課題を感じている。福祉施設等であれば「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」による補助を受けることが可能だが、認可外保育施設にはそうした補助が存在していない。(室蘭太平洋病院 虹の丘幼稚園)
- ✓ 現在は認可保育所のような処遇改善加算がないこともあり、職員の十分な処遇改善を実施することが難しい。(わくわくらぶ)

③ 保育士の人材育成

認可外保育施設向けアンケート調査で「現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいること」を尋ねると、「保育士を対象とした研修の受講・参加」の回答割合が多くなっている。これは、指導監督基準において、「都道府県等が実施する施設長(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。)や保育従事者に対する研修等への参加が望ましい」等の記載があることが影響していると思われる。また、保育事業者独自の研修体制を整備したり、また保育者同士で情報共有する仕組みが整っているなど人材育成に熱心に取り組む、保育の質の確保・向上を目指している好事例を把握することができた。

関連するヒアリング調査結果

< 保育士の人材育成に係る取り組み事例 >

- ✓ 毎月1回、全保育士が集まって zoom の会議を行い、子どもの様子や保育の課題を共有し、互いにアドバイスを行っている。ダブルワークを行う保育士や、子育て世代の保育士も多いため、開催時間は夜である。さらに、即時共有したほうがよい情報については、ライングループで共有している。最近では子どもが好きなシール遊びについて、誤飲のリスクや対応策が共有された。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 月に1回、同社人事教育課の施設運営担当が、園長及び委託先の責任者と定例協議を行い、保育の状況(設備備品等含む)を確認している。直近では、入院を経て保育施設に復帰した子どもの服薬について情報共有を行い、保育士の数を増やしてしっかり把握・支援を行っていくことについて確認した。室内の湿度の変化についても協議したところである。(協栄流通株式会社 キッズルームの)
- ✓ 1年間の内、前期・後期の2回、職員に対して自己点検をおこなっている。自己点検は、日常業務・園児対応・コミュニケーション・行事・記録・環境整備等の振り返りをおこなう独自の自己点検シートと、全国保育士会による「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している。(わくわくらぶ)
- ✓ ベビーシッターは、同事業が月2~3回程度配信しているメールマガジンに登録している。このメールマガジンでは、保育に関わる事故や事件等のニュースがあった場合や自社内で事故やヒヤリハット等が発生した場合、その概要に加え、講じるべき対応やそういった事故や事件から同事業として何を学び注意すべきかといった見解を伝えるようにしており、ベビーシッターに情報共有するだけでなく、シッター自身がこうした事故や事件を他人事としてではなく自分事として捉え、同じことが起きないように意識してもらえるように工夫している。(ママメイト)
- ✓ 主たる保育提供者の保育士とは別に、他の保育士を同行させることにより、保育内容の評価・確認を

実施している。(中略)主たる保育提供者の保育士は、年次や経験にかかわらず保育の同行による評価の対象となるため、いかなる年次であろうとも保育内容の評価・確認を行う体制を整備している。
(ベビーシッターあいあい)

その一方で、限られた人員で保育を行っている、余裕を持って保育者を配置することができず、研修に参加する時間的余裕がないとの声も少なくはなかった。

関連するヒアリング調査結果

＜保育士の研修参加に係る課題＞

- ✓ 同施設では、保育の質の維持・確保のために豊富な研修体制を整備しており、保育士のスキル向上に向けて様々な研修にも参加させたいという思いはあるが、立地場所の関係上、本州で開催されるような研修を受講させることは困難である。(室蘭太平洋病院 虹の丘保育園)
- ✓ 子育て支援員の研修がオンライン・または近い距離で受講できるようになるとありがたい。現在、各種研修の開催場所の多くは仙台であり、移動に時間もかかるため支援員に子どもがいると受講が難しい現状がある。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 公的な研修もあるが、現在、最低限の人数で現場を運営しているため、平日開催の場合の参加が難しい。土日開催の研修であれば、出勤する職員を少なくし、研修参加することもできるかもしれない。(子育て支援ルーム キッズベース)
- ✓ 個人経営であることから、出席必須の保育士研修等に参加する際は休園しなければならないことや、コロナ禍により増えた申請書類等を一人で作成しており非常に多忙であることも課題である。
(Petit-Petite)

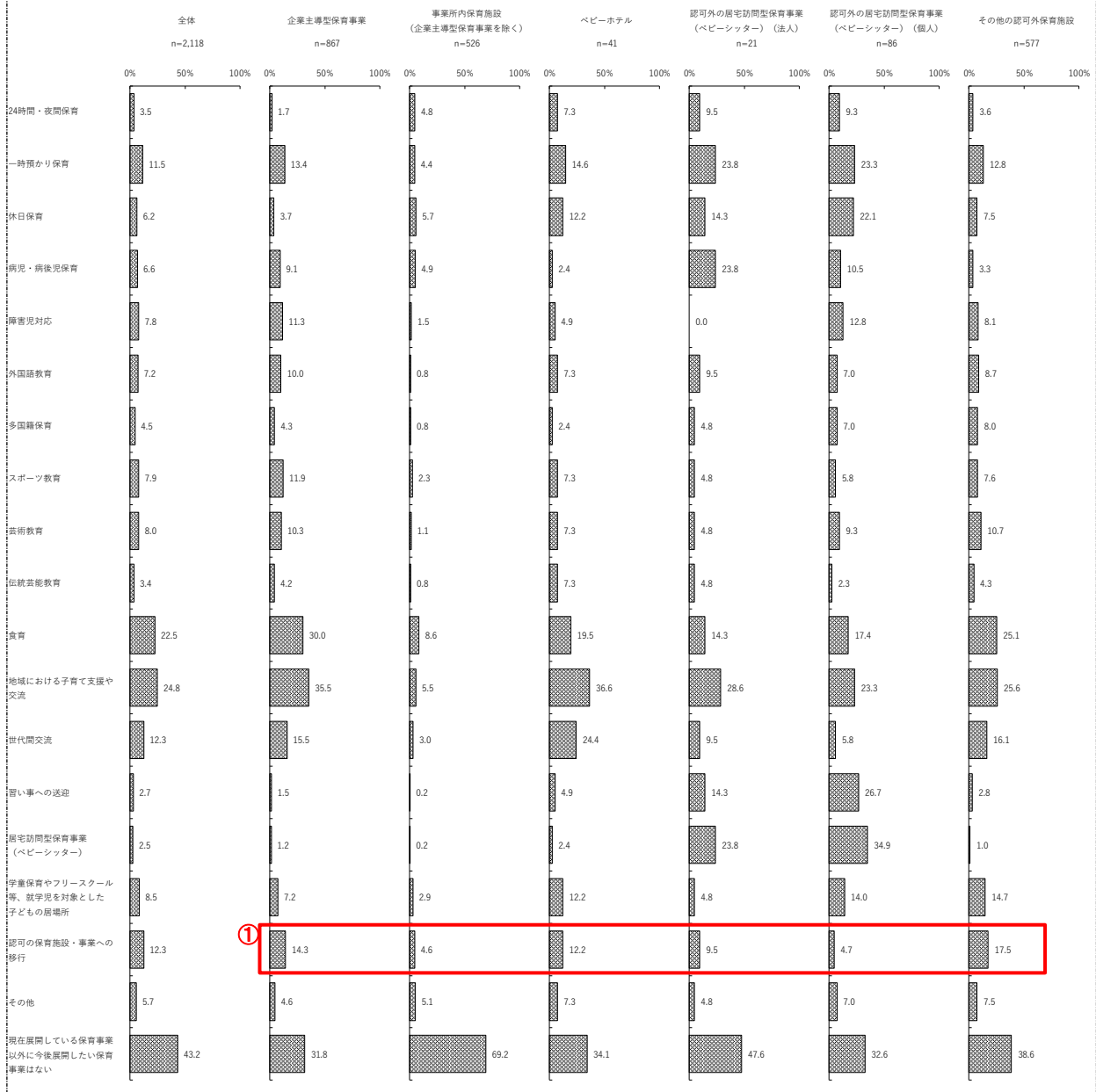
④ 認可保育所・認証保育施設への移行にあたっての障壁

施設向けアンケート調査からは「認可の保育施設・事業への移行」を検討している事業者は1割程度にすぎず(下図①)、多くの事業者が認可外での事業継続を望んでいることが明らかとなった。その理由として、「保育認定がない家庭や特定の層を対象とした保育施設では、認可外でないと特定の層を対象とした保育ができないこと」「認可化を希望しても、立地自治体にて認可保育所を開設する予定がないため認可化ができないこと」が考えられる。

特に、後者については待機児童問題の落ち着きがあげられる。待機児童問題が社会的に取り上げられてから、多くの自治体で認可保育所等の整備が進み、また、ここ数年のコロナ禍の影響も相まって、認可保育所であっても定員割れをしている施設も少なくはない。そのため、自治体としても積極的に認可保育所を増やす方向には動きづらいことが推察される。

関連するアンケート調査結果

図表5-12今後展開していきたい保育事業(MA)(施設向けアンケート調査、問24)



関連するヒアリング調査結果

< 認可外保育施設の自由度の高さにより認可外としての事業を継続 >

- ✓ きょうだい児が感じた孤独感は本人が成長した後の価値観や生き方にも影響を及ぼし、環境への適応が困難になることが近年明らかになっている。同施設の保育はきょうだい児に対して提供できる最初の支援である。きょうだい児の寂しさ、保護者のやるせなさを少しでも軽減できるよう、今後もきょうだい児保育は継続していく。こういった特定の層を対象とした保育事業は、自由度の高い認可外保育施設だからこそ可能だと感じているので、認可保育所への移行は予定していない。(リラのいえきょうだい児保育)
- ✓ 同施設の利用ニーズの多くは、認可保育所が対応できない時間帯の保育を行っているところであり、施設としてもそうしたニーズに応え続けていきたいと考えていることから、認可保育所への移行は検討していない。また、現在同施設が立地するエリアにて、認可保育所が不足していないことも、移行を希望しない理由の一つとなっている。(Kids Room ひよこ)
- ✓ 「母親がちょっと困ったときにすぐに預けられる」という所を大切にしており、予約方法の自由度等を考えると現段階で認可保育所への移行は考えていない。ただし、安心安全な環境を確保できるよう、施設設備等は、規模は小さいながらも子どもたちが過ごしやすい環境を揃えている。(子育てシェアスペース Omusubi)
- ✓ 一時預かり事業を実施している認可保育所もあるようだが、何日も前から予約が必要な場合や、定員数が少なく抽選が行われる場合もあると聞いている。同施設についても認可保育所に移行すれば補助が出るため経営的には楽になるが、突発的な利用ニーズへの対応や利用者個人々の状況に応じた柔軟な対応、果たしていくべき役割等を考えると、認可外保育施設として運営を続けていくことの重要性を感じている。(Peace Baby Station 名東)

< 認可化へのハードルの高さ >

- ✓ 過去には小規模保育事業所への移行も検討したが、保育施設の面積の要件を満たす必要があることなどから実現には至っていない。建物改修のコスト等も考えると、今後も認可保育事業への移行は難しいと感じている。(Petit-Petite)
- ✓ 練馬区には既に小規模保育事業所が 50 施設程度あることもあり、同施設のような小規模な保育所が認証保育所へ移行するにはハードルが高い可能性があるかと相田氏は考えている。(小さな保育園ともそだち)

3. 子育て家庭の支援に向けて求められる取組とは

本調査を通じて、認可外保育施設が保護者の就労の有無やその形態にかかわらず、広く子育て家庭を受け入れている実態を把握することができた。これらの結果から、「共働き、フルタイム勤務」といった家庭でなくても、様々な事情で保育施設を利用したいといった保護者のニーズが見受けられた。

また、認可外保育施設は、多くの課題を持ちながらも保育サービスの提供を通じてこうした家庭を支援している姿もうかがえた。さらに、課題の解決に向けて工夫を重ねている実態も見て取れた。

本調査の最後に、こうした課題を少しでも軽減し、子育て家庭の支援を引き続き進めるために、行政と認可外保育施設側それぞれで何ができるのか考察する。

【認可外保育施設を利用する家庭のニーズの把握】

本事業で実施した調査は、認可外保育施設の保育の提供状況や地方自治体との連携状況等に関する情報を把握することができたという点で一定程度の意義はあったと考えられる。しかしながら、これらは全国的な傾向であり、自治体ごとにそれらの状況は異なる。

したがって、各自治体は本調査のような全国調査を参考としながらも、まずは自らの自治体における認可外保育施設へのニーズを把握する必要があると考えられる。認可外保育施設の利用者が当該施設を利用するに至った経緯や、そのような家庭が求める子育て支援を整理することによって、自治体として、認可外保育施設にどのような役割を期待するのか、そうした役割を担ってもらうために認可外保育施設に対してどのような支援が必要になるのかを明確にすることができるだろう。

【自治体と認可外保育施設の連携強化】

認可外保育施設を利用する家庭や認可外保育施設に対する支援を検討するためには、最終的に認可外保育施設に対して支援を行うかどうかにかかわらず、自治体と認可外保育施設が連携して情報を共有することが重要だと考える。

本調査では自治体担当者と認可外保育施設担当者が情報共有や定期的なやり取りを行っている事例を抽出することができたが、こうしたやり取りを通じて施設側の状況や、利用する家庭のニーズを把握することができると考えられる。本調査で主に焦点を当てた「社会福祉的な役割を担っている」認可外保育施設には、本調査のヒアリング対象施設のように、「子育て家庭を支援したい」という気概のもとで運営している認可外保育施設も少なくない。そうした施設の取組や思いを自治体が理解し、期待しているということを直接担当者に伝えることで、施設として保育の質の確保・向上の意欲が高まると考えられる。

自治体との連携を強化するためには、自治体側のみならず、施設側からのより積極的な情報提供や情報発信も求められる。すなわち、認可外保育施設も、今一度自身が受け入れている家庭や行っている保育の内容を整理し、自身の強みや特徴を自治体に対して積極的にアピールすることも考えられる。

子育て家庭の多様化に伴って、保育施設に求められる役割も変容していくと考えられることから、こうしたやり取りは長期にわたって継続することが望まれるだろう。自治体と認可外保育施設が手を取り合って、その時々で求められる支援や認可外保育施設のあるべき姿、あるべき姿に到達するために必要な対応を探っていくことが重要と考えられる。

【子育て家庭に向けた情報提供の充実】

本調査からは、認可外保育施設が待機児童対策としての役割だけにとどまらず、就労形態や就労の有無によらずに広く家庭を支援している様子が見えてきた。この結果を踏まえると、「認可保育所に入所できなかった場合に認可外保育施設の利用を検討する」だけでなく、「それぞれの家庭のニーズに合うから認可外保育施設の利用を検討する」ケースも考えられる。子育て家庭にとって、ニーズにあった子育て支援を選択できるよう、認可外保育施設の情報を含め、正確な情報を入手できるようにすることが必要である。

国においては、2020年よりインターネット上で全国の幼稚園、認可保育所、認可外保育施設³⁵を検索することができる、「ここ de サーチ」を公表しており、情報の一元化が進められているところである。こういった検索システムが広く認知され、掲載されている情報の充実や利便性の向上を図ることが必要である。その際には、施設を選択するにあたっての前提知識として、認可保育所と認可外保育施設の違い、指導監督基準の位置づけや証明書を保有していることの意味、そして保育施設を選択する際のポイント等についても保護者に情報提供することが求められる。さらに、指導監督基準を満たしている認可外保育施設は、その地域で必要な保育を提供していることと、保育の質の確保を両立している施設と捉えることができることから、国や自治体においてはそうした施設の存在をアピールすることも重要である。

³⁵ 子ども・子育て支援法第 58 条に基づいて公表されている特定施設・保育施設および幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等が検索可能。

また、指導監督基準の位置づけや証明書を保有していることの意味を保護者が理解することで、保護者は当該基準を満たした保育施設を選択することが予想される。こうした動きによって、これまで基準を満たす必要性を感じていなかった保育施設においても、利用者の確保のために証明書の取得を目指して、保育の質の向上に向けた取組みが進むものと考えられる。

【保育士確保に向けた取組】

本調査の結果から、認可外保育施設においても「人材の確保」について大きな課題となっていることが分かった。この課題は、収益性がそれほど高くはなく、施設として人件費を捻出することが難しいことや現時点の制度枠組みでは、認可外保育施設における人件費に対する直接的な補助がないこと等が影響している。このような制限がある中で、施設として人材の確保に向けて取り組めることとしては、保育士等の働きやすい環境整備が挙げられるだろう。

既に認可外保育施設の中でも、以下のような工夫を凝らして働きやすい環境整備に努めている施設もある。

<人員配置の工夫>

- ・ 子育て中等で長時間の勤務が難しい保育士は一時保育の担当とし、ある程度まとまった時間の勤務が可能となった保育士を通常保育の担当として配置する
- ・ 育児・介護事由以外でも1日の労働時間数の短縮や週又は月の労働日数を短縮する短時間勤務を認める

<業務効率化・負担軽減>

- ・ IT化を進めることで、連絡帳や書類作成に係る業務負担を軽減
- ・ 行事や業務の棚卸しを行い、効率化できる業務の洗い出し
- ・ 子どもの製作の一貫として、行事の飾りを作るなどして、保育士の閉園後の作業を軽減する

こうした取組みは、人材の確保に加えて、現在働いている人材の定着にもつながると考えられる。このような働きやすい環境整備を進めている保育施設の事例等を行政が取りまとめ広く情報発信することにより、認可外保育施設における人材確保の取組みも進むものと考えられる。

【保育士のスキルアップのための研修の充実】

指導監督基準において従事要件として定められている研修とは別に保育の質の向上を図る観点からスキルアップを目的とした研修についても充実が必要である。意欲はあっても、人員配置等の関係で参加が難しい認可外保育施設もあり、特に個人のベビーシッターや、人員配置に余裕のない認可外保育施設では、こうした研修に参加することが難しいと考えられる。行政においては、オンライン形式、オンデマンド形式などによる研修を実施するなど、研修に参加しやすい方法を積極的に取り入れることが重要であり、そうした研修に認可外保育施設の保育士が参加できるような環境を整備することが求められている。実際に一部の自治体ではeラーニングによる研修も行われており、今後そういった研修のニーズが益々高まると考えられる。

また、認可外保育施設においても、研修受講者がその内容を他の保育士等にフィードバックするような取組を積極的に行うことが望ましく、実際に本事業でヒアリングをした認可外保育施設においても、こうした取組も行うことで、研修受講者本人だけではなく、職場全体でのスキルアップを目指す事例が複数見受けられた。こうした保育の質の確保・向上に係る工夫も、上述の「保育士確保に向けた取組」と同様に、事例を取りまとめ幅広く周知することが有効と考えられる。

以上

參考資料

1. 認可外保育施設向けアンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査(保育施設向け調査)

令和4年10月

各位

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 ご協力をお願い

この度、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、厚生労働省より令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の採択を受けて「認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査」を実施しており、本事業の一環として標記アンケート調査を行うこととなりました。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。ご回答につきましては、同封している「認可外保育施設向けアンケート調査 回答要領」にしたがって、**令和4年11月18日(金)**までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

アンケートの回答内容につきましては、特段断りの無い限り、**令和4年4月1日時点の情報**をご記入ください。

【問合せ先】

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 事務局
Tel: 0120-***** (月～金曜日、10時～17時)

【調査票アップロード先】※具体的なアップロード方法は同封している「調査票アップロード方法」をご覧ください。

https://*****/

※本アンケートの結果が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項については、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。

※ご回答はラジオボタン、チェックボックスでの選択のほか、背景色がついている箇所のご入力をお願いいたします。

I 保育施設の概要について

問1 保育施設についてお伺いします。

所在地 都道府県	市区町村	開所年 (西暦)	年
施設区分 (1つ選択)	<input type="radio"/> 1. 企業主導型保育事業 <input type="radio"/> 2. 事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く) <input type="radio"/> 3. ベビーホテル <input type="radio"/> 4. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人) <input type="radio"/> 5. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(個人) <input type="radio"/> 6. その他の認可外保育施設 (具体的に: <input type="text"/>)		
経営主体 (1つ選択)	<input type="radio"/> 1. 公立 <input type="radio"/> 2. 社会福祉法人 <input type="radio"/> 3. 社団法人・財団法人(公益・一般) <input type="radio"/> 4. 株式会社・有限会社 <input type="radio"/> 5. 学校法人 <input type="radio"/> 6. NPO法人 <input type="radio"/> 7. 宗教法人 <input type="radio"/> 8. 個人 <input type="radio"/> 9. その他 (具体的に: <input type="text"/>)		

問2 自治体独自の認証等(※)を受けていますか。(1つ選択)

(※)自治体が独自で定めた認可外保育施設に関する基準を満たした場合に認証等を行い、運営費等補助を行う「認証保育所」等

1. 受けている(認証制度名:) 2. 受けていない

問3 令和4年4月1日時点における、貴保育施設の運営状況についてお答えください。(実数入力)

(1)利用定員数(※)	人数	(2)利用(登録)者数	人数	うち施設等利用費の対象	人数	《問1の施設区分にて「5. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(個人)」を選択した場合を除く》 (3)職員数	人数
0歳児	人	0歳児	人	0歳児	人	責任者	人
1歳児	人	1歳児	人	1歳児	人	保育士資格保有者(責任者をのぞく)	人
2歳児	人	2歳児	人	2歳児	人	看護師・准看護師資格保有者	人
3歳児	人	3歳児	人	3歳児	人	事務員	人
4歳児	人	4歳児	人	4歳児	人	調理員	人
5歳児	人	5歳児	人	5歳児	人	その他保育者(上記資格等を有していない者)	人
6歳児	人	6歳児	人	6歳児	人		
学童	人	学童	人				

(※)「1・2歳児クラス」等、年齢毎の定員数が定められていない場合は「1歳児」と「2歳児」の利用定員数の合計が「1・2歳児クラス」の定員数と一致するよう、年齢ごとに割り振って記載をお願いいたします。

問4 利用者の募集・確保状況についてお答えください。(1つ選択)

<input type="radio"/> 1. 利用者の募集、確保にはまったく困っていない	<input type="radio"/> 4. 利用者の募集、確保にはやや苦慮している
<input type="radio"/> 2. 利用者の募集、確保にはあまり困っていない	<input type="radio"/> 5. 利用者の募集、確保に非常に苦慮している
<input type="radio"/> 3. どちらともいえない	

問5 曜日ごとの開所有無(対応有無)をお答えください。(各曜日で1つ選択)
開所(対応)している場合は(2)開所(対応)時間をご入力ください。

曜日	(1)開所(対応)の有無	(2)開所(対応)時間
1. 月曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
2. 火曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
3. 水曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
4. 木曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
5. 金曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
6. 土曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
7. 日曜日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分
8. 祝日	<input type="radio"/> 1. 開所(対応)している <input type="radio"/> 2. 開所(対応)していない	時 分 ~ 時 分

↓開所(対応)の有無で「1. 開所(対応)している」を選択した場合のみ

問6 利用者が負担する保育料についてお答えください。(実数入力)

(延長保育料、選択制カリキュラム受講料等のオプション料金、おむつ代等実費負担額、自治体からの補助額等を除く
利用者が支払う平均的な金額を回答してください。企業主導型の場合は「従業員枠」の利用者を対象といたします。)

	月額	1時間あたり(平日日中)	1時間あたり(平日夜間)	1時間あたり(日曜・祝日)
0歳児	円	円	円	円
1歳児	円	円	円	円
2歳児	円	円	円	円
3歳児	円	円	円	円
4歳児	円	円	円	円
5歳児	円	円	円	円
6歳児	円	円	円	円
学童	円	円	円	円

※貴施設の料金体系と照らし合わせ、
月額/1時間あたり(平日日中)のうち
回答可能な項目のみご回答ください。

※1日あたり等まとまった時間で
料金を提示している場合は、
1時間あたりに換算してご記入ください。

II 保育内容等の特色について

問7 受け入れている利用者と提供している保育・教育サービスについてお答えください。

(あてはまるもの全てを選択)

【受け入れている利用者】(受入可能な体制は整っているが、現在当ではまる利用者がいない場合も含む)

<input type="checkbox"/> 1. 認可を希望していたが入所できなかった子ども	<input type="checkbox"/> 6. 病後児
<input type="checkbox"/> 2. 障害児	<input type="checkbox"/> 7. 保育認定を受けていない家庭の子ども
<input type="checkbox"/> 3. 医療的ケア児	<input type="checkbox"/> 8. 地方公共団体から紹介を受けた家庭の子ども
<input type="checkbox"/> 4. 外国籍の子ども	<input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に: _____)
<input type="checkbox"/> 5. 病児	<input type="checkbox"/> 10. 1~8は受け入れていない

【提供している保育・教育サービス】

<input type="checkbox"/> 1. 保育等の預かり(施設)	<input type="checkbox"/> 7. 多国籍保育
<input type="checkbox"/> 2. 保育等の預かり(自宅)	<input type="checkbox"/> 8. 食育
<input type="checkbox"/> 3. 地域住民との交流	<input type="checkbox"/> 9. スポーツ教育
<input type="checkbox"/> 4. 世代間交流	<input type="checkbox"/> 10. 芸術教育
<input type="checkbox"/> 5. 習い事への送迎	<input type="checkbox"/> 11. その他
<input type="checkbox"/> 6. 外国語教育	(具体的に: _____)

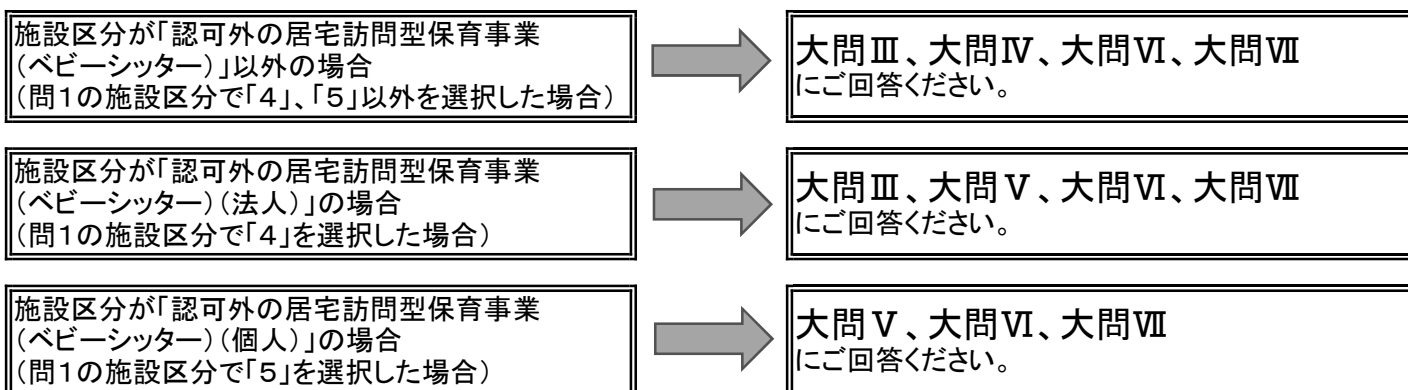
問8 一時預かり保育の実施状況についてお答えください。(1つ選択)

<input type="radio"/> 1. 実施している	<input type="radio"/> 2. 実施していない
---------------------------------	----------------------------------

問9 給食の提供頻度をお答えください。(1つ選択)

<input type="radio"/> 1. 毎日、全員に提供	<input type="radio"/> 4. あらかじめ定めた日のみ、希望者のみ提供
<input type="radio"/> 2. 毎日、希望者のみ提供	<input type="radio"/> 5. 提供していない
<input type="radio"/> 3. あらかじめ定めた日のみ、全員に提供	<input type="radio"/> 6. その他(具体的に: _____)

この先の質問は、施設区分によってご回答いただく箇所が異なります。
 下図の通り、ご回答いただけますと幸いです。
 (問1「施設区分」の回答内容に伴って、該当するものに自動で色がつきます)



Ⅲ 保育施設の運営状況について
 問1の施設区分にて「5. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(個人)」を選択した場合は「Ⅴ 認可外の居宅訪問型保育事業の運営状況について」へお進みください。

問10 貴施設の従事者の平均勤続年数及び給与(月額)についてお答えください。(実数入力)
 (ベビーシッターについては、有資格の場合は「保育士」または「看護師(保健師・助産師)、准看護師」、無資格だが都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を終了した者の場合は「保育補助者(資格を有していない者)」、いずれでもない者は「その他」に記入してください。)

職種	常勤(※)		非常勤	
	平均勤続年数	1人当たり給与月額 (賞与込み)	平均勤続年数	1人当たり給与月額 (賞与込み)
施設長(管理者)	年	円	年	円
主任保育士	年	円	年	円
保育士	年	円	年	円
保育補助者(資格を有していない者)	年	円	年	円
調理員	年	円	年	円
栄養士(「調理員」に含まれる者を除く)	年	円	年	円
看護師(保健師・助産師)、准看護師	年	円	年	円
事務職員	年	円	年	円
その他	年	円	年	円

(※)「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者をいいます。したがって、施設の勤務時間の全てを勤務しているパートタイマーは、ここに含みます。また、1日6時間以上かつ20日以上勤務している者については、上記にかかわらず「常勤」とみなしてください。「常勤」以外の者は「非常勤」としてください。

問11 貴施設の令和3年度の収支の状況についてお答えください。

収支状況について、かなり詳細にご記載いただく質問となっておりますが、既存調査にて政府が既に把握しております認可の保育施設の状況と本調査結果を比較するため、既存調査の形式に則りお伺いしております。貴施設におかれましては回答にあたり多大なるご負担をおかけいたしますが、何卒ご回答を賜れますと幸いです。

(調査範囲は認可外保育施設としての運営にかかる収支としますが、貴施設において他の保育関連事業も行っており、認可外保育施設の運営と会計を分けていない場合は、収支ともに当該事業も含めた決算額を記入してください。)

※各科目の考え方については別紙のとおりですので、記入の際はご参照ください。

科目		金額	構成割合(自動計算)
収益	I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	円 %
		2 児童福祉事業収益	円 %
		3 その他収益	円 %
	II サービス活動外増減による収益	1 借入金利息補助金収入	円 %
		2 受取利息配当金収入	円 %
	III 特別増減による収益	円 %	
費用	IV サービス活動増減による費用	1 人件費	円 %
		2 事業費	円 %
		3 事務費	円 %
		4 その他の費用	円 %
	V サービス活動外増減による費用	1 支払利息	円 %
	VI 特別増減による費用	1 法人本部帰属経費	円 %
①収益計: I (3 その他収益を除く) + II ※自動で計算されます。		0 円	%
②費用計: IV + V + VI ※自動で計算されます。		0 円	%
③収支差: ① - ② ※自動で計算されます。		0 円	%

問12 問11「I サービス活動増減による収益」で計上した収益に含まれている事業内容を具体的にお答えください。

※問11と同様、各科目の考え方については別紙をご参照ください。

科目	具体的な事業内容
I サービス活動増減による収益	1 保育事業収益
	2 児童福祉事業収益
	3 その他収益

IV 保育施設における利用・登録者の状況について

問1の施設区分にて「4. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人)」または「5. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(個人)」を選択した場合は「V 認可外の居宅訪問型保育事業の運営状況について」へお進みください

問13 貴施設の利用者の利用頻度についてお答えください。(最も多いものから順に3つ選択)

<input type="checkbox"/> 1. 週7日	<input type="checkbox"/> 5. 週3日
<input type="checkbox"/> 2. 週6日	<input type="checkbox"/> 6. 週2日
<input type="checkbox"/> 3. 週5日	<input type="checkbox"/> 7. 週1日
<input type="checkbox"/> 4. 週4日	<input type="checkbox"/> 8. 週1日未満で不定期

問14 貴施設の利用者のうち、認可施設の利用との併用有無についてお答えください。(合計が100%になるように各数値記入)

1. 併用している	円 %	合計 0 %
2. 併用していない	円 %	

※自動で計算されます。

問15 施設選択の理由についてお答えください。(貴施設の利用者からよく聞かれる理由について、あてはまるもの全てを選択)

<input type="checkbox"/> 1. 利用可能時間が希望に合う	<input type="checkbox"/> 10. 突発的な利用のニーズにも対応が可能
<input type="checkbox"/> 2. 兄弟姉妹が通園している	<input type="checkbox"/> 11. 利便性の良い立地である
<input type="checkbox"/> 3. バイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を提供している	<input type="checkbox"/> 12. 施設の設定が充実している
<input type="checkbox"/> 4. 施設長や保育者が信頼できる	<input type="checkbox"/> 13. 保育料が安価
<input type="checkbox"/> 5. 見学や行事等の様子から、子どもたちが楽しそうに過ごしている	<input type="checkbox"/> 14. 地方公共団体の担当者から紹介を受けた
<input type="checkbox"/> 6. 外国籍の家庭に対する対応が充実している	<input type="checkbox"/> 15. 地域の子育て支援や地域住民との交流が盛ん
<input type="checkbox"/> 7. 医療的ケア児や障害児の対応が充実している	<input type="checkbox"/> 16. 認可施設を希望したが利用できなかった
<input type="checkbox"/> 8. 病児・病後児の対応が充実している	<input type="checkbox"/> 17. その他
<input type="checkbox"/> 9. 認可施設では十分に対応できない手厚い保育を受けられる	(具体的に: <input type="text"/>)

上記で選択した中で、最もよく聞かれる理由(1つを選択)

V 認可外の居宅訪問型保育事業の運営状況および利用・登録者の状況について
 問1の施設区分にて「4. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人)」または「5. 認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(個人)」以外を選択した場合は「VI 認可外保育施設の役割、保育の質の向上に関して」へお進みください

問16 現在の登録保育者(ベビーシッター)数をお答えください。(実数入力)
 (個人で事業を営んでいる場合は「1」と入力してください。)

登録保育者(ベビーシッター)数	<input type="text"/>	人
-----------------	----------------------	---

問17 利用登録者の利用形態の割合についてお答えください。(合計が100%になるように各数値記入)

1. (決まった日程等で)定期的に利用している	<input type="text"/>	%	合計	0	%
2. (突発的な用事等で)不定期で利用している	<input type="text"/>	%			

※自動で計算されます。

問18 <<問17の「1. 定期的に利用している」に該当する利用者について>>
 利用する頻度の割合についてお答えください。(合計が100%になるように各数値記入)

1. 6か月に1回未満	<input type="text"/>	%	合計	0	%
2. 6か月に1回以上～月1回未満	<input type="text"/>	%			
3. 月1回以上～週1回未満	<input type="text"/>	%			
4. 週1回以上～週5回未満	<input type="text"/>	%			
5. 週5回以上	<input type="text"/>	%			

※自動で計算されます。

問19 利用登録者の1回あたりの利用時間についてお答えください。(合計が100%になるように各数値記入)

1. 1時間未満	<input type="text"/>	%	合計	0	%
2. 1時間以上～5時間未満	<input type="text"/>	%			
3. 5時間以上～12時間未満	<input type="text"/>	%			
4. 12時間以上～24時間未満	<input type="text"/>	%			
5. 24時間以上	<input type="text"/>	%			

※自動で計算されます。

問20 利用登録者の利用シーン、目的についてお答えください。(よく聞かれるものについて、あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 通常の仕事をしている時 | <input type="checkbox"/> 9. 自己啓発等のセミナー出席 |
| <input type="checkbox"/> 2. 残業や会議などにより通常よりも帰宅が遅くなる時 | <input type="checkbox"/> 10. 保護者以外で世話をする人の出産・病気 |
| <input type="checkbox"/> 3. リフレッシュのため | <input type="checkbox"/> 11. 家族の介護・看護が必要なとき |
| <input type="checkbox"/> 4. 他のきょうだいの用事 | <input type="checkbox"/> 12. 習い事の送迎 |
| <input type="checkbox"/> 5. 保護者が病気の時 | <input type="checkbox"/> 13. 保育園・幼稚園の送迎 |
| <input type="checkbox"/> 6. 子どもの病中・病後 | <input type="checkbox"/> 14. 保護者の就職活動時 |
| <input type="checkbox"/> 7. 冠婚葬祭、会合等への出席時 | <input type="checkbox"/> 15. その他 |
| <input type="checkbox"/> 8. 保護者の出産時 | (具体的に: <input type="text"/>) |

上記で選択した中で、最もよく聞かれる理由(1つを選択)

VI 認可外保育施設の役割、保育の質の向上に関して

問21 貴施設が果たすべき役割として認識していることについてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 認可保育所に 入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿として機能すること |
| <input type="checkbox"/> 2. 専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 3. 夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 4. 保護者の勤務時間に応じた柔軟な保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 5. バイリンガル教育やスポーツ教育等、多様な保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 6. 習い事の送迎等、通常の保育以外のサービスを提供すること |
| <input type="checkbox"/> 7. 外国籍の家庭に対する保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 8. 医療的ケア児や障害児に対する保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 9. 病児に対する保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 10. 病後児に対する保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 11. 地方公共団体から紹介があった家庭の受け入れを行うこと |
| <input type="checkbox"/> 12. 地域の子育て支援や地域住民との交流等、地域と密着した保育を提供すること |
| <input type="checkbox"/> 13. その他(具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 14. 役割を認識したことはない |

問22 現状の保育の質を確保・向上するために取り組んでいることについてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 保育士を対象とした研修の受講・参加 | <input type="checkbox"/> 7. 調理師の常駐 |
| <input type="checkbox"/> 2. 外国語に対応可能な保育士の雇用 | <input type="checkbox"/> 8. 栄養士や管理栄養士の常駐 |
| <input type="checkbox"/> 3. 保護者同士のネットワーク(父母の会等)を組織 | <input type="checkbox"/> 9. 保育者の働きやすい環境の整備 |
| <input type="checkbox"/> 4. アプリを活用した保護者との連絡システムを構築 | <input type="checkbox"/> 10. 保育者の処遇改善 |
| <input type="checkbox"/> 5. 保育業務に係るICTシステムの導入 | <input type="checkbox"/> 11. その他(具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 6. 看護師の常駐 | <input type="checkbox"/> 12. 保育の質の確保・向上のための取組は行っていない |

問23 現状の保育の質の確保・向上に向けた課題についてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 保育施設の運営にかかる費用負担が大きい | <input type="checkbox"/> 5. 子どもの安全管理(事故・怪我等の対応)が難しい |
| <input type="checkbox"/> 2. 保育スペースが狭い | <input type="checkbox"/> 6. 保育者の処遇改善が難しい |
| <input type="checkbox"/> 3. 良質な保育者の人材確保が難しい | <input type="checkbox"/> 7. その他(具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 4. 保育士の業務過多 | <input type="checkbox"/> 8. 課題は特にない |

問24 今後展開していきたい保育事業についてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 24時間・夜間保育 | <input type="checkbox"/> 11. 食育 |
| <input type="checkbox"/> 2. 一時預かり保育 | <input type="checkbox"/> 12. 地域における子育て支援や交流 |
| <input type="checkbox"/> 3. 休日保育 | <input type="checkbox"/> 13. 世代間交流 |
| <input type="checkbox"/> 4. 病児・病後児保育 | <input type="checkbox"/> 14. 習い事への送迎 |
| <input type="checkbox"/> 5. 障害児対応 | <input type="checkbox"/> 15. 居宅訪問型保育事業(ベビーシッター) |
| <input type="checkbox"/> 6. 外国語教育 | <input type="checkbox"/> 16. 学童保育やフリースクール等、就学児を対象とした子どもの居場所 |
| <input type="checkbox"/> 7. 多国籍保育 | <input type="checkbox"/> 17. 認可の保育施設・事業への移行 |
| <input type="checkbox"/> 8. スポーツ教育 | <input type="checkbox"/> 18. その他 |
| <input type="checkbox"/> 9. 芸術教育 | (具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 10. 伝統芸能教育 | <input type="checkbox"/> 19. 現在展開している保育事業以外に今後展開したい保育事業はない |

問25 問24にて選択した今後展開していきたい保育事業について、具体的な内容をご記入ください。(自由記述)

問26 貴施設における「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(※)の現在の保有状況をお答えください。(1つ選択)

(※)立入調査を経て、都道府県等より発行される「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨の証明書

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 1. 保有している | <input type="radio"/> 3. わからない |
| <input type="radio"/> 2. 保有していない | |

問27 <問26で「2. 保有していない」を選択した場合のみ>

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化制度では、5年間の経過措置期間内(令和6年9月末まで)であれば、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も対象となり、令和6年10月以降は、指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象とならないこととなりますが、今後の本経過措置期間内での対応方針についてお答えください。(1つ選択)

- | | |
|---|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 1. 経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定 | <input type="radio"/> 3. わからない |
| <input type="radio"/> 2. 経過措置期間終了後も指導監督基準を満たす予定はない | |

問28 <問27で「1. 経過措置期間内に指導監督基準を満たすよう、運営を改善する予定」または「3. わからない」を選択した場合のみ>

経過措置期間内に指導監督基準を満たすことは可能と考えますか。(1つ選択)

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 1. はい | <input type="radio"/> 3. わからない |
| <input type="radio"/> 2. いいえ | |

問29 <問28で「2. いいえ」もしくは「3. わからない」を選択した場合のみ>

経過措置期間内に指導監督基準を満たす上で、何が課題になると考えますか。(あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 設備基準 | <input type="checkbox"/> 6. サービス利用者に対する契約内容の書面による交付 |
| <input type="checkbox"/> 2. 人員確保の受講 | <input type="checkbox"/> 7. 乳幼児の健康診断の実施 |
| <input type="checkbox"/> 3. 研修の受講機会の不足 | <input type="checkbox"/> 8. 安全確保への配慮(指導監督基準第7(8)の内容(※)) |
| <input type="checkbox"/> 4. 施設及びサービスに関する内容の掲示 | <input type="checkbox"/> 9. その他(具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 5. 非常災害に対する具体的計画(消防計画の策定・訓練の実施) | <input type="checkbox"/> 10. 課題は特にない |

(※)児童の安全に配慮した保育の実施を行うこと等

問30 <<問28で「2. いいえ」もしくは「3. わからない」を選択した場合のみ>>
 どのような支援があれば問29の課題をクリアできると考えますか。(あてはまるもの全てを選択)

<input type="checkbox"/> 1. 巡回支援指導員等による個別のアドバイス(計画策定の支援等)	<input type="checkbox"/> 4. 無資格の場合に従事要件となる研修の受講機会の拡大
<input type="checkbox"/> 2. 財政面の支援(施設改修費等のハード面のイニシャルコストへの支援)	<input type="checkbox"/> 5. 4以外の、保育に関する知識を習得するための研修機会の拡大
<input type="checkbox"/> 3. 財政面の支援(保育士資格取得や代替職員の雇上への支援)	<input type="checkbox"/> 6. その他(具体的に: _____)

Ⅶ 行政へのご意見・ご要望

問31 本調査に関連して、行政へのご意見やご要望等がございましたらご記入ください。(自由記述)

【ヒアリング調査ご協力のお願い】

本事業では、認可外保育施設の利用者の保育等ニーズをより詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施することを検討しています。お差支えなければ、ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えてください。また、ご協力いただける場合は、ご連絡先をご記入ください。

ヒアリング調査 協力可否 (1つ選択)	○ 1. 協力できる			○ 2. 協力できない		
貴事業所名						
ご担当者名			ご所属			
電話番号			メールアドレス			
ご住所	〒					

★ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。★

以下の科目説明については、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）の別添3「2. 事業活動計算書勘定科目の説明」等を参照しています。同基準に基づく会計を行っていない場合は、「（参考）他会計基準との対応」や各科目の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上いただきますようお願いいたします。

調査票 問11の 科目との対応	①収益の部				(参考) 他会計基準との対 応
	<サービス活動増減による収益>				
	大区分	中区分	小区分	説明	学校法人 会計基準
保育事業収益	保育事業収益	施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。
			利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。	
		特例施設型給付費収益	特例施設型給付費収益	特例施設型給付費の代理受領分をいう。	
			利用者負担金収益	特例施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。	
		地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費の代理受領分をいう。	
			利用者負担金収益	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。	
		特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費の代理受領分をいう。	
			利用者負担金収益	特例地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。	
		委託費収益		子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。	
		利用者等利用料収益（公費）	利用者等利用料収益（公費）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収益をいう。	
			利用者等利用料収益（一般）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収益以外の収益をいう。	
		その他の利用料収益		特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収益をいう。	
			私的契約利用料収益	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	
その他の事業収益	補助金事業収益（公費）	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。			
	補助金事業収益（一般）	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。			
	受託事業収益（公費）	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。			
	受託事業収益（一般）	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。			
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。			
児童福祉事業収益	児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る事務費収益をいう。	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。
			事業費収益	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る事業費収益をいう。	
		私的契約利用料収益		措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	
			補助金事業収益（公費）	措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう	
		補助金事業収益（一般）	措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。		
		受託事業収益（公費）	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。		
		受託事業収益（一般）	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。		
その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。				

その他収益	経常経費寄附金収益 その他の収益			経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。 上記に属さないサービス活動による収益をいう。	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。
<サービス活動外増減による収益>					
借入金利息補助金収益	借入金利息補助金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。
受取利息配当金収益	受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。(償却原価法による収益を含む。)	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。
<特別増減による収益>					
特別増減による収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 ○○受贈額 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 ○○売却益		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。 施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄付金を含む。 施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。 長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金をいう。 土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。 車輛運搬具の売却した場合の売却益をいう。 器具及び備品の売却した場合の売却益をいう。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載する。 他の事業区分からの繰入金収益をいう。 同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。 他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。 同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。 貸倒引当金の差額計上方式における戻入額をいう。 徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。	左記の説明を参照の上、調査票の該当する科目へ計上ください。

		②費用の部 <サービス活動増減による費用>					
		大区分	中区分	小区分	説明		
人件費	人件費	役員報酬 役員退職慰労金 役員退職慰労引当金繰入 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費			役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当をいう。 役員（評議員を含む）の退職時の慰労金をいう。 役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。 常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。 職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。 職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。 非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。 派遣会社に支払う金額をいう。 従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く）をいう。 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。	①人件費（教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職給与引当金繰入額、退職金、その他の人件費） ②管理経費（報酬・委託・手数料のうち派遣委託費）	①人件費 ②事務費にかかる経費（派遣委託費）
事業費	事業費	給食費 保健衛生費 保育材料費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 賃借料 〇〇費 雑費			食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては、材料費を計上すること。 利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。 保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。 利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。 利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。 利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。	教育研究経費（消耗品費、光熱水費、光熱水費、肥料、交通費、奨学費、賃借料、報酬・委託・手数料、公租公課、減価償却費、その他）	事業費に係る経費（消耗品費、光熱水費、肥料、車両費、賃借料、報酬・委託・手数料、公租公課、減価償却費、その他）
事務費	事務費	福利厚生費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 業務委託費 保険料 土地・建物賃借料 租税公課 〇〇費 雑費			役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。 業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（ただし、研究、研修のための旅費を除く）をいう。 役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用（研究・研修のための旅費を含む。）をいう。 事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。 事務用の電気、ガス、水道等の費用をいう。 事務用の灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。 電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。 洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。 生命保険料及び建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。 土地、建物等の賃借料をいう。 消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。	管理経費（消耗品費、光熱水費、旅費交通費、賃借料、報酬・委託・手数料、公租公課、減価償却補助活動支出、その他） 減価償却費、委託費、保険料、賃借料、租税公課、その他経費） から、派遣委託費を除く	事務費に係る経費（福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、車両費、修繕費、通信運搬費、委託費、保険料、賃借料、租税公課、その他経費） から、派遣委託費を除く
その他の費用	減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用				固定資産の減価償却の額をいう。 国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。 金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。 徴収不能引当金に繰り入れる額をいう。 上記に属さないサービス活動による費用をいう。	管理経費（減価償却費、徴収不能額等）	減価償却費、徴収不能額
		＜サービス活動外増減による費用＞					
支払利息	支払利息				設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。	借入金等利息	支払利息
		＜特別増減による費用＞					
法人本部帰属経費	法人本部に係る経費・・・理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等					法人本部に帰属する経費	本部経費配賦額

2. 自治体向けアンケート調査票

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査(地方自治体向け調査)

令和4年10月

各位
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 ご協力をお願い

この度、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、厚生労働省より令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の採択を受けて「認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査」を実施しており、本事業の一環として標記アンケート調査を行うこととなりました。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。ご回答につきましては、同封している「地方自治体向けアンケート調査 回答要領」にしたがって、**令和4年11月18日(金)**までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

アンケートの回答内容につきましては、特段断りの無い限り、**令和4年4月1日時点の情報**をご記入ください。

【問合せ先】

MIZUHO みずほリサーチ&テクノロジーズ

認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査 事務局
Tel: 0120-***** (月～金曜日、10時～17時)

【調査票アップロード先】※具体的なアップロード方法は同封している「調査票アップロード方法」をご覧ください。

https://*****/

※本アンケートの結果が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項については、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。

※ご回答はラジオボタン、チェックボックスでの選択のほか、背景色がついている箇所のご入力をお願いいたします。

I 自治体概要・認可外保育施設等の状況

問1 自治体種別についてお答えください。(1つ選択)

- | | |
|---------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 1. 都道府県 | <input type="radio"/> 3. 中核市 |
| <input type="radio"/> 2. 政令指定都市 | <input type="radio"/> 4. 児童相談所設置市(中核市を除く) |

問2 自治体における認可外保育施設数(届出対象施設数)をお答えください。(実数入力)

施設種別	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点
1. ベビーホテル	施設	施設
2. 事業所内保育施設(企業主導型保育施設除く)	施設	施設
3. 認可外の居宅訪問型保育事業	施設	施設
4. その他の認可外保育施設	施設	施設
5. 企業主導型保育施設	施設	施設

問3 独自の認証制度を設けていますか。(1つ選択)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="radio"/> 1. 認証制度を設けている | <input type="radio"/> 2. 認証制度を設けていない |
|-------------------------------------|--------------------------------------|

問4 自治体における認可保育施設数をお答えください。(令和4年4月1日時点、実数入力)

施設種別	認可施設数
1. 認可保育所	施設
2. 認定こども園	施設
3. 小規模保育事業	施設
4. 事業所内保育事業	施設
5. 家庭的保育事業	施設
6. 居宅訪問型保育事業	施設

Ⅱ 認可外保育施設等の利用状況や認可外保育施設等に対するニーズ

問5～問7につきましては、下記施設種別についてそれぞれお答えください。

- | |
|------------------------|
| ①ベビーホテル |
| ②事業所内保育施設（企業主導型保育施設除く） |
| ③認可外の居宅訪問型保育事業 |
| ④その他の認可外保育施設 |
| ⑤企業主導型保育施設 |

問5 認可外保育施設を選択した理由として保護者からよく聞かれるものについて、施設種別ごとに
お答えください。(あてはまるもの全てを選択)

	① ベビーホテル	② 事業所内 保育施設	③ 認可外の 居宅訪問型 保育事業	④ その他の 認可外 保育施設	⑤ 企業主導型 保育施設
1. 保育施設等の利用可能時間が希望に合うから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 兄弟姉妹が通園しているから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. パイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育を受けられるから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 施設長や保育者が信頼できるから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 見学や行事等の様子から、子どもたちが楽しそうに過ごしていたから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 外国籍の家庭に対する対応が充実しているから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 医療的ケア児や障害児の対応が充実しているから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 病児・病後児の対応が充実しているから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 認可保育施設では十分に対応できないような手厚い保育を受けられるから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 突発的な利用のニーズにも対応してくれるから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 利便性の良い立地だから(認可外の居宅訪問型保育を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 施設の設備が充実しているから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 保育料が安価だから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 地方自治体の担当者から紹介されたから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 地域の子育て支援や地域住民との交流が盛んだから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 認可保育所等に入れなかったから	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 把握していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記で選択した中で、最もよく聞かれる理由(1つを選択) ※「18. 把握していない」を選択した場合は回答不要です。					

上記で「17. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

--

問6 自治体として、認可外保育施設に期待することについて、【独自の補助等を行っている認証施設】と【それ以外の施設】に分けてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

【独自の補助等を行っている認証施設】	① ベビーホテル	② 事業所内 保育施設	③ 認可外の 居宅訪問型 保育事業	④ その他の 認可外 保育施設	⑤ 企業主導型 保育施設
1. 認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. パイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育も提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 習い事の送迎等、通常の保育以外のサービスを提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 外国籍の家庭に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 医療的ケア児や障害児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 病児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 病後児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 地方自治体から紹介があった家庭を受け入れてほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 地域の子育て支援や地域住民との交流等、地域と密着した保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 特になし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記で選択した中で、最もよく聞かれる理由(1つを選択) ※「13. 特になし」を選択した場合は回答不要です。					

上記で「12. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

【それ以外の施設】	① ベビーホテル	② 事業所内 保育施設	③ 認可外の 居宅訪問型 保育事業	④ その他の 認可外 保育施設	⑤ 企業主導型 保育施設
1. 認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿になってほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対して保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 夜間や休日等、認可保育所に対応できない時間帯に保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. パイリンガル教育やスポーツ教育等、独自の教育も提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 習い事の送迎等、通常の保育以外のサービスを提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 外国籍の家庭に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 医療的ケア児や障害児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 病児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 病後児に対する保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 地方自治体から紹介があった家庭を受け入れてほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 地域の子育て支援や地域住民との交流等、地域と密着した保育を提供してほしい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 特になし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記で選択した中で、最もよく聞かれる理由(1つを選択) ※「13. 特になし」を選択した場合は回答不要です。					

上記で「12. その他」を選択した場合、具体的な内容をご記入ください。

問7 認可外保育施設と自治体との連携内容について、【独自の補助等を行っている認証施設】と【それ以外の施設】に分けてそれぞれお答えください。(自由記述)
 (連携の例)認可保育施設では受入れが難しい家庭を紹介する、利用者の施設選択理由等について施設等から報告を受けている、保育施設に担ってほしい役割を明示的に伝える 等

【独自の補助等を行っている認証施設との連携状況】

--

【それ以外の施設との連携状況】

--

問8～問11は認可外の居宅訪問型保育事業に関する設問です。
 ≪問2の「自治体における認可外保育施設数」で「3. 認可外の居宅訪問型保育事業」を0以外≫とした方のみお答えください。

※本項目における「助成」の対象は、地方自治体の独自財源のみで実施する取組のみを指すこととし、国費投入がなされている以下の事業による補助金等については「助成」に含みません。

- ・認可外保育施設の利用料の無償化による給付（施設等利用給付の支給）
- ・（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター派遣事業による割引券

問8 認可外の居宅訪問型保育事業に対する助成の有無をお答えください。(1つ選択)

<input type="radio"/> 1. 助成がある	<input type="radio"/> 2. 助成はない
--------------------------------	--------------------------------

≪問8で「1. 助成がある」を選択した場合のみお答えください。
 「2. 助成はない」を選択した場合は問12へお進みください。≫

問9 助成対象となるための要件をお答えください。

保育認定の有無(1つ選択)	<input type="radio"/> 1. 保育認定を求める		<input type="radio"/> 2. 保育認定は不要	
病児(1つ選択)	<input type="radio"/> 1. 利用可能		<input type="radio"/> 2. 利用不可	
病後児(1つ選択)	<input type="radio"/> 1. 利用可能		<input type="radio"/> 2. 利用不可	
対象年齢 (実数入力)	①児童	歳～		歳
	②病児	歳～		歳
	③病後児	歳～		歳
対象時間(実数入力)	時	分～	時	分
1時間当たりの助成金額(実数入力) ※1時間当たりに換算してご記入ください。	円			
1時間当たりの助成金額が深夜帯等で料金設定が異なる場合など、上記形式にあてはまらない場合はこちらにご記入ください。				

≪問8で「1. 助成がある」を選択した場合のみお答えください。≫

問10 令和3年度の利用実績をお答えください。

のべ利用世帯数(実数入力)	世帯	
利用時間合計(実数入力)	時間	分

≪問8で「1. 助成がある」を選択した場合のみお答えください。≫

問11 問8で回答した助成について、どのような理由での利用を認めていますか。(あてはまるもの全てを選択)

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 仕事に関すること | <input type="checkbox"/> 5. 兄弟の用事 |
| <input type="checkbox"/> 2. リフレッシュ | <input type="checkbox"/> 6. その他 |
| <input type="checkbox"/> 3. 家族の介護・看護 | (具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 4. 保護者の出産 | <input type="checkbox"/> 7. 利用理由は問わない |

Ⅲ 認可外保育施設等に対する支援の状況

問12 自治体として、認可外保育施設等(企業主導型保育事業は除く)を対象とした補助を行っていますか。(1つ選択)

※本項目における「補助」の対象は、国庫補助事業のほか、自治体独自財源による補助事業としますが、以下の事業による補助金等については「補助」に含みません。

・認可外保育施設の利用料の無償化による給付(施設等利用給付の支給)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 1. 行っている | <input type="radio"/> 2. 行っていない |
|--------------------------------|---------------------------------|

≪問12で「1. 行っている」を選択した場合のみお答えください。≫

問13 補助の内容についてお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 改修費や移転費等のハード面に対する補助(認可化移行支援を含む) |
| <input type="checkbox"/> 2. 運営費や健康診断等のソフト面に対する補助(認可化移行支援を含む) |
| <input type="checkbox"/> 3. その他(具体的に: <input type="text"/>) |

≪問12で「1. 行っている」を選択した場合のみお答えください。≫

問14 問13で回答した補助を行っている目的としてあてはまるものをお答えください。(あてはまるもの全てを選択)

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 認可保育所に入所できなかった家庭(保育認定あり)の受け皿を充実させたいから |
| <input type="checkbox"/> 2. 専業主婦家庭等、保育認定がない家庭に対しても保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 3. 夜間や休日等、認可保育所で対応できない時間帯に保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 4. バイリンガル教育やスポーツ教育等、多様な教育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 5. 習い事の送迎等、通常の保育以外のサービスを提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 6. 外国籍の家庭に対する保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 7. 医療的ケア児や障害児に対する保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 8. 病児に対する保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 9. 病後児に対する保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 10. 認可保育施設では十分に対応できないような手厚い保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 11. 突発的に生じる、保育の利用のニーズに対応したいから |
| <input type="checkbox"/> 12. 地域住民との関わりを持つなど、地域と密着した保育を提供したいから |
| <input type="checkbox"/> 13. その他(具体的に: <input type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> 14. 補助にあたって明確な目的は設定していない |



上記で選択した中で最もあてはまるもの(1つを選択)

※「14. 補助にあたって明確な目的は設定していない」を選択した場合は回答不要です。

問15 認可外保育施設等の担う役割や認可外保育施設等の質の確保・向上についてご意見やご要望等がございましたらご記入ください。(自由記述)

<input type="text"/>

★ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。★

3. ヒアリング調査記録

リラのいえきょうだい児保育

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	認定特定非営利活動法人スマイルオブキッズ
職員数 (2022年10月1日時点)	役員 11名、事務局2名、保育士 11名、滞在ボランティア 70～80名 ※滞在ボランティアは別事業に従事
定員	5名程度
対象児童	生後3か月～ ※年齢に上限なし、生後3か月未満についても相談可能
保育時間	平日 9:00～15:00 ※ただし、時間外の保育についても相談可能
休日	土～日曜日・祝日 ※ただし、土～日曜日・祝日の保育についても相談可能
保育料	時間帯、平日/休日問わず子ども1名に対して1時間当たり 300円

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

リラのいえきょうだい児保育施設は、認定 NPO 法人スマイルオブキッズが運営する、「きょうだい児³⁶」を対象とした横浜市の認可外保育施設である。

同法人は、子どもを病気で亡くした初代理事長が、お世話になった医療施設や医療従事者に恩返しをしたいという思いの下で 2003 年に設立された。設立当初は、神奈川県立こども医療センター(以降、「こども医療センター」と表記。)の中庭に子ども用のベンチをプレゼントしたり、院内コンサートを開催したりするなどの活動を行っていたが、現在は主に①患者・家族滞在施設「リラのいえ」³⁷の運営、②リラのいえきょうだい児保育施設の運営、③家族の交流の場の提供、の3事業を実施している。

様々な活動を進め、「リラのいえ」の開園準備を進める中で、同法人のメンバーは、こども医療センターの待合室で兄弟姉妹の面会等が終わるのを一人で待っているきょうだい児や、きょうだい児に対して申し訳なさを感じている保護者の姿を多く目の当たりにしており、両者への支援の必要性を強く認識するようになった。そのような背景もあり、保育事業を行うこととなり、「リラのいえ」の一区画を利用して、2009年2月より本格的に保育事業を開始した。

³⁶ 重い病気や障害を抱えた兄弟姉妹を持つ子どものこと。

³⁷ こども医療センターより徒歩5分。

(2) 運営状況・利用者の状況

同施設では、生後3か月以上のきょうだい児を対象として、平日の9～15時の間で保育を行っている。子どもの面会や診察、手術の間に同施設を利用することが多いことから、状況に応じて時間外(18時頃までが多い)や休日の保育を行うこともある。

利用希望者は、電話で予約を行うか、保育終了時に次回保育を予約することとなっている。なるべく多くの家族が利用できるように、一度に予約できるのは基本的には1週間に2日までである。これについても家族の状況によっては柔軟に対応することもある。

保育料は一律1時間 300円である。財団から助成を受けていることから安価での利用が可能である。なお、おむつや昼食は各自で準備するよう依頼している。

また、のべ利用園児数は、2018年は455名、2019年は518名、2020年は555名、2021年が778名³⁸と増加傾向にあるが、きょうだい児一人一人に寄り添った手厚い保育を行うことを重視しており(詳細は後述)、一度に受け入れるのは月齢問わず5名としている。

(3) 施設の広報・周知

設立当初から、同法人のHPにて周知を行うとともに、子ども医療センター内に利用案内を掲示していた。それらに加えて、2年程前からは子ども医療センター利用時に病院が渡している資料に、同施設のパンフレットを加えるようになった。実際に、パンフレットがきっかけで同施設を利用するようになった家庭も少なくない。

<きょうだい児保育紹介用パンフレット>

きょうだいさんの預け場所をお探しの皆様へ

保育施設のご案内

2022年度版

神奈川県立子ども医療センターに
入院・通院する子ども達の
「リラのいえ」
きょうだい児保育



神奈川県立子ども医療センターから徒歩5分
患者・家族専用施設「リラのいえ」の施設内で保育を行っています

ご予約・お問い合わせ
080-5939-9978

認定特定非営利活動法人
スマイルオブキッズ
http://www.smileofkids.jp/

「リラのいえ」きょうだい児保育とは

- ども医療センターに入院・通院している患児のきょうだい児の保育を行い、患児家族を支援します。
- きょうだい児の成長を見守りながら、ご家族が安心して患児さんを看病できるように、お手伝いします。
- 「リラのいえ」きょうだい児保育は、横浜市より認可外保育施設として認証を受けています。

保育時間

原則、月曜から金曜午前9時から午後3時まで。
それ以外の曜日・時間についてはご相談ください。
緊急、延長など特別の場合は、相談の上決定します。

保育対象児

生後3か月以上。3か月未満の方はご相談ください。
年齢の上限はありません。

利用料金

1名1時間 ¥300*
(保育終了後、現金にてお支払いください。)

*上記の利用料金は、2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日) 限定です。
*公益財団法人公益推進協会「I-for Children基金」及び、一般財団法人日本おもちゃ図書館財団より助成を受けて運営しています。

お申し込み方法

保育士携帯：080-5939-9978

保育希望がありましたら速やかに上記連絡先へご相談ください。
保育士より、詳細について(保育時間、お名前、年齢など) お問い合わせ、お約束いたします。

ご利用にあたり

- ・飲み物、おやつ、お弁当、着替え、オムツ等は持参してください。
- ・授乳中のお子さんの場合は、保育士にご相談ください。
- ・保育専用の駐車場はありません。

その他詳細については、右のQRコードよりホームページにアクセスしてご確認ください。



「リラのいえ」へのアクセス



〒232-0066 横浜市内南区六ツ川 4-1124-2
リラのいえ TEL: 045-824-6014

³⁸ 2021年に利用園児数が大きく増加したのは、コロナ禍により子ども医療センター内の待機場所が閉鎖されたことも影響していると考えられる。

2. 保育の特徴

～きょうだい児・家族の心に寄り添い、きめ細かい保育を提供する～

子ども医療センターの患者のきょうだい児を対象としている特性上、一家庭当たりの利用頻度はそれほど多くはない³⁹。また、手術や面会の際に同施設を利用するので、事前に慣らし保育を行うこともできない。このような事情から、きょうだい児本人も保護者も慣れない保育施設で1日を過ごす／過ごさせることに不安を抱えていることが多いため、同施設では、保育を通して子どもと保護者双方の不安を軽減させることを最も大切にしている。

子どもに対しては、子どもが穏やかに1日を過ごすことができるように、可能な限り本人がやりたい遊びを尊重している。また、きょうだい児として過ごしてきた中で感じた寂しさが募り、泣いてしまったり口調が荒くなってしまったりする子どもの中にはいるが、保育士が1対1で接しながら「つらいときは泣いてもよい」「寂しいときは我慢せずに大人に伝えてよい」ことを伝えている。

保護者に対しては、お迎えのときに子どもの1日の様子を記した「保育レポート」を手渡すことに加え、1日の中で見られた成長や子どもが笑顔になった瞬間を、なるべく具体的なエピソードとともに保育士が保護者に直接伝えている。さらに、保育内容とは直接関係のないようなたわいもない話をすることも多い。そのような話の中で、保護者から子どもの病気や子育ての悩みについて話してくれることもある。

<日々の保育の様子>



<保育レポート>

No.	保育報告書	2022年10月10日	(月)
950	〇〇〇〇さん (17歳児)	担当: 杉島 晋本	
12:05	ママ病院へ		
	このうゝやんた事を思い出し 指示は教えるけれど、このうゝ3才の女の子が遊んでいたように、おまのまの皿に食パンときゅうりを並べます。		
	「きょうお姉さんや やつに「おんね」と言はると「おんね」と言います。		
	「ボールころりん」ごめんごめんをボールで遊ぶや、(おんねや)「可愛いね」といってニコリ。		
	バイバイのうゝもしています。		
13:00	おむつ交換 (1件)		
	おやつタイム (お菓子 + お茶) + 豆餅(ココアケーキ)		
	「プー」とくまのうゝをふせらせるのが楽しいと大人や「おんね プーなの!!」と反応するも何度も繰り返しています。		
13:40	抱っこバスで、外へ出かけます。		
	バスに手と振っています。保育士が歌をうたいせぬると3曲目の中島みゆき「時代」と		
14:00	バスと寝入ります。バスで20分 05.10.15.20.25.30		
14:55	ママお迎えです。		

No.	保育報告書	2022年10月3日	(日)
200	〇〇〇〇さん (2才2ヶ月)	担当: 杉島 道信 晋本	
11:20	ママ病院へ。		
	「いってらっしゃい」ちゃんといえなくても大丈夫です。		
	2才のおもちゃがパラレルを飛ばしていたので、一緒に遊ばせてみます。動くのをよく見て、スイッチを入れたり、切ったり、リモコンを飛ばしたりもします。		
	乗り物好きです。飲み水。		
	ダンボールハウスに入ってかくれんぼ。		
12:25	トイレが窓からのぞいて、おんね、同じ目で楽しんでます。		
	おむつ交換		
	アンパンマン号でトーマス号に乗って走ります		
13:15	おやつタイム (お菓子 + お茶 + レンジジュース)		
	トイレ(2才)が、おんねと食べ、おんねも少し食べて自分のペースで食べています。		
13:40	パラレルが大好きで、〇〇〇さん、自分で線路を飛ばしてみたいとがんばっています。おんねがおんねに入り、		
14:35	ママお迎えです。		

³⁹ 令和3年度の利用頻度を見ると、年1回の利用が全体の48.5%、2回の利用が全体の17.3%を締めている。

～限られた利用頻度・保育時間の中でも子どもの成長を見守る～

家庭によって利用頻度にはばらつきがあることから、月単位・年単位といった長期的なスパンで子どもの成長を見守ることは構造的に難しいため、同施設では1日単位での子どもの成長を大切にしている。「朝は泣いてしまっていたが、夕方には保育士に笑顔を見せてくれていた」「最初は他の子どもに関心を示さなかったのに、夕方には他の子どもの輪に入って一緒に遊ぶことができた」といった、子どもの1日の変化を見逃すことのないようにしている。

また、定期的に利用している子どもについては、引き継ぎノートや保育士間の定例会議(詳細は後述)にて、成長の様子を共有している。

～その他～

同施設では園児の年齢にばらつきが生じやすく、自然と異年齢保育が行えている。子ども同士のやり取りを見ると、短い保育時間の中でも、「自分より小さい子には優しく接する」「自分より大きな子どもの真似をする」など、異年齢保育の良さが取り入れられている。

子どもの年齢が様々だったり、園児数が増えてきたりしたこともあり、遠出をすることは難しいため、リラのいえの敷地内に出向いて散歩をすることも多い。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～オンラインツールや SNS を活用して、子どもの様子や関連情報を全保育士間で共有～

同施設では、毎月1回、全保育士が集まって Web 会議を行い、子どもの様子や保育の課題を共有し、互いにアドバイスを行っている。ダブルワークを行う保育士や、子育て世代の保育士も多いため、開催時間は夜である。さらに、即時共有したほうがよい情報については、ライングループで共有している。最近では子どもが好きなシール遊びについて、誤飲のリスクや対応策が共有された。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も認可外保育施設としてきょうだい児と家族を支える～

きょうだい児が感じた孤独感は本人が成長した後の価値観や生き方にも影響を及ぼし、環境への適応が困難になることが近年明らかになっている。同施設の保育はきょうだい児に対して提供できる最初の支援である。きょうだい児の寂しさ、保護者のやるせなさを少しでも軽減できるよう、今後もきょうだい児保育は継続していく。こういった特定の層を対象とした保育事業は、自由度の高い認可外保育施設だからこそ可能だと感じているので、認可保育所への移行は予定していない。

～病院側との連携強化に努めたい～

コロナ禍により子どもが病院内で待機できる場所がなくなるなどして、同施設の園児の数は増加傾向にある。希望する家庭を全て受け入れたいという思いはあるものの、上述したような手厚い保育を行うためには受入れ人数を絞らないといけない。手術や病状説明等の時間は予測できないことも多く、人が必要な時間帯とそうでない時間帯の差が大きいので、保育士の数を増やすことも難しい。病院内でもきょうだい児の居場所を増やしてもらえたら嬉しい。

(2) 施設が認識している今後の課題

～収益性の低さが課題～

きょうだい児の保育ニーズは、横浜市周辺のみならず全国に存在しているはずである。しかしながら同施設のようなきょうだい児を対象とした保育施設は珍しい。その要因の一つとして、保育事業の収益性の低さが挙げられると同法人では考えている。特に同法人が行っている保育事業では、常に利用者がいるとは限らない環境で、安価な保育料で事業を行っていることから、保育事業単体での収益性は高くはない。「リラのいえ」の運営実績があるからこそ、助成金や寄付金が多く得られて、同施設の運営が可能となっている。

～全国的なきょうだい児支援の輪の広がりが必要～

収益性の課題に加えて、きょうだい児への支援の必要性が十分に認知されていない可能性もある。全ての都道府県等においてきょうだい児に対する支援が行われている状況ではないと考えられるため、今後は全国的なニーズ調査やシンポジウムの開催、きょうだい児の一時預かり保育事業に対する支援等がより広く行われ、きょうだい児の支援の必要性が全国に認知されるようになってほしい。

以上

Petit-Petite

施設区分	ベビーホテル
経営主体	宮本 尚枝(個人経営)
職員数 (2022年10月25日時点)	保育士1名、非常勤保育士2名、非常勤保育補助3名(うち、保育の有資格者1名)
定員	5名
対象児童	生後5か月～12歳
保育時間	24時間 ※深夜帯の保育利用時には要相談
休日	不定休
保育料	<p>【一時預かり保育】※登録料は下記に加え、初回のみ1,000円。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日 500～1,100円/h ・日曜日・祝日 600～1,200円/h <p>※時間帯、年齢により料金が変わる。上記以外にも、3・5・8時間パック割引あり。</p> <p>【月極保育】※年会費は下記に加え、1名2,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日 36,000～43,000円/月 ・日曜日・祝日 38,000～46,000円/月 <p>※時間帯、年齢により料金が変わる。月極保育の場合、おやつ代(1食50円)を保育料に含む</p> <p>※上記に加え、2名預かり時には長子の保育料半額、3名預かり時には長子の保育料無料の兄弟割引あり</p>

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「Petit-Petite」は、宮本 尚枝氏が運営する、少人数保育を行う香川県高松市の認可外保育施設である。

宮本氏は、自身の子育てをしながら、規模の大きな認可保育所で10年間保育士として勤務をしていた。しかしながら、一度に多くの子どもの保育を行うと、元気な子どもや自己主張が得意な子ども等にケアが集中しがちで、引っ込み思案でおとなしい子どもには十分なケアができていないと感じ、大人数での保育に疑問を抱いていた。その後、自身の体調を崩してしまったことも相まって、上記の保育施設を退所したものの、子どもと関わり続けたいという思いは消えず、改めて保育現場の復帰を目指した。チャイルドマインダー⁴⁰の資格を取得し、小規模で居心地がよく、利用する家庭のニーズに柔軟に対応できるような施設として、「Petit-Petite」を2015年8月に設立した。

⁴⁰ イギリス発祥の少人数の子どもの保育に関する民間資格。

(2) 運営状況・利用者の状況

①施設の運営状況

同施設では、生後5か月から12歳までの子どもを対象として、月曜日から土曜日、主に8～18時の間で保育を行っている。ただし、保護者の要望があった場合、24時間保育、日曜日、祝日の保育も対応することがある。ホームページ上に掲載していないものの、過去に要望があった際には、家庭への訪問保育を行ったこともある。

現在は月極保育及び一時預かり保育を実施しており、平日は月極保育を中心に、土～日曜日・祝日は一時預かり保育を中心に保育を実施している。

なお、同施設は宮本氏の個人経営であり、自宅兼保育施設となっている。自宅も兼ねていることを活かし、宮本氏の家族である非常勤の保育補助が3名おり(うち1名は保育の有資格者)、お出かけや夕食、避難訓練等の際にもともに過ごすことにより、家庭のような雰囲気の中での保育の提供を可能としている。また、常勤保育士2名(いずれも有資格者)が、施設と個別で契約しており、受入れ人数に応じて対応を依頼している。

保育料は一時預かり保育、月極保育ごとに、以下の通り設定されている。一時預かり保育の場合、おやつ代(1食 50円)は保育料に含まれていない。

<保育料>

【一時預かり保育】※登録料は下記に加え、初回のみ 1,000円

・月～土曜日

	0歳	1～6歳	7～12歳
8:00～18:00	800円/h	700円/h	500円/h
18:00～22:00	900円/h	800円/h	600円/h
22:00～翌8:00	1,100円/h	1,000円/h	900円/h

・日曜日・祝日

	0歳	1～6歳	7～12歳
8:00～18:00	900円/h	800円/h	600円/h
18:00～22:00	1,000円/h	900円/h	700円/h
22:00～翌8:00	1,200円/h	1,100円/h	900円/h

※上記に加え、3・5・8時間パック割引あり

【月極保育】※年会費は下記に加え、1名 2,000 円

・月～金曜日

	0歳	1～6歳	7～12歳
8:00～18:00	43,000円	36,000円	対象外

・月～土曜日

	0歳	1～6歳	7～12歳
8:00～18:00	46,000円	38,000円	対象外

※上記にはおやつ代(1食 50円)を保育料に含む

その他、2名預かり時には長子の保育料半額、3名預かり時には長子の保育料無料の兄弟割引あり

また、宮本氏がチャイルドマインダーの資格を取得した際、保護者の事情で保育をキャンセルすることになった場合、キャンセル料を徴収しないと収益性が確保できない、と助言を受けていた。しかし、育児をする上で、子どもの急な体調変動はつきものであり、仕事がなくなった場合、子どもと時間を過ごしたいという思いは当然のことであるため、キャンセル料を徴収するという事に疑問を感じていた。施設設立時にも、利用する家庭のニーズに沿った施設を運営したいという思いがあり、その思いを貫くために、キャンセル料は現在まで設定していない。

②利用者の状況

同施設の保護者はリフレッシュや仕事等、様々な目的で利用しているが、入所の決め手の一つとして、少人数保育であることを挙げている方が多い。加えて、とりわけ0～3歳までの子どもを持つ保護者からは、非認知能力の習得を重視した保育や、デイケアレポート(いずれも詳細は後述)が入所理由となることもある。

利用者の多くは高松市内在住だが、一時預かり保育利用者の一部においては県外利用者も存在する。なお、土曜日の一時預かり保育では、土曜日の保育を実施していない保育施設に通う園児が多く、小学生の利用者も存在する。

なお、一部の園児は子育て支援センターからの紹介で受け入れることもあり、発語が遅い子ども等を受け入れている。

2. 保育の特徴

～非認知能力の習得を重視した少人数保育を実施～

前述の通り、宮本氏は目立たない子どもへのケアが不十分であったり、効率を優先した保育を実施したりした経験及び反省から、小規模での保育を重視している。

また、同施設では、複雑かつ変化の速度が速いストレス社会に対応するため、幼少期より、心の基盤である非認知能力を養うことに重点を置いている。3歳までの園児に対しては、人とのコミュニケーションや感情のコントロールといった人としての基礎を身に付けることを重視している。一方で、3歳以降の園児に対しては、他の子どもたちとのかかわりを通じ、集団生活を体験させるような保育を実施している。これらの保育方針は、見学に来る保護者にも必ず伝えている。

<日々の保育の様子>



～デイケアレポートの作成や、SNS 経由の連絡により、保育状況を詳細に申し送り～

保育ルーム内での子どもたちの様子を保護者に詳細に知らせるため、日付、利用時間、遊びの内容、保育ルームでの学び、睡眠時安全確認票(午睡の際の頭の向きを5分ごとに記録したもの)、昼食内容及び食べた量等を詳細に記載した「デイケアレポート」を一日の終わりに保護者へと渡している。「デイケアレポート」は、子どもたちの午睡の時間帯等の保育の合間に、1名分当たり 15 分程度で作成している。

また、希望する保護者とは SNS のアカウントを交換し、他の子どもと関わっている様子や、朝の会、昼食時の様子等の画像を撮影し、送付することもある。

いずれも保育の様子が分かるため、安心できることから、保護者からは非常に好評である。

<デイケアレポート>

Petit-Petite デイケアレポート
 2022年9月27日(月)
 保育者: 宮本尚枝
 9:00 ~ 16:00
 9:00 ~ 16:00
 200円

タイムスケジュール
 9:05 22に花のおてがえに登場
 9:30 掃除
 10:00 自由遊び
 11:10 手洗いの練習
 11:50 食事
 15:00 自由遊び
 15:45 手洗いの練習

睡眠時安全確認票
 温度: 22.5℃
 湿度: 50%

Petit-Petite デイケアレポート
 2022年6月2日(火)
 保育者: 宮本尚枝
 5:30 ~ 15:00
 1500円

タイムスケジュール
 5:30 自由遊び
 10:15 自由遊び
 11:00 自由遊び
 11:45 自由遊び

睡眠時安全確認票
 温度: 22.5℃
 湿度: 60%

～その他～

積極的にイベント等を実施しており、現在でもみかん狩りやブルーベリー狩りなどを定期的に実施している。コロナ禍以前はほぼ毎日遠足にも出かけていた。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～「プティママの会」を開催し、保護者のためのコミュニティを構築～

一時預かり保育を利用していたある保護者より、保護者同士で相談する場所がない、ママ友がない、といった声が上がっていたことから、2016年より、保護者を対象とした「プティママの会」を月1回、9～11時に開催するようになった⁴¹。

開始当初は、平日や日曜日に子どもを施設に預けている間に、保護者同士でお茶を飲みながら、「Petit-Petite」での保育を見学する会であった。しかし、祖父母が遠方に住んでおりリフレッシュしづらいという保護者の声を受けて、宮本氏の知り合いのネイリストや、フラワーアレンジメントの講師を招いたり、手作りおやつを作る場を設けたりするなど、保護者がよりリフレッシュできる場を整備するようになった。参加のハードルを下げるため、予約不要で誰でも参加できる形としている。

開催当初は殆ど0名であった参加者も、口コミ伝いで徐々に増えてきており、現在では非常に好評なイベントとなっている。母親のみならず父親が来ることもあり、同会を経由して施設の利用者となったケースもある。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も認可外保育施設として少人数保育を実施～

施設設立時の思いとして、少人数向けに丁寧な保育を実施し、子どもが「愛され実感」を得られるような居心地のよい施設とする、というものが、今後も少人数保育にこだわった保育を実施していきたいと考えている。

なお、過去には小規模保育事業所⁴²への移行も検討したが、保育施設の面積の要件を満たす必要があることなどから実現には至っていない。建物改修のコスト等も考えると、今後も認可保育事業への移行は難しいと感じている。

⁴¹ 直近3年間は新型コロナウイルス感染症のため、実施できていない。

⁴² 本報告書では、小規模保育事業にて設置した保育施設を小規模保育事業所と記載する。

(2) 施設が認識している今後の課題

～個人経営による人手不足と収益性の低さが課題～

同施設は常勤保育士が宮本氏のみであることから、保育を提供できる子どもの数は多くない。加えて、子どものおやつ代、保険代金、光熱費、送迎に係る費用(コロナ禍以前のみ対応)、検便検査費、医療費等の経費は全て保育料から捻出している。このような状況にある中、施設の収益も保育料のみで賄っているため、厳しい経営状況が続いている。

加えて、個人経営であることから、出席必須の保育士研修等に参加する際は休園しなければならないことや、コロナ禍により増えた申請書類等を一人で作成しており非常に多忙であることも課題である。こうした影響もあり、事業を継続するためにも、来年度以降は保育料を引き上げることも検討している。

～コロナ禍により保育を受けられない子どもへの受入れ態勢の整備～

新型コロナウイルス感染症により認可の保育施設が閉園となったり、認可保育所が預かり保育の受入れを停止したりしたことにより、行き場を失った子どもの一時預かり保育受入れを求められるケースが増えている。同施設としては受け入れたいという思いもありながら、感染リスクのため、やむなく受入れを行えていない状況であり、非常に歯がゆい思いをしている。

国や自治体が主導し、こうした状況にある子どもたちへの受入れ態勢を整備していただきたいと考えている。

以上

子育てシェアスペース Omusubi

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	一般社団法人 Ripple
職員数 (2022年11月1日時点)	9名(うち、経営1名、保育士5名、子育て支援員3名) ※3名は育児休暇取得
定員	7名 ※ただし、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で6名程度としている ※利用人数に応じて柔軟に対応可能
対象児童	生後3か月～未就学児(年長児) ※生後2か月未満、小学生についても相談可能
保育時間	平日 9:30～15:30 ※時間外要相談
休日	土～日曜日・祝日(今後再開予定)、他スタッフ研修日
保育料	時間帯、平日/休日問わず子ども1名に対して1時間当たり 400 円 3時間 2,000 円、6時間 4,500 円等のパック料金有

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

子育てシェアスペース Omusubi は、一般社団法人 Ripple が宮城県気仙沼市内で運営している一時預かり保育専門の認可外保育施設である。

同法人は、気仙沼市内でゲストハウス「架け橋」を運営していたが、2017年1月から日中宿泊者がいない時間を利用して、子育て世帯向けの絵本カフェ(子連れで利用しやすいように、絵本やおもちゃ、子ども用のうどん等の食事、おむつ替えのスペースを整備したカフェ)を運営していた。このカフェにやってきた保護者から、気仙沼市には子育てのための地域資源が少ないという声を聞いたことをきっかけに、子育て世帯を支援するような事業を行えないか検討を始めた。同法人が2017年から2018年にかけて気仙沼市内の子育て世帯137世帯程を対象としてアンケートを実施したところ、病院や公園の新設や整備、保護者のちょっとした用事に子どもを預けられる施設がないという希望が多いことが分かった。病院や公園は難しくても、保護者のちょっとした用事に子どもを預けられる施設であれば同法人でも整備できるのではと考え、Omusubiの具体的な構想を開始した。

当初は託児所のみを整備する予定だったが、検討を進める中で、「子どもを預けた後にすぐに休める場所がほしい」という意見を母親たちから聞いたため、保護者用のシェアスペースも併設し、2020年から本格的な運営を開始した。同施設のコンセプトは「ひとりにならない。ひとりになれる。」であり、育児から自由になれる(ひとりになれる)時間を提供する、保護者に寄り添った(ひとりにならない)施設を目指している。

同施設内のシェアスペースにはお茶や漫画に加えて、コピー機やWi-Fi、個室も完備しており、短時間の休憩はもちろん、シェアスペースでのリモートワークも可能である。実際に、同施設に子どもを預けて、シェアスペースで仕事をしたり、資格の勉強をしたりする保護者もいる。保育施設に預けることに不安を感じている保護者が「おためし」で預けるパターンもある。

また、同法人は女性向けのシェアハウスも併設している。託児所という環境が身近にあることで、子どもに親しみを感じ、今後の人生に生きてくることもあるのではないかと考えている。

(2) 運営状況・利用者の状況

生後2か月から未就学児を対象として平日9時半～15時半の間(前後30分は準備・片付け時間)で一時預かり保育を行っている。月極保育はなく、利用者は全員が一時預かり保育で利用している。なお、生後2か月未満の子どもや就学児については相談の上、対応することもある。また、開所時間外でもスタッフが2名以上確保できれば個別で対応している。

同施設を利用する目的として多く挙げられるのは、通院、妊婦健診、美容院、兄弟の行事等である。その他にも、引越の準備をしたいから、夫婦でリフレッシュしたいからといった理由もある。同施設では、保護者の支援を重視していることから、利用用途に制限はない。保護者は24時間365日といっていいほど家事や子育てに向き合っていることから、むしろ、休みたい時間・リフレッシュする時間を積極的にサポートしたいと考えている。

利用希望者は、基本的には同施設のホームページから予約をすることになっているが、施設担当者とLINE公式アカウントを交換している場合にはLINE経由で予約が決まることもある。

保育料は30分で400円、3時間でパックは2,000円である。料金の設定の根拠としては、気仙沼市のファミリー・サポート・センターの値段(1時間700円)を参考にした。少し前までは同価格帯の30分350円としていたが、2022年10月の賃金の改訂や物価上昇の影響もあり、30分400円へ値上げした。なお、同年より兄弟割を始め、2人目以降の同時利用は半額としている。おむつや昼食は各自準備していただいている。

1日当たりの利用園児数にはばらつきがあり、利用が無い日もあるが、年間では2021年が1,186人、2022年は11月末時点で500名程である⁴³。利用頻度も様々だが、2、3週間に1回程度利用している家庭もある。

配置するスタッフは基本的には2名、状況に応じて3名であり、必ず保育士1名に子育て支援員または保育士をセットで配置している。

(3) 施設の広報・周知

気仙沼市内の子育て関係の支援施設、市の情報誌、子育てに関するホームページに同施設のチラシやポスターを掲載している。市の施策として出産祝い金が30,000円支給されるが、祝い金受取りのやり取りの中で同施設の60分無料券を配布してもらっており、その無料券を見て問い合わせをもらうケースもある。ただ、最も効果が高いものはやはり保護者の口コミだと感じる。

また、2022年11月より、同施設が気仙沼市子育て世帯社会活動支援事業対象施設となり、気仙沼市に住民票がある保護者が求職活動・市主催の審議会等へ出席する場合、3時間まで無料で利用できるようになった。市も子育て世帯に向けた支援を充実させる方向で動いている。

⁴³ 以前は土～日曜日・祝日も開所していたが、スタッフ9名のうち8名が子育て中で、うち3名が育児休暇を取得していることから2022年7月より平日のみの開所となっている。スタッフのワークライフバランスも確保したいと思う一方で、保護者からは土～日曜日・祝日に利用したいという声も聞かれるので、2023年1月より土～日曜日・祝日に短時間営業にはなるが、開所を予定している。

2. 保育の特徴

～アットホームで一人一人と向き合える安心安全な保育～

預かる子どもは最大7名であるため、アットホームな環境で、一人一人の子どもと向き合っていきたいと考えている。保護者がこの環境であれば預けてもよいと言ってもらえるような保育、またスタッフであり母親でもある保育士・子育て支援員たちも我が子をここなら預けられると思えるような環境を目指している。

子どもによって興味関心が異なることから、その子にあった保育を行うよう心がけている。利用する子どもは、月齢や発達度合いも様々であり、また、「走るのが好きな子ども」「細かい作業を好む子ども」等性格も異なる。そこで、ベビーサークルの利用や室内外など、時には子どもたちが各々のやりたいことができるように空間を分けて保育することもある⁴⁴。一時預かり保育であることから、その日に行う保育内容は、利用する子どもの年齢等を見て、カリキュラムをベースに保育従事者が柔軟に対応している。

<保育の様子>



⁴⁴受け入れている園児の年齢に幅がある場合は時に活動スペースを分けて保育を行うこともある。

～家族全体が預けたいと思う施設作り～

育児の負担を母親一人で背負っていたり、保護者が子どもを預けることに負い目を感じたりしてしまう家庭の姿もあるため、そういった負担を軽減し、保護者にとっても気軽に子どもを預けたいと思える環境を作りたいと考えている。そのために、預けたときの様子が分かるように LINE で写真と子どもの様子を簡単な文章にして送っている。保護者が知らない子どもの一面を伝えることで、子どものことをさらに愛おしく感じてもらえるような、明るい文章を心がけており、保護者からも好評である。LINE の内容を父親や祖父母とシェアし、子どもや同施設への理解を深めてもらいたいというねらいもある。

< 3人兄弟を預けた保護者との LINE でのやり取り >

既読 13:41
ダウンロード

既読 13:41
ダウンロード

既読 13:41
ダウンロード

既読 13:41
ダウンロード

既読 13:41
ダウンロード

既読 13:41
ダウンロード

既読 19:06

2021/12/26

子育てシェアスペースOmusubiです。
お子さんのお写真と本日の様子をお伝えします。

〇〇くんの様子
おままごとやブロック遊びなど集中して遊ぶ姿が見られました。お外では雪遊びをし、大きい雪玉を作ったり、雪のケーキを作りました。パパのお仕事の話をしてくれたり、けんけんばも上手に並べてくれました。

〇〇くんの様子
ピンをおく形を考えながらボーリングを楽しんだり、エビカニクスを踊ったりしました。雪遊びでは雪だるまを作って遊びました。ご飯は1番はじめに完食しました。トイレも誘うと、一緒に行ってくれました。アンパンマンタブレットでも遊びました。

〇〇くんの様子
お部屋でお兄さんたちが並べてくれたけんけんばをしたり、車に乗ったり、おままごとをしたりして過ごしました。ご飯の後のゼリーをととても美味しそうに最後まで食べていました。午後にはメリーを見ながらごろんと横になる姿も見られました。

ご利用ありがとうございました。

※託児中のお問い合わせは託児専用電話
07048181698にお願いいたします。

※託児予約はHPの予約フォームか、電話予約で
お願いいたします。
HP↓↓↓
<https://www.omusubi.com>

子育てシェアスペースOmusubi...
子育てシェアスペースOmusubi
は、「一時預かり託児所」「女...

既読 13:41

既読 07:57

2021/12/27

ゆっくりできてよかったです
ご利用ありがとうございました！

～シェアスペースでの親子が安心して少し離れてイベントへ参加できる仕組み作り～

2022年6月までは月に2、3回、主に母親向けのイベントを開催していた。子育て世帯向けのイベントは子どもも一緒に参加するものが多いが、母親が子どもと離れて活動できるイベントがあってもいいのではないかとこの考えから始まったものであり、子どもを同施設で預かりながら、助産師と話をしたり、ネイルや整体を行ったりするイベント等があった。子どもと一緒に楽しめるイベントも重要だが、時には母親という役割から離れ、一個人としての時間を楽しんでもらえるお手伝いができればと考えている。このイベントも人員が整えば再開したいと考えている。スタッフが育児休暇を取得していることから2022年7月以降は休止となっていたが、これらのイベントは2022年12月より回数を減らして順次再開している。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～月に1回のミーティングと外部研修の活用で職員の質を担保～

月に1回、スタッフ全員が参加してミーティングする機会を設けている。その際に、ヒヤリハット、保育の情報、避難訓練や救命救急講習、情報交換等を行っている。

また、外部研修の情報は、スタッフ全員に通達し、希望するスタッフに受講してもらっている。研修の時間等によっては、スタッフの子どもを同施設に預け、受講する場合もある。オンライン研修の場合は同施設併設のシェアスペースを利用して受講することもできる。なお、受講内容についてはミーティングで他のスタッフにシェアし、施設全体の質の向上を目指している。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

施設開所より2年が経過し、少しずつ認知度はあがってきたものの、やはりまだまだ多くの方に気軽に利用してもらえる状況とはいえないため、施設に安心して預けてもらえるような環境作りを引き続き続けていきたい。

また、最近では新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種する保護者に対し、無料で1時間まで一時預かり保育を利用できるというサービスを提供した。そういった、保護者が困ったところに手が届くサービスを提供していきたい。

なお、同施設は「母親がちょっと困ったときにすぐに預けられる」という所を大切にしており、予約方法の自由度等を考えると現段階で認可保育所への移行は考えていない。ただし、安心安全な環境を確保できるよう、施設設備等は、規模は小さいながらも子どもたちが過ごしやすい環境を揃えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～収益構造の確立～

スタッフには大変恵まれていると感じる。資格を活かし社会と繋がりたいと思っているが、家庭も大事にしたいという母親が多く集まっており、子どもの体調不良時のシフト交代や行事の希望休等は風通しよく行えている。一時預かり保育に係る子ども・子育て支援交付金は受給しているが、その他に認可外保育施設に対する処遇改善のための補助はないため、資格を取得して日々頑張ってくれているスタッフへ給料として還元することが難しいと感じている。今の所保育料金の変更予定はない。

～幅広い層、近隣の市町村に対しての周知～

同施設については、市内であっても十分に情報を周知できていないと感じている。例えば孫を預かる祖母等にも伝わるようにしたいと考えており、地元の企業等とも連携を検討している。地域のイベントや研修、店舗利用時等でも連携し、利用につながるような仕組み作りをしていきたい。保護者に声が届き、利用していこうと思う環境を作っていきたい。また、気仙沼市だけでなく近隣の市町村も今以上に利用できる場所を作っていきたいと考えている。

～その他～

子育て支援員の研修がオンライン・または近い距離で受講できるようになるとありがたい。現在、各種研修の開催場所の多くは仙台であり、移動に時間もかかるため支援員に子どもがいると受講が難しい現状がある。

以上

子育て支援ルーム キッズベース

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	榎本 博文(個人経営)
職員数 (2022年11月1日時点)	4名(うち、保育士2名、放課後児童支援員1名、保育補助1名) ※全て常勤
定員	25名(面積基準上、最大40名)
対象児童	生後2か月～12歳
保育時間	7:30～18:30(延長保育 18:30～20:00)
休日	年中無休(年末年始お盆等除く) ※2022年においては、第2日曜日は休みとしている
保育料	【入園料・年間更新料】 13,000円 【月極保育】 35,000～47,000円 ※上記保育料には食事・おやつ・教材費・衛生費用等を含む また、一時預かり保育、リレー保育、学童保育等も実施

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「子育て支援ルーム キッズベース」は、榎本 博文氏が運営する、鹿児島市の認可外保育施設である。榎本氏に子どもが生まれ、保育施設を探すこととなった際、鹿児島でも評判がよいといわれていた乳幼児専用の保育施設を見学した。施設を見学したところ、アパートの一室で、1名の保育士がベビーサークルに入った複数の乳児の様子を見ているだけのような保育内容であり、非常に窮屈な保育であると感じた。そうした体験から、自分たちの子どもを預けたいと思えるような施設を開こうと考え、保護者に満足してもらえるような保育を目指し、2004年から1年間準備を行い、「子育て支援ルーム キッズベース」を2005年7月に設立した。

(2) 運営状況・利用者の状況

同施設では生後2か月～12歳の学童までを対象とし、月極保育、一時預かり保育、夜間保育、リレー保育⁴⁵等を実施している。特に月極保育の利用が多く、利用園児の中心は2～4歳となっている。多くの子どもたちは1歳頃から入所し、学童になるまで通園しており、卒園した子どもたちも10歳になるくらいまで夏休みや冬休み期間を利用し、通園する場合もある。4歳、5歳と年齢が上がっても、共働きだったり不規則な仕事をしていたりして幼稚園では対応できないといった理由や、認可保育所へ移る際の順番待ちなどの理由があり、利用を継続されるケースが多い。

鹿児島中央駅付近に立地していることから、以前は県外の利用家庭が多く、コロナ禍前は一時預かり保育の利用が月100名程あった。その多くが土～日曜日の保育利用であり、1日に5～6名程度の預かりもあったが、現在は月30名程度に減少している。減少した理由としては、コロナ禍により移動が制限され、県外の利用家庭が減ったためであると考えている。

⁴⁵ 同施設における、幼稚園・保育園等の終了後、帰宅せずに保護者のお迎えまで預かりを実施する保育形態。

保育料は開園した当時の鹿児島県の認可外保育施設の保育料金を調べ、平均的な値段より1万円程度高めに設定した。現在も鹿児島では一番高い料金になっていると思われる。保護者目線に立った、よりよい保育の提供を目指し、多少値段が高くてもその施設を選択したいという保護者層をターゲットとした。

＜保育料＞

【月極保育】※入園料、年間更新料は 13,000 円(1年更新)。食事・おやつ含む

種別	金額	備考(金額の内訳等)
2～7か月未満	47,000 円	(保育料 36,200 円+その他 10,800 円)
7か月～1歳未満	45,000 円	(保育料 34,200 円+その他 10,800 円)
1～2歳未満	42,000 円	(保育料 31,200 円+その他 10,800 円)
2～3歳未満	41,000 円	(保育料 30,200 円+その他 10,800 円)
3～4歳未満	40,000 円	(保育料 29,200 円+その他 10,800 円)
4～6歳未満	39,000 円	(保育料 28,200 円+その他 10,800 円)
6歳(未就学児)	38,000 円	(保育料 27,200 円+その他 10,800 円)
6歳以上(学童)	35,000 円	(保育料 24,200 円+その他 10,800 円)
延長料金	130 円	18:30 以降 10 分ごと

【半月極保育】※1か月のうち 10 日以内の利用の場合。食事・おやつ含む

種別	金額	備考(金額の内訳等)
2～7か月未満	28,000 円	(保育料 19,700 円+その他 8,300 円)
7か月～1歳未満	27,000 円	(保育料 18,700 円+その他 8,300 円)
1～2歳未満	26,000 円	(保育料 17,700 円+その他 8,300 円)
2～3歳未満	25,000 円	(保育料 16,700 円+その他 8,300 円)
3～4歳未満	24,000 円	(保育料 15,700 円+その他 8,300 円)
4～6歳未満	23,000 円	(保育料 14,700 円+その他 8,300 円)
6歳(未就学児)	130 円	18:30 以降 10 分ごと

＜保育料＞

【一日保育】※7時半～18時半の保育。食事・おやつ含む

・会員料金

種別	金額	備考(金額の内訳等)
2～7か月未満	4,500 円	(保育料 3,500 円+その他 1,000 円)
7か月～1歳未満	4,400 円	(保育料 3,400 円+その他 1,000 円)
1～6歳未満	4,300 円	(保育料 3,300 円+その他 1,000 円)
6歳(未就学児)	4,200 円	(保育料 3,200 円+その他 1,000 円)
6歳以上(学童)	4,000 円	(保育料 3,000 円+その他 1,000 円)
延長料金	190 円	18:30 以降 10 分ごと

※会員の場合、会員証の発行、保育状況のライブ配信、施設内スナップ写真のダウンロード、Web 上で
の会員用アルバムの閲覧等が可能となる

・一般料金

種別	金額	備考(金額の内訳等)
2～7か月未満	5,600 円	(保育料 4,600 円+その他 1,000 円)
7か月～1歳未満	5,500 円	(保育料 4,500 円+その他 1,000 円)
1～6歳未満	5,400 円	(保育料 4,400 円+その他 1,000 円)
6歳(未就学児)	5,300 円	(保育料 4,300 円+その他 1,000 円)
6歳以上(学童)	5,100 円	(保育料 4,100 円+その他 1,000 円)
延長料金	230 円	18:30 以降 10 分ごと

【一時預かり保育】※食事・おやつ別(食事代1回 400 円、おやつ代1回 200 円)

・昼間料金

種別	会員	一般
2か月～1歳未満	160 円/10 分	220 円/10 分
1～6歳未満	150 円/10 分	210 円/10 分
6歳(未就学児)	140 円/10 分	200 円/10 分
6歳以上(学童)	130 円/10 分	190 円/10 分
延長料金	190 円/10 分	180 円/10 分

＜保育料＞

・夜間料金

種別	会員	一般
2か月～1歳未満	220 円/10 分	300 円/10 分
1～6歳未満	210 円/10 分	280 円/10 分
6歳(未就学児)	200 円/10 分	270 円/10 分
6歳以上(学童)	190 円/10 分	260 円/10 分

【特殊保育】※学童保育、リレー保育等。月間平日のみ。食事・おやつ等含む

種別	対象	金額	金額の内訳等
リレー保育	幼稚園・保育園	24,000 円	(保育料 19,200 円+その他 4,800 円) ・降園から 18:30
学童保育	13,000 円	13,000 円	(保育料 8,200 円+その他 4,800 円) ・降園から 18:30
延長料金	130 円	130 円	18:30 以降 10 分ごと

現在は月 15～20 名が月極保育で契約している。月によって半月極保育(1 か月のうち 10 日以内の利用契約)の利用をしたり、一時預かり保育に切り替えたりと、利用方法は家庭より様々である。

待機児童問題は解消されつつあり、鹿児島でも企業主導型保育事業所⁴⁶が新設されるなど、保育環境は整ってきている一方、認可保育所へ入所した子どもが、その施設になじむことができなかつた末、入所するケースも増えてきている。保護者目線での保育を提供することを理念としているため、それが評価されているためだと考えている。

(3) 施設の広報・周知

ホームページ上で周知をしているが、最も影響が大きいのは保護者の口コミであると感じている。また、園児が挨拶をしっかりと、明るく笑顔が多い子どもばかりであるため、その様子を見て入所を決めていただけることも多いと感じる。

榎本氏自身が IT コンサルティング業をしており、各種 SNS や子育てブログ等を活用した広報を行うことも考えたが、SNS 上では子どもたちの顔を出せないためそこまでは積極的に活用するのは難しいと判断した。施設開園当初は雑誌等にも掲載したが、費用対効果が薄いと感じ、以降は実施していない。

⁴⁶ 本報告書では、企業主導型保育事業にて設置した保育施設を企業主導型保育事業所と記載する。

2. 保育の特徴

～50～60名規模のキャンプの実施等を通じた保護者との情報共有～

保護者との関わりや意見交換を重視したいと考えている。コロナ禍前は毎年の夏に50～60名規模のキャンプを行っており、その折に、保護者の保育に対する希望を聞いたり、意思の共有を図ったりしていた。コロナ禍により難しくなったが、毎日の連絡帳で子どもに関する悩みの連絡をしたり、お迎え時等に色々なことを聞いたりしている。その中で得た情報や希望をもとに、カリキュラムの検討を実施しており、子ども一人一人にあった保育や環境の整備に役立っている。

例としては、子どもの体調についての情報共有がある。子どもの体調は個人により様々であるため、そうした情報を事前に保護者より伺うことにより、子どもに合わせた判断ができるようになる。一律に、発熱があるため預からないという対応をしているわけではなく、状況を判断し、柔軟に対応している。

～多様な年齢の子どもたちと主体的に学ぶことができる環境～

卒園するまでにはひらがな、カタカナの読み書き、足し算、引き算、簡単な掛け算までではできるようになっている子どもが多い。これは卒園生が夏休み、冬休みに学童保育に来て宿題をしている時、3歳を超えたくらいの子どもたちが羨ましがったため、宿題のプリントを印刷して渡すようになったことがきっかけであった。自発的に楽しんで学ぶため、そうした能力が身につくような環境になっている。カリキュラム等を組んで特別に教えているわけではないが、自然発生的に環境が整ったと考えている。

もとより年齢の違う園児を同じ空間で保育する異年齢保育を実施しており、年齢が上の子どもは年齢が下の子の面倒を見る流れがあったため、その影響も大きい。

～家庭に近い自然な保育を提供～

家庭での子育てに近い保育を実施しており、榎本氏等も〇〇パパ(〇〇はご子息の愛称)と呼ばれたりしている。保育をしている際に、自傷他害の恐れがある場合は、親と同じ気持ちになって子どもたちをちゃんと叱ることもある。

大切にしている言葉として「つよいはやさしい、やさしいはつよい」というものがあり、子どもたちにはしっかり伝えている。子ども同士のけんかがあった際にも、けがにならないよう職員が止められる状況にした上で、すぐに仲介に入らず、自分たちで解決するよう、人間関係を学ばせるような保育を実施している。入ったばかりのときは落ち着かない子どもであっても、1か月程度施設で過ごすことにより、多くの子どもは落ち着いて優しくなっていく傾向にある。

～その他～

開園当時からウェブカメラで保育状況を確認できるようにしている。保護者が気になった時に保育の状況が把握できると、安心につながるのではないかと考えて設置した。

また、キッズパソコンでプログラミングをしたり、タブレットを使って3、4歳の子どもがサンドボックスゲームをしたりしている。昨今では小学校に就学した際、タブレットを利用するようになるため、その練習という意味もある。

給食関係は和食をメインにして、ご飯とお味噌汁、魚を中心としている。

冬はエアコンの暖房を控えめにして、石油ストーブを併用して湿度を保つなど、インフルエンザ等の感染症にも配慮した環境を整備している。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

高校卒で就職難であった人の就労支援をする、という鹿児島県の施策を利用して雇用した職員を教育し、保育士資格を取得させた。現在常勤している2名の保育士は、その際に雇用した職員である。経験を積んだ保育士でも、施設の方針と齟齬が生じてしまう可能性があるため、基本的には無資格・未経験の職員であり、かつ施設の方針に合致する方を初めから育成する方針としている。

職員の育成に際しては、まず保育補助から2年間実施していただき、保育の実務経験が2年間あれば保育士試験の受験資格を得られるため、働きながら受験してもらい、3～4年のうちに保育士資格を取得させている。

榎本氏も当初は保育士資格を有していなかったものの、数年前に保育士資格を取得し、その際の経験をもとに勉強方法等を伝え、教育している。保育の実務については、現場での経験を通じ、学んでもらっている。

公的な研修もあるが、現在、最低限の人数で現場を運営しているため、平日開催の場合の参加が難しい。土日開催の研修であれば、出勤する職員を少なくし、研修参加することもできるかもしれない。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～災害でも子どもたちを受け入れられる施設へ～

自然災害等の有事の際においても、子どもを受け入れる施設でありたい。先述のキャンプのための備品として、大きなテント等を購入した経緯もあり、現在、アウトドアレンタル事業も一緒に実施している。それらの備品を非常時に提供することが現在可能であるが、併せて食料の備蓄等も少しずつ行っている。子ども達が安全に楽しく過ごせる環境を整備したい。

(2) 施設が認識している今後の課題

～収益性の低さが課題～

保育料は県内では高めであるものの、都市部に比べると料金は抑えざるを得ない状況がある。保育料を少し上げたいと考えているものの、周辺に企業主導型保育事業所の施設が増え、価格競争が厳しくなっていることや、保護者が考える保育相場を超過してしまう関係から、現実的には難しい。市の補助金を年間150万円程度受給しているが、依然運営は厳しい状況である。子育て支援的には成功していると感じるが、経営面は難しさを感じる。

収益性を補填するためにも、施設での保育以外の収入源を確保していくことが必要になると考えている。出張保育も実施しており、大学の学会やセミナー等で月2件程度の依頼があった。しかし、コロナ禍の影響もあり、最近はその依頼も減少している。保育の質を確保するためにも、認可外保育施設にもある程度の補助があるとよいのではないかと考える。

以上

室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園

施設区分	事業所内保育施設(企業主導型保育事業所を除く)
経営主体	医療法人財団五紀会
職員数 (2022年11月22日時点)	園長1名、主任1名、保育士11名、保育補助1名
定員	42名
対象児童	生後2か月(産後休暇明け)～5歳児(小学校入学前)
保育時間	平日、土～日曜日・祝日問わず 8:00～17:15(延長保育の場合 19:00) ※月曜日、木曜日には夜間保育も実施
休日	無休 ※当日の利用者なしの場合、休園となる場合あり
保育料	0～3歳児までは月額13,000円、4歳児以上は月額10,000円 ※1歳児以上は平日のみ、1食350円で昼食の利用が可能 また、夜間保育の場合、1回の利用につき500円の追加

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「室蘭太平洋病院 虹の丘幼保園」は、医療法人財団五紀会が運営する、室蘭太平洋病院に勤務する職員の子ども向けの、北海道室蘭市に立地する事業所内保育施設である。

同施設を所管する医療法人財団五紀会では、設立した1979年以降、空き事務所に簡易的な職員向けの託児所を整備していた。しかしながら、職員の多くが子育て世帯であったことや、職員募集の際、事業所内保育施設があることが求人を行う上での強みとなること等から、2014年10月に空き事務所による託児機能を移管し、新規に室蘭太平洋病院の近隣に「虹の丘幼保園」を設立した。

(2) 運営状況・利用者の状況

①施設の運営状況

同施設では、生後2か月から5歳児までの室蘭太平洋病院に勤務する職員の子どもを対象として、年中無休で8～19時の間で保育を行っている。ただし、稀に当日の利用園児がない日もあり、そうした日は休園日としている。

保育料は0～3歳児までは月額13,000円。4歳児以上は月額10,000円として設定している。なお、月曜日、木曜日には夜間保育も実施しており、こちらは月の保育料とは別に、1回500円で利用可能である。また、1歳児以上の園児は、予約をすれば1食350円での昼食の利用が可能となる。昼食は外部業者へとお弁当の宅配を委託している。

利用定員は0歳児9名、1歳児5名、2歳児7名、3歳児8名、4歳児4名、5歳児9名の計42名である。同施設は事業所内保育施設であることから、園児不足に悩むことは少なく、利用園児数は常に定員間近で推移している。なお、園児は看護師の子どもが多く(詳細は後述)、土日出勤や夜勤等、変則的な勤務をすることが多いことから、常に全ての子どもが揃うことはない。加えて、職員の入退職による利用者の変動もあることから、施設の定員を超過することはない。

②利用者の状況

同施設の園児は、週4～6回程度の利用が多く、園児の8割以上が看護師職員の子どもである。2割未満に該当する園児の属性は、併設されているリハビリテーションセンターのセラピスト職員の子どもや、法人事務職員の子ども等が該当する。

同施設を利用する最大の理由として、職場と非常に近い環境にあることを挙げている保護者は多い。その他、自然体験活動やリトミック、プール教室等（詳細は後述）を実施しており、それらを理由として入所する利用者も存在している。

なお、施設利用者の約2割程度が幼稚園や他の保育施設等と同施設を併用している。併用理由の多くは、同施設の利用者は様々な地域に居住しているため、同施設のみの利用の場合、小学校入学後の友人がいなくなってしまうためであり、知り合い作りのために併用していることが多い。

2. 保育の特徴

～自然体験活動やリトミック、プール教室等、多岐に渡るイベントを開催～

同施設では、毎月、近隣の登別市ネイチャーセンターふおれすと鉾山へ「野遊びバス遠足」へ行っている。これは子どもたちを山へ連れていき、自然体験をさせるための活動として実施しているものであり、事業所内保育施設でこうした保育を実施している施設が非常に少ないと考えられ、保護者からも好評である。

また、園長である平上氏がリトミック⁴⁷に造詣が深く、その繋がりでもリトミックの資格保持者とピアニストとして活動されている知人を招き、月2回程度リトミック教室を開いている。

その他、月2回程度のプール教室や、法人敷地内にあるケアハウスの高齢者の方々との交流⁴⁸、電車遠足、調理教室、子どもたちが看護師に扮し職場見学に行くイベントである、「ナイチンゲールの誕生日」等を実施している。

<自然体験活動の様子>



⁴⁷ スイスの作曲家であるエミール・ジャック・ダルクローズが開発した、潜在的な基礎能力の発達を促すことを目的とした音楽教育。

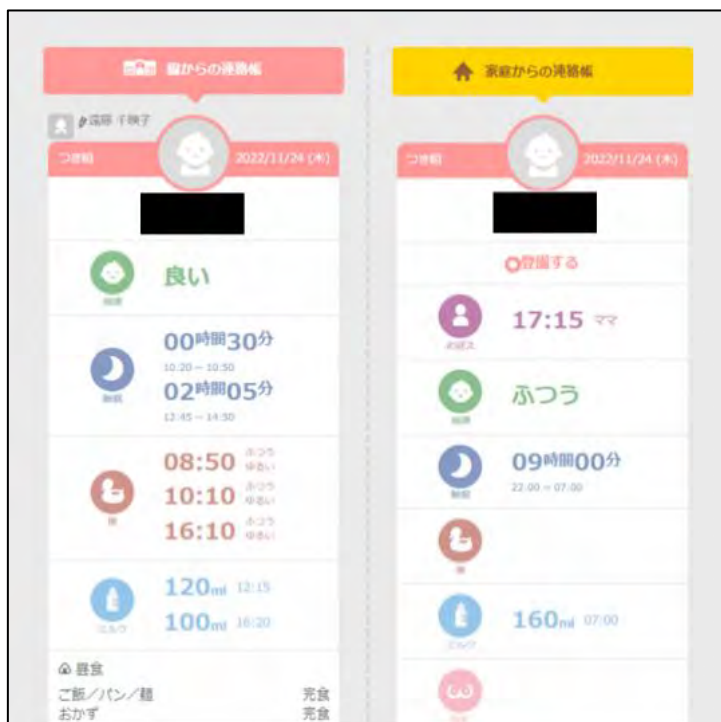
⁴⁸ 新型コロナウイルスの影響により、2020年度以降は実施を見送っている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～アプリや ICT 機器を導入し、保護者とのコミュニケーション環境を整備～

保護者との意思疎通をより円滑にするため、「kidsly(キッズリー)」というアプリを導入しており、同施設のお便りの閲覧やお知らせの発出、出欠連絡や施設のブログの閲覧等も当該アプリで実施可能である。その他にも、施設内の各教室にタブレット端末を配置しているため、タブレット端末で写真を撮影し、その日の保育内容をとともに、保護者宛にアプリ経由で写真を送付している。また、副次的な効果として、ログイン権を付与することにより、誰でも遠隔で閲覧可能になることから、遠方に住んでいる祖父母等の家族でも、日頃の保育内容を把握することができるようになった。

<アプリによる日々の保育連絡>



～勤務する保育士向け、研修受講体制や保育方針等をまとめたマニュアルを整備～

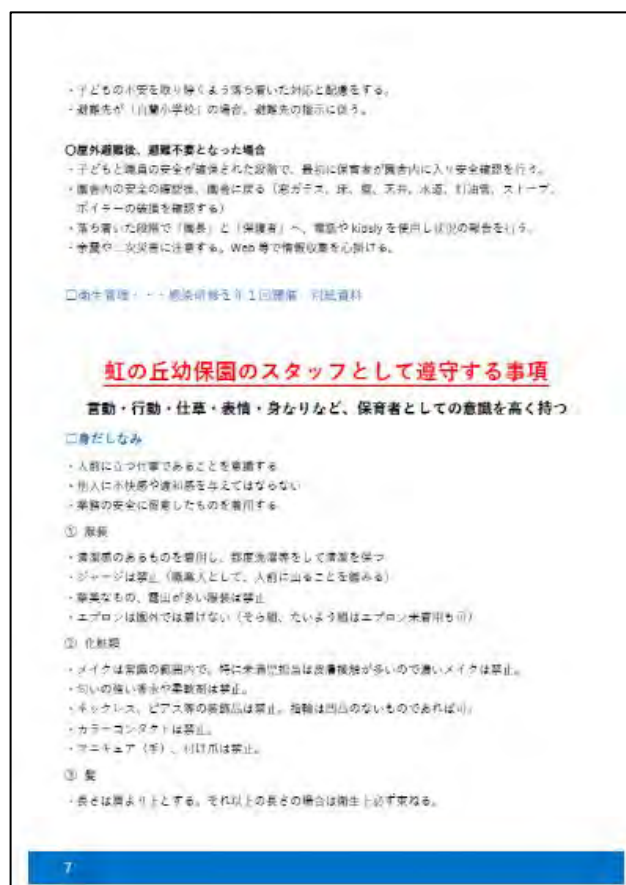
同施設に勤務する保育士を対象とした研修体制を整備しており、下表の通り実地研修を行っている。その他、北海道の社会福祉協議会が開催している研修にも保育士を出席させている。

＜実地研修の概要＞

研修名	頻度	開催期間	開催方法	講師
感染対策	1～2回／年	1日	対面研修 (実習含む)	法人職員 (感染防止対策委員)、 施設職員 (保健所主催研修受講者)
救急救命	1回／年	1日	対面研修	平上氏、法人所属看護師、法人所属セラピスト ⁴⁹
自然体験活動	10回前後／年	1～3日間	対面研修	平上氏 (自然体験活動資格所有)、登別市ネイチャーセンタースタッフ、他外部団体

その他、同施設の保育士として勤務する上での注意事項や心構え、遵守しなければならない事項等をまとめた、12 ページ程度のマニュアルを整備し、保育士に遵守してもらうよう徹底している。

＜職員向けマニュアルの整備＞



⁴⁹ 法人所属セラピストは全員、民間団体の医療従事者向け救命処置対策講座を修了している。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～行政の支援状況により、地域利用者の受入れも検討～

同施設の立地場エリアは郊外部にあるニュータウンであり、子育て世代が多く居住していることから、保育の潜在的ニーズが非常に大きい。加えて、同施設は地域にある他の認可保育所よりも多くの人数を受け入れており、かつ上述のような特徴的な保育も実施していることから、法人職員でない保護者が施設ホームページやブログを見て、入所希望を相談してくることもある。地域におけるニーズはほぼ確実に存在することから、今後、企業主導型保育事業所のような助成制度の対象となり、法人負担が軽減されれば、地域の学校や高齢者施設とも連携を行い、社会的なセーフティネットとしての役割を持つ施設として運営していくことも検討している。

(2) 施設が認識している今後の課題

～保育の質確保のために実施する、研修への参加ハードルの高さが課題～

同施設では、保育の質の維持・確保のために豊富な研修体制を整備しており、保育士のスキル向上に向けて様々な研修にも参加させたいという思いはあるが、立地場所の関係上、本州で開催されるような研修を受講させることは困難である。仮に北海道内で開催される研修であっても、札幌をはじめとする道内の中心地で開催されることが多いため、宿泊が前提となってしまう、法人の費用負担が増加してしまう。こうした理由により、地域の中での研修に終始せざるを得なくなってしまう、質の高い研修を受けさせることが難しくなっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対面で受講した方がより効果が高いと思われる、感染対策や自然体験活動等の実地研修への参加も難しくなっている。保育士に質の高い研修を多く経験してもらうことが難しくなったため、研修の質の維持に関しては課題を感じている。

～人材の確保及び、保育士の処遇改善に課題～

地域の特性上、同施設の周辺には保育士の養成施設が少ないことから、人材確保には苦勞している。加えて、保育士の処遇改善にも課題を感じている。福祉施設等であれば「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」による補助を受けることが可能だが、認可外保育施設にはそうした補助が存在していない。福利厚生施設である一方、潜在的なニーズが高いことから、人件費や食費等についての補助があればありがたい。

以上

施設 A

施設区分	事業所内保育施設(企業主導型保育事業所を除く)
経営主体	病院
職員数 (2022年11月25日時点)	5名(うち保育士4名、栄養士1名)
定員	9名(うち一時預かり保育2名)
対象児童	【月極保育】 病院職員を保護者とする乳幼児(0～2歳児) 【一時預かり保育】 外来受診者を保護者とする乳幼児(生後57日～2歳児)
保育時間	平日 7:30～18:30
休日	土～日曜日・祝日、年末年始
保育料	【月極保育】 事業者が設定した保育料 【一時預かり保育】 初めの1時間まで550円、その後30分ごとに275円

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

病院の職員向け福利厚生施設として、同病院から徒歩1分の立地に開園された認可外保育施設である。同施設は委託業者により運営している。

(2) 運営状況・利用者の状況

①月極保育(病院に勤務する職員向け)

同施設では、病院に勤務する職員の子どもに対して月極保育を行っている。対象は、全職員の0～2歳児までの子どもであり、平日の7時半～18時半の間で保育を実施している。

②一時預かり保育(外来患者向け)

同施設は、病院の外来受診者の子ども(生後57日～2歳児)を対象に、受診時間中の一時預かり保育を実施している。

利用登録の書式は、HP上に掲載されているものをダウンロードするか、病院で入手可能であり、登録完了すれば、次回以降の診療予約に合わせた時間の利用予約も行うことが可能となる。保育料は初めの1時間まで550円であり、その後は30分ごとに275円加算される仕組みである。

(3) 施設の広報・周知

病院に勤務する職員を対象とした掲示板や事務連絡等で周知を実施している。一時預かり保育の情報は、病院のホームページ上で確認できる。

2. 保育の特徴

～栄養士による年齢に合わせたバランスを考えた自園調理～

月極保育の園児には給食とおやつを提供しており、施設に所属する栄養士が、子どもの年齢・状況に合わせた給食とおやつを施設内で調理している。また、月1回「食育の日」を定めて「食」に関する様々な体験の機会を設けることで、子ども達の「食」に対する知識や判断力を育む取組みを実施している。例としては、「煮る」「すりおろす」「焼く」「こねる」といった調理工程を通じた食材の変化や、その調理工程を行うことによりどのような料理を作ることができるか、ということを理解・体験できるような取組みとしている。

～月に1回のイベントを実施～

同施設では、共働き等、家庭の事情で季節のイベントを行うことが難しい家庭が増えてきているため、積極的に体験させたいと考え、季節ごとの行事やイベントに注力している。先月は勤労感謝の日があったので、普段伝えることの難しい「ありがとう」を子どもから両親へ伝える「ありがとうの日」を実施した。その他、夏祭りやクリスマス、卒園式等のイベントにも注力している。

～子どもに合わせた環境と遊び～

多様な子どもが施設を利用しているため、一人一人に合わせた多様な保育を提供したいと考えており、子どもたちが活動しやすいようなるべく広いスペースを確保し、活動スペースをゾーニングしている。このゾーニングにより、子どもたちがそれぞれ自分たちの遊びに集中できるようになったと感じている。また、2歳児になると活動量が増え、園内だけでは体力を持って余すこともあるので、雨の日以外はほぼ毎日散歩に出て、屋外で思いきり遊べるように工夫をしている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～雇用形態にかかわらず受講可能な、多様な研修制度～

委託業者による施設職員向けの研修に対する補助制度を整備しており、対象の研修であれば、職員自身が興味のある研修を選択・受講し、研修費の補助を受けることができる。補助対象となる研修の例としては、日本子ども育成協会主催の研修、救命救急の上級教習、東京都福祉保健局の研修等がある。また、月に一度は必ず園内研修を行っており、職員が受講した研修を他の職員に報告し、情報を共有する場を設けている。なお、これらの研修は、職員一人一人が現場で責任感を持って行動できるようになることを目的としているため、常勤・非常勤の雇用形態にかかわらず、受講できるようにしている。

その他の研修として、新入社員研修、OJTトレーナー制度、ミドルクラス研修、役職着任時に受講する着任時研修等があり、ミドルマネジメント層を育成するための研修体系を充実させている。

4. 今後の展望・課題

今後は家庭のニーズに応えながら、子どもも保育者も笑顔になれるように、安心して安全な保育の向上を目指していくことにより、利用園児を増やすことができる施設にしたい。

以上

子育てトータルサポートセンターcotori

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	株式会社 KTSC 子育てトータルサポートセンター
職員数 (2022年12月1日時点)	役員1名、保育士3名、その他保育従事者1名
定員	特段の定めなし
対象児童	生後57日(2か月)～6歳(未就学児)
保育時間	月～水曜日・金～土曜日 8:30～18:00 ※毎週水曜日は「おやこ広場」を実施
休日	木曜日・日曜日・祝日 ※木曜日、日曜日は事前予約があった場合のみ受入れ
保育料	0歳 1時間当たり 1,500 円 1～6歳 1時間当たり 1,000 円 ※延長保育(7:30～8:30、18:00～19:00)は1時間当たりの保育料+200 円で受入れ

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

神奈川県川崎市多摩区に位置する子育てトータルサポートセンターcotoriは令和4年6月に開園した施設であり、「定期保育事業」「一時預かり保育事業」のほか、「産前産後支援ヘルパー事業」、子育ての多様な悩みに対応する「相談支援事業」、地域の親子が自由かつ気軽に施設を利用できる「広場事業」といった幅広い事業を展開している。川崎市から令和4年10月末に「地域保育園」⁵⁰の認定を受けたことにより、現在は川崎市のホームページ上にも同施設の情報が掲載されている。

同施設は、元々虐待対応ケースワーカーとして自治体で勤務していた3名の職員が、それぞれ子ども家庭支援センターや児童相談所、教育委員会等での勤務経験を経て、令和3年12月に経営主体である「株式会社KTSC 子育てトータルサポートセンター」を立ち上げ、開園に至っている。

施設の立ち上げを行った3名は虐待対応ケースワーカーとして勤務してきたが、相談内容の大半は話を丁寧に聞く事等、人と人との繋がりを通して向き合うことで解決の道筋を見出す事ができる内容であった。こうした経験から「広場事業」といった地域の親子が馴染みを持って自由に通える場所の確保や、一時預かり保育を通じた親子が離れる時間の確保等、家庭や親子を孤立させないようにするための「家族間で起きている問題に対して必要な社会的調整」を意識した対応を行ってきた。

また、同3名の職員は、認可保育所では受入れ家庭の多くがフルタイム勤務であり、預かり保育の枠も多くないことから、就労日数が少なく、リフレッシュ等の理由で一時的に子どもを預けたい家庭のニーズには対応しきれない状況があると感じていた。そのため、開園当初は一時預かり保育の中でも特に「今すぐ利用したい」といった「即日利用」を主たる事業の目的として展開していくことを考えた。しかし、経営面のリスクや子ども・家庭に継続的にかかわることの必要性を重視し、現在は緊急・単発の一時預かり保育の利用枠も確保

⁵⁰ 児童福祉法 35 条第 4 項に規定する保育所の認可を受けていない保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしており、立入調査の結果、継続的に保育ができる体制を確保している認可外保育施設を「川崎市地域保育園」として市のホームページに施設名、所在地、電話番号を掲載している。

しつつも、安定的に保育料収入を確保し、かつ、家庭と密に関わることのできる「定期保育」を主たる事業に据えながら運営している状況である。

（２）運営状況・利用者の状況

現在勤務している職員は5名である。うち3名⁵¹は常勤、2名⁵²は非常勤として勤務を行っている。

保育スペースが広いため利用園児の定員数は定めておらず、生後57日(2か月)⁵³以降の未就学児であれば全て受け入れている。現在の登録者数は一時預かり保育では31名⁵⁴、定期保育では3名である。現在の定期保育を利用する園児の内訳は0歳児、1歳児、2歳児それぞれ1名ずつである。定期保育を利用する家庭は、認可保育所の申請締め切り日以降に児童が誕生しているケースや、一時預かり保育を利用していた家庭が育児負担で定期保育へ移行したケース、家族の介護や病気等、様々な理由で同施設を利用している。一時預かり保育では特に、自動車教習所や通院、上の子どもの行事等、認可保育所では受入れが難しい保護者の用事や、保護者自身が自分の時間をもちたいという目的で利用しているケースが多い。

開所時間は毎週月～水曜日・金～土曜日の8時半～18時であるが、毎週水曜日は「おやこ広場事業」(詳細は後述)を実施しているため定期保育及び一時預かり保育は行っていない(令和4年12月時点)。利用者からの希望があれば延長保育も行っているが、これまで18時半以降の預かり希望はない。木曜日・日曜日・祝日は通常開所していないが、木曜日・日曜日は事前予約がある場合のみ受入れをしている。また、令和5年2月より、未就園児の保育経験として預けたい家庭等、多様なニーズに対応していきたい思いから、就労していない家庭(保育認定を受けていない家庭)限定で週1回もしくは週2回、10～15時で定期保育を行う「ぷち保育」も開始しており、「おやこ広場事業」(詳細は後述)や一時預かり保育事業の利用経験がある家庭から多く利用されている状況である。

また、保育事業に支障がない範囲で対応可能な日程のみ、自宅から施設までの送迎サービス⁵⁵も行っている。ただ、施設側の負担が大きく保育に支障をきたす事もあるため、令和5年4月以降は送迎サービスの廃止、もしくは送迎料の値上げ、駅からのまとまったピックアップ等、対応策を検討中である。

（３）施設の広報・周知

近隣のメディカルモールの小児科医に紹介していただく、近隣の保育施設(川崎市の地域子育て支援センター等)にチラシを設置してもらうなどにより周知を行っている。同施設の利用者の中には、地域子育て支援センターの一時預かり保育を利用できなかったなどの理由で同施設を利用する保護者も多にいる。また、同施設が実施している「おやこ広場事業」(詳細は後述)がきっかけで一時預かり保育の利用につながることも多い。

＜保育の様子＞



⁵¹ 3名のうち、(株)KTSC 子育てトータルサポートセンター代表の吉井氏は社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・歯科衛生士の資格を保有。また、施設長の原田氏は社会福祉士・保育士の資格を保有。

⁵² 2名のうち、1名は保育士資格を有する職員、もう1名は資格を有しない職員。

⁵³ ただし、定期保育を利用する園児のきょうだいでも生後1か月で預かった事例もあるため、応相談。

⁵⁴ 31名のうち、実際の利用園児は29名。

⁵⁵ 送迎料は片道500円/往復1,000円。利用条件は片道20～30分圏内。

同施設は、川崎市から「地域保育園」の認定を受けたことで、令和4年10月末以降は川崎市のホームページ上に同施設の概要が公開されるようになった。そのほか、SNSを用いた広報活動や多摩区役所への相談も行っているものの、利用者確保には苦慮しているところである。

2. 保育の特徴

同施設では、これら定期保育・一時預かり保育といった保育事業と、後述の「相談支援事業」「おやこ広場事業」「産前産後支援ヘルパー事業」といった複数サービスを総合的に提供することで、様々な問題を抱えた家庭のサポートを多方面から行っている。

～「相談支援事業」を通じて、子どもと保護者の抱える課題に継続的に寄り添う～

「公的機関ではできない細やかな、継続的な支援をしたい」との思いから、発達相談を始めとした子育てに関する相談、不登校、夫婦間の問題や保護者自身の悩み等に寄り添い、解決に向けたサポートを行う「相談支援事業」を行っている。相談を通じて、様々な悩みを抱える保護者が今後の道筋を見通せるよう、専門的見地からの助言や、制度の利用方法の紹介等、同施設が継続して関わる「伴走型支援」を大切にしている。

対象年齢は0～18歳の子どもとその家族であり、利用料は初回3000円/1時間半、2回目以降は2000円/1時間である。相談者は、近隣の地域子育て支援センターに設置されているチラシを見ている場合が多い。相談を受ける際は、なるべく保育事業の実施時間と被らないよう、水～木曜日の保育定休日に優先的に対応している。

現在は複数の家庭に継続的に利用頂いており、子ども本人や保護者が目指す姿を確認しながら、利用者の求めるサポートをその都度行っている。相談に応じる際は、相談者にとって最も効果的と思われる方法ととり必要に応じて、子ども/保護者と、それぞれ別々に話を聞く機会を設けるなどしている。

同施設では、一度、相談に来れば解決する事ばかりではないため、継続的にいつでも相談できかつ、場合によっては子どもと距離を取ることができる場所を提供することが不可欠であると考えている。そのため、特に小さい子どものいる家庭については、相談支援事業だけではなく、一時預かり保育等も活用して、保護者の負担軽減につなげてほしいと考えている。

～「おやこ広場」は毎週水曜日、保護者同士の「待ち合わせの場」～

毎週水曜日には、保育施設に入所していない0～1歳の子どもと保護者を対象としたイベント(ワークショップ)やコミュニケーションの場として「おやこ広場」を開催している。基本的に、午前中にイベント(月に数回)を行ったのち13時半～16時半の間で保育施設を開放しており、参加費は500円である。

イベントでは、工作やリズム、ベビーマッサージ等のプログラムを行っている。講師は地域の方から紹介を受けた外部講師に謝礼を支払う形で依頼する場合もあれば、同施設のスタッフで対応する場合もある。特に、季節ごとの工作を行うプログラムは大変評判が良く継続的に実施しており、これは工作が得意な同施設のスタッフで対応している。

＜イベントのチラシ＞

子育てトータルサポートセンターcotoriの 11月おやこ広場イベントのお知らせ

cotoriでは毎週水曜日、地域の子育て中の皆様のお役に立ち、楽しんでいただくためのイベントを企画しています。11月は親子で一緒に楽しめるイベント、お母様が息づける時間を設定しました！ お気軽にいらしてください

11/2 13時～ フリースタイル
■500円 (施設維持費)
お勤めハーブティーを飲みながらママ同士でゆっくりおしゃべりするのはいかがですか。

11/9 13時～ 何でも歯科相談
■600円 (施設維持費)
歯科衛生士さんにお口の疑問、歯磨きの仕方など…何でも聞いてください！

11/16 13時～ フリースタイル
■500円 (施設維持費)
いつものハーブティーに加え、今回はおいしいお菓子作り「リース・カクテル」のトリックパッキングを企画しました。フェム系やハーブの香りが大人の味、もちろんアルコールは入っていません！ コーヒー一杯の社会貢献しませんか？

11/30 10時～ ともだち先生のパピちゃんリトミック
■参加費:1500円 (要予約)
♪ちよっぴ早く、あわてんぼうのサンタさんがくるかも！
♪ソリに乗って遊ぼう！
♪ちよっぴはってソリーを作ろう！
♪先週の発表あそび
♪フォトスペースでお写真可憐い！
♪写真が自由に撮れます！

子育てトータルサポートセンターcotori
〒214-0035 川崎市多摩区長沢2-2-1
☎044-789-5855

12月おやこ広場イベントのお知らせ

cotoriは地域保育園になりました！
cotoriでは毎週水曜日に地域の皆様のお役に立ち、皆様楽しんでいただけるイベントをご用意しています。12月はクリスマスイベントがたくさん！皆様の御参加をお待ちしています！

12/7 11時～12時 親子で楽しむクリスマス献立☆多
■予約制 ※4名以上で開催
■参加費 1500円 (お昼の軽食付き)！
栄養士のまりえ先生が献立レシピを伝授！盛り付けのコツなど丁寧に教えてくれます！
試食できます！

親子で作ろう！スノーボール
12/14 13時～ クリスマス工作
■参加費 600円 (材料費込み)

12/21 10時～12時 クリスマスフォト撮影
毎回大好評！！
※1先生のイベントフォト第3弾！
今回はクリスマス仕様です！！
studio cotori 開催です！！
■予約制
■参加費 1500円
※撮影は1台1ポーズ10分程度(15分まで) (7ショット)
※撮影写真がすぐに写ります

感謝の茶話会
12/28 13時～ ※施設維持費500円
6月のオープンから多くの方に感謝し頂き、スタッフ一同心より御礼申し上げます。感謝の気持ちを込め、心ばかりのデザートをご用意してお待ちしています。

子育てトータルサポートセンターcotori
〒214-0035 川崎市多摩区長沢2-2-1
☎044-789-5855

年明けは1/4からです！
公式LINE インスタグラム

一方、広場では「お茶の時間」を設けており、子どもと少し離れ、他の保護者とお茶を飲みながらコミュニケーションが取れる機会を設けている。他の地域子育て支援センターでは子どもの見守りは保護者自身が行うことになっており、このような「子どもと離れられる」フォローは行われていない事が多いため、保護者の息抜きや情報交換等、重要な役割を果たしていると感じている。このようなサービスもあっても、参加者は毎週固定化され、紹介等により増加し続けている状況である。最初は少なかったものの、地域の公的な子育て支援センターでチラシを見て参加する保護者も多く、最近では1回につき10～15組程度の親子が参加している。

また、前述の「相談支援事業」を利用するまではないものの、話を聞いて欲しいといった保護者の希望も、おやこ広場で随時受付けている。必要に応じて外部から栄養士を招いて子どもの食事関連の相談や、歯科衛生士の資格を有するスタッフが歯科関連の相談等にも対応している。おやこ広場のこうした利用が一時期保育等の利用につながる場合もある。

＜「おやこ広場」の様子＞



～保育だけでなく、家事支援のニーズにも応える「産前産後支援ヘルパー事業」～

同施設では令和4年6月より、「産前産後支援ヘルパー事業」として、調理師・保育士の資格を有するフリーのベビーシッターと同施設が契約を締結し、育児や家事等の手伝いとして利用希望があった場合には利用者の自宅へ派遣を行っている。対象年齢は保育事業同様、生後 57 日(2か月)以降の未就学児で、同施設の定期保育や一時預かり保育の利用者以外も利用可能であり、対応可能日は毎週月～水曜日・金～土曜日の9～17時(木曜日は応相談)、利用料金は2時間当たり 4500 円である。利用者との日程調整等もベビーシッターと利用者間で直接行い、月1回ペースでベビーシッターから同施設に対して、シッティング内容の報告書の提出を求めている。

令和4年 12 月 1 日時点で川崎市には保育に関する委託事業が無いため、同施設は「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」⁵⁶の認定事業者として市へ申請することを検討している。しかし、認定事業者の申請要件に「育児支援又は家事支援に1年以上の実績があること」と定められている⁵⁷ため、まずは要件を満たすべく当サービスを実施しているところである。この事業を通じて、家事支援のみならず「保護者が家事を行う間に子どもと遊んでほしい」といった、施設での一時預かり保育の利用者とは異なるニーズに対応していきたいと考えている。

～その他～

保護者の負担を少しでも減らしたい思いから、給食も希望者に対しては毎日提供している。食品衛生管理者の資格を保有するスタッフが、離乳食の有無やアレルギー、好み、食べやすい形状、栄養等を考えながら食事を提供している。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～オンラインの活用により、より質の高い保育・相談支援事業を提供～

保護者との連絡ツールとして SNS を活用したり、相談支援事業において距離面・体調面等で施設に来られない保護者に対しては Web 会議サービスを活用してオンライン相談を行ったりなど、オンラインの活用も積極的に進めているところである。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～多角的な事業を通じて保護者の SOS に手を差し伸べたい～

立ち上げ者の3名は虐待対応ケースワーカーとして勤務してきたからこそ、親子間の諸問題を未然に防止する重要性を強く感じており、週1回のおやこ広場で継続的に親子の姿を見守っていくことを通じて、保護者の SOS を即座に受け止めたり、保護者が困ったときにいつでも相談できたりする環境作りに努めている。

また、同施設では保育事業、相談支援事業、おやこ広場事業、産前産後支援ヘルパー事業といった多角的な事業を展開しているが、その根底にも「保護者の SOS を即座に受け止める」といった目的がある。実際は「おやこ広場」事業のニーズが最も多く、おやこ広場の利用がきっかけで一時預かり保育等の利用にもつながる場合があることから、多角的な事業経営はこの目的に大きく貢献していると考えられる。今後の経営を考えると、何か一つ安定的な収益を得られる「柱」となる事業を築いていくことも必要であるが、そうした中で

⁵⁶ <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030633.html>

⁵⁷ 川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業実施要綱 第3条(3)

も、保護者の SOS に手を差し伸べるといった目的を考えると、多角的な事業展開は今後も続けていきたい。

～感染症対策等、保育従事者の知識の継続的なアップデートを図る～

保育の質の向上に向けた取組みといった観点からも、今後は感染症対策のためのスキル等、子どもへの接し方以外の面において重点的に保育従事者の研修等を行い、継続的に知識をアップデートしていく必要があると感じている。

～乳児期の子どもをメインターゲットとし、大人との密なかかわりを生む～

同施設では、小規模な施設である特徴を生かし、0～2歳をメインターゲットとして保育事業を行っているため、今後も乳児期の子どもに対しては特に、大人との密なかかわりを提供していきたいと考えている。これは、0～2歳の乳児期は個別のペースに応じて、ゆっくり過ごしていくことが重要との考えから、小規模集団の中で大人との愛着関係を形成していきたいという思いによるものである。近年、YouTube やアプリ等、子ども向けの知育ツールも各段に増えているが、同施設では子どもが大人との直接的なかかわりの中で子ども自身が発揮する育つ力を大切にしている。

一方、3歳以上は大きな集団の中で、適宜外に出て遊ぶことなどが望ましいと考えている。3歳になれば認可保育所に入所できる可能性も高くなるため、同施設よりも大規模な施設へ入所することを勧めることもある。

(2) 施設が認識している今後の課題

～同じ思いを持った施設が増えてほしい～

同施設のように様々な事業を通じて保護者を支えることで、家庭の営みを支えることにつながると考えている。しかし、今後さらに生活様式や家族の形の変化が予想される中で、1施設のみで行うのは限界がある。今後同施設と同じような思いのもとに、保護者の手助けを行う事業者が増えてほしいと願っている。

～収益性の低さ～

ケースワーカーとして勤務していた経験を活かし、難しい家庭のサポートに対応し、保護者の負担軽減にもつながるサービスを提供したい思いで施設を開設したが、経営的には難しい状況が続いている。

そこで、行政から補助を受けて運営する保育施設に準じて安価に設定していた利用料価格を、令和5年4月以降、家庭の負担を極力増やさない範囲での値上げを行うことを計画している。具体的には、就労家庭の定期保育料はある程度増額することと、現状、定期保育／一時預かり保育(1時間単位)の2種類のみのプランを「週2ショート」「週3ショート」「週3ロング」のように保育日数や時間に応じて細かく選択できるようにすることを検討している。実際、前述の通り令和5年2月からは週1回または週2回の定期保育利用のための「ぷち保育」事業を開始した。保育料を値上げはするものの、利用者の多様なニーズに応えられるように設定することで、利用者の間口を閉じないよう意識しているところである。また、経営面を考慮した際、利用料の値上げのほかにも、将来的には認可保育所への移行までいかなくとも川崎市の認定保育所となり、補助を受けることも希望している。

以上

小さな保育園ともそだち

施設区分	ベビーホテル
経営主体	株式会社ともそだち
職員数 (2022年12月1日時点)	常勤保育士2名、非常勤保育士4名、保育補助5名、調理員1名
定員	【月極保育】 0歳児6名、1～2歳児13名、3歳児3名 【一時預かり保育】 年齢にかかわらず3名
対象児童	【月極保育】 生後2か月～就学前 【一時預かり保育】 満1歳～就学前
保育時間	【月極保育】 月～土曜日 7:00～20:00 【一時預かり保育】 月～金曜日 8:00～18:00、土曜日 9:00～17:00
休日	日曜日・祝日
保育料	【月極保育】 ・71,000～82,000円/月 ※上記は1日8時間、週5日利用する場合。利用時間・日数により料金は変動する ※その他、入園料や冷暖房費、施設管理費等が別途発生 ※練馬区による保育料助成制度あり 【一時預かり保育】 ・登録料 10,000円/年。その後は更新料 5,000円/年 ・基本保育料 700～2,000円/h ※時間帯、年齢により料金が変わる ※食事を希望する場合は1回 400円(おやつ代別途 100円)

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

小さな保育園ともそだちは東京都練馬区のベビーホテルである。園長の相田氏は、イギリスで保育に携わっており、また、帰国後は児童養護施設や認可保育所での勤務経験がある。認可保育所には10年程度勤務していたが、当時勤務していた認可保育所では、ある程度のまとまった人数の子どもたちを保育していたこともあり、子ども一人一人の発達に寄り添った保育を実践できていないという思いがあった。例えば集合遊具の遊び方でも「網のぼりは0歳以上」といった画一的なルールを設定するなど、同じ年齢の子どもであっても発達状況によっては問題なくチャレンジできる子どももいるはずなのに、子どもたちの「やりたい」といった意欲よりも全体を律することに重きを置いてしまっていた。また、認可保育所では、事務作業等の保育以外の業務も多く、余裕を持って子どもたちに接することが難しいこともあった。

このような経験が重なる中で、「子ども一人一人が抱く小さな好奇心に応えたい。好奇心に応え、チャレンジできる場を与えてあげることが、子どもの成長につながる。」との思いが募り、その思いを実現させるような施設を作ろうと認可保育所を退職、その後土地・物件探しを経て2016年に同施設の開園に至った。

(2) 運営状況・利用者の状況

同施設では、月曜日から土曜日に、定期的に子どもを預ける「月極保育」と「一時預かり保育」を行っている。対象年齢は月極保育の場合生後2か月～就学前、一時預かり保育の場合満1歳～就学前である。

保育料は様々なパターンがあり、下表の通りとなっている。なお、同施設が立地している練馬区では、認可外保育施設保育料補助金制度があり、保護者の負担軽減につながっている(詳細は後述)。

<保育料>

【月極保育】※入園料 30,000 円、更新料 10,000 円

	8時間	9時間	10 時間
0歳児	81,000 円	90,000 円	97,000 円
1～2歳児	78,000 円	87,000 円	94,000 円
3歳児	71,000 円	80,000 円	88,000 円

※1週間当たりの利用日数によって金額は変動する。本稿で掲載しているのは週5日利用の場合

※上記に加え、冷暖房費(年額 5,000 円)、施設管理費(月額 1,000 円)

※食費は1回 500 円(おやつ代含む)、月額 7,700 円

【一時預かり保育】※登録料 10,000 円、更新料 5,000 円

	1～2歳児	3歳児以上
16 時間分	17,600 円(1,100 円/h)	14,400 円(900 円/h)
32 時間分	32,000 円(1,000 円/h)	25,600 円(800 円/h)
48 時間分	43,200 円(900 円/h)	33,600 円(700 円/h)

※上記はチケットを利用する場合。チケット以外での利用は基本料金 1,600 円/h、予定時間外 2,000 円/h。他にも短日パック料金(4時間 6,000 円、8時間 11,500 円)あり

※上記に加え、食費は1回 400 円(おやつ代は別途 100 円)

月極保育の利用家庭の多くは、認可保育所に入れなかった家庭である。練馬区は待機児童0名と発表しているものの、全ての家庭が第一希望の施設に入所できるわけではない。そのため、希望する保育施設に空きがでるまで同施設を利用する家庭もある。その他にも、保育認定を受けていない家庭も利用している。現在は在籍していないが、発達に遅れがある子どもを受け入れたこともあり、障害のある子どもも受け入れる方針である。

一時預かり保育を利用している理由は様々で、保護者が土日もある場合や、兄弟の習い事に対応しなければならない場合等がある。幼稚園と併用利用しているケースもある。

(3) 施設の広報・周知

開園当初は近隣の住宅にチラシを投函したり、近隣の子育て支援センター等で保護者に直接チラシを渡したりしていた。ある程度認知度も上がったことから現在は行っていないが、引き続き関連施設にチラシを置かせてもらっている。

2. 保育の特徴

～子どもの好奇心に応えるきめ細やかな保育の実施～

「子ども一人一人の好奇心に応えたい」という相田氏の思いのもと、子ども一人一人の好奇心を大切に、寄り添う保育を行うことを心がけている。例えば、段差等を登ろうとする子どもがいた場合に、頭ごなしに「ダメ」と言うのではなく、怪我をしないよう周囲にクッションを敷くなどして、まずはやろうとすることを尊重する。大きな怪我をさせないことは大前提の上で、できる限り子どもの挑戦を応援したいと考えている。こういった保育方針は、会議のたびに相田氏が他の保育士に対して伝えている。

～余裕を持った保育従事者の配置により、丁寧な対応が可能に～

上記のような子どものチャレンジを尊重する保育が可能となっている理由として、余裕を持った保育従事者の配置が挙げられる。同施設では認可外保育施設指導監督基準にて定められている配置基準よりも、常時1～2名多くの保育従事者を配置している。その結果保育士等が余裕を持って子どもたちに接することができるようになり、子ども一人一人に対して丁寧に対応することができる。一方で、多くの保育従事者を配置することで人件費の増額に繋がるというデメリットもある。しかしながら、目指す保育の実現のために、今後も現在の配置は維持していく予定である。

～ライブカメラの設置により、保護者の不安を払拭～

同施設では施設内にライブカメラを設置し、施設の様子を配信している。ライブカメラは当初は防犯対策のために設置されたものだったが、保護者への配信用とすることで、保護者の「認可外保育施設＝保育の質が低い」というイメージを払拭し、安心して子どもを預けられるような環境整備につながっている。保護者は専用アプリを通じていつでも施設の様子を確認ことができ、コロナ禍で子どもに長期間会えていない祖父母が配信動画を見ている家庭もある。

<ライブカメラでの配信の様子>



～その他～

同施設では一つの大きな部屋を区切った上で、乳児期から縦割り保育を行っている。そのため、自分と異なる年齢の子どもと常にコミュニケーションが取れる環境となっている。異年齢保育の実施によって、小さな子どもの好奇心が刺激されることが期待できるとともに、一つの家族のようなあたたかな雰囲気での保育が可能となる。

<日々の保育の様子>



3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～オンラインツールや SNS を活用して、子どもの様子や関連情報を全保育士間で共有～

毎月1回、同施設に勤務する職員と会議を行っており、子どもや家庭の様子をシェアするとともに相田氏の保育に対する思いや考え方を伝えるようにしている。また、都や区が実施する研修の受講も促している。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～認可外保育施設の可能性を探りたい～

相田氏は、保育認定を受けていない家庭も、育児に行き詰まったり、悩みを抱えたりしている人たちと子育てを分かち合いたいというニーズがあり、そうした家庭を支援する場として認可外保育施設は必要だと考えている。そのため「保育認定を受けていない家庭を支援する」「補助金を得て安定的に運営する」の双方を叶えられるよう、いずれは東京都の認証保育所へ移行したいという思いがある。同施設では開園時から、認証保育所への移行を見据えており、相田氏は認証保育所の基準を満たす、避難口や建物の検査済証がある物件を探していた。しかしながら現在の物件は、検査済証がないことが契約後に判明し、認証保育所へ移行しようとするならば新たな物件を探さないとはいけない状況である。加えて、練馬区には既に小規模保育事業所が 50 施設程度あることもあり、同施設のような小規模な保育所が認証保育所へ移行するにはハードルが高い可能性があるかと相田氏は考えている。

さらに、同施設が社会で果たしていく役割や展開可能性を探るためにも、今後は行政との連携を強めたいと相田氏は考えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～少ない常勤保育士では保育の質の確保・向上に向けた取組みの実施が難しい～

同施設における常勤保育士は相田氏を含めて2名である。本来であれば常勤保育士を増やし、ある程度の長時間保育に携わることで保育の質も向上していくと思われる。しかしながら、年間を通じて常に利用園児を確保できていない状況を踏まえると、安易に常勤保育士を増やすことはできない。

～経営基盤の確保に向けた利用者確保のためにも自治体独自の助成金の周知が必要～

同施設では配置基準よりも多くの保育従事者を配置しているため、人件費がかさみ、経営は厳しい。保育料を引き上げることも利益を増やすための手段の一つであることは認識しているが、子育て世帯を支援したいのに、無尽蔵に保育料を引き上げることはできないと考えている。

収益の確保のためには利用者の確保が必要だが、認可保育所に入れなかった家庭が認可保育所に入所できるまでの間のみ同施設を利用する家庭が多く、認可保育所のように年間を通じて安定して利用者を確保することが難しい。保育認定を受けた家庭はまずは認可保育所への入所を希望するし、保育認定を受けていない家庭も保育料の負担がネックになっているのかなかなか入所まで至らない状況であり、課題を感じている。練馬区では、「練馬区に在住していること」「指導監督基準を満たした認可外保育施設と月極で月160時間以上の入所契約を締結」していることなどを条件として、2022年12月時点で月額保育料を20,000～67,000円助成している⁵⁸。保育認定を受けていない家庭を対象とした助成金制度は全国的にも多くはないと認識しているが、同施設の利用家庭も、助成対象となっていることを知らない家庭が多かった。この助成金の存在をより周知することで、特に保育認定を受けていない家庭が同施設の利用を検討する一助になると考えている。

以上

⁵⁸ 補助額は子どもの年齢や課税状況によって異なる。3～5歳児クラスの場合課税状況にかかわらず20,000円、0～2歳児クラスでは非課税世帯で25,000円、課税世帯で第一子40,000円第二子54,000円第三子67,000円である。ただし無償化を受けている場合、保育料から無償化の給付額を引いた額が上限。

協栄流通株式会社 キッズルームのだ

施設区分	企業主導型保育事業所
経営主体	協栄流通株式会社
職員数 (2022年11月1日時点)	保育士(園長含む)4名、調理師1名
定員	19名
対象児童	生後6か月～小学校就学前
保育時間	金～土曜日を除く8:30～19:30
休日	金～土曜日
保育料	0～2歳児 30,000円/月 3～5歳児 20,000円/月

※同社は企業主導型保育事業所、事業所内保育施設（認可外保育施設）の2施設を運営している。

本記録では主に企業主導型保育事業所について記載しているが、適宜事業所内保育施設についても言及している。

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

協栄流通株式会社は、コープデリ生活協同組合連合会 100%出資の物流専門子会社として、生協の宅配(コープデリ)にかかわる物流業務、生協店舗向けの商品仕分け・出荷業務等を行っている。関東・信越地域に18の拠点を有するが、うち栃木県小山市・千葉県野田市にある二つの集品センターに、従業員(主にパートタイム従業員)が利用可能な保育施設を併設している。

二つの保育施設のうち、先に開園したのは栃木県小山市の『キッズルームおやま』(以降は括弧なし表記)である。同社物流センターの仕分け業務は省人化・省力化が進んでいるものの、いまだ多くのパート社員の手で仕分けが行われており、若い世代含めて多くの採用が必要な業態となっている。しかし、これから仕事を始めようとする主婦は「預けられる場所がなければ働けない」「働いていないと預ける場所を確保できない」ということから、応募採用に至りにくい。加えて、小山のセンターは冷凍・冷蔵商品の仕分け施設であることから、労働環境の面でも安定した雇用を確保することは課題となっている。より多くの方の応募・採用につなげ、安定した体制を確保するために、事業所内保育施設を設置している。

千葉県野田市にある『キッズルームのだ』(以降は括弧なし表記)は、2017年に竣工した「野田船形物流センター」の建物内に開園した。開園当時は認可保育所の待機児童増加が社会問題化していた時期で、野田市でも待機児童がいたことから、物流センターの安定した従業員確保において、有効な施設であろうと考えた。

同施設の設置に当たっては、小山の施設とは違い、内閣府の「企業主導型保育事業」が始まり、助成金利用を案内していた時期でもあったことから、保育施設の運営委託会社とも相談し、助成金を利用した「企業主導型保育事業所」として開園することを判断した。

(2) 運営状況・利用者の状況

施設運営は、野田(キッズルームのだ)小山(キッズルームおやま)ともに同じ「運営委託会社」に委託している。いくつかの事業者とも商談相談したが、最も実績があり保育内容・サービスにも共感できる(保育内容については後述)事業者を選定した。

キッズルームのだけは、子どもが0歳から小学校入学前まで利用可能である。保育時間は、物流センターの勤務時間(9～17時)にあわせて金～土曜日を除く日の8時～17時15分としている(残業時は19時半まで利用可能)。保育士は常勤換算で2.5名、実人数で4名(1名がフルタイム・3名がパートタイム勤務)おり、全員が保育士資格保有者である。そのほか、給食提供のための調理師を1名雇用している。

従業員が同保育施設を利用できるか否か、すなわち保育が必要であることについての確認は、国が定める保育認定の基準に照らし、かつ物流センターにおいて(午前勤務&午後勤務の組み合わせなどの)勤務シフトを調整する必要も問題も生じない「9時勤務開始で1日5時間以上×週5日勤務」を基本としている。

保護者の多くは、キッズルームのだの利用を前提に同社へ入社する者であるため、認可保育所の利用は希望せず、勤務する日に同施設を利用する。同社は勤務日に当たる日曜日・祝日も稼働しており、認可保育所へ入所する場合にも、日曜日・祝日の預け先を探さなければならないことも、併用が少ない理由の一つであろう。

利用定員19名に対し、開園当初は定員を上回る利用希望があったものの、その後の約4年の間に利用希望数は急激に減り、令和4年12月時点の園児数は0歳児1名、2歳児2名と、園児の確保には苦慮している。これは、野田市全体の待機児童が減少したことにより同社の採用におけるセールスポイントでもある「保育施設利用可」の魅力が薄れ、物流センターの従業員確保に活かせなくなったことが影響している。

また、保育無償化もあって、多くの子どもが3歳児になるタイミングで認可保育所や幼稚園に転園する。このことも、園児確保に苦しむ原因の一つとなっている。

なお、小山市の保育施設はフルタイム(5時間以上)勤務でなくとも利用可能である。開園当初はフルタイム勤務者のみ採用する(=同施設を利用可能とする)想定であったが、それでは応募が集まらず、新たに「9～13時」という勤務時間枠を設けた。すると、子育て世代の女性を採用できるようになり、保育施設の利用も定員の50%強程度(利用定員20名に対し平均利用園児数12～13名程度)を維持している。

(3) 施設の広報・周知

従業員募集の広告に、保育施設利用可であることを明記しアピールしている。多くの経費をかけてフリーペーパー・求人サイト・送迎バスのラッピング等へ広告を掲載しているが、効果が十分とはいえない。

＜日々の保育の様子＞



2. 保育の特徴

～従業員向け保育施設であるからこそその利便性と安心感～

上述の通り、同施設は従業員の勤務日に応じた開所日・開所時間としているため、他の保育施設では子どもを預けることができない日曜日・祝日にも利用できることは、大きな特徴の一つといえるだろう。

また、保育時間中に物流センターの周りを散歩したり、季節のイベント時には、子どもたちがコスチュームを着て勤務後の保護者と一緒に写真を撮ったりもした。保育の場所と保護者の勤務場所が近いと、保護者は子の、子は保護者の存在を感じながら過ごすことができる。なお、物流施設内を散歩することは、他の従業員に保育施設の存在を認知してもらうねらいもある。

～個を尊重する関わり～

運営委託先が重視するのは、個人を尊重する保育である。子ども一人一人はもちろんのこと、日々の連絡帳で1日の子どもの様子を丁寧に伝えるなど、個々の家庭とのかかわりも大切に考えている。事業所内にある保育施設であるがゆえ、なお一層のこと、保育士は保護者がどのような1日を経て子どもを迎えに来ているのかを理解している。そのため、子どもを迎えにきた保護者に疲れた様子等がみられた場合には声を掛けるなどのコミュニケーションが見られる。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～月1回の協議会を通じて保育の状況と課題を確認～

月に1回、同社人事教育課の施設運営担当が、園長及び委託先の責任者と定例協議を行い、保育の状況(設備備品等含む)を確認している。直近では、入院を経て保育施設に復帰した子どもの服薬について情報共有を行い、保育士の数を増やしてしっかり把握・支援を行っていくことについて確認した。室内の湿度の変化についても協議したところである。なお、定例協議のあとは施設運営担当が保育施設内に入り、子どもの様子を目で見て確認するようにしている。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～運営形態に応じた安定的な運営を～

現状、キッズルームのだけは企業主導型保育事業所として、キッズルームおやまは公的な補助を受けない施設として運営しているが、両者の収益に、大きな差はない。キッズルームのだけは助成金収入がある一方で、企業主導型保育事業所の要件を満たすための運営費(=委託費)が若干高めとなっている。園児数の少ない中、例えば風邪が流行る時期には1名しか登園しないような日もあるが、それでも2名の保育士と調理師を常駐させなければならない、その分の人件費がかかる。

キッズルームおやまは助成金収入がない一方で、園児数にあわせて保育士の配置数を調整する・午前勤務パートタイム勤務者が多いので弁当を持ち込みにするなど柔軟な対応が可能である。また、園児数が多いため、一定程度の保育料も見込める。他方、従業員確保のためにパートタイムの半日勤務枠を設けたがゆえに、従業員の業務における勤務シフトの調整が難しいといった事業運営面の課題はある。助成金を得て運営するのがよいか、得ずに運営するのがよいか、一長一短などところがあり難しいが、それぞれの運営形態に応じた安定的な運営のあり方を、従業員の雇用管理という観点も踏まえつつ模索していかなければならない。

一企業の努力だけでは子育て世代の採用は厳しい状況が続いている。行政には、子どもを持つ幸福感

を十分に感じられるような施策を是非とも整備していただきたい。

（２）施設が認識している今後の課題

～子どもが育つ場として、一定の利用園児数確保が不可欠～

キッズルームおやまはパートタイムの半日勤務者も受け入れているため利用が堅調であり、子どもにとっても保育士にとっても適切な園児数を維持できている。一方で、キッズルームのみの利用園児集めは課題である。キッズルームのども従業員の福利厚生の一環として運営する施設なので、定員いっぱいまで利用を集めて収益を確保したいとは考えていないが、子どもの成長を考慮すると、キッズルームのどもキッズルームおやまくらいの人数で保育ができることが望ましい。

この点について以前、何かよい対応策がないかと自治体の担当者に相談したことがあったが、駅から離れた場所にある施設なので、地域枠を設けてもあまり効果がないのではという回答であった。他方、物流センター内には他社の従業員も常駐しているため、そこに利用の門戸を開くことができればよいが、同社と異なる勤務形態で働く他社従業員は、キッズルームのみの利用要件（日～木曜出勤等）に該当せず、現状利用可となっていない。利用園児確保のためには、利用対象を広げていくための各所との調整等が必要になるだろう。

以上

ひだまりキッズ

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	特定非営利活動法人だいじょうぶ
職員数 (2022年12月7日時点)	3名(うち、保育士(常勤)1名、子育て支援員(非常勤)2名)
定員	5名
対象児童	0歳(生後20日程度)～6歳(就学前) ※日光市要保護児童対策地域協議会で育児にリスクを認められた家庭の子どもに限る ※例外的に経営主体が独自に子どもの受入れを行うこともある
保育時間	月～金曜日 8:30～17:30(状況により18:30、19:30まで) ※必要に応じて土曜日も開所
休日	土～日曜日・祝日、年末年始 ※休日も状況により、スタッフが待機
保育料	全額無料 ※必要に応じて無料送迎サービスも実施

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

ひだまりキッズは、栃木県日光市にてNPO法人だいじょうぶが運営する認可外保育施設である。2005年に設立した同法人は、児童虐待防止を目的に「相談事業」「養育困難家庭への訪問事業」「支援の必要な子どもの居場所『ひだまり』事業」「ひだまりキッズ(認可外保育施設)事業」「中高生の居場所・中退防止事業『のんびりカフェ』」「ショートステイ事業」「自立に向けた母子のステップハウス事業」「親教育プログラム」「地域共同プロジェクト『日光子ども応援隊』』といった様々な事業を行っている。NPO法人の立ち上げ当初は「ショートステイ事業」「相談事業」「養育困難家庭への訪問事業」のみ実施していたが、「相談事業」を通じて虐待やネグレクト等の相談を受ける活動を続ける中で、養育を補うための訪問支援を提案しても、他者を家に入れ支援を受けることへの抵抗から、相談員が保護者から拒否され支援が難しいケースが多くあることがわかってきた。そういったケースに対応するため、支援の必要な子どもに対して一時預かり保育を行い、継続的に食事や入浴、洗濯等のサポートを行うほか、保護者も悩みを相談できる居場所として、2010年7月(Your Place ひだまり)、2014年4月(高德ひだまり)、2021年4月(子どもの居場所キリフリ(自然体験型))に日光市内3か所で「ひだまり」事業を開始した。

開始当初は、利用する子どもの年齢層が主に小学生から高校生と比較的高かったため、子育て経験のある(資格を持たない)女性スタッフが対応していたが、徐々に乳幼児の園児も増え保育リスクが伴うことから、保育士のような専門的なスタッフが対応する必要性が出てきた。そこで、そうした専門的なスタッフが対応できるようにするとともに、事故等の発生時にも適切な対応がとれるよう、認可外保育施設として2016年7月に同じく日光市内に「ひだまりキッズ」を立ち上げた。

ひだまりキッズの立ち上げに際して、当初は認可保育所としての運営も検討したが、日光市の認可保育所が統廃合を進め施設数を減らしている状況にあったため、新たな認可保育所を開園するのは難しかった。また、認可保育所の場合、市役所の許可が下りれば誰でも入所することができるため、虐待リスクのある

家庭に特化した対応や、少人数に対して個別に柔軟な対応を取ることが難しくなる。そのため、日光市の家庭児童相談室と連携し、虐待リスクのある家庭や支援が必要な家庭への対応に特化した認可外保育施設として運営するに至った。

（２）運営状況・利用者の状況

同施設では、日光市要保護児童対策地域協議会⁵⁹にて虐待のリスクがあり支援が必要と判断された家庭の子どもを受け入れている。虐待リスクは産後直後に高まる危険性があることも考慮し、生後 20 日程度の新生児でも退院と同時に受け入れたこともある。

日光市要保護児童対策地域協議会にて支援が必要と判断されると、同市の家庭児童相談室の家庭相談員⁶⁰が、支援が必要と判断された家庭の保護者に対して、「無料の保育施設」として同施設を紹介する形を取っている。入所後も、家庭相談員が家庭訪問等を通じて家庭の状況を継続的に見守る体制を取っているため、施設での子どもや保護者の様子と双方で頻繁に情報共有を行いながら、子どもや保護者の丁寧な状況把握に努めている。

その他、家庭児童相談室や同法人の相談事業を通じて特に支援が必要と判断された家庭の場合は、要保護児童対策地域協議会への報告が行われる前であっても、家庭児童相談室の利用手続きが完了するまで、例外的に同法人が独自に子どもの受入れを行うこともある。このような受入れ体制をとっているため、同施設に関する一般に向けた広報・周知等は行っていない。

同施設の開所時間は月～金曜日の8時半～17時半である。子どものみの一時的預かり保育も行っているが、子どもと保護者が一緒に来園し時間を過ごす場所としても頻繁に利用されている。利用者の中には、週2回程度定期的に利用する家庭が多い。定員は面積基準上5名となっているが、実際は保護者も一緒に同施設の同じ空間で過ごす場合もあるため、同じ時間帯には1～2家庭程度の受入れとなっている。保護者も日々の育児ストレスにより泣き出してしまうこともあるため、スタッフは全3名のうち、保護者の対応に1名、子どもの対応に1名、給食担当として1名の体制としている。

また、保護者と子どもと一緒に同施設を利用している中で別の家庭の子どもを単独で預かると、保護者がいない側の子どもが保護者を求めてしまい、精神的に不安定になってしまうこともあった。そのため、同時に受け入れる家庭数を制限し、午前中は2家庭、夕方以降は1家庭に限定している。中には、他の保育施設に既に通っている園児もいるため、保護者の負担を軽減する目的で、そのような家庭に対しては夕方他保育施設から同施設までの送迎を行い、夕方から夜まで同施設で預かり、夕食・入浴・洗濯・着替えといった寝る準備まで済ませてから各家庭に帰る形を取っている。

2. 保育の特徴

～親子の居場所となるような家庭的な施設作り～

施設内は徹底的に家庭的な空間をイメージしており、親子に対して自宅で過ごすような安心感を与えられるよう工夫している。具体的には、台所とダイニングテーブルを設置しており、スタッフが調理を行い親子で食卓を囲める形になっている。また、浴室を完備しているほか、保育士の元で子どものトイレトレーニングができるよう、幼児用トイレのすぐ横に大人用のトイレを設置している。

⁵⁹ 虐待を受けている子どもを始めとする要支援児童等の早期発見と適切な保護または支援を図ることを目的として、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関。

⁶⁰ 広域的な児童相談所では対応できない比較的小さな地域を単位に、心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、常勤の社会福祉主事と連携して応じるとともに必要な指導を行う。

～子育てに当たり「頼れる存在」として、保護者へのサポート～

保護者に対しては、近くに頼れる存在があることを感じてもらうため、その時の保護者の様子やニーズに合わせて、布団を敷いて休む場を提供したり、手作りの食事を提供したり、話を徹底的に聞いたりなどの対応を取っている。

また、同施設を利用する家庭の中には、子どものおむつかぶれや体の汚れがそのままになっていたり、衣服のサイズが合っていないなかったりするなど適切なケアができていない場合もある。そのような状態に陥っているのは、保護者自身も子育てで行き詰ったときに頼れる場所がないことも要因の一つであるので、同施設のスタッフが保護者に対して養育の基本を教えることはもちろん、保護者が再び我が子を愛おしいと思えるよう、保護者に代わって沐浴を行い、身支度を整えるなどの支援を行うことで、年単位といった長期的なスパンで、親子が元気になっていくのを支えている。こうした支援が、保護者だけでなく子どもにとっても、辛い時にいつでも戻って来られる居場所があること、裏切らない大人が存在していることに気づく体験にもつながると同施設では考えている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～理事長による保護者向けのスーパーバイズと法人内での事例検討～

同法人では、子どもを虐待してしまう保護者の回復を目指す、保護者向けのトレーニングプログラム「MY TREEペアレンツ・プログラム」⁶¹を開講している。同法人の理事長を中心に、法人内で3名がファシリテーター資格を取得し、県内の希望者を対象に、栃木県宇都宮市の公共施設で2012年以降毎年、全13回のプログラムと面接等を3～4か月に渡り実施している。そのノウハウを基に、子どもへの対応等で特に困った場合は理事長から職員へスーパーバイズ(個別の支援事例に対する専門的見地からの助言、及びそれを通じた支援の質の向上に係る助言)をし、その結果を職員間で共有し、保育時の対応に活かしている。

その他、同法人が運営する「ひだまりキッズ」(同施設)と3か所の「ひだまり」では、毎週1回各施設の職員と理事長が集まり、子どもの様子や相談を受けた内容等を共有し、困難事例の対応方法の検討等を行っている。様々な課題を抱える親子にとってどのような支援が適切なのかを意見共有し、試行錯誤している。

～愛着障害等、不適切環境下にある子どもの支援に関する研修の補助～

虐待リスクのある家庭の子どもは、様々な要因から愛着障害⁶²等であるケースが多いことから、そうした子どもの支援に関する職員の外部研修の受講が法人内で強く推奨されており、職員は法人から受講料の補助を受けることもできる。参加している主な研修・集会は、栃木県子どもの居場所連絡協議会主催の「子どもの居場所担い手育成事業専門研修会」や、一般社団法人日本子ども虐待防止学会の学術集会等である。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～より多くの家庭を利用対象としたい～

現在の利用対象者は日光市要保護児童対策地域協議会で虐待のリスクがあると判断された家庭の子どものみとなっているが、将来的には、リスク判定を受けていない家庭であっても、困ったときに誰でも気軽に利用でき相談に来られる施設にしたい。現在は施設運営で精一杯であり、具体的な実現イメージはできて

⁶¹ 虐待防止に取り組む一般社団法人「MY TREE」が2001年に開発したプログラムで、児童相談所等においても実施されている。

⁶² 乳幼児期に長期にわたって虐待やネグレクト(放置)を受けたことにより、保護者との安定した愛着(愛着を深める行動)が絶たれたことで引き起こされる障害の総称。

いないが、そうした居場所があることで、子育てに悩む家庭等の大きな助けになるのではないかと考えている。

虐待リスクのある家庭が無くなり、自分たちの仕事が無くなるのが理想ではあるが、1人でも多くの子ども自身が、「生まれてきて良かった」と思えるよう、自分たちが接し続けていきたい。こうした虐待のリスクがあると判断された家庭やその他家庭へのきめ細かい支援を行っていく目的を考えると、現時点では認可保育所への移行は希望していない。

（２）施設が認識している今後の課題

～支援による課題解決には限界がある～

同施設を利用した家庭の子どもは、成長しても継続した支援を必要とする場合が多い。小学生になっても環境が辛く施設に戻ってくる子どもや、中学校で不登校気味になった子どもを「ひだまり」事業において同法人が再び支援するケース、かつて支援した子どもに子どもが生まれた際に、再び同施設を利用しに来る場合もある。そのため、必要に応じて卒園児に関する情報を同施設が家庭児童相談室に伝え、家庭相談員が小学校等へ申し送りを行う等の対応も行っているところである。

このような現状を目の当たりにすると、同法人で提供している支援による家庭の課題解決には限界があるようにも感じている。同施設や「ひだまり」事業等を通じて支援を行ったとしても、その後の支援が一切不要になる場合は少なく、各家庭の課題に対して長期的に向き合っていく必要が生じてしまうことに対しては、大きな課題感を抱いている。

～障害福祉分野に関するアウトリーチ～

施設を利用している子どもの保護者は、愛着障害など何らかの心理的な障害を抱えているケースが多い。現状、そうした障害者向けの施設や通所サービスは一定程度整備されているものの、そうした支援を必要としている人に対して、未だ支援に関する情報が十分に届いていないと感じている。行政や支援機関などが積極的に働きかけることで、自宅にいる保護者へも情報や支援が届く仕組みを作る必要があるのではないかと同施設では考えている。

～公費補助の少なさによる経営の不安定さ～

同施設は定期保育ではなく、かつ利用者は複雑な家庭環境である場合が多いため、日によって利用者数の差があり、経営として安定しないことが課題である。同施設は保育料が無料であるため、日光市の委託事業収入（「育児支援家庭訪問事業」「子どもの居場所づくり事業」等）及び同法人の活動に賛同した全国の方からの寄付金を主な収入源としている。日光市からの委託費によって現在の経営形態は何とか維持できているものの、委託事業のほか認可外保育施設を対象とした公費補助等があれば、より運営しやすくなると考えている。

さらに、保育分野は人材の確保が難しいため、安定的な経営の実現は雇用の安定という面でも重要であると考えている。国や自治体により制度の拡充や明確な位置付けがなされることで、各地に一拠点ずつ同じような目的を持つ施設ができれば、地域の家庭支援にもつながると考えている。

～人員の確保～

同法人では現在保育士3名勤務しているが、夜間対応のために保育士の増員も検討しており、採用活動を実施している。しかし、応募者がなかなか集まらない状況である。

現状は市からの委託費に加え法人の活動趣旨に賛同いただいた一般の方からの寄付を募って運営している。求人票には寄付金の募集業務にも従事して欲しい旨記載しているため、なかなか応募しづらい状況があるのではと推察している。

～「親子が安心できる環境」を提供する場が増えてほしい～

同施設を利用する親子の話を聞くと、保護者自身が壮絶な成育環境やDV体験等がある場合も多く、そうした幼児期の人間関係の傷つきが自身の子どもに対しての態度につながっているのではないかと推察している。

支援の対象となる人は特別ではなく、辛い状況に置かれた人ならば誰しもが支援対象者となる可能性がある。だからこそ、施設で提供している支援は「一緒に食卓を囲みご飯を食べること」など、特別なことではない。近年、共働きや核家族化等により不足しがちである「親子が安心できる環境」がこれからの地域に必要であり、そうした(保育施設に限らない)支援の場が増えてほしいと感じている。

以上

ママメイト

施設区分	認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人)
経営主体	株式会社ママ MATE
職員数 (2022年11月1日時点)	登録保育従事者 451名、コーディネーター15名、本社事務3名
定員	無し
対象児童	制限無し
保育時間	年中無休(24時間)
休日	無し
保育料	2,420～4,070円/時 ※利用時間帯や子どもの人数により料金は変動する。深夜、土～日曜日・祝日、年末年始は加算あり ※その他登録費、年会費等が発生

1. 法人の概要・運営状況

(1) 法人開設の経緯

株式会社ママ MATE は、千葉県我孫子市にて認可外の居宅訪問型保育事業、産前・産後ケア等の保育事業と居宅訪問介護支援等の介護事業⁶³を展開している法人である。同法人の会長である佐久間氏は、自身が双子を出産後に産後うつを経験した際に、周囲の支援が大きな支えになったことから、出産直後の体力的にも精神的にも辛い時期をどのように乗り切るかが育児ではとても大切であると感じるようになった。自分のように産後直後に困っている親が地域に必ずいるはずだ、自分が助けてもらったようにそういった親たちを助けたいという思いから、平成元年に産後ケアのボランティアとして産後ケアサービスを開始した。地域紙に、産後ケアサービスの広告を出すなどして広報活動を行っていたところ、「産後ではないが、看護師として働いていて保育施設の送迎ができない」「共働きで飲食店を切り盛りしており夜の営業時間帯に子どもを見てほしい」などの相談が寄せられるようになった。そうした要望に応える形で、事業開始直後から認可外の居宅訪問型保育事業も開始することとした。平成5年の法人化(有限会社)の後、平成15年には株式会社ママ MATE に組織・名称変更し、現在では千葉県に2拠点、茨城県に2拠点、大阪府に2拠点、東京都及び埼玉県に各1拠点の計8拠点にて認可外の居宅訪問型保育事業を展開している。

⁶³ 介護事業については、事業開始当初からシルバーサービスとして高齢者を対象にした炊事、掃除、洗濯等の訪問サービスを行っていたが、2000年に介護保険制度が創設されて以降は、指定を受けた介護保険事業所も運営するようになった。

(2) 運営状況・利用者の状況

同事業では、年末年始を含む 365 日 24 時間体制で子どもを預かっている。時間帯や1回の訪問で対応する子どもの人数、訪問する曜日により保育料は変わるが、子ども1名に対応する場合、おおよそ 2,500～3,000 円/時程度である。要望があれば送迎対応や同行保育も行っている。

利用希望者がインターネット上もしくは紙面で最寄りの支店に登録申請すると、支部長(コーディネーター)が利用希望者に対してヒアリングを行う。ヒアリングで子どもの送迎や自宅での見守り、習い事の見守り、習い事の内容の報告等、利用希望者のニーズを聞いた上で実際に提供するサービスや訪問頻度をすり合わせた後、実際の訪問となる。保育と同時の家事等、一部実施が難しいケースもあるものの、子どもに関する要望は可能な限り幅広く対応するよう努めている。

登録者の内訳としては、コーディネーターと調整が完了し定期的な利用が決まっている家庭、登録のみ完了しており必要が生じた際に都度連絡をもらって利用してもらおう家庭がそれぞれ半々程度となっている。訪問頻度は様々であるが、令和4年 10 月は、のべ 719 家庭が本サービスを利用した。

定期的にご利用する家庭の保護者は共働きが多く、保育園から自宅まで送り届けてから保護者が帰宅するまでの間、自宅で子どもの保育をするパターンが最も多い⁶⁴。コロナ禍以前は、両親が残業して帰宅する 20 時頃までの保育を希望する家庭も多かった。コロナ禍以降は在宅勤務が浸透したこともあり、在宅勤務中に保育してほしいという希望も出てきている。また、双子等の多胎児の場合に保護者と一緒に保育してほしいという依頼もある。

なお、同事業では法人と契約し、福利厚生の一環として利用してもらう場合もある。保育料は年会費のみ法人が支払うなど、法人のニーズにより様々な契約形態を結んでいる。

<保育料>

		子ども1名	子ども2名	子ども3名
平日	通常保育 9:00～17:00	2,420 円/時	2,970 円/時	3,520 円/時
	時間外保育 7:00～9:00/17:00～24:00	2,640 円/時	3,190 円/時	3,740 円/時
	深夜保育 24:00～7:00	2,970 円/時	3,520 円/時	4,070 円/時
土～日曜日・祝日(全時間帯)		平日 + 220 円/時		
年末年始 12/29～1/3(全時間帯)		平日 + 550 円/時		

※上記に加え、登録費 11,000 円、年会費 11,000 円、打合せ料金 2,420 円、その他交通費実費が発生。ただし、登録費は内閣府の全国共通子育て支援に賛同しているため、パスポート保持者は免除となる

⁶⁴ 送迎に際しては自家用車ではなく公共交通機関を利用している。

(3) ベビーシッター事業の広報・周知

パンフレット、チラシ、リーフレットを産婦人科や助産院等に設置するとともに、Instagram、Facebook、TwitterといったSNSを開設し、情報を発信して周知している。産婦人科や助産院、子育て支援センター等で広報を行うことで、産前・産後ケア(産前・産後時における育児・沐浴の補助、家事、きょうだいの世話、相談対応)の利用につながり、そこからベビーシッター事業の利用につながることもある。

(4) その他

コロナ禍以降は、産前産後の里帰りができないという理由から、「産前・産後ケア」の依頼が増えてきている。この事業では、赤ちゃんのお世話をしたり、沐浴の手伝いや家事を行ったりすることで、その間母親に対して休んでもらうというものである。また、自治体等から産後ケアに関する事業依頼を受けることが増え、母親の悩みを聴いたり育児の相談を受けたりすることもあり、以前であれば里帰り先で実家の母親等が担っていた役割が求められている。

2. 保育の特徴

～支店のコーディネーターがハブとなって利用者とベビーシッターとの信頼関係を構築～

同事業では、各支店に「コーディネーター」という利用者対応を専門に行うスタッフを配置し、保護者からニーズをくみ上げる役割を果たしている。一般的なベビーシッターサービスの場合、コールセンターやネット予約が主流となっており、保護者が同じ人とやり取りをすることが難しいことから、信頼関係の構築が難しいこともある。一方で同事業の場合は保護者も常に同じコーディネーターとつながることができるため、信頼関係も構築しやすく、細かい時間の調整や利用する家庭のニーズ把握も容易になる。また、コーディネーターが得た情報は必ず担当のベビーシッターにも電話等を通じて共有するようにしている。このように同事業では、拠点のコーディネーター、ベビーシッター、利用者の三者間での信頼関係のトライアングルを大切にし、利用者の長期利用につなげている。

現場のベビーシッターに対しても、対人サービス業である以上、奉仕の心、誠心誠意利用者の方々に向き合う姿勢が大切であるということ、研修等を通じて常々伝えている。同法人の理念が「人を大切にする会社」であることを伝えるとともに、会社は現場をシッターに任せるが、シッターが安心して現場で活躍できるようにサポートするのが会社の役割であるということ、立ち位置は違いが一心同体で利用者の方にサービスを提供しているということを伝えている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取り組み

～社内での独自の研修制度を設け、ベビーシッターのスキルアップを目指す～

同事業では、保育の質の確保・向上のために、全ベビーシッターを対象に「登録時研修」と「スキルアップ研修」を実施している。採用条件に資格要件等は設けていないが、無資格でベビーシッターを希望する場合は、1年以内に子育て支援員研修の受講もしくは認定ベビーシッター研修の受講等、認可外保育施設における資格要件を満たせるようバックアップしている。

本社及び大阪支店にて開催しているベビーシッターの登録時研修では、社長が全員のシッターと対面し講話を行い(大阪支店はオンライン)、同法人の理念や保育マインドについて共有してもらうようにしている。その後、シッターサービスの役割、マナー・身だしなみ・言葉遣い、応急手当、病児・病後児の対応、災害時の対応、虐待防止対策、仕事の流れ、調乳等の実習を含めた研修を丸一日かけて受講していただく。この登録時研修が完了してから、はじめて現場に行くことができるようになる。また、ベビーシッターによっては最

初の保育はベテランシッターに同行することもある。

また、全てのベビーシッターに年1回のスキルアップ研修を実施している。この研修は拠点ごとに実施しており、研修部と社長が各拠点へ出向き、年度ごとに計画しているカリキュラムに従った研修を行う。

～メルマガによる情報提供がベビーシッターの意識向上に～

ベビーシッターは、同事業が月2～3回程度配信しているメールマガジンに登録している。このメールマガジンでは、保育に関わる事故や事件等のニュースがあった場合や自社内で事故やヒヤリハット等が発生した場合、その概要に加え、講じるべき対応やそういった事故や事件から同事業として何を学び注意すべきかといった見解を伝えるようにしており、ベビーシッターに情報共有するだけでなく、シッター自身がこうした事故や事件を他人事としてではなく自分事として捉え、同じことが起きないように意識してもらえるように工夫している。

また、最近では外部機関が実施しているオンライン研修も普及しているため、そういった研修の情報があつた場合も、メルマガを通じて広く周知し、シッターに受講を促している。なお、メルマガの中でも、子育て支援員研修等、未受講者にとって受講するメリットが高いものがあつた場合には、各拠点のコーディネーターが個別にリマインドを送って内容を確認するよう促している。

< 配信されたメールマガジンの一例 >

<p>【メルマガ配信 2022年10月6日】</p> <p>【注意喚起！！折たたみ式踏み台で指を挟んで指切断】</p> <p>いつもママメイトの保育従事者として尽力いただき有難うございます。 国民生活センターより事故の注意喚起が届きました。共有をお願いいたします。</p> <p>折たたみ式踏み台につかまり立ちをしていた1歳の乳児が、踏み台の隙間に指を挟み、指の一部を切断する事故が起きました。 国民生活センターによりまずと、事故が起きたのは去年の12月で、1歳の乳児がプラスチック製の折たたみ式踏み台の隙間に指を挟まれ、指の一部を切断したということです。 同様の事故は、過去5年で毎年1件ほど継続的に起きていますが、去年は3件の報告があつたということです。 国民生活センターで商品のテストをおこなった結果、▼折たたみ式踏み台の天板は乳児でも持ち上げられ、▼たむ途中でも指を挟む可能性があることももちろん、乳児の年齢によっては使用している最中でも指を挟む可能性があることなどがわかりました。 国民生活センターは、▼乳幼児がいる家庭では折たたみ式踏み台の使用は可なり控え、▼使用する場合は乳幼児の手の届かないように管理・保管を徹底してほしいと呼びかけています。 ママメイト保育従事者は、個人宅へ何う際、当該踏み台、又は、別の製品でも折たたみ式の手を挟みやすい形状なものを見極め、危険を予測し、おこさまが触らないよう重く閉じ保育にあたってください。保育室では、子どもの目に触れない場所に保管ください。</p>	<p>【メルマガ配信2022年5月19日】</p> <p>ママメイトの皆様いつもお疲れ様でございます。 ニュース、新聞等報道でご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、私たちにも十分遭遇し得る事故ですので、共有し、注意していきたいと思つています。</p> <p>【注意喚起】消毒薬・除菌薬の誤飲事故が多発しています。</p> <p>今年3月、保育園に通う女児(5)が突然意識不明となり救急搬送された。園での午睡前は変わりなかったが、午睡後に保育士が気付いたときにはうずくまり「目がぐるぐる回る、気持ち悪い」と訴えた。連絡を受けた母親(43)と近くの小児科を受診し、点滴を受けたが、呼びかけに反応しないため搬送された。血液検査やCT、MRI検査では異常は見つからず、原因が分からないままだった。午後9時半ごろに意識が戻り、30分後には会話ができるようになった。女児は午睡時、室内にあつたスプレータイプのアルコール消毒液をこっそり手につけ、なめる行為を繰り返したことを打ち明けた。以前にも数回なめたという。本人の話を受け、同11時に血液検査をしたところ「急性アルコール中毒」と診断された。女児は回復した後遺症もなく退院したが、まれに低血糖で死に至ることもある。目撃情報や物的な証拠がなければ診断が難しく、治療が遅れる危険性がある。 「誤飲」ではなく意図的に口にする場合がある。子どもの手の届かないところに置き、大人の監視下で使うことが大切です。</p>
--	---



4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～引き続きより多くの親に保育を提供する～

「忙しい子育て世帯や産前・産後で辛い思いをしている母親等を支援したい」という想いをこれからも大切にしながら、それぞれの地域で困っている家庭に可能な限り多く手を差し伸べていきたいと考えている。認可の居宅訪問型保育事業になると自由度に制限がかかる可能性もあることから、現状では認可外のまま事業を継続していきたいと同事業では考えている。その一方で、職員の処遇改善も含め、事業内容によっては認可の事業への参画も慎重に検討していきたい。

最近では、独自に子育て支援や養育支援を行っている自治体が増えてきており、そうした自治体から事業を受託することができれば、利用者の金銭的な負担が大きく軽減され、より必要な人に保育を届けることができるようになる。そのため、同事業では、今後も、地域に根ざしてサービス提供する意味でも、自治体と連携した事業にも力を入れていくべきだと考えている。

(2) 法人が認識している今後の課題

～よりよい人材の確保が課題～

保育の質の確保・向上に向けて、また保護者からのニーズに応えられるよう、よりよい人材を確保したいものの、処遇等の理由によりなかなか人が集まらず課題となっている。認可外の居宅訪問型保育事業には国からの保育従事者への処遇改善加算がないため、利用者の負担を考えると料金の値上げは行いたくないが、職員の待遇を改善するための値上げはいたしかたないと苦慮している。

～効率的な研修体制の整備を希望～

従来のベビーシッターに資格要件はなかったが、最近は認可外保育施設の指導監督基準の中でベビーシッターの資格や研修受講の要件が求められるようになった。無資格者の場合は1年以内にこれらの要件を満たすことができればよいものの、実際に働きだしてしまうと毎日仕事に入るケースが多く、シフト調整上、研修を受ける時間を設定することが難しい場合が多い。eラーニングを充実させるなど、隙間時間に受講できる体制にするなど、少しでも資格要件を満たす人が増えるよう、研修のあり方も考えてもらえたらありがたいと同事業は感じている。

以上

Kids Room ひよこ

施設区分	ベビーホテル
経営主体	株式会社 SDH
職員数 (2022年12月9日時点)	常勤看護師1名、常勤保育補助1名、非常勤看護師2名、非常勤保育補助2名
定員	12名※ただし、月齢・年齢の低い子どもの受入れ人数に応じて、全体の受入れ人数を定員より減少させる可能性あり
対象児童	生後0か月～未就学児
保育時間	月～金曜日 18:00～6:00(予約状況により前後) 土曜日 6:00～翌朝 6:00 日曜日・祝日 6:00～18:00(翌日が休日の場合、翌朝 6:00迄) ※上記開所時間は予約者の状況により変動する可能性あり ※年末年始の開所時間は変動するため、上記とは異なる
休日	不定休
保育料	0歳児 750円/h、1歳児 650円/h、2歳児 550円/h、3～5歳児 500円/h ※閉所時間を超過する場合、200円/10分の営業時間外料金あり ※6時間の利用で15%、9時間の利用で20%、12時間の利用で25%の割引あり。加えて、1家庭複数名の預かりの場合、長子の保育料を20%引く兄弟割引あり(営業時間外料金は割引対象外) ※ご飯は1食 300～500円、ミルク 150円、おむつ 100円

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「Kids Room ひよこ」は、株式会社 SDH が高知県高知市にて運営する、夜間の一時預かり保育を中心に行うベビーホテルである。

同施設の園長である森本氏は、看護師として医療機関に勤務する傍ら、兼業先として短時間、夜間託児所で勤務をしていた。その際、癖になってしまったため子ども達を抱っこしてはいけないというものや、この先生がよい、さすってほしいなど、子どもの要望を聞いてはいけないという施設の規則があったため、子どもに寄り添った保育を十分に実施できていないと感じ、施設の方針に不満を抱いていた。また、自身が幼いころ保育士になりたかったという過去もあり、自ら保育所を運営したいという想いを抱くようになった。

そうした中、知人であり、株式会社 SDH の代表取締役である隅田氏と様々な話をする中で、施設開所の話が出てきた。株式会社 SDH は高知県南国市に所在する金属製品製造業の会社であったが、コロナ禍による経営リスクが生じていたため、事業として成立するか検討した結果、事業多角化の一環として保育事業への展開を決定した。こうした双方の協力の下、株式会社 SDH を経営主体として、2020年11月に「Kids Room ひよこ」が設立された。

(2) 運営状況・利用者の状況

①施設の運営状況

同施設では、未就学児の子どもを対象として、夜間を中心とした一時預かり保育を行っている。平日は18～翌朝6時の夜間保育、土曜日は6時～翌朝6時までの24時間保育、日曜日・祝日には6～18時の昼間の保育を実施している。休園は不定休であり、概ね1週間に1日程度としている。年末年始には開所時間を通常営業とは変更しており、元日を除いて24時間の受入れを実施している(詳細は後述)。

利用定員は12名であるが、0歳児等、月齢・年齢の低い子どもの受入れ数に応じて、当日の受入れ人数を定員より少なくすることがある。なお、同施設は一時預かり保育を実施する保育施設であることから、常時安定して利用園児がいるとは限らないものの、現時点では園児不足に悩んではない。ただし、設立が2020年度のコロナ禍以降であることから、新型コロナウイルスが終息した際の利用園児数の見通しは不明である。

同施設の職員は常勤看護師が1名、常勤保育補助が1名であり、その他、非常勤の看護師2名、非常勤の保育補助が2名存在している。受入れ人数に応じて、適宜出勤を依頼している。

保育料は1時間単位で設定されており、昼間・夜間問わず、0歳児は750円/時間、1歳児は650円/時間、2歳児は550円/時間、3～5歳児は500円/時間となっている。その他、食事やミルク、おむつ等も別料金で提供している。(以下参照)

<保育料>

【基本料金】

年齢	金額
0歳児	750円/h
1歳児	650円/h
2歳児	550円/h
3～5歳児	500円/h

※預かり時間が閉所時間を超過する場合、200円/10分の営業時間外料金あり

※割引料金として、6時間の利用で15%、9時間の利用で20%、12時間の利用で25%の割引あり。加えて、1家庭複数名の預かりの場合、長子の保育料を20%引く兄弟割引あり(営業時間外料金は割引対象外)

※その他、食事は1食300～500円、ミルク150円、おむつは100円で提供している

②利用者の状況

夜間保育の利用者は、9割以上が昼間、認可保育所を利用しており、その利用理由の多くが、夜間の仕事があることなどにより、認可保育所が開所していない時間帯の保育を希望したためである。認可保育所との併用がない園児は、0歳児等、年齢により認可保育所に入所していないケースや、夜間の仕事に従事されているケース等様々である。その他、保護者のリフレッシュのために利用されることもしばしばある。

また、同施設は一時預かり保育を実施する保育施設だが、夜間保育を定期的に利用する利用者も一定数おり、そのうち約10名が週1～2回程度利用している。定期利用する保護者に同施設が選択されている理由としては、夜間や休日等、認可保育所が開所していない時間帯の保育が受けられるという理由が多いが、その他にも、少人数保育である点を理由として子どもを預ける保護者も一定数存在する。

なお、利用者の多くは高知市外に居住しており、高知市外には同様の施設が少ないことから、片道1時間半から2時間ほど時間をかけ、子どもを預ける保護者もいる。

2. 保育の特徴

～利用する家庭のニーズに合わせ、開所時間を設定～

同施設の立地エリアでは、認可保育所が開所していない時期・時間帯の保育に強いニーズがあることから、同施設は夜間一時預かり保育を中心に実施している施設であるものの、土～日曜日・祝日の昼間における保育も実施している。現在は夜間利用よりも土～日曜日・祝日の昼間利用の方が、利用ニーズが高くなっている。

その他、年末年始は開所時間を通常営業から変更し、元日を除き、24時間の受入れを実施している。地域の保護者からは、認可保育所が開所していない時期である年末年始の預かりは好評であり、高知県内で夜間保育を実施している他の施設も年末年始の昼間の保育は実施していないことから、同時間帯の保育を求める保護者の声が複数挙がっている。

～様々な年齢の子どもたちを同時に保育する、異年齢保育を実施～

<保育の様子>



同施設では異年齢保育を実施しており、0歳児から5歳児の子どもまで、幅広い年齢の子どもを同時に保育している。これにより一人っ子等、普段異なる年齢の子どもと触れ合う機会のない子どもが、施設の他の子どもとの関わりを通じて、異なる年齢の子どもとの関わり方を学ぶ姿も散見されている。

なお、同施設は開園当初、10歳までの小学生も受け入れていたが、年齢が離れている子どもを受け入れると、双方でできる遊びも異なりのびのびと遊ぶことが難しいように感じたため、現在は5歳児までの受入れに限定している。

～子どもたちに寂しさを感じさせないような保育～

施設開所時の問題意識として、園長である森本氏が過去に勤務していた夜間保育施設にて、子どもに寄り添った保育が十分に実施されておらず、自身が納得できる保育が行えなかったことがあった。そのため、同施設では預かりから消灯までの時間において、少しでも子どもたちが寂しくならないよう、積極的に子ども達と会話をしたり、短い遊びの時間を大切にしたりしている。また、預かり後、直ちに寝かしつけを行わないようにするなど、可能な限り配慮している。

<保育の様子>



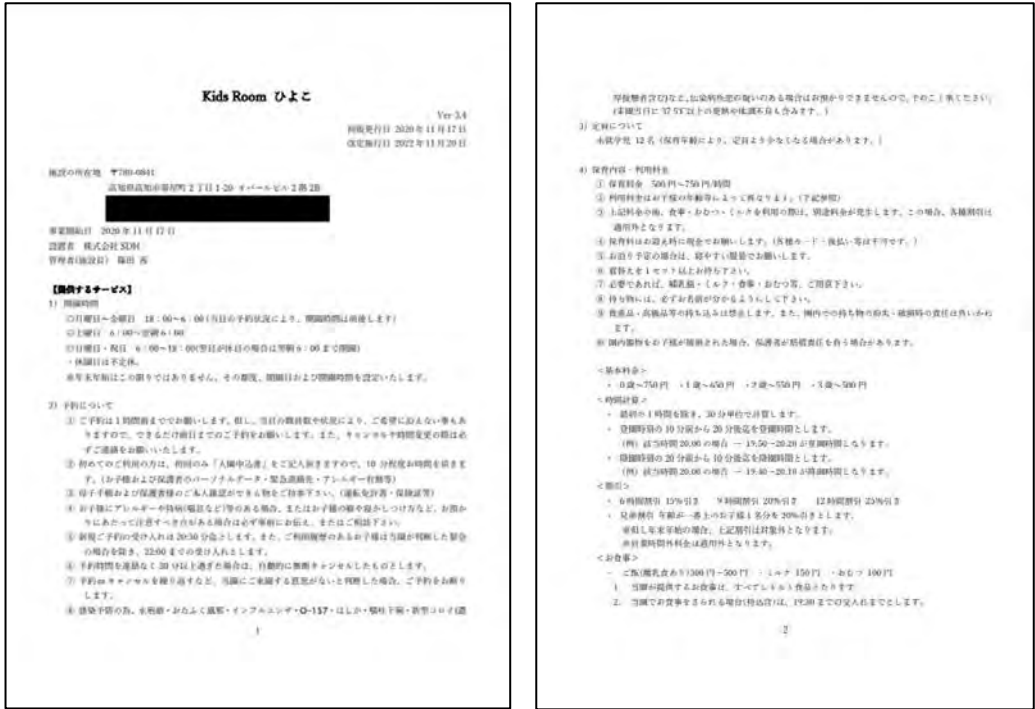
3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～保護者の利用ハードルを考慮し、複数の予約手段やHP上の掲載資料を整備～

保護者の負担を考慮し、電話、Eメール、LINE、Instagram上で予約ができるように整備をしており、利用1時間前までの予約が可能である。

その他、予約方法や保育内容、料金等を詳細に記載したダウンロード資料をHP上に掲載している。これは自治体に作成・掲示を求められ、同施設で掲示をしていたものであったが、保護者が常に確認できるよう、HP上に掲載した方が安心であるという理由から、常時HP上に掲載、都度更新を行っている。

<HP 上掲載資料>



～SNS 上での保育内容に関する申し送りを実施～

SNS を通じての利用が多いことから、多くの保護者と LINE アカウントを交換しており、交換したアカウント経由で、預かりをしている間少なくとも1回は当日の保育状況を保護者に伝えるようにしている。その他、保護者から保育状況について照会があった際には、都度質問への回答を行い、安心してもらえるように配慮している。

<SNS での申し送り内容>



4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も夜間の一時預かり保育を中心とした認可外保育施設の運営を継続～

同施設の利用ニーズの多くは、認可保育所が対応できない時間帯の保育を行っているところにあり、施設としてもそうしたニーズに応え続けていきたいと考えていることから、認可保育所への移行は検討していない。また、現在同施設が立地するエリアにて、認可保育所が不足していないことも、移行を希望しない理由の一つとなっている。

今後も設立当初の目的である、夜間の一時預かり保育中心の施設として運営を継続していきたいと考えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～補助制度を活用するまでのハードルの高さ・行政の求める保育の質担保が課題～

家庭的保育事業の利用を検討し、同施設が立地する自治体へと相談した際、当該自治体における制度活用前例がなかったためか、納得的な制度の案内をしてもらうことができなかった。施設が個人で調べ、活用する範囲には限界があるため、施設に寄り添った案内を希望したい。

その他、認可外保育施設指導監督基準の立入調査を計2回受け入れた際、十分なフィードバックを受けおらず、施設における課題の把握が困難であった。今後、認可外保育施設指導監督基準は満たしていく予定であるため、行政の求める保育の質に水準を合わせるためにも、立入調査等により確認した施設の問題点はしっかりと還元してほしい。

以上

ベビーヘルパーPOPO

施設区分	認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人)
経営主体	有限会社ベビーヘルパーPOPO
職員数 (2022年12月16日時点)	責任者1名、保育士資格保有者6名、看護師資格保有者1名、事務員2名、その他保育者30名
定員	無し
対象児童	制限無し
保育時間	年中無休(24時間)
休日	無し
保育料	1,650～2,310円/時 ※利用時間帯や子どもの人数、会員／非会員等によって料金は変動する ※その他入会金、年会費等が発生

1. 法人の概要・運営状況

(1) 法人開設の経緯

ベビーヘルパーPOPOは新潟県新潟市にて認可外の居宅訪問型保育事業、小規模保育事業所を展開している法人である。代表の長場氏は県内の建設会社にて勤務していたが、出産後に、当時の新潟ではベビーシッターサービスを提供している会社がなく、また、さらに施設でも一時預かり保育を行っていない状況の中で、子育ての大変さを実感していた。その後、「ないのであれば自分で作ろう」との思いに至り、自身のテニス仲間の専業主婦をシッターとして採用し、1991年にベビーシッター事業を開始、1995年には法人化した。

なお、同事業では事業開始当初は認可外の居宅訪問型保育事業のみを行っていたが、事業に関する説明を聞くため、徐々に保護者が自宅に集まるようになったため、事務所を構え、ベビーシッターより安価で預けることができる認可外保育施設を開園した。10年間認可外保育施設を運営していたが、社会情勢の変化に伴い、認可保育所でも預かり保育ができるようになったことから需要が減り、経営が難しくなったため、子ども・子育て支援新制度が始まった段階で小規模保育事業所へ移行した。

(2) 運営状況・利用者の状況

同事業では、年末年始を含む365日24時間体制で子ども⁶⁵を預かっている。時間帯や1回の訪問で対応する子どもの人数、訪問する時間帯により保育料は変わるが、子ども1名に対応する場合、1時間当たりの保育料は1,650～2,310円程度である。要望があれば別途交通費を徴収の上で送迎対応も行っている。なお、シッターの最低利用時間は「1時間30分以上」である。

⁶⁵ 同事業では就学後の子どもも利用対象としているが、実際には小学校3、4年生までの利用が多い。

＜保育料＞

時間帯		会員	非会員
5:00～8:00		1,870 円/時	2,090 円/時
8:00～18:00		1,650 円/時	1,870 円/時
18:00～22:00		1,870 円/時	2,090 円/時
22:00～5:00		2090 円/時	2,310 円/時
病後児シッター		+200 円/時	/
教育シッター ⁶⁶ ハウスシッター ⁶⁷	8:00～18:00	2,090 円/時	/
	18:00～22:00	2,310 円/時	/

(税込)

※会員となる場合、入会金 3,000 円、年会費 5,000 円が発生
 ※産褥期サポート⁶⁸については1日4時間 8,800 円で実施
 ※その他交通費実費が発生

事業開始当初の利用件数は1か月に 10 件程度であったが、現在では 320 件程度の利用がある。家庭単位でおよそ 90 世帯と契約を締結しており、そのうち約 15 世帯は、残業等による施設へのお迎えの対応や、習い事の送迎等の理由で定期的に利用している。施設へ迎えに行く際には、保護者が事前に同事業のシッターのフルネームを園に連絡した上で、当日は会社の名札を提示して子どもを引き渡してもらおう対応を行っている。習い事での送迎の場合、習い事先まで送り届けて終了というケースもあれば習い事後に自宅へ送り届け保護者の帰宅までシッターを行う、というケースもある。不定期に利用している約 75 世帯は、主に子どもの発熱時の病児保育としての利用や突発的な残業等による利用が多い。その他、ファミリーサポートセンターでは対応できず、ファミリーサポートセンター経由で受入れの依頼があり、受け入れているケースもある。また、鍵を預かり、夕食作り、掃除等を行うハウスシッター利用(最低2時間利用から)の需要もある。

こうした利用理由は、時代とともに変化が見られる。事業開始当初は、「美容室に行く」といったリフレッシュを理由としたものも多かった。しかしながら、最近では専業主婦が減り、共働き家庭が多くなったことにより、塾の送迎等の利用目的が増えている印象である。

また、同事業では 24 時間サービスを利用することが可能である。深夜帯の時間での利用についても、夜間に仕事をしている家庭や親族に不幸があったなどの理由で1か月に数回程度は利用実績がある。

利用希望者は原則として利用希望日の2日前までに電話で予約する。利用希望日の前日にシッターから保護者へ連絡し、子どもの様子や利用希望時間、目的等、各家庭に応じた保育を提供できるようヒアリングを行う。なお、病後児シッター等については当日でも空きがあれば利用可能である。

⁶⁶ 子どもの成長に合わせて成長に合わせてしつけや学校・塾の宿題のチェック、予習復習の指導を行うシッターのこと。

⁶⁷ 掃除、洗濯、食事作りなどを行うシッターのこと。

⁶⁸ 沐浴、洗濯、掃除、食事の用意等4時間以内に行える身の回りの手伝いを行うシッターのこと。

(3) ベビーシッター事業の広報・周知

これまで同事業では、新聞の夕刊に広告を掲載したり、小児科にパンフレットを置いたり、予防接種時に保健所でチラシを配布したりして集客を行ってきた。また、ラジオやテレビでの取材経験もあるが、ラジオよりもテレビの方が集客力として効果があった。

(4) その他

保護者やシッターがなにか対応に困った場合に連絡できる先として、9～19時の間は事務所(本部)、その後は長場氏の携帯に転送される仕組みとなっている。

2. 保育の特徴

～子どもの特性や年齢等に応じて、強みを活かせるシッターを配置する～

同事業を利用する家庭の子どもは年齢が様々であり、年齢によって子どもから求められる遊びも大きく異なる。シッターの中には、0歳児保育が得意なシッターもいれば小学生が得意なシッターもいるため、同事業では可能な限り一人一人の得意分野にあわせてシッターを配置するよう心がけている。

～子ども一人一人に応じた保育を提供する～

同事業では、事前に保護者から受けた相談内容や当日の自宅での子どもの様子を踏まえ、シッター一人一人が提供する保育内容を変えるような気遣いができるよう心がけている。例えば、保護者から子どもが夜眠れていない、というような申し送りがあった場合はベビーマッサージをする、大きな子どもであれば体を使った遊びを取り入れるなど、ぐっすり目眠れるようなかわり方。また、知育玩具が多い家庭の場合、おまごとの際に「野菜、果物の仲間はどれか」、ブロックを片付ける場合に「赤い仲間、次は黄色い仲間から片付けよう」などと遊びの中にも知育的なかわり方を取り入れている。

同事業で実施する研修等では、紙コップに絵を貼ってシアターのようにする遊び(カップシアター)を取り入れたり、図書館で紙芝居を借りたり、風船を持っていったりするなど、目新しいものを持っていくと子どもと仲良くなりやすいとシッターに伝えている。

ベビーシッターは施設のように子どもの発達を促すという機能を持っているわけではないが、単なる見守り保育ではなく子どもの発達状況、家庭に合わせた保育を提供する仕事であると認識している。

どれだけの配慮と臨機応変ができるかがシッターの質となると考えている。

～障害児や病児・病後児等にも対応し、様々な場面で家庭をサポート～

「いつでもママたちの助けになりたい」という思いから、同事業では障害児や病児・病後児のシッターも対応している。発達障害児に対する保育の場合、子どもの状況によって全く接し方が変わってくるので、保護者から特性等をきき対応している。また、シッターに対しても研修等で対応方法は共有している。

病児・病後児に対する保育⁶⁹の際には、検温を行うとともに万が一のために保険証・診察券の置き場所を確認する、緊急連絡先は2か所確認するなどの対応を行っている。あまり子どもの情報を伝えすぎると仕事に支障をきたすという保護者もいれば、どのような情報でも知りたいという保護者もいるので、保護者にあらかじめ確認した上で連絡の頻度を変えている。医療的ケア児には新人を割り当てるのではなく、ベテランスタッフを割り当てている。

⁶⁹ 発熱の有無によって依頼を断ることは基本的にはないが、子どもがぐったりしている場合等には依頼を断る可能性もある。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～入職時研修や定期研修によりベビーシッターの質の確保・向上を目指す～

保育の質の確保・向上に向けた取組みとして、入職時には長場氏が講師となって半日研修を行う。ベビーシッター事業は前日に保護者に対して電話をかけるところからが業務開始となるため、その際の電話のかけ方や、訪問時における子どもとのアイコンタクト方法、病児への対応方法や子どもの年齢に応じた対応時の注意点、最近ではテレビゲームに夢中になってしまう子どもも多いので、人と人とがふれあえる遊びを提供するよう、なるべく子どもへ声掛けをするよう研修時に伝えている。会話ができない0歳児であってもオムツ替え時には「気持ち良かったね」「スッキリしたね」、ミルクタイムには「いっぱい飲めたね」「頑張ろうね」など言葉のシャワーをたくさん浴びせることを心がけるよう指導。スタッフが笑った数だけ子どもも笑ってくれ、それが評価のバロメーターにもなる、と伝えている。

また、シッターによってはおむつ交換やミルクの調乳に慣れていない者もいるため、必要に応じておむつ交換方法やミルクの作り方等を系列の小規模保育事業所で練習させている。

さらに、ベビーマッサージ研修や風船を使った遊び方研修等、特定のテーマに絞った研修を定期的に行っている。コロナ禍となってからは年に2、3回程度の実施であるが、事業立ち上げ当初は1か月に1回以上研修を行っていた。また、赤十字のスタッフに公共施設等に来ていただき、年に3、4回程度、救急法についての研修も行っていた。現在は役所から定期的に救急法に関する開催案内が届くため、関心のあるシッターが各自で参加する仕組みとなっている。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～多角化した保育形態で様々なニーズに応える～

シッターの仕事は「感謝していただける」という非常にやりがいのある仕事でもあり、同事業では認可外の居宅訪問型保育事業を続けていきたい意向がある。しかしながら、居宅訪問型保育事業のみでは収益性が高くはなく、単独での事業継続は難しい。そのため、引き続き、小規模保育事業所、イベント保育⁷⁰等も含め、今後も現行の形態で運営していきたいと考えている。

⁷⁰ 学会開催時や企業のイベント開催時等イベント会場で行う一時預かり保育のこと。同事業は一時期、企業内保育の実施も検討したが、新潟市の待機児童が0名ということもあり実施困難だった。

(2) 法人が認識している今後の課題

～ベビーシッターとしてのプロ意識継続とスタッフの確保に苦慮～

共働き家庭が増えるにつれ、需要はこれからも増える傾向にあるのに対し、緊急的に発生する当日依頼に対し、100%対応するにはスタッフ不足が否めない。

同事業におけるスタッフは全員女性である。ベビーシッター事業では、夕方以降の依頼が多いことから、自身の家庭で育児や家事に対応する必要がある30～40代を採用することが難しく、スタッフの確保には苦慮している。実際に同事業のシッターの多くは、子育てが落ち着いた50～60代が多い。しかしながら、体を動かすことが多い大きな子どもの対応等、若いシッターの方が適している場合もあるため、可能であれば多様な年代のシッターを確保したいと考えている。

ベビーシッター事業は不規則な仕事であり常に仕事が発生するわけではないため、収入が不安定である。実際に同事業のシッターの多くは配偶者の扶養範囲内で働いている。

不規則で不安定な仕事でありながら、命を預かるサービス業というプロ意識を持ち、子どものため・保護者のために保育をする、という想いで緊急な依頼にも応えてもらわなければならない難しさがあるため、そうした人材を集めることに苦慮している。

継続雇用を目的とした求人媒体であるハローワークでは求人が出せず、週1回各家庭に配られるタウン誌に求人広告を載せる程度しか求人を出せていないことも、人材確保に苦慮している要因の一つである。

以上

あいあいの家

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	特定非営利活動法人ウイズアイ
職員数 (2023年1月13日時点)	責任者1名、保育士5名、看護師2名、事務員1名、その他保育従事者9名
定員	【一時預かり保育】 平日 1日8名、土～日曜日・祝日 1日6名 【定期保育】 28名
対象児童	【一時預かり保育】 新生児～小学3年生 【定期保育】 1歳児、2歳児のみ
保育時間	【一時預かり保育】 24時間対応可能 【定期保育】 火～金曜日 9:00～15:00
休日	【一時預かり保育】 1月1～3日 【定期保育】 毎週月曜日・土～日曜日、(同施設で定める)春休み・夏休み・冬休み
保育料	「1. (2)①」にて記載

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

あいあいの家は、NPO 法人ウイズアイが運営する東京都清瀬市の認可外保育施設である。

同法人は、平成7年に乳児の預かりを行うボランティア活動を開始したのち、親子で参加できる交流の場である「ひろば事業」や、同じ月齢の子どもを持つ保護者同士や似たような環境下で子育てを行う保護者同士のサークルネットワーク化事業・自助グループ作り⁷¹、様々な課題を抱える保護者向けの講座・セミナー事業等を多数実施してきた。平成15年に、こうしたサークルネットワーク化事業や講座・セミナー事業等を「いきいき子育て支援事業」として清瀬市より受託し、平成18年にNPO法人化、平成20年に認可外保育施設「あいあいの家」を設立した。同施設では、新生児から小学3年生までを対象とした24時間対応可能な一時預かり保育である「あいあいサポート」及び定期保育事業である「あいあいプレイルーム」を認可外保育施設として運営しており、親子で自由に参加できる交流の場である「ひろば事業」として「梅園ひろば」を開催している。

同法人では現在、「ひろば事業」「親のための講座」「小中学生や若者支援への取組み」「養育支援ヘルパー事業」「産後ケア事業」などを行っており、「保育事業」については、「あいあいの家」「ウイズアイひまわり(コミュニティプラザひまわり内)」「どんぐりルーム(下宿市民活動センター内)」の市内3か所での預かり事業と、小規模保育事業所「あいあいちびっこルーム」の運営を行っている。

⁷¹ 育児不安の解消、孤立の解消等を目的に、「ひきこもりママの会」「実家のないママの会」「ママを支えたパパの会」等、多数の自助グループが設置されている。

(2) 運営状況・利用者の状況

①同施設の運営体制

同施設に関わる職員は責任者1名、保育士5名、看護師2名、事務員1名、その他保育従事者9名の計18名であり、資格を有しない保育従事者は、全員東京都の「子育て支援員研修」を受講した職員である。保育料は様々なパターンがあり、下表の通りとなっている。

<保育料>

【一時預かり保育】(あいあいサポート)			
		会員*	非会員
平日 9:00～17:00 ※1時間当たりの料金	清瀬市民	500 円	600 円
	清瀬市民以外	700 円	800 円
平日上記時間外、土日祝 ※1時間当たりの料金	清瀬市民	600 円	700 円
	清瀬市民以外	800 円	900 円
平日 9:00～13:00 ※4時間パック料金	清瀬市民	1,500 円	利用対象外
	清瀬市民以外	利用対象外	利用対象外

* 入会は任意。年会費 2,000 円

【定期保育】(あいあいプレイルーム)※1日当たりの料金		
	清瀬市民	清瀬市民以外
9:00～13:00 コース	1,500 円	2,200 円
9:00～15:00 コース	2,500 円	3,200 円

②「あいあいサポート」の運営状況と利用者の状況

「あいあいサポート」(一時預かり保育)では夜間も含めシフト制の職員で対応しているほか、常に職員1名が同施設内に住み込んでおり、24 時間受入れ可能な体制となっている。また、「あいあいサポート」は平成25 年以降「清瀬市緊急一時預かり事業補助金」の交付を受けて実施している(詳細は「4. (2)」にて記載。)

前述の通り、「あいあいサポート」は、新生児～小学3年生の子どもを対象に受け入れている。24 時間対応で家庭を受け入れているため、夜間の対応については住み込みの職員1名のほかに2名の職員が見守る3名体制を取っており、就寝時には住み込みの職員ともう1名の2名体制で対応を行っている。

令和3年は1年間で延べ 4,151 名が利用しており、1日当たり約 20 名が利用している計算になるが、「利用者の絶対数が多い」というよりも「利用頻度が高い家庭が多い」といった状況である。一時預かり保育では保育時間や年齢にばらつきがあるため、同一時間帯に保育している子どもに対して一律の保育内容を提供することができず、保育しづらい場面もある。そのため、通常の1時間当たりの料金設定の他、9～13 時の4時間パックといった利用コースも設け、なるべく園児間の保育時間が揃うように工夫をしている。

同施設では会員制度を導入しており、「あいあいサポート」を利用する場合の入会は任意⁷²であるものの、会員であれば通常よりも安い保育金で利用できるため、利用家庭の8割程度は入会した上で利用している。さらに、地域住民を手厚くフォローしたいという思いがあり、清瀬市民であればさらに保育料を安く設定して

⁷² 「あいあいプレイルーム」利用の場合には会員登録を必須としている。

いる。ただし、24 時間保育を実施しているなどの理由から、深夜・早朝等の保育ニーズがある市外の利用家庭も多い状況である。

「あいあいサポート」利用前には、子どもの様子や利用目的、利用希望頻度等を事前に聴取するため、入会希望の有無にかかわらず、初めての利用者に対しては必ず面談を行っている。保護者の約半数が多胎児や年子の子育て、発達状況の心配がある子どもの子育て等により「育児疲労」を感じていることを理由に利用している。このほか、「仕事」が4割程度、受診・習い事・リフレッシュ・保護者会等「その他の理由」で利用している保護者も1割程度である。仕事を理由に預ける保護者は、土～日曜日・祝日や早朝、深夜に仕事がある場合など、一般的な認可保育所の開所時間帯では利用ニーズを満たせない家庭が多い。

③「あいあいプレイルーム」の運営状況と利用者の状況

一方、「あいあいプレイルーム」(定期保育)は、「あいあいサポート」とは異なり、1歳児及び2歳児を週2回⁷³で受け入れるサービスである。もともと、同法人では第二子以降が生まれ上の子を預けたい場合などに、利用家庭同士でお互いの子どもを無料で預けあう保育事業を実施していた。しかし、事故発生時のリスクや自身が妊娠中の場合など、保護者が他者の子どもを預かることは難しい側面もあるため、保育士が有償で預かる事業として平成 18 年に「青空保育」事業を始めた。これは、特定の施設を持たない屋外保育の形で1歳児と2歳児を週 2 回、1か月 5,000 円で受け入れるサービスであったが、屋外保育では外遊びに限定されてしまうため、屋内保育も実施できるよう「あいあいの家」のスペースを借りる形で平成 20 年に「あいあいプレイルーム」を開始した背景がある。

保育施設での生活を通じて覚えたことを定着させられるよう、「火水コース」「木金コース」といった連続した曜日での受入れを行っており、現在の園児数は1歳児が約 15 名、2歳児が6名である。「あいあいプレイルーム」の利用に際しても全員利用前に保育士との面談を行い利用理由を聴取しているが、きょうだいで利用園児や、落ち着いて預けることのメリットを感じて「あいあいプレイルーム」を利用している専業主婦家庭や短時間のパート等で働く家庭等に多く利用されている状況である。

近年は、専業主婦家庭等だけでなく就労家庭の利用も増えてきているため、そうしたニーズに応えるべく通常9～13 時までのところ、15 時まで延長して預かるロングコースも設けている。最近はこのコースの利用家庭が増えており、全体の約2/3がロングコースの利用者である。

⁷³ 同じ曜日、同じ時間に保育を行うサービス。週3回、週4回での預かりに関しては応相談。

(3) 施設の広報・周知

同法人では、2か月に一度情報誌「あいあい通信」を作成し、市内の産婦人科等を通じて妊婦・子育て中の保護者向けに配布している。この情報誌では「あいあいサポート」や子育て支援に関する情報を掲載しているが、1年に一度は「あいあいプレイルーム」に関する情報を掲載し、利用者を募っている。さらに、両事業については SNS を通じた情報発信も行っている。また、「あいあいサポート」については清瀬市のホームページでも情報掲載をしているところであるが、ホームページを見て来園した家庭よりも、近隣からの紹介や SNS 等の口コミを通じて来園した家庭、市役所から直接紹介を受けた家庭が多いように感じている。

<あいあい通信>

あいあい通信第82号(2023年2月・3月)

であいふれあい たすけあい ささえあい 学びあい
私(i)を大事に、一緒に(with)子育て♪愛いっぱいウイズアイ
妊婦さん、乳幼児親子、子育て中の方のための情報誌

あいあい通信

プレママ&プレパパ大歓迎

【新米ママと赤ちゃんの会 ～初めての赤ちゃんが生まれたら～】
同月齢のママとおしゃべりする、4回連続開催 参加費:500円(子育てクーポン可)
会場:市民活動センター 時間:13:00~15:00(2/28のみ13:30~15:30)
対象:R4年11月生まれ~2/7,14,21,28(火)
対象:R4年12月生まれ~3/7,14(火),17(金),28(火)

【赤ちゃんひろば ～赤ちゃん専用だから安心安全～】 参加費:100円
・あいあい 2/6,20・3/6,20(月) 13:30~15:00
・両足活動センター(朝6:30~15:00) 13:30~15:00
2/7・3/7(火) ママと体操 赤ちゃんたもママにも嬉しいからたづねり
2/14・3/14(火) 絵本の日 赤ちゃんからの読み聞かせ・手遊び
・コミプラひまわり 2/1,15・3/1,15,29(水) 10:00~11:30

【母乳相談 ～おっぱいママの会 母乳?断乳?乳腺トラブル・体重増えない?～】 参加費:100円
・中瀬戸産婦人科センター 2/24・3/24(金) 10:00~11:30

【ベビーマッサージーママも癒されるアロマオイルマッサージー】 参加費:500円(7割クーポン可)
・スキンシップを楽しみ、ベビーの便秘解消や寝つきが良くなる有効療法!
・市民活動センター 2/21(火) 13:30~15:00

【パパ&ママのベビーマッサージー我が子とスキンシップが家族専属を握ろう!ー】
参加費:1000円(オイル付) (事前クーポン可)
持ち物:バスタオル、オムツ(多めに)、股と赤ちゃんの水筒
・あいあい 2/26(日) 13:30~15:30
・トコトコい 3/26(日) 13:30~15:30

※2/16(木)赤ちゃんの熱出講座
いざという時、赤ちゃんを連れてどうするか?高熱で続く知恵やどうする判断力を
身につけよう!レジュメで作るオムツの紹介も!

※3/13(月)赤ちゃんの救急講座
乳幼児 抱抱した救急搬送、生存率を上げる正しい救急方を学んで、赤ちゃん、とつて
の危険な場所・物を把握して事故を防ごう!

★ひまわり一斉産後訪問のお知らせ★
3/31(金)はお休みにいたします。一斉産後訪問はあいあいをご利用下さい。

発行:特定非営利活動法人 ウイズアイ
清瀬市情報誌 1冊 TEL:042-452-9765 FAX:042-497-2306 MAIL:info@uisai.or.jp
HP:www.uisai.or.jp Facebook:uisai Facebook:uisai

あいあい通信第82号(2023年2月・3月)

2023年2月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

2023年3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

【あいあい通信配布場所のご案内】
清瀬市:あいあいふれあいひろば(ひまわり)・こぼれくま(野崎ついで)下等幼稚園
市民活動センター 産婦人科センター 産後センター 産後(AEブランチ)いぬい・つるでん
東武清瀬駅/アルファワンズ・メゾン・ス・エスビル
用紙用紙:北浦産後クリニック

2. 保育の特徴

～「育児疲労」を感じる保護者のニーズに応える「あいあいサポート」事業～

「あいあいサポート」においては前述の通り、発達状況の心配がある子どもの子育て等により「育児疲労」を感じている保護者も多いため、同施設を利用している保護者に4時間分の無料チケットを配布するなどして、「あいあいサポート」を利用しやすいように配慮している。また、保護者の抱える子育ての悩みに対して、その都度個別に時間を設けアドバイスをを行うことで、保育士に気軽に相談できる場作りにも努めている。

～保育認定を受けていない家庭をターゲットとした「あいあいプレイルーム」事業～

「あいあいプレイルーム」は「在宅主婦のためのミニ保育園事業」と謳っており、専業主婦や短時間のパート勤務等、保育認定を受けていない家庭の支援をしたい思いで受入れを行っている。保育園等での生活を通じて幼児期に子ども同士で小集団のかかわりを持つことは、子どもの発達上非常に重要であると感じているものの、保育認定を受けていない家庭の子どもにおいてはそうした小集団のかかわりを持つ機会が少ないのではないかと、同法人の事務局長は感じている。また、保護者にとっても、第二子以降が生まれた際に、上の子どもの気軽に預けられる場を設けたかった。これらの考えから、保育施設での生活を通じて覚えたことを定着させられるよう、前述の通り、連続した曜日での受入れを行っている。

また、「発達支援コーディネーター」（詳細は後述）の指導の下、「子どもの発達の促進」に主眼を置いた保育を提供している。家庭とは異なる異年齢小集団での生活を行うことで、正しい生活習慣・生活リズムを身につけられるとともに、子ども同士や保育士等とのコミュニケーションを通じて社会性を育てることもできる。子ども自身の「できること」が増え保育士や保護者から褒められることで、子ども自身に自信が付き、さらなる発達促進にも繋がる。

～親子が自由に参加できる交流の場、「梅園ひろば」事業～

「あいあいの家」では施設での預かり事業の他、毎週月曜日（祝日を除く）の10～12時、13～15時で毎週8組を上限として、就学前の子どもと保護者が無料で参加できる「梅園ひろば」事業も実施している。これは、同法人が清瀬市から「清瀬市つどいのひろば事業」⁷⁴の委託を受け、市内3か所で「つどいのひろば」として実施しているもののうち、1か所について「あいあいの家」のスペースを借りて実施しているものである。「梅園ひろば」以外の「つどいのひろば」は月曜日が休館日の公共施設で実施している場合が多いため、同施設では多くの「つどいのひろば」が休みとなる月曜日に限定して開催している。同事業は親子での参加を通じて親同士・子同士の横のつながりを生む目的で実施しており、実施時間内であれば同施設の保育事業の利用者に限らず誰でも自由に遊びに来てよく、自由遊びのほか、適宜日頃の子育てに関する悩みの共有や交流等も行っている。「梅園ひろば」には「アドバイザー」を配置しており、日々の子育てに関する悩み等を抱える保護者のサポートや、保護者同士の交流を促す役割を担っている。このほか、月1回程度は栄養士や理学療法士などといった専門資格を持つアドバイザーも参加しているため、健康面に関する相談等も受け付けている。参加者の中には同施設の一時預かり保育を利用している親子もいる一方、普段は幼稚園等に通う子どもと保護者が長期休園期間を利用し参加している場合もある。

こうした通常のひろば事業のほか、第1・第3・第5月曜日（祝日を除く）の13～15時には、同施設で「梅園赤ちゃんひろば」も実施しており、未歩行の乳幼児と保護者に限定した交流の場も設けている。

同施設の責任者としては、「ひろば事業」では前向きに育児に取り組もうとしている保護者とその子どもの参加者が多いと感じる一方、一時預かり保育では産後鬱を発症した保護者や子育てに苦手意識を持つ保護者、発達状況に不安がある子どもの保護者など、様々な課題を抱えている家庭の利用が多いように感じている。同法人ではターゲットの異なる複数事業を実施することで、あらゆる状況下の親子に出会えるとともに、そうした親子の保育や子育てに関する多様なニーズに応えていけると考えている。

⁷⁴「つどいのひろば」は清瀬市全体で6か所実施しており、うち3か所を同法人が受託している。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～「発達支援コーディネーター」による定期的な指導とケースカンファレンスの実施～

同法人では、保育施設で勤務経験がある保育士や社会福祉士、臨床心理士等の有資格者を「発達支援コーディネーター」として招き、同施設のほか、同法人が運営する小規模保育事業所「あいあいちびっこルーム」、「ウイズアイひまわり」の3か所を巡回してもらい、子どもの接し方等について定期的な指導を受けている。特に、発達障害等のある子どもの自立支援を行う「療育」の観点から、日々の子どもの観察の仕方や、子どもの持つ強みの伸ばし方と弱みの解消の仕方など、保育士の子どもへの関わり方を重点的に学んでいる。

また、年に3回、発達支援コーディネーターとともに「ケースカンファレンス」も実施している。3か所の各拠点で園児1名ずつを選定し、その子どもに関して重点的に観察すべきポイントを定め、具体的な支援計画を立てた上でその計画を実践する。計画の策定に当たっては、一年後の目指す姿を設定した上で、その姿に到達するために実践すべきことは何か、短期・中期・長期目標の3段階に分けて設定し、適宜目標の見直しを行いながら子どもの発達状況を見守っている。発達支援コーディネーターが全体監修を行っているからこそ実践できている取組みであり、保育士の効果的な教育にもつながっている。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も「いざとなったら預かってくれる」認可外保育施設として、保護者の最後の砦でありたい～

他の認可保育所で、預かり保育を実施している場合もあるものの、中には月に数回しか受け入れていない施設もあるため、同法人の事務局長としては、今日緊急で預けたいといった利用家庭ニーズに対しては、認可保育所で全て対応していくのは難しいと考えている。第二子以降の産休・育休中の場合などでも「いざとなったら預かってくれる場所がある」という安心感は何事にも代えがたいため、保護者が「安心して子供を産める」環境を作れるよう、同法人は今後も認可外保育施設として保護者のニーズに応えていきたいと考えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～経営状況の厳しさ～

同施設では前述の通り、一時預かり保育やつどいのひろば事業等、清瀬市からの委託事業や補助事業を複数実施している。「あいあいサポート」においては平成25年以降、「清瀬市緊急一時預かり事業補助金」の交付を受けている。本補助制度は児童福祉法で規定する一時預かり保育を実施する事業者に対し、清瀬市から経費の一部を補助するものであり、同施設においては貴重な収入源となっている。しかしながら、緊急の受入れや早朝・夜間・お泊り保育、加配が必要な子どもの預かり等に対する加算補助が受けられない中で、保育料を安く設定していることもあり、経営状況としては難しい。

～養育困難家庭に対しての保育料の減額～

同施設では、どんな家庭環境の子どもでも利用してもらえるよう、生活保護受給者等の養育困難家庭に対しては、施設独自で保育料の減額補助を行っている。施設に対しての補助が無い中、こうした経済的支援を施設独自で行っていくことは経営的に厳しい面もあるが、3歳になれば認可保育所に入所できる可能性もあるため、それまでの一時的な措置として保育料の減額を行っているところである。今後は、可能であるな

らば保育料全体のさらなる減額や無償化も検討していきたいところではあるが、現状の経営面を考えると難しいだろう。

5. 利用者の声⁷⁵

(1) 利用者Aさんの声

～第二子妊娠中の突発的な利用ニーズに対応してくれる場所～

2歳7か月の子どもを持つ家庭であり、約1年前から「あいあいサポート」及び、小規模保育事業所「あいあいちびっこルーム」を併用利用している。現在第二子を妊娠中のため、病院の受診スケジュール等に合わせ、「あいあいサポート」を週に複数回利用している状況である。「あいあいちびっこルーム」も一時預かり保育として利用しているため、利用状況に空きがある場合のみ不定期で利用している。

もともと近隣に住んでいたため、公園で散歩中であつた同施設の子どもたちが楽しそうに過ごしている様子をたまたま見かけたことをきっかけに、同施設を利用するようになった。「あいあいの家」では子ども一人一人の成長に応じた職員の手厚いフォローが受けられるため、同施設に通い始めてから子どもの成長が急激に伸びたと実感している。コロナ禍により、保護者自身の受診時には子どもを病院に連れていけないことも多いため、急なニーズに対応してくれる場所として、同施設のような認可外保育施設の存在は重要であると感じている。

(2) 利用者Bさんの声

～子どもだけでなく保護者のことも考えた保育サービス～

生後2か月の子どもを持つ家庭であり、同法人が清瀬市から委託を受け実施している「養育支援ヘルパー事業」⁷⁶とともに、1か月前から「あいあいサポート」を利用している。同施設には、子どもの1か月健診等、必要な時に不定期で預けるケースが多い。

保護者は足が不自由であることから、清瀬市の子ども家庭支援センター経由で紹介を受けもともと「養育支援ヘルパー事業」を活用しており、その中で同施設の一時預かり保育を知った。

同施設の職員の子どもへの接し方等を見て自分自身が子どもに接する場合の参考にしたり、子どもが寝付く直前に泣く理由と対応法等に関して職員に相談に乗ってもらったりと、同施設の利用を通じて子育てに関する自分自身の勉強ができています。このように些細なことも相談に乗ってもらえると、子どもだけではなく保護者のことも考えた保育サービスが提供されていると感じている。

認可外保育施設だからこそ、利用理由を問わず預かってくれる点がメリットであると感じている。子どもを預けなければいけない状況は急に発生するケースが多いため、緊急時に即時預かってくれる同施設のような認可外保育施設の存在は大変貴重であると感じている。また、同施設から自宅まではある程度の距離があることに加え、自宅には階段しかない状況のため日常的に同施設に送迎も行ってもらっている。こうした利用者個人の状況に応じた手厚いフォローは、多くの利用者を抱える認可保育所ではなかなか提供が難しいものと推察しているため、大変ありがたく思っている。

以上

⁷⁵ 同施設の利用者2名に対してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が直接聞き取りを行ったもの。

⁷⁶ 清瀬市子ども家庭支援センターからの受託事業として同法人が実施しているもの。産前産後、多子同時出産、心身の不調などを抱える清瀬市在住家庭に対して、家事・育児支援ヘルパーを自宅に派遣し、家事や調理、育児等の支援を行うサービス。

大館市矢立保育所

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	社会福祉法人大館市社会福祉事業団
職員数 (2023年1月25日時点)	管理者1名、主任保育士1名、保育士2名、非常勤職員3名(うち、保育士2名、保育補助1名)
定員	35名
対象児童	2～5歳児
保育時間	月～土曜日 8:00～18:00
休日	日曜日・祝日、年末年始
保育料	【月極保育】2歳児 10,500円(週4回以上の利用) ※3歳児以上は無償化の対象であることから、無料

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

大館市矢立保育所は、社会福祉法人大館市社会福祉事業団が運営する、地域の子どもの受入れを目的として活動している認可外保育施設である。

同施設は、昭和26年に秋田県大館市矢立地区の婦人会が保育施設を開園したことから開園した保育施設であった。当時は矢立地区に子どもを預けられる施設がなく、その受け皿としてボランティアで運営が開始された。その後、昭和52年に大館市からへき地保育所⁷⁷としての指定を受け、一時的に設置主体は大館市へと移っている。昭和59年には大館市内のへき地保育所の運営を統括する大館市へき地保育所運営委員会が発足し、同委員会が運営を管理する形となった。平成22年に、現在の施設経営主体である社会福祉法人大館市社会福祉事業団が管理を受け継ぐこととなり、大館市の指定管理を受けて運営を行う形態となった。

(2) 運営状況・利用者の状況

①施設の運営状況

同施設では、主に矢立地区に居住する家庭を対象として保育を実施している。毎週月曜日から土曜日の8～18時の間で預かりを実施しており、日曜日・祝日、年末年始は休園日としている。

保育料は2歳児のみ、週4回以上の利用で一律月額10,500円としており、3歳児以上の子どもについては保育の無償化の対象となる施設であることから、保育料も無料となっている。また、単発的な一時預かり保育は実施していないが、里帰り出産のための利用は受け入れている。

利用定員は35名であり、2～5歳児までの子どもの受入れを行っている。現在(令和5年1月)の園児数は2歳児2名、3歳児3名、4歳児3名、5歳児2名の計10名であり、近年の園児数は概ね10名ほどで推移している。

②利用者の状況

⁷⁷ 児童福祉法第三十九条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、都道府県知事(政令指定都市及び中核市の市長を含む。)が特定の基準に適合すると認め認定したもの。

利用者の多くは矢立地区に居住する家庭の子どもであり、同施設は長年に渡り地域に密着した保育を実施していることから、地域の保育施設における中核的な役割を担っている。矢立地区には他の保育施設が存在しないことから、認可外保育施設であるという区分に関係なく、地区の家庭の多くが同施設を利用している。また、同施設の立地場所には大館市立矢立小学校が隣接しており、同施設に入所していた子どもが隣接する小学校へと通う流れになることが多い。

ほとんどの利用者は週5回もしくは週6回の利用をしている。なお、里帰り出産のための一時預かり保育の利用に関して、令和3年度は2件の利用実績が存在した。その他、同施設では保育認定を受けていない子どもや、障害のある子どもも受け入れている。

施設の利用に際しては、その可否に関する判断を大館市が行っている。同施設に対し、保護者から利用に係る申込みがあった場合、施設職員にて大館市へ入所申込書を送付し、その後、市役所で施設入所の判断が行われる。

(3) 施設の広報・周知

施設周知の方法として、パンフレットを作成して市役所、地域の施設に配布している。また、同施設の経営主体である、社会福祉法人大館市社会福祉事業団のホームページ上にも情報を掲載している。毎年秋以降に施設の利用者を募集する際には、市役所と保育所にポスターを掲示するとともに、大館市の広報にも掲載されるようになるなど、大館市と一体となり施設の周知を行っている。

<施設紹介パンフレット>

矢立保育所
入園児募集中

自然豊かな環境で
たっぷりの愛情を受け
豊かな経験をつうじ
すこやかな成長を

T017-0002
大館市白沢字白沢1139番地4
TEL.0186-46-1860 FAX.0186-46-1857
大館市立矢立小学校となり

豊かな自然の中で
少人数で手厚い保育
地域とともに

矢立小学校区

保育時間 朝8時～夕方6時
対象児童 2歳児～5歳児
(専業主婦のお子さんも入園できます)
開園日 月～土 (休日:日・祝)
相談窓口 矢立保育所 (成田)

ぜひ一度見学をお待ちしています

めざすこどもの姿

- ①健康で明るく元気に遊べる子
- ②やさしい心と思いやりのある子
- ③自分の思いや考えを表現できる子
- ④地域とのふれあいを楽しめる子

社会福祉法人
大館市社会福祉事業団

3. 保育の特徴

～地域に根差した保育～

昨今はコロナ禍の影響もあり可能な範囲での実施としているが、同施設では子どもと地域住民との世代間交流に力を入れている。例えば、地域の方を施設へ招待し、子ども達と一緒に焼き芋を食べるイベントを開催したり、地域の高齢者が集まる施設に子ども達と訪問して、歌を披露したりしている。その他、地域の行事には積極的に訪問するようにしている。こうした地域交流を積極的に実施している理由としては、大館市では「キャリア教育」と「ふるさと教育」を合わせた「ふるさとキャリア教育⁷⁸」を実施しており、その考えに基づいた保育を実施しているためである。同施設の思いとしては、地域に根差し、地域に開かれた身近な施設でありたいと考えており、また、子ども達にはみんなに愛されて育ってほしいと考えている。

<地域交流会（ハロウィン）>



～自然に豊かな環境ならではの食育～

同施設の立地場所は自然が豊かな環境であることから、その環境を活用した食育を実施している。具体的には、フィールドワーク等を実施し、山菜等の自然に生えているものを採取したり、施設の中で畑作を行ったりして、採取・栽培した山菜や野菜を食している。

<施設内での畑作・山菜採り>



⁷⁸ ふるさとに生きる基盤を培う「ふるさと教育」とその基盤の上に自らの人生の指針を描く「キャリア教育」を融合した大館市独自の教育理念。ふるさとに根ざし、大館の未来を切り開く人財を育成することを目的とし、ふるさとへの愛着と誇りを醸成し、縦(校種間)と横(学校・地域・家庭)の連携を図りながら、0歳児から系統的なキャリア発達を目指す。地域や企業の願いに応え、未来の大館を担う人材を育成することを目的としている。

4. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～保育士を対象とした研修の受講～

同施設では自治体の研修を活用しており、希望者は秋田県教育庁幼保推進課の研修、大館市福祉子ども課の研修を受けることが可能である。また、研修受講後は施設内で研修内容の報告・共有を行っている。その他にも、秋田県の「保育士等キャリアアップ研修」や、経営主体の法人内部でのキャリアパス制度があり、それぞれを活用しながら保育施設内でのキャリアアップを図っている。法人内部のキャリアパス制度では、等級ごとに求められるスキルが一覧化されており、該当するスキルに対応した研修を受講することができるようになっている。

＜キャリアパスの一覧＞

階級	職務(役割)	求められる能力	対応施設	職務内容	任用の条件		備考	
					習熟に必要な資格教育	必要経過年数		
経営層	経営幹部であり、最終的な経営責任を負う	<ul style="list-style-type: none"> 運営統括責任者として、自組織の目標を設定し、計画を立てて実行する。 必要な権限行使を行い、部下の自主性を尊重して自律的な組織運営環境を整える 人材育成、組織改革、法令遵守の徹底などを通じて、自組織を改善・向上させる 自らの公益性を理解し、多機関や行政と連携し、連携・協働を通じて地域の福祉向上に貢献する 所属する法人全体の経営の安定と改善に寄与する 	理事長 理事 事業部長 施設長	法人の経営資源の把握と戦略の確定 法人システム全体に対する説明責任 方針の確立と実行の徹底 利用者情報の管理 組織の定規、責任の特定など(極限の軽減、人材育成)		対応施設の格付けを受けざる(必要経過年数の規定はなし)		
管理層	部門の運営責任を負う	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行責任者として状況を把握し、部門別業務を円滑に実行する 職員の育成と労務管理を通じて組織の強化を図る 提供するサービスの質の維持・向上を図る 経営理念を理解し、上位者の業務を代行する 他部門や地域の関係機関と連携・協働する 教育研修プログラムを開発・実施・評価する 	施設長兼付	部門の管理・調整部門の経営指標の把握 監督職務の履行 業務内容の検証・改善 地域・多機関との連携 計数管理	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程「管理職員コース」等、組織管理(人事・労務・財務等)に關連した研修 「実践報告会」			
監督層	チームや部門を管理・運営している	<ul style="list-style-type: none"> チームメンバーとの信頼関係を築く 目標を設定し、課題解決に取り組み 上位者の業務を補佐・支援する 他の資源を活用する視点を持つ 	係長 主任	チームの管理・調整 チームの経営指標把握 部下指導育成 リスクマネジメント	緊急対応 欠勤時のサポート 地域・他組織との協働	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程「チームリーダーコース」等、組織におけるチームマネジメント研修 指導者研修(グループスーパービジョン) 「実践報告会」		
指導層	部下指導をしている	<ul style="list-style-type: none"> 当該分野の知識・技術を身につけ、同僚・後輩へのモデルとなる 自己研鑽を通じ、知識技術の向上を図る 困難な課題について、指示によりグループをまとめ問題解決にあたることのできる リーダーシップを発揮し、協働的役割が求められる 	事務主任 副主任 リーダー	(ステップ5に加えて) 緊急時のサポート 地域・他組織との協働	指導者研修(グループスーパービジョン) 力強い指導者研修-内部監査員研修※対象者のみ 「実践報告会」			
ステップ5	複雑な業務をこなしている	<ul style="list-style-type: none"> 高いレベルのサービスを提供するために、他部門との調整や連携に自ら取り組むことができる 専門性を追求し、高度な知識をもち、応用的判断を要する業務を実行できる リーダーシップを理解し、チームの目標達成に貢献できる 標準的業務について、指導を受けながらグループをまとめ問題解決にあたることのできる 	一般職(正)	(ステップ4に加えて) 他部署との連携・協力業務 専門的知識の部へのフォローアップ	指導者の確保 部署内におけるリーダーシップ	ステップ5研修 「グループスーパービジョン」 「リーダーシップの理解」 「実践報告会」	経歴6年以上 以降から選抜される者(他事業所の経験を含む)	国家資格保有者
	通常の業務に加え、組織のために主体的に行動している	<ul style="list-style-type: none"> 組織目標(品質目標)達成に向けて主体的に行動できる 比較的高度な知識と経験をもとに、応用的判断を要する業務を実行できる 介護(看護)過程をまたた介護サービスの実践ができる 	一般職(正)	(ステップ3に加えて) 部門内の役割担当 委員会等の役割担当		ステップ4研修 「介護(看護)過程」 「実践報告会」	5年目～	
ステップ4	通常業務に加え、後輩の指導をしている	<ul style="list-style-type: none"> 部門の目標の達成に向けて自分の役割を認識し行動できる 自己の知識と経験を活かし、下級者に指導できる 	一般職(正)	(ステップ2に加えて) サービス改善 後輩指導 防災業務		ステップ3研修 「リーダーシップの理解」 「介護(看護)過程の理解」 「実践報告会」	4年目	
	通常業務をしている	<ul style="list-style-type: none"> 通常の業務に精通し、独立(自律)して実行できる 現場を理解し、自分の行動に責任をもちつとることができる メンバーシップを理解し、チームメンバーの役割を果たすことができる 問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決を実現できる 自己の知識と経験を活かし、下級者にアドバイスできる 	一般職(正)	基本介護 健康管理 日常の援助活動 個別援助(外出等)の実施 会議・委員会参加 報告・連絡・調整・記録		ステップ2研修 「スーパービジョンの実践」 「介護(看護)過程の実践」 「実践報告会」	3年目	
ステップ3	通常業務をほぼ単独で実施している	<ul style="list-style-type: none"> 社会人、組織人、専門職人として処遇ルール・礼儀を守っている 自分の行動、言動に責任を持つことの大切さがわかっている 上司や先輩に自分の状況を報告・連絡・相談できる 理念や目標を理解でき、指導を受けながら目標に向かって行動ができる 業務に関する基本的知識をもとに、一般的な判断を要する業務を実行できる 基本的な定型業務の手順を理解し、ほぼ単独で実行できる 	一般職(正)	基本介護の補助 健康管理の補助 行事等の補助 会議・委員会参加 報告・連絡・調整・記録		ステップ1研修 「コミュニケーションの理解」 「サービス管理とリスク管理」	2年目	
	他者の補助をしている	<ul style="list-style-type: none"> 社会人、組織人としての礼儀や基本を身につけている(態度・姿勢・コミュニケーション) 事業部の組織体制、理念を理解できる 迅速なチーム、対人援助技術の基本を身につけている 業務に関する基本的知識を習得し、指導を受けながら定められたマニュアルに沿って補助的業務、基本的な定型業務を実行できる 	準職員 臨時職 パート		新採用職員研修	0～1年未満		

2022年4月1日改定(3版)

～職員の働きやすい環境の整備～

同施設の経営主体である社会福祉法人大館市社会福祉事業団では、育児休業制度を整備しており、若い方であっても働きやすい体制としている。また年1回程度、職員に対する定期的なストレスチェックを実施している。ストレスを抱えていると判定された職員には、当人に対して通知を行い、了解を得た上で嘱託医や法人内の担当者との面談を実施し、フォローアップを行う体制も整備している。

5. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～給食の導入～

同施設では、昼食は各家庭が準備する形としているが、利用者にとってのさらなる利便性向上のため、施設で給食が提供できるとよいと考えている。施設で昼食を準備することは難しいことから、外部委託をする必要があるため、現在は委託先を探しつつ、給食導入に際しての予算等の検討を進めている。

～開所時間の延長～

8時より前の時間帯や、18時以降は延長保育を行っておらず、この時間帯に保育ニーズのある家庭を受け入れることができていない。そのため、現状ではそのような家庭は矢立地区を離れ、大館市の中心地にある認可保育所を利用せざるを得ない状況となっている。大館市のへき地保育所設置条例により保育時間が規定されており、施設の判断で開所時間を変更する事は難しい状況にあるが、地域の住民の実態に合わせ、保育時間を臨機応変に対応できるようになる事が望ましいと考えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～子どもの減少により、保育の質の確保が困難～

大館市内のへき地保育所は、かつては80～100名程度の子どもの預かりを行う施設も存在したが、現在は預かり人数が多い施設でも30人、大半の施設は10人前後の預かりとなっており、地域における子どもの減少が、地域の保育施設の園児数にも影響を与えている。

現在は受け入れている子どもの数が少ないことから、対応する職員数も限定せざるを得ない状況にあり、休憩時間の確保が難しくなっているなど、職員の負担につながっている。このまま子どもの数が減ってしまった場合、保育の質の確保のみならず、施設の存続自体が難しいのではないかと考えている。施設の存続に鑑みれば、利用園児の数を増やしていく必要があるように考える。

以上

CRECHE DONGURI

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	池谷 悦子(個人経営)
職員数 (2023年1月26日時点)	3名(うち、責任者1名、保育士1名、保育補助1名)
定員	19名
対象児童	1～9歳
保育時間	6:00～18:00(延長保育は19:30まで実施) ※保護者に何らかの事情があった場合、延長保育を実施
休日	日曜日 ※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間は休み
保育料	【月極保育】37,000円(学童保育:15,000円)

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「CRECHE DONGURI」は池谷悦子氏が運営する、主に外国籍向けの子どもの対象とした静岡県磐田市の認可外保育施設である。

同施設は、2014年10月に自動車部品製造会社である太平工業株式会社の事業所内保育施設として開園された。当時の経営主体である太平工業株式会社には、日系ブラジル人の職員が多く、現在まで多くの日系ブラジル人家庭の子どもの受け入れている。その後2017年6月より、個人経営の施設として池谷氏が経営を引き継ぎ、その他の企業に勤めている子どもの預かりを開始した。

(2) 運営状況・利用者の状況

同施設では保育をする子どもや保護者の国籍にかかわらず、1歳から9歳までの企業に勤めている家庭の子どもの対象として、6～18時までの間で月極保育を実施している。延長保育は19時半まで実施しており、保護者に残業があった場合や通院等の用事が想定より長引いた場合、1時間500円で受け入れている。また、同施設では通常、1歳以上を受入れ対象としているが、子どもの安全確保ができると判断され、特段の要望がある場合、生後6か月以上の子どもも受け入れている。

保育料は1歳から未就学児の場合1か月37,000円、学童の場合1か月15,000円としている。

既述の通り、同施設は主に外国籍の子どもが利用しており、現在は計15名が入所しているが、その全てが日系ブラジル人の子どもである。いずれの家庭も4歳頃までは同施設を利用しているものの、5歳、6歳になると日本の小学校に入学することを見据え、認可保育所に移るケースが多い。

その他、認可保育所に入所できなかった子どもや、障害児も多く受け入れており、近年は発達に遅れがみられる子どもの利用が増えている。そうした子どもの多くは児童発達支援事業所を併用しているが、預かり時間が限られているため、児童発達支援事業所が開所していない朝と夕方に同施設を利用している。ブラジルでは子どもの送迎があることが一般的であるため、家や事業所への送迎も職員が行っている。

現在は園児15名のうち3名が発達障害のある子どもである。困っている家庭が多いため、可能な限り受け入れたいと考えているが、職員の数が限られていることから、受入れを断らざるを得ない場合もある。

(3) 施設の広報・周知

ホームページ経由での利用や、ブラジル人同士のつながりによる紹介がきっかけで利用につながる人が多い。昨年は Facebook や Instagram の SNS を利用した広報活動に力を入れている。SNS 上で過去に利用したことのある保護者から高評価を受けたことにより子どもが増加している。また、地域在住のブラジル人からの評判も高まっており、市内の公的な子育て関連の機関にも、ブラジル人の子どもを預かっている保育施設であると認知されている。その結果として、磐田市の総合健康福祉会館である「i プラザ」経由で、ブラジル人の保育に対応した保育を実施している施設として紹介を受け、園児を受け入れたこともある。

2. 保育の特徴

～日本の文化に触れ、子ども達が窮屈に感じないような柔軟な保育を実施～

ブラジルでは体験が難しい日本の文化行事を数多く経験してもらいたいという思いから、行事は必ず実施している。一例として、毎年2～3月になると、静岡市にある「石垣いちご狩り」に行っている。また、設立当初の経営主体である、太平工業株式会社の元社員や社員の家族等、日本語、ポルトガル語両方を話すことができるブラジル人を縁故で採用することができ、普段の保育を実施する中で、園児に日本語をしっかりと教えている。

<行事に参加する子どもの様子>



言葉がわからないというストレスのかかりやすい環境の中でも、できる限り子ども自身が窮屈に感じない、明日も来たいと思ってもらえることを目的にしており、決まったことを決められた時間に実施するという保育は行っていない。そのため、一人一人の生活リズムに合わせて、子どもが欲しがったおもちゃを与えたり、散歩に行きたいなどの自発的な要望に答えたりなど、柔軟な対応をするようにしている。

<年間行事予定表>

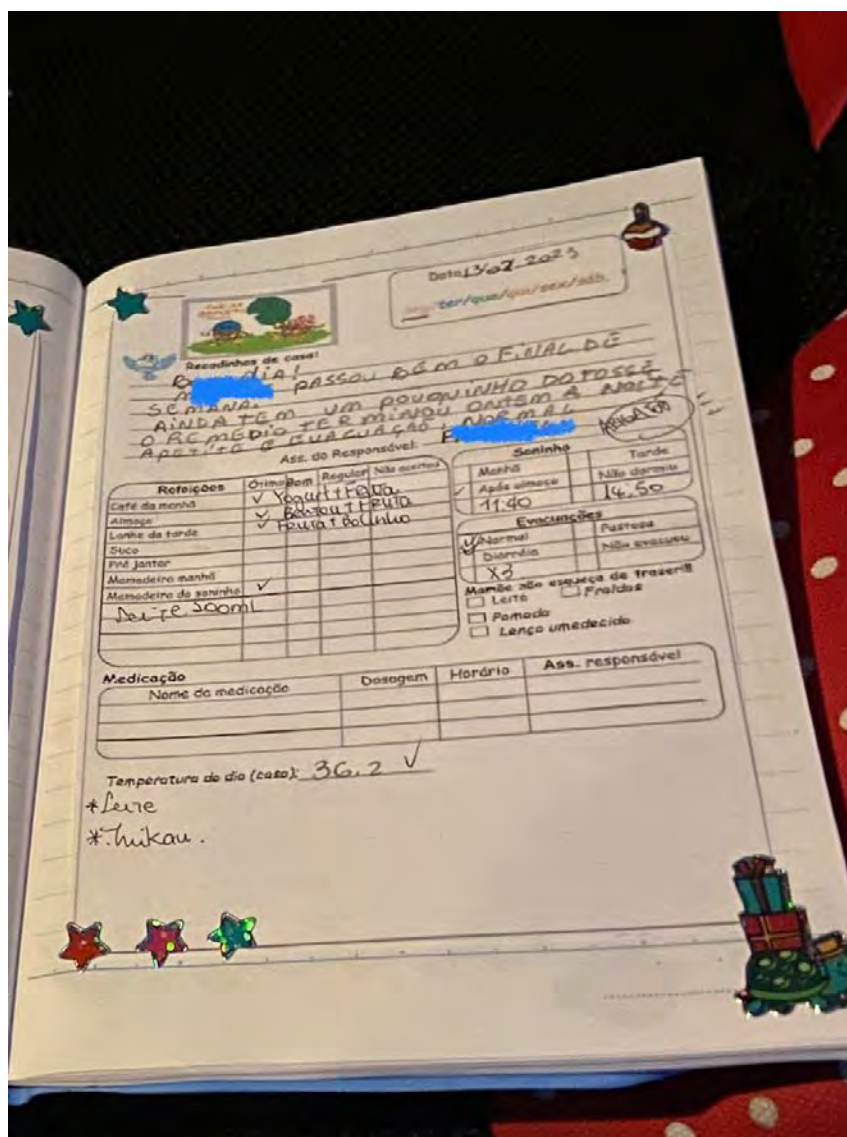
1月	お正月遊び(Brincadeiras no ano novo)
2月	Carnaval いちご狩り(Colheita de morango)節分 野菜パーティー
3月	遠足(浜松動物園) ひなまつり
4月	健康診断 お花見散歩
5月	端午の節句 母の日(Dia das mães)トマトの苗植え
6月	Festa junina 歯磨き練習
7月	七夕 水遊び(Piscina) トマトサラダパーティー
8月	スイカ割り(Racha de melancia) 父の日(Dia dos pais)
9月	おじいちゃんおばあちゃんの会(Dia do doso)交通安全教室
10月	健康診断 子供の日 芋掘り
11月	ブロッコリー、花の苗植え、チューリップ球根植え
12月	クリスマス会(Natal)

～日本語・ポルトガル語両方で対応できる環境を整備～

同施設には日本語とポルトガル語を話す子どもが多いため、日本語・ポルトガル語両方の絵本を取り揃えている。ポルトガル語の絵本は図書館で借りたり、保護者の寄付を受けたりすることで取り揃えている。また、日本語の絵本や紙芝居も、日本語とポルトガル語がわかる職員が翻訳をしながら朗読するなどして、子ども達が楽しめるように工夫している。

また、保護者とのやりとりでは、連絡帳をポルトガル語で記載したり、SNS ツールを用いてポルトガル語でやりとりをしたりしている。日本語、ポルトガル語両方がわかるスタッフがいない場合にも対応できるよう、緊急の場合には太平工業株式会社の通訳スタッフに電話で対応してもらえよう協力関係を結んでいる。

<ポルトガル語で記載された連絡帳>



3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～限られた人数・環境での効率的な協働～

同施設の職員は3名と限られているため、職員間の協力が非常に大切であると考えている。情報の共有や相談を目的として、1か月に1回はミーティングの時間を設けている。

スタッフは日本語のみ話せる日本人保育士(池谷氏)1名、日本語とポルトガル語が話せるブラジル人の保育補助1名、ポルトガル語のみ話せるブラジル人であり、ブラジルでの保育士資格保持者が1名の計3名である。ミーティングの時間では、日本語・ポルトガル語が話せるブラジル人の保育補助が通訳を行うことでコミュニケーションをとっているか、当該職員が不在の場合は、先述の太平工業株式会社の通訳スタッフがサポートに入る。日本での保育士資格保有者は1名であるものの、各々で発達に課題のある園児への対応を勉強し、ミーティングの場で共有するなどしている。

また、負担が個人に偏ってしまうことのないよう、常に感じていることを共有してもらおうようにしており、共有された内容のうち、職員が負担に感じているものについては、早期に明確にし、改善できるような体制を敷いている。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後は認可保育所への移行を希望～

単価が低く、集客も難しいという理由から、同施設が認可外保育施設として運営を継続していくことは難しいと考えており、将来的には認可保育所への移行を検討⁷⁹している。認可保育所への移行検討に際し、磐田市に相談したところ、認可保育所を設立する場合には、基本的には100名規模以上の定員を確保する必要があるとのことであった。しかしながら同施設は、今後も支援の手が届きにくい在日外国人の子どもや発達に遅れがある子ども等も積極的に受け入れ、手厚い保育を提供していきたいと考えている。100名以上の大規模な保育施設になった場合、そうした保育の実施が難しくなる懸念があることから、認可保育所への移行については課題に感じている。また少子化の影響により、磐田市では古くなった公立の保育施設を統合したり、民間で運営したりしているケースが増えている。したがって、100名規模の集客についても難しいと考えている。

～広い保育スペースの確保～

同施設では、発達障害のある子どもを多く受け入れたいと考えている一方、現在の保育スペースではこれ以上の園児の受入れが難しいことから、今後は保育スペースの確保が必要であると考えている。そのような理由から、現在は移転も検討しているものの、運営方針上、水害の影響を受けにくい高台に設置する必要があるという意向があり、条件に合致する物件がない事に課題を感じている。また、移転に際しての費用負担も懸念の一つである。

⁷⁹ 小規模保育事業所への移行に関しては、同施設では3歳以上の児童も受け入れることとしており、小規模保育事業所の対象は0～2歳児の子どもであることから、現在の業態を維持するために移行する予定はないとしている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～外国人職員の保育資格の取得～

同施設に勤務する外国人職員(保育補助)は、ブラジルの保育士資格は取得しているが、日本の保育士資格を有しておらず、日本では無資格となってしまっている。保育に関する専門性を有しているにもかかわらず、無資格として扱われてしまう点を不便に感じている。当該職員については、今後、保育士資格の取得が必要であると考えている。

～日系ブラジル人で発達障害のある子どもの受入れキャパシティに課題～

日系ブラジル人の子どもを受け入れている他の認可外保育施設では、発達障害のある子どもを受け入れない場合もあると聞いている。また、日系ブラジル人の子どもは、日本語が得意な子どもばかりではないことから、認可保育所への入所も難しいことが多い。その他、児童発達支援事業所で受入れがされている場合でも、保育時間は1日3～4時間程度にとどまるため、保護者は就労との両立が難しい状況となっている。このような状況から、在日外国人かつ発達障害のある子どもの受け皿が非常に少ないと感じている。

同施設でも可能な限り受け入れたいと考えている一方で、これ以上園児を受け入れた場合、現在の職員数では保育の安全を担保することが難しく、受入れを断らざるを得ないため心苦しく感じている。行政には、こういった支援が行き届きにくい子ども達への支援を充実させることについて、もっと検討してもらいたい。

以上

わくわくくらぶ

施設区分	ベビーホテル
経営主体	特定非営利活動法人わくわくくらぶ
職員数 (2023年1月27日時点)	5名(うち、責任者1名、保育士2名、保育補助2名) ※上記のうち保育士1名、保育補助1名は非常勤職員である
定員	15名
対象児童	生後2か月～9歳まで
保育時間	通常保育 8:00～18:30 夜間保育 18:30～21:30
休日	月～土曜日 ※年末年始は休みであり、日曜日は別途要望があれば開所
保育料	<p>【一時預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料 700 円/時間 ※自治体制度により、小浜市・若狭町・おおい町・高浜町在住者は1か月 70 時間以内まで 350 円/時間、第二子以降は 0 円 ※別途登録時に入会金 500 円、年会費 500 円、保険料 400 円 <p>【月極保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 50,000 円、1～2歳児 40,000 円、 3歳児～ 35,000 円 <p>※月極保育・一時預かり保育のいずれも夜間保育は特別料金であり、0歳児は 450 円、1～5歳児は 400 円、6～9歳の学童は 350 円としている。なお、夜間保育の対象は小浜市在住の子どものみである</p>

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

わくわくくらぶは、特定非営利活動法人わくわくくらぶが運営する、一時預かり保育を中心に実施する福井県小浜市の認可外保育施設である。

同施設の創設者である芝氏は、公立の認可保育所に保育士として勤務していた。その後人事異動により、市役所勤務の保育士として勤務していたが、その際、市役所の窓口で0～1歳児を預けられる施設がとても少ないという、子育て中の母親の状況を知り、地域に乳児保育を普及させ、保育の環境を整えたいと考えた。その後、市役所を退職し 2003 年7月に NPO 法人を設立して一軒家を購入、乳幼児・学童の一時預かり保育を開始した。

また、同施設の運営元である NPO 法人わくわくくらぶでは、地域に放課後児童クラブがなかったことから、2007 年より小浜市の委託を受け定員 40～80 名の放課後児童クラブを3か所運営している。その他、小浜信用金庫から委託を受け、従業員の子どもを預かる事業所内保育施設(小規模保育事業 A 型)「はましんわくわくステーション」を、2015 年4月より運営している。

（２）運営状況・利用者の状況

同施設では、生後2か月から9歳までの子どもを対象として、主に8～18時半の間で保育を行っている。保護者からの希望があり、対応が可能な場合、夜間保育も実施している。なお、現在は一時預かり保育を中心に実施しており、年末年始を除く月曜日から土曜日に開所している。保護者の希望があれば日曜日にも施設を開所している。

利用家庭の特徴として、福井県では、自治体が指定した施設の利用者に対して、一時預かり保育の保育料を一部補助する「すみずみ子育てサポート事業⁸⁰」が整備されており、当該事業の対象となる一時預かり保育の利用が大多数となっている。当該制度の適用範囲が、子育て家庭では1施設当たり月70時間が上限であることから、その上限を超過しない範囲で利用する家庭が多い。第二子以降の子どもは無料であるため、兄弟での利用も多く見られる。また、頻度としては週2、3日ほどの利用が多く、平均的な利用時間は、1日当たり4～5時間である。

一方、市外・県外の里帰り出産、認可保育所の途中入園ができない保護者も利用している。令和4年10月は市内129名、市外57名、11月は190名、12月は150名の利用があった。

一時預かり保育の場合、保育料は1時間700円としており、「すみずみ子育てサポート事業」の対象者は、1か月70時間を超えない範囲で、350円で利用可能である。なお、一時預かり保育、月極保育のいずれにおいても夜間保育の料金は特別料金であり、0歳児は450円、1～5歳児は400円、6～9歳の学童は350円としている。夜間保育は小浜市在住の子どものみ対象としている。

保護者の主な利用目的は、コロナ禍前までは、美容院、夫婦での食事や友人と会うなどリフレッシュで利用される方が多かったが、コロナ禍以降は利用者数が大幅に減り、パート勤務の保護者の利用が多い傾向にある。その他、冠婚葬祭や通院といった理由や、6歳以上の学童においては、夏休みや春休み等の長期休暇に、放課後児童クラブに登録していない子どもの預かりで利用されることもある。受入れ人数は1日最大10名を目安としているが、面積基準上は15名までの受入れが可能であるため、預かりを希望する保護者がいる場合、基本的に15名までは受け入れる方針としている。

同施設の利用には事前の登録が必須であり、利用希望がある場合には事前に来園してもらい、見学・面談をおこない登録が可能となる。なお、原則として初回利用の際は、事前来園の日に申込書を記入してもらい、次回利用日等を教えてもらう。その他、申込書ではアレルギーの有無、どのようなミルクを飲んでいるかなど、安全衛生上のことを詳しく確認している。

一度登録が済んでしまえば、あとは電話による申込みで利用可能となっている。申込みの募集に際し、普段施設を利用することが多い家庭を対象とし、1週間ごとに利用希望を確認して予約を受け付けている。

⁸⁰ 保育料のうち1時間当たり350円が補助され、妊婦家庭では1施設で月35時間以内、子育て家庭では1施設、児童1名当たり月70時間以内が利用上限である。

(3) 施設の広報・周知

地域に密着した施設であるため、保育認定の対象とならない、週2～3日程度勤務している保護者や、土曜日や日曜日の一時預かり保育を希望する保護者がいた場合、自治体の窓口経由で、同施設の利用に関する紹介がされる。また、自治体窓口にはリーフレットも設置している。保護者同士の口コミによっても施設の認知度が広がっている。

<施設紹介リーフレット>



ハーツわくわくくらぶ
(56-4880)

はましんわくわくステーション
(52-2505)



NPO法人 **わくわくくらぶ**

子育てサポート

【お問い合わせ】

子育てサポート NPO法人 わくわくくらぶ

〒917-0241 福井県小浜市遠敷9丁目501 ハーツタウン若狭内2F
TEL・FAX (0770) 56-4880
ホームページ <http://wakuwaku-club.jimdo.com>

〒917-0088 福井県小浜市小浜白旗112
はましんわくわくステーション
TEL・FAX (0770) 52-2505



【子育て情報】

地域子育て支援拠点	日時	場所	お問い合わせ先
あそびにおいでよ	月曜～金曜日 (AM9:30～11:30) (PM1:00～4:00)	子育て支援センター	小浜市子育て支援センター (☎06-3396)
わんぱくクラブ	火曜日・午前 (変更あり)	サン・サンホーム小浜	松山 (☎56-3531)
子育てフイフイ広場	第2・第4月曜日 (AM9:30～12:00)	健康管理センター	健康管理センター (☎52-2222)

活動内容

- 小浜市地域型保育事業 (0才～2才児保育)
- 小浜信用金庫事業所内保育事業
- 一時預かり保育 (土・日・祭日も可能)
- 子ども達のための文化イベント事業
- 親子のつどいの広場事業
- 放課後児童クラブ事業

～可能な限り受入れを実施～

よほどの事情がない限り子どもを預かるようにしている。同施設の経営主体である NPO 法人の立ち上げ時から、困ったときに叩ける門がある場所を作ろう、という理念がある。預かりの依頼があった際、仮に受入れのための体制がひっ迫しているような状況であっても、直ちに断るようなことは避け、非常勤職員の勤務日程を柔軟に調整して、本当に保育を必要としている家庭は極力受け入れる姿勢を大切にしている。これは、同施設が認可外保育施設指導監督基準に定める人数を上回る人員体制を整備しており、加えて非常勤職員が勤務日時の調整に協力的であることから可能となっている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～保育士を対象とした研修の受講・参加・共有～

同施設の設立者である芝氏が保育士として勤務していた際、外部の研修を受けることで多くを学び、悩みが解決された経験から、研修の受講体制を整備している。具体的には職員のシフト表の作成段階から調整しており、これは利用者受入れ態勢の整備同様、認可外保育施設指導監督基準に定める人数を上回る人員体制の整備と、非常勤職員の協力により、多くの研修を受ける機会の確保が可能となっている。また、研修受講中の時給や交通費も支給しており、研修後は職員間の会議で報告を行っている。研修の内容がよいものであれば、該当する研修の講師を呼んで、同法人内の全体研修で講義してもらうこともある。直近では保護者とのかかわり方を学ぶために心理職に講演してもらった。保護者はどう思っているのかという心理や、保護者や子どもに対して、言いにくいことを伝えるときの声掛けの方法等を学んだ。

～職員間での保育の自己点検を実施～

1年間の内、前期・後期の2回、職員に対して自己点検をおこなっている。自己点検は、日常業務・園児対応・コミュニケーション・行事・記録・環境整備等の振り返りをおこなう独自の自己点検シートと、全国保育士会による「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用している。日々の保育を振り返り、職員自身の態度を顧みること、子どもへの声掛けの仕方を反省するなど、子どもとの関わり方に関して多くの気づきを得ることができている。

<自己点検シート>

令和4年度【下半期 保育園自己評価】 はましんわくわくステーション

氏名 _____ 園長印 _____

【保育の自己評価】 ◎・・・十分できた ○・・・できた △・・・課題あり ×・・・要改善

項目	評価課題	自己評価	保育士のコメント
日常業務について	連絡帳の記入 朝夕の受け入れなど		
園児に関する業務	基本的な生活習慣の確立 子どもとのかかわり方 情緒の安定をはかるなど		
保育計画の作成と記録	週案やクラス記録 設定保育の展開など		
事故対応	リスクマネジメント 事故対応や連絡など		
コミュニケーション	職員との連携 保護者との関わり 社会的マナーなど		
環境整備	共同、共有場所の整理整頓 園の清掃など		
園行事	園行事の計画立案と実施 行事の連携協力など		

【今後の業務上の課題】

	何を	どのように
職員集団の中での目標		
自分が目標にすること		

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～地域に根差した多様な子育て支援～

障害のある子ども向けの放課後等デイサービスの立ち上げを早期に行いたいと考えている。同法人で運営する放課後児童クラブにおいて、障害があり、特別な支援が必要な子どもが増えてきていると感じている。しかし、小浜市には現時点で放課後等デイサービスが2か所しかなく、利用も週3回までしか利用できないなど、利用者にとって十分な環境が整っているとはいえない状況である。母親が安心して働くことができる環境を整えたいとも考えているため、条件に合致する建物があれば、新規立ち上げの放課後等デイサービスと既存の一時預かり保育事業を一緒に運営していきたい。

また、今後も施設の運営は継続していきたいと考えており、経営を安定させるためにも認可保育所に移行して運営を行いたいと考えている。少子化により、地域の子どもの数も減少していることから、新規設立は考えておらず、現在の認可外保育施設の事業内容を引き継ぐ形で運営を継続していきたい。

(2) 施設が認識している今後の課題

～事業運営上の負担～

利用人数にも限りがあり、収益を上げにくい事業であるため、現在は経営が厳しい状況である。新型コロナウイルス感染症の最も影響のあった際は毎月30万円ほどの赤字であった。今年度は赤字となる見込みであり、家賃もしくは光熱費への補助があるとよいと考える。

また、もう少し職員の人件費に回すことができるとよいと考えている。現在は認可保育所のような処遇改善加算がないこともあり、職員の十分な処遇改善を実施することが難しい。また、一時預かり保育は、定期的な利用をしない家庭も多く、十分に子どもの情報を取得することが難しいことが多い。一時的な利用をする子どもに、いかに安心して過ごしてもらえるかを常に考える必要があり、そうした専門性は評価されるべきだと考える。母子に対する支援も必要だが、事業者を対象にした支援もあるとよいのではないかと考える。

(3) その他

～里帰り出産に関するお金の負担～

県外から、里帰り出産をする家庭を対象にした補助があるとよいのではないかと考える。現状は「すみずみ子育てサポート事業」の対象ではないことから、1時間700円満額を支払っている。また、多くの保護者から聞かれる声として、里帰り出産時の2か月間程度、普段利用している保育施設への籍を置き続けるため、普段利用している保育施設と同施設の2か所に保育料を支払うといった二重の負担が発生しているというものがある。そうした家庭の利用負担を軽減するため、同施設では、里帰り出産の保護者、月70時間を超える保護者に向けて月極保育の利用を勧めている。月極保育を提案することで、保育料に上限が設けられることから、保護者の金銭的負担にならないような工夫をしている。

以上

愛育子どもの家

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	株式会社シンクキッズ
職員数 (2022年12月1日時点)	責任者1名、保育士7名、事務員1名、その他保育従事者1名、調理員3名
定員	【月極保育】 1歳児 12名、2歳児 12名、3歳児6名、4歳児5名、5歳児5名 【一時預かり保育】 若干名
対象児童	【月極保育】 1歳児～就学前 【一時預かり保育】 1歳児～就学前
保育時間	【月極保育】 月～金曜日：8:00～19:00 土曜日：8:00～16:00 【一時預かり保育】 月～金曜日：8:00～19:00 土曜日：8:00～16:00
休日	日曜日・祝日 ※年末年始は休園
保育料	【月極保育】 ・入園料 10,000円 ・基本保育料 300～400円/h (パック料金) 40,000～52,000円/月 ※年齢により料金は変動する ※その他、雑費 500円、冷暖房費 300円、カラー帽子等の用品代が別途発生 【一時預かり保育】 ・登録料 3,000円 ・基本保育料 480～680円/h ※年齢により料金は変動する

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

愛育子どもの家は福岡県福岡市の認可外保育施設(福岡市届出認可外保育施設)である。運営会社である株式会社シンクキッズは愛育子どもの家のほかに小規模保育事業所として「てりは子どもの家」も運営している。代表の喜内氏は都内のコンサルティング会社における企業内研修・新入社員研修やビジネススクールでの講師を務めていたが、新入社員研修等で、例えば「新入社員は、周りの先輩から教えを請う立場である」といった、人と接する上で重要となる考え方が十分に伝わらず歯がゆい思いをしたことがあった。喜内氏は、こうした人としての土台となる考え方は、子どもの頃、特に0歳から6歳までの未就学の間に作られると感じ、成人してからの研修では、表面的な技術面については伝えることができても、個人の持っている根幹の部分については変えることが難しいということを実感した。

ちょうどその頃、東日本大震災やその後の余震等により精神的に厳しい状態が続いたため、喜内氏は東

京から福岡に移住し、そこで長女(移住時年中児)が通う幼稚園で現園長となる真鍋氏及びモンテッソーリ教育に出会った。東京に居住していたころ、長女は怒ったり機嫌が悪かったりする状態で幼稚園から帰ってくる事が多く、喜内氏はその理由がわからなかった。その後、移住先の福岡で幼稚園に通い出すと、1か月も経たないうちに、毎日楽しそうに通園するようになり、東京に住んでいた頃とは別人のようになった。東京の幼稚園では「お絵描きの時間」「製作の時間」のように明確に区切りがあったため、本当はまだやりたくても作業を終わりにしないといけないことが長女にとっては嫌だったようである。その一方、福岡の幼稚園ではあくまでも園児がやりたいことを手伝うというスタンスで、やり方は教えるがどこまで行うかは本人に任せ、できたら褒めるという教育を行っていて長女にはそのやり方が合っていたようだ。

こうした経験から、未就学の時期に一番大切なのは自分の関心があることを最後までやりきって褒められることにより「自己肯定感」を高めながら集中力を身につけることで、その経験が小学校就学後の生活や仕事でも生きてくるのではという思いに至った。そうした環境を整備したいと考えるようになり、長女の当時の担任に声をかけ、2012年に同施設を開園することとした。

(2) 運営状況・利用者の状況

開園当初は長屋を借りて15名定員で保育を行っていた。始めは喜内氏の長女、次女も含めて5～6名しかいなかったが、西日本新聞の販売店の厚意でチラシを配布してもらったところ、1～2歳児の需要があることがわかり、継続して申込が入るようになったため、2014年に現住所(香椎照葉)へ移転し、40名定員となった。

保育料は様々なパターンがあり、次表の通りとなっている。

<保育料>

【月極保育】 月10回以上の利用 ※入園料 10,000円

	月極保育		
	パック料金		1時間当たり ⁸¹
	1か月 120時間利用	1か月 160時間利用	
1歳児	45,000円	52,000円	400円
2歳児	39,000円	47,000円	350円
3～5歳児	33,000円	40,000円	300円

【一時預かり保育】 月10回未満の利用 ※登録料 3,000円

	一時保育
1歳児	680円/h
2歳児	580円/h
3～5歳児	480円/h

※その他、雑費 500円、冷暖房費 300円、カラー帽子等の用品代が別途発生

⁸¹ 入園料を払うことで、月極保育で設定されている1時間単位料金で利用することが可能。

月 180 時間から 200 時間以上施設を利用するなど、フルタイム勤務で本来なら保育認定を受けられる家庭であっても、後述する保育の特徴に共感して同施設を利用したり、幼稚園入園前のプレ保育として利用したりする場合もある。また、同施設が立地している香椎照葉地区は十数年前に新たに開発された土地で、高齢者はほとんどおらず、子育て世代が大半を占め、転居してくる世帯が多い。同地区に住んでいる子育て世帯は、転居間もない状況で母親がまだ仕事に就いていなかったり、専業主婦を選択したりする世帯等、認可保育園の保育認定基準に当たらないケースが多い。同施設は保育認定にかかわらずどんな家庭でも利用できるため、子どもがのびのびと過ごしている姿を受けて、母親が求職活動を始めたり、自分の時間を有意義に過ごしたりすることができるような保育を提供している。また、認可保育所では前年度の住民税によって保育料が設定され、一般的に年収が高い世帯の保育料が高額となるが、同施設の保育料は課税額の多寡には影響を受けないため、認可保育所よりも安価な保育料で子どもを預けられるといった理由で同施設を利用している家庭もある。

なお、同地区にはスポーツクラブの拠点多く、外国籍の選手の子どもの預かるケースも少なくはない。そうした家庭はそもそも認可保育所の利用を想定していないようである。そうした家庭では、選手自身はある程度日本語を話せても、配偶者は日本語がほとんど話せないことが多く翻訳機を使いながらコミュニケーションを取っている。

その他、同施設では、急遽利用をキャンセルした際にも保育料を追加で支払うことなく別日に振り替えられる制度を整備していた。しかしながら、この制度があることで、例えば当月 20 日利用予定だったものの 10 日を翌月に振り替えた場合、当月の 20 日分に加えて翌月の 10 日分も職員を配置しなければならず、人件費の増加につながっていた。コロナ禍により利用園児が減少したことも相まって、経営的な判断でこの制度は廃止した。

2. 保育の特徴

～モンテッソーリ教育を取り入れた保育～

同施設の保育の大きな特徴は、喜内氏が感銘を受けたモンテッソーリ教育を採用していることである。午前中1回は外に出る機会を設け、12 時頃には昼食を取り、15 時にはおやつ時間を設けるといように大まかな1日の流れは決まっているが、その中で必ず「自己選択活動」(モンテッソーリ教育でいう「お仕事」)の時間を設けている。この時間は、保育室内の棚に様々なテーマの教材から子どもが好きな活動を選択して行うことができる時間のことで、例えば登園してから 10 時頃までずっとハサミを使うこともできるし、鉛筆で絵を描き続けることも、おままごとをひたすら行うこともできる。このように、モンテッソーリ教育では、日常生活の中で子ども自身がやりたいと思う活動を提供できる環境を整えることが重要とされている。なお、同施設では子どもの創造性を養うため、遊び方が決まっているおもちゃ(例えば剣を突き刺すと中身が飛び出すようなおもちゃ)は置かないようにしている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～福岡市主催の研修やモンテッソーリ協会の研修を活用～

福岡市が行っている八つのテーマ(乳児保育、幼児保育、安全、障害児対応、保護者対応等)に関する研修を認可外保育施設の職員も受講できるため、同施設の職員にも参加を促している。福岡市では「保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金」により、研修に参加した職員にかわって保育現場に入った職員の人件費の一部が補助金として支給されている。モンテッソーリ教育については「AMI 国際モンテッソーリトレーニングセンター 福岡」に会友加入しているので、研究会で実施される研修に積極的に参加している。

その他、日常の保育の中で起きた出来事等は毎月の職員会議で共有している。さらに、年に2回、「てりは子どもの家」と「愛育子どもの家」の職員全員を対象としてワークショップを行っており、モンテッソーリ教育について討論する場を設けている。

～コロナ禍においても保育士が働きやすい職場作りを整備～

同施設で働く保育士は全員女性であり、子育てをしている者が多い。特に新型コロナウイルス感染症のオミクロン株では子どもの感染者が急増したこともあり、そうした保育士の家庭においても、子どもが新型コロナウイルス感染症に罹患したケースも少なくなかった。本人が新型コロナウイルス感染症に罹患していなくても、家族が罹患した場合は出勤できないため、1か月程度同施設に出勤できないというケースもあった。こうした事態を踏まえ、同施設では出勤できない場合でも給与が減額とならないよう特別休暇(年最大5日取得可能)を創設した。さらに、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを支給したり、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金等を活用したりして、保育士の働きやすい環境を整えている。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～特定のターゲットに向けた保育提供の形を模索～

今後も保育をメインとして提供していくというスタンスは変わらない。しかしながら認可保育所における幼児教育・保育の無償化に伴い、認可保育所への入園希望者が増加することが予想されるなど、認可外保育施設に関する周辺環境が厳しくなっていく中、あえて認可外保育施設を利用したいと考える家庭が少なくなってくるのではないかと喜内氏は考えている。そこで同施設では外国人家庭の増加を見据え、英語での保育を提供する、午前中から15時程度までは低年齢児、15時以降はアフタースクールのように、ターゲットを絞った形で運営できないか可能性を探っており、その中の一つでシッティングサービスも考えている。香椎照葉地区では外国人家庭も多く、英語によるシッティングサービス需要もあると考えている。

(2) 施設が認識している今後の課題

～制度上の壁やテナント確保の観点から企業主導型保育事業所への移行が困難～

経営の安定化を図るため、給付費を受けることのできる企業主導型保育事業所に移行する意向であったが、現在の同施設では二方向避難ができず、企業主導型保育事業所に移行できない。また、香椎照葉地区では保育施設として利用できるようなテナントが少なく、あったとしてもテナント料が高額であり移設ができない状況である。

～少ない人数でモンテッソーリ教育を続けることの難しさ～

同施設では1日の時間割を細かく決めていないが、本来であれば時間割が決まっている一斉保育の方が保育士にとっては目も届きやすく、保育もしやすい。しかしながら、時間割を決めて保育してしまうと喜内氏が大切にしている理念に反することになるので、一斉保育に比べより多くの保育士が必要となり経営的には厳しいが、モンテッソーリ教育を続けている。

～保育料無償化によるロイヤリティの低下～

同施設の保育士のスキルは高く、子どもの接し方も素晴らしいと感じていることから、安易に保育料を引き下げたくはないと考えている。福岡市の認可保育所の場合、保育料は住民税の課税額に応じて0～80,000円程度のレンジとなっているが、保育料を下げすぎてしまうと「安価で質の高いサービスを受けることができる」と誤認される恐れもあり、また施設に対するロイヤリティの低下にもつながりかねないため、その点は懸念している。

東京都の0～2歳児の第二子保育料無償化にあわせ、福岡市においても0～2歳児の第二子保育料無償化を表明しており、今後、保育認定を受けた全家庭が無償化の対象になるのではないかと喜内氏は考えている。認可保育所は保護者から直接保育料を徴収しなくても給付費で補填されるが、認可外保育施設の場合、給付費は無く、保護者からの保育料で運営する必要がある。福岡市の認可外保育施設の場合、3～5歳児の保育料は市の補助があっても37,000円の負担となるが、認可保育所の場合、3～5歳児は無償のため、認可に入ることが当たり前で認可外は認可に入れなかった家庭が入所する施設であるという認識が行政側でも根強い点が特に課題である。

(3) 国や自治体への要望事項

認可外保育施設監督基準における0歳児の配置基準は、子ども3名に対し職員1名の基準に変更となったため、ある程度余裕をもって保育を実施することができる。他方、1、2歳児における、子ども6名に対し、職員1名の配置基準では、個人差の大きい発達段階の子ども達を十分に見守ることが困難である。さらにいえば、3歳児以上の子ども20名に対し職員1名、子ども30名に対し職員1名としている配置基準では、子どもへの目が行き届かず、基準を超えた体制を整備せざるを得ない状況である。特に、コロナ禍以降に生まれた子どもは外に行くことも少なく、運動能力も低い傾向にあるため、少し目を離れた際に事故につながるリスクも高いと認識しており、保育士の配置基準の見直して欲しいと喜内氏は考えている。

その他、「認可外保育施設は認可保育所に入れなかった子どもが行くところ」という偏見を改めてもらいたい。認可外保育施設は保護者との直接契約のため、提供される保育サービスへの興味や保育施設へのロイヤリティは認可保育所より高いと考えており、保育サービスへの興味・関心の向上こそが、よりよい親子関係の構築に重要な要素であると感じている。保護者が提供される保育サービスの内容によって自ら保育施設を選ぶことができる環境を後押しする政策を望んでいる。

また、認可外保育施設は許可制ではなく届出制のため、保育サービスの質は玉石混交である可能性はあるが、同施設のように小規模保育事業所と認可外保育施設で同等の保育サービスの質を提供しており、認可外保育施設指導監督基準等一定の基準を満たしている施設であれば、補助の対象となる制度になることを望んでいる。

以上

ベビーシッターあいあい

施設区分	認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)(法人)
経営主体	株式会社アイケア
職員数 (2023年1月31日時点)	責任者1名、保育士13名、事務員1名、その他3名 (うち、責任者1名、保育士資格保有者7名、その他2名は小規模保育事業所と兼務者)
定員	6名
対象児童	0～12歳
保育時間	年中無休(24時間)
休日	無し
保育料	<p>【ベビーシッター(在宅保育)】 1,714～2,476円/h</p> <p>【マミーシッター(家事代行)】 2,000～2,762円/h</p> <p>【病後児保育】 2,095～2,857円/h</p> <p>【産前産後ケア】 2,381～3,143円/h</p> <p>【集団イベント保育】 保育料は要相談</p> <p>※初回事務手数料 3,810円</p> <p>※交通費は 38円/1km</p> <p>※上記は時間帯により変動。また、友人の利用は別途相談</p> <p>※きょうだいの利用は年齢に応じ、1時間当たり 476～952円加算</p> <p>※入浴・沐浴は 952円/回</p> <p>※前日 18:00以降の緊急予約の場合、別途 476円/回</p>

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 法人開設の経緯

「ベビーシッターあいあい」は、株式会社アイケアが静岡県浜松市にて運営している、認可外の居宅訪問型保育事業である。

同事業の運営元である株式会社アイケアは、大正5年に設立された遠江看護婦会及び浜松看護婦養成所を母体として設立された会社である。同社は主たる事業として、在宅介護事業を運営していたが、当時の代表が『赤ちゃんからお年寄りまで』の総合的なケアを提供するという同社の理念に即して、「赤ちゃんをサポートする事業を行いたい」と考えるようになり、平成6年から保育事業に参画した。

園児の確保が困難であることや、介護保険制度開始に伴い介護事業に重きを置いたことを理由として、一時的に保育事業から撤退した時期もあったが、平成21年12月に居宅訪問型保育事業である「ベビーシッターあいあい」の運営を開始した。その他、同事業の運営元である株式会社アイケアは、保育施設「あいあい保育ルーム」を別途運営しており、当該施設は平成27年4月に小規模保育事業A型に移行している。

(2) 運営状況・利用者の状況

①事業の運営状況

同事業では、年末年始を含む 365 日 24 時間体制で子どもを預かっており、通常の居宅訪問型保育事業を実施する「ベビーシッター(在宅保育)」、回復期の子どもの預かりを行う「病後児保育」、多忙な保護者に代わり家事等を実施する「マミーシッター(家事代行)」、出産を控えた母親や、出産後の母親のためのケアである「産前産後ケア」、指定された場所で、多数の子どもの預かりを行う「集団・出張保育」等を実施している。保育の対象は0歳児から 12 歳までの学童である。

保育料は各保育内容に応じ、下表の通り設定されている。なお、年末年始やゴールデンウィークでは、祝日料金に1時間当たり 381 円の上乗せ料金を加算し、運営している。

<保育料>

		デイトタイム (9:00～ 17:00)	モーニング (6:00～9:00)	イブニング (17:00～ 21:00)	ナイト (21:00～翌 6:00)
ベビーシッター (在宅保育)	月～金曜日	1,714 円/h	2,000 円/h		2,190 円/h
	土～日曜日・祝日	2,000 円/h	2,286 円/h		2,476 円/h
マミーシッター (家事代行)	月～金曜日	2,000 円/h	2,286 円/h		2,476 円/h
	土～日曜日・祝日	2,286 円/h	2,571 円/h		2,762 円/h
病後児保育	月～金曜日	2,095 円/h	2,381 円/h		2,571 円/h
	土～日曜日・祝日	2,381 円/h	2,667 円/h		2,857 円/h
産前産後ケア	月～金曜日	2,381 円/h	2,667 円/h		2,857 円/h
	土～日曜日・祝日	2,667 円/h	2,952 円/h		3,143 円/h
集団・出張保育	月～金曜日	要問合せ・相談			
	土～日曜日・祝日				

※初回事務手数料 3,810 円
 ※交通費は 38 円/1km
 ※上記は時間帯により変動。また、友人の利用は別途相談
 ※きょうだいの利用は年齢に応じ、1時間当たり 476～952 円加算
 ※入浴・沐浴は 952 円/回
 ※前日 18:00 以降の緊急予約の場合、別途 476 円/回

②利用家庭の特徴

同事業の利用登録者は580名程度おり、「ベビーシッター(在宅保育)」や「マミーシッター(家事代行)」等、同事業が提供する全てのサービスを合計した利用家庭は、月に20～30件程度、最大で月40件程度の保育依頼がある。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者への営業活動が難しくなったり、保護者が対面での保育を避ける傾向にあったりしたため、一時的に利用家庭が激減したものの、現在はコロナ禍以前の水準に回復してきている。

利用家庭の特徴として、約6割が同事業を定期的に利用しており、最もよく聞かれる利用理由としては育児・家事負担の軽減があるが、その他にもリフレッシュや仕事等、利用理由は多岐にわたっている。定期利用家庭は認可保育所との併用をしている園児も一定数おり、中には週5日、早朝の利用をしている家庭も存在する。不定期に利用する家庭においても利用理由に大きな差はなく、リフレッシュのためや病院へ行くため等、様々な理由により同事業の利用をしている。

また、外国籍の家庭の受入れ実績もあり、子ども達の保育提供にとどまらず、乳児への喃語の発声練習支援等、産前産後の支援を行ったこともあった。

なお、同事業は浜松市の「はますくヘルパー利用事業(産前・産後ヘルパー)⁸²」の対象事業となっており、利用家庭は産前産後ケアの利用料が一部浜松市から助成される。そのため、その他の「ベビーシッター(在宅保育)」等も産前産後ケアとの併用者が多くなっていることから、0～2歳児の園児が多い。

利用家庭の1回当たりの利用時間は、2～5時間程度⁸³がほとんどを占めている。

2. 保育の特徴

～利用する家庭のニーズや意向を丁寧に汲み取る利用フロー～

同事業の利用フローは、①保護者から同事業運営元への問合せ、②契約時の訪問、③利用申込み、④アセスメント、⑤サービスの利用(当日打合せ)、⑥サービス利用報告書の提示である。

①保護者から同事業運営元への問合せがあったのち、②契約時の訪問では、保育に関する資格を有する契約担当者が、直接利用する家庭へと訪問し、サービス内容や保育料等、契約内容を説明している。契約完了後、③利用申込みにて利用日が決定すると、利用前の事前打合せとして④アセスメントを実施する。アセスメントの際には多くの場合、保育担当者と契約担当者が同席し、保護者の保育への思いや、希望する保育担当者・保育内容等に関するヒアリングを実施している。また、併せて利用家庭の確認を行い、保育環境の把握にも役立っている。これらのような詳細な聞き取り・保育環境の把握をするため、アセスメント時においても必ず、概ね1時間程度利用家庭への訪問を実施している。その後、⑤サービス利用時には当日、5分程度の引継ぎの打合せを実施し、利用終了後、⑥サービス利用報告書を保護者へと渡している。

上記のようなフローを整備する理由は、同事業がこれまで多数の家庭と接してきた知見より、同事業が立地する浜松市の家庭は、他の地域の家庭と比して、外部の保育士等を家庭に招き入れ、保育を実施することに抵抗が強い家庭が多いと考えているためである。こうした抵抗や不安を解消し、信頼関係を構築することが重要であると考えており、②契約時の訪問や④アセスメントにおいて、確実に対面で説明等を実施するようにしている。

⁸² 妊娠中や出産後に体調がよくなかったり、慣れない育児で助けが必要だったりする時期の保護者に対し、家事や育児相談のサポートを行う事業。利用時に係る費用の一部は浜松市より助成される。

⁸³ 同施設の最低利用時間は2時間。

～利用報告書を作成し、保護者への丁寧な保育内容の申し送りを実施～

同事業の各保育担当者が保育時の子どもの様子を利用報告書に記載し、保育の利用終了時、口頭で保育内容を振り返りながら、その利用日のうちに保護者へと利用報告書を渡している。利用報告書に記載する内容は、園児名や利用日時等の基本情報に加え、時系列別の保育内容に関する申し送りや、排水や排便、睡眠時間やおむつの交換時間、食事・おやつ時間等である。

同事業を頻繁に利用する保護者にとっては、利用報告書が日々の保育の記録のような役割を果たしているケースもあるため、利用報告書は同事業が提供する保育をする上で、重要な位置づけにある。

<利用報告書フォーマット>

報告書		お客様 保育館 担当者	
		印	印
お客様名		住所	電話番号
お子様名		年齢	生年月日
		性別	年 月 日 生 年 月 日
		年齢	年 月 日 生 年 月 日
		性別	年 月 日 生 年 月 日
		年齢	年 月 日 生 年 月 日
時間	内容	家の人からの申し送り	
●お子様の様子●		食事	
		おやつ時間	
		授乳	
		おむつ/トイレの換装時間	
		排水	
		排便	
		睡眠	
利用の日		就業時間	
年 月 日 ()		時 分～ 時 分 ()	
おんアイケア/あいあいベビーシッター			

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～同一運営元の小規模保育事業所の施設と協働～

同事業の運営元である、株式会社アイケアが運営する小規模保育事業所との協働体制を整備している。取組みの一つとして、同社の従業員が小規模保育事業所で働いたり、居宅訪問型保育事業でシッターとして働いたりすることができるよう、流動的な人事制度を整備しており、双方の保育の特徴や、保育において気を付けるべき点等を学ぶことが可能である。また、小規模保育事業所を利用する保護者からリフレッシュの希望があったり、育児において孤立している様子が見受けられたりするなど、居宅訪問型保育事業による支援の必要性があると判断された際には、当該事業の案内を行うこともある。

その他、居宅訪問型保育事業と小規模保育事業所の研修は合同実施としており、年度初めに両事業の1年間分の行事・研修に関する計画を策定している。研修を合同開催とすることにより、双方の保育の内容・ノウハウや子どもと接する際の接遇の心がけ、最新情報の共有等が可能である。加えて、居宅訪問型保育事業で勤務する保育士は、他の保育士と関わる機会が少ないため、各自の保育に係る情報を共有することにより、他の保育士の保育内容等を知るよい機会となっており、保育の質の向上につながっている。

なお、研修のテーマは、「虐待防止」「不審者対策」「交通安全」等多岐にわたり、外部研修を利用することもある。外部研修の9割はオンライン形式のものであり、研修を受講する職員が偏らないようにすることができるため、多くの職員が効率的に受講できる環境を整備している。研修は月2～3回程度、多い時には月5回程度受講できるようにしており、受講後は職員に研修報告を作成してもらっている。研修報告は回覧をしたため、内容をフィードバックしたりして、他の職員にも共有するように努めている。

<行事・研修等をまとめた計画表>

令和4年度（2022）年間行事計画表（予定）						あいあい保育ルーム / ベビーシッターあいあい					
4月（福村）		5月（藤）		6月（柳瀬・堀川）		7月（寺田）		8月（藤）		9月（寺田）	
1	金	1	日	1	水	1	金	1	月	1	木
2	土	2	月	2	木	2	土	2	火	2	火
3	日	3	火	3	金	3	日	3	水	3	水
4	月	4	水	4	土	4	月	4	木	4	木
5	火	5	木	5	日	5	火	5	金	5	金
6	水	6	金	6	月	6	水	6	土	6	土
7	木	7	土	7	火	7	木	7	日	7	日
8	金	8	日	8	水	8	金	8	月	8	月
9	土	9	月	9	木	9	土	9	火	9	火
10	日	10	火	10	金	10	日	10	水	10	水
11	月	11	水	11	土	11	月	11	木	11	木
12	火	12	木	12	日	12	火	12	金	12	金
13	水	13	金	13	月	13	水	13	土	13	土
14	木	14	土	14	火	14	木	14	日	14	日
15	金	15	日	15	水	15	金	15	月	15	月
16	土	16	月	16	木	16	土	16	火	16	火
17	日	17	火	17	金	17	日	17	水	17	水
18	月	18	水	18	土	18	月	18	木	18	木
19	火	19	木	19	日	19	火	19	金	19	金
20	水	20	金	20	月	20	水	20	土	20	土
21	木	21	土	21	火	21	木	21	日	21	日
22	金	22	日	22	水	22	金	22	月	22	月
23	土	23	月	23	木	23	土	23	火	23	火
24	日	24	火	24	金	24	日	24	水	24	水
25	月	25	水	25	土	25	月	25	木	25	木
26	火	26	木	26	日	26	火	26	金	26	金
27	水	27	金	27	月	27	水	27	土	27	土
28	木	28	土	28	火	28	木	28	日	28	日
29	金	29	日	29	水	29	金	29	月	29	月
30	土	30	月	30	木	30	土	30	火	30	火
31	日	31	火	31	金	31	日	31	水	31	水

～居宅訪問型保育事業への他の保育士の同行により、保育内容を確認～


同事業では、訪問保育を提供する際、主たる保育提供者の保育士とは別に、他の保育士を同行させることにより、保育内容の評価・確認を実施している。同行する保育士は基本的に経験者であり、同行時には適宜、主たる保育提供者の保育士に対して保育のアドバイス等を行っている。主たる保育提供者の保育士は、年次や経験にかかわらず保育の同行による評価の対象となるため、いかなる年次であろうとも保育内容の評価・確認を行う体制を整備している。

～保育士が働きやすい環境の整備～

居宅訪問型保育事業では保育士が孤立しやすい環境にあり、情報共有の機会が難しいことから、半年に1回程度、同事業の保育士に対し、「HOIKU LETTER」を令和3年度から発行している⁸⁴。「HOIKU LETTER」の内容として、重要なお知らせや代表からのメッセージ、研修情報や保育に関する豆知識等を掲載している。

また、仕事に関する悩みや、プライベートな悩み等、様々な事柄について相談できる相談役も社内及び部署内に設置している。



<HOIKU LETTER>



30周年

HOIKU LETTER 第1号

アイケアは今年30周年を迎えました!!

株式会社アイケア保育部
令和3年5月13日発行

～代表取締役 社長 【宇田川智子】様からのメッセージ～

社長に就任して3年が経過。就任した当初は会長の起業した会社を守ること、守るためにはどうしたら良いかと考えていたが、今は皆の（社員の）生活をいかに守ってあげることが、守るためには会社としてどうしたら良いかと考えるようになりました。会社の利益のためではありません。

社員が誇ることや笑顔でいるためには、その社員自身の協力は欠かせないため会社の述べたことも遵守していただきたいと思っています。

また、現場の声を拾うこと、現場に会社の声を落とすことをしっかりと行なって同じ方向を向いてやっていきたい。 島田の声：代表の想いを自分に重ねて、勤勉に働かせていただきたいと思っています。

～新型コロナウイルス感染症対策～

5月7日（金）現在で、「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。

静岡県は感染状況は、1週間あたりの新規感染者が人口10万人あたり6.4人に急増、病床利用率は20%を超過し、特に西部地域でひっ迫が強まっています。

緊急事態宣言をはじめ、まん延防止等重点措置区域が9都道府県で実施していることから、全国的な感染拡大が続いています。感染拡大地域との往来を極力回避し「マスクの着用」「三密を避ける」など引き続き感染対策を徹底して参ります。

～部署における研修について～（外部・内部）

2021年度「資質向上計画表」参照してください。（紫色の字）

新型コロナウイルス感染症対策をしながらですが、保育の資質向上のための計画をしています。可能な範囲でふるってご参加ください。

出席の際はご連絡いただくと助かります。（ご自己評価もご参照ください）

※2時間までは会社から賃金として支払われます。

～現場でのエピソード～ <森田亜美さんより>

★高園保育組 保育者2名 配置：子ども9名

持ち帰る際の合言葉は「離れま〜す！」ですが、その日に戻りは「離れたいけど、離れられませ〜ん(笑)」でした(笑)。

★個人研修 0歳児女児

ご飯を食べて欲しくても食が進まず、全身ご飯だらけ・・・私の集りが伝わってしまったのだと思います。汚れの涙さと思わず笑顔になってしまいました。。。

重要なお知らせ

☆「令和3年度 子育て支援員」研修について

以前にお知らせいたしましたが、保育士、幼稚園教諭、看護士の有資格者または日本保育サービス協会によるベビーシッターの資格がない方は「子育て支援員」研修が必須となっています。

定められた基本研修、専門研修、現場実習を履修修了すると、静岡県知事が全国で通用する「子育て支援員」として認定をしてくれます。


会社では、この研修に係る時間や日数を勤務扱いとして換算し、賃金として支払われます。コロナ禍での受入人数制限により、昨年度は申込者のほとんどが受講できないという結果になりましたが、積極的に戻っていただけたらと思います。

今年度の受講状況も読めない状態ですが、6月1日から申込受付が始まります。回封した受講案内に従って、個々で申し込みをしていただきたいと思います。

万が一、受講申込結果があった場合、その結果をコピーで携いせんので、こちらにご提出ください。

豆知識 子どもの正しい靴選びのポイント

- ①つま先は広く厚みがあること、圧迫しないもの
- ②つま先は少し反りあがっている
- ③かかと部分をしっかりと支えて、衝撃から守ってくれる
- ④足が曲がる位置で靴も曲がること
- ⑤底の部分が適度に弾力のある靴（厚すぎず薄すぎず）
- ⑥粘着性（すべりにくい）がある
- ⑦甲の高さが調整できる（マジックテープ）
- ⑧インソール（中敷き）が外せる
- ⑨適切な大きさ（足の長さ、幅、足囲サイズ）
- ⑩通気性の良い素材のもの



⁸⁴「HOIKU LETTER」は居宅訪問型保育事業に従事する保育士に向けたものであるが、株式会社アイケアの保育部署に勤務する職員全体に対しても発行している。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も居宅訪問型保育事業としての保育を実施～

法人としては、今後も引き続き同事業の内容を展開していきたいと考えており、職員の働きやすい環境作りのための保育や、子育て家庭を支援するためのあらゆるニーズに貢献できる保育を念頭に、事業を拡大したいと考えている。なお、認可の居宅訪問型保育事業への移行については、機会があり、求められている条件が合致すれば移行も検討する。

～園児の発達に合わせた相談先一覧の作成を検討～

令和5年度以降、小規模保育事業所と協働し、子どもの発達に合わせた保護者向けの相談先等を集約した一覧を整備することを検討している。整備後は居宅訪問型保育事業の保育士に持ち歩いていただき、保護者が困っているようであれば、一覧を活用し、適宜相談先へと案内する、といった支援の提供も考えている。

(2) 法人が認識している今後の課題

～人材の確保に課題～

居宅訪問型保育事業への需要が増している一方、保育を提供する保育士が不足しており、人材の確保には課題を感じている。昨今ではとりわけ、送迎対応後、保護者の帰宅までの保育の実施に対する需要が非常に増えており、子育て世代の保育士には対応が難しい時間帯の保育であるため、人材確保の困難さに拍車をかけている。また、居宅訪問型保育事業は他者の家庭で保育を提供するため、ハードルが高いと感じる方が多いためか、施設と比べても担い手が不足しているように感じている。

なお、人材の確保や施設・事業知名度の向上、園児の確保に対応するため、今後同事業の利用を希望する家庭や、同事業の保育士として働きたい人向けに、地域内での交流会を開催した。交流会では沐浴体験等、普段事業所にて実施している保育体験や、離乳食の時短料理の料理教室等を実施した。

以上

Peace Baby Station 名東

施設区分	その他の認可外保育施設
経営主体	株式会社ピース
職員数 (2023年2月10日時点)	責任者1名、保育士7名
定員	月極保育・一時預かり保育合計で1日当たり13名
対象児童	生後6か月～6歳(就学前)
保育時間	月～金曜日 9:00～18:00(延長応相談) 土～日曜日・祝日 対応可能な保育士が確保できた場合のみ受入れ
休日	土～日曜日・祝日(対応可能な保育士が確保できた場合は開所する場合もある)
保育料	「1.(2)」にて記載

1. 保育施設の概要・運営状況

(1) 保育施設開設の経緯

「Peace Baby Station 名東」は、株式会社ピースが運営する平成28年に開園した愛知県名古屋市の認可外保育施設である。同法人は、名古屋市内を拠点に訪問看護サービスのほか、住宅型有料老人ホーム事業を展開しており、3か所の訪問看護ステーションにそれぞれ保育施設を併設している。「Peace Baby Station 名東」はそのうちの一つの施設であり、残り2施設は認可外保育施設「Peace baby station 中川」と小規模保育事業所の「Peace Baby Station 瑞穂」である。なお、「Peace baby station 中川」は訪問看護ステーションに勤務するスタッフの子どものみを受け入れているが、「Peace Baby Station 名東」では、それ以外の家庭(勤務している保育士の家庭含む)も広く受け入れている。

同法人の設立者が自身の出産を機に、子どもを預かってくれる場所が欲しいといった同法人の他のスタッフのニーズを汲み取り、平成25年に「ピース訪問看護ステーション瑞穂」内に「Peace Baby Station 瑞穂」を開園した。その後、「ピース訪問看護ステーション中川」でも、訪問看護ステーション内に託児機能があれば働きやすいといったスタッフの声が多く聞かれたため、「Peace baby station 中川」を開園した。両施設において特に訪問看護ステーションに勤務するスタッフの保育ニーズを満たしていたことから、平成28年の「ピース訪問看護ステーション名東」の開設と同時に「Peace Baby Station 名東」が開園された経緯である。

以降、「Peace Baby Station 名東」について記述する。

(2) 運営状況・利用者の状況

同施設では、訪問看護ステーション内に保育専用の部屋を設け、保育事業を実施している。生後6か月～6歳(就学前)を対象としており、訪問看護ステーションのスタッフの他、一般利用や同施設に勤務する保育士の子ども利用も可能である。利用人数はスタッフ以外の家庭の子どもが多い。基本的な開所日は月～金曜日だが、対応可能な保育士が確保できた場合のみ、原則的に従業員の子どものみに限定して土～日曜日・祝日も開所している。同施設では月極保育と一時預かり保育を行っているが、同施設を利用している子どもは月極保育・一時預かり保育いずれの場合も同じ空間で預かっているため、定員は両者合わせて1日当たり13名としている。なお、13名の枠内には月極保育の登録者や従業員・保育士の子どもを優先的に受け入れており、枠が余った場合に一時預かり保育の家庭を受け入れている。

保育料は様々なパターンがあり、下表の通りとなっている。

<保育料>

【月極保育】※入会金 5,000 円					
	週5回	週4回	週3回	週2回	週1回
生後6か月～1歳未満	69,000 円	61,000 円	53,000 円	40,200 円	21,000 円
1～5歳	59,400 円	53,100 円	46,800 円	38,400 円	20,400 円

【一時預かり保育】※30 分当たりの料金		
	平日 9:00～15:00	平日 8:30～9:00、15:00～18:00
生後6か月～1歳未満	600 円	850 円
1～5歳	500 円	750 円

月極保育は週1～5回までの各コースが設けられており、現在は0歳児2名と1歳児1名の3名が登録している。0歳児は週5回と週2回が1名ずつ、1歳児は週4回で利用している。一方で、上述の理由により一時預かり保育の利用園児にはばらつきがあるものの、1日当たり平均2～3名が利用していることが多い。

月極保育と一時預かり保育を合わせた利用家庭の内訳としては、就労家庭と専業主婦家庭でおおむね半々である。利用の背景は様々であるが、よく聞かれるものとしては、「保育認定があるものの認可保育所に入れなかった」「基本的に日中の保育が可能であるものの保護者の通院時等のみ一時的に預けたい」「第二子以降の出産に伴い上の子どもを預けたい」「保護者が他のきょうだいの行事に出席する」などがある。上記理由の他にも、中には育児不安が強くしんどい思いをしている家庭や、子どもの発達状況が心配な家庭、安価な保育料を求めて利用する家庭、看護師が近くで勤務している安心感から利用する家庭も見られている。

また、一時預かり保育利用園児の3割程度は幼稚園や認可保育所との併用利用を行っており、主に幼稚園の長期休園期間などに利用している。きょうだいで利用している場合も多く、利用園児数が多いというよりも利用頻度が高い園児が多い印象である。初回利用時は不安を感じながら来園する利用者も多いが、一度利用すれば同施設の保育内容に共感し高頻度で利用してくれる場合が多い。同施設は立地するエリアでは通勤族が多く住んでおり、祖父母の支援を受けることが難しい家庭が多いことから、一時預かり保育のニーズが多いものと同施設の管理者は推察している。

同施設には職員が8名在籍しており、全員保育士資格を有している。このほか、訪問看護ステーションには看護師が勤務しているため、子どもが怪我や病気の際は同施設で診てもらうことも可能である。

(3) 施設の広報・周知

訪問看護ステーションの職員の子どもを優先的に受け入れていることもあり、一般利用者向けにはホームページと SNS を通じた情報公開、チラシの配布等、一般的な広報施策を中心に実施している状況である。その他利用のきっかけとしては、近隣の公園で同施設に通う子ども達を見かけたことや、通っている幼稚園の保護者からの口コミ・紹介等が多いようだ。

2. 保育の特徴

～医師・看護師との緊密な連携を通じた安心感のある保育の提供～

訪問看護ステーションに併設されているという特色を活かし、医師や看護師との緊密な連携を取っている。子どもの病気や怪我、その他体調面で気になる事項があった際には、訪問看護ステーションに勤務する看護師や提携先の医師の診察を受けることも可能である。病児・病後児、医療的ケア児といった特段の医療的措置が必要な園児を優先的に受け入れているわけではないものの、看護師が近くに勤務していることを理由に利用する家庭もあり、看護師がいることは保護者の安心材料につながっているものと同施設の管理者は感じている。

また、訪問看護ステーションには看護師だけでなくリハビリスタッフも勤務しているため、保護者や保育士が子どもの身体的な発達面で悩みが生じた際には、リハビリスタッフに適宜相談も行っている。

～小人数保育を通じたきめ細かいフォロー～

同施設の定員は 13 名と少人数であるため、保育士との距離が近いことも特徴の一つである。少人数保育を行っているからこそ発達に心配のある子ども等についても保護者と連携しながら入所・入学に向けたよりきめ細かいフォローができる。そういった点も口コミを通じて同施設が広まっている理由ではないかと、同施設の管理者は感じている。

3. 保育の質の確保・向上に向けた取組み

～オンライン研修を通じた保育士のスキルアップ～

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課が主催する保育施設等の職員向け研修を受講している⁸⁵。これまで保育士の勤務予定や保育士自身の子育て状況により受講時間確保が難しかったが、コロナ禍の影響もありオンライン開催となったことで、保育士の勤務状況や家庭環境によらず受講しやすくなった。これにより、保育士全体の研修機会は増えたように感じている。また、これら研修の内容については、SNS 等を通じて保育士間で随時共有を行うことで、施設全体における保育の質の向上に努めている。

⁸⁵令和4年度は「専門研修」として、「保育の専門性を生かした子育て支援」「障害児保育」「アレルギー」「乳幼児の発達とわらべ歌」、「保育リスクマネジメント研修」として、「保育所等における事故予防・危機管理」についての研修が実施された。

4. 今後の展望・課題

(1) 今後の展望

～今後も認可外保育施設として核家族家庭の安心材料でありたい～

一時預かり保育を実施している認可保育所もあるようだが、何日も前から予約が必要な場合や、定員数が少なく抽選が行われる場合もあると聞いている。同施設についても認可保育所に移行すれば補助が出るため経営的には楽になるが、突発的な利用ニーズへの対応や利用者個々人の状況に応じた柔軟な対応、果たしていくべき役割等を考えると、認可外保育施設として運営を続けていくことの重要性を感じている。転勤族が多い地域だからこそ、突発的なニーズに対応していくことで核家族家庭の助けになりたい、「同施設があるから安心して子育てができる」といった子育て家庭の心の支えとなるような施設でありたいと同施設では考えている。

また、認可保育所では基本的には早朝から夕方まで開所している必要があるため、例えニーズが少ない曜日や時間帯があった場合でも、当該時間帯に対応できる保育士を確保しなければならない難しさがある。これらの理由から、今後も認可外保育施設として運営を続けていくことを希望している。

～小学生を対象とした受入れ～

具体的な計画は立てられていないものの、将来的には就学前の子どもだけでなく、小学生を対象とした預かりサービスも実施していきたい。名古屋市ではトワイライトスクール⁸⁶等、公立の小学生等の預かりサービスが充実しているため、小学生の放課後の預け場所に困っている声は現状少ない。ただ、上の子どもが小学生である一方、未就学児である下の子どもが同施設を利用している場合、保護者が2か所それぞれへ送迎を行うのは負担が大きいため、上の子どもも預かってほしいといったニーズもしばしば聞かれるところである。しかし、0歳～小学生では年齢幅が大きいため、同一の保育内容を提供していくのは難しく、保護者としても年齢幅が大きい中に預けるのは少々心配な面もあるかもしれない。そうした点は今後の検討課題である。

(2) 施設が認識している今後の課題

～「利用しやすさ」と「経営面」の両者を考慮した保育料設定～

経営面を考えた上で現在の保育料を設定しているため、保護者にとっては決して利用しやすい価格設定ではないと感じている。保育料を下げれば経営が苦しくなる一方、高額な保育料を設定したとしても、利用者の利用時間が減ってしまい結果的に収入は増加しない上、保育士の報酬面でも厳しくなってくる。利用者にとってはさらに気軽に利用できる施設に、保育士にとっては報酬が担保されたさらに楽しく働ける職場にしていくためにも、認可外保育施設に対して多少の補助があると大変ありがたいと同施設では感じている。

また、施設に対しての補助だけでなく、利用家庭に対しての保育料補助もあると効果的ではないかとも感じている。現状、指導監督基準を満たす認可外保育施設の無償化対象となっているのは3歳児以上であるため、保育ニーズの最も多い0～2歳児の家庭や専業主婦家庭等保育認定を受けていない家庭に対しても多少なりとも保育料補助があると、さらに気軽に認可外保育施設を利用できるようになるのではないかと感じている。

⁸⁶小学生の放課後の居場所確保事業である、放課後子供教室(文部科学省)と放課後児童クラブ(厚生労働省)を一体的に実施している事業の名古屋市における名称

～保育士の人材確保～

保育士の確保も課題の一つである。現状、8名の保育士でシフトを組んで対応しているが、最も込み合う年度後半～4月上旬の時期は保育士がフル稼働している状態である。そのため、春休みのみ勤務する保育士を確保したり、訪問看護ステーションで勤務する看護師に一時的に抱っこをお願いしたりなどして対応している。特に、小さな子どもを持つ保育士はフルタイムで勤務することはできないため、夕方以降対応できる保育士が少ないのが課題である。経営面を考えると高い報酬で派遣の保育士を雇うことなどもできないため、いかに人材確保に取り組んでいくべきか、悩ましく感じている。

以上

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設の利用者の保育等ニーズに関する調査
報告書

令和5（2023）年3月発行

発行・編集／みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5280
